

独立行政法人 国際協力機構の 平成28年度における業務実績評価

平成29年9月

外務省

財務省

農林水産省

経済産業省

目次

| | |
|---|------|
| 評価の概要 | 0-1 |
| 総合評定 | 0-2 |
| 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成 するためとるべき措置 | |
| No. 1 貧困削減（MDG s 達成への貢献） | 1-1 |
| No. 2 持続的経済成長..... | 2-1 |
| No. 3 地球規模課題への対応..... | 3-1 |
| No. 4 平和の構築..... | 4-1 |
| No. 5 事業マネジメントと構想力の強化..... | 5-1 |
| No. 6 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献..... | 6-1 |
| No. 7 研究 | 7-1 |
| No. 8 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施..... | 8-1 |
| No. 9 NGO、民間企業等の多様な関係者との連携..... | 9-1 |
| No. 10 ボランティア..... | 10-1 |
| No. 11 市民参加協力..... | 11-1 |
| No. 12 開発人材の育成（人材の養成及び確保） | 12-1 |
| No. 13 広報 | 13-1 |
| No. 14 技術協力、有償資金協力、無償資金協力..... | 14-1 |
| No. 15 災害援助等協力..... | 15-1 |
| No. 16 海外移住 | 16-1 |
| No. 17 環境社会配慮..... | 17-1 |
| No. 18 男女共同参画..... | 18-1 |
| No. 19 事業評価 | 19-1 |
| No. 20 安全対策の強化..... | 20-1 |
| No. 21 外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施..... | 21-1 |

2. 業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項

| | | |
|--------|--|------|
| No. 22 | 組織運営の機動性向上..... | 22-1 |
| No. 23 | 契約の競争性・透明性の拡大..... | 23-1 |
| No. 24 | ガバナンスの強化と透明性向上..... | 24-1 |
| No. 25 | 事務の合理化・適正化..... | 25-1 |
| No. 26 | 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し..... | 26-1 |
| No. 27 | 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。） | 27-1 |
| No. 28 | 短期借入金の限度額..... | 28-1 |
| No. 29 | 不要財産の処分等の計画..... | 29-1 |
| No. 30 | 重要な財産の譲渡等の計画..... | 30-1 |
| No. 31 | 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。）..... | 31-1 |
| No. 32 | 施設・設備..... | 32-1 |
| No. 33 | 人事に関する計画..... | 33-1 |
| No. 34 | 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い..... | 34-1 |
| No. 35 | 中期目標期間を超える債務負担..... | 35-1 |

| 第1章 略語表 | | |
|----------------|---|--|
| 略語 | 英文名称 | 和文名称 |
| ABE Initiative | African Business Education Initiative for Youth | アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABE イニシアティブ) |
| ADEA | The Association for the Development of Education in Africa | アフリカ教育開発連合 |
| BBB | Build Back Better | より良い復興 |
| CARD | Coalition for African Rice Development | アフリカ稲作振興のための共同体 |
| DAC | Development Assistance Committee | 開発援助委員会 |
| EMT | Emergency Medical Team | 救急救命チーム |
| E/N | Exchange of Notes | 交換公文 |
| E/S | Engineering Service | エンジニアリング・サービス |
| G/A | Grant Agreement | 贈与契約 |
| GCF | Green Climate Fund | 緑の気候基金 |
| GPE | Global Partnership for Education | 教育のためのグローバル・パートナーシップ |
| IDFC | International Development Finance Club | 国際開発金融クラブ |
| IFAD | International Fund for Agricultural Development | 国際農業開発基金 |
| IFNA | Initiative for Food and Nutrition Security in Africa | 食と栄養のアフリカ・イニシアチブ |
| IHR | International health regulations | 国際保健規則 |
| INSARAG | International Search and Rescue Advisory Group | 国際捜索・救助諮問グループ |
| JCAP | JICA Country Analysis Paper | JICA 国別分析ペーパー |
| JCM | Joint Crediting Mechanism | 二国間クレジット制度 |
| JDS | Japanese Grant for Human Resource Development Scholarship | (無償資金協力) 人材育成奨学計画 |
| JKUAT | Jomo Kenyatta University of Agriculture and Technology | (ケニア国立) ジョモ・ケニヤッタ農工大学 |
| JOCV | Japan Overseas Cooperation Volunteers | 青年海外協力隊 |
| L/A | Loan Agreement | 借款契約 |
| MDGs | Millennium Development Goals | ミレニアム開発目標 |
| NDCs | Nationally Determined Contributions | (気候変動：温室効果ガス削減) 国が決定する貢献 |
| NEDA | Neighboring Countries Economic Development Cooperation Agency | (タイ) 周辺国経済開発協力機構 |
| NEPAD | The New Partnership for Africa's Development | アフリカ開発のための新しいパートナーシップ |
| OECD-DAC | Organisation for Economic Co-operation and Development | 経済協力開発機構／開発援助委員会 |

| | | |
|---------------|--|--------------------------------|
| | Development Assistance Committee | |
| OSBP | One Stop Boarder Post | ワン・ストップ・ボーダー・ポスト |
| Pacific-LEADS | Pacific Leaders' Educational Assistance for Development of State | 太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム |
| PALM7 | The 7th Pacific Islands Leaders Meeting | 第7回太平洋・島サミット |
| PEACE | Project for the Promotion and Enhancement of the Afghan Capacity for Effective Development | (アフガニスタン) 未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト |
| PMAC | Prince Mahidol Award Conference | マヒドン王子記念賞会合 |
| PPP | Public-Private Partnership | 官民連携 |
| REDD+ | Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries | レッド・プラス |
| SATREPS | Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development | 地球規模課題対応国際科学技術協力 |
| SDGs | Sustainable Development Goals | 持続可能な開発目標 |
| SHEP | Smallholder Horticulture Empowerment Project | 小農による市場志向型農業 |
| STEP | Special Terms for Economic Partnership | 本邦技術活用条件 |
| TICAD | Tokyo International Conference on African Development | アフリカ開発会議 |
| UHC | Universal Health Coverage | ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ |
| UNDAC | United Nations Disaster Assessment and Coordination | 国連災害評価調整チーム |
| UNHCR | United Nations High Commissioner for Refugees | 国連難民高等弁務官事務所 |
| UNFCCC | United Nations Framework Convention on Climate Change | 国連気候変動枠組条約 |
| UNISDR | United Nations Office for Disaster Risk Reduction | 国連国際防災戦略事務局 |
| UNOSSC | United Nations Office for South-South Cooperation | 国連南南協力事務所 |
| WBT | Web-Based Training | ウェブベース研修 |

評価の概要

| 1. 評価対象に関する事項 | | |
|---------------|--------------|-------------------------------|
| 法人名 | 独立行政法人国際協力機構 | |
| 評価対象 | 年度評価 | 2016年度（平成28年度）（第3期中期目標期間） |
| 事業年度 | 中期目標期間 | 2012年度（平成24年度）～2016年度（平成28年度） |

| 2. 評価の実施者に関する事項 | | | |
|-----------------|--|---------|-----------------------------|
| 主務大臣 | 外務大臣 | | |
| 法人所管部局 | 外務省国際協力局 | 担当課，責任者 | 政策課 今福 孝男 課長 |
| 評価点検部局 | 外務省大臣官房 | 担当課，責任者 | 考査・政策評価官室 真鍋 尚志 考査・政策評価官 |
| 主務大臣 | 財務大臣 （外務大臣及び財務大臣の共管項目：項目 No. 21「外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施」，No. 24「ガバナンスの強化と透明性向上」，No. 28「短期借入金の限度額」，No. 29「不要財産の処分等の計画」，No. 30「重要な財産の譲渡等の計画」のうち，有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項。） | | |
| 法人所管部局 | 財務省国際局 | 担当課，責任者 | 開発政策課 吉田 昭彦 課長 |
| 評価点検部局 | 財務省大臣官房 | 担当課，責任者 | 文書課政策評価室 田平 浩 室長 |
| 主務大臣 | 農林水産大臣 （外務大臣及び農林水産大臣の共管項目：項目 No. 34「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い」に関し，農林業の開発に係る開発投融資の債権の回収等に関する事項。） | | |
| 法人所管部局 | 農林水産省大臣官房国際部 | 担当課，責任者 | 海外投資・協力グループ 佐藤 正 参事官 |
| 評価点検部局 | 農林水産省大臣官房 | 担当課，責任者 | 広報評価課 長野 麻子 課長 |
| 主務大臣 | 経済産業大臣 （外務大臣及び経済産業大臣の共管項目：項目 No. 34「積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い」に関し，鉱工業の開発に係る開発投融資の債権の回収等に関する事項。） | | |
| 法人所管部局 | 経済産業省貿易経済協力局 | 担当課，責任者 | 総務課 藤本 武士 課長 |
| 評価点検部局 | 経済産業省大臣官房 | 担当課，責任者 | 政策評価広報課 三浦 聡 課長 |

| 3. 評価の実施に関する事項 |
|---|
| <p>評価のために以下の手続等を実施した。</p> <p>(1) 理事長ヒアリング：平成29年7月12日</p> <p>(2) 監事ヒアリング：平成29年6月15日</p> <p>(3) 有識者からの意見聴取：平成29年7月12日</p> |

4. その他評価に関する重要事項

(1) 業務実績等報告書記載事項の扱い

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律 66 号）附則第 8 条に基づく経過措置を適用し、項目別評価調書の記載を以下とする。

- 中期目標で重要度、難易度の設定がないため、重要度、難易度の欄は設けない。
- 「2. 主要な経年データ」の「①主要なアウトプット（アウトカム）情報」は、機構で設定した定量的指標及びモニタリング指標の情報を記載する。また、「②主要なインプット情報」の財務情報の評価項目単位での細分表示が困難な場合は欄を省略するか空欄とする。また、主要な経年データとして該当する報告対象がない評価項目は欄自体を省略する。

(2) 独立行政法人評価制度委員会による点検結果を踏まえた対応

- 中期目標、中期計画および年度計画に目標水準が設定されていない項目に関し、2015 年度以降達成水準を可能な範囲で設定して「主要な経年データ」欄の報告指標を再編した。
- 2016 年度計画に測定対象となる定量的指標を設定し、また定量的指標の設定が困難な項目についても定性的に事後の達成度が判断可能な表現とした。

総合評価

1. 全体の評価

| | | | | | | |
|----|-----------------------------------|-----------------------------|---------|---------|---------|---------|
| 評価 | A：中期計画における所期の目標を上回って達成していると認められる。 | (参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況 | | | | |
| | | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| | | | | A | B | A |

評価に至った理由

法人に対する各項目別評価を踏まえて、総合的に法人の活動結果を判断し、A 評価とした。特に考慮した内容は以下のとおり。

- 大項目「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関する項目の評価について、評価対象 20 項目のうち、S 評価 3 項目、A 評価 11 項目、B 評価 5 項目、C 評価 1 項目である。
- 大項目「業務運営の効率化に関する事項」、「財務内容の改善に関する事項」、「その他業務運営に関する重要事項」に属する項目は、全ての項目で所期の目標を達成し、B 評価 12 項目である。

2. 法人全体に対する評価

(1) 法人全体の評価

機構は、独立行政法人国際協力機構法に基づき、開発途上地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的として開発協力事業を行っている。

2016 年度は第 3 期中期目標期間（2012～2016 年度）の最終年度であり、また、持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向け各国が必要な取組を開始する初年度でもあった。このような国内外の情勢のなか、機構は初のアフリカ開催となった TICAD VI や G 7 伊勢志摩サミット等で表明された開発協力に関する政府公約の実現や、特にインフラの国際展開戦略、地方創生への取組といった政府の重要政策に貢献するための取組を、国内外のパートナーとの連携強化や積極的な対外発信に努めるなどして着実に実施し、特に防災分野の人材育成において、政府公約を 2 年前倒しでほぼ達成したことや、ブラジルから機構による防災システム構築等の支援に対し、最高位の国家勲章が贈られたこと、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」や「インフラシステム輸出戦略」等の政策立案・推進に大きく貢献したこと、日本の団体として初めて、世界的にも著名なラモン・マグサイサイ賞を青年海外協力隊が受賞したこと等は顕著な成果として高く評価される。一方、国際社会における援助潮流の形成・議論に積極的に貢献しつつ、開発途上国の現場においては着実に事業を展開すること、また、事業の実施に必要な基盤となる組織、態勢を適切に整備、運営することに努めた。一方で、7 月には

| |
|---|
| <p>バングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件が発生し、機構業務の従事者が巻き込まれるという緊急の事態に直面し、機構の安全対策を抜本的に見直すこととなった。</p> <p>こうした機構による各取組は、全体として、各項目の所期の目標において期待された成果を上げたこと認められる。特に、大項目「1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」に関し、機構は、TICAD VI 等の国際会議における SDGs 達成に向けた取組に対する積極的なリーダーシップの発揮、「インフラシステム輸出戦略」等に貢献する「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施等により、開発協力に関する政府公約の実現に大きな貢献を行った点は高く評価される。</p> <p>(主な業務実績について、下記「6. 主な業務実績」参照。)</p> |
| <p>(2) 全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項</p> |
| <p>2016年7月に機構事業の従事者が巻き込まれるダッカ襲撃テロ事件が発生した。同事件を受けて設置され、同年8月30日に公表された「国際協力事業安全対策会議最終報告」(外務省、国際協力機構)を踏まえ、国際協力事業関係者等のための新たな安全対策を実施することとなり、下半期に安全対策の抜本的な強化に取り組みとして、脅威情報の収集・分析・強化、行動規範の共有、ハード・ソフト両面の防護措置や、研修の拡充等に新たに取り組んだ(項目 No. 20 参照。2016年12月に年度計画を変更届出)。</p> |

| 3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など | |
|--------------------------|----------------|
| 項目別評定で指摘した課題、改善事項 | 各項目別評定に記載のとおり。 |
| その他改善事項 | 特になし。 |
| 主務大臣による改善命令を検討すべき事項 | 特になし。 |

| 4. その他事項 | |
|----------|---|
| 監事等からの意見 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されている。 2. 内部統制システムはおおむね適切に整備され、運用されているが、法人の業務範囲が拡大し、内容も多角化しているため、内部統制システムの整備・運用につき、適切な改善活動を継続的に実施することが望まれる。 3. 役員の職務執行に関する不正行為や法令等に違反する重大な事実は認められなかった。 4. 財務諸表等に係る会計監査人の監査方法及び結果は相当である。 5. 事業報告書は、法令に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。 6. 過去の閣議決定において定められた監査事項について、給与水準の状況、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、法人の長の報酬水準の妥当性、保有資産の見直し等につき、適切な取組が行われている。 7. その他(主な留意すべき事項) <ul style="list-style-type: none"> ・第4期中期計画の確実な実施のための取り組み ・「質の高いインフラ・パートナーシップ」推進に際して留意すべき事項 ・ガバナンス及び内部統制の強化 ・多様な人材の育成・活用・管理 ・安全管理体制・業務の更なる強化 |

| | |
|----------------|--|
| <p>その他特記事項</p> | <p>「平成 28 年度末に中期目標期間が終了する外務大臣所管独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討結果並びに講ずる措置の内容についての意見等」（平成 28 年 12 月 8 日独立行政法人評価制度委員会）において、「当該項目について、当該法人に求める役割や達成すべき目標及び当該法人の業務実績を踏まえた評価の実施状況についての説明責任を果たすことができるよう、今後、中期目標期間における業務実績評価を行うに当たり、評定を付すに至った具体的な根拠を十分に説明した上で、適正かつ厳格に評価を行うこと。」とされたことを踏まえ、以下の対応を行った。</p> <p>i) 2016 年度計画に測定対象となる定量的指標を設定し、また定量的指標の設定が困難な項目についても定性的に事後の達成度が判断可能な表現とした。</p> <p>ii) 評価に当たっては、第 4 期中期目標で示された「評価の考え方」を第 3 期中期目標・計画の枠組みの中で対応可能な範囲で以下のとおり援用し、判断の根拠と理由等を合理的かつ明確に示して適切かつ厳格な評価を行うよう努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「外務省所管独立行政法人の業務実績評価の基準について」に従い、開発協力事業を実施する法人の事業の特性に鑑み、定量的指標のみならず質的な成果や成果の最大化に向けた法人の取組状況も勘案して評価を行った。 ・質的な成果に対しては、年度計画及び定性指標に示される取組の具体的な実施状況を確認し、所期の目標を達成しているかを評価した。加えて、当初の計画から想定されないアウトカムに相当する成果（例：①日本政府の政策実現に貢献する成果，②機構のイニシアティブの下，支援相手国政府や他機関による外部の関与も得て発現した大きな成果，③事業実施上の困難を克服して実施した取組，④危険地での活動等の難易度の高い取組を通じた成果）が発現し、これを裏付ける事象，量的な変化や成果の発現を促進した法人の工夫等が客観的に示された場合には、目標水準を上回る成果として評価する根拠とした。 <p>なお、第 4 期中期目標においては、「防災分野に係る育成人材数」、「機構の支援を得た保健医療サービスの裨益想定人口」等の定量的な指標を複数設定し、目標と実績の関係を明らかにした上で評価することとしている。</p> |
|----------------|--|

5. 項目別評定総括表

| 中期目標 | 年度評価 | | | | | 項目別評定調書 No. |
|---|--------|--------|--------|--------|--------|----------------|
| | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | |
| I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 | | | | | | |
| 貧困削減（MDGs 達成への貢献） | ロ | ロ | A | A | A | No. 1 |
| 持続的経済成長 | ロ | ロ | A | A | A | No. 2 |
| 地球規模課題への対応 | ハ | ロ | S | A | S | No. 3 |
| 平和の構築 | イ | ロ | A | A | A | No. 4 |
| 事業マネジメントと構想力の強化 | ロ | ロ | B | B | A | No. 5 |
| 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献 | イ | ロ | A | A | A | No. 6 |
| 研究 | ロ | ロ | B | B | A | No. 7 |
| 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的実施 | / | / | A | S | S | No. 8 |
| NGO、民間企業等の多様な関係者との連携 | ロ | イ | A | A | A | No. 9 |
| ボランティア | ロ | ロ | B | A | S | No. 10 |
| 市民参加協力 | ハ | ハ | A | A | B | No. 11 |
| 開発人材の育成（人材の養成及び確保） | ハ | ハ | A | A | B | No. 12 |
| 広報 | ロ | ロ | A | B | A | No. 13 |
| 技術協力、有償資金協力、無償資金協力 | ロ | ロ | A | A | A | No. 14 |
| 災害援助等協力 | ハ | イ | A | S | A | No. 15 |
| 海外移住 | ハ | ハ | B | B | B | No. 16 |
| 環境社会配慮 | ハ | ハ | B | B | B | No. 17 |
| 男女共同参画 | ハ | ハ | B | A | B | No. 18 |
| 事業評価 | ハ | ハ | A | A | A | No. 19 |
| 安全対策の強化 | ハ | ロ | B | C | C | No. 20 |
| 外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施 | - | - | - | - | - | No. 21 |
| II. 業務運営の効率化に関する事項 | | | | | | |
| 組織運営の機動性向上 | ハ | ハ | A | B | B | No. 22 |
| 契約の競争性・透明性の拡大 | ロ | ロ | B | B | B | No. 23 |
| ガバナンスの強化と透明性向上 | ハ | ハ | B | B | B | No. 24 |
| 事務の合理化・適正化 | ハ | ロ | B | B | B | No. 25 |
| 経費の効率化・給与水準の適正化等、保有資産の見直し | ハ | ハ | B | B | B | No. 26 |
| 不要財産の処分等の計画 | ハ | ハ | B | B | B | No. 29 |
| 重要な財産の譲渡等の計画 | - | - | - | - | - | No. 30 |
| III. 財務内容の改善に関する事項 | | | | | | |
| 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。） | ハ | ハ | B | B | B | No. 27 |
| 短期借入金の限度額 | ハ | ハ | B | B | B | No. 28 |
| 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。） | - | - | - | - | - | No. 31 |
| IV. その他業務運営に関する重要事項 | | | | | | |
| 施設・設備 | - | - | B | B | B | No. 32 |
| 人事に関する計画 | ハ | ハ | A | B | B | No. 33 |
| 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱い | ハ | ハ | B | B | B | No. 34 |
| 中期目標期間を超える債務負担 | - | - | - | - | B | No. 35 |

注：2012, 2013 年度はイ, ロ, ハ, ニ, ホ, 2014 年度以降は S, A, B, C, D の 5 段階評価。

6. 主な業務実績

(1) 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」への貢献

2016 年度は持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals) 達成に向けた取組を各国が開始する初年度となった。機構は開発協力における SDGs 主流化, 官民連携, 開発途上国に対する SDGs 実施体制支援等をリードすることも期待されており, 日本政府の SDGs 実施指針の作成に円卓会議の構成員として参加し, 開発協力の知見と経験を踏まえて貢献するとともに, SDGs の達成に向けた開発途上国での動きを加速化させるべく, SDGs の国内目標策定や実施・モニタリング体制の構築支援 (インドネシア), アフリカ 54 개국を対象とするアフリカ地域持続可能な開発目標センターの活動計画策定への支援等を開始した。また, 具体的な事業の実施における SDGs 達成に向けた取組を推進するため, SDGs 全体および各ゴール達成に向けたポジション・ペーパーを策定するとともに, ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC) の達成支援や質の高いインフラの推進, 防災の主流化, 栄養等の新たな課題等に対応する案件形成や実施を進めた。

これらの取組の結果, 学習産業との連携基盤となる文部科学省の Edu-Port 立上げへの貢献や保健や栄養分野でのゲイツ財団との戦略的パートナーシップの強化といった連携基盤の強化, 日本式の医療サービスの国際展開事例となる救急救命センターの全国稼働 (カンボジア), 地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS) の研究を通じた長崎大学によるリフトバレー熱の簡易診断キットの製品化 (ケニア), 島嶼部での浄水場管理に係る沖縄県の知見を活用した水道システムの完工 (サモア), インドネシアでの史上初の JCM (二国間クレジット制度) クレジットの発行, 宇宙航空研究開発機構 (JAXA) と連携した熱帯林早期警戒システム (JJ-FAST) の開発とデータの公開, ネパールでの 2015 年のゴルカ地震後の復興に向けた再建住宅の補助金支給基準への「より良い復興 (Build Back Better)」の採用, 仙台防災枠組のグローバル・ターゲットの指標・用語策定に日本が提案した指標が全て盛り込まれて合意に至る等, 各地で様々な開発パートナーと連携して具体的な成果を発現させるとともに, 国際援助潮流の形成に大きく貢献した。(項目 1, 2, 3, 5, 6)

(2) 開発途上地域の質の高い成長の促進及びインフラシステム輸出戦略への貢献

開発協力大綱などでも重点課題として掲げている包摂性・強靱性・持続可能性を兼ね備えた「質の高い成長」の実現に向け, 日本政府の「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的活用積極的に貢献した。特に, 「質の高いインフラ・パートナーシップ」や「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等の実現に向け, ドル建て借款制度の創設等の制度改善や, アジア開発銀行 (ADB) や米州開発銀行 (IDB) との協調融資を促進した。

具体的な成果として, ASEAN の回廊開発では地域間の連結性向上だけでなく周辺地域の発展や住民の生活の質の向上にも貢献していることが確認されたほか, ミャンマーのティラワ経済特区の更なる開発に向けた合意形成や, ダッカ都市交通やヤンゴン都市交通等のマスタープランの政府承認, ルワンダ・タンザニア国境のワン・ストップ・ボーダー・ポスト (OSBP) 施設の開通等による貿易円滑化等の成果を上げた。また, モンゴルやタンザニア等での幅広いステークホルダーとの協力による海外投融资事業等, 各国で開発課題の解決に貢献する事業を形成した。(項目 2, 8)

(3) アフリカ開発会議 (TICAD) への貢献

初のアフリカ開催となる第 6 回アフリカ開発会議 (TICAD VI) がケニア・ナイロビで開催され, 機構からは理事長, 理事など計 200 人が参加し, サイドイベントの主催, 各国・国際機関等との面談,

国内での広報イベント開催等を通じて積極的に貢献した。具体的には、日本政府のナイロビ宣言の起草や数値目標の検討への貢献に加え、特に、UHC 実現に向けた政策枠組「UHC in Africa」の策定を主導し、TICAD VI サイドイベントの主催を通じて同枠組を国際社会に発信した。また、オールジャパンによる地熱開発の取組・支援を発信したことに加え、アフリカ開発のためのパートナーシップ (NEPAD) と連携し、OSBP 事例集の発信や「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」を踏まえたカイゼンの普及促進を実施した。環境管理分野ではサイドイベントの開催等を通じて「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の立ち上げを主導した。TICAD V 支援策である小農による市場志向型農業 (SHEP) アプローチの広域展開を、マラウイの自主的な取組等を通じて着実に実施し、TICAD VI で新規性の高い普及ツールや心理学的分析を用いて更なる広域化を促進した。(項目 1, 2, 3, 6, 7, 13)

(4) 開発の中核を担う人材の育成に向けた取組

アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABE イニシアティブ)、資源の絆プログラム、アフガニスタン「未来への架け橋・中核人材育成」プロジェクト (PEACE)、人材育成奨学計画、大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラム (Pacific-LEADS) 等の日本の大学での留学制度を活用した支援を通じ、開発途上地域の将来の発展を担う人材層の育成を幅広く展開し、日本の大学の国際化や地域活性化にも寄与した。また、開発途上地域との中長期的かつ良好な関係の維持、構築のため、留学制度を活用した支援を制度設計し、シリア平和への架け橋・人材育成プログラムや Innovative Asia 事業等を開始した。加えて、開発途上国の拠点大学への支援に関し、オールジャパン体制による支援の下、ベトナムで日越大学が開学に至ったほか、汎アフリカ大学、エジプト日本科学技術大学など、各国の工学系の拠点大学を中心とした 70 校に対して教育・研究能力強化のための支援を実施している。(項目 2, 4, 6, 9)

(5) 平和で安全な社会の実現

紛争後、あるいは紛争の周辺国の国々の政府の能力向上、社会資本の復興に向けた事業を実施した。初開催された世界人道サミットでは人道と開発の連携を発信し、成果文書に機構の研究等の成果が反映されたほか、G7 伊勢志摩首脳宣言や難民及び移民に関する国連サミットでのニューヨーク宣言にも考え方が反映された。

世界的に大きな課題となっている難民への支援に関しては、特にシリア難民の受入で負担を強いられているヨルダンやイラクで円借款を通じて財政負担の軽減に貢献したほか、シリア難民への教育機会の提供と復興人材の育成を目的に、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) と連携して「平和への架け橋・人材育成プログラム」を開始した。(項目 4, 6, 7)

(6) 多様な開発の担い手との協働、結節点としての役割の強化

NGO、企業、大学、地方自治体等の多様なアクターの参画の促進と連携の深化やアクター間の結び付けに努め、開発効果の向上と日本の地域社会への還元に取り組んでいる。NGO との連携では、NGO - JICA 協議会を通じて SDGs に係る連携策を検討したほか、国内拠点や在外拠点による地域の特性やニーズをいかした支援プログラムを開始した。民間企業との連携では、特に経済産業省による新輸出大国コンソーシアムに本部・国内拠点で積極関与したほか、地域金融機関との連携関係の構築を開始して 24 行と業務連携に係る覚書を締結し、新たな企業等との関係構築につなげた。提案型事業の実施を通じ、ウガンダでの感染症予防への貢献が評価されサラヤ社が第 4 回日経ソーシャルイニシアチブ大賞の企画部門賞を受賞したほか、他国への展開などにより今後のビジネス展開につながった例が確認されている。自治体との連携では、熊本地震からの復旧と復興を念頭に国際協力推進員を熊本県

庁に配置する等の取組を通じ、地方自治体の国際協力や地域活性化に係る政策推進にも貢献した。

ボランティア事業では、50年以上にわたり現地の人々と共に活動してアジア地域の経済社会発展に果たした貢献が認められ、アジアのノーベル賞とも呼ばれるラモン・マグサイサイ賞を青年海外協力隊が受賞した。加えて、グローバル協力隊制度の発足等を通じ、日本の地域活性化にも貢献した。

開発教育に関しても質の向上や裾野の拡大に取り組み、特に次期学習指導要領の改訂作業に機構職員が文部科学省の審議会委員として貢献し、歴史総合や地理総合、公共のそれぞれの項目で国際理解・国際協力等が扱われることとなった。(項目 8, 9, 10, 11, 12)

(7) 事業の戦略性の強化

開発効果の向上のため、各事業スキームを有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを推進した。特に、課題分析を踏まえたプログラム効果拡大に向けた取組(ウガンダ等)や、プログラム全体の評価を通じた協力方針や新規事業の方向性の検討(ガーナ)を通じ、プログラムの戦略性をより高めるべく創意工夫を続けている。また、事業展開の方向性を深化させ予見性を高めるべく、外務省-機構間で116か国分の事業計画作業用ペーパーを検討し、160の「強化プログラム」を中心に今後の事業展開の方向性を深化させた。JICA 国別分析ペーパー(JCAP)は累計52か国分の策定を完了した。

加えて、国内外の政策に機動的に対応すべく、新たな取組や制度改善も進めた。具体的には、技術協力事業での「新機軸・高品質な研修」の新規立ち上げや留学制度を活用した技術支援に係る制度設計と機構内体制整備、有償資金協力におけるドル建て借款制度及びハイスペック借款の創設や海外投融资の迅速化や柔軟な運用、質の高いインフラ投資の国際スタンダード化・グローバル展開の推進に向けたADBとIDBの協調融資額の拡大、無償資金協力における先方負担事項のモニタリング及び履行促進の強化、企業の安全対策強化に向けた研修や関連費用の追加支出対応の開始などを行った。(項目 5, 8, 14, 20, 22)

(8) 安全対策の強化

7月のバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件を踏まえ、機構の安全対策を抜本的に強化するため、外務大臣の下に設置された「国際協力事業安全対策会議」の最終報告を踏まえた方策を実施した。具体的には、専管役員の配置や安全管理室の部への格上げ等による態勢の強化、より精度の高い脅威情報の収集と機構との契約関係がない事業関係者を含むより広い事業関係者への情報共有、行動規範の遵守体制の構築、海外拠点のハード面の安全対策の強化や事業サイトでの安全評価調査の実施、ウェブを通じた安全対策研修の全職員・契約関係者の受講義務化や従前より広い範囲の関係者への受講勧奨等を通じた研修・訓練の対象と受講者数の大幅な拡充と強化による関係者の安全意識の醸成、緊急事態シミュレーションを通じた今後の対応態勢の改善やマニュアルの改訂等に取り組んだ。これらに加え、現場での安全対策強化キャンペーンの実施、建設工事事故の分析や海外拠点への支援の強化等を通じ、コントラクター等に対する工事安全対策を推進した。(項目 20, 22)

(9) 適正な組織・業務の運営基盤の確保と強化

日本政府の施策や開発途上地域のニーズに効果的・効率的に対応すべく、質の高いインフラや大学連携等を専管する部署の新設や、海外拠点でのリスク管理や援助ニーズへの的確な対応を強化するための人員配置や事務所、支所の設置体制見直しなど、機動的な組織運営上の対応を取った。また、契約の競争性、適正性の確保に向けた取組、法人内部のガバナンスを強化するための内部統制の推進や経費の効率化など、適正な業務運営を確保するための取組を継続している。業務の高度化に対応した職員の専門性の強化への取組を継続し、かつ働き方改革に向けた「SMART JICA PROJECT」の実施や在

在宅勤務制度の運用改善等を通じ、時間と成果を意識した働き方の浸透や長時間労働の是正に取り組みつつ、業務の質と生産性の向上とより一層の効率化を図っている。(項目 22, 23, 24, 25, 26, 33)

以上

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|----------------------|---|
| No. 1 | 貧困削減 (MDGs 達成への貢献) |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱, 平成 28 年度開発協力重点方針, 日本の教育協力政策, 平和と成長のための学びの戦略, 持続可能な開発のための教育, 国際保健外交戦略, 平和と健康のための基本方針, 国際的な脅威となる感染症対策強化に関する基本方針, 新水道ビジョン, TICAD V 横浜行動計画, 持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針, 国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン |
| 当該事業実施に係る根拠 (個別法条文等) | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|--|----------------------|-----|--------------|------------|-------------|---------------|----------------|
| ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 (注 1) | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| ア) 教育 | | | | | | | |
| 子どもへの質の高い教育環境の提供人数 (2011 年から当該年までの累計値, 万人) | 2,700 (2011-2016) | | | | 新規 | 2,679 | 2,922 |
| 当該年度に終了した機構の協力により研修を受けた教員の数 (人) | | | 48,234 | 94,359 | 57,996 | 167,524 | 3,650 |
| 当該年度に終了した機構の協力により学校マネジメントが改善された学校数 (校) | | | 13,867 | 4,297 | - (注 2) | 8,984 | 17,600 |
| 当該年度に交換公文が締結された事業の学校校舎建設数/教室数 | | | 178 1,307 | 131 859 | 44 426 | 136 612 | - (注 2) |
| イ) 保健 | | | | | | | |
| 第三国との連携による UHC 推進のための保健システム強化支援国数 | 10 か国 | | | | | 新規 | 29 か国 |
| 当該年度に機構の協力により能力強化した保健医療従事者 (延人数) | | | 2,600 | 1,513 | 1,398 | 1,406 | 1,355 |
| 当該年度に機構の協力により供与が決定されたポリオ, 麻疹のワクチン数 (万ドース) | | | 約 4,500 | 約 4,040 | 約 53,530 | 約 5,419 | 約 29,668 |
| 機能強化をした保健医療施設案件数 (件) | | | 70 | 78 | 77 | 80 | 66 件 |
| TICAD V 支援目標 (2013 年~2017 年までに 500 億円の支援) (億円) | | | | | 新規 | 353.6 (暦年) | 576.08 (暦年) |
| ウ) 水 | | | | | | | |
| アフリカにおける安全な水へのアクセス向上及び衛生改善に関する裨益者数 (万人) | 50 (2016 年度) | | | 131 | 190 | 513 | 263 |
| 当該年度に締結された無償資金協力・円借款により改善された給水サービスにアクセス可能となる人々の計画人数 (万人) | | | 1,800 | 63 | 170 | 196 | 301 |
| 水・衛生に係る技術協力で指導・訓練された人数 (人) (注 3) | | | 660 | 2,300 | 3,800 | 6,400 | 12,200 |
| ②主要なインプット情報 (億円) (注 4) | | | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |

| | | | | | | |
|---------|--------------|-------|-----|-----|-----|-----|
| ア) 基礎教育 | 技術協力 | 92 | 59 | 108 | 122 | 115 |
| | 有償資金協力 | - | 89 | - | 140 | - |
| | 無償資金協力 (注 5) | 141 | 123 | 83 | 91 | 43 |
| イ) 保健 | 技術協力 | 115 | 99 | 109 | 111 | 109 |
| | 有償資金協力 | 102 | 59 | 83 | 767 | 63 |
| | 無償資金協力 | 146 | 123 | 135 | 106 | 160 |
| ウ) 水 | 技術協力 | 71 | 76 | 57 | 62 | 63 |
| | 有償資金協力 | 1,259 | 365 | 237 | 702 | 756 |
| | 無償資金協力 | 120 | 160 | 129 | 181 | 69 |

(注 1) 当該年度の終了案件の実績値，または承諾案件の計画値を足しあげているものは，案件形成・実施のタイミングによって年度別に大きな変動があり得る。

(注 2) 「-」の記載箇所は当該年度に該当する案件がなかったため。

(注 3) 行政官，水道事業体職員，水管理組合員，コミュニティ衛生指導員，ポンプ修理，トイレ建設工事。

(注 4) 技術協力は当該年度の支出実績，有償資金協力，無償資金協力は承諾実績を記入。

(注 5) 分野分類の見直し等の結果，一部の分野については 2016 年度より No.2「高等教育」で計上

3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標

中期目標

2. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針，年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別，分野・課題別の援助方針に則り，開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ，事業量のみならず成果を重視し，PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減，持続的経済成長，地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って，戦略的，効果的な援助を実施していくため，機構は援助機関としての専門性を活かし，国・地域別の分析や相手国との対話を通じ，援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し，技術協力，有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また，援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し，案件形成・実施能力を向上させるため，機動力のある実施体制を整備する。加えて，既存の援助手法のみに限定することなく，柔軟に事業を実施するアプローチ，手法，プロセスの改善を図る。実施に際しては，東日本大震災からの復興，防災，少子高齢化，環境・エネルギー等，国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に，開発協力に対する国民の共感を高めるため，国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。

中期計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(一段落目は中期目標と同内容のため省略)

政府の援助方針等の政策を踏まえ，すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるといふ機構のビジョンのもとに，貧困削減，持続的成長，地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成，実施を行う。

具体的には，

- 公正な成長とそれを通じた持続的な貧困削減のため，貧困層自身が潜在的に持つ様々な能力の強化及びその能力を発揮できる環境整備を支援する。

年度計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(イ) 貧困削減 (MDGs 達成への貢献)

2016 年は持続可能な開発目標 (SDGs) 実施元年に当たり，各国の SDGs 優先課題にも配慮しつつ，貧困撲滅及び持続可能な開発についての取組を進める。

① 格差是正・貧困層支援については，社会，経済，環境面からのアプローチにより，分野横断的かつ誰も取り残されない包摂的な開発を目指す。

② 教育については，SDGs が重視するインクルーシブかつ公正な質の高い教育の確保に向けて，学びの改善のための総合的なアプローチに取り組む。SDGs への貢献や第 5 回アフリカ開発会議 (TICAD V) 横浜行動計画 (2013-2017) における数値目標の更なる向上に向け，着実に事業を展開する。

③ 保健については，ミレニアム開発目標 (MDGs) の残された課題である母子保健や感染症対策

を入口とし、SDGsの下で強靱かつ持続可能な保健システムの強化を通じてユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進を支援する。特に、UHCの推進については、世界銀行等との連携によるUHC in Africaに基づくロードマップ作成への貢献や、第三国との連携による各国保健システム強化のための技術支援を行う。

④ 水については、安全な水の確保について MDGs の達成が遅れている地域に重点的に協力するとともに、SDGs 達成に向けて水分野の人材育成による知識・技術向上を通じて、全ての人々の水の利用可能性と持続可能な管理を追求する。

主な評価指標

ア) 教育（基礎教育）

（定量的指標）子供への質の高い教育環境の提供人数：2011年から2016年までに2,700万人

イ) 保健

（定量的指標）第三国との連携によるUHC推進のための保健システム強化支援国数：10か国

ウ) 水

（定量的指標）アフリカにおける安全な水へのアクセス向上及び衛生改善に関する裨益者数：50万人

エ) 格差是正・貧困層支援

（定量的指標）なし

3-2. 業務実績

指標 1-1 MDGs 達成に向けた取組状況

2016年は持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）の達成に向けて各国が必要な取組を開始する初年度にあたる。機構はいち早くSDGsへの取組方針の作成に着手し、9月にSDGsポジション・ペーパーを策定し、機構ホームページ上で公開した。さらに、機構内での勉強会（計6回、500名）等を行い、同ペーパーの内容を機構内外で発信した。また、日本政府のSDGs推進本部の下で開催された円卓会議に構成員として参画し、SDGs実施指針の策定（12月にSDGs推進本部第二回会合で決定）にも貢献した。

また、MDGs達成において特に進捗が遅れがあったアフリカ地域に対し、第6回アフリカ開発会議（TICAD VI）ナイロビ宣言やサイドイベントでSDGs達成へ貢献する取組（UHC等）を発信した。

3-2-1. 教育（基礎教育）

SDGsポジション・ペーパーのゴール4（教育）編では、人々のニーズに応じた質の高い「途切れない学び（Learning Continuity）」を実現すべく、①子どもの学びの改善、②科学・技術・工学・数学における初中等理数科教育強化、③インクルーシブで平和な社会づくりのための教育、を重点とし、学びの改善のため統合的アプローチによる取組を進めている。

(1) 具体的な成果

① SDGs への貢献に向けた学びの改善のための総合的なアプローチによる取組

SDGsゴール4では、MDGsにおける初等教育の完全普及をさらに発展させ、インクルーシブで公正な質の高い教育の実現を目指している。2016年度も教員能力強化、学校運営改善、学校建設を通じて子どもへの質の高い教育環境を提供し、累計2,922万人の実績となった。

ア) 学びの改善のための総合的なアプローチ

- **カリキュラム・教科書開発**：ミャンマーでは、1学年10科目の教科書・指導書開発を終了し、国家カリキュラム委員会による承認がなされた。今後、ミャンマー全土の小学生（1年生：約130万人）に良質な教科書が届けられる予定。パプア・ニューギニア（PNG）では、遠隔教育支援に関するインパクト評価を実施し、学校で遠隔教育教材が3年間継続的に活用された場合、生徒の基礎教育学校修了試験（第8学年対象）の結果が有意で向上すること、また、教材の年間活用頻度が上が

るほど試験結果も上がる傾向が見られることが確認された。同教材はテレビ放送や教育省による有償配布を通じ、事業対象地域以外にも成果が波及している。さらに、パレスチナでは初の技術協力プロジェクトとなる初等理数科カリキュラム・教科書改訂協力プロジェクトを開始した（11月）。

- **学校運営改善**: パラグアイでは、学校運営改善にかかるマニュアルが2016年8月に省令化された。ニジェールでは、これまでの支援を通じた学校運営モデルを基に、住民参加による補習を通じた小学校児童の読み書き及び算数基礎学力向上を目的とした技術協力プロジェクトを開始した。
- **学校建設**: ミャンマーでは、教員養成校が竣工（11月）、開校（12月）し、397名が学び始めた。

イ) インクルーシブで平和な社会づくりを支える教育

- **社会的に脆弱な層に対する支援**: パキスタンでは、バロチスタン州、シンド州におけるノンフォーマル教育支援を通じ、成人及び学齢児童・生徒を対象とした基礎教育カリキュラムが承認された。カリキュラムの活用に向けて、カタール財団との連携を調整中であり、約24万人への不就学児童への裨益が期待される。また、シンド州南部では、女子中学校29校が開校した（10月。裨益者3,800人以上）。ミャンマーでは、財政支援無償を通じて洪水被害を受けた学校の再建を支援し、2017年3月末現在、86校540教室の再建が進行中である（裨益者数約2万人）。
- **女子教育に係る協力の強化**: 基礎教育分野の全ての新規技術協力プロジェクトでジェンダーに配慮した事業計画の策定を行ったほか、学校建設に係る無償資金協力において、女子児童・生徒の就学を促進するため、女子トイレを設置する計画を策定した（アフリカ9か国、中南米3か国、東南アジア、東アジア、中東各1か国）。
- **障害者への配慮**:（「3-3-4. 格差是正・貧困層支援」参照）

② TICAD V 支援策（2013-2017）実現に向けた取組、TICAD VI に係る取組

日本政府のTICAD V 支援策「2013年～2017年までの5年間に2,000万人の子どもへ質の高い教育を提供する」に対し、2016年までの4年間で約1,700万人の子どもに対して質の高い教育環境の提供を行った（うち2016年に約230万人）。また、2016年のTICAD VI ナイロビ宣言及び同実施計画に沿い、暴力的過激主義の根本原因に対処するための5万人の職業訓練を含む960万人の人材育成や、科学技術分野の基礎学力強化のため2万人の理数科教員の養成に取り組んでいる。

- **理数科教育の拡充支援**: マラウイ、ウガンダ、エチオピア、セネガル、ザンビア、ブルキナファソ、モザンビークに加え、ルワンダで新たに教員研修プロジェクトを開始した（2017年1月）。
- **学校運営改善「みんなの学校」プロジェクト拡充**: セネガル、ニジェール、ブルキナファソ、コートジボワールに加え、マダガスカルで新たに「みんなの学校」プロジェクトを開始した。ニジェールでは、学校運営委員会のモニタリング・支援体制の強化の結果、全国の約9割の委員会が年間活動計画を提出し、1委員会あたり年間平均3万円を動員して5種類の活動を実施していることが確認された。また、同事業で開発した資金活用モデルを導入した委員会では、補修授業等により学力が向上していることがJICA研究所の調査で確認された。さらに、GPE資金を活用した世界銀行との連携事業により事業成果のスケールアップが進められている。
- **学校建設を通じた学習環境改善**:（「3-3-4. 格差是正・貧困層支援」参照）

(2) 戦略的な取組

① ジャパンブランドとしてのグローバルな展開（指標5-2参照）

ア) 理数科教育

- ザンビアの授業研究プロジェクトが、ブルッキングス研究所のMillions Learning Project（スケ

ールアップに成功した世界 12 の優良事例) の 1 つとして取り上げられ、同研究所の研究報告書として発刊された。

- イギリスで開催された世界授業研究学会でパネルセッションを企画し、授業研究の様々な実施段階（導入期のルワンダ、成長期のケニア、成熟期のザンビア）における事例を、研究者や他援助機関等に対して発表した（9 月）。
- アフリカ教育開発連合（ADEA : the Association for the Development of Education in Africa）総会において、機構の理数科教育協力の取組及び教訓を発表した（2017 年 3 月）。また、同総会のため、ザンビア、マラウイ、モロッコ、エチオピア及びセネガルのグッド・プラクティスをまとめたペーパーを提出した。

イ) みんなの学校

- 「みんなの学校」を展開しているアフリカ 6 か国を対象とした国別研修では、教育省次官等の中核人材を日本に招へいし、住民参加による初等教育の質向上の取組の学び合いを促進した（11 月）。
- 世界銀行と「みんなの学校」関係者とのシンポジウムを共催するとともに、担当局長を招へいしたコンサルテーション会合を通じて「世界開発報告書 2018」に機構の知見をインプットした（11 月）。
- ADEA 総会において、世界銀行と共同でセミナーを開催し、みんなの学校プロジェクトの取組及び成果を発表した（2017 年 3 月）。

ウ) 特別活動

- エジプト・日本教育パートナーシップの下、日本式教育の基本的構成要素の一つである特別活動（日直当番等の授業以外の活動）を取り入れた機構初の技術協力プロジェクトをエジプトで立ち上げた。特別活動の公立学校への導入に向け、対象校の教師や大学関係者等 300 人を対象としたセミナーを開催した（9 月）。

② 民間企業（学習産業）との連携

- 文部科学省の「Edu-Port（日本型教育の海外展開事業）」に関し、ステアリングコミッティ委員及び幹事会委員として積極的に関与し、官民協働によるオールジャパンによるプラットフォームの立上げに貢献した。同事業のシンポジウム、勉強会で機構の官民連携事業を関係者に紹介するとともに、民間企業、教育機関等の海外展開を後押しするパイロット事業（公認プロジェクト 5 件、応援プロジェクト 9 件）を審査した。

③ 他ドナーとの連携、国際的な発信

- SDGs の達成に向けた G7 サミットにて、「教育サミット 2016 教育による女子・女性のエンパワーメント」を GPE、上智大学と共催し、国際機関や NGO、大学研修者等 130 名以上の参加の下、女子・女性への投資の重要性を議論した。小池百合子元衆議院議員（現東京都知事）、GPE のアリス・オルブライト CEO が基調講演を行ったほか、女子・女性の教育について共催者ステートメントを発表し、本課題への取組の重要性を国内外の関係者に幅広く発信した（5 月）。

3-2-2. 保健

SDGs ポジション・ペーパーのゴール 3（保健）編では、すべての人の命と健康を守ることを目指し、

①母子保健、感染症、人材の能力開発といった MDGs で積み残された課題、②非感染性疾患と精神保健、

有機化学物質や大気・水質・土壌汚染による死者、疾病者の削減、医薬品開発の支援といった新たな課題、③すべての事業に横断的に取り組むべき課題として UHC の達成支援に重点を置いている。

(1) 具体的な成果

① UHC の推進に向けた取組

SDGs のターゲットとして重要なものとして新たに加わった UHC 達成に向け、日本政府の国際保健外交戦略等の実現に対する貢献や、国際社会への主体的な発信、各国での UHC 達成を支援した。

ア) 日本政府の政策への貢献

TICAD VI (以下③参照) や伊勢志摩サミットに向け、機構の経験や知見を踏まえた情報提供等を行い、日本政府の政策立案や対外発信に貢献した。

- 「国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン」への貢献：「公衆衛生上の緊急事態における迅速な行動を確保する資金メカニズム」の検討に際し、伊勢志摩サミットに向けたオールジャパンの研究班に参加し、機構の知見からのインプットや国際的な発信を行った。
 - UHC 達成に向けた強靱な保健システム強化に関する論文を LANCET 誌に投稿し、その重要性を発信した。
 - パンデミック緊急ファシリティ (PEF : Pandemic Emergency Financing Facility) のメカニズムの検討については、デザイン上で留意すべき点 (WHO 等による初期活動との効果的連携や他の協力資金を合わせたシームレスな対応の必要性、脆弱国への配慮、平時の保健システム強化へのインセンティブ等) を提言した。
 - 世界保健安全保障アジェンダにおける日本政府の優先国選定への協力や、国際保健規則 (IHR : International Health Regulations) への協力 (ガーナでの合同評価への参加等)、WHO の戦略パートナーシップポータルでの立ち上げを支援し、これらに関連する国際会議で発信した。

イ) 国際社会への主体的な発信

国際外交保健戦略も踏まえ、アジア太平洋行動連合 (AAAH : Asia-Pacific Action Alliance on Human Resources for Health)、マヒドン王子記念賞会合 (PMAC : Prince Mahidol Award Conference)、TICAD でのサイドイベント等、計 51 件の国際会議・学会に参加し、機構の知見や取組を発信した ((2) ②も参照)。

- AAAH 第 9 回総会 (10 月, スリランカ) : 加盟国及び援助機関を含む 24 か国からの参加 (約 140 名) の下、本総会のテーマとなった保健人材のグローバル戦略に関するセッションでの登壇等を通じ、機構の UHC に係る取組や知見を発信した。
- PMAC2017 (2017 年 1 月～2 月, タイ) : (「3-2-4. 格差是正・貧困層支援」参照)
- 第 69 回世界保健総会 (5 月, スイス) : 各委員会や議題で議事進行を支援したほか、ミャンマーにおける UHC 達成に向けたラウンドテーブルでの発信や、Regional Integration and Health のサイドイベントではアフリカ地域における UHC に向けた取組を紹介した。また、WHO 幹部とのバイ面談で機構の実施戦略・取組を紹介し、連携可能性の検討や情報交換を行った。
- 世界銀行関連会合 : 4 月の春季会合ではグローバルヘルス・リーダー会議、UHC ファイナンス・フォーラム、精神保健会議に参加・登壇し、各国でのパートナーシップや現場への裨益の重要性、持続的な国内資源の動員につながる保健システム強化への調和的投資の必要性等を指摘した。世銀が事務局を務める Global Financing Facility in support of Every Woman, Every Child (GFF) では、並行した支援を提供するドナーとして 2 度のインバスターズグループ会合に参加し、機構

の貢献を発信した。

- **IHP+ for UHC 2030 設立準備への参画**：保健分野のグローバルな援助協調メカニズムである国際保健パートナーシップ・プラス（International Health Partnership Plus：IHP+）を、2030年までにUHCの達成を目指す「International Health Partnership for UHC2030」として拡大・強化する準備会合に2度参加し、今後の方向性や戦略をインプットした。

ウ) 各国でのUHC達成支援の推進

第三国との連携等も促進しつつ、強靱かつ持続可能な保健システムの強化や、MDGsからの継続課題である母子保健や感染症対策を入口とした保健システム強化、また、非感染症疾患の課題に対応した保健医療システムの向上等に係る取組を推進した。（詳細は以下②参照）

② 各国でのUHC支援の推進

ア) 強靱かつ持続可能な保健システムの強化

- **第三国との連携による保健システム強化**：UHC推進のため、日本の知見をインプットしたほか、これまでの機構による支援を通じて培った開発途上地域での知見を他国に活用し、29か国を対象に第三国と連携した活動を行うことでグローバルな学び合いに貢献した。
 - ▶ タイ国と連携した課題別研修「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のための医療保障制度強化」（アジア、アフリカの11か国）：タイの講師を活用し、保健省の行政官等16名を対象に保健医療政策改善に向けた研修を実施した。
 - ▶ エジプト第三国研修「保健経済」（アフリカ8か国）：エジプト・スエズ運河大学の講師陣等の知見を活用し、保健財政・保健経済の知識を提供するため、財源確保、プーリング、費用対効果分析、計画策定・モニタリング等の研修を実施した。
 - ▶ スリランカ第三国研修「5S-CQI-TQM¹」（アジア、中東・欧州、大洋州、アフリカの11か国）：日本の協力によって5S-CQI-TQMを通じた病院管理手法の技術移転を受けたスリランカの人材や病院を活用し、他の開発途上地域の病院の効率性・質向上を目的とした研修を病院・保健省関係者を対象に実施した。
 - ▶ タンザニア「地域中核病院マネジメント強化プロジェクト」（アフリカ7か国）：日本の技術協力を通じて育成・強化されたタンザニアの現地指導者や病院を活用し、病院・保健省関係者を対象に、カイゼン手法に係る指導者能力強化研修を実施した。
 - ▶ バングラデシュ「母性保護サービス強化プロジェクト」：バングラデシュ側の関係者に対し、スリランカ及びタンザニアにて、5S-CQI-TQMに関する能力強化を実施した。
 - ▶ ケニア・アフリカ保健システム強化パートナーシッププロジェクトフェーズ2：ケニアでのアフリカ保健アジェンダ国際会議のサイドイベントとして、フェーズ1の保健システム研修受講者である6か国7名を含む44名が参加してUHC達成に向けた成果と課題を議論した（2017年3月）。
- **プライマリーヘルスケア（PHC）を基盤とする保健システム強化**：中南米7か国の保健省関係者、汎米保健機構（PAHO）代表部やキューバを含む各国事務所の代表者、米州開発銀行等、約200名を招へいして「中南米保健国際フォーラム」を開催した。中南米地域の優先戦略であるPHCに基づく保健システム強化に基づき、疾病予防に重点を置いた健康教育等の住民主体の活動やコミュニティでの実践等の各国における能動的な取組や成果を共有し、非感染性疾患や国際的に脅威となる感染

¹ Continuous Quality Improvement/ Total Quality Management

症対策への対応を議論した（11月）。

- **国レベルでの資金協力も活用した包括的な UHC 支援**：セネガルでは、中央保健省への専門家派遣、包括的継続ケアを中心としたモデルの全国展開を行う技術協力プロジェクト、保健省の成果重視マネジメントの能力を強化する技術協力プロジェクトを実施するとともに、TICAD VI で表明した UHC 達成を目的とする政策借款及び政策制度に携わる人材の本邦研修を実施し、UHC 達成に向けた取組を包括的に支援した。

イ) 母子保健を入口とした保健システム強化の支援

- **母子手帳の普及促進や認知向上に向けた取組**：第 10 回母子手帳国際会議を東京で開催し、38 の国と地域から約 400 名の参加の下、各国間のグッド・プラクティスの共有に貢献した（11月）。機構理事長は、WHO とともに母子手帳の国際ガイドラインの策定を発表し、母子手帳の難民支援での有用性についても発信した。また、成果文書である「東京宣言」では、母子手帳が人間の安全保障を体現するものであり、普及促進のためには制度面・財政面でのパートナー連携と国際機関等のコミットメントが求められることを確認した。（No. 5-2 参照）
- **母子手帳を活用した支援の展開**：インドネシアでは、長年の母子手帳を活用した協力の成果を活用し、9 か国を対象とした第三国研修を実施したほか、アフガニスタン、タジキスタン、ガーナ等、母子手帳の導入を検討している国への個別支援を実施した。
- **母子保健サービスの利用と質の向上**：バングラデシュ「母性保護強化プロジェクトフェーズ II」では、円借款や青年海外協力隊との連携や、病院管理の向上（5S-TQM）に係るスリランカとの連携を通じ、コミュニティサポートグループ（CSG）を通じた医療サービスの質改善の検証を行った。結果、CSG の形成が政府の省令として発出され、バングラデシュ国内で 39,240 の CSG が設立されるに至った（同国の目標 40,149 に対して 99.4%の達成（2015 年 6 月））。また、5S-カイゼン-TQM の活動を導入した病院は 129 病院（2016 年 6 月末時点）となり、全国の入院患者を受け入れる公立病院の 20%に及んでいる。さらに、CSG を通じた介入に係るインパクト評価の結果、事業の対象地域では、コントロール地域と比較して、産前健診や施設分娩の数が増加し、統計的にも有意性があることを確認した。
- **医療従事者の能力強化策の面的展開**：タジキスタン「ハトロン州母子保健システム向上プロジェクト」では、母子保健に関する指標が依然として低い 4 県において、医療従事者に対する産科及び新生児ケアの質向上や院内感染対策のためのトレーニングを実施した。作成したマニュアルが州保健局の認可を受けたことに加え、特に、事業で導入した死亡症例検討会やニアミスケースの症例検討ミーティングの取組が高く評価され、同国政府による実施規程の発令に至った。
- **中核病院の整備を通じた支援**：ネパールでは、地震災害で確認された課題を踏まえ、現地医療従事者の育成を行う唯一の公立病院であるトリブバン大学教育病院に対し、保健医療サービスの改善や医療従事者に対する臨床教育機能の強化を目的とした無償資金協力事業を形成した（12月 E/N 署名）。

ウ) 感染症を入口とした保健システム強化

- **ポリオ撲滅支援（パキスタン）**：ポリオの常在国三か国のうちの一か国であるパキスタンでは、ポリオの早期撲滅に向けたワクチン調達等を目的とする円借款に係る借款契約（L/A：Loan Agreement）を調印した（5月）。接種カバレッジ 80%以上を達成してきた前フェーズに続き、ゲイツ財団が円借款の債務全額をパキスタン政府に代わって弁済するローン・コンバージョン・スキ

ームを採用した。また、技術協力プロジェクト「定期予防接種強化プロジェクト」を通じ、ポリオ撲滅後も引き続き見据えて他のワクチンで予防が可能な感染症を防ぐべく、ワクチン供給体制やサーベイランスの強化、行政担当者やコミュニティヘルスワーカーの研修、住民が子どもに予防接種を受けさせるための住民に対する啓発活動をハイバル・パフトゥンハー州で支援している。

- **小児感染症予防計画（アフガニスタン）**：国際連合児童基金（UNICEF）との連携により政府が計画する全国の定期予防接種プログラムやポリオワクチン接種キャンペーンに必要なワクチンの調達を実施し、乳児（1歳未満児 120万人）や妊娠適齢期の女性（250万人）へのタイムリーな接種が可能となった。
- **結核対策支援**：アフガニスタン「結核対策プロジェクトフェーズ III」では、結核対策プログラム推進のため、日本企業が開発した簡易で迅速な遺伝子検査キット「TB-LAMP」（栄研化学）、多剤耐性結核の治療薬「デラマニド」（大塚製薬）を活用し、多剤耐性結核の診断・治療技術の向上を目指すとともに、結核感染のリスクの高い妊産婦への抗結核薬の予防的な投与を行うパイロットテストを支援するなど、女性の結核患者を減らす取組を開始した。また、WHOとも連携した無償資金協力を通じて、抗結核薬と検査キットなどを調達した（2017年3月 G/A 締結）。
- **地域的な感染症対策能力強化**：ガーナでは、40年の技術協力を通じて地域の中核研究機関の役割を果たすようになった野口記念医学研究所の先端感染症研究センターに対し、ガーナ及び西アフリカ全体の感染症対策能力強化のための無償資金協力事業を形成した（5月 G/A 締結）。研究能力強化に留まらず、国際保健規則（IHR）コアキャパシティのラボ及びサーベイランス強化や、周辺国におけるラボシステム強化の支援も積極的に実施していく。

エ) 非感染症疾患の課題に対応した保健医療システムの向上

- **がん診療サービスの向上支援**：2007年以降の死因の1位をがんが占め、罹患率も高いキューバに対し、主要病院の画像診断機材や内視鏡等の調達を行う無償資金協力事業を形成した（9月 G/A 締結）。また、同国の行政担当者と医療従事者が共に日本の医療現場を視察する機会を提供した。
- **生活習慣病対策**：生活習慣病が急激に増加しているソロモンでは、住民が自らの健康について主体的に取り組む活動モデルの開発を目的とした技術協力事業を開始した（6月）。

オ) 高齢者支援

- **介護サービスモデルの開発・実施支援（タイ）**：急速に高齢化が進むなか、介護を必要とする高齢者やその家族を支える社会サービス整備のため、日本の知見を取り入れつつ、タイの実情にあった介護サービスモデルの開発・実施を支援している。同モデルの効果測定やコスト分析を行い、タイ側関係省庁との議論を重ね、介護サービスを持続的な仕組みとするための政策提言を行った。

③ TICAD 支援策実現に向けた取組

ア) TICADV 公約達成への貢献

2013年から2016年暦年分の実績として、保健分野に対する576億円の支援を実施した（2015年時点で353.6億円）。また、約9.5万人の保健人材育成に貢献した（2013年度2.2万人、2014年度2.6万人、2015年度約1.9万人、2016年度約2.8万人）。

イ) TICAD VI への貢献

TICAD VI のナイロビ宣言では、「生活の質の向上のための強靱な保健システム推進」が優先分野のひとつに掲げられた。会議の準備段階より、日本政府のナイロビ宣言の起草に対するUHCや保健システム

強化、感染症対策等の事例を基にしたインプットや、数値目標（感染症人材 2 万人の育成、基礎的サービス裨益者 200 万人）の検討プロセスに貢献した。また、サイドイベントの開催等を通じて「アフリカにおける UHC 実現に向けた政策枠組（UHC in Africa: Framework for Action）」の立ち上げを主導した。

- **UHC 実現に向けた政策枠組作成への貢献**：ケニア政府、世界銀行、WHO、グローバルファンド等とサイドイベント「UHC in Africa」を共催し、「アフリカにおける UHC 実現に向けた政策枠組（UHC in Africa: Framework for Action）」を発表した。ケニア、ガーナ、セネガル、コンゴ民主共和国等の事例の提供や、行動計画部分の文案提供等を通じて、同枠組策定に深く関与した。
- **UHC 達成に向けた国際皆保険制度国際シンポジウムの開催（11 月）**：ルワンダ、セネガル、ガーナ、ブルキナファソ等のアフリカ各国の保健省関係者や、世界銀行、フランス開発庁（Agence Française de Développement：AFD）などの開発パートナーに加え、民間の健康保険会社や製薬会社など、10 か国から約 110 名が参加した。機構より日本の国民皆保険達成の経験を共有し、その中で他国でも課題となるインフォーマルセクターの保険加入について発信し、インフォーマルセクターが占める割合の高いアフリカ諸国での UHC 達成に向けた戦略計画の作成に向けたインプットを行った。

(2) 戦略的な取組

① ワンヘルスアプローチ²強化

ヒトが十分な免疫を有していないため大流行の可能性のある新興感染症（75%が動物由来）や薬剤耐性対策に関し、保健医療（人）及び畜産業（動物）双方を連携させた支援を実施している。

- **SATREPS を通じた支援**：厚生労働省が推進するワンヘルスのコンセプトに基づき、人獣共通感染症を含む各種感染症に対して、発生時のアラートシステム構築、未知の病原体探索やリスク評価、診断法の開発や薬剤耐性に関する研究、研究人材の育成などを目的とした SATREPS11 件を継続実施している。特に、ケニアでは、ケニア中央医学研究所と長崎大学熱帯医学研究所の共同研究で開発されたリフトバレー熱の簡易診断キットが製品化に至り、事業の成果が社会実装された。
- **国際会議への貢献**：アジアでの初開催となるワンヘルスに関する北九州での国際会議を後援（日本医師会、日本獣医師会、世界医師会、世界獣医師会主催）し、ベトナム、インドネシア、ケニア、ザンビアでの活動・成果を発信した。

② 国際機関等との連携

- **ビル&メリンダ・ゲイツ財団（ゲイツ財団）との戦略的パートナーシップ強化**：国際保健・栄養分野での連携を強化するための業務協力覚書（MOC：Memorandum of Cooperation）をゲイツ財団と署名した（5 月）。ポリオ撲滅以外の協力分野を追加し、マラリア等の感染症対策や保健システムの強化、栄養分野での取組強化なども見据えた MOC とした。
- **母子保健分野における GFF との連携**：セネガルの国家 UHC 戦略の推進を目的とした円借款事業を形成した（11 月 L/A 調印）。GFF との平行ファイナンスにより、国家保健財政戦略や国家母子保健戦略の策定を技術協力も活用して促進していく。

③ 民間のリソースを活用した支援

- **医療の国際展開支援への貢献（病院まるごと支援）**：生活習慣病や交通事故の増加に対応する「高

²人、動物、環境の衛生の関係者が連携して、これら 3 者の健康の維持・推進に取り組むこと。G7 議長国としての取組強化のため、「国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議」の枠組下で、「薬剤耐性対策アクションプラン」（2016 年 4 月）が掲げられた。機構は技術協力等による感染症予防・管理対策、抗微生物薬の適正使用を含めた抗微生物薬のアクセス確保、検査室機能強化を通じて貢献することになっている。

度医療」のニーズが高まりつつあるカンボジアでは、「救急救命医療整備事業」によって設立されたサンライズジャパンホスピタル・プノンペンの救命救急センターが全面稼働した（10月）。現地の医療水準の向上を目指した日本式の医療サービスの提供により、病院の施設や最新機材を活用した医療の提供に加え、運営や人材面での支援等、日本政府が主導する医療の国際展開支援にも貢献している。

- **民間製品の輸出拡大**：サラヤ株式会社によるウガンダでのアルコール手指消毒の普及促進の事業は、青年海外協力隊（JOCV）とも連携した活動を展開しており、保健衛生向上のための効果的な取組として、同社は日経ソーシャルイニシアチブ大賞企画部門を受賞した。また、ナイジェリアやケニア等への輸出実現につながった。（No. 8-3 参照）
- 第6回民間技術普及促進事業にて採択された12件中6件が保健医療分野案件となった。ナミビアの臨床検査の品質管理システムやガーナにおける輸血を通じた感染対策といったアフリカ案件も2件含まれている。（No. 8-3 参照）

3-2-3. 水

SDGs ポジション・ペーパーのゴール6（水・衛生）編では、「すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保」に向けて、機構の強みをいかし、キャパシティ・デベロップメントとインフラ整備の双方への協力、長期的な視点を踏まえた協力、国内の幅広いネットワークと日本が培ってきた知見、経験、技術を活用した協力を推進することとしている。

(1) 具体的な成果

① 安全な水・衛生へのアクセス改善

ア) 安全な水供給施設の整備

無償資金協力9案件のG/A締結、有償資金協力3案件のL/A調印を通じ、給水サービスにアクセス可能となる人々の計画人数が301万人増加した（2015年度196万人）。また、無償資金協力や有償資金協力の完工等、都市／地方部双方にて安全な水へのアクセス改善を着実に進めた。

- **地方部における安全な水へのアクセス改善（カンボジア）**：「コンポンチャム及びバタンバン上水道拡張計画」の完工（6月）により、バタンバン市、コンポンチャム市の浄水場（各11,500m³/日、22,000m³/日）等の水道施設の整備を行い、給水量を拡大した。支援にあたっては、貧困世帯用の給水管、水道メーター等の給水装置を支援内容に含める等、全ての人々に水を届けるべく配慮した。また、政府高官や住民に対する給水量の拡大に伴う維持管理費用等の重要性の説明等の結果、先方実施機関が水道料金を改定し（5月）、給水区域も明確化した。その結果、公営水道局の経営状況は安定化しつつあり、独立採算で事業運営を行う公社化の有力候補となっている。
- **日本の知見を活用した島嶼国の水道システム支援（サモア）**：首都アピアの浄水場、送水ポンプ場、配水池等の水道システムを新設・改修する「都市水道改善計画」が完工した（10月）。沖縄県の7水道事業体の協力を得て実施中の「沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト」と連携し、島嶼部の浄水場の運転等の日本の知見をいかして給水事業の改善を図った。

イ) TICAD への貢献

- **TICAD V 目標値達成への貢献**：「2013年から2017年の間に1,000万人に対する、アフリカにおける安全な水へのアクセス向上及び衛生改善」に関し、ウガンダ、エチオピアにおける無償資金協力、セネガル、チュニジア等における有償資金協力の案件形成により、2016年度末時点で1,097

万人となっており、目標達成に向けて着実に進捗している。

- **村落部における安全な水と衛生へのアクセス向上（ブルキナファソ）**：「第二次中央プラトー及び南部中央地方飲料水供給計画」が完工し（7月）、中央プラトー及び南部中央州の村落部で人力ポンプ付深井戸給水施設 274 基が建設され、安全な水へのアクセスの向上（約 9 万人）に貢献した。また、同事業の開発効果の拡大と持続性確保のため、地方給水施設の維持管理能力強化や衛生活動に係る過去の技術協力プロジェクトの成果を活用し、後継の技術協力事業や JOCV（水の防衛隊）の派遣を通じて他の州にも展開している。
- **野外排泄の撲滅支援（モザンビーク）**：「ニアッサ州持続的村落・給水衛生プロジェクト」では、施設設計から施工、住民への衛生啓発のみならず施工業者や現地コンサルタント等民間人材の育成までを技術協力で一貫して支援した。同州の 4 郡を対象として給水施設 115 箇所（新設 50 箇所、改修：65 箇所）、手洗い付小学校用衛生施設 20 箇所を建設した結果、安全な水へアクセスできる人数が 34,500 人増加し、72 村落で野外排泄の撲滅を達成した。全国を対象としたセミナーで事業成果を共有し、今後の地方給水・衛生に係る国家プログラム（PRONASAR）の改善と実施にも貢献するとともに、同事業の開発アプローチや設計仕様等の導入が他ドナーにより検討されている。
- **海水淡水化施設による安全な水アクセスの向上（セネガル）**：都市部の人口増加と水供給能力の限界から今後の発展が危惧される首都ダカールにて、海水淡水化施設（50,000 m³/日）と市内の配水管網の改善により給水能力を強化し、約 40 万人の安全な水へのアクセスと生活環境の向上を目的とした円借款事業「マメル海水淡水化事業」（11 月 L/A 調印）を形成した。

② 水分野の人材育成による知識・技術の向上

ア) 技術協力による人材育成の促進

2016 年度は 69 か国に対し 59 件の技術協力案件を実施し、全世界で 12,200 名の水分野の人材を育成した（2015 年度は 82 か国、57 件、6,400 名）。

- **300 を超える水道事業体に対する包括的な能力強化支援（インドネシア）**：「インドネシア国水道公社人材育成強化プロジェクト」にて、国が 300 以上の水道事業体を対象に行う研修プログラムの立案、改善を支援した。「水道政策アドバイザー」長期専門家、3 自治体（浜松市、豊橋市、宇部市）による草の根技術協力に加え、日本水道協会の支援の下、インドネシア水道協会の能力強化研修を実施し（2017 年 2 月）、本邦関係者の全面的な支援のもとで包括的な人材育成を展開している。

イ) 水の利用可能性と持続可能な管理の確保

全ての人々の水の利用可能性と持続可能な管理に向けて、本邦における大学、研究機関等の学識経験者、中央省庁、自治体の行政官の知見を活用し、気候変動の影響も考慮して水資源管理を強化した。

- **地下水管理に係る支援（キューバ）**：「地下帯水層への塩水侵入対策・地下水管理能力強化プロジェクト」では、観測井 3 か所の新設や既存井 7 か所への観測機器を設置し、地下水位の自己観測と水質観測がカウンターパートにより継続実施されている。また、地下水モデルを構築し、地下水位と水質の将来予測を行い、キューバ初となる地下水管理計画案の作成に至った。同案は水資源庁による承認手続きを経て、国家の政策基準として採用される見込みである。
- **参加型合意形成を通じた統合水資源管理の推進**：SDGs ターゲット 6.5 では統合水資源管理の実施が求められており、ターゲット 6b では水と衛生の管理に対する地域住民の参加支援・強化が求められている。これらを踏まえ、スーダン、ボリビアにて「参加型合意形成」という新たな切り口

の統合水資源管理のためのプロジェクトを開始した。ボリビア「コチャバンバ県統合水資源管理プロジェクト」では、行政と住民との間の葛藤を緩和するための政府事業の調整や戦略策定に向け、科学的かつ社会的な情報・技術を活用し、統合水資源管理の実践と現在の状況改善を図っている。

- **気候変動適応戦略の立案支援（タイ）**：SATREPS「タイ国における統合的な気候変動適応戦略の共創推進に関する研究」を先行案件で築いたタイ・日本の共同研究プラットフォームを基に立ち上げ、淡水資源、土砂災害、森林、沿岸計画、農村開発、都市計画の6分野について、タイ側22機関の参加を得た19の研究グループによる共同研究を開始した。研究成果はタイにおける気候変動に対する行動計画等政策への反映が期待されている。
- **日本とタイの知見を活用した地盤沈下対策支援（インドネシア）**：「地下水及び表流水の統合的管理能力強化を通じたジャカルタ地盤沈下対策支援プロジェクト」の詳細計画策定調査を実施し、日本とタイの経験を用いて東南アジアの沿岸都市における共通課題である地盤沈下対策に対する協力を計画した。省庁、自治体、研究機関といった日本のリソースを包括的に動員できる体制を構築した協力としていく予定。
- **「アジアにおける都市の水管理：その課題と可能性」シンポジウム**：東京大学、日本水道新聞社、シンガポール国立大学リークアンユー公共政策大学院との共催により、約180名の参加を得てシンポジウムを開催した。人口増や生活水準の向上に伴う水需要量の増加、気候変動の影響などの課題に対する都市の水管理のあり方について、シンガポールや東京の事例も踏まえた議論がなされた。

ウ) TICAD への貢献

- **TICAD V の目標達成への貢献**：課題別研修や技術協力プロジェクトを通じた現地研修及び第三国研修を実施し、588名の都市給水関連人材の育成を行った。
- **スーダンにおける人材育成**：「州水公社運営・維持管理能力強化プロジェクト」では、10名が参加して気候や文化が類似したモロッコの水公社による第三国研修を実施（11月）し、主に都市給水の運営管理手法についてモロッコでの経験や知見を共有した。

(2) 戦略的な取組

① SDGs への取組強化

- SDGs ゴール6「全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理の確保」に関するポジション・ペーパーを取りまとめ、水のアクセス改善、水質汚染への対応、水の効率的利用、統合水資源管理の強化等、日本が支援を行うにあたり優位性のある分野を特定した。国際会議の場を通じ、積極的な情報発信を継続する。

② 自治体との関係深化

2005年以降だけでも32に及ぶ自治体水道局との関係を良好に維持発展させている。自治体の知見を活用した事業の形成実施や、自治体への相談や自治体内の勉強会での講義等、各種の機会に関係強化を図っている。

- **自治体の海外展開支援**：神戸市のルワンダ協力への参画、東京水道サービスのケニア案件の受注、横浜ウォーターのルワンダ案件受注等、アフリカ地域で新たに自治体の知見を活用した事業を形成した。また、機構事業を通じ、福岡市とミャンマーのヤンゴン市が姉妹都市協定を締結（12月）する等、日本と開発途上国の自治体間の包括的な協力関係の強化にも貢献している。

- **日本の経験の有効活用の推進**：プロジェクト研究「日本の水道事業の経験」等を取りまとめ、北九州市及び福岡市と共催した第4回自治体向け勉強会（2017年1月）にて披露した。自治体向け勉強会では、35団体から96名の参加を得て、日本の経験を開発協力に有効活用すべく議論した。

③ ジェンダー平等の推進

- ルワンダ、ウガンダ、モザンビーク等におけるアフリカ地域の事業形成に当たっては、ジェンダーの状況確認を含む社会調査を実施し、プロジェクトの計画又は衛生施設等のデザインにジェンダー配慮の視点を盛り込んだ。また、マラウイでは、実施済のプロジェクトのジェンダー配慮にかかる研究「村落給水における社会的インパクト調査」を実施した。

④ 青年海外協力隊（水の防衛隊）への支援・連携

- モザンビークにて、7か国、22名の水の防衛隊を対象に技術協力プロジェクトの成果や活動を紹介し、各隊員が現地で実践できる給水施設や衛生分野の活動や知識を共有した（8月）。

3-2-4. 格差是正・貧困層支援

SDGs ポジション・ペーパーの総括編では、ゴール1（貧困撲滅）やゴール10（格差是正）等は、2030アジェンダの理念である「誰一人取り残さない-No one will be left behind」を具現化するものとして、教育、保健、水をはじめとする様々な課題分野における取組を単独又は複合的に行うことで、これらゴール達成に総合的かつ長期的な取組を通じて貢献していくこととしている。特に、地理的、経済的、社会的に不利な状況に置かれることで拡大する格差に配慮した開発を促進するため、コミュニティのニーズを踏まえた包摂的な開発の計画・実施に向け、基礎的なインフラの整備や地方行政やコミュニティの能力強化を支援した。また、SDGs 達成に向けた新たな課題として、障害者や高齢者支援の推進や、TICAD VI 等でも重要な課題とされた栄養分野での取組を強化した。

(1) 具体的な成果

① 格差是正に配慮した基礎的インフラの整備

- **障害者に配慮した学校建設**：モンゴル、スワジランドでは、障害児に配慮した学校建設のための無償資金協力に係る協力準備調査を実施した。モンゴルでは障害児のための教育改善から障害者の社会促進までを目指して実施している2件の技術協力プロジェクトと調査段階から情報収集・意見交換を行い、スキーム間の連携を促進している。

② 行政能力強化とコミュニティの参加・能力強化

- **社会保障制度の強化（インドネシア）**：2014年1月より導入された新たな社会保険制度に対応する社会保障関連行政官の能力強化と制度適用のための課題抽出・対応策分析を国別研修で支援した。保険料の適用と徴収に関する日本の社会保険労務士制度を紹介した結果、インドネシア政府の負担により、社会保険労務士型の徴収モデル構築に係るパイロット・プロジェクトが開始された（10月）。機構も有識者の派遣や関連分野の個別専門家を活用し、インドネシアの現状に即した仕組みとなるよう助言している。
- **地方開発計画策定・事業実施能力強化（ホンジュラス、タンザニア）**：ホンジュラスでは、地方分権化に伴い委譲される権限や資金を地域開発に適切に活用するため、コミュニティ開発計画の計画や実施手法の開発・導入を支援した。その結果、15の市連合会による支援のもと90の自治体でコミュニティ開発計画を踏まえた市中期開発計画が策定され、関連機関同士の連携による保健

や食糧安全保障等のセクタープログラムの事業実施モデル (FOCAL プロセス) が構築された。FOCAL プロセスの全国展開を図った結果、同プロセスに基づき策定された 76 の市開発計画が既に大統領府に認証されている。タンザニアでは、技術協力プロジェクトで構築したコミュニティ住民自身による開発活動を支援する行政サービスを実現するための地方開発交付金制度改革が正式承認された。

- **地域の開発課題に向けた複層的な実施体制の強化 (パラグアイ) :**「イタプア県・カアサパ県におけるテリトリアル・アプローチ実施体制強化のための農村開発プロジェクト」を通じて、セクター間、国家・地方行政レベル間、官民の間で連携して地域の開発課題を解決する「テリトリアル・アプローチ」の実施体制を強化した。実施機関の農牧省にテリトリアル・アプローチ課が新設され、イタプア県、カアサパ県の両県に県レベルや市連合の開発委員会や開発公社が設立され事業を開始するとともに、各県庁に専属職員が配置される等、パラグアイ側による取組体制が強化されている。
- **紛争影響国における公平性、透明性、包摂性や住民参加への配慮 (シエラレオネ, ウガンダ) :**
(No. 4-1 「平和の構築」参照)
- **コミュニティ防災の推進 (フィリピン) :** (No. 11-1 参照)

(2) 戦略的な取組

① 障害者支援の推進

- **PMAC2017 (2017 年 1 月~2 月, タイ) での発信 :** マヒドン王子記念財団等と共催し、機構は 2 つの平行セッションを企画した。脆弱層の社会的包摂を進めるための障害者権利条約等の国際法的枠組の有効性や、社会的に疎外される当事者 (障害者, 女性, 高齢者等) が変革の主体となる重要性を、約 150 人の保健行政関係者や保健セクターで支援を行う開発パートナー参加者に対して発信した。特に、多様な障害当事者のセッションへの登壇は、PMAC としても初の試みとなった。
- **ヨルダン :**「キャリアガイダンス・雇用システム能力向上プロジェクト」を通じ、雇用事務所の環境整備、マニュアルやガイドラインの作成、労働省や雇用事務所職員に対する研修を実施し、16 か所の雇用事務所の就労サービスを強化した。事業終了後も全ての雇用事務所でマニュアルが活用されている。雇用事務所から学校、コミュニティの公共施設、SNS、メディア等を通して活発に情報発信を行っており、求職者や求人者からの認知が向上した。
- **タイ・第三国研修 :**タイでは、2014 年度より障害者支援に関するコミュニティベースのインクルーシブ開発に係る知識共創フォーラム (第三国研修) を実施してきた。2016 年度は知的障害者分野に係る研修を 3 か国 (カンボジア, ミャンマー, ベトナム, タイ) を対象に実施した。過年度に実施した帰国研修員による活動成果も確認されている。
 - **難聴分野 (2014 年度) :**タイでは帰国研修員による難聴・聴覚障害者の外来患者に対する対応マニュアル作成 (病院参加型) 活動で民間財団 (損保ジャパン財団) の海外助成金を得た。フィリピンでは、帰国研修員により既存の聴覚障害者団体と連携関係を保ちつつ、同国初の難聴者協会が立ち上げられた。
 - **自閉症分野 (2015 年度) :**研修終了後のモニタリングで、ベトナムの帰国研修員が、知的障害者に対するリクリエーション活動やイベントを実践したことが確認された。
- **職員向け啓発セミナー :**障害者差別解消法の施行 (4 月) を踏まえ、機構職員が障害者に配慮し

た案件を適切かつ積極的に形成できるよう、外部有識者も活用した啓発セミナーを開催した（7月）。

② 高齢者支援の推進

- ・ 介護サービスモデルの開発・実施支援（タイ）：(3-3-2. 保健 (1) ②オ) 参照)
- ・ タイ「未来型都市持続性推進プロジェクト」：(No. 2-1「地域・都市開発」参照)

③ 栄養分野の協力強化

2015年のMDGsからSDGsへの移行に伴い、抜本的な栄養改善に向けて保健や農業、教育、水等の複数関連省庁やアクターの関与によるマルチセクターでの協力が求められている。こうした状況を受けて日本はこれまで以上に栄養改善協力の拡充に取り組んでいる。具体的な事例は以下のとおり。

- ・ **国際機関等と連携したアフリカ地域における栄養改善イニシアティブの立ち上げ**：TICAD VIの際に、アフリカ開発のための新しいパートナーシップ（NEPAD）と共に「食と栄養のアフリカ・イニシアティブ（IFNA）」を立ち上げた。また、アフリカ開発銀行（AfDB）、国際連合食糧農業機関（FAO）、国際農業開発基金（IFAD）、国際農林水産業研究センター、NEPAD、UNICEF、世界銀行、国際連合世界食糧計画（WFP）、WHOとともにIFNA運営委員会を発足し、暫定会合を開催した（11月）。また、対象10か国にIFNAへの参加意思確認及び案件形成に向けた基本的な説明を行う調査団を派遣した。
- ・ **「栄養改善事業推進プラットフォーム」への支援**：官民が連携した国際的な栄養事業展開のための「栄養改善事業推進プラットフォーム」が設立され、機構は運営委員会共同議長を務めている。約80社の食品企業・コンサルタント・NGO等から約160名の参加者を得て設立記念セミナーを開催したほか、カンボジアでは本邦・現地企業の連携強化を目的としたビジネスプログラムを実施している。
- ・ **ビル&メリンダ・ゲイツ財団（ゲイツ財団）との戦略的パートナーシップ強化（栄養分野含む）**：（「3-3-2. 保健」参照）
- ・ **「栄養改善パートナー」の立ち上げ**：機構ボランティアや専門家等からなる「栄養改善パートナー」を発足し、2016年12月以降、派遣中専門家等にコンセプトを説明するとともに、2017年2月からは派遣前の専門家及びボランティアへの説明を開始している。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>2015年9月に国連総会で採択された持続可能な開発のための2030アジェンダの実施に向けて、政府として実施している「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」とも連携しつつ、新たな取組の検討及び着実な案件の形成、実施等に期待したい。

<対応>

SDGs推進本部によるSDGs実施指針作成に対し、機構はSDGs推進円卓会議の構成員として参加し、指針の本文及び付表（施策）の作成過程において開発協力の知見・経験からインプットを行った。12月に決定されたSDGs実施指針では、国外向け施策の多くに機構が関与することとなった（ジェンダー、保健、教育、科学技術イノベーション、産業人材育成、食料システム、質の高いインフラ、仙台防災協力イニシアティブ、現代的エネルギー、気候変動対策、森林・海洋資源、平和構築・復興支援・ガバナンス等）。これらの方針を踏まえた新たな取組として、障害者に配慮した学校建設、地域的な感染症対策に係る能力強化、非感染症疾患の課題に対応した保健医療システムの向上、住民の参加型合意形成による水資源の統合的管理の推進等、国際的にも重要視される新たな課題に対する案件の形

成や実施を進めている。

- また、SDGs ゴール 17 への貢献として、開発協力における SDGs 主流化、官民連携、開発途上国に対する SDGs 実施体制支援等をリードすることも期待されている。2016 年度は、学習産業との連携基盤となる文部科学省の Edu-Port 立ち上げや、官民連携による栄養事業展開のためのプラットフォーム立ち上げに貢献したほか、長崎大学との研究開発を通じたリフトバレー熱の簡易診断キットの開発成果の社会実装や日本式の医療サービスの国際展開の実現に貢献した。また、「途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査」制度を新設するなど、日本の民間企業をはじめとする様々な担い手との連携を促進し、それら主体との連携による具体的な開発成果を実現させた。

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、SDGs 達成に向けた取組を各国が開始する初年度にあたって SDGs 全体および各ゴール達成に向けたポジション・ペーパーを策定するとともに、教育、保健、水、格差是正・貧困層支援の各分野で具体的な開発効果を発現させるべく取り組んだ。その際、TICAD V 支援策の実現等への貢献、機構の知見・経験を踏まえた国際会議等での主導的な発信やグローバルな展開の推進、国内外の様々な開発パートナーとの連携推進、SDGs 達成に向けた新たな課題への先進的な取組を行い、各分野で具体的な開発効果を実現する等、以下のような特筆すべき成果を上げた。

1. 教育

1-1. SDGs 達成に向け、学びの改善のための総合的なアプローチの観点から教員能力強化、学校運営改善、学校建設を通じ、子どもへの質の高い教育環境を提供し、累計 2,922 万人の実績となった。

- ミャンマーでの教科書・指導書開発では、小学校 1 学年 10 科目の開発が終了し、国家カリキュラム委員会による承認がなされた。今後、ミャンマー全土の小学生（1 年生：130 万人）に良質な教科書が届けられる予定。
- パプア・ニューギニアでの遠隔教育支援では、教材の継続利用が生徒の試験結果向上にもつながっていることがインパクト評価を通じて確認され、同国の教育省等を通じて事業対象地以外にもその成果が波及している。
- ニジェールでの「みんなの学校」事業では、学校運営委員会の資金活用モデル開発を支援した結果、モデル導入が生徒の試験成績や学力向上に貢献していることが確認され、教育のためのグローバル・パートナーシップ（GPE：Global Partnership for Education）資金を活用した世銀の事業を通じてスケールアップされている。
- この他、パラグアイの学校運営改善に係るマニュアル、パキスタンのインフォーマル教育のカリキュラム等については、開発途上国政府により公式化されるといった成果につながっている。

1-2. TICAD V 支援策の実現に関し、2013 年から 2016 年までに約 1,700 万人の子どもへの質の高い教育環境の提供を行い、目標値達成に向けて着実な実績を挙げたほか、TICAD VI については、ナイロビ宣言に基づき、職業訓練を含む人材育成や、科学技術分野の基礎学力強化のために理数科教員の養成に取り組んでいる。

2. 保健

2-1. MDGs で積み残された母子保健や感染症対策の課題に継続して取り組むとともに、非感染症疾患等の新たな課題への対応にも取り組み、SDGs の下で UHC の達成に重点を置いて支援した。加えて、

TICAD VI や伊勢志摩サミットに向けた日本政府の政策立案への貢献をはじめ、国際会議での機構の経験・知見の発信、各国での UHC 支援を推進した。UHC 支援の推進については、これまでの機構の支援の成果から得られた知見を活用し、29 か国を対象に第三国と連携して活動した。

- ▶ セネガルでは、中央保健省への専門家派遣、包括的継続ケアを中心としたモデルの全国展開を行う技術協力プロジェクト、TICAD VI で表明した UHC 達成を目的とする政策借款、政策制度に携わる人材の本邦研修を実施し、UHC 達成に向けた取組を包括的に支援した。
- ▶ バングラデシュでは機構支援モデルが政府省令により制度化され、同国の政策目標の達成に大きく寄与した。また、インパクト評価でも産前健診や施設分娩数の増加に統計的にも貢献していることが実証された。
- ▶ UHC 実現に向けた政策枠組「UHC in Africa」の策定を主導し、TICAD VI サイドイベント（JICA 主催）を通じて同枠組を国際社会に発信した。これらを通じ、UHC の推進に向け国際的なリーダーシップを発揮した。

3. 水

MDGs の達成が遅れている地域への支援を中心に、全ての人々の公平な水アクセスの改善や、水利用効率の改善に向けた協力に取り組んだ。特にアフリカでは、TICAD V 支援策への貢献として、安全な水へのアクセス向上及び衛生改善に関して、新たに 263 万人に裨益する事業を形成した。また、全世界で 11,900 人の水分野の人材を育成した。

- ▶ ブルキナファソでは、無償資金協力による深井戸給水施設 274 基を建設し、約 9 万人の安全な水へのアクセスに貢献したことに加え、技術協力プロジェクトや JOCV の活動を通じて、給水施設の維持管理や衛生活動の広域展開を図っている。
- ▶ モザンビークでは、施設建設から施工、住民への衛生啓発までを技術協力により支援した結果、約 3.5 万人の水アクセスの改善や 72 村落での野外排泄の撲滅を達成した。
- ▶ インドネシアでは、日本水道協会等の本邦関係者の全面的な支援の下で包括的な人材育成を展開し、300 以上の水道事業体を対象とした研修プログラムを支援した。
- ▶ スーダン、ボリビアでは、SDGs ターゲット 6.5 及び 6b を踏まえ、「参加型合意形成」による新たな統合水資源管理の事業を形成した。
- ▶ 神戸市のルワンダ協力への参画、東京水道サービスのケニア案件の受注、横浜ウォーターのルワンダ案件受注等、アフリカ地域で新たに自治体の知見を活用した事業を形成した。

4. 格差是正・貧困層支援

総合的かつ長期的な取組を通じて SDGs 達成に貢献するため、2030 アジェンダの理念である「誰一人取り残さない-No one will be left behind」を具現化する支援を行った。具体的には、障害者等の社会的に不利な状況に置かれることによる格差是正に向け、包摂性に配慮したインフラの整備、社会保障制度等の社会制度の強化、分野横断的な住民の課題に対し、包摂的な開発を進めるため、コミュニティを巻き込んだ開発計画の策定・実施を行う行政能力や連携体制の強化等に取り組んだ。また、SDGs の達成に向けた新たな課題への対応として、障害者や高齢者に対する支援や分野横断的なアプローチが必要な栄養分野にも取り組んでいる。

- ▶ ホンジュラスでは、機構が構築支援を行った FOCAL プロセスに基づき、90 の具体的なコミュニティ開発計画が策定され、うち 76 件が政府による承認を受け、順次実施されている。
- ▶ 障害者支援では、タイでの第三国研修を通じ、帰国研修員による自主的な活動や難聴者協会の立上げにつながった。
- ▶ 栄養分野では、TICAD VI においてアフリカでの IFNA の発足や、日本国内での官民連携のプラットフォームの立上げ、ゲイツ財団との連携強化、機構の開発関係者による「栄養改善パートナー」の発足等、今後の取組に向けた様々な連携や実施の基盤を主体的に整備した。

5. その他

5-1. 日本の知見や機構の開発協力の経験のグローバルな展開

- ▶ 授業研究，学校運営改善，特別活動，母子手帳等に関して，国際的な研究や報告書等に対して主体的な発信を行った。特に，第10回母子手帳国際会議では，WHOとともに母子手帳の国際ガイドライン策定を発表し，国際社会での主導的な役割を果たした。

5-2. 国内外との開発パートナーとの主体的な連携による具体的な成果の発現

- ▶ 学習産業との連携基盤となる文部科学省のEdu-Port（日本型教育の海外展開事業）立上げへの貢献や保健や栄養分野でのゲイツ財団との戦略的パートナーシップの強化といった連携基盤の強化。
- ▶ 日本式の医療サービスの国際展開事例となるプノンペンの救命救急センターの全面稼働。
- ▶ 地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS）の研究を通じた長崎大学によるリフトバレー熱の簡易診断キットの製品化。
- ▶ 島嶼部での浄水場管理に係る沖縄県の知見を活用した島嶼国の水道システムの完工等。

<課題と対応>

2016年度に新たに打ち出された国際保健のためのG7伊勢志摩ビジョンやTICAD VIの支援策等の政府政策を踏まえつつ，SDGs達成に向けた支援に更に取り組む。特に，SDGsの達成に向けた新たな課題への対応として，障害者や高齢者に対する支援や分野横断的なアプローチが必要な栄養分野の取組を強化する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

MDGs達成に向けた取組について，機構の活動として，以下の実績が認められる。

1. 教育（基礎教育）分野

SDGs達成に向けて学びの改善のための総合的なアプローチの観点から取り組み，教員能力強化，学校運営改善，学校建設を通じて，子どもへの質の高い教育環境を提供し，その提供人数は当初目標値（2,700万人）を上回る累計2,922万人の実績となった。

特に，ミャンマーでは，機構の技術協力により開発した小学1年生用の10科目の教科書・指導書が国家カリキュラム委員会の承認を受けた。今後，第一段階としてミャンマー全土の小学1年生（約130万人）に対して質の高い教育環境が提供されるほか，2年生以上の学年向け教科書・指導書の開発にも引き続き支援を行っており継続的な効果が期待できる点も評価される。また，パプア・ニューギニアニジェールの事業では，機構調査により学力向上の成果が確認されており，それぞれ教育省や世界銀行との連携による事業成果のスケールアップも見込まれており事業成果として高く評価される。

また，TICAD V支援策の実現に向け，2013年から2016年までに約1,700万人の子供への質の高い教育環境の提供を行い，2017年までに2,000万人への提供する目標達成に向けて着実な実績を上げたことが評価される。

2. 保健分野

UHC達成に重点を置き，MDGsの残り課題である母子保健や感染症対策への取組に加え，非感染症疾患等の新たな課題にも対応している。年度目標として設定した第三国との連携によるUHC推進のための保健システム強化支援国数は，これまでの機構による支援を通じて培った開発途上地域での知見を活用し，タイやエジプト，スリランカ等の国で第三国研修を実施した他，ケニアでのアフリカ保健アジェンダ国際会議のサイドイベントとしてUHC達成に向けた成果と課題を議論する等の取組により当初目標の10か国を大きく上回る29か国となっており，関係国の連携推進を通じた強靱かつ持続可能な保健システムの強化に貢献している。

特に，TICAD VIにおけるUHC in Africaの立ち上げについては，UHC推進の国際的なリーダーシップ

を發揮した事例として高く評価される。

具体的な案件として、セネガルにおける複数のスキームを用いた包括的な支援や、バングラデシュの母子保健モデル省令化などにおいて、戦略的なUHCの推進に貢献している点が評価される。

3. 水分野

安全な水の確保について、機構はアフリカを始めとする MDGs の達成が遅れている地域を中心に、水アクセスの改善や水利用効率の改善に向けた協力を実施した。アフリカでは、安全な水へのアクセス向上及び衛生改善に関して、新たに 263 万人に裨益する事業を形成し、ODA を活用した施設整備に加えて、技術協力や JOCV の活動を通じた施設の維持管理や衛生活動の広域展開、住民への衛生啓発を実施するなど、ハード・ソフト両面からの取組により当初目標として定めていた 50 万人を大きく上回る成果を上げ、TICAD V 支援策に大きく貢献した。

また、自治体等との連携として、ルワンダ協力事業への神戸市の参画、東京水道サービスのケニア案件の受注、横浜ウォーターのルワンダ案件受注等、アフリカ地域で新たに自治体の知見を活用した事業の形成に積極的に取り組んでいることに加え、インドネシアでは、日本水道協会等の本邦関係者の全面的な支援の下で包括的な人材育成を支援するなど、日本の持つ様々なリソースを活用し、工夫を凝らした支援を実施し成果を上げている点が評価される。

4. 格差是正・貧困層支援

教育、保健、水を始めとする様々な分野において、地理的、経済的、社会的に不利な状況に置かれることで拡大する格差に配慮した開発を促進するため、コミュニティのニーズを踏まえた包括的な開発計画の策定や、格差是正に配慮した案件形成・実施に取り組む、SDGs のゴール 1（貧困撲滅）やゴール 10（格差是正）の達成に貢献した。具体的には、ホンジュラスにおいて、地方分権化に伴い委譲される権限や資金を地域開発に適切に活用するためのコミュニティ開発計画の開発・導入を支援することで、90 の自治体の開発計画が策定され、関連機関同士の連携による保健や食料安全保障等事業実施モデルが構築される、等の成果を上げている。

また、障害者や高齢者に対する支援においては、タイでの障害者支援に係る第三国研修が帰国研修員による自主的な活動や難聴者協会の立ち上げに繋がるなど、過年度に実施した帰国研修員による活動成果が確認されている。また、保健や農業、教育、水等の複数関連省庁やアクターの関与による分野横断的なアプローチが必要な栄養分野での支援にも精力的に取り組んでいる。特に、栄養分野では、TICAD VI におけるアフリカでの IFNA の発足や、日本国内での官民連携プラットフォームの立ち上げ等に貢献したことは評価される。

以上を踏まえ、評価指標の目標水準を上回る成果を上げており、また、MDGs 達成に向けた各分野での国際的なリーダーシップの發揮や、多様なリソースを活用する創意工夫をこらした取組等、目標策定時の想定を上回る成果を上げていると認め、「A」評価とする。

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

国際保健のための G 7 伊勢志摩ビジョンや TICAD VI のナイロビ宣言等を踏まえ、引き続き、「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」とも連携しつつ、SDGs 達成に向けた新たな分野・パートナーとの取組の検討及び着実な案件の形成、実施等に期待したい。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

・現場での事業実施から得られた、格差縮小に関する教訓を、日本（JICA）の強みとして、積極的に発信していただきたい。この観点から、7月12日の報告会で言及のあった、世銀の2018年度 World Development Report にニジェールの「みんなの学校」プロジェクトからの学びを共有されたことは素晴らしい。ぜひ一過性のもの、一事業のみの試みとせず、機構全体としてこのような教訓を収集・整理し、国際社会に発信し続けていただきたい。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|----------------------|--|
| No. 2 | 持続的経済成長 |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱, 平成 28 年度開発協力重点方針, 日本再興戦略, インフラシステム輸出戦略, 質の高いインフラ・パートナーシップ, 日本再興戦略, 国家安全保障戦略, 法制度整備支援に関する基本方針, 平和と成長のための学びの戦略, グローバル・フードバリューチェーン (GFVC) 戦略, TICAD V 横浜行動計画, 持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針, 質の高いインフラ・パートナーシップ, 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ |
| 当該事業実施に係る根拠 (個別法条文等) | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|---|--------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 (注 1) | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| ア) 運輸交通 | | | | | | | |
| 道路・橋梁総延長 (km) | 220 | / | 429 | 830 | 726 | 347 | 355 |
| 鉄道総延長 (km) | 120 | / | 630 | 200 | 260 | 120 | 37 |
| 空港/港湾の数 (港数) | / | / | 14/7 | 3/3 | 1/5 | 6/4 | 2/4 |
| 能力向上対象人数 (人) | / | / | 4,799 | 839 | 886 | 783 | 799 |
| イ) 都市・地域開発 | | | | | | | |
| マスタープラン策定数 (都市数) | 5 | / | 7 | 9 | 5 | 4 | 3 |
| ウ) 資源・エネルギー | | | | | | | |
| 低炭素電源・ナショナルグリッド支援国数 | 15 | / | / | / | 新規 | 22 | 23 |
| 資源・エネルギー分野の人材育成数 | 440 | / | / | / | 新規 | 1,325 | 603 |
| エ) 法制度整備・民主化 | | | | | | | |
| 法制度整備・民主化分野の本邦研修参加者数 (新規+継続) | 1,000 | / | / | / | 新規 | 1,700 | 1,997 |
| 支援対象の法令・法案数 (件) | / | / | 新規 | 29 | 33 | 22 | 22 |
| 支援対象の法令運用・司法実務文書数 (件) | / | / | 新規 | 18 | 27 | 24 | 26 |
| オ) 高等教育 | | | | | | | |
| 支援対象大学延べ数 (校) | 90 | / | 96 | 102 | 72 | 65 | 70 |
| 日本の大学での学位取得支援人数 | 600 | / | 585 | 472 | 594 | 861 | 1,053 |
| 事業提携している日本の大学延べ数 (校) | 200 | / | 153 | 174 | 236 | 262 | 311 |
| カ) 農業・農村開発 (注 2) | | | | | | | |
| SHEP アプローチを推進する技術指導者の人材育成数 (2014 年度からの累計人数) | 1,800 | / | / | / | 新規 | 1,324 | 1,900 |
| SHEP アプローチを実践する小規模農家の育成数 (2014 年度からの累計人数) | 42,000 | / | / | / | 新規 | 29,988 | 42,468 |
| キ) 民間セクター開発 | | | | | | | |
| アフリカにおける産業人材育成人数 (2013 年度からの累計) | 35,000 | / | / | / | 新規 | 31,754 | 48,330 |
| ②主要なインプット情報 (億円) (注 3) | | | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| ア) 運輸交通 | | | | | | | |
| 技術協力 | | | 112 | 132 | 135 | 161 | 263 |
| 有償資金協力 | | | 5,115 | 5,839 | 1,536 | 9,941 | 8,200 |
| 無償資金協力 | | | 481 | 428 | 441 | 352 | 388 |
| イ) 都市・地域開発 | | | | | | | |
| 技術協力 | | | 45 | 48 | 37 | 53 | 48 |
| 有償資金協力 | | | 1,007 | 3,400 | 1,565 | 10,752 | 4,957 |
| 無償資金協力 | | | 31 | 149 | 208 | 352 | 158 |
| ウ) 資源・エネルギー | | | | | | | |
| 技術協力 | | | 47 | 56 | 58 | 91 | 82 |
| 有償資金協力 | | | 1,852 | 1,571 | 3,779 | 4,157 | 2,122 |
| 無償資金協力 | | | 169 | 56 | 53 | 71 | 84 |
| エ) 法制度整備・民主化 | | | | | | | |
| 技術協力 | | | 6 | 8 | 8 | 109 | 94 |

| | | | | | | |
|-------------|--------|-----|-----|-----|-----|-------|
| | 有償資金協力 | - | - | - | - | - |
| | 無償資金協力 | - | - | - | - | - |
| オ) 高等教育 | 技術協力 | 40 | 48 | 52 | 65 | 83 |
| | 有償資金協力 | 122 | 376 | - | 105 | - |
| | 無償資金協力 | 7 | 1 | 38 | 1 | 66 |
| | | | | | | |
| カ) 農業・農村開発 | 技術協力 | 194 | 202 | 191 | 194 | 191 |
| | 有償資金協力 | 191 | 135 | 821 | 357 | 1,033 |
| | 無償資金協力 | 112 | 89 | 122 | 117 | 89 |
| | | | | | | |
| キ) 民間セクター開発 | 技術協力 | 81 | 77 | 90 | 96 | 116 |
| | 有償資金協力 | 421 | 773 | 617 | 597 | 648 |
| | 無償資金協力 | - | 51 | - | - | 0.7 |
| | | | | | | |

(注 1) 道路・橋梁，鉄道，空港・港湾は当該年度の承諾案件の計画値を合計しているため，案件形成のタイミングにより年度別に大きな変動があり得る。

(注 2) 「農業・農村開発」のその他のアウトプットは No. 3 の「オ) 食料安全保障」参照。

(注 3) 技術協力は当該年度の支出実績，有償資金協力。無償資金協力は承諾実績を記入。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標

中期目標

2. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針，年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別，分野・課題別の援助方針に則り，開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ，事業量のみならず成果を重視し，PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減，持続的経済成長，地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って，戦略的，効果的な援助を実施していくため，機構は援助機関としての専門性を活かし，国・地域別の分析や相手国との対話を通じ，援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し，技術協力，有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また，援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し，案件形成・実施能力を向上させるため，機動力のある実施体制を整備する。加えて，既存の援助手法のみに限定することなく，柔軟に事業を実施するアプローチ，手法，プロセスの改善を図る。実施に際しては，東日本大震災からの復興，防災，少子高齢化，環境・エネルギー等，国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に，開発協力に対する国民の共感を高めるため，国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。

中期計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(第一段落は中期目標と同内容につき省略)

政府の援助方針等の政策を踏まえ，すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるといふ機構のビジョンのもとに，貧困削減，持続的成長，地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成，実施を行う。

具体的には，(中略)

(ロ) 持続的経済成長

- 我が国自身の復興・成長体験，知識・技術・制度を世界と共有し，日本の成長にも配慮しつつ，途上国の持続的成長を後押しする。その際，経済成長の果実が，貧困層も含め広く配分されるよう，格差是正にも配慮して事業を実施する。

年度計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(ロ) 持続的経済成長

各国の状況に応じて，日本の知見を活用し，運輸交通やエネルギー等のインフラ整備と法制度整備，産業振興・貿易投資促進，ビジネス環境整備等を組み合わせた政策・施策の策定と実施及び人材育成を支援する。支援に当たっては，成長の果実が貧困層も含めて広く配分されるよう，格差是正にも配慮する。

- 運輸交通については，日本の優れた技術・ノウハウを開発途上地域に提供することを通じ，質の高いインフラ整備に取り組む。特に，成長を続けるアジアのインフラ需要に呼応するとともに，運営管理や維持管理等の技術協力との連携(持続性)，環境社会配慮やジェンダー配慮(包摂性)，道路防災等のインフラや物流の安全性の確保(強靱性)を考慮する。
- 都市・地域開発については，成長著しい都市・地域における環境悪化やスプロール化等の都市問題の抑制に留意しつつ，SDGs への貢献も念頭に，マスタープラン案件の形成・実施に取り組む。特に，機構の提案する「持続可能な都市コンセプト」を，SDGs との関係を整理した上で，マスタープラン案件に適用する。
- 資源・エネルギーについては，SDGs への貢献も念頭に，持続可能な資源・エネルギーへのアクセ

スの確保に向けた低廉・低炭素・低リスクのエネルギー供給支援及び鉱業分野の投資環境整備・人材育成に取り組む。特に、地熱開発の協力拡大、島嶼国向けの「ハイブリッド・アイランド構想」の具体化を推進する。

- ④ 法制度整備・民主化については、開発途上国のビジネス環境の基盤形成のため、法・制度の整備や運用支援、人材育成に取り組む。特に、貿易円滑化については、通関電子化の稼働や関連業務プロセス整備に向けた協力を実施する。
- ⑤ 高等教育については、TICAD V 横浜行動計画（2013-2017）の実現に向けた取組を行うとともに、開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成に向けて、開発途上国の拠点大学への協力、開発途上国間及び本邦との大学間ネットワーク構築の支援を行う。
- ⑥ 農業・農村開発については、開発途上国農家の自給農業から商業的農業への参画支援を通じ、高付加価値農産物の自国内外における安定供給と農家レベルの所得向上のバランスある成長の確保を推進する。特に、TICAD VI に向け、PC やスマートフォンを利用したツールの活用や学会発表を通じ、市場志向型農業（SHEP アプローチ）の小農の理解促進及び広域化を加速させる。
- ⑦ 民間セクター開発については、開発途上国のビジネス環境改善や現地企業の競争力向上、地域経済・産業の振興のための協力を行うとともに、これら協力を通じて、アジア・アフリカ地域を含む開発途上地域の産業人材育成に向けた政府政策の実現に取り組む。

主な評価指標

ア) 運輸交通

(定量的指標) 新規案件の計画総延長：道路・橋梁 220km, 鉄道 120km

イ) 都市・地域開発

(定量的指標) マスタープラン策定数：5 件

(定性的指標) 「持続可能な都市コンセプト」の案件への適用

ウ) 資源・エネルギー

(定量的指標) 低炭素電源・ナショナルグリッド支援国数：15 件, 資源・エネルギー分野の人材育成数：440 人

エ) 法制度整備・民主化

(定量的指標) 法制度整備・民主化分野の本邦研修参加者数：1,000 人

オ) 高等教育

(定量的指標) 支援対象大学延べ数：90 大学, 日本の大学での学位取得支援人数（新規受入）：600 人, 事業提携している日本の大学延べ数：200 大学

カ) 農業・農村開発

(定量的指標) SHEP アプローチを推進する技術指導者の人材育成数：2014 年度からの累計 1,800 人, SHEP アプローチを実践する小規模農家の育成数：2014 年度からの累計 42,000 人

キ) 民間セクター

(定量的指標) アフリカにおける産業人材育成人数：2013 年度からの累計 35,000 人

3-2. 業務実績

指標 2-1 持続的な経済成長の実現に向けた取組状況

3-2-1. 運輸交通

(1) 具体的な成果

① 国際化・地域化への対応

ア) ASEAN 連結性向上への取組

東南アジア諸国連合（ASEAN）の掲げる連結性マスタープラン（M/P）に基づき、後発 ASEAN 地域（ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア）の底上げに配慮しつつ、ASEAN 地域の回廊及び港湾・空港の整備を推進している。2016 年度は「日・メコン連結性イニシアティブ」が立ち上がり、日・メコン首脳会議（9 月）で ASEAN 連結性向上に向けて優先的に取り組む事業を確認し、事業を推進した。

- **南部経済回廊**：カンボジアでは、国際幹線道路として重要なベトナム国境とプノンペン都心を結ぶ国道一号線に関し、最終区間であるプノンペン都市区間の道路や排水設備等の改修を行い、経済発展の促進や都心部の洪水被害の予防に貢献した。なお、住民移転への適切な対応に係る技術支援を併せて実施し、持続的な都市開発に向けた同国政府の能力向上も図っている。更なる開発について合意形成がされたミャンマーのティラワ経済特別区（SEZ）では、ヤンゴン中心部とティラワ SEZ を含むタンリン地区間の交通・物流増に対応するため新橋建設事業の詳細設計を開始した（9 月）。

- **東西経済回廊**：円借款事業により 2006 年に開通した第 2 メコン橋における交通量調査を実施した結果、1 日あたりの交通量は 2009 年の 256 台から約 8 倍の 1,947 台に増加したことが確認された。旅客者数の増加に加え、ラオス側の住民の国境を越えた社会サービスの機会拡大にもつながっている。また、ラオスの国道 9 号線上の橋梁 2 橋の改修のための無償資金協力事業（7 月 G/A 締結）の実施にあわせ、国道 9 号線をパイロットサイトとした道路・橋梁維持管理活動の支援を併せて支援し、ソフト・ハードの両面で大メコン圏地域東西回廊の円滑な輸送に貢献している。
- **港湾整備を通じた回廊の機能強化**：カンボジアのシハヌークビル港周辺海域の航海の安全性強化や同港の競争力強化のため、国際仕様に則った電子海図作成を支援した。政府機関や海事機関、船会社、国際機関等に対する国際セミナーを実施し、成果品の電子海図の利活用促進を図った（12 月）。
- **海上保安に係る能力強化**：(No. 4-1 参照)

イ) アフリカ地域回廊開発

- **最上流の計画策定**：TICAD V 支援策（2013-2017）も踏まえ、8 月に開催された TICAD VI の優先分野である経済の多角化・産業化に向けた取組として、道路・港湾整備等を含む「質の高いインフラ投資」に力を入れ、5 大成長回廊の整備を中心とした支援を展開している。以下の国際回廊のインフラ整備と産業・港湾開発戦略に戦略的に取り組み、開発効果の周辺地域への裨益を推進している。
 - ▶ **西アフリカ地域成長リング**：国境を越えた広域的な開発計画の策定を継続支援し、地域統合及び魅力的な共通市場形成と投資環境の実現を目指す当該地域の産業開発及び回廊開発を組み合わせた M/P を推進した。ガーナ国道 8 号線改修計画フェーズ 2 及びテマ交差点改良計画の協力準備調査を行ったほか、「ガーナ東部回廊ボルタ川橋梁建設事業」の L/A を調印した（12 月）。また、ブルキナファソではワガドゥグ東南部タンソババイパス道路改善計画に係る調査を実施した。
 - ▶ **北部回廊（モンバサ～内陸部）**：北部回廊の中継都市であるウガンダ北部のグル市内の道路改修計画にかかる無償資金協力の G/A を締結した（9 月）。20 年にわたる内戦中の維持管理不足の課題を抱える同道路の改修を通じ、地域の復興拠点としての交通機能の回復や生活基盤・経済基盤の改善、南スーダンにと接続する国際回廊の要衝として円滑な物資輸送の実現が期待される。
 - ▶ **ナカラ回廊**：モザンビークでは、ナカラ港運営改善に係る技術協力プロジェクトのフォローアップとして、短期専門家派遣と国別研修を実施したほか、無償資金協力「イレークアンバ間道路橋梁整備計画」の G/A を締結した（6 月）。本計画の対象路線の国道 103 号線は、国土を縦断する国道 1 号線と同国北部のナカラ回廊を最短で結び、農業潜在性の高いナカラ回廊の物流網の改善に資する路線であり、回廊地域の道路・橋梁・港湾の整備・改修による社会基盤や教育環境の改善、熱帯サバンナ農業開発を通じた地域総合開発にも貢献するものである。
 - ▶ **中央回廊（ダルエスサラーム～内陸部）**：ルワンダ国内の物流の要衝であり、タンザニアのダルエスサラーム港に至る中央回廊として位置付けられる「ルスモーカヨンザ区間道路改良事業」の L/A を調印した（7 月）。陸上輸送の円滑化とコスト低減、周辺国の物流活性化も期待される。
 - ▶ **南北回廊**：ジンバブエ国内北部区間のチルンドーカロイ間 140km のうち、円滑な交通の支障となっている 13 か所（約 15 km）の改修に係る無償資金協力事業の協力準備調査を行った（10 月）。

ウ) 経済回廊及び国際道路網の整備（ASEAN, アフリカ地域以外）

- **バングラデシュ・ベンガル湾産業成長地帯構想（The Bay of Bengal Industrial Growth Belt : BIG-B）実現への貢献**：国際競争力強化のため、急増する交通需要に対応し、首都ダッカの都市交通インフラ及び南アジア各国を結ぶ交通網の整備を実施している。6 月には円借款事業 3 件に係る L/A を調

印した。

- ▶ **ダッカ都市交通整備事業 (II)** : バングラデシュ初の都市高速鉄道 (MRT) の建設支援を通じ慢性的な交通渋滞と大気汚染の解消支援に貢献する。
- ▶ **クロスボーダー道路網整備事業** : アジアハイウェイ 1 号線等の既存橋の架替えや国境施設の整備等に加え、ダッカーコルカタ間で唯一陸路交通が分断されているカルナ橋の新設を支援する。
- ▶ **ジャムナ鉄道専用橋建設事業 (E/S)** : インドにつながるアジア横断鉄道の一部に鉄道専用橋を建設し、将来、増加が見込まれるコンテナ輸送にも対応する。
- **カザフスタン** : 欧州とアジアを結ぶジャンブル州の主要国道のバイパス建設と既存道路のリハビリを行った。移動時間の短縮や車両運営コストの削減、道路安全の改善などの成果が確認された。

② 全国交通

ア) 最上流の計画策定

- フィリピン、ラオス、東ティモール、バングラデシュ、キルギス、エチオピアに道路分野の長期専門家を派遣し、道路行政や道路政策に対して助言・指導している。
- フィリピンでは、メトロマニラ、メトロセブ、ダバオの 3 地域の高規格道路網 M/P の策定に続き、フィリピン全土を対象とした高規格道路網開発 M/P 策定に関する詳細計画の策定を開始した。

イ) 全国交通施設の整備

- **土木学会賞技術賞の受賞 (ネパール)** : 1996 年に日本の無償資金協力で着工した総延長 160km に及ぶ「シンズリ道路建設計画」が、土木技術と社会の発展に大きく寄与した画期的なプロジェクトとして、公益社団法人土木学会の土木学会賞の技術賞を受賞した。同道路の開通により人とモノの流れが速くなり、経済活動の発展や教育・保健医療の改善にも大きな影響を与えている。
- **高速鉄道建設事業における技術支援 (インド)** : ムンバイーアーメダバード間の高速鉄道建設事業では、事業の詳細設計や入札関連業務に係る技術支援に加え、安全認証制度の整備や技術基準の策定、駅や駅周辺の開発計画等に係る技術支援を開始した。(No. 8-2 参照)

ウ) 交通網の運営・維持管理能力強化

- **道路インフラ資産の長寿命化に係る課題検討** : 開発途上地域における橋梁維持管理のあり方に関するプロジェクト研究とともに外部有識者委員会を立ち上げ、日本政府が掲げる「質の高いインフラ」の観点から道路インフラ資産の長寿命化に関する課題の検討を開始した。
- **道路アセットマネジメント中核人材育成プログラム** : 技術協力プロジェクト、研修事業、留学制度を活用した人材育成事業を戦略的に実施し、日本のアセットマネジメント技術を活用した維持管理の定着 (質の高いインフラ) を目指した人材育成プログラムを策定 (12 月) し、日本政府の総合科学技術・イノベーション会議が実施する「戦略的イノベーション創造プログラム」でアセットマネジメントの最先端の研究を実施する大学との連携関係を構築した。
- **道路維持管理に係る能力向上支援** : タジキスタンでは、ハトロン州を対象とした道路維持管理機材に係る無償資金協力とも連携して舗装点検・補修に係る技術支援を行い、国際道路や国道の舗装性状の改善に貢献した。事業成果であるガイドラインは運輸省公認の下、同省傘下の全組織に配布され、道路維持管理業務の基礎確立に貢献した。道路維持管理の適正化を通じた道路物流の効率化を目的とした無償資金協力 (4 月 G/A 締結) でも同事業成果を活用していく。
- **島嶼国を対象とした船舶の維持管理に係る広域支援** : これまで大洋州の島嶼国に対して供与した様々な種類の船舶を長く有効活用するため、同地域の定期維持管理の拠点となっているフィジーに

対し、「船舶維持管理・造船アドバイザー」を新たに派遣した（7月）。

③ 都市交通

ア) 最上流の計画策定

- **バングラデシュ・ダッカ都市交通戦略計画策定支援**：ダッカの都市交通全体のM/Pを実施し、同国政府により承認された（9月）。同M/P策定支援にあわせ、都市鉄道1号線及び5号線に係る協力準備調査を実施している。

イ) 都市交通施設の整備

- **中米地域初のモノレール整備事業**：「パナマ首都圏都市交通3号線整備事業（第一期）」（4月L/A調印）では、モノレールの車両やシステムの導入を通じて、都市交通機能の改善や二酸化炭素排出削減を図り、同国の持続可能な経済成長に向けた支援を行っていく。（No.8-2参照）

ウ) 交通網の運営・維持管理能力強化

- バングラデシュでは、交通信号機等の有効利用や交通規制の強化、市民の交通意識の啓発・向上を行い、ダッカ首都圏の自動車や都市内バス等の公共交通機関の効率的利用を促す「ダッカ都市交通マネジメントプロジェクト」を実施している。

④ 地方交通

- ミャンマーでは、安定した道路交通の確保や地域格差の是正、貧困削減に貢献するため、無償資金協力による地方道路の整備・維持に必要な建設機材等の整備とともに、全国道路網の整備・維持管理能力強化のための技術協力を開始した。
- インドネシアでは地方道路の維持管理能力の向上を目的とした技術協力プロジェクトの要請を受け、協力内容を検討すべく詳細計画策定調査を実施した。

(2) 戦略的な取組

① 「質の高い成長」に向けた取組の強化

ア) 質の高いインフラ・パートナーシップへの貢献

- **ADBとの連携推進**：2015年12月に締結した「質の高いインフラ投資」のためのアジア開発銀行（ADB）との業務協力にかかる覚書に基づき、ADBと大メコン圏地域での運輸交通インフラ整備に関するリトリートを開催（10月）し、東南アジア地域における支援の方向性の確認や、政府施策に基づく具体的な連携事業の発掘・精緻化に向けた協議を行った。具体的な案件としてミャンマーで2件の新規事業の承諾に至った。また、海外投融資により支援しているADB内の信託基金が運用を開始し、インドとインドネシアの2件が承諾に至った。

② 新たな課題への対応

ア) 耐震橋梁設計基準策定への支援（高中所得国への支援の取組）

- チリでは、土木研究所の協力の下、日本の道路橋梁の耐震設計にかかる第一人者（行政、大学、コンサルタント、建設会社）の知見・経験を活用した技術支援の結果、チリの実情に沿った耐震設計基準の最終案の完成に至った。第16回世界地震工学会議（2017年1月、チリ）では、チリ政府と合同で事業成果や耐震分野における機構支援の在り方等について世界各国からの参加者に発信した。実施中の技術協力「中南米地域防災人材育成拠点化支援プロジェクト」（2015～2020）を中核とした第三国研修を通じて、中南米諸国に広く普及していく予定。

イ) 情報通信技術 (ICT) の利活用促進

- ITS (高度道路交通システム) 分野への取組: 都市化の進行に伴う道路交通が抱える事故や渋滞、環境対策などの課題に対応するため、ITS を活用した支援に取り組んでいる。ITS 課題別研修では、帰国研修員の活動状況をフォローし、ザンビアで現地ニーズに応じたセミナー及び調査を実施した。日本の ITS 技術の周知と相手国の ITS にかかるニーズ等を把握し、日本の質の高いインフラ輸出につながる案件形成に資する取組を実施している。

③ 日本の民間企業等との連携強化

- アフリカの回廊開発 M/P 説明会の実施: 本邦企業を対象に、北部回廊、ナカラ回廊、西アフリカ地域成長リングに係る説明会を実施した (2017 年 1 月)。幅広い業種から約 300 名の参加の下、優先プロジェクトのリストや M/P 策定を通じて関係を構築した相手国政府の省庁・部局リスト、各国・地域の主な統計データ等を発信した。説明会后、多数の企業より ODA 事業への参加等に係る個別の関心事項が伝えられた。(No. 5-8, No. 9-2 参照)

3-2-2. 都市・地域開発

(1) 具体的な成果

急激な経済成長と人口増加により様々な課題に直面する開発途上国において、地域や都市の発展段階や特性を踏まえた協力の展開にあたり、SDGs でも中心課題とされた「持続可能な都市開発」への貢献も念頭に、「持続可能性」、「強靱性」、「包摂性」に配慮した支援を推進している。都市開発においてはディリ (東ティモール)、レイ・ナザブ (パプアニューギニア) の M/P 策定に加え、ヤンゴン都市圏開発に係る都市計画の改訂支援を新政権樹立後の要請を受けて機動的に実施し、計 3 件の策定を完了した。なお、当初計画では完了予定であった西アフリカ広域開発 M/P はガーナでの環境アセスメントが外部要因により遅延、カトマンズ都市交通 M/P (ネパール) は他案件にて行われている地震リスクアセスメントのデータ解析結果の待機期間が発生し、モンバサ都市開発 M/P は相手国政府側の要望に応じて環境アセスメントによりきめ細やかな手法を採用したことにより、期間を延長して支援を継続している。これらに加え、以下のような観点に配慮した提案を行った。

① 「持続可能性」に配慮した空間計画及び都市・広域インフラ開発計画の策定支援

ア) 「持続可能な都市コンセプト」の M/P への反映

- 東ティモール「ディリ都市計画策定プロジェクト」: 持続可能な経済成長を促す開発ビジョンの策定が先方政府からの要請に含まれていた。10 月に完成した M/P では、2030 年を目標年次とした開発ビジョンの実現のため、戦略やプログラム、プロジェクトの形成の際に留意すべき 4 つ視点の一つとして「持続可能性」を設定した。また、ディリにおける住環境の悪化や自然環境への負荷増大の要因となっている高密度化の緩和のため、衛星都市の形成を提案した。
- パプア・ニューギニア「レイ・ナザブ都市開発計画プロジェクト」: レイ・ナザブ地域は、その大半を慣習的土地が占めることから、2025 年を目標年次とする都市開発 M/P を策定するにあたっては、都市開発やインフラ整備に係る土地収用等について、土地所有者である氏族代表等とのパブリックコンサルテーション (計 3 回) を実施した。都市開発 M/P は 2017 年 2 月に完成した。
- ニカラグア「マナグア市都市開発マスタープランプロジェクト」: 持続可能な都市コンセプトを M/P へ反映させるための基礎資料として、CASBEE (以下 (2) ②参照) で設定されている指標に係る情報を収集した。その分析を基に M/P を作成中である (2017 年 5 月完成予定)。

- タイ「未来型都市持続性推進プロジェクト」：タイ政府は「持続可能な都市の構築」を国家政策に位置付けており、地方都市の将来ビジョンを踏まえた未来型都市のコンセプトの確立や、その実現に向けた事業実施メカニズム及び手法を検討している。2016年度は政策コンセプト「Sustainable Future City Initiative」の案が策定され、6つのモデル都市を対象に、包括的な持続性分析（都市プロ研のUrbanscopeとCASBEE都市の評価試行）に基づき、多くのステークホルダーの参加による都市に持続性に配慮した開発計画の策定を支援している。モデル都市での成果を踏まえ、政策「Sustainable Future City Initiative」が最終化される予定。

イ) 公共交通指向型開発（Transit-Oriented Development：TOD）を援用したM/P、開発戦略の提案

- サンタクルス（ポリビア）およびダルエスサラーム（タンザニア）では、都市のスプロール化に対する対応策として公共交通を中心としたまちづくりを提案する方針で、土地利用計画と連携した交通M/P調査を実施している。サンタクルスでは、本邦研修にTODの事例説明を含める等により土地利用と連携した交通ネットワークに対するカウンターパートの理解を促進した。また、ダルエスサラームでは、土地利用計画を所掌する中央省庁を実施体制に組み込み、土地利用に関する情報交換・議論が行える体制を整備した。
- ケニア「モンバサゲートシティ総合都市開発マスタープランプロジェクト」：モンバサでは、モンバサ島から周辺の大陸側へ都市がスプロールしているとともに、中心となるモンバサ島と大陸側の交通ネットワークが脆弱な状況である。そのため、都市構造計画として中心地の改善と大陸側にサブセンターを計画し、これらのネットワークを強化する都市公共交通の導入を提案した。また、この都市公共交通の6つのステーションにおいてTODによる開発を提案している。

② 「強靱性」に配慮した環境や防災の取組を含む都市開発M/Pの策定支援

ア) 環境対策や防災対策を含む都市開発M/Pの提案

- ミャンマー「ヤンゴン都市圏開発課題整理のための基礎情報収集・確認調査」：ヤンゴンの中心業務地区は325.6人/haと人口密度が非常に高いが、都市の社会基盤が十分整備されておらず、サイクロン・洪水・地震等の自然災害に対して十分な強靱性を有していない。このため、下水・排水システムの改善や、地震時や火災時のための都市オープンスペースの設置等を提案し、防災時の強靱性の強化を目指している。
- ポリビア「サンタクルス都市圏交通マスタープラン調査プロジェクト」(再掲)：サンタクルスでは、急速な都市開発に社会基盤整備が追いついていない。排水不備による道路冠水が交通問題の一つの要因であることから、降雨時にも交通ネットワークを確保するべく、道路冠水対策を含めた交通M/Pの作成を支援している。

③ 「包摂性」に配慮した都市・地域開発の実現

ア) 社会的弱者を含む住民のニーズに配慮した都市開発M/Pの提案

- ヌアクシヨット（モーリタニア）では、統計などの基礎的な情報が未整備である現況に対して、地図作成や社会調査等から住民の特性、交通目的などを調べる社会調査を実施し、社会的な特性を把握した上で都市開発計画を策定する手法を採用、着手した。
- 東ティモール「ディリ都市計画策定プロジェクト」(再掲)：住民ニーズを反映したM/Pを作成するため、主要開発エリアを中心に、将来都市構造シナリオ選定、環境社会配慮に係るパブリックコンサルテーションを2回にわたって計115名を対象に実施した。
- ニカラグア「マナグア市都市開発マスタープランプロジェクト」(再掲)：社会的弱者を含む10,000

戸を対象に個別訪問調査を行い、住民の都市開発 M/P へのニーズを収集した。

- タイ「未来型都市持続性推進プロジェクト」(再掲)：地方都市において、社会的弱者を含む都市開発の在り方を議論している。特に、タイでは高齢者に配慮した街づくりへの関心が高く、それに対応した本邦研修での情報提供や議論も行っている。

(2) 戦略的な取組

① M/P の相手国の政策・制度等への反映に向けた取組

- ミャンマー「ヤンゴン都市圏開発課題整理のための基礎情報収集・確認調査」(再掲)：2016 年 3 月 30 日に新政権が発足後、日本政府に対し 2016 年 12 月までに首都ヤンゴンの都市計画を見直す要請があった。通常であれば 1 年から 1 年半かかる調査を、2016 年 7 月より僅か 6 か月間という短期間で実施するため、国土交通省や機構内関係者(在外事務所、専門家、調査団等)のリソースを総動員し、加えてミャンマー新政権の意向を十分踏まえるために先方政府と週例会議を設ける等、機動的かつ丹念なプロセスにより調査を実施した。

② 持続可能性評価指標(CASBEE 都市—世界版)の開発への参画

- CASBEE 都市(世界版)検討小委員会(14 回)に委員として継続的に参加した。機構が実施中の都市開発 M/P の対象都市のデータの提供や検討小委員会への参加等、国際的な視点からのアドバイスを通して、SDGs に配慮し開発途上国でも適用可能な CASBEE 都市(世界版)の開発に貢献した。

③ 持続可能な都市実現に向けた都市間連携の推進

- 持続可能な都市の実現に向けて、過去に都市開発 M/P 策定支援を行った都市(ウランバートル、ハノイ、プノンペン、ビエンチャン、ディリ、ヤンゴン、マニラ)を対象に、計画実施に向けた知見の共有と都市間ネットワークづくりのため関係者を招へいた(2017 年 3 月)。

④ 外部発信の強化

- JICA 都市地域開発の取組にかかる外部関係者の理解促進、プレゼンスの向上のため、TICAD VI では回廊開発 M/P、HABITAT III では地方都市開発の必要性、アフリカにおけるインフラ国際会議では回廊 M/P をベースとした広域成長戦略を発信した。

3-2-3. 資源・エネルギー

(1) 具体的な成果

① 低炭素電源開発とナショナルグリッド(基幹系統)増強、エネルギーアクセス改善への貢献

ア) 高効率火力発電を通じた低炭素電源開発の推進

- ガスコンバインドサイクル火力(ウズベキスタン)：円借款事業で建設支援を行っている発電所の運転・保守人材の育成機能強化に係る技術支援にあわせて、訓練用機材(シュミレーターとカットモデル等)を供与した。また、発電設備の効率的な運用・運転や維持管理技術の習得を目的とした国別研修を実施し、機構が支援している発電所を含む 4 か所の発電所を対象に、3 年間で計 36 人の発電所職員を育成した。研修の様子は日本の業界紙等でも掲載され、対外発信にも寄与した。
- 超々臨界圧石炭火力(バングラデシュ)：マタバリ地区で実施中の発電所・港湾土木工事等の支援に加え、新たにアクセス道路の建設等にかかる円借款事業を形成した(6 月 L/A 調印)。
- アフリカ地域におけるガス火力支援の検討：タンザニアでは、機構が策定支援を実施した電力開発 M/P の結果も踏まえ、ガス火力支援の可能性を検討するための情報収集・確認調査を実施した。ま

た、タンザニアをひとつの具体例として、今後のアフリカ地域におけるガス火力発電開発に際し、日系企業が検討すべき課題も検討した。

イ) 基幹系統増強、配電網拡張による電化促進（分散型電源の活用を含む）

- **基幹系統の増強整備と人材育成**：ミャンマー、カンボジア、スリランカ、インド等では、低損失送電線等の日本の技術を活用した資金協力事業を形成し、基幹送電系統や地方配電網の整備を推進した。同時に、ミャンマー、カンボジアでは資金協力に連携する形で技術協力を通じた人材育成を開始した。また、課題別研修を通じ、電力系統技術や系統運用に係る技術支援を実施した。
- **国際連携電力系統網（パワープール）の構築支援**：アフリカ地域の電力の安定供給体制の構築に貢献すべく、パワープール構築等を支援した。TICAD VI では、世界銀行、AfDB、米国国際開発庁 (USAID) 等とサイドイベントを開催し、広くパートナーの巻き込みを図った。なお、パワープール化の恩恵を受けにくい小国（シエラレオネ等）に対しても、ディーゼル発電機等による電力供給安定化を支援している。
 - **東部パワープール**：東部と南部をつなぐ要地となるタンザニアでは、東部パワープールを対象とした情報収集・確認調査に先行して、電力M/Pの策定支援を完了した（2017年3月）。
 - **南部パワープール**：南部パワープールを対象に情報収集・確認調査を実施し、現状と課題の把握や優先プロジェクトの選定、日本の優れた技術の活用可能性等を検討した。同時に、域内での電力融通も念頭に、アンゴラ、モザンビークでの電力M/P策定に係る支援に着手した。
- **グリッド接続型再生可能エネルギー利用と系統安定化支援**：国産エネルギーの有効活用と気候変動対策に係るニーズへの対応として、再生可能エネルギーの活用による発電設備容量の増強とグリッド接続による安定的な電力供給をあわせて支援している。
 - **エジプト・ハルガダ太陽光発電**：20MW の太陽光発電所の建設に加え、日本の技術を活用した蓄電池施設の設置を通じ、夜間の電力供給を含む電力供給の増加や系統安定化に係る円借款事業の詳細設計支援を開始した。
 - **モロッコ・スマートグリッド導入支援**：再生可能エネルギーの導入促進に必要な系統安定化対策に関し、日本のスマートグリッド技術や導入経験の活用も視野に入れた情報収集・確認調査を実施している。同調査の一貫として、モロッコ関係者を日本に招へいし日本の技術紹介等を行い、国連気候変動枠組条約の COP22 に関する NHK 全国ニュースの特集で放映された。
- **分散型地方電化の活用**：送配電網拡張から取り残される遠隔地方部の電化促進を民間や大学と連携して支援している。（海外投融資事業は No. 14-6 参照）
 - **民間企業との連携（タンザニア）**：TICAD VI 支援策の実現として、Digital Grid 社によるオフグリッド太陽光事業（未電化地域の村落にあるキオスク（小売店）への太陽パネル設置と BOP 層に対する LED ランタンの充電・レンタルや携帯電話の充電サービスの提供等）に対し、海外投融資による支援を決定した（10 月投資契約調印）。（No. 8-2, No. 14-7 参照）
 - **大学等との連携（ケニア）**：ケニアでは日本の大学や民間の協力を得て、国立ジョモ・ケニヤッタ農工大学 (JKUAT) をカウンターパートとして再生可能エネルギーによる地方電化推進のための研究・人材育成能力向上を支援してきた。結果、累計 53 件の学術論文発表や同大学の物理学部での再生可能エネルギー専科の設立、計 200 名以上の太陽光技術指導者の育成や関連テキストの国内での標準化等の成果に至った。

ウ) 需要サイドの省エネ促進

- **省エネルギー研修センターの開所（セルビア）**：「エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度拡大支援プロジェクト」の成果として、セルビア省エネルギー研修センターが開所した（10月）。なお、同事業成果は日経新聞等でも記事が掲載されたほか、「ヴィシエグラード4カ国（V4）+日本」セミナー（10月）で成果を発信した。
- **産業セクターにおけるエネルギー管理（パキスタン）**：エネルギー消費が多い鋳造業や自動車部品製造業のモデル工場10社に対する省エネ技術指導を行い、実施可能なエネルギー管理効率モデル構築支援を行った。結果、モデル企業合計でモデル企業合計で年間約4,400,000MJ（1,222MWh, 1,320万円相当）の消費エネルギーが削減された。優良な改善事例をその他企業にも紹介し、省エネ活動の有効性を発信した。

エ) 最上流の計画策定への支援推進

各国の一次エネルギー事情に応じた最適な電力・エネルギー政策・計画策定をミャンマー、パキスタン、スリランカ、ヨルダン、タンザニア、ナイジェリア、モザンビークに対して支援している。先方のニーズに応えることを基本としつつ、日本の外務省、経済産業省、内閣府等との意見交換や民間企業からのヒアリング等を通じ、日本の優れた技術の活用等による質の高いインフラ投資等に取り組んでいる。

- **電力M/Pの策定と運営体制の構築（ヨルダン）**：経済成長や2011年以降のシリアからの難民流入に伴うエネルギー消費量の増加や近隣国からの電力輸入不足に対応するため、定期更新のための運営体制の構築支援と併せて、国全体の最適な電源供給の実現に向けた長期的なM/Pを策定した。再生可能エネルギーの一層の活用促進を想定した開発シナリオや、省エネ促進、電源の多様化の検討、エネルギーセキュリティ向上のための新規LNG火力や高効率石炭火力の活用を提言した。また、本邦研修を積極的に活用し、より効率的な送電系統ネットワークの構築に係る提言も行った。

② 地熱開発の促進

ア) アフリカ大地溝帯における包括的支援

- **TICAD VI への貢献**：SDGsゴール7達成に向けたサイドイベント「アフリカにおける電力開発～地熱、パワープール、IoTを活用した運営維持管理能力強化～」を開催し、アフリカ各国代表と各ドナーに加え、日本の大学、民間企業、国会議員の参加を得て、オールジャパンとしてのアフリカ地熱開発への取組を発信した。また、日本政府のコミットメント「地熱分野で、2022年までに約300万世帯分の電力需要を賄う」に対し、準備段階から日本政府の検討プロセスを支援した。
- **ケニア**：円借款事業「オルカリアV地熱発電開発事業」の実施にあわせて、電力分野における民間資本（独立発電事業者：IPP）の参入も含めた新たな開発の促進を目指し、地熱資源量調査と地熱発電公社の人材育成を進めている。特に、投資環境整備にかかる支援を更に強化するため、IPP推進アドバイザーを新規に派遣し、IoTを活用した地熱発電所の運営維持管理能力強化にかかる案件形成に向けて、2017年1月より設備診断を実施している。

イ) その他地域における地熱開発の促進

- **インドネシア「地熱開発促進プログラム」の推進**：SATREPS「インドネシアにおける地熱発電の大幅促進を目指した蒸気スポット検出と持続的資源利用の技術開発」による調査・研究と人材育成を実施している。最新の科学技術活用による開発リスクの低減に期待が寄せられている。
- **中南米地域における地熱開発**：ボリビアでは100MWの電力を供給するラグナ・コロラダ地熱発電所建設に係る円借款事業を実施している。エクアドル、ニカラグアでは、試掘支援を推進している。

ウ) 本邦研修と留学制度を活用した人材育成

- 国内の産官学 35 機関以上の協力を得て、オールジャパン体制により 3 種類の課題別研修（幹部行政官，地熱資源エンジニア，掘削マネージャー）を開始した。また，留学制度を活用し，将来の行政と研究・教育の中核人材を対象に，2014 年から累計 13 名を受け入れ，人材育成を支援している。

③ 島嶼国エネルギー支援

ア) 「ハイブリッド・アイランド・プログラム」の実施

- 第 7 回太平洋・島サミットを踏まえ，大洋州地域を対象とした「ハイブリッド・アイランド・プログラム」を実施している。4 件の無償資金協力事業（マーシャル太陽光発電，トンガ風力発電，バヌアツ小水力，ミクロネシアディーゼル発電）を形成しつつ，5 か国（フィジー，キリバス，ツバル，ミクロネシア，マーシャル）を対象に，フィジーを拠点とした広域の技術協力事業「太平洋地域ハイブリッド発電システム導入プロジェクト」を開始した。
- 沖縄県「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」との連携の一環として，中核人材等を対象に，沖縄県の知見を活用した課題別研修「再生可能エネルギー導入のための計画担当者研修」を実施した。
- 大洋州エネルギー会合（6 月，ニュージーランド），クリーンエネルギーフォーラム（6 月，フィリピン）等で，国際機関や各国関係者に対し同プログラムを紹介した。

イ) カリブ地域等島嶼国への横展開

- 上記の「ハイブリッド・アイランド・プログラム」に続き，中南米・カリブ海地域でも広域協力（ジャマイカ，バルバドス，セントクリストファー・ネイビス，トリニダード・トバゴ等）の準備を進め，2017 年度からの実施を予定している。

④ 資源の絆プログラム

開発途上国政府の資源分野の人材を育成し，長期的に知日派・親日派を育て，日本の資源関係者との人的ネットワークを強化する「資源の絆プログラム」に 2013 年度から取り組んでいる。

- **資源ポテンシャル国を対象とした研修受入**：2016 年度はミャンマー，モザンビーク，モンゴル等から春，秋合わせて 18 名の長期研修員を受入れた（累計 59 名）。
- **学位取得，インターンシップ，短期プログラム，海外フィールド調査等の実施**：9 月に最初の修了生 1 名（モンゴル）が卒業した。留学支援と共に総合的な人材育成を目指し，短期プログラム，海外フィールド調査（年度内 33 件実施），インターンシップ（年度内 13 件実施）等を実施した。
- **大学との連携強化**：筑波大学が新たな留学生の受入先に加わり，受入大学の総数は 9 校となった。また，北海道大学及び九州大学と共同課程の設置・運用を支援する契約を締結し，留学生の受入体制を強化した（北海道大学 4 月，九州大学 8 月）。

(2) 戦略的な取組

① 「質の高い成長」に向けた取組の強化

- **質の高いインフラ投資の推進**：開発途上地域のニーズを踏まえた上流からのアプローチ強化を目指し，外務省，経済産業省，内閣府等との意見交換や本邦企業からのヒアリング等も実施し，新たに 9 件の M/P 調査策定支援を立ち上げた。
- **民間連携を通じた質の高いインフラ投資の推進**：電力需給逼迫の緩和への貢献や自然エネルギーの促進のため，自然エネルギー分野で初の海外投融資ドル建てプロジェクトファイナンス案件となる

モンゴルのウムヌゴビ県ツォグトツェツィー郡での風力発電所建設に係る海外投融資契約を締結した(9月)。(No.8-2, No.14-6 参照)

- IoT等の最新技術の活用推進：ケニア地熱開発（(1) ②ア）参照

② プロジェクト研究や SATREPS 等による新たな開発課題への挑戦

- **低炭素エネルギー**：低炭素分野での日本の優れた技術とニーズのマッチングを促進するため、プロジェクト研究「先進的低炭素エネルギー技術の開発途上国展開に関する基礎調査」を開始し、「低炭素エネルギー」のブランド化への課題と日本の技術の競合他社に係る分析等を実施した。また、最先端のエネルギー資源の活用推進のため、インドネシアでの地熱発電促進や、ベトナムで高効率燃料電池と再生バイオガスによるエネルギー循環システムの構築に係る SATREPS を実施している。
- **汚染対策**：ザンビアで鉛汚染のメカニズムの解明と健康・経済リスク評価手法および予防・修復技術の開発に係る SATREPS を開始した。北海道大学の獣医学部を中心に農学部，工学部，経済学部等が学部を越えて総合的な汚染対策を検討し，事業化に向けて世界銀行とも連携する予定。

3-2-4. 法制度整備・民主化

(1) 具体的な成果

① 包括的な法整備支援

ア) 「法の支配国家」の実現を担う人材の育成(ラオス)

- 民法，刑事関連法，民事・経済関連法，教育・研修改善の四分野でサブワーキンググループ(SWG)を設置し，司法省，最高人民裁判所，最高人民検察庁，国立大学等の関係者と協働して同国の「法の支配国家」の実現を担う人材の育成を行っている。特に民法典草案については起草作業を支援した。2016年度は，SWGメンバー等(91名)に対する本邦研修や短期専門家12名の派遣を通じた現地セミナーを開催した(72名参加)。

イ) 法務長官府及び最高裁判所の組織的・人的能力向上支援(ミャンマー)

- **本邦研修を活用した関係機関との連携促進**：知的財産関連法支援では，連邦議会の上・下院議員(法案の審議・承認を所掌)と教育省(法案の起草と実施を担当)が本邦研修に共に参加した結果，知財関連法の関連機関間の連携が促進した。
- **オールジャパン体制の構築と支援**：日本の法務省，特許庁，文化庁，日本弁護士連合会による国際支援委員会を形成し，委員による現地セミナー実施等，オールジャパン体制による支援を実現した。

ウ) 民法・民事訴訟法普及支援(カンボジア)

- **カウンターパートのオーナーシップによる自立的な活動の実施**：1990年代末から，民法・民事訴訟法を中心に，市民相互の権利の調整に関する基本的な法令の整備支援や，これら法令を適切に運用するための法曹人材の育成支援を，司法省，王立司法学院，弁護士会，王立法律経済大学に対して行ってきた。直接的にプロジェクトで育成された人材(裁判官や弁護士等)が講師となり，広く裁判官，書記官，弁護士等に対するセミナー等を自律的に開催(2016年度のプロジェクト終了までに20回以上)し，延べ1,500人を超える法律実務家の民法・民事訴訟法に対する理解促進に貢献した。

エ) 民法典の整備支援(ネパール)

- 2009年より民法の起草及び立法に向けた支援により，法案の議会への提出および議会内の立法委員会での検討を終え，民法典の成立が期待されている。成立に至れば，ネパールのみならず南アジア

初の統一的な民法典となる。2016 年度には、日本への立法議会議員の招へいや、裁判官、検察官、弁護士、行政官をはじめ、市民や NGO 等からの意見を聴取するパブリックコンサルテーションをネパール各地で実施した。

② 金融分野への支援の拡充

ア) ベトナム

- **国営企業改革**：国営企業改革にかかる 5 か年計画（2011～15）に対して、実施機関である財務省、国家資本投資公社、債権債務売買公社の機能強化と能力向上、国営企業の株式化、コーポレートガバナンス強化、事業再生ノウハウ等、日本の経験・知見の移転を通じて国営企業改革の推進を支援してきた結果、次のような成果が得られた。
 - **政策提言書の作成と反映**：国営企業改革に係る政策提言書を、首相、副首相、財務大臣、国家銀行総裁等に提出、説明した結果、同国政府が策定中の 5 か年計画に提言の一部が反映された。
 - **国家資本投資公社の企業支援能力の強化**：対象企業に対するコーポレートガバナンス強化のためのガイドラインや主要なリスク指標等を策定し、2017 年からの施行に結びつけた。
 - **事業成果の自主的な普及・活用**：パイロットとして取り上げた国営企業に対する財務・事業改善支援の成果を踏まえ、社内マニュアルの改訂や社内研修を同企業の社員が自主的に実施している。
- **銀行セクターの健全化**：国家銀行（中央銀行に相当）の金融機関監督機能強化、銀行セクターの再構築のための制度整備支援等を実施した結果、金融監督の手順、手続きを定めた通知制定等、国家銀行による必要な法令・政令の準備が自主的に進んでいる。また、ベトナム資産管理公社では、債権回収機能強化のための法整備や時価取引のためのマニュアル策定に係る支援の結果を踏まえ、不良債権の実質的な処分や不良債権の時価買取への活用が見込まれている。また、銀行セクターの不良債権に係る政策提言書を首相、副首相、財務大臣、国家銀行総裁などに提出して説明した結果、現在国家銀行が策定中の 5 か年計画に提言の一部が反映されるとともに、国家銀行が策定を開始した不良債権処理と脆弱金融機関の再編にかかる特別法にも反映される見込みとなった。
- **金融政策・経済分析予測能力の強化**：国家銀行の経済分析予測能力および金融政策分析・報告体制強化を支援する新規の技術協力プロジェクトを開始した。

イ) ウクライナ

- **国営銀行の制度改革戦略作成、不良債権、債権処理機関に関する国営銀行戦略作成支援**：金融監督機能強化に係る国別研修（7 月、11～12 月）や金融セクターに係る基礎情報収集・確認調査（11 月～2017 年 2 月）を実施した。また、国営銀行部門改革に係る基礎情報収集・確認調査を 2017 年 2 月に開始した。

③ 貿易円滑化支援

ア) 通関電子化の稼働や通関関連業務プロセスの整備に係る支援

- **ベトナム**：無償資金協力により導入された日本のシステムを活用した貿易手続き・通関システム（VNACCS/VCIS）の今後の更なる利活用強化に向けて、日越共同で調査を実施し、同システムの安定運用と利活用改善のために必要な事項を確認した。
- **ミャンマー**：貿易手続き・通関システム（MACCS/MCIS）について、無償資金協力でのシステム開発と並行して、技術協力による人材育成、業務・制度設計、法規程等の体制整備を進めた。同システムは 11 月に正式に運用を開始した。

イ) アフリカ東部 (EAC 諸国) のワン・ストップ・ボーダー・ポスト (OSBP : One Stop Border Post) 支援

- **TICAD VI への貢献** : TICAD VI のサイドイベント「アフリカ域内の貿易活性化 - 地域経済統合とアフリカの競争力強化にむけて -」を東アフリカ共同体 (EAC), NEPAD, 世界税関機構 (WCO) と共催した。約 120 名の参加のもと、今後のアフリカ域内の貿易拡大のために必要な官民の取組に係る議論を行ったほか、OSBP ソースブック第二版を正式発表した。
- **ルワンダ・タンザニア国境** : ルスモカヨンザ間の道路改良事業に加え、ルワンダとタンザニアの国境にルスモ国際橋及び国境手続き円滑化のための施設 (OSBP) の建設を支援し、4 月に開通式典を実施した (4 月)。開通後、1 日あたりの車両の台数の増加が確認されている。また、ルワンダを含む東アフリカ 5 か国の OSBP 施設の運用能力向上を支援しており、中央回廊を經由したルワンダへの流通網改善や国境通過車両の通行規制の緩和、越境手続きの円滑化等を図っている。
- **ボツワナ・ナミビア国境** : マムノ・トランスカラハリ国境の OSBP 導入に向けた手順書案及び導入計画案を作成し、その啓発活動を実施した。
- **WCO との連携** : WCO との業務協力協定に基づき、プロジェクト研究「保税運送ガイドラインの作成に係る JICA/WCO 共同プロジェクト」を実施し、アフリカで開催された 2 回のワークショップにて、機構の OSBP 導入の事例や教訓を発信した。またプロジェクト研究「アフリカ貿易円滑化に向けた能力向上に係る JICA/WCO 連携」を立ち上げ、WCO の専門家を活用した現地ワークショップを複数回開催した。

④ ガバナンス強化

ア) 行政官能力向上

- **公務員の政策制度形成・人材育成強化 (ベトナム, カンボジア, ボツワナ, エジプト)** : ベトナムでは、内務省など公務員採用試験改革を担う 13 人に対して日本の公務員採用試験制度を紹介する研修を実施し、新たな公務員採用試験制度を導入する政令策定を支援した。カンボジアやボツワナでは、日本の公務員給与制度に関する本邦研修を実施し、それぞれ自国の公務員給与制度改革を支援している。エジプトでは、計画省やライン省庁の計画部局担当者 27 名に対する本邦研修や、関係者 100 名超を対象にした現地勉強会の開催等を通じ、中期開発計画・実施能力強化を支援した。

イ) 汚職防止能力向上

- **国家健全性戦略 (NIS : National Integrity Strategy) の実施支援 (バングラデシュ)** : 2012 年にバングラデシュ政府が閣議承認した NIS の実施枠組の確立支援を行った結果、行政機関 59 省庁のうち 53 省庁が NIS 行動計画を作成し、また、内閣府に設置されている NIS ユニットの汚職対策の計画立案と活動モニタリング枠組みの構築に至った。特に、一般国民の NIS の認知度が大きく向上した (5%から 81%)。

ウ) 競争法の策定・運用

- **競争法執行体制の整備 (インドネシア)** : 競争法制の一部をなすパートナーシップ法に係る本邦研修及び現地セミナーを実施した。競争当局内に同法の執行を担う新部署が設置される等、執行体制の整備がなされた。また、競争環境の現状把握および政策提言を目的とする市場調査の実施に向け、調査実務に関する本邦研修等により競争環境の改善に資する取組を支援した。

エ) 地方行政能力強化 (No. 1-1「格差是正・貧困層支援」参照)

オ) 公共財政管理

- **地方財政改善の改善 (パレスチナ)** : 固定資産税に係る新評価基準案及び運用マニュアルを策定し、固定資産税局に提出した。今後、内閣の承認プロセス等を経て、適用が開始される予定である。また、承認後の実務に備えた局職員への研修や、固定資産評価システムや GIS の導入支援を行った。

⑤ 民主的制度整備支援

ア) ベトナム

- **国会事務局能力の向上** : 効率的な国会運営や議員活動を補佐する国会事務局能力の向上のための支援を実施している。2016 年度は、ベトナム国会事務総長を招へいし日本の国会の経験等を共有した。また、事務局職員による国会議員の法案作成の補佐に係る能力の強化及び国会の広報活動の強化のため、セミナー・ワークショップ、本邦研修などを計 117 名に対して実施した。

イ) メディア支援

- **公共放送局化支援 (ミャンマー)** : 国営放送局の公共放送局化に際して、正確・中立・公正な情報を国民に届けるためにメディアに必要となる人材育成を目的として、公共放送局化の組織・経営の方針の検討、報道・番組制作・機材管理に関する同局職員の能力強化支援を行っている。2016 年度には、日本の民間放送局の協力の下、報道に携わる職員に対する本邦研修を実施した。また、日本人専門家の指導を受け、生放送ニュース番組も開始された。

(2) 戦略的な取組

① 新機軸・高品質な研修の形成・実施

- **課題別研修「金融規制監督」の新設** : 金融庁が設置したグローバル金融センター (GLOPAAC) と連携し、イラン、スーダン、パキスタン、ミャンマー、モンゴル、カンボジア、タンザニア等 11 か国から 17 人を対象とした研修を実施した (8 月)。金融庁、日本証券取引所等を視察し、金融機関への適切な規制と経営を監督する体制整備の必要性について理解を深めた。
- **課題別研修「金融政策・中央銀行業務」の新設** : フィリピン、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジアの 8 人を対象とした研修を実施した (2017 年 2 月)。一橋大学による講義に加え、日本銀行、金融庁、メガバンク等の金融機関を訪問し、中央銀行の役割と機能、適切な金融政策立案と実施について理解を深めた。
- **課題別研修「公共財政管理・公的債務管理エクゼクティブ・プログラム」の新設** : 円借款供与国を中心とした 19 개국 23 人を対象に、世界銀行による公的債務管理研修と機構による公共財政管理や偶発債務に係る研修を合同で実施した (7 月)。

② 法務省、日本弁護士連合会等との連携強化

- 法整備支援に係る各機関との恒常的な情報交換や、例年の法整備支援連絡会 (2017 年 1 月) を実施し、より緊密な会合である「法整備支援ネットワーク会合」を初めて主催した (7 月)。

③ 法整備支援に係る国際機関との連携強化

- **UNDP との共催シンポジウム** : 法整備分野での初の試みとして、UNDP との共催シンポジウムをニューヨークで開催し、国連関係者等約 50 人の参加を得た (12 月)。「法遵守の文化 (CoL : Culture of Lawfulness)」の意義や醸成・促進の必要性を共有し、有効な援助アプローチの検討を行った。ま

た、UNDP との面談等も通じて、今後の CoL に係る具体的な連携策を検討した。

- **アジア・アフリカ法律諮問委員会 (AALCO) とのセミナー**：AALCO のガストーン事務局長が来日した機会を捉え、機構主催のセミナーを実施し、約 50 名が参加した (2017 年 2 月)。機構副理事長とも面談し、両者がより緊密な協力を行う方向性を確認した。

④ 戦略的な広報の実施

- **広報誌での特集**：法整備支援分野では初めて JICA 広報誌 Mundi で特集を行った (9 月)。なんぷろ学生サポーターの協力の下、広く知られていない同分野の取組を分かり易く発信した。また、英文広報誌 JICA' s World でも法整備支援の特集を行った (2017 年 1 月)。

3-2-5. 高等教育

(1) 具体的な成果

① TICAD V 支援策 (2013-2017) 実現に向けた取組

ア) アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ (ABE イニシアティブ) の実施

- **TICAD V 目標値達成への貢献**：「2017 年までに 900 人受入」の目標に対し、2016 年度に第 3 バッチ 348 人を受け入れ、合計 821 人となった (2015 年度末時点で 473 人)。
- **本邦企業でのインターンシップ**：第 2 バッチ 306 人が本邦企業 100 社で実習を行った (2015 年度 145 人、65 社)。また、本邦企業との人脈形成等のためネットワーキングフェアを各地で開催し、多数の本邦企業の参加を得た結果、本事業に登録した本邦企業は約 360 社となった。
- **大学における研修生受入**：日本全国の 69 大学 143 研究科が研修員受け入れ大学として登録。本邦大学の国際化 (学内の英語化、英語コースの増設、書類の英語対応等) にも寄与している。

イ) 汎アフリカ大学 (PAU: Pan African University), エジプト日本科学技術大学 (E-JUST: Egypt-Japan University of Science and Technology) 等研究機関・大学への技術協力の実施

- **PAU 支援**：アフリカ連合委員会の構想で設置された PAU に対し、科学技術イノベーション分野での拠点に指名されたケニアの JKUAT を通じて、JKUAT の教育・研究能力向上とともにアフリカ他国の高度人材育成に貢献している。2016 年度は、第 3 バッチとして 78 名がアフリカ各国より入学した (30 か国より合計 204 名)。また、アフリカの開発ニーズに即したイノベーションを行うことを目的とした「ものづくり道場」が同学内に完成した。
- **E-JUST**：2010 年の大学院開学以降、順調に学生数 (2016 年 12 月時点で、修士課程 29 名、博士課程 134 名)、研究実績および修了生数 (同時点までに 69 名の修士、84 名の博士を輩出) を伸ばしている。また、アフリカ地域で機構が支援する他の高等教育機関 (ケニアの JKUAT、ルワンダ・トゥンバ高等専門学校) からも留学生を受け入れ、アフリカ各国とのネットワークも広がりつつある。

ウ) TICAD VI への貢献

- **プレイベントの主催**：JKUAT において TICAD VI プレイベント “Higher Education Breakthrough for Human Resources Development and Innovation in Africa” を主催し、学生、大学教員、研究者、民間企業等約 280 人が参加した (7 月)。アフリカ型イノベーション創出や国境や地域を越えたネットワークやリンケージの拡大における高等教育機関の役割の重要性を確認した。

② 開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成

ア) 開発途上地域の拠点大学への協力

ベトナムの日越大学、マレーシア日本国際工科院（MJIT）等、各国における工学系の拠点大学を中心に、開発途上地域の拠点大学 70 校に対し、教育・研究能力強化のための支援を実施している。

- **日越大学の開学**：2010 年の日越共同声明を出発点に、これまでの日越首脳会談での構想を実現するものとして、アジアトップクラスの大学を目指す日越大学が開学した（9 月）。第 1 期生となる 72 名が入学し、2017 年 1 月には訪越した安倍首相と学長や学生代表らが懇談した。開講したコースは大学院の修士課程の公共政策やナノテクノロジー等の 6 コースであり、東京大学、筑波大学や大阪大学等の幹事大学 6 校より 10 名の長期教員を派遣した。また、幹事大学への研修員受入事業等もあわせて実施し、日本ならではの質の高い教育を提供する。
- **マレーシア日本国際工科院**：防災分野の行政官等の育成を目的とした修士プログラムが開講された。筑波大学、京都大学・防災研究所等による支援を通じ、日本が豊富に有する防災分野の知見・経験の共有を図っている。

イ) 開発途上国間及び本邦との大学間ネットワーク構築の支援

機構を通じた支援に参画している日本の大学の数は年々増加しており（「2. 主要な経年データ」参照）、支援の基盤が強化されている。特に、留学制度を活用した人材育成事業に参画する大学の増加が顕著であり、各拠点大学と日本の支援大学の間でのネットワーク構築、日本の大学の国際化や地方創生にも寄与している。

- **日本の大学と開発途上国の大学との学術交流促進**：東南アジア地域では、AUN/SEED-Net プロジェクトを通じて、ASEAN トップ大学 26 校と日本の大学 14 校との間でネットワークを構築し、人材育成や国際共同研究を実施している。これまでに、累計 1,299 名の教員等が高位学位を取得し、700 件の共同研究と 1,000 編の論文発表、600 人の大学教員ネットワーク構築（ASEAN400 人、日本 200 人）の成果を上げている。アフリカ地域においては、JKUAT/PAU と日本の大学との協力の下、累計 204 名の高位学位取得を支援した（上記①イ）参照）。
- **留学生の受入実績**：日本の大学の国際化の重要な指標である日本の大学での学位取得支援人数に関しては、2016 年度は開発途上地域より 1,053 人を受け入れた。
 - **人材育成奨学計画（JDS）**：開発途上国の将来の指導者層となることが期待される若手行政官等を対象とした人材育成奨学計画（JDS）を実施している。2016 年度は、新たにネパールからの受入を開始し、13 か国から 266 人を受け入れた。これまでに来日した留学生は 3,700 人となった。なお、2016 年度には修士課程を修了したラオスやミャンマー等 5 か国の留学生を対象に博士課程への受入募集を開始し、11 人が日本の博士課程で研究を再開する予定。
 - **大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラム**：第 7 回太平洋・島サミットで表明された大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS: Pacific Leaders' Educational Assistance for Development of State）を開始した。本プログラムでは、大洋州諸国の開発課題の解決に必要な専門知識を有する中核人材の育成のため、日本の大学院での修士課程や省庁・自治体等でのインターンシップの機会を提供する。2016 年度から 3 年間で 100 名受入の計画で開始し、41 名を受け入れた。また、来日に当たり、沖縄にて 3 週間の共通プログラムを実施し、日本語研修等に加えて沖縄県庁訪問や地元企業との交流も図った。（No. 9-2 参照）
 - **アフガニスタン「未来の架け橋・中核人材育成プロジェクト（PEACE）」**：（No. 4-1 参照）

➤ ABE イニシアティブを通じた日本の大学の国際化：上記①ア) 参照。

(2) 戦略的な取組

① オールジャパン体制による支援体制の構築・運営

- E-JUST, MJIIT, 日越大学等の大学新設を支援する案件では、日本政府とともに日本の大学や大学院の協力を得て、オールジャパン体制による強固な国内支援体制の構築を推進している。
- ABE イニシアティブ, PEACE, Pacific-LEADS 等では、それぞれの日本政府の政策にも貢献する形で、日本の大学や大学院等の協力による開発途上地域の若手リーダー層の育成や受入大学の留学生事業の活性化、インターンシップ等を通じた本邦企業と開発途上地域間のネットワーク形成を支援している。また、日本全国の大学に幅広くアフリカ人材を受け入れる仕組みを作ったことにより、開発途上地域の人材受入を通じた地方大学の国際化、地域理解促進、地方創生にも貢献している。

② 日本式工学教育のジャパンプランドとしての対外発信

- インドネシア・スラバヤ工科大学では、プロジェクト終了にあたり、研究室中心・研究中心の日本式工学教育を導入した成果を論文（事例研究）にとりまとめ、学術誌への発表が決定した。また、E-JUST, MJIIT 等においても、研究室中心・研究中心の日本式工学教育の導入に係る成果や課題のレビューを継続的に行い、各国の文脈に応じた日本式工学教育の在り方を検討している。

③ シリア難民に対する人材育成事業：(No. 4-1 参照)

3-2-6. 農業・農村開発

(1) 具体的な成果

① TICAD V 支援策（2013-2017）実現に向けた取組

ア) アフリカの若者のための産業人材育成イニシアティブ（ABE イニシアティブ）の実施

- TICAD V 目標値達成への貢献：「2017 年までに 900 人受入」の目標に対し、2016 年度に第 3 バッチ 348 人を受け入れ、合計 821 人となった（2015 年度末時点で 473 人）。
- 本邦企業でのインターンシップ：第 2 バッチ 306 人が本邦企業 100 社で実習を行った（2015 年度 145 人、65 社）。また、本邦企業との人脈形成等のためネットワーキングフェアを各地で開催し、多数の本邦企業の参加を得た結果、本事業に登録した本邦企業は約 360 社となった。
- 大学における研修生受入：日本全国の 69 大学 143 研究科が研修員受け入れ大学として登録。本邦大学の国際化（学内の英語化、英語コースの増設、書類の英語対応等）にも寄与している。

イ) 汎アフリカ大学 (PAU: Pan African University), エジプト日本科学技術大学 (E-JUST: Egypt-Japan University of Science and Technology) 等研究機関・大学への技術協力の実施

- PAU 支援：アフリカ連合委員会の構想で設置された PAU に対し、科学技術イノベーション分野での拠点に指名されたケニアの JKUAT を通じて、JKUAT の教育・研究能力向上とともにアフリカ他国の高度人材育成に貢献している。2016 年度は、第 3 バッチとして 78 名がアフリカ各国より入学した（30 개국より合計 204 名）。また、アフリカの開発ニーズに即したイノベーションを行うことを目的とした「ものづくり道場」が同学内に完成した。
- E-JUST：2010 年の大学院開学以降、順調に学生数（2016 年 12 月時点で、修士課程 29 名、博士課程 134 名）、研究実績および修了生数（同時点までに 69 名の修士、84 名の博士を輩出）を伸ばしている。また、アフリカ地域で機構が支援する他の高等教育機関（ケニアの JKUAT、ルワンダ・トゥ

ンバ高等専門学校) からも留学生を受け入れ、アフリカ各国とのネットワークも広がりつつある。

ウ) TICAD VI への貢献

- **プレイベントの主催**：JKUAT において TICAD VI プレイベント “Higher Education Breakthrough for Human Resources Development and Innovation in Africa” を主催し、学生、大学教員、研究者、民間企業等約 280 人が参加した (7 月)。アフリカ型イノベーション創出や国境や地域を越えたネットワークやリンケージの拡大における高等教育機関の役割の重要性を確認した。

② 開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成

ア) 開発途上地域の拠点大学への協力

ベトナムの日越大学、マレーシア日本国際工科院 (MJIT) 等、各国における工学系の拠点大学を中心に、開発途上地域の拠点大学 70 校に対し、教育・研究能力強化のための支援を実施している。

- **日越大学の開学**：2010 年の日越共同声明を出発点に、これまでの日越首脳会談での構想を実現するものとして、アジアトップクラスの大学を目指す日越大学が開学した (9 月)。第 1 期生となる 72 名が入学し、2017 年 1 月には訪越した安倍首相と学長や学生代表らが懇談した。開講したコースは大学院の修士課程の公共政策やナノテクノロジー等の 6 コースであり、東京大学、筑波大学や大阪大学等の幹事大学 6 校より 10 名の長期教員を派遣した。また、幹事大学への研修員受入事業等もあわせて実施し、日本ならではの質の高い教育を提供する。
- **マレーシア日本国際工科院**：防災分野の行政官等の育成を目的とした修士プログラムが開講された。筑波大学、京都大学・防災研究所等による支援を通じ、日本が豊富に有する防災分野の知見・経験の共有を図っている。

イ) 開発途上国間及び本邦との大学間ネットワーク構築の支援

機構を通じた支援に参画している日本の大学の数は年々増加しており (「2. 主要な経年データ」参照)、支援の基盤が強化されている。特に、留学制度を活用した人材育成事業に参画する大学の増加が顕著であり、各拠点大学と日本の支援大学の間でのネットワーク構築、日本の大学の国際化や地方創生にも寄与している。

- **日本の大学と開発途上国の大学との学術交流促進**：東南アジア地域では、AUN/SEED-Net プロジェクトを通じて、ASEAN トップ大学 26 校と日本の大学 14 校との間でネットワークを構築し、人材育成や国際共同研究を実施している。これまでに、累計 1,299 名の教員等が高位学位を取得し、700 件の共同研究と 1,000 編の論文発表、600 人の大学教員ネットワーク構築 (ASEAN400 人、日本 200 人) の成果を上げている。アフリカ地域においては、JKUAT/PAU と日本の大学との協力の下、累計 204 名の高位学位取得を支援した (上記①イ) 参照)。
- **留学生の受入実績**：日本の大学の国際化の重要な指標である日本の大学での学位取得支援人数に関しては、2016 年度は開発途上地域より 1,053 人を受け入れた。
 - **人材育成奨学計画 (JDS)**：開発途上国の将来の指導者層となることが期待される若手行政官等を対象とした人材育成奨学計画 (JDS) を実施している。2016 年度は、新たにネパールからの受入を開始し、13 か国から 266 人を受け入れた。これまでに来日した留学生は 3,700 人となった。なお、2016 年度には修士課程を修了したラオスやミャンマー等 5 か国の留学生を対象に博士課程への受入募集を開始し、11 人が日本の博士課程で研究を再開する予定。
 - **大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラム**：第 7 回太平洋・島サミットで表明された大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラム (Pacific-LEADS: Pacific Leaders' Educational Assistance

for Development of State) を開始した。本プログラムでは、大洋州諸国の開発課題の解決に必要な専門知識を有する中核人材の育成のため、日本の大学院での修士課程や省庁・自治体等でのインターンシップの機会を提供する。2016 年度から 3 年間で 100 名受入の計画で開始し、41 名を受け入れた。また、来日に当たり、沖縄にて 3 週間の共通プログラムを実施し、日本語研修等に加えて沖縄県庁訪問や地元企業との交流も図った。(No. 9-2 参照)

- ▶ アフガニスタン「未来の架け橋・中核人材育成プロジェクト (PEACE)」: (No. 4-1 参照)
- ▶ ABE イニシアティブを通じた日本の大学の国際化: 上記①ア) 参照。

(2) 戦略的な取組

① オールジャパン体制による支援体制の構築・運営

- E-JUST, MJIIT, 日越大学等の大学新設を支援する案件では、日本政府とともに日本の大学や大学院の協力を得て、オールジャパン体制による強固な国内支援体制の構築を推進している。
- ABE イニシアティブ, PEACE, Pacific-LEADS 等では、それぞれの日本政府の政策にも貢献する形で、日本の大学や大学院等の協力による開発途上地域の若手リーダー層の育成や受入大学の留学生事業の活性化、インターンシップ等を通じた本邦企業と開発途上地域間のネットワーク形成を支援している。また、日本全国の大学に幅広くアフリカ人材を受け入れる仕組みを作ったことにより、開発途上地域の人材受入を通じた地方大学の国際化、地域理解促進、地方創生にも貢献している。

② 日本式工学教育のジャパンプランドとしての対外発信

- インドネシア・スラバヤ工科大学では、プロジェクト終了にあたり、研究室中心・研究中心の日本式工学教育を導入した成果を論文(事例研究)にとりまとめ、学術誌への発表が決定した。また、E-JUST, MJIIT 等においても、研究室中心・研究中心の日本式工学教育の導入に係る成果や課題のレビューを継続的に行い、各国の文脈に応じた日本式工学教育の在り方を検討している。

③ シリア難民に対する人材育成事業: (No. 4-1 参照)

3-2-7. 民間セクター開発

(1) 具体的な成果

「質の高い成長」の観点から、自立的な経済成長に貢献すべく、ビジネス環境改善や現地企業の競争力強化、地域経済・産業の振興の観点から、以下の取組を実施した。

① ビジネス環境改善

ア) 貿易・投資アドバイザーの派遣

- TICAD V 支援策への貢献: TICAD V の公約である 10 名の産業政策・投資アドバイザーの派遣は 2015 年度に達成しているが、2016 年度はさらに 2 か国に新たに派遣した。
- アジアにおける投資促進: 8 か国に派遣している投資促進専門家により、本邦企業等を対象とした投資セミナーを開催し、219 名の参加を得た(12 月, 東京)。また、仙台, 名古屋, 大阪, 広島, 福岡等の地方都市でも投資促進専門家による投資セミナーを開催した。(No. 9-2 参照)

イ) 工業団地・経済特区整備・開発支援

- バングラデシュ経済特区開発: 経済特区開発を所掌するバングラデシュ政府内の実施機関の職員の能力開発に係る研修プログラム案を策定した。また、日系企業の同国への進出を促進すべく、首都ダッカ近郊の短期の経済特区開発計画の策定に加え、円借款事業で支援しているマタバリ超々臨界

圧石炭火力発電所の近くに経済特区を開発するための中期的な開発計画も策定した。4月には同国投資機関からの高官来日の機会を捉え、日本の民間企業を対象としたバングラデシュ投資セミナーをJETROと共に開催し、経済特区開発等の事業成果を発信した。

- **ケニア・モンバサ経済特区開発**：2015年度に策定したモンバサの経済特区開発M/Pに基づき、TICAD VI（8月）では、日本・ケニア両政府のモンバサ開発に係る合意内容に技術的インプットを行った。
- **ミャンマー・ティラワ経済特区開発**：2015年9月のティラワ経済特区の開業後、各国から計画を大幅に上回る企業進出が検討されたことから、経済特区の更なる開発に向け合意形成がなされた（10月）。海外投融資事業に加えて、ティラワSEZ管理委員会への技術支援等を継続しており、投資手続きと各種許認可に係るワンストップサービスは2014年11月に日系中小企業に対し第一号の投資認可を授与して以来、投資認可81社、建設工事着手63社、操業開始済25社の実績となっている。
- **パレスチナ農産加工団地開発**：日本政府のコミットメントである「平和と繁栄の回廊」構想の中核プロジェクトとしてジェリコ農産加工団地設立・運営支援に係る技術協力プロジェクトを実施している。工業団地フリーゾーン庁の能力向上と農産加工団地への投資促進等を支援し、同庁設置後9年目となる2016年には全48区画中40区画で入居予定企業が決定している。終了時評価を実施し、10年の節目となる2017年に向けて、同庁の中長期計画能力策定と入居企業への効果的なサービス提供能力の向上を支援するため、2017年12月までの延長を決定した。

② 現地企業の競争力強化

ア) カイゼン指導・普及等、企業支援能力支援

- **エチオピア・カイゼン**：エチオピアでは過去6年間で約5.4万人に対してカイゼン研修を実施しており、約7,500の職場内の品質管理（QC：Quality Control）活動グループの形成や、これら活動を通じた平均約37%の生産性向上を達成している。2016年度には、高度なカイゼン実践のための企業内研修を新たに6社で開始した（累計12社）。
- **ザンビア・カイゼン**：12月まで実施した品質・生産性向上（カイゼン）展開プロジェクトでは、延べ53団体に対するカイゼン指導を通じて、16人のカイゼンコンサルタントを育成した。うち10名がカイゼン実施機関に所属しカイゼン指導を提供する体制整備に貢献した。あわせて、カイゼン普及の包括的M/Pを策定した。
- **タンザニア・カイゼン**：12月まで実施した品質・生産性向上（カイゼン）プロジェクトでは、延べ63社に対するカイゼン指導を通じて、カイゼンマスタートレーナー13名とカイゼントレーナー6名を育成し、あわせて、カイゼン普及戦略案を策定した。第一フェーズの成果を受けて詳細設計を実施（8月）し、中小企業振興公社による中小企業へのカイゼン普及拡大と大企業を活用した産業界への本格的なカイゼン普及や、これらを実施するカイゼントレーナーの育成を支援していく予定。

イ) 産業人材の育成

- **アフリカ地域に対する政府政策の実現に向けた取組**：新たにタンザニア、ザンビアをTICAD産業人材育成センター有力候補国として選定し、TICAD V支援策の目標10か所達成に向け大きく貢献した（これまでに9か所を設立済）。また、TICAD VIの首相スピーチでも取り上げられた「アフリカ・カイゼン・イニシアティブ」の具体的な立上げに向け、NEPADと協議した（2017年1月）。また、産業人材の育成では、TICAD V支援策である2013年度からの累計30,000人を達成した上で、累計48,330人の育成を達成している。
- **アジア地域に対する政府政策の実現に向けた取組**：「アジア産業人材育成協力イニシアティブ」へ

の貢献として、日本センター事業やインド「包括的成長のための製造業経営幹部育成支援プロジェクト」等を通じ、24,988名の産業人材を育成した。

- **職業訓練を通じた人材育成支援**：地域の産業ニーズに合致した人材育成のため、施設整備と技術支援を組み合わせた事業を形成・実施した。
 - **コンゴ民主共和国**：在職者・求職者双方の人材開発を担う国立職業訓練機構に対し、国内第一の経済圏であるカタンガ州のルブンバシ校の施設・機材の拡充に係る無償資金協力のG/Aを締結した（4月）。これは実施中の技術協力プロジェクト「国立職業訓練機構能力強化プロジェクト」（2015年－2020年）と連携して同国の産業人材育成を支援するものである。
 - **アンゴラ**：ヴィアナ職業訓練センターの3つの新しい訓練コース（建築施工科、構造物鉄工科、建設測量科）のカリキュラム・教材を開発し、指導員の能力向上やコースの実施運営能力向上を目的とした技術協力を開始した。これは2010-2011年に実施した無償資金協力との相乗効果を図りつつ同国のアンゴラの質の高い人材育成に寄与するものである。

③ 地域経済・産業の振興

ア) 観光セクターの開発支援

- **パレスチナ・官民連携による観光振興**：住民主体の観光事業（CBT：Community Based Tourism）に留意した観光開発の展開に向け、観光プロモーションの強化や観光振興手法の確立を支援した。日本の旅行会社を対象とした視察ツアーの実施や各国での観光セミナーの実施支援、パンフレット策定等を通じて観光プロモーション活動の領域の拡大に貢献した。また、地方での観光案内所や交通標識設置等のインフラ整備や、パイロット・プロジェクトを通じた対象地域の観光戦略策定を支援した。今後、これらの成果を活用しつつ、専門家派遣による支援を継続していく予定。
- **エジプト・博物館建設による観光振興**：円借款で建設を支援している大エジプト博物館の運営・展示能力強化を目的とした技術協力「大エジプト博物館運営・展示プロジェクト」を開始した。また、技術協力「大エジプト博物館開館支援合同保存修復プロジェクト」を開始し、博物館に展示される予定の考古品の移送や保存修復を支援した。

イ) 一村一品等の地場産業振興支援：(3-2-6. 農業・農村開発参照)

(2) 戦略的な取組

① 産業政策対話等の上流レベルの取組と現場レベルでの産業育成／投資環境整備による包括的な支援

- **エチオピア・産業振興プロジェクト**：政策研究大学院大学の知見を活用した首相、経済閣僚、実施機関との産業政策対話（フェーズ2）を完了し、エチオピアの5か年計画の策定支援を含む支援の成果や政策事例示集を取りまとめた。また、エチオピア政府首相等からの要望に基づき、産業振興プロジェクト（フェーズ3）を開始した。本フェーズは、①産業政策対話に加え、②投資促進・工業団地開発に関する実務支援、③シープレザーを中心とする輸出振興実務支援の3つのコンポーネントで構成し、ハイレベルとの政策支援と現場レベルでの実施能力支援を一体化させた技術協力案件とした。中長期的な視点での取組と現場でのインパクトを達成すべく5年間の大型案件として立ち上げ、第1回の産業政策対話を実施した（2017年2月）。

② 案件形成・実施段階における本邦企業、地方自治体、研究機関等の参画の促進

- **メキシコ自動車分野の協力**：技術協力「自動車人材育成プロジェクト」では、日系自動車産業の人材ニーズに対応した「日本型ものづくり」の考え方や手法を取り入れた「自動車産業コース」のカ

リキュラムを完成させた（4月）。国立職業技術高校の4つのモデル校で、第一期生306名が入学してコースが開講した（8月）。モデル校の教員育成や実習機材調達等を進めるとともに、日系企業を中心にモデル校の教育を支援（インターン受入や教育内容への助言等）する連携審議会を設立した（4月）。あわせて、日系自動車産業にとって優先度の高い現地調達拡大に係る課題に対し、メキシコ部品サプライヤーのビジネスマッチング拡大と有望なメキシコ部品サプライヤーの育成を目的とした「自動車産業クラスター振興プロジェクト」に係る詳細計画策定調査を実施した（12月）。

- **ミャンマー日本センター**：ビジネスコース修了生に対する本邦研修に際し、中小企業基盤整備機構との共催でビジネスセミナー及び商談会を東京及び福岡にて開催した（セミナー参加者は計110社、商談計239件）。また、延岡市とは、商工会議所及び行政と連携し、ビジネス交流会を実施した他、市民レベルでの交流も行った。（No. 9-2 参照）

③ TICAD VI への貢献

- **カイゼン**：TICAD VI の首相スピーチにおいて、NEPAD と連携したカイゼンの全アフリカへの普及（カイゼン・イニシアティブ）が表明された。また、サイドイベントでは、NEPAD 等とカイゼンセミナーを共催し、アフリカ政府関係者、外国援助関係者等 200 名余が参加した。各国の産業振興関連機関の長や国際的な研究者を招き、ジャパンブランドとして作成したカイゼンのパンフレット配布、現地メディア等を通じた機関のカイゼン分野の支援実績等を発信した。他ドナー及びアフリカ諸国政府関係者からアフリカ産業振興の有効な取組として評価された。（No. 5-2 参照）

④ 相手国と日本との人材育成・交流拠点としての日本センター事業のさらなる戦略性強化

各国に設置されている日本センターを確固たる人材育成交流拠点とした協力を推進している。ベトナムでは9月より新たな協力を開始した。

- **日系企業との連携**：日系企業による現地の優秀な人材確保のため、就職説明会をベトナム、ラオス及びカンボジア等で開催し、日系企業等 111 社に対して約 2,890 名の求職者が参加した。
- **留学フェアの開催**：日本への留学希望者を対象とした留学フェアをモンゴル、ラオス、カザフスタン、カンボジア、キルギスの5か国で開催し、日本からは延べ 32 機関が参加した（10～11月）。来場者は全体で約 3,600 名となった。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

開発協力大綱の重点課題である「質の高い成長」に向けた、各分野での取組の強化が期待される。また、M/P の策定など上流計画への支援を踏まえ、日本政府と連携し、相手国首脳・中核機関との政策対話を通じて相手国の政策・制度等に反映していくことに期待したい。

<対応>

1. 「質の高い成長」に向けた各分野での取組

- **運輸交通**：「質の高いインフラ・パートナーシップ」への貢献として ADB との連携を推進した。道路インフラ資産の長寿命化に関する研究や ITS 技術の活用推進等を実施した。また、「戦略的イノベーション創造プログラム」の大学との連携関係を構築し、道路アセットマネジメント中核人材育成プログラムを策定した。
- **エネルギー**：各省庁等や本邦企業からのヒアリング等を実施し、新たに9件のM/P調査策定支援を立ち上げた。モンゴルでは民間企業による風力発電所建設事業に係る海外投融資を開始した。
- **高等教育**：ABE イニシアティブ、PEACE 等の留学制度を活用した人材育成事業を通じ、日本の大

学等の協力による開発途上地域の若手リーダー層の育成や受入大学の留学生事業の活性化、インターンシップ等を通じた本邦企業と開発途上地域間のネットワーク形成を支援した。

2. M/P の政策・制度への反映に向けた取組

M/P の策定にあたっては、日本政府とも連携しつつ、相手国首脳等との政策対話を通じて具体的な政策・制度等に反映されていくよう取り組んだ。

- アフリカの回廊開発：M/P の紹介とともに M/P 策定を通じて得た開発途上地域の関係機関に係る情報を本邦企業に共有し、相手国政府との事業化に向けた対話促進に貢献した。
- ミャンマー：新政権からの要望に機動的に対応し、新政権の意向に即したヤンゴン都市圏開発に係る M/P の策定を実現した。
- 南スーダン：総合的な農業開発セクター開発計画の策定の支援にあわせ、GIZ や FAO 等と連携し、同計画の実現に向けた資金導入戦略も併せて策定した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：A

根拠：一部の評価指標において目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断できる成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、持続的経済成長の基盤となる運輸交通、都市・地域開発、資源・エネルギー、法制度整備・民主化、高等教育、農業・農村開発、民間セクター開発の各分野において、開発協力大綱などでも重点課題として掲げている包摂性・強靱性・持続可能性を兼ね備えた「質の高い成長」の実現に貢献した。その際、「質の高いインフラ・パートナーシップ」等の日本政府の政策実現や TICAD VI への貢献、各地域の公約を踏まえた ASEAN やアフリカ地域等での開発効果の周辺地域への裨益に留意した事業形成、また、様々な国内リソースを活用した新たな課題への対応や日本の地域活性化への貢献、各分野での具体的な開発効果の実現等の観点から以下のような特筆すべき成果を上げた。

1. 運輸交通

地域の連結性向上への貢献や質の高い運輸交通インフラの実現を目指し、新たに道路・橋梁 355km、鉄道 37km に係る事業を形成した。鉄道総延長は 2016 年度中に先方政府との L/A 調印を見込んでいた 2 件の事業が先方政府内での計画の再検討等の事情により調印に至らなかったが、いずれも質的な観点を十分考慮の上、先方政府機関と調整しつつ事業の再構築を進めており、当初計画に沿って取り組んでいる。

1-1. アジアでは、ASEAN 連結性向上のため、新たに立ち上がった「日・メコン連結性イニシアティブ」等も踏まえ、カンボジアの第一号線の道路や排水設備の改修等の各事業を推進した。カンボジアでは住民移転への適切な対応に係る技術支援を併せて実施し、持続的な都市開発に向けた先方政府の能力強化も推進した。

- 民間インフラ案件への投融資を実施するための ADB 内の信託基金への出資や、アジアで質の高い公共インフラ整備を促進するための ADB との協調融資に関する事業を形成し、質の高いインフラ・パートナーシップの実施に貢献した。
- 機構が支援した第 2 メコン橋の交通量調査を実施した結果、交通量の増加や周辺住民への社会サービスの改善等が確認され、回廊開発の整備が地域間の連結性向上だけでなく、周辺地域の発展や住民の生活の質の向上にも貢献していることを確認した。
- 過去に実施したネパール「シンズリ道路建設計画」が、土木技術と社会の発展に大きく寄与した画期的事業として、公益社団法人土木学会の土木学会賞の技術賞を受賞した。
- 海の回廊整備では、カンボジアのシハヌークビル港周辺海域で国際規準に則った電子海図の作

成を完了した。

1-2. アフリカでは、TICAD V の支援策への貢献や TICAD VI の優先分野とされた経済の多角化・産業化に向けた取組として、5 大成長回廊の整備を中心とした支援を展開した。特に、西アフリカ成長リングでは、M/P 策定支援にあわせ、域内の連結性強化に資する具体的な実現策となるインフラ整備事業を準備・形成した。

1-3. 日本の優れた技術・ノウハウを活用し、質の高いインフラ整備に取り組んだ。

- インドの高速鉄道建設では、日本の優れた技術・ノウハウを活用し、安全認証や技術基準の整備等に係る技術支援を開始した。
- チリでは、オールジャパンによる支援体制の下、耐震橋梁設計基準の最終案を完成した。
- 交通網の運営・維持管理能力強化に向け、日本政府の「戦略的イノベーション創造プログラム」に関わる大学との連携関係を構築し、道路アセットマネジメントの中核人材育成プログラムを策定した。

2. 都市・地域開発

2-1. SDGs への貢献を念頭に、「持続可能性」、「強靱性」、「包摂性」に配慮した支援を行い、3 件の M/P 策定を完了した。年度計画で M/P 策定完了を目指していた 5 件のうち 3 件で外部要因による遅延等が発生したが、環境社会配慮への対応を徹底するなどして着実に事業を実施しており、当初計画に沿って取り組んでいると判断できる。

- ミャンマー「ヤンゴン都市圏開発課題整理のための基礎情報収集・確認調査」を、年度途中で政権交代後のミャンマー政府からの要請を受けて機動的に実施した。迅速に調査を実施して完了したものであり、計画段階では想定していなかった成果を上げた。

2-2. M/P の策定支援にあたっては、「持続可能な都市コンセプト」の適用を念頭におき、東ティモールのディリ都市計画では、事業戦略等の形成上の留意点の一つとして「持続可能性」を設定したほか、タイでは包括的な持続性分析に基づいた M/P 支援を行った。

- 機構が M/P 支援を通じて得たデータや知見を提供し、SDGs 達成にも資する開発途上地域でも適用可能な評価指標（CASBEE 都市-世界版）の開発に貢献した。

3. 資源・エネルギー

3-1. SDGs への貢献を念頭に、低炭素電源やナショナルグリッドに係るインフラ整備支援を 23 か国にて実施したほか、本邦研修での 603 人への研修等をはじめとする人材育成を通じ、エネルギー政策の立案・実施支援や運転・運営維持管理等に係る能力強化を図った。また、日本の最新技術を積極的に活用し、グリッド接続型再生可能エネルギー利用と系統安定化に係る支援や SATREPS を通じた地熱開発のリスク低減に向けた調査と人材育成を行っている。

- アフリカでは、オールジャパンによる地熱開発の取組の発信や、日本政府のコミットメントに対する支援を通じて TICAD VI に貢献した。
- タンザニアでは電力開発 M/P の策定を完了し、アフリカ地域におけるガス火力支援の検討等に活用した。また、TICAD VI 支援策の実現として、遠隔地方部での本邦企業によるオフグリッド太陽光事業への支援を開始した（海外投融資事業）。
- ケニアでは、地熱開発への IPP の参入を含めた新たな開発促進を目指し、ハード・ソフト両面からの支援を展開した。また、再生可能エネルギーによる地方電化を推進し、累計 53 件の学術論文発表や 200 人以上の太陽光技術指導者の育成、現地の国立ジョモ・ケニヤッタ農工大学（JKUAT）内の再生可能エネルギー専科の設立に貢献した。

3-2. 「ハイブリッド・アイランド・プログラム」の具体化に向けて 4 件の無償資金協力事業を形成した。また、フィジーを拠点とした周辺 5 か国を対象とした広域技術協力事業を開始した。

- 沖縄県「スマートエネルギーアイランド基盤構築事業」との連携推進の一環として、沖縄県の知見を活用した本邦研修を実施した。

4. 法制度整備・民主化

1,997 人に対する本邦研修等を含め、法・制度の整備・運用やビジネス環境の基盤形成に係る人材を育成した。特に貿易円滑化支援では、ベトナムで導入された貿易手続き・通関システムの更なる利活用強化に向けた日越共同調査を実施するとともに、ミャンマーでは資金協力と技術協力を通じて、同システムの正式運用の開始に至った。

- 法整備分野初の取組として UNDP と連携した共催シンポジウムを開催するとともに、今後の連携策を検討した。
- ベトナムの国営企業改革と銀行セクターの健全化に係る政策提言書の一部が次期 5 か年計画や特別法に反映された。
- TICAD VI に貢献する取組として、NEPAD 等とワン・ストップ・ボーダー・ポスト (OSBP) ソースブックをサイドイベントで発信し OSBP の推進に貢献した。また、ルワンダ・タンザニア国境の OSBP 施設が開通に至り、1 日あたりの車両台数の増加が確認された。
- バングラデシュの国家健全性戦略の実施枠組の構築に貢献した。
- ミャンマーの国営放送の公共放送局化支援により、初の生放送の実現に至った。

5. 高等教育

5-1. 開発途上地域の中核人材育成に向けて、70 か所の拠点大学への支援や、留学制度を活用した人材育成事業による 1,053 人の専門知識の習得支援、日本の大学延べ 311 大学との事業提携により事業を実施した。拠点大学数は年度計画の目標値を下回る実績となったが、中国で 32 拠点を対象にしていた円借款事業の終了に伴う実績の減少であり、当初計画は十分果たしていると判断できる。

- アフガニスタン「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」では、インフラ開発、農業・農村開発に資する行政官の育成を目的とし、当初目標の 500 人を達成した。
- 大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラム (Pacific-LEADS) では第 1 期の研修員 41 人を受け入れて開始し、地元企業との交流を含む共通プログラムや太平洋諸国セミナーを実施し、沖縄県と開発途上地域との接点拡大を図った。
- 拠点大学への協力では、オールジャパン体制による支援の下、日越大学が開学に至ったほか、マレーシア日本国際工科院 (MJIIT) では防災分野の修士プログラムが開講した。

5-2. TICAD V 支援策実現に向けては、ABE イニシアティブで第 3 バッチ 348 人の受入や第 2 バッチ 306 人の本邦企業での実習を行い、開発途上地域の人材受入を通じて受入大学の国際化、地域理解、本邦企業と開発途上地域のネットワーク形成にも貢献した。また、汎アフリカ大学 (PAU) 支援を行う JKUAT にてアフリカ型イノベーション創出に向けた TICAD VI のイベントを主催した。

6. 農業・農村開発

6-1. TICAD V 支援策実現への貢献として、小農による市場志向型農業 (SHEP) アプローチを推進する技術指導者 576 人、小規模農家 12,480 人を育成した。また、SHEP 広域展開を推進するため、PC ゲーム及びスマートフォンアプリの開発や心理学的観点から分析を行い、TICAD VI でそれらの成果を発表した。

- 従来のように既存の研修に SHEP アプローチを適用する形ではなく、帰国研修員が主体的に実行したアクションプランの取組をスケールアップする形で、新たに技術協力プロジェクトを 3 か国に展開した。

6-2. フードバリューチェーンの構築支援を通じ、高付加価値農産物の安定供給と農家所得向上に資する取組を推進した。

- キルギスでは、多数の小規模生産者を地元企業や本邦企業との委託生産契約につなげる公益法

人 OVOP³+1 が設立され、地場産業振興のモデル構築に至った。

6-3. ProSAVANA 事業での農業開発マスタープラン策定に対する批判を踏まえ、現地との対話促進や日本国内での NGO との意見交換を継続した。

7. 民間セクター開発

7-1. TICAD V 支援策実現への貢献として、累計 48,330 人の産業人材育成を行った。

- ▶ TICAD VI で表明された「カイゼン・イニシアティブ」を念頭に、サイドイベントを NEPAD と共催し、カイゼンのアフリカへの普及を推進した。
- ▶ エチオピア政府との産業政策対話フェーズ 2 を完了し、さらなる発展形として投資促進や輸出振興等の実施能力支援を含めた産業政策対話フェーズ 3 を開始した。

7-2. 「アジア産業人材育成協力イニシアティブ」に対して 24,988 人の人材育成を達成し、政策目標に向けて着実な実績を上げた。貿易・投資アドバイザーによる各国での投資分析調査に加えて、本邦企業に対する投資セミナーを開催し、アジアにおける投資促進に取り組んだ。

- ▶ ミャンマーのティラワ経済特区では、2015 年 9 月の開業後、各国から計画を大幅に上回る企業進出が検討されていることを受け、経済特区の更なる開発に向けた合意形成に至った。

8. その他

SDGs 達成に向けた新たな取組として、都市交通支援での高度道路交通システム (Intelligent Transport Systems : ITS) の利活用促進や、IoT (Internet of Things) を活用した地熱発電所の運営維持管理能力強化、低炭素エネルギーの開発途上地域への活用検討も行った。

<課題と対応>

2016 年度に新たに打ち出された「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」や TICAD VI の支援策等の政府政策を踏まえつつ、今後、更に SDGs 達成に向けた支援に取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

持続的な経済成長の実現に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

1. 運輸交通

道路・橋梁総延長距離は 355km (年度計画 220km)、鉄道総延長距離は 37km (年度計画 120km) の実績であり、道路・橋梁分野では計画を上回る成果であった。鉄道分野では 2016 年度中に L/A 調印を見込んでいた 2 件の事業が、先方政府が慎重姿勢を示すなどしたため、やむを得ず調印に至らなかったが、いずれの案件も実現可能性等質的な観点から十分考慮の上、先方政府側実施機関と調整しつつ事業の再構築を進めており、当初計画に沿って取り組んでいると評価される。

また、ADB への海外投融資や協調融資、インドの高速鉄道建設における技術支援、交通網の運営・維持管理能力強化に向けた大学との連携構築など、様々なスキーム及びリソースを活用した質の高いインフラ整備の推進に積極的に取り組み、アジアを中心とする途上国のインフラ需要に応え日本政府が推進する地域の連結性向上の取組等にも大きく貢献したことが高く評価される。また、過年度に実施した事業に関して、第 2 メコン橋の交通量調査結果において、単に地域間の連結性向上だけでなく周辺地域の発展や住民の生活の質の向上の成果が確認された。なお、ネパールのシンズリ道路建設計画が土木学会賞の技術賞を受賞した点にも留意する。

2. 都市・地域開発

³ One Village One Product (一村一品)

マスタープラン策定数は、外部要因による遅延等により、年度当初に計画していた5件を下回る3件であった。質的成果においては、政権交代後のミャンマー政府からの年度計画時点では想定されていなかった要請を受けて、迅速にマスタープラン策定を実施、完了したことは評価される。また、世界中のあらゆる都市の環境性能を評価する国際的な評価指標である CASBEE 都市（世界版）の開発に係る検討委員会に、委員として参加し、機構がこれまでマスタープラン策定支援を通じて得たデータや知見を発信することで、SDGs 達成にも資する国際的な評価指標の開発に大きく貢献した点は特に高く評価される。

3. 資源・エネルギー

年度当初に計画していた低炭素・ナショナルグリッド支援国数（計画15件に対し実績23件）、資源・エネルギー分野の人材育成数（計画440人に対し603人）を大きく上回る実績を上げた。

また、ケニアでの地熱発電等の低炭素エネルギーの活用を推進するインフラ整備支援を実施したほか、タンザニアにおける遠隔地方部でのオフグリッド太陽光発電を通じた TICAD VI への貢献や、「ハイブリッド・アイランド・プログラム」に係る本邦研修の沖縄県との連携等にも取り組み、多様なリソースを活用することで SDGs 達成に資する質的な成果を上げた。

4. 法制度整備・民主化

年度当初に計画していた法制度整備・民主化分野の本邦研修参加者数を大きく上回る成果（計画数1,000名に対し1,997名）に加えて、実施中の案件を着実に進め、ベトナムでの貿易手続・税関システムの更なる利活用強化や、法整備分野で初となる UNDP と連携した共催シンポジウムの開催などを行い、途上国のビジネス環境の基盤経政を推進したと高く評価される。

5. 高等教育

TICAD V 横浜計画（2013-2017）の実現に向け、ABE イニシアティブの第3バッチ348人の受入れや第2バッチ306人の本邦企業での実習を行うなど、着実に取り組んだと評価される。また、支援対象大学延べ数は、中国で32拠点を対象にしていた円借款事業の終了に伴い年度当初の目標値を下回った（計画90大学に対し70大学）ものの、高度人材の育成に向けた拠点大学への協力という当初計画は十分達成していると判断できる。その他の指標では、留学制度を活用した人材育成事業による専門知識の習得支援数（計画600人に対し1,053人）、事業提携している日本の大学延べ数（計画200校に対し311校）の実績であり、着実な成果を上げている。

これらの成果に加えて、オールジャパンによる支援の下、日越大学が開学に至ったほか、マレーシア日本国際工科院（MIJIIIT）の防災分野の修士プログラムが開講するなど、継続的な支援が結実する成果を上げている。また、大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）を開始し、それにより沖縄県と開発途上地域との接点拡大を図った。

6. 農業・農村開発

年度当初に計画していたアフリカでの SHEP アプローチを推進する技術指導者の人材育成数1,900人（計画1,800人）、小規模農家の育成数42,468人（計画42,000人）を達成した他、帰国研修員主導の SHEP アプローチによる広域展開や、キルギスにおける OVOP+1 による地場産業振興のモデル構築等、新たなアプローチによる事業展開に取り組み、農家の所得向上等に貢献した。

7. 民間セクター

年度当初に計画していたアフリカでの産業人材育成人数累計48,330人（計画35,000人）を達成した他、TICAD VI のサイドイベント等を通じて日本方式ビジネスモデルである「カイゼン」のアフリカ普及に取り組み、自立的な経済成長に資するビジネス環境改善や現地企業の競争力強化に貢献した。

以上を踏まえ、持続的経済成長の基盤となる様々な開発課題に対して、様々な国内リソースを活用しつつ、定量的な目標水準を数多く達成し、かつ、環境性能を評価する国際指標の開発に大きく貢献しており、TICAD や質の高いインフラ・パートナーシップ等の我が国の国際的な公約達成に着実に貢献することで、目標設定時の想定を上回る成果を上げていると認め、「A」評価とする。

＜今後の課題＞（実績に対する課題及び改善方策など）

開発協力大綱でも重点課題として掲げている包摂性・強靱性・持続可能性を兼ね備えた「質の高い成長」の実現に向けて、相手国のニーズを的確に把握した上で、様々なスキーム・リソースを活用した取組の一層の強化を図りつつ、日本政府と共に、相手国政府の関係機関との協議等を通じ、同国の政策・計画等に具体的に反映させていくことを期待する。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

特になし。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|----------------------|--|
| No. 3 | 地球規模課題への対応 |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱, 平成 28 年度開発協力重点方針, 仙台防災協力イニシアティブ, 日・ASEAN 防災協力強化パッケージ, 美しい星への行動 2.0 (ACE2.0), 二国間クレジット制度 (JCM), 「緑の未来」イニシアティブ |
| 当該事業実施に係る根拠 (個別法条文等) | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|--|--------|-----|------------------|--------------------|------------------|-------------------|-------------------|
| ①主要なアウトプット (アウトカム) 情報 (注 1) | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| ア) 防災 | | | | | | | |
| 防災分野の人材育成数 (人, 直接+間接人数+課題別研修参加人数) (2015 年度からの累計人数) | 18,000 | | | | 新規 | 16,283 | 39,776 |
| 直接的に能力向上の対象となった人数 (() 内は各年度の終了案件対象人数) | | | 1,135 (111) | 1,626 (423) | 1,890 (219) | 3,928 (703) | 5,028 (121) |
| 間接的に能力向上の対象となった人数 (() 内は各年度の終了案件対象人数) | | | 9,298 (2,439) | 26,191 (19,732) | 9,322 (2,013) | 11,673 (1,835) | 17,514 (3,623) |
| イ) 気候変動 | | | | | | | |
| 気候変動緩和・適応策に係る人材育成数 (2014 年度からの累計人数) | 4,700 | | | | 新規 | 3,500 | 5,100 |
| ウ) 自然環境 (注 2) | | | | | | | |
| REDD+事業実施国数 (か国) | 12 | | | | 新規 | 13 | 13 |
| 森林情報整備や管理計画の立案などの活動を実施した対象面積 (ha) | | | 8 万 | 398 万 | 158 万 | 2,566 万 | 380 万 |
| 支援を通じて植林を実施した面積 (ha) | | | 1,433 | 420 | 434 | 680 | 350 |
| 直接的・間接的に能力向上の対象となった人数 (行政官, 地域住民) | | | 104 17,682 | 4,362 31,610 | 1,166 5,918 | 6,348 27,120 | 794 4,788 |
| エ) 環境管理 (都市環境改善) | | | | | | | |
| 協力事業対象都市数 (都市) | 98 | | | | | 新規 | 154 |
| 協力案件数 (件) | | | | | 新規 | 147 | 63 |
| 人材育成数 (人) | | | | | 新規 | 1,551 | 7,497 |
| (下水道) | | | | | | | |
| 無償資金協力・円借款での施設整備関連支援都市数 | | | 11 | 11 | 2 | 8 | 1 |
| 技術協力プロジェクト等による支援都市数 | | | 27 | 34 | 25 | 40 | 44 |
| 能力向上対象人数 (人) | | | 260 | 426 | 255 | 387 | 2,212 |
| 本邦研修者数 (人) | | | 181 | 170 | 339 | 225 | 311 |
| (廃棄物管理) | | | | | | | |
| 無償資金協力・円借款での施設整備関連支援件数 | | | | | 新規 | 1 | 0 |
| 廃棄物管理支援都市 (技術協力プロジェクト等による支援都市数) | | | 71 | 90 | 86 | 98 | 78 |
| 能力向上対象者人数 (人) | | | 740 | 999 | 698 | 760 | 1,322 |
| 本邦研修者数 (人) | | | 105 | 405 | 364 | 179 | 276 |
| オ) 食料安全保障 (注 1) | | | | | | | |
| 支援を通じて整備された灌漑面積 (ha) | | | 116,393 | 6,597 | - | 192,212 | 11,819 |
| 直接的に能力向上の対象となった人数 (人) | | | 60,549 | 192,206 | 112,477 | 16,068 | 23,326 |
| CARD 関連の本邦研修員数 (人) | 70 | | | | 新規 | 82 | 83 |
| ②主要なインプット情報 (億円) (注 2) | | | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |

| | | | | | | |
|------------------|--------|-------|-------|-------|--------|-------|
| ア) 防災 | 技術協力 | 58 | 59 | 54 | 68 | 50 |
| | 有償資金協力 | 1,206 | 51 | 397 | 598 | - |
| | 無償資金協力 | 113 | 61 | 57 | 55 | 40 |
| イ) 気候変動 | 技術協力 | 165 | 196 | 192 | 178 | 105 |
| | 有償資金協力 | 6,301 | 5,467 | 4,810 | 13,431 | 8,239 |
| | 無償資金協力 | 263 | 225 | 187 | 106 | 171 |
| ウ) 自然環境 | 技術協力 | 45 | 53 | 51 | 59 | 46 |
| | 有償資金協力 | 8651 | - | 114 | - | 207 |
| | 無償資金協力 | | 3 | - | - | - |
| エ) 環境管理 (都市環境保全) | 技術協力 | 68 | 66 | 71 | 90 | 69 |
| | 有償資金協力 | 436 | 128 | 156 | 2,335 | 209 |
| | 無償資金協力 | 28 | 29 | 10 | 16 | 17 |
| オ) 食料安全保障 (注3) | | | | | | |

(注1) 自然環境の一部指標等については、当該年度に終了した実績に、当該年度の承諾案件の計画値を足しあげているため、案件形成・実施のタイミングによって年度別に大きな変動があり得る。

(注2) 技術協力は当該年度の支出実績を、有償資金協力・無償資金協力は承諾実績をそれぞれ記入。

(注3) 「食料安全保障」のインプットは項目 No.2 「カ」 農業・農村開発」参照。

3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標

中期目標

2. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針、年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別、分野・課題別の援助方針に則り、開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ、事業量のみならず成果を重視し、PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減、持続的経済成長、地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って、戦略的、効果的な援助を実施していくため、機構は援助機関としての専門性を活かし、国・地域別の分析や相手国との対話を通じ、援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し、技術協力、有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また、援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し、案件形成・実施能力を向上させるため、機動力のある実施体制を整備する。加えて、既存の援助手法のみに限定することなく、柔軟に事業を実施するアプローチ、手法、プロセスの改善を図る。実施に際しては、東日本大震災からの復興、防災、少子高齢化、環境・エネルギー等、国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に、開発協力に対する国民の共感を高めるため、国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。

中期計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(第一段落は中期目標と同内容につき省略)

政府の援助方針等の政策を踏まえ、すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるといふ機構のビジョンのもとに、貧困削減、持続的成長、地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成、実施を行う。

具体的には、

- 地球温暖化をはじめとする環境問題、感染症、食料、エネルギー、防災等といった地球規模課題に対して、国際社会と協調しつつ、課題解決に取り組む。

年度計画

1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組

(ハ) 地球規模課題への対応

環境、気候変動、防災、食料等の地球規模課題について、日本の技術の活用やハードとソフトを効果的に組み合わせた支援等を通じて、開発途上国の政策・施策の策定及び実施を支援する。

- ① 防災については、事前の防災投資、より良い復興 (Build Back Better) 等を重視すると定めた仙台防災枠組の実施を推進するため、各種ワーキンググループ (用語定義や指標、実行計画策定) へのインプットを継続するとともに、日本政府のコミットメントである仙台防災協力イニシアティブの実現に貢献するため、事業を着実に実施する。
- ② 気候変動については、政府が掲げる気候変動分野の人材育成、二国間クレジット制度 (JCM) 等の政策推進に貢献するために、気候変動緩和・適応策に係る人材育成、JCM パートナー国の能力開発支援、開発途上国の国別貢献策 (NDC) 作成・実施能力強化支援等を行う。
- ③ 自然環境については、持続的森林管理を通じた地球温暖化対策 (REDD+)、森林等生態系を活用した防災・減災、持続的な自然資源利用による脆弱なコミュニティの生計向上及び保護区・バッファゾーン管理を通じた生物多様性保全のため、政策・制度の改善、衛星等を利用した資源情報の整備、行政組織及び行政官の能力向上及び住民参加型・協働型管理の手法開発と普及実践を支

援する。特に、豊富な熱帯林を有する東南アジア、アマゾン、コンゴ盆地の3地域を中心に REDD+に係る制度構築支援、違法伐採広域監視、情報整備に重点的に取り組む。

- ④ 環境管理については、急速な成長と人口増加に伴う外部不経済が顕在化しつつある開発途上国都市部に対して、住民生活の環境改善のための廃棄物管理能力、水環境管理能力及び大気汚染管理能力の向上に係る支援に取り組む。また、持続可能な社会経済システム、低炭素化社会の構築のための仕組みづくりを支援する。
- ⑤ 食料の安全保障については、将来の人口増加を念頭において食料安全保障に貢献するために、穀物等主要作物の生産性向上を主眼とした優良な案件を形成、実施する。特に、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）対象国の国家稲作振興戦略の具現化や、気候変動の観点から灌漑整備を支援する。また、水産資源管理の推進と養殖の振興により、水産資源の持続的な利用を図る。

主な評価指標

- ア) 防災 (定量的指標) 防災分野の人材育成数：2015年度からの累計 18,000人
- イ) 気候変動 (定量的指標) 気候変動緩和・適応策に係る人材育成数：2014年度からの累計 4,700人
- ウ) 自然環境 (定量的指標) REDD+事業実施国数：12か国
- エ) 環境管理 (定量的指標) 協力事業対象都市数：98都市
- オ) 食料安全保障 (定量的指標) CARD 関連の本邦研修の研修員数：70人

3-2. 業務実績

指標 3-1 地球規模課題の解決に向けた取組状況

3-2-1. 防災

(1) 具体的な成果

① 災害リスクと損失の削減を目指す「仙台防災枠組」の推進

ア) 災害リスクの理解と防災主流化を推進するための人材育成

- **仙台防災枠組に係る取組**：各国の中央防災機関を含む関連組織の能力向上に向け、39,776名の人材を育成し、日本政府の仙台防災協力イニシアティブ（4年間で40,000名の人材育成等）を半分の2年間でほぼ達成するに至った。とりわけ、中央防災機関を含む行政官、技術者を対象とした15件の本邦研修で防災主流化の講義を行い、各国での防災と他の開発セクターの連携強化を図った。併せて、防災施策を立案する上で重要な「災害統計」の理解促進を図るためのモジュールを研修に取り入れ、災害統計の主流化や意識啓発に取り組んだ。
- **防災の主流化の理解促進**：スリランカ、バングラデシュ、ネパール、モンゴル、中南米諸国等の防災関係機関等の高官を招へいし、日本の防災の経験とそれが反映された仙台防災枠組に係る研修を通じ、各国での防災の主流化を促進した。その結果、スリランカでは政府内で防災の主流化の検討がなされ、コロombo都市圏を対象とした洪水対策マスタープラン調査の要請につながった。
- **ブラジル**：土砂災害を対象に、リスク評価・リスクマップに基づく都市計画案、災害予警報体制及び災害観測・予測システムの構築を支援している。2016年4月からパイロット活動を開始しており、対象2州・3市で30名以上に対してハザードマップの作成及びリスク評価の実施手法の研修を行った。先方の主体的関与を引き出す協力手法と人材育成実績が高く評価され、2017年2月に機構理事長が国家統合省より防災分野の最高位の国家勲章「国家市民防衛勲章」が授与された。

イ) 費用対効果の高い事前の防災投資の促進

- **事前の防災投資の推進**：防災リスク削減のための事前の防災投資は、災害後の対応・復旧よりも費用対効果が高いとの考えの下、各種災害対策に係る計画策定、予算確保や投資を支援している。
- **ベトナム**：統合洪水管理計画の策定を支援した結果、フエ省及びクアンビン省において当面の防災投資省の統合洪水管理計画として承認された。さらにフエ省では、統合洪水管理計画の一部をなすダム統合管理を推進するため、無償資金協力の形成に向けた協力準備調査を実施した。

- **タイ**：チャオプラヤ川流域総合治水管理計画として提案された外郭環状放水路を、別途計画されている外郭環状道路と一体的に整備する計画策定を支援した。工業団地などの資産が集積するバンコクを洪水から防御するための計画であり、防災投資として高い効果が見込まれている。
- **バングラデシュ**：「災害リスク管理能力強化事業」を開始し、主に沿岸部で堤防等の生活インフラの復旧、復興支援等を実施し、被災後の災害リスク低減に貢献している。

ウ) 被災に備えた応急対応と復旧・復興への準備

- **エルサルバドル**：「災害復旧スタンドバイ借款」を供与し、災害時の復旧に必要な資金需要に迅速に対応する備えを行うとともに、実施中の技術協力、無償資金協力案件等の目標、成果をポリシーマトリックスに加えて進捗確認を行うことで、関係部局の能力強化や防災の主流化を促進している。

エ) 被害の再現を防ぐ「より良い復興 (Build Back Better, BBB)」の導入

- **ネパール**：2015年4月に発生したゴルカ大地震では、発災直後から復興ニーズの調査及びその結果を踏まえ、BBBのコンセプトに基づく住宅再建、学校再建等の支援に取り組んでいる。耐震基準を満たした再建住宅の技術仕様の提案や政府高官へのBBBコンセプトの説明が功を奏し、ネパール政府による再建住宅への補助金支給の基準として採用された(4月)。これを受け、同技術仕様の被災地での普及、必要な技術の習得のための啓発、研修等を展開した(2,000名以上の石工や6,500名以上の住民へ研修を実施)。また、学校再建においてもBBBのコンセプトに基づき教育省、ADBと協働して全50種の学校建築のプロトタイプを策定し、地震に強い学校建築の普及に貢献した。また、地震による土砂災害の現地踏査及び科学的解析を行ってハザードマップを作成し、災害リスクを考慮した土地利用を含む復興計画の策定を支援している。
- **エクアドル**：2016年4月の地震発生後、緊急援助として物資供与を行うとともに、6月に地震被災調査を実施した。同調査やセミナーを通じ、BBBのコンセプトを含む日本の知見を共有するとともに、地震と津波に強い街づくりに向け、BBBのコンセプトを踏まえて地震・津波被害の軽減や強靭性を持った街づくりを支援する技術協力プロジェクトを形成し、2017年度から開始する予定である。

オ) 緊急援助からのシームレスな支援

- **派遣中の専門家との連携による緊急援助の実施**：スリランカ洪水(5月)、ミャンマー地震(8月)、インドネシア地震(12月)等において、現地派遣中の専門家から情報を得ることで迅速かつ正確に災害情報・支援ニーズを把握し、緊急支援を実施した。
- **ネパール**：ゴルカ大地震にて緊急援助活動を実施したシンドパルチョーク郡とグルカ郡をその後の復興支援の優先支援対象地として選定し、住宅再建支援、復興計画策定支援、クイックインパクトプロジェクトによる公共施設再建や農業を中心とした生計活動再建支援等をシームレスに展開した。また、カトマンズ盆地にて将来の地震災害リスクの把握・対策に向けた事業を実施している。
- **シームレスな支援の経験共有**：Aid & International Development Forum Asia Summit(6月)及び国際捜索救助諮問グループ(INSARAG)アジア大洋州地域演習(7月)において、機構の国際緊急援助及び防災支援を発表し、発災前からの平時の備えの重要性、応急対応から復旧・復興へのシームレスな支援を通じた持続的な開発の経験を共有した。

② 気候変動への適応

ア) 気象・水文観測能力の強化

- **予警報及び訓練による減災効果**：ブータンで7月に豪雨で河川の水位が上昇した際、「氷河湖決壊洪水を含む洪水予警報能力向上プロジェクト」で供与した洪水警報システムが正常に作動し、機構

が支援した事前訓練に従い住民が避難した。結果、被害が発生せず、政府より感謝状が発行された。

- **資金協力と技術協力の連携**：フィリピンでは無償資金協力により設置した洪水予警報システムの運用・維持管理手法の習得のために技術協力を実施した。また、スリランカでは無償資金協力によって設置した総合気象観測装置を用い、気象観測・予警報能力の強化を目的とした技術協力を実施する等、効果の拡大に向けた連携を行った。
- **アフガニスタン**：水文気象観測施設整備を進める世界銀行と連携し、水文気象観測や収集データ整備に係る能力強化支援を行っている。これまでの協力で、戦時中に失われた1979年からの約30年の水文気象データの復元を支援していることが今後のアフガニスタン国全土の水資源開発等の基礎になること、機構や事業関係者が複数の関係機関の連携を促進し成果を達成したこと等が認められ、大統領が議長の「土地と水に関する最高評議会」にて、大統領等政府要人が列席する中表彰を受けた。また、水資源分野では機構が政府のPreferred Donorとして議論をリードしており、大統領が出席する第4回全国水資源会議（2017年3月）では、開発協力機関で唯一機構がスピーチの場を与えられる等のプレゼンスを確保している。加えて、カウンターパートをPEACEプロジェクト（No. 4-1 参照）と連携して研修し、復帰後にプロジェクトの推進役となることで、オーナーシップを重視した事業推進につながり、技術協力事業と留学制度を活用した人材育成事業の好循環が醸成された。

イ) 気候変動の影響を考慮した事業デザインの導入

- **気候変動の影響を考慮した事業デザイン**：インドネシアではムシ・ブランタス川で将来の気候変動が河川流量に及ぼす影響を評価し、水資源管理計画への反映を支援する予定である。
- **ASEANにおける取組**：ASEAN 10か国の災害リスク削減と気候変動適応の統合を推進するため、各国の取組状況の評価と優良事例の抽出・共有化を図る基礎情報収集・確認調査を開始した。

(2) 戦略的な取組

① 日本の経験、知見（ジャパンプランド）を用いた協力の実施

- **日本の知見を踏まえた協力**：災害多発国として日本が有する災害対策の経験・知見を用いた協力を実施している。2016年度はSATREPSを11件実施し、特にメキシコでは海底観測機材を設置し、東日本大震災の発生前と同様のデータを取得して地震の発生メカニズムを共同で研究している。メキシコでの研究結果を日本の南海トラフ地震対策にも活用する予定である。
- **気象衛星ひまわりの活用**：ひまわりの観測データを用いて、アジア・太平洋地域でより精度の高い気象観測・予報能力の強化に向けた協力を実施した。具体的には、フィジー、バヌアツ、ソロモンにてデータ受信機供与計画の策定と調達を行うとともに、ひまわり観測データの気象予報や衛星画像解析の活用について技術支援を実施し、観測・予報能力の向上につなげた。また、気象庁や世界気象機関が実施中の事業と連携することで、アジア・太平洋地域全体の能力向上に貢献した。
- **日本の海岸保全対策の知見をいかした協力**：日本の自然環境に配慮した海岸保全対策に係る知見をもとにした技術協力をセーシェル、モーリシャス、ツバルで実施した。ツバルで試行した環境に配慮した養浜工法を、他ドナー等と連携して大洋州各国への普及展開を図っている。また、課題別研修「島嶼国における持続性の高い海岸保全対策」を形成し、小島嶼地域である沖縄における自然条件に則した持続的な海岸保全の事例を2017年度より発信していく予定である。

② 他の開発機関、国際機関との連携による仙台防災枠組の推進

- **仙台防災枠組に対する貢献**：国連国際防災戦略事務局（UNISDR）が主催する仙台防災枠組2015-2030

の7つのグローバル・ターゲットの指標・用語策定に係る政府間協議に継続して参画した。その中では日本が議論をリードしつつ指標の妥当性検討を支援し、17か国と共に妥当性検討結果に基づき提案した結果、日本の提案した指標が全て盛り込まれ、2016年11月の策定・合意に向けて貢献した。また、UNISDRが主催する「グローバル・プラットフォーム（2017年5月にメキシコで開催予定）」の15のワーキングセッションのうち6つの準備チームに参加し、日本の知見を発信している。

- **機構の経験の発信**：パラグアイで開催された「米州防災閣僚会議」において、UNISDRとの調整のもと仙台防災枠組における日本の経験及び機構の防災協力を本会議で発信した（二国間援助機関では機構とドイツ国際協力公社（GIZ）のみ）（6月）。また11月にインドで開催された「アジア防災閣僚級会合」において、中央及び地方防災計画に係るセッションを主催し、インドネシア国家防災庁副長官及びモンゴル国家非常事態庁長官から機構の支援による成果が発表された。機構事業のカウンターパートの政府高官からの発表であり、被支援国の立場から機構事業の成果を発信することで、先方政府のオーナーシップの更なる醸成及び機構のプレゼンス向上に貢献した。
- **世界銀行との連携**：ハイレベルダイアログを通じて防災分野における連携を確認したほか、世界銀行が主催する各種セミナー等に登壇し、機構の知見の発信に努めた（5月）。
- **災害統計グローバルセンターとの連携**：東北大学災害科学国際研究所とUNDPが連携して運営する災害統計グローバルセンター（GCDS：Global Center for Disaster Statistics）の会議、及びインドネシア、ミャンマーにおける調査に参加し、両機関が有する災害統計データの蓄積、分析や利活用に係る知見を活用してGCDSの協力方針の策定支援を行うとともに、機構事業を通して仙台防災枠組の指標モニタリングにも貢献している。また、GCDSとの連携による研修事業を通じて開発途上国における災害統計の主流化に取り組んでおり、2016年度は5コースを実施した。
- **ASEAN 防災委員会との連携**：ASEAN 防災委員会の枠組みの下、強靱な都市づくり、災害リスク削減と気候変動適応の統合に係る協力を実施している。また、ASEAN 防災委員会の予防と減災ワーキンググループ会合を機構がホストし、同会合で機構の支援を発信した。

③ 国連で採択された「世界津波の日（11月5日）」と日本の経験の共有

- **世界津波の日**：中南米5か国より19名の中央防災機関の高官を招へいし、国土交通省主催の宮崎県細島港津波防災訓練に参加するとともに、内閣官房主催の「世界津波の日フォーラム」に登壇し、日本の協力により学んだ事例等を報告した。チリでは国土交通省との同時津波訓練を支援し、バルパライソ市にて10万人が参加する訓練を行った。インドネシア、ペルーでは津波防災セミナーを主催し、これまでの津波防災協力や日本の経験を共有するとともに、約680名が避難訓練に参加した。さらに、ニカラグア、トルコ、メキシコ等では津波防災イベントに参加し、日本の津波の経験を紹介した。
- **市民の理解促進に向けた取組**：津波防災での機構の取組に係る市民の理解促進に向け、地球ひろばにて公開セミナーを開催した。また地球ひろば及びJICA関西で津波防災に係る写真展を開催した。
- **津波防災に係る協力**：SATREPSを含む技術協力14件の案件形成・実施を通じ、津波観測・伝達能力、研究能力の向上に寄与した。エクアドルでは、4月に発生した大地震において、同国の各機関が技術協力プロジェクトにて作成した情報解析・伝達手順に基づき震源解析や津波予測を行った。

④ ジェンダーに配慮した防災

- 各国によるジェンダーと多様性の視点に立った防災計画の策定を支援するため、複数のアジア太平

洋地域会合やアジア閣僚防災会議のプレ・カンファレンス等に参加し、ジェンダーと災害リスク削減にかかる機構の取組や課題を紹介し、具体的に取り組むべきアクションについて討論した。その結果、スリランカでは、災害時に救助の男性が駆け付けても女性が家から出てこなかったという課題に対応するため、災害管理省の職員が各集落に配置されている女性・子ども省のローカルスタッフに対して災害時の避難誘導研修を行うことが決定し、正式に予算化された。また、12月に6か国から17名の行政官・市民団体関係者を招へいし、課題別研修「ジェンダーと多様性からの災害リスク削減」を実施した。さらに、同月に国際女性会議（WAW!2016）サイドイベントとして、国際シンポジウム「平和構築と災害リスク削減におけるジェンダー主流化の促進：女性の参画とリーダーシップ発現に向けて」を開催し、機構の取組を発信した（No. 7-1 参照）。

3-2-2. 気候変動

(1) 具体的な成果

① 気候変動分野の人材育成

- 2014年の国連気候サミットにおける日本政府の気候変動分野人材育成コミットメント達成への貢献に向け、1,600人の人材を育成した。特にタイでは、東南アジア地域気候変動緩和・適応能力強化プロジェクトの活動として、東南アジア諸国の関係者向けに、タイ政府、国連気候変動枠組条約（UNFCCC: United Nations Framework Convention on Climate Change）事務局と連携し、「気候変動と持続的な開発」に係るセミナーを開催した。

② 二国間クレジット制度（JCM: Joint Crediting Mechanism）推進への貢献

- **インドネシアにおける JCM の推進**：「低炭素型開発のためのキャパシティ・デベロップメント支援プロジェクト」を通じ、インドネシア側の JCM 事務局の能力強化を支援した。クレジット発行に関するガイドラインや方法論策定等を支援した結果、過年度登録済みの2件について5月に史上初のクレジット発行がなされた。また6月及び2月に新規プロジェクトが各1件（計2件）新たに登録された。また、2件の新規方法論と1件の改定方法論について承認された。

③ 開発途上国の「国が決定する貢献」（NDC: Nationally Determined Contribution）の作成・実施支援

- **ベトナム**：「国としての適切な緩和行動（NAMA: Nationally Appropriate Mitigation Action）策定及び実施支援プロジェクト」において、ベトナム政府が UNFCCC 事務局に提出した「国が決定する貢献」に記載されている43項目の温室効果ガス排出削減施策の実施に活用し得る技術オプション（本邦技術含む）の洗い出し、評価、優先度づけを行う調査を開始した。緩和施策の具体化・実施可能性の検討と関係省庁の理解促進・意識向上を通じ、ベトナムの NDC の実施促進に貢献している。

④ 気候変動の緩和への貢献

- **エネルギー管理を通じた省エネルギーの推進（パキスタン、セルビア）**：パキスタンでは、エネルギー消費が多い鋳造業や自動車部品製造業のモデル工場10社に省エネ技術指導を行い、実施可能なエネルギー管理効率モデル構築支援を行った。結果、モデル企業合計で年間約4,400,000MJ（1,222MWh, 1,320万円相当）の消費エネルギーが削減された。優良な改善事例をその他企業にも紹介し、省エネ活動の有効性を発信した。また、セルビアでは、「エネルギー消費セクターにおけるエネルギー管理制度拡大支援プロジェクト」の成果として、セルビア省エネルギー研修センター

が開所した（10月）。

- **再生可能エネルギーを中心とした低炭素電源開発の推進**：SDGs ゴール7にも貢献するため、モンゴルにおける再生可能エネルギー分野で初の海外投融資ドル建て案件であるツェツィー風力発電事業、ケニア、インドネシア、中南米等地域における地熱開発事業、エジプトにおける大規模太陽光発電事業、ウズベキスタンやタンザニアにおける高効率ガス火力発電の活用促進といった取組により、低炭素電源の開発を一層推進した。（No. 2-1「資源・エネルギー」参照）

(2) 戦略的な取組

① 日本政府の政策への貢献

ア) 日本政府が発表した「美しい星への行動 2.0」への貢献

- 2つの柱のうちのひとつである「途上国支援」で掲げた気候変動対策支援拡充への貢献として、2016年度は27件（総額1.15兆円）の気候変動（緩和・適応）関連円借款を承諾した。うちインフラ整備型の緩和策案件8件による温室効果ガス削減効果推計値の合計は118.3万トン／年にのぼる。一例として、タイでは「バンコク大量輸送網整備事業（レッドライン）（III）」に係る円借款事業のL/Aに調印し、道路交通から都市鉄道交通へのモーダルシフト推進を支援した。

イ) 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第22回締約国会議（COP22）における発信

- 計8件のサイドイベントを国内外の機関と共催し、機構の気候変動対策支援への取組を発信した。うち1件では、機構が重点的に気候変動対策を支援してきたタイ、ベトナム、インドネシアから専門家と相手国政府カウンターパートが発表者／パネリストとして登壇し、NDCの実施に向けた各国の準備状況や課題を共有し、今後の対策を議論した。これにより、これら主要国におけるNDCの実施促進、域内協力の推進に貢献した。また、COP22で日本政府が発表した「日本の気候変動対策支援イニシアティブ」の事例として、機構の再生可能エネルギーの導入・電力システムの改善、インフラ整備によるレジリエンス強化、測定、報告及び検証（MRV：Measurement, Reporting and Verification）に係る人材育成及びグリーン成長に係る制度構築支援の取組を共有し、日本の気候変動対策に係る開発途上国支援の実績を発信した。

ウ) 気候変動の影響に関する損失・被害（ロス&ダメージ）のためのワルシャワ国際メカニズム（WIM⁴）への貢献

- 日本を代表するメンバーとしてWIM執行委員会（Executive Committee）の会合に3回出席し、機構の防災分野の知見を基にWIMの政策策定、実施運営に貢献した。

② 気候変動影響に特に脆弱な小島嶼国への支援拡充

ア) 大洋州島嶼国における気候変動人材育成の拠点整備

- サモアに拠点を置く太平洋地域環境計画事務局（SPREP）内に、大洋州地域における気候変動分野人材育成等の拠点として太平洋気候変動センターを建設する無償資金協力のG/Aが締結された（2017年2月）。

イ) 小島嶼国の適応能力強化支援

- 「21世紀のための日・シンガポール・パートナーシッププログラム」（JSPP21）の下、8月に第三国研修「小島嶼国向け気候変動適応戦略」をシンガポールで実施した。機構からはSPREPに派遣中

⁴ Warsaw International Mechanism for Loss and Damage associated with Climate Change Impacts

の大洋州気候変動アドバイザーを講師として派遣し、大洋州各国の間で関心が特に高い緑の気候基金（Green Climate Fund）等の国際気候資金の動向に関する講義を新たに追加した。

3-2-3. 自然環境

(1) 具体的な成果

① 持続的森林管理を通じた地球温暖化対策（REDD+⁵）

ア) 森林政策・REDD+制度構築

- **森林政策・REDD+行動計画の策定・実施支援**：国家政策上の調整を踏まえた森林政策及びREDD+実施のための枠組みに相当する国家 REDD+戦略／ロードマップ、準国レベル REDD+行動計画等の策定・実施を13か国で支援した。
- **JCMに係る側面支援**：日本の気候変動への貢献策であるJCMについて、インドネシア、ラオス及びカンボジアにおいて民間事業者と中央省庁や援助機関との橋渡し等の側面支援を行うとともに、将来のクレジット需要を見込み4か国で排出削減のポテンシャル調査を行った。また、環境省と連携してアジア6か国の行政官を本邦に招へいし、「グリーン経済開発によるREDD+の推進」をシンポジウムにて共有し、UNFCCCのCOP22でも同様の発信を行った。また、日刊工業新聞社と連携し、民間企業の参加を促進するための連携イベント「地球温暖化対策と途上国の森林保全（REDD+）～日本企業のビジネスチャンスとは～」を開催した。
- **REDD+支援による効果**：ベトナム「持続的自然資源管理プロジェクト」により省レベルのREDD+の作成を支援したことで、省レベルのREDD+アクションプランの策定が進み、2016年度末までに5省で策定が進むとともに、資金面では円借款及び世界銀行との連携につながった。また、インドネシア西カリマンタン州では州レベルのF-REL（森林からの参照排出レベル）を開発した。

イ) 森林資源情報整備

- **MRV体制整備**：気候変動枠組条約におけるREDD+の技術要件を踏まえ、国家森林情報システムおよび温室効果ガス排出量の測定、報告及び検証（MRV）に関し、国家森林情報システムの整備やMRVの体制構築等を10か国で支援した。特にベトナムでは、現場の森林官向けにタブレット端末を利用した森林モニタリングシステム（アプリ）を開発し、現場でのデータ入力を迅速化することで、森林管理業務が改善するとともに、同システムが15省で導入された。
- **森林モニタリングシステムの標準化**：事業の効率化や質の向上、機構のプロジェクトと課題別研修の連携強化のために、コンサルタント業界、研究機関、大学等研修員受入先等と公開勉強会を3回開催し、機構事業で支援する森林モニタリングシステムの標準化に向けて作業した。

ウ) 違法伐採広域監視（宇宙航空研究開発機構との連携）

- **JJ-FASTの開発とデータ公開**：効率的な違法伐採監視に向け、4月にJAXAと協定を締結し、日本の地球観測衛星「だいち2号」のレーダー画像を利用した「JICA-JAXA 熱帯林早期警戒システム」（略称：JJ-FAST）の開発に着手し、11月にアマゾン地域、12月からアフリカ地域（一部）のデータを公開した。これらをUNFCCCのCOP22にて発信した結果、レーダー画像であるため雲が多い熱帯地域でも通年監視が可能となるうえ、携帯端末で簡単に森林変化が見られる革新的なシステムには開

⁵ 開発途上国の森林の減少・劣化を防止して地球全体の二酸化炭素排出量を削減するという考え「Reducing Emission from Deforestation and Forest Degradation in Developing Countries（REDD）」に、持続可能な森林管理などによって森林の二酸化炭素吸収・固定機能を高めるという考えを付加「+」したもの。

発途上国や国際機関等の注目を集め、メディアでも多数報道された。

- **JJ-FAST の普及**：TICAD VI サイドイベント（8月）やペルーでのアマゾン諸国を招へいたセミナー（12月）を通じ同システムを普及するとともに、違法伐採対策の強化に向け情報共有を行った。

エ) 官民プラットフォームの活動実施

- **森から世界を変える REDD+プラットフォーム**：分科会、セミナー、シンポジウム等の開催を通じて REDD+に関する国際的動向や各機関の取組を共有するとともに、ウェブサイト、ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス等を通じて REDD+情報を日本国内へ発信している。2016年度は、セミナー・シンポジウムを9回開催し、合計1700名以上が参加し、REDD+に関する情報を共有した。このような情報発信に努めた結果、加盟団体数は84（設立時44）と倍増した。また、REDD+特派員を公募、4名選抜の上、インドネシア現地視察を行った他、ソーシャルネットワークやイベント等を通じて REDD+の理解を向上した。

② 森林等生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR：Ecosystem-based Solutions for Disaster Risk Reduction）

- Eco-DRR について、経済評価等を通じこれまでの実績や効果、Eco-DRR 実施上の留意点を整理したハンドブックを作成するとともに、新たな事業をマケドニア、イランで形成した。

ア) 住民参加型森林管理による流域管理の強化

- ホンジュラス、パラグアイにおいて、現地電力会社が保有するダム流域管理を強化するための技術協力を行った。ホンジュラスでは、流域管理に係る普及手法ガイドラインが作成され、今後同国内の3つの水力発電所でも同ガイドラインが活用されることが見込まれている。

イ) 森林火災対策

- インドネシアでコミュニティレベルの森林・泥炭火災予防や泥炭地の管理強化の支援を開始した。インドネシアの森林火災については、多くの民間企業がビジネスチャンスを探っており、民間連携事業にも多くの応募があることから、公開報告会を実施して関係者と情報を広く共有した。

③ 持続的な自然資源利用による脆弱なコミュニティの生計向上

- **アフリカの貧困撲滅・平和と安定のための砂漠化対処イニシアティブ**：TICAD VI において、UNCCD、ケニア政府、セネガル政府と共同で、サヘル・アフリカの角地域の国々の経験・知見共有、ネットワーク強化、資金へのアクセス改善などを目的とした「サヘル・アフリカの角砂漠化対処・レジリエンス強化イニシアティブ」サイドイベントを開催し、170名以上が参加してイニシアティブが発足した。また、これを受け、2月には同イニシアティブを通じてアフリカの貧困撲滅と世界の安定化に向けた取組を加速するため、UNCCD 事務局長と機構理事による共同声明を発表した（NHK でも放映）。2月にケニア、3月にセネガルで地域会合を実施し、参加国がアクションプランを作成した。今後、FAO や地球環境ファシリティ（GEF）等のパートナーと協働し、関係者のネットワークの構築、優良事例の共有、GEF や GCF 等の開発資金の獲得等に向けて連携策の具体化と開発途上国の取組の支援を行っていく予定である。

④ 保護区及びバッファゾーン管理を通じた生物多様性保全

- **海域保全の促進**：生物多様性条約 COP13 において、UNEP 等とサイドイベント”Ecosystem Approach in the ROPME Sea Area”を共催し、ペルシャ湾での海洋環境保全への貢献について発信した。
- **湿地保全と農業開発の両立**：ウガンダ「湿地保全プロジェクト」を通じて農業開発と湿地保全の両

立が図られ、湿地の賢明な利用モデルが構築、推進された。同事例は上記 COP13 でも発信され、ラムサール条約と生物多様性条約双方に貢献するものとして両条約事務局から評価された。

(2) 戦略的な取組

- **地域協力の促進**：中米統合機構（SICA）の地域協力に関する基礎情報収集調査を行い、広域プロジェクトの形成を支援した。その他、中部アフリカ森林協議会（COMIFAC）、南部アフリカ経済共同体（SADC）、湾岸海洋環境保護機構（ROPME）との地域協力を継続して実施している。これらの取組を通じ、地域における機構のプレゼンスを向上させるとともに、セミナー等の共催等を通じ地域機関加盟国間の交流促進に貢献している。
- **寄附金受入れによる相乗効果**：ブラジルで実施中の「フィールドミュージアム」構想によるアマゾンの生物多様性保全プロジェクト」に関し、伊藤忠商事より受け入れた寄附金によりアマゾン熱帯林の研究拠点の関連施設を整備することとした。これによるプロジェクト成果の拡大が見込まれる。

3-2-4. 環境管理（都市環境保全）

(1) 具体的な成果

① 廃棄物管理能力の向上

ア) 統合的廃棄物管理・3Rに関する基本方針の検討と発信

- **ポジション・ペーパーの策定／改訂**：支援対象国・地域の廃棄物管理の発展段階をより意識し、実状・ニーズに応じた適切な案件形成・実施を進め、統合的廃棄物管理や3R (Reduce, Reuse, Recycle) 体制の構築を推進した。特に、SDG ゴール 12（持続可能な消費と生産のパターン確保）の取組に向けたポジション・ペーパーを新規作成し、廃棄物協力に係るポジション・ペーパーを改訂した。また、「日本の強み」を発信できるよう、紹介事例の更新と教訓の反映を行った。
- **TICAD VI における発信**：TICAD VI のサイドイベントとして「アフリカ廃棄物管理セミナー」を UNEP、UN-HABITAT、ケニア/ナイロビ郡、環境省と共催した。アフリカ 9 か国の廃棄物担当行政官及びケニア、南スーダン、スーダンの首長、高官のほか、環境副大臣や横浜市長など 180 名以上の参加があり、アフリカの廃棄物問題と SDGs 対応に必要な取組にかかる意識喚起、アフリカ諸国－国際援助機関－日本関係機関自治体間の協力ネットワーク化などの成果があった。この結果を基にアフリカ 24 か国、UNEP、UN-HABITAT、アフリカ地域持続可能な開発目標センター (Sustainable Development Goals Center for Africa)、環境省、横浜市が参加する「アフリカきれいな街プラットフォーム」の立ち上げに向けた準備を行い、2017 年 4 月の正式発足に主導的な役割を果たした。今後、このプラットフォームの下、フォローアップとして廃棄物管理分野の SDGs 達成に向けた地域的な協力を継続して取り組む予定。

イ) 公衆衛生の改善

- **スーダン**：無償資金協力による収集施設整備（収集車両及び整備工場）と廃棄物収集に係る技術協力を一体的に行うことにより、首都の廃棄物収集率が約 65%から約 80%に改善した。また、同国で広く親しまれている日本のサッカー漫画「キャプテン翼」のステッカーを収集車に貼ることで収集車両のプレゼンスを向上させ、ゴミ収集の必要性を市民に啓発した。さらに、住民組織への啓発活動によりゴミの定時定点収集への協力を促したことで収集効率が向上した。加えて、中継基地や最終処分場で廃棄物量を記録し、ゴミの収集・埋立量を正確に把握することで、廃棄物管理計画全体の見直しが可能になった。

- **モザンビーク**：マプト市において、廃棄物課題の分析、収集・運搬、財務管理の各能力向上に加え、3Rの導入支援を実施した。その結果、不法投棄等問題の通報・改善システムが確立され、収集漏れや不法投棄等が減り収集率が向上した。料金徴収においては料金の見直しや大規模排出者の事業者のデータベース管理による徴収の徹底により体制が改善され、徴収率が約6倍改善した。

ウ) 環境負荷の低減・汚染防止

- **パレスチナ**：ヨルダン川西岸地区の廃棄物管理能力向上のため、東京都等の実例を参考に、小規模自治体の共同体による廃棄物管理体制の強化のための計画策定を支援している。地方自治庁長官らの本邦招へい等を通じ、廃棄物管理に係る理解を深めたことで国家廃棄物管理戦略の改訂につながり、2017年上半期に正式認可される見込みである。また、共同自治体が法的に位置付けられ、行政法人格を有し計画策定・実施・財政権限を担うこととなった。さらに、ジェリコ市では支援の結果、ごみの再資源化制度が導入され、パイロット事業として再資源化が促進されるとともに、今後制度の地域が拡大する予定である。
- **ドミニカ共和国**：中央政府による自治体向け統合的廃棄物管理計画策定に係る指針やガイドライン、マニュアルの作成や廃棄物管理に係る人材育成、中央政府と地方自治体の廃棄物管理体制の構築を支援した。その結果、モデル自治体における総合廃棄物管理計画作成が進み、国全体での管理体制の基盤が形成されるとともに、モデル自治体の1つでは、同自治体の市長のイニシアティブにより、複数の地方自治体による効率的な廃棄物管理を目的とした自治体連合が形成された。

エ) 3R (Reduce, Reuse, Recycle) を通じた循環型社会の構築

- **インドネシア**：「3R及び廃棄物適正管理のためのキャパシティ・デベロップメント支援プロジェクト」では、政省令案や市条例案の策定支援、廃棄物量/組成データ管理システムの構築、アクションプランの策定を支援した。同国では「廃棄物管理法」の運用に必要な政省令、地方条例（市条例等）が十分に成立しておらず、内容の整合性が図られていなかったが、中央・地方政府の相互連携と理解を促進し、必要となる政令・条例案を作成することで、廃棄物管理の責務を担う関係機関の廃棄物管理政策・戦略策定能力の強化に寄与した。
- **大洋州**：大洋州11か国を対象とした「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト（J-PRISM）フェーズ1」では、地域や対象各国の廃棄物の優先課題への対処を通じ、大洋州島嶼国の廃棄物管理に係る人材育成と制度基盤を強化してきた。その結果、新たな戦略（Cleaner Pacific 2025）が策定されるとともに、収集、最終処分、3Rなど廃棄物管理の特定分野のローカル専門家が育成され、地域の特性に準じた各国の廃棄物管理担当官を対象とした実践的な廃棄物管理ガイドブック等も作成された。各国で廃棄物管理に係る政策や計画策定、自治体レベルの収集運搬・最終処分場の改善、容器デポジット制度やリサイクルの促進、環境教育の普及・拡大等の成果が発現した。
- **マレーシア**：「E-waste管理制度構築支援プロジェクト」では、廃電気・電子機器廃棄物（E-waste）のインベントリ調査結果に基づくベースライン・インベントリを構築した。9月に回収、リサイクル、レポート、料金設定・収集に係るガイドラインの第一案を作成し、意見聴取や合意形成に向けたワークショップを開催した。4つのガイドライン案の実効性の検証に向けたパイロット・プロジェクトを実施しており、同ガイドライン案の天然資源環境省環境局（DOE）による最終承認を通じて、2018年に施行予定の「E-waste管理規則」に同内容が盛り込まれる見込みである。

② 水環境管理能力の向上

- **カンボジア**：「プノンペン都下水・排水改善プロジェクト」を通じ、下水道の整備が遅れている同

都での整備推進の鍵となる、雨水/排水マスタープランが策定された。同マスタープランでは、将来的な人口密度や経済成長予測等をもとに下水処理場整備地区と浄化槽を含む分散型污水处理施設整備地区を提案するとともに、早期に下水処理場の整備が必要な区域に関して、国土交通省、北九州市からの助言に基づき下水処理施設に係る日本の技術の活用可能性も検討しながらプレF/Sを実施した。また、同プロジェクトを通じて国土交通省－カンボジア公共事業運輸省間の覚書締結に間接的に貢献した。

- **ベトナム**：「下水道計画・実施能力強化支援プロジェクト」では、ニーズ調査を基に下水道行政機関の研修・事業実施支援・研究開発に係る機能の整理と運営計画を策定した。また人材育成と適正技術開発を進めるため、日本の下水道事業団をモデルとした組織・制度づくりが着手された。
- **スリランカ**：「下水道セクター開発計画策定プロジェクト」では、都市化と水需要の増加により増加する未処理排水による水環境汚染を改善するため、全国 79 都市のうち下水処理施設整備の緊急性の高い都市の優先順位付けと、優先 5 都市における都市下水道マスタープラン策定を支援した。
- **パレスチナ**：「ジェリコ下水運営管理能力強化プロジェクト」では、終了時評価の提言事項の実施と効果発現のためプロジェクトを 10 か月間延長し、各戸接続の促進と徴収率向上への取組を継続した結果、パレスチナ側による予算の拡充にもつながり、各戸接続数が大幅に改善された。

③大気汚染管理能力の向上

- **中国**：「オゾン及び微小粒子状物質（PM2.5）抑制のための計画策定能力向上プロジェクト」では、本邦研修を通じて、日本の大気汚染対策に係る法体系や排出規制、車両等の移動発生源に焦点を当てたインベントリ整備・モニタリング等を紹介するとともに、企業における対策現場の視察を通じ、PM2.5 の対策に係る知見を深めた。
- **モンゴル**：「ウランバートル市大気汚染対策能力強化プロジェクトフェーズ 2」を通じて、大気汚染状況の情報公開や、排出源における測定、監査、指導及びデータ管理等を支援し、関係機関の大気汚染対策能力強化に貢献した。先方政府は予算が厳しい中ボイラー等の排ガスモニタリングを継続し、今後の対策の基礎となるデータが収集された。

④ 持続可能な経済社会システム・低炭素化社会構築のための仕組みづくり

- **タイ**：「東南アジア地域気候変動緩和・適応能力向上プロジェクト」では、タイ国家温室効果ガス管理機構（TGO）による気候変動国際研修センター（CITC）設立と、タイ国内や東南アジア諸国向けの研修実施を支援した。本邦研修を通じ、TGO 職員は低炭素社会構築及び気候変動に強靱な社会づくりに関する日本での取組を学ぶとともに、本邦関係機関との将来的な協力や連携のため意見交換し、CITC の持続的な運営や今後の研修の方向性を含む戦略策定に活用可能な知見を得た。
- **ベトナム**：「クアンニン省ハロン湾地域のグリーン成長推進プロジェクト」では、グリーン成長実現に資する政策枠組みと優先アクションプランの実施に向け、産官学民を挙げて琵琶湖を環境保全と地域経済の成長の核と位置付けた滋賀県の「琵琶湖モデル」を参考に、案件を開始した。

(2) 戦略的な取組

① 日本の技術・ノウハウを活用した協力の推進、自治体・民間の技術・ノウハウの活用及び連携強化

- **下水道技術**：ベトナム・ホーチミン市では、大阪市職員から地方自治体の有する管渠維持管理マネジメント等に関する助言等を得つつ、下水道管路更生工法を用いた老朽下水管の修復を行う無償資金協力事業の協力準備調査を開始した。「パナマ首都圏下水道事業運営改善プロジェクト」では、案件形成時より横浜市と連携し、同市が持つ下水処理施設、アセットマネジメント等に関する知見

を案件計画に反映させたほか、同市が国交省とともに水・環境インフラに関する技術・政策を海外に発信する目的で整備した水・環境ソリューションハブを活用した本邦研修の受入や、専門家の活動への助言等を得た。カンボジア「プノンペン都下水・排水改善プロジェクト」において、一般財団法人北九州上下水道協会から専門家が派遣され、自治体の持つ下水道技術がマスタープランの策定に反映された。これがきっかけとなり、2016年3月には北九州市ープノンペン都の姉妹都市協定が締結され、北九州市ープノンペン都公共事業運輸局間でも包括連携協定が締結された（2017年2月）。フィリピンでは、自治体連携無償「メトロセブ汚泥処理施設建設計画」の協力準備調査の実施に向けた現地調査に横浜市が参画し、急速に発展拡大した都市における生活排水処理や汚泥処理に係る横浜市の経験に基づく助言等を得た。（No. 8-3 参照）

- **廃棄物処理技術**：鹿児島県志布志市が実施主体の草の根技術協力事業「サモアを中心とした大洋州における志布志モデルの推進」では、焼却炉を所有しない自治体として取り組んでいる徹底的な分別による廃棄物減量化を推進し、大洋州地域で実施中の「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト」と連携した。特に、バヌアツのルーガンビル市の市場における有機ゴミコンポストに対して志布志市のノウハウを用いた指導を行い、運営維持管理が適切に実施されるに至った。
- **気候変動対策**：「バンコク都気候変動マスタープラン 2013-2023 実施能力強化プロジェクト」の詳細計画策定調査に横浜市が参画し、部署横断的な体制の構築等の好事例の紹介等の支援を得た。

3-2-5. 食料安全保障

(1) 具体的な成果

① サブサハラ・アフリカ地域全体での米増産に向けた取組

- **CARD における米増産目標への貢献**：2008年に機構が主導して立ち上げたアフリカ稲作振興のための共同体（CARD：Coalition for African Rice Development）イニシアティブは、サブサハラ・アフリカ地域全体で米の増産（2008年前後のベース1,400万トンから2018年の2,800万トンへ倍増）を目標としている。2016年度も引き続き目標達成に向け支援を継続するとともに、2018年のCARDターゲット年を前に、CARDの取組の成果と今後のサブサハラ・アフリカにおけるコメ分野の支援の方向性を見出すための終了時レビューの準備を行った。
- **CARDの振興に向けた研修**：83人に対して本邦研修を実施し、年度計画の目標値を達成した。
- **TICAD VI における発信**：「CARDの進捗と今後のアフリカにおけるコメの開発」をテーマにサイドイベントを開催し、機構研究所と共同研究を行った神戸大学の太田教授より、萌芽しつつあるアフリカにおけるGreen Revolution等について紹介した。また、機構からのインプットを元に「農民6万人及び普及員2,500人に稲作技術の普及」を行うことがTICAD VI支援策に盛り込まれた。
- **米増産に係る協力成果**：ケニア「稲作を中心とした市場志向農業振興プロジェクト」を通じ、稲作を中心とした営農体系を提案、灌漑水管理のガイドラインの整備と普及を行った結果、中心農家の所得が136%増加した。筑波で実施したCARD研修には13か国26名が参加し、稲作関連技術等の研修に加えて他国の国家稲作開発戦略の実施状況や課題等の事例からも学びを得て、国家稲作開発戦略の実施促進や関連技術分野の問題解決に向けたアクションプランを作成した。

② 気候変動に対応した持続可能な農業の推進

- **灌漑の適切な維持管理に向けた協力**：効率的な水利用および灌漑施設の適切な維持管理を促進する5件の技術協力プロジェクト、3名の政策アドバイザー専門家、1件の国別研修を実施・開始した。特に、ザンビアでの技術協力プロジェクトが支援した農家では、自らが建設する簡易堰による灌漑

の結果、非灌漑地区に比べて、作付面積、農業産出額、農業所得の改善が確認された。

- **レジリエンスの向上**：気候変動に対する農民の対処能力の向上に向け、ケニアにおいて気候変動に対する牧畜コミュニティのレジリエンス向上を図る技術協力プロジェクト 1 件を開始した。また、エチオピアにおいてインデックス型農業保険の導入を図る技術協力プロジェクトを形成した。また、気候変動に伴いアフリカで近年頻発する干ばつに対する機構の対応方針の検討を開始した。

③ 海洋資源の保全と持続可能な利用

ア) 沿岸漁業の水産資源管理

- **水産資源の持続的利用に向けた支援**：沿岸の水産資源の持続的利用の仕組みを構築するため、日本の経験に基づき漁民と行政の共同管理方式を活用した協力を実施している。また、SDGs ゴール 14 の達成に向け、最大持続生産量レベルの推定や違法・無報告・無規制漁業 (IUU: Illegal, Unreported and Unregulated fishing) 対策も支援した。
- **カリブ地域**：カリブ地域 6 か国では、漁民組織形成、操業の資格及びルールの合意形成や漁獲情報の収集等浮漁礁漁業の共同管理を支援し、グレナダでは 9 割の漁船の参加が得られた。
- **チュニジア**：沿岸資源の保全管理のための魚礁の設置、水産資源／生態系、漁業操業、社会経済に関する情報の地理情報システム (GIS) への統合と、漁礁で困った漁場の漁民による共同管理を支援した。同漁民の資源管理への参加意識と現状の問題への認識が向上し、行政も参加する関係者の委員会で沿岸水産資源管理計画が合意、実施されている。また、支援した 7 か所全てで半数以上の漁民が共同管理手法に参加し、現在も漁民組織を中心に実施されている。
- **バヌアツ**：大洋州地域において開発や乱獲、気候変動等により状況が悪化している沿岸資源の適切な管理に向け、これまで 2 期の協力を通じて確立してきたコミュニティベースによる代替生計向上手段の確保支援を包含した統合的沿岸資源管理アプローチのモデルを体系化した。同国全土への普及に加え、近隣のメラネシアや大洋州諸国への導入に向けて第 3 期の協力を開始した。
- **モロッコ**：気候変動や海洋汚染により漁獲量が不安定な状況下、水産業が重要産業である同国の水産資源調査の精度の向上を目指して、日本の技術を活用した調査船を建造する円借款「海洋・漁業調査船建造事業」の L/A に調印した (1 月)。
- **東ティモール**：優良な漁場を有するものの密漁による被害が大きいという課題を受け、IUU 漁業対策の政策担当者向けの研修を行い、法規、組織、取締りの方法及び装備等、日本の事例を共有した。IUU 漁業対策の全体を政策担当者が理解し、取るべき対策の検討の着手につながった。

イ) 内水面養殖の振興

- 貧困層の生計向上・栄養改善のために、カンボジアでの技術協力で成果が確認された農民 (養魚家) 同士で技術の普及を図る「農民間普及方式」による内水面養殖を支援している。ミャンマーでは、2014 年から累計 488 人の農家に種苗を配布し、2016 年度の生産量は約 25 トン増加した。さらに、同方式をアフリカ地域でも普及するため、ベナンとコートジボアールでも協力を開始した。

ウ) 養殖業の持続性向上のための研究開発

- 近年急速に生産量が増加している養殖業の持続性を向上させるために先進的な知見を有する大学と連携し、開発途上国での養殖技術の研究開発を支援している。タイで実施している SATREPS では、バイオテクノロジー技術を活用した育種技術、感染症防除技術、低魚粉餌料の研究開発を行い、同プロジェクトで開発されたエビ類の魚病の診断法は、同国で広く利用されるとともに、2016 年 9 月には国際獣疫事務局で標準的な診断法として採用された。

(2) 戦略的な取組

① 大学等研究機関との連携による革新的技術の導入

ア) 衛星画像を活用した事業効果指標の収集・推定方法の開発

- 衛星データを用いた稲作灌漑面積や作物歴などの事業効果指標の推定を目的とした調査研究を JAXA と連携しつつ実施した。その調査過程を踏まえて衛星画像を用いた事業効果指標の収集・推定方法を一般化した。今後、一般化した指標収集・推定方法を活用し、衛星画像を用いて高い精度で労力の少ない指標測定を技術協力プロジェクトに取り入れていく見込みである。

② 機構のアプローチの有効性の実証と国際社会への発信

- セラード開発に係るインパクト調査研究：ブラジルにおけるセラード開発の社会経済インパクト調査研究を通じて日伯双方の有識者のペーパーを取りまとめた。今後、書籍化する見込みである。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>防災分野において、仙台行動枠組 2015-2030 の実施に向けた防災の主流化を引き続き推進する等、各分野別の政策に沿った案件形成、実施に向けた取組を期待する。

<対応>

仙台防災枠組 2015-2030 の優先行動の 4 本柱（①災害リスク理解、②災害リスクガバナンス、③防災投資、④より良い復興）に貢献する事業の実施と案件形成に取り組んだ。また、日本政府による「仙台防災協力イニシアティブ」に掲げられた 4 万人の人材育成に貢献するため、国内外で技術協力を展開した。他にも、気候変動分野では日本政府のコミットメントである「美しい星への行動 2.0」に関連する協力、森林分野では JAXA と連携した衛星による森林伐採監視システムの導入や REDD+の推進、環境管理分野では下水道や廃棄物管理で日本の地方自治体と連携した協力、食料安全保障分野ではアフリカにおける食料増産や気候変動に対応したインデックス型農業保険の導入等、日本政府の政策に沿って日本の知見・技術を活用した協力に取り組んだ。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、独立行政法人の評価に関する指針（平成 27 年 5 月 25 日改訂）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成 27 年 3 月外務省）に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果（目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、地球規模課題への取組を通じ、①日本政府の国際公約・政策への大きな貢献（防災分野公約の前倒し達成等）、②先方政府による自主的取組につながる持続可能性の向上を実現（ネパールでの BBB コンセプトの普及、ブータンでの洪水被害減少、スーダン等での廃棄物管理体制の向上等）、③国際的な援助潮流の形成をリードし、他国を巻き込んで日本のプレゼンスと開発効果を大きく向上（防災グローバル・ターゲット指標、アフリカ廃棄物管理分野ネットワーク化等）、④気候変動対策の推進に貢献（インドネシア JCM 等）、⑤先方政府からの高い評価の獲得（ブラジル国家勲章等）等の観点から、開発効果やインパクトの発現と国際援助潮流の形成に大きく貢献し、以下のような特筆すべき成果を上げて持続可能で強靱な国際社会の構築に貢献した。

1. 防災

1. 1. 仙台防災枠組 2015-2030 に基づき、防災主流化を目指した人材育成、事前の防災投資の促進、より良い復興（Build Back Better）等を推進した。
 - 仙台防災協力イニシアティブの下、累計で 39,776 人の人材育成を行い、2015 年から 4 年間で 4 万人の人材育成という公約に対し半分の 2 年間でほぼ達成に近い成果を上げ、公約の実現に大きく寄与した。
 - ブラジルでは、防災人材育成実績が高く評価され、国家統合省より最高位の国家勲章が贈られた。
 - 事前の防災投資について、ベトナムで策定支援した統合洪水管理計画が 2 省で防災投資省に正式に承認された。
 - BBB に関し、4 月のエクアドルでの地震発生後の緊急援助や被災調査の過程でそのコンセプトを発信しつつこれを包含するシームレスな支援案件の形成につなげたほか、ネパールでは 2015 年のネパール・ゴルカ地震後の復興プロセスで先方政府に提案した BBB コンセプトに基づき ADB との連携により学校再建等を進めた結果、ネパール政府主導で再建住宅への補助金支給の基準として盛り込まれる等、同国で BBB コンセプトが普及した。
 - 米州防災閣僚会議やアジア防災閣僚級会議、ASEAN 防災委員会、アジア太平洋地域会合、国際女性会議等において、日本の経験や機構の防災協力の国際的な発信を主導的に行った。このような国際的な発信の結果、米州防災閣僚会議で機構は発表者として選ばれた 2 つの二国間援助機関の 1 つとなった。
1. 2. 仙台防災枠組のグローバル・ターゲットの指標・用語策定については、日本政府による政府間協議における指標の妥当性検討等を継続して支援した。
 - 日本が議論をリードする中、日本が提案した指標が全て盛り込まれる形で 11 月のグローバル・ターゲットの指標の策定・合意に至り、我が国主導による防災分野の国際的な援助潮流の形成に大きく貢献した。
1. 3. 気象・水文観測能力の強化においては、気象衛星ひまわりの画像を活用した気象観測・予測能力の強化や日本の海岸保全対策を活かした協力等、日本の強みをいかした支援を行った。
 - アフガニスタンでは、世界銀行等との連携により水文気象データの復元・整備に係る貢献が高く評価され政府表彰を受けるとともに、全国水審議会でのリーディングドナーとしてのプレゼンスの発揮等、主要機関としての位置づけを築いた。
 - ブータンでは、洪水警報システムの整備と事前訓練の支援の結果、豪雨による洪水被害者が出ず、ブータン政府より感謝状が発行されるといった成果につながった。
2. 気候変動
 - 1,600 人の人材育成、二国間クレジット制度（JCM）や「国が決定する貢献（NDC）」の作成支援（ベトナム等）等を行うことで、2014 年の国連気候サミットにおける日本政府のコミットメントや、美しい星への行動 2.0 の達成、パリ協定の実施に貢献した。
 - インドネシア政府の JCM に係る取組を着実に支援した結果、JCM 史上初のクレジット発行がなされた。その他にも新規の JCM プロジェクトの登録や、方法論・改定方法論の登録に至っている。
 - 国連気候変動枠組条約（UNFCCC）第 22 回締約国会議（COP22）のサイドイベントでは、機構が重点的に支援してきた開発途上国の実施機関関係者と共に NDC 実施に向けた取組状況等を発信し、各国における NDC の実施促進や域内協力の推進に貢献した。また、気候変動の影響に関する損失・被害のためのワルシャワ国際メカニズムにおいても、防災分野の知見を基に制度構築の議論に貢献した。
 - 緩和策として、パキスタンでは、製造業等の産業セクターにおけるエネルギー管理効率モデル構築支援を行い、モデル企業合計で年間約 4,400,000MJ（1,222MWh、1,320 万円相当）の消費エ

エネルギーの削減を実現したほか、優良な改善事例をその他企業にも広く紹介することで、省エネ活動の面的拡大に貢献した。

3. 自然環境

持続的森林管理を通じた地球温暖化対策（REDD+）の推進、森林資源情報の整備、違法伐採広域監視を中心に取り組み、パリ協定の実施にも貢献した。

3.1. REDD+について、13 か国で REDD+行動計画の策定・実施等を支援した。

- ▶ ベトナムの5省で REDD+行動計画が策定され、円借款事業形成や世界銀行との連携に至った。
- ▶ 日本の REDD+プラットフォームに係る取組を推進し、加盟団体が設立時の44から84に増加した。

3.2. 森林資源情報整備では、10 か国で国家森林情報システムや温室効果ガス排出量の測定、報告及び検証（MRV）の体制構築を支援した。

- ▶ ベトナムでは、タブレット端末を利用した森林モニタリングシステム（アプリ）を開発し、15省で導入されるに至り、同国の森林管理業務の改善につながった。

3.3. 違法伐採広域監視に向け、4月に宇宙航空研究開発機構（JAXA）と協定を締結し、熱帯林早期警戒システム（JJ-FAST）の開発、データの公開を行った。

- ▶ UNFCCC の COP22 で、JJ-FAST を活用したアマゾン地域、アフリカ地域のデータを発表した結果、システムの革新性や通年監視を可能とする有効性に開発途上国や国際機関等の多くの注目が集まり、メディアでも多数報道された。

3.4. 持続的な自然資源利用による脆弱なコミュニティの生計向上及び保護区・バッファゾーン管理を通じた生物多様性保全に向けた支援を行った。

- ▶ TICAD VI では「サヘル・アフリカの角砂漠化対処・レジリエンス強化イニシアティブ」サイドイベントを開催し、同イニシアティブを発足させた。また同イニシアティブを通じたアフリカの貧困撲滅と世界の安定化に向けた取組を加速、国連砂漠化対処条約（UNCCD）局長と機構理事で共同声明を発表した。
- ▶ ウガンダの湿地保全モデルの構築・推進を推進した結果、ラムサール条約と生物多様性条約の達成に寄与するものとして各条約事務局より評価された。
- ▶ 中米統合機構、中部アフリカ森林協議会（COMIFAC）、南部アフリカ経済共同体（SADC）、湾岸海洋環境保護機構（ROPME）と連携し、中米やアフリカで地域協力を推進した。

4. 環境管理（都市環境改善）

154 都市において廃棄物管理能力、水環境管理能力及び大気汚染管理能力の向上に係る支援に取り組んだ。水環境管理能力の向上においても、地方自治体と連携し日本の技術を活用した協力を展開し、開発途上国の能力向上に寄与した。

- ▶ TICAD VI では、アフリカ廃棄物管理に係るサイドイベントを環境省や国連環境計画（UNEP）、ケニア政府等と共催した。環境副大臣、横浜市長、国連人間居住計画（UN-HABITAT）副総裁等を含め180名以上の参加があり、アフリカ諸国、国際援助機関、日本の自治体等との間の協力ネットワークの構築に貢献した。また、SDGs 達成に向けた地域的な協力を継続するため、「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の立ち上げに向けた準備を国際機関やアフリカ各国と協働して進め、2017年4月の正式発足に主導的な役割を果たした。
- ▶ スーダンやパレスチナ、モザンビーク、ドミニカ共和国における協力では、廃棄物の収集率及び廃棄物料金の徴収率の向上や、先方政府による廃棄物戦略の策定等、先方政府のオーナーシップを引き出しつつ、廃棄物管理能力の向上に大きく貢献した。
- ▶ 北九州市、大阪市、横浜市等地方自治体と連携し、日本の技術を活用した協力を推進した。

5. 食料安全保障

5.1. アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）における国家稲作振興戦略に関し、研修（83人）や技術協力を通じて支援した。

▶ ケニアによる稲作支援では、中心農家の所得が136%増加する等の効果を生んだ。

5.2. 農民の気候変動に対するレジリエンスの向上にも取り組んだ。

▶ ザンビアでの灌漑への支援の結果、作付面積、農業産出額、農家の農業所得の改善が確認された。また、エチオピアでインデックス型農業保険の導入を図る技術協力事業を形成した。

5.3. 水産資源の管理に関し、持続的な利用の仕組みづくりを支援した。

▶ チュニジアでは支援した水産資源の共同管理手法が多くの漁民に根付く等の効果が発現した。

<課題と対応>

SDGsの達成や国際社会及び日本の政策目標を踏まえ、国際社会全体として地球規模課題に対応し、持続可能かつ強靱な社会の構築を支援するための事業を着実に形成、実施する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：S

<評価に至った理由>

地球規模課題の解決に向けた取組について、機構の活動として、以下の実績が認められる。

1. 防災

防災分野の人材育成数は各国の中央防災機関を含む関連組織の能力向上に向けた支援の結果、39,776人（当初計画18,000人）の実績をあげた。これは2015年3月に採択された仙台防災協力イニシアティブの人材育成目標（2015年～2018年までに4万人の人材育成）を2年前倒しでほぼ達成するものであり、防災分野での政府公約に大きく貢献する重要な成果であると高く評価される。土砂災害を対象とした都市計画案や災害観測・予測システムの構築を支援しているブラジルでは2016年4月からパイロット活動として対象2州・3市で30名以上に対してハザードマップの作成及びリスク評価の実施手法の研修を行った結果、先方の主体的関与を引き出す協力手法と人材育成実績が高く評価され、国家統合省より防災分野の最高位の国家勲章が贈られたほか、ネパール政府主導による再建住宅への補助金支給の基準として、第3回国連防災会議等で日本が積極的に主張しているBBBのコンセプトが機構から先方政府への提案により盛り込まれたことも、日本政府の政策実現への貢献としてのみならず、機構の取組が途上国政府からも高く評価を受けた実績として評価される。また、気象・水文観測能力の強化に関して、ブータンにおいて洪水警報システムの整備と事前訓練を支援した結果、2016年7月の豪雨の際に、住民が事前訓練にしたがって避難することができ、被害の発生を防いだことや、アフガニスタンにおいて、世界銀行等との連携により、戦時中に失われた水文気象データの復元・整備に係る貢献が高く評価され政府表彰を受ける等の成果を上げている。

2. 気候変動

当初計画を上回る気候変動対応策に関する人材育成数5,100人（当初計画4,700人）の実績を上げたことに加え、インドネシアにおいてJCM事務局に対するガイドラインや方法論策定等を通じた能力強化支援を行った結果、JCM史上初のクレジット発行がなされ、後続の新規事業も登録が始まるなど気候変動対策の実施促進に貢献した。また、パキスタンにおいて製造業等の産業セクターにおけるエネルギー管理効率モデル構築支援を行った結果、モデル企業合計で年間約4,400,000MJ（1,320万円相当）の消費エネルギーの削減を実現する等、各国の気候変動対策や省エネ活動の実施促進に大きく貢献した。

3. 自然環境

当初計画を上回る、持続可能な森林管理を通じた地球温暖化対策（REDD+）に資する案件を13か国（当初計画12か国）で実施し、国際的な枠組みに係る我が国の活動実績に貢献した。また、ベトナム政府によるREDD+行動計画策定への支援を実施したことで、5省で省レベルのREDD+アクションプラン

ランの策定が進み、資金面では円借款及び世界銀行との連携に繋がったことは、外部の関与や機構の有する他スキームの関与を得る取組として評価される。加えて、TICAD VI における砂漠化対処に係るイニシアティブの発足において自然環境分野における主導的役割を果たしたことが評価される。

4. 環境管理

廃棄物管理能力等の向上に係る支援について、積極的な新規案件発掘や、案件形成の迅速化に取り組んだ結果、当初計画を大きく上回る協力事業対象都市 154 都市（当初計画 98 都市）の実績を上げたことが評価される。また、予定されていた案件の着実な実施に加え、TICAD VI では、SDGs 達成に向けた地域的な協力を継続する「アフリカのきれいな街プラットフォーム」の発足に主導的な役割を果たした点にも留意する。

5. 食料安全保障

2008 年の TICAD IV のサイドイベントで立ち上げられた「アフリカ稲作振興のための共同体 (CARD)」イニシアティブを推進し、研修員 83 名を受入れ（当初計画 70 名）、技術協力を行った。また、ザンビアやエチオピアにおいて、農民の気候変動に対するレジリエンス向上に取り組んだ。

以上のとおり、各分野の評価指標が目標水準以上の実績をあげていることに加えて、防災分野において政府公約の前倒し達成や、ブラジルの国家勲章受章、日本が積極的に推進する BBB コンセプトの普及など、量・質共に顕著な成果を上げたことが高く評価されるとともに、気候変動対策におけるインドネシア JCM の発行や、自然環境における REDD+ に資する案件の着実な実施、TICAD VI での環境管理や食糧安全保障分野での取組等、地球規模課題に関する国際社会での主導的な取組を通じて我が国の開発協力の戦略的かつ効果的な実施に貢献していることから、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果と認め、「S」評価とする。

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

防災、気候変動、自然環境、環境管理、食料安全保障など様々な分野で案件形成・実施に向けた取組を行うことを期待する。特に気候変動対策に係る新たな国際枠組みであるパリ協定への対応支援を含め、国内外の関連機関との連携を通じた気候変動対策への支援を期待する。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

・地球規模問題については、仙台防災枠組 2015-2030 における指標設定や国際機関との連携、国レベルでの支援や防災分野の人材育成（大幅に目標を前倒し達成）、ネパール BBB を含む現場での実践など、防災分野における日本の取組の主流化に貢献した。また新たに、廃棄物管理など都市環境改善において TICAD 6 で発信→「アフリカのきれいな街プラットフォーム」立ち上げ（2017 年 4 月）→今後、具体的な支援アクションにつながっていくと理解する。「ジャパンブランド」を掲げているので、こうした取組を広げていくことは重要と考える。したがって、評価は「S」で異存ない。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|---------------------|---|
| No. 4 | 平和の構築 |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱，平成 28 年度開発協力重点方針，国家安全保障戦略，女性・平和・安全保障に関する行動計画 |
| 当該事業実施に係る根拠（個別法条文等） | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力，0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|---------------------|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| 平和構築支援を展開した国数 | | | 40 | 32 | 39 | 40 | 41 |
| ②主要なインプット情報（注） | | | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| 技術協力（億円） | | | 153 | 140 | 130 | 170 | 153 |
| 有償資金協力（億円） | | | 770 | 755 | 202 | 2,769 | 1,291 |
| 無償資金協力（億円） | | | 362 | 132 | 286 | 207 | 178 |

（注）技術協力は当該年度の支出実績，有償資金協力，無償資金協力は承諾実績を記入。

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標 |
|--|
| <p>中期目標</p> <p>2.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>政府開発援助大綱及び政府開発援助に関する中期政策並びに国別援助方針，年度毎の国際協力重点方針をはじめとする政府の政策及び政府の国・地域別，分野・課題別の援助方針に則り，開発途上地域の開発政策及び援助需要を踏まえ，事業量のみならず成果を重視し，PDCA サイクルを徹底した効果的な事業を実施する。我が国政府が開発協力の重点分野として掲げる貧困削減，持続的経済成長，地球規模課題への対応及び平和の構築に沿って，戦略的，効果的な援助を実施していくため，機構は援助機関としての専門性を活かし，国・地域別の分析や相手国との対話を通じ，援助の現場における開発ニーズ・実態を把握し，技術協力，有償資金協力及び無償資金協力を柔軟かつ有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを強化する。また，援助機関としての専門性を活かした事業構想力を強化し，案件形成・実施能力を向上させるため，機動力のある実施体制を整備する。加えて，既存の援助手法のみに限定することなく，柔軟に事業を実施するアプローチ，手法，プロセスの改善を図る。実施に際しては，東日本大震災からの復興，防災，少子高齢化，環境・エネルギー等，国内の課題・経験と海外の課題をつないで双方の課題解決に貢献するよう努める。同時に，開発協力に対する国民の共感を高めるため，国民の理解と支持を向上するための措置を実施する。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>1.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組 （第一段落は中期目標と同内容につき省略）</p> <p>政府の援助方針等の政策を踏まえ，すべての人々が恩恵を受けるダイナミックな開発を進めるといふ機構のビジョンのもとに，貧困削減，持続的成長，地球規模課題への対応及び平和の構築を重点分野とした人間の安全保障の視点に基づく優良な案件の形成，実施を行う。</p> <p>具体的には，（中略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 紛争の発生と再発を予防し，平和を定着させるため，緊急人道支援から，復興・開発に至るまでの継ぎ目のない平和構築支援を行う。 |
| <p>年度計画</p> <p>1.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組 （二）平和の構築</p> <p>① 信頼される政府を目指した政府の基礎的能力の構築を念頭に，公正性，透明性，女性や少数民族等社会的弱者への配慮を含む包摂性等を重視しつつ，地方行政能力の向上や社会資本の復興等に向けた支援を行う。なお，アフガニスタン，イラク，南スーダン，ソマリア，フィリピン・ミンダナオ等治安や政情等により事業実施の難易度が高い国においても，研修事業や国際機関・第三国との連携等，機構の有する援助手法及びネットワークを通じた創意工夫により，政府職員等の能力向上を図る。</p> |

| |
|---|
| <p>② 強靱な社会の形成を目指した社会統合・エンパワーメントを念頭に、コミュニティレベルでの生計向上支援及び紛争管理能力強化支援等を行う。</p> <p>③ 難民の流入による影響を受けている国・地域の負荷軽減支援を行う。特に、国際情勢を注視しつつシリア周辺国が難民に対応するための支援を行うほか、ザンビア等の長期化した難民の現地統合に向けた支援を行う。</p> <p>④ 国連安保理決議 1325 号に基づく行動計画のモニタリング等の分析を踏まえ、紛争影響地域での支援におけるより適切なジェンダー配慮に必要な情報の抽出、取組強化にむけた検討を行う。</p> |
| <p>主な評価指標 指標 4-1 平和構築への取組状況 (定性的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アフガニスタン、イラク、南スーダン、ソマリア、フィリピン・ミンダナオ等における地方行政能力の向上や社会資本の復興に向けた支援の実施 ・コミュニティレベルでの生計向上支援及び紛争管理能力強化支援の実施 ・シリア難民対応の事業、難民の現地統合その他の取組に係る支援の実施 |

3-2. 業務実績

指標 4-1 平和構築への取組状況

1. 具体的な成果

(1) (信頼される政府を目指した) 政府の基礎的能力の構築

① 紛争影響国における行政の能力強化

- ・ **コートジボワール**: 「大アビジャン圏社会的統合促進のためのコミュニティ緊急支援プロジェクト」は「社会インフラ整備事業の実施を通じて紛争影響コミュニティにおける住民の関係が強化される」とのプロジェクト目標をほぼ達成して終了した (6月)。インフラ整備事業に当たり、行政と住民が民族や宗教の違いを超えたプラットフォームを作り、合意形成を行うことで行政と住民間の関係強化に寄与した。また、「中部・北部紛争影響地域の公共サービス改善のための人材育成プロジェクト」についても最終セミナーを実施し、各カウンターパートによる今後のアクションプランを全体会合にて共有した (2017年2月)。9月に実施した終了時評価では、ニーズとデータに基づく客観的かつ透明性のある計画策定への取組や、パイロット・プロジェクトを通じた学校・給水施設の設置等の目に見える成果を産出したことで行政と住民の関係性の改善に寄与するなど、有効性やインパクトの面で高い評価が確認され、これらの取組の継続と定着に向けた追加支援が強く要請された。
- ・ **シエラレオネ**: 「カンビア県地域開発能力向上プロジェクト」において、適切なニーズの把握・分析と事業への反映及び事業モニタリングのための地方行政官向け地域開発ハンドブック改訂版作成を支援し、3月に公開された。2017年度以降、全国での活用に向け地方自治・地域開発省による普及活動が行われる見込み。
- ・ **ソマリア、マリ**: 治安情勢上ソマリア国内での事業実施が難しいため、第三国であるケニア、タンザニアで職業訓練分野 (建築、水産) の人材育成パイロット事業を実施した。研修員の選定にあたっては、ソマリア国内で活動している FAO と連携し、機構の技術協力による支援経験のある機関から人材を選定することで、開発効果の確保を目指した。また、同じく治安情勢に課題のあるマリについてもセネガル等での第三国研修の形成を開始した。
- ・ **アフガニスタン**: 2011年度に開始した「未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト (PEACE)」では、フェーズ 1 最終年度の 2016 年度に新たに 71 名を受け入れ、累計の受入数は 514 名となり、当初目標の 500 名を達成した。学位を取得した研修員は 221 人に上り、うち 88% が復職している。帰国した研修員から運輸省企画部門長として五か年戦略の策定に携わる者や、駐日アフガニスタン大使館の書記官を務める外交官等、中核人材として活躍する者が出てきており、また都市計画省やカブール市でインフラ整備に携わる女性修了生も輩出している。来日中の農業分野の研修生に対し

ては、アフガニスタンで NGO との連携の下事業展開している日本の伝統的な治水・灌漑技術の理解を促進するため、福岡県での集合・実地研修を実施した。同研修には水・エネルギー省副大臣や同省が支援を受けている世界銀行の「灌漑修復・開発プロジェクト」スタッフも参加し、広く関係者の理解を促進した。さらに、「水文・気象情報管理能力強化プロジェクト (HYMEP)」専門家からの事業紹介も行いドナー・NGO・プロジェクト間の連携も促進した。参加研修員は HYMEP のカウンターパートとして同僚の指導にあたることを期待されている (No. 3-1「防災」参照)。

- **南スーダン**：7月の騒擾以降、日本人スタッフは拠点をウガンダに移し、南スーダン国内にはナショナルスタッフのみを配置して、本邦研修や第三国研修を継続的に実施した。なお、無償資金協力による施設建設等は停止中である。

② 紛争影響国における行政の能力強化における公平性、透明性、包摂性（女性、少数民族、社会的弱者等）や住民参加への配慮

- **シエラレオネ**：「カンビア県地域開発能力向上プロジェクト」では、エボラ出血熱の流行を抑え込む措置として人々の集会や移動が制限されたことによって停滞してしまった地方開発事業の再興を支援した。膨大なニーズと限られた予算の中でのパイロット・プロジェクト選定の基本基準を、エボラ復興・開発との関係、県の開発計画との整合性、技術面整合性の3点とすることで合意した。支援を通じ、プロジェクト選定の理解促進に加え、各担当者に裏付けとなるデータの不足や管理の甘さ、県議会と県のセクター事務所間の連携の在り方等、今後地方開発を進める上での気付きを与えたほか、行政プロセスの効率化や透明性の向上に貢献した。
- **ウガンダ**：地方行政官の育成とコミュニティ開発を目的とした「アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト」を開始し、アチョリ地域で開発した計画策定ツールの活用に係る行政官研修を実施した。また包摂的な地方開発を進めるべく、対象地域の長期化傾向にある難民や社会的弱者の状況等を調査した。調査結果は対象地域の行政機関が進めるコミュニティ開発活動推進のためのパイロット・プロジェクト選定に活用する予定。
- **コートジボワール**：アビジャン都市圏で、2010年の騒擾で多数の死傷者が発生した地域における信頼醸成のための支援展開を検討する中で、住民及び住民組織からの聞き取りを含む基礎調査を実施し、紛争予防配慮を行うために必要な情報を整理し、新規案件の計画に反映した。住民組織からのヒアリングでは可能な限り女性の団体を加えた。

③ 紛争影響国における社会資本の復興に向けた協力

- **ウガンダ**：北部地域における内戦の結果損傷したグル市内の道路に関し、舗装の剥離や路肩の崩壊、雨季の浸水による交通障害などを解消するため、無償資金協力「ウガンダ北部グル市内道路改修計画」のG/Aを締結した（9月）。
- **スリランカ**：内戦の影響で国内移転を余儀なくされたジャフナ大学農学部を整備を目的とした無償資金協力「ジャフナ大学農学部研究研修複合施設設立計画」のG/Aを締結した（5月）。研究棟、試験圃場等の建設及び機材の整備を通じ、同大学農学部の収容学生数が増大し、農業関係者への研修の拡充や農畜産分野の効率的・効果的な研究を可能とすることを目指している。加えて、新たに農業実習も開始することで、当該地域に適した技術開発や農業普及等のサービスが改善され、紛争影響地域の農業生産性や農業従事者の生計の向上に寄与することが期待される。
- **パレスチナ**：難民発生後約70年が経過し、キャンプのインフラ劣化や失業・貧困等の経済問題が深刻化している西岸地区のパレスチナ難民キャンプを対象として、幅広い住民の参加を得て透明性

を確保しつつ生活環境の改善を検討・実施する取り組みを開始した。

- **フィリピン・ミンダナオ**：紛争の影響により社会資本の整備が遅れ、配電率が他地域に比して著しく低い地域を対象とし、電力供給の安定化を通じて地域経済の活性化を図るため、配電事業改善のための無償資金協力の G/A を締結した（3月）。

④ 地雷・不発弾除去や、海上保安・警察等の治安維持能力の改善

- **カンボジア地雷除去センター**（CMAC：Cambodian Mine Action Centre）
 - ▶ 新たにイラク向け第三国研修をカンボジアにて開始し、25人の行政官を育成した。イラク政府は特に武装勢力からの奪還地における速やかな地雷・不発弾等の除去と住民の安全な帰還を重視しており、本研修受講後に各行政官はかかる計画策定、実施監理を担うことが期待される。
 - ▶ コロンビアで2016年11月に署名された政府と反政府勢力（FARC）の和平合意を受けた迅速な支援として、地雷除去にかかる2017年度からの第三国研修開始に向け、コロンビア・ボゴタにてコロンビア対人地雷包括的行動局（DAICMA）、CMAC及び機構の共催による地雷除去セミナーを実施し、DAICMAとCMACとのネットワーク強化を支援した。
 - ▶ ラオスではCMACとの南南協力による計画策定能力や機材管理能力の強化に加え、データシステムや事業の運営管理方法の改善等による、不発弾除去機関の能力強化を進めた。
- **フィリピン**：「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業（フェーズII）」のL/Aに調印した（10月）。フィリピン沿岸警備隊の船舶調達への協力を通じ、海難救助や海上犯罪への迅速な対応能力の向上が期待される。
- **海上保安政策研修**：海上保安政策の企画立案に係る高度な能力を養成することを目的として2015年度より政策研究大学院大学・海上保安庁・日本財団と協働して開始した「海上保安政策プログラム」（修士号取得）の後半部分として海上保安大学校における講義が行われ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、ベトナムのミッドキャリア職員8名が参加し、全員が修士号を取得して帰国した。各人の能力強化だけでなく、ASEANの4か国の中核人材間、また日本の専門人材との間でネットワークが構築され、共通認識が醸成された。
- **マレーシア**：海上法令執行庁の法執行能力強化を目的に、日本の海上保安庁と連携して鑑識技術や船舶運用に関する技術支援を行った。さらに事業成果を活用し、ジブチの海上保安庁の職員に対する研修を実施した。
- **スリランカ**：無償資金協力「海上安全能力向上計画」のG/Aを締結した（6月）。沿岸警備庁が現在保有する沖合まで航行可能な巡視艇は特に南部及び西部で不足しており、本事業により哨戒範囲が現在の約2.5倍となる。また新たに油水回収能力（約15m³/h/隻）も備わり、迅速かつ的確な海難救助、密輸等の海上犯罪予防に加え、船舶からの油流出事故等の対応能力向上にも寄与する。
- **マリ**：マリ国家警察に対して、国連PKOミッションの警察部隊と連携し、テロ及び組織犯罪に関する研修を初めて開催した。警察の能力強化を通じ、警察が国民からの信頼を回復することを目指して実施され、テロ対策を主要テーマとしつつ倫理、人権、ジェンダーなどの講義も併せて行い、警察官の意識改革、基礎的能力向上に貢献した。

(2) (強靱な社会の形成を目指した) 社会統合・エンパワーメント

① コミュニティレベルでの生計向上支援

- **フィリピン・ミンダナオ**：「バンサモロ包括的能力向上プロジェクト」において、これまで行政サービスがほとんど行われず、中央政府に対する不信感も強い地域において、現地関係者との協議を

重ね、地元自治体職員等の協力も得て、フィリピン政府が設置している技術機関を通じた稲作技術指導を開始した。元戦闘員や女性等、これまでに農業指導を受けたことのない脆弱層が参加、平和の配当・開発の恩恵を受けられる状況を構築した。

- **ボスニア・ヘルツェゴビナ**：「地方開発を通じた信頼醸成プロジェクト」により農業・農村開発事業、市役所の能力強化、コミュニティ開発事業の実施体制強化を支援した。その結果、農業生産性の向上や受益者の所得向上につながったほか、受益者選定プロセスの公平性・公正性を担保したことで民族間の関係改善、共同体の安定性向上に寄与した。
- **コソボ**：地域における生計向上や農業振興等を担う行政官やNGO職員を対象とし、アルバニア系（多数派）・セルビア系（少数派）間の政治的緊張が続く中、双方から研修員を選んで本邦研修を実施した。地方振興の事例を多数見学したうえで帰国後の活動計画立案を指導したところ、帰国後、民族の垣根を超えた情報交換ネットワークが自主的に構築され、新たな交流・協働に向けた動きが形成された。

② コミュニティレベルでの紛争管理能力の強化支援

- **ネパール**：「コミュニティ内における調停能力強化プロジェクトフェーズ2」を通じ、各ドナーやNGOがそれぞれ実施しているコミュニティ調停プロジェクトの実施状況を連邦・地方開発省が把握するために必要なデータベース構築を支援した。また、これに基づき機構の新たなコミュニティ調停支援の対象地を選定した。並行して、機構の支援経験をまとめ、他ドナーやNGOからのヒアリングを経て同省が作成した「コミュニティ調停ガイドライン」を正式承認する手続きが政府内で進行中である。

(3) 難民ホスト・コミュニティ、現地統合等支援

- **スーダン**：南部白ナイル州コスティ市の浄水能力を向上するための無償資金協力「コスティ市浄水場施設改善計画」のG/Aを締結した（10月）。同市には南スーダンやダルフル地方からの難民、国内避難民が流入し、人口が約21万人（2008年）から2024年には約38万人に増加すると推計されている一方、浄水場の老朽化が著しいため、人口増加に伴う給水需要に対応できていない。本事業により、難民を多く抱える同市で安全な水が安定的に供給されるとともに、公衆衛生の向上や生活環境の改善が期待される。また本事業に加え、給水施設の維持管理を担う人材の育成に関する技術協力も実施しており、ハード・ソフト両面から給水インフラ改善に取り組んでいる。
- **ヨルダン・イラク**：ヨルダンは、パレスチナ、イラク、シリア難民を受け入れた結果、4年間で人口が約1.5倍に増加し、政府の財政負担も急増している。また、イラクでも治安維持費の増加や国内避難民への緊急支援に対する支出増加などを受けて財政が悪化しており、行財政改革が喫緊の課題となっている。かかる状況下、2015年度にイラク・ヨルダン向けに供与した「財政改革開発政策借款」では、IMFプログラムへの協議への参加や、世界銀行と協働して案件形成を行い、二国間援助機関単独では困難な改革支援の促進につながった。また、世界銀行と機構がそれぞれ強みのある分野で技術協力を行うことで同政府の能力向上に貢献するとともに、イラク政府財務省の組織改革にもつながった。
- **ヨルダン**：
 - 円借款「金融セクター、ビジネス環境及び公的サービス改革開発政策借款」のL/Aに調印した（12月）。難民の増加により財政、エネルギー需給の双方が逼迫している同国に対し、金融・ビジネス環境分野支援及び電力料金システムの導入や再生可能エネルギーの更なる活用を支

援することで、ヨルダン政府の財政負担の軽減や難民受入・公的サービス供給の維持への貢献が期待される。

- ▶ ヨルダン政府がドナーからの援助に加えて自立的な資金調達手段を確保することを目的に、イスラム民間開発公社と連携してヨルダン政府のイスラム金融債（スクーク）の発行を支援した。同国の財政的な難民受入能力の向上に貢献し、本スクーク発行によりヨルダン政府は「IFN Deals of the Year 2016」（世界中のイスラム金融情報を網羅する「Islamic Finance News」が毎年発表する、年間で最も優れたイスラム金融取引に贈られる賞）のソブリン部門を受賞した。
- ▶ 2014年から日本の障害当事者を短期専門家として派遣して支援してきた、同国のシリア難民障害者によるグループが「障害者サービスガイドブック」を完成させた。必要とする支援の情報にアクセスできずに孤立しがちな難民障害者と、彼らを支援する団体とを結びつけるための情報をまとめたもので、5月には現地NGOなどの支援団体を対象にガイドブック披露ワークショップを開催した。これ以外にも、障害当事者である機構専門家の支援を受けたシリア難民障害者が、現在はお互いを助け合うグループを形成し、他の障害者を支援すべく障害平等研修、ピアカウンセリング、スポーツ等の活動を行っている。
- ▶ シリア難民ホスト・コミュニティ支援として、世界銀行グローバル譲許的資金ファシリティとの連携による緊急医療支援に係る無償資金協力を形成した。優先事業の提案と詳細設計を実施した結果、フランス開発庁（AFD）、ドイツ復興金融公庫（KfW）及びEUによる支援が決定された。
- **ザンビア**：元難民の現地統合支援について、12月に所管省庁が内務省から副大統領府に、また国連機関の取りまとめ機関がUNHCRからUNDPに交代するに先駆け、支援ドナー・ザンビア政府関係者主催の現地ワークショップに参加し、移管後の現地（新移住地）の人員体制への助言等を行った。また、「元難民現地統合支援アドバイザー」専門家を2017年度から派遣すべく準備した。

(4) 国連安保理決議 1325号（女性・平和・安全保障）への対応

2. (6) TICAD VI サイドイベント, 1. (1) ②コートジボワール, 2. (2) ①フィリピン・ミンダナオ支援参照。

2. 戦略的な取組

(1) プログラム・アプローチによる取組

- **フィリピン・ミンダナオ支援**：大統領選挙に伴い一時的な和平プロセスの停滞が見られたが、人々の和平への期待を維持すべく、目に見える支援として稲作技術の普及や末端行政機関の能力強化（技術協力）等とともに、民間セクター支援として一次産品の製造事業者に対する産業クラスター支援（技術協力）、アグリ・ビジネス振興のための円借款供与（49.28億円）、配電網の改善（無償資金協力7.71億円）等、様々な協力を組み合わせて実施した。（以下2. (2) 参照）
- **ヨルダンにおける難民支援**：1. (3) 参照。シリア難民の大量流入への対応に関し、迅速かつ効果的な支援を行った。

(2) 地域格差是正に向けた取組

- **フィリピン・ミンダナオ支援**：
 - ▶ 長年の紛争の影響により、同国他地域に比べて貧困率の高いフィリピン・ミンダナオにおける和平・新自治政府樹立に向けたプロセスを切れ目なく支援し、地域格差是正に取り組み、紛争

再発予防・平和の定着に貢献した。特に、外部からの支援や行政によるサービスがほとんど届いていなかった地域の住民を対象とした社会調査・ニーズ確認調査を実施、バンサモロ開発庁（BDA）とムスリム・ミンダナオ自治区自治政府（ARMM）との関係構築にも配慮しつつ、稲作や野菜栽培等の農業技術研修を開始し、これまでに農業技術支援を受けたことのない、女性を含む脆弱層の人々の研修参加、生計向上に貢献した。

- ▶ 昨年度までに行った BDA を仲立ちとした農業生産性向上支援の結果は、BDA が独自に技術普及を開始する等の成果につながった。
- **ミャンマー少数民族地域支援**：地方に暮らす少数民族，帰還してくる少数民族，中央・州政府が共に計画を策定するプロセスを支援した。
- **その他紛争影響国**：スーダン（ダルフル地方），コートジボワール（中部），ウガンダ（北部），コロンビア（各地における一村一品運動支援）等の紛争影響国で，特に強く影響を受けた地方と首都圏との格差を是正するため，行政のサービス提供能力等の強化支援を実施した。紛争中に 10 年間公共サービスが停滞したコートジボワール中部では，パイロット事業として全 77 か所の給水設備の改修・新設，全 11 か所の学校の増築・改修・建て替えを行いつつ，地方行政官の人材育成，制度化への提言を行った。また，ネパールでは，司法機関へのアクセスが限られる地方部に対して重点的にコミュニティ調停の普及を図った。

(3) 国際機関連携

- **国際機関連携無償資金協力**：UNHCR，UNDP 等との緊密な連携の下，外務省が行った国際機関連携無償と歩調をそろえて技術協力による取組が行われるよう調整した。（2.（6）参照）

(4) 知見の体系化，平和構築アセスメントの実施

- **平和構築アセスメント**：ミャンマー，シリア，ミンダナオ（バンサモロ地域）で平和構築アセスメント（PNA：Peacebuilding Needs and Impact Assessment）を改訂，またコロンビアの改訂にも着手した。実施マニュアルである「PNA ハンドブック」は，より現場で使いやすいよう具体的な調査方法や注意すべき事項を加えて改訂した。また，PNA 及び平和構築における評価をテーマとして外部コンサルタント向けの能力強化研修を実施し，平和構築分野に関心を有するコンサルタント会社との間での評価・モニタリング等に関する意見交換も行った。
- **プロジェクト研究**：プロジェクト研究「長期化する難民状況」の報告書を作成した。また課題別指針「平和構築支援」を改訂した。

(5) 中核人材育成

- **シリア難民留学生事業の開始**：シリア危機により就学機会を奪われたシリア難民に教育機会を提供し，シリアの復興支援や平和構築に貢献する人材の育成を目的とし，「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」を開始した。案件形成に際して UNHCR と連携し助言を得ることで，家族手当の支給やカウンセリング，生活面の支援を盛り込む等，難民に配慮した制度設計を行った。また，候補者の選定に当たっては，UNHCR からも募集案内や募集書類の受領等において連携を行った。なお，女性の参加について当初妊婦の参加を推奨しない点を要項に掲げたことで，外部より難民の状況を配慮していないという指摘を受け，速やかに再検討のうえ同要件を削除する対応を取った。
- **アフガニスタン PEACE**：（1.（1）①参照）

(6) 平和構築に係る情報発信

- **米・ブルッキングス研究所での発信**：同研究所主催のセミナー「Securing Development in Insecure Places」で機構理事長が基調講演を行い、パネル討論に参加。日本政府が打ち出している「人間の安全保障」はSDGsにも通じるものであり、機構は国家の安定と保護の能力強化とあわせて人々のエンパワーメント（能力強化）を支援していくこと等を発信した（4月）。
- **世界人道サミットでの発信**：サイドイベント「人道支援と開発援助の連携 - 難民・国内避難民のための解決策を見出す協働アプローチ」を、Solutions Alliance（米国、スウェーデン、EU、日本、UNHCR、UNDP、世銀等の他、コロンビアやザンビア等難民受入国、国際救助委員会（IRC）やIKEA等が参加）や日本政府と共催した（5月）。機構理事長より、開発協力機関である機構の難民・国内避難民支援における比較優位、受入国・社会のオーナーシップの尊重、難民・国内避難民に生産活動に携わる環境を提供することの重要性等を発信した。同サイドイベントで強調された難民・国内避難民と受入コミュニティの共存を可能とする環境づくりを目的とした「人道と開発の連携」の理念は、G7伊勢志摩首脳宣言や、9月の「難民及び移民に関する国連サミット」で採択されたニューヨーク宣言にも反映された（No. 7-1 参照）。
- **ジョージタウン大学女性・平和・安全保障研究所との共同研究**：2015年度より平和構築と防災におけるジェンダー主流化と女性参画促進のアプローチに係る共同研究を実施し、その成果をまとめたポリシーペーパーを「国際女性会議（WAW!2016）」のサイドイベントで発表した（No. 7-1 参照）。
- **TICAD VI での発信**：サイドイベント「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進が平和な社会を創る：アフリカにおける課題と可能性」を、英国政府及び同国国際開発省（DFID）、赤十字国際委員会（ICRC）との共催にて開催し、アフリカ各国の政府関係者や国際機関係者、ケニアの市民社会組織等から約100名が参加した。機構理事長は開会挨拶にて、紛争がいまもアフリカの女性を苦しめている一方、女性こそが紛争の解決を促し、国づくりの源泉となるとの認識を紹介した。またアフリカにおける国連安保理決議第1325号とその関連決議の実施を促進していくことの重要性を共有した。紛争下の性的暴力担当国連事務総長特別代表は、本サイドイベントの意義・取組推進の重要性についてコメントした（No. 18-1 参照）。
- **紛争と脆弱に関する国際ネットワーク会合**：DAC/INCAF（The International Network on Conflict and Fragility：紛争と脆弱に関する国際ネットワーク）会合に出席し、難民支援への開発機関の対応の在り方に関する議論等に参画した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

国連安保理決議1325号を受けた日本政府の行動計画である「女性・平和・安全保障に関する行動計画」（平成27年9月）を踏まえ、紛争影響国支援におけるジェンダー配慮を更に実施することが期待される。

<対応>

TICAD VI のサイドイベント「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進が平和な社会を創る：アフリカにおける課題と可能性」において、同決議とその関連決議の実施を促進していく重要性を国際社会に発信した。個別事業においては、社会調査等の実施を通じて女性を含む社会的脆弱層の状況を確認しているほか、地域開発のステークホルダーとしての女性グループの同定等に努め、コートジボワール、ウガンダ、フィリピン・ミンダナオ、コソボ等の事業において女性の参画を特に促進した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成していることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、政府の基礎的能力の構築、コミュニティレベルでの生計向上支援、難民対応支援を行い、開発協力大綱が掲げる平和で安定な社会の実現に貢献した。その際、政府の基礎的能力の向上や社会資本の復興（アフガニスタン PEACE 等）、政府に対する信頼の醸成や異なる民族間での関係改善（フィリピン・ミンダナオ、コソボ等）、渡航制限下での事業の継続（南スーダン、ソマリア等）、各地での難民対応支援（シリア難民、ヨルダン政府のスクーク債発行の IFN Deals of the Year 受賞）等の観点から、以下のような特筆すべき成果を上げた。

1. 政府の基礎的能力の構築

1-1. 信頼される政府を目指した政府の基礎的能力の構築に向け、アフガニスタン、イラク、南スーダン、ソマリア、フィリピン・ミンダナオ等において地方行政能力の向上や社会資本の復興を支援した。

- ▶ アフガニスタン中核人材育成支援の PEACE プロジェクトは、目標 500 名を上回る 514 名の受入を実現、帰国研修員の 88%が政府に復職、国家計画策定等に関わる人材を輩出している。
- ▶ ソマリアでは国内での事業展開が治安情勢上難しいため、国際機関（FAO）と連携して研修員を選定しつつ、ケニア、タンザニアにおける職業訓練分野（建築、水産）の人材育成パイロット事業を実施した。

1-2. 行政の能力強化において公平性、透明性、包摂性にも留意して事業を実施した。コートジボワールでは異なる背景を持つ住民の参加と包摂性に配慮したインフラ整備を通じ、住民間の関係改善につながる仕組みを例示したところ、同国政府機関や住民からもその有効性が評価され、継続・定着に向けた追加支援を強く要請された。

- ▶ シエラレオネの地方開発支援ではエボラ出血熱で停滞した地方開発事業の再興を支援し、パイロット・プロジェクトの選定基準を設けることで、行政プロセスの効率化と透明性の向上に貢献した。
- ▶ ウガンダの地方行政能力向上支援では社会的弱者の状況を把握するための調査を実施した。調査結果は、今後のパイロット・プロジェクトの選定において活用して包摂性への配慮を強化する予定。
- ▶ パレスチナでは、インフラの劣化等が著しい難民キャンプにおいて、幅広い住民の参加を得て透明性を確保しながら行う生活環境改善プロジェクトに着手した。

1-3. 本邦関係者の渡航に制限のあるアフガニスタン、ソマリア、マリ、南スーダン等においては、現地で活動する国際機関と連携しつつ、本邦や第三国での研修を活用しながら事業を継続して開発効果の確保に努めた。

- ▶ ソマリアでは、FAO と連携し研修員を選定し、第三国での人材育成パイロット事業を実施した。
- ▶ 南スーダンでは、日本人所員が治安上退避せざるを得なくなり、事業実施の難易度が上昇したが、ナショナルスタッフにより本邦研修や第三国研修を継続的に実施した。

1-4. 治安維持能力強化については、フィリピンやスリランカにおいて巡視艇等を供与するとともに研修事業等により人材育成を行い、海上保安能力向上に貢献した。またカンボジア地雷除去センター（CMAC）においてイラク向け研修を開始、さらに今後のコロンビアにおける地雷除去に向け、コロンビア側実施機関と CMAC 間でのネットワークを強化し、今後の支援につなげた。

2. コミュニティレベルでの生計向上支援及び紛争管理能力強化支援

- コミュニティレベルの生計向上について、フィリピン・ミンダナオでは先方実施機関の能力向上支援がその後の自主的な農業・農村開発の技術の普及につながるとともに、元戦闘員や女性等にも平和の配当が受けられる状況を構築し、社会の安定化に貢献した。
- コソボでは、政治レベルで緊張関係にある二つの民族を同時にコミュニティ開発のための本邦研修に参加させることなどを通じ、研修からの帰国後の民族間の関係改善にも寄与した。

3. 難民対応支援

シリア難民の受入国であるヨルダン、トルコ、レバノンに対する負荷軽減のための支援や、社会的弱者を対象とした支援を実施した。ザンビアでは UNHCR、UNDP が支援しザンビア政府が進める元難民（アンゴラ、ルワンダ）の現地統合（定住）プロセスへの支援を開始した。また、ウガンダに多数流入している南スーダン難民への対応準備を行った。

- 世界人道サミットで人道と開発の連携に係る発信を行った結果、G7 伊勢志摩首脳宣言や9月の「難民及び移民に関する国連サミット」で採択されたニューヨーク宣言にもその考え方が反映された。
- ヨルダンにおけるスクーク債発行への支援が評価され、同債券が IFN Deals of the Year を受賞した。
- ヨルダンの難民ホスト・コミュニティ支援として、世界銀行グローバル譲許的資金ファシリティとの連携による緊急医療支援に係る無償資金協力を形成、フランス開発庁（AFD）、ドイツ復興金融公庫（KfW）及びEUによる支援が決定された。
- シリア復興を担う人材育成のためのシリア難民向け本邦受入プログラムを国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と共同しつつ準備を進め、募集を開始した。
- ウガンダ北部における南スーダン難民の流入状況への対応として、基礎的な情報の把握、新規案件形成の準備に取り組んだ。

4. 紛争影響地域での支援におけるより適切なジェンダー配慮に必要な情報の抽出、取組強化

アフリカにおける国連安保理決議 1325 号に基づく取組を促進する重要性を TICAD VI のサイドイベントで国際社会に発信した。また、コートジボワールやフィリピン・ミンダナオ、コソボ等の事業で女性の事業への参画を促進した。個別事業では社会調査等を通じて女性を含む社会的脆弱層の状況を確認している他、地域開発のステークホルダーとしての女性グループの同定等に努めた。

<課題と対応>

SDGs や日本政府の政策目標達成に向け、引き続き社会、人的資本の復旧・復興、基礎的社会サービスの改善とこれに資する政府機関の能力強化等を支援すべく、着実な事業形成と実施を行う。また、難民関連事業についてはシリア周辺国への支援に加え、2016 年度後半に急激に増加した南スーダン難民に関し、最も流入人口の多いウガンダ北部での支援展開に向け、案件形成のための基礎調査の実施、UNHCR 等の国際機関との連携に取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

評定：A

<評定に至った理由>

政府の基礎的能力の構築、コミュニティレベルでの生計向上支援、難民対応支援を通じて、開発協力大綱が掲げる平和で安全な社会の実現や、SDGs の達成等に貢献した。その際、アフガニスタン、イラク、南スーダン、ソマリア、フィリピン・ミンダナオ等治安や政情等により事業実施の難易度が高い国においても、研修事業や国際機関・第三国との連携など、機構の有する援助手法及びネットワークを通じた、公平性、透明性、包摂性、ジェンダー配慮にも留意して国及び地方レベルの行政能力の向上や社会資本の復興を支援したことは高く評価される。

特筆すべき成果は以下のとおり。

- ① コートジボワールにおける、民族や宗教の違いを超えたプラットフォームを形成する工夫を加えたインフラ整備事業の取組により行政と住民間の関係強化に寄与し、アフガニスタンにおける中核人材育成支援の帰国研修員の88%が政府に復職し国家計画策定等に関わるなど、政府の基礎的能力の構築に資する成果を上げている。
- ② コミュニティレベルの生計向上について、フィリピン・ミンダナオでは先方実施機関の能力向上支援を通じて、元戦闘員や女性等にも平等に裨益される状況を構築したことで、これまでに農業指導を受けたことのない脆弱層に対しても生計向上の取組を実現している他、コソボでは、政治レベルで緊張関係にある二つの民族を同時にコミュニティ開発のための本邦研修に参加させるなどの取組を通じ、新たな民族間の交流・共同に向けた動きが形成された。
- ③ 難民対応支援では、シリア難民の受け入れ国であるヨルダン、トルコ、レバノンに対する負荷軽減のための支援や、ウガンダに多数流入している南スーダン難民への対応準備を行った他、世界人道サミットでの人道と開発の連携に係る発信が、G7伊勢志摩首脳宣言や難民及び移民に関する国連サミットで採択されたニューヨーク宣言に反映される等の成果を上げた。
- ④ ジェンダー配慮について、TICAD VIのサイドイベント「ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進が平和な社会を作る：アフリカにおける課題と可能性」を、DFID や ICRC と共催で開催し、理事長挨拶等を通じてアフリカにおける国連安保理決議1325号に基づく取組を促進する重要性を国際社会に発信したことや、個別事業において女性の事業への参画を促進することで、日本政府施策である「女性・平和・安全保障に関する行動計画」に沿った取組を推進した。

以上の成果を踏まえ、南スーダンを始めとする治安等の影響により難易度の極めて高い状況下で計画された事業を、研修事業や国際機関・第三国との連携など、機構の有する援助手法及びネットワークを通じ効果的に実施したことに加え、公平性、透明性、包摂性に留意した業務の実施がなされている点、シリア周辺国への支援に加え、2016年度後半に急激に増加した南スーダン難民に関する時宜を得た支援の実施等、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られたと認め、「A」評価とする。

<今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)

公平性、透明性、包摂性等に配慮しつつ、特に難民・国内避難民に係る取組においては、人道支援と開発協力のそれぞれの強みをいかした連携に留意して取り組むことが期待される。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

・難民問題、テロなど世界情勢が不安定化する中で、軍事力行使の手段をもたない日本が、人間の安全保障の視点にもとづいて、日本らしいやり方で、世界の平和と安定に貢献すべく、シリア周辺国への支援、また南スーダン難民において受入人口の多いウガンダ北部での支援展開など、JICAが創意工夫や努力が払って取り組んでいることを評価する。したがって、評価「A」は適切と考える。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|----------------------|--|
| No. 5 | 事業マネジメントと構想力の強化 |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱, 平成 28 年度開発協力重点方針, 持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針 |
| 当該事業実施に係る根拠 (個別法条文等) | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|--------------------------|------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 主要なアウトプット (アウトカム) 情報 | 達成目標 | 基準値 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 |
| 外務省に共有・説明を行う事業計画作業用ペーパー数 | 110 | | | | 新規 | 130 | 116 |
| ◎国別分析ペーパー策定数 (累計) | 50 | 10 (2011) | 20 | 31 | 39 | 49 | 52 |

◎ : 2016 年度計画の評価指標

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標 |
|--|
| <p>中期目標</p> <p>(2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(イ) 事業構想力の強化</p> <p>(i) 我が国の ODA は, 国際社会の平和と発展に貢献し, これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的としていることを踏まえ, 現地 ODA タスクフォース等を通じ, 各国との友好関係や人の交流の増進, 国際場裡における我が国の立場の強化等, 我が国外交政策を戦略的に展開していく上での ODA の積極的な活用を図る。</p> <p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 多様化・複雑化する開発ニーズについて, 国・地域別の開発課題を把握・分析した国別分析ペーパー, 課題・分野別の実施指針等の策定を促進する。</p> <p>(iv) 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し, 事業関係者の間で共有し, 効果的な活用を推進する。</p> <p>(v) ボランティア・専門家等が現場で有する情報・知見の共有及び本邦企業や NGO との対話を強化し, 現地 ODA タスクフォースの情報収集・分析作業に一層の貢献を行う。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>(1) より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国・地域別の分析, 課題・分野別の実実施指針等に基づき, 技術協力, 有償資金協力, 無償資金協力等を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチを推進する。 ● より戦略的, 効果的かつ効率的に案件を実施するために, 事業成果をとりまとめ, 内外に発信するとともに, 事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めた PDCA サイクルを徹底する。 ● 事業実施に当たり, 個人, 組織, 制度・社会システムのすべてのレベルにおける総合的能力開発を重視し, 途上国の課題対処能力の向上プロセスを包括的に支援する。 ● 開発途上地域支援における南南協力の意義と有効性に留意し, 三角協力を戦略的に実施し, その知見の蓄積・発信に努める。 <p>(2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(イ) 事業構想力の強化</p> <p>(i) 多様化・複雑化する開発ニーズについて, 国・地域別の開発課題を把握・分析した国別分析ペーパー, 課題・分野別の実実施指針等の策定を促進する。</p> <p>(ii) 各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し, 事業関係者の間で共有し, 効果的な活用を推進する。</p> <p>(iii) ボランティア・専門家等が現場で有する情報・知見の共有及び本邦企業や NGO との対話を強化し, 現地 ODA タスクフォースの情報収集・分析作業に一層の貢献を行う。</p> <p>具体的には,</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発課題にまつわる背景・現状を適切に把握し, 課題解決のためのアプローチとして, 国・地域別 |

| |
|--|
| <p>の開発課題を整理・分析したペーパー（中期目標期間終了までに 50 ヶ国程度）及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 戦略的な事業を実施するために、相手国政府との対話や事業実施から得られる情報を蓄積し、援助機関としての専門性を強化する。 ● 多様な関係者から得られる情報（関連する知識・ノウハウ）を活用し、現地 ODA タスクフォースにおいて知見、経験及び情報の共有を行う。 |
| <p>年度計画</p> <p>1. (1) より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>(ホ) 事業の戦略性強化及び事業マネジメントの向上</p> <p>① 事業の戦略性の強化及び予見性の向上のため、外務省－機構間で、協力プログラムにおける事業展開の方向性に関する検討を促進する。</p> <p>② 戦略的、効果的かつ効率的に案件を実施するために、事業成果を取りまとめ、内外に発信する。また、事業終了後のモニタリング及びフォローアップを含めた PDCA サイクルを徹底する。</p> <p>③ SDGs にて求められる開発協力の効果向上に向けた取組の必要性を踏まえ、開発途上国の主体性の下で進められる、個人、組織、制度・社会システムの全てのレベルにおける課題対処能力の向上（キャパシティ・ディベロップメント）のプロセスを支援する。</p> <p>④ SDGs 達成に向けた南南協力に関する国際的な議論の動向を注視しつつ、三角協力の意義と有効性について国際社会に向けて発信し、三角協力への理解を促進する。</p> <p>(2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(イ) 事業構想力の強化</p> <p>① 事業の戦略性強化のため、国別・地域別の課題を把握、分析し、協力の方向性を取りまとめた国別分析ペーパーを策定、活用する。</p> <p>② SDGs 採択に伴い、SDGs に規定される目標に関する組織的な取組を推進する。特に、SDGs を含めた国内外の政策等への効果的な貢献に向け、分野・課題別の分析及び実施方針等の策定・改訂とその活用を推進し、新開発課題への対応能力を強化する。</p> <p>③ ナレッジマネジメントネットワークの推進により、ナレッジを蓄積し、活用できる体制を拡充する。また、機構内部でのナレッジの共有、外部への発信機能を強化する。</p> <p>④ 現地 ODA タスクフォースに積極的に参加し、各種事業を通して得られた情報をタスクフォースメンバーに共有するとともに、各省や本邦企業等、機構以外の幅広い主体との連携強化を図りつつ、日本の開発途上国支援活動が強化されるよう取り組む。</p> |
| <p>主な評価指標</p> <p>(定量的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外務省に共有、説明を行う事業計画作業用ペーパー数：110 か国分 ・国別分析ペーパー策定数：累計 50 か国 <p>(定性的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織全体及び分野・課題別の各種戦略文書への SDGs に向けた対応の記載 |

3-2. 業務実績

指標 5-1 戦略性の高いプログラム形成に向けた取組状況

機構は、相手国政府の開発政策・計画や同政府との政策協議等を踏まえ策定された外務省の国別開発協力方針及び JICA 国別分析ペーパー（JCAP：JICA Country Analysis Paper）に基づき、事業計画作業用ペーパー等の作成と外務省との検討を通じ、国・地域別の分析を通じて開発課題の明確化を図っている。また、各地域・国で達成すべき具体的な開発目標と、その達成までの協力シナリオを設定し、技術協力、有償資金協力、無償資金協力等を有機的に組み合わせて事業を形成・実施していく「プログラム・アプローチ」を推進している。（各事業形態の実施に向けた取組は No. 14 参照）

1. 戦略性の高いプログラムの形成・実施に向けた取組

- **外務省と機構間での事業展開の方向性に関する検討の促進**：外務省が国別開発協力方針を策定している 110 か国に関する事業計画作業用ペーパーの作成と外務省との共有を行う当初目標に対し、2016 年度はこれを上回る 116 か国分の事業計画作業用ペーパーを共有し、外務省との事業展開に係る相互理解の促進と予見性の向上を図った。また、協力プログラムレベルでも、約 160 に絞り込んだ「強化プログラム」を中心に、今後の事業展開に関して意見交換（35 か国・1 地域分）し、事業

計画作業用ペーパーに基づく事業展開の方向性の議論を深化させた。

- ▶ **モンゴル・事業展開計画の方向性の検討**：モンゴルの政権交代（7月）を踏まえた外務省の国別開発協力量針の改定に際し、機構のJICA国別分析ペーパーの改訂を合わせて実施するため、内容や時期を外務省とすり合わせた。その結果、JCAP改訂による新たな協力の方向性（案）のうち、農牧業振興、環境に優しい安全な都市の開発、地域開発政策・戦略の強化等が『戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画（2017-2021年）』に反映された。
- **栄養分野の戦略的強化**：2015年のミレニアム開発目標（MDGs）からSDGsへの移行に伴い、抜本的な栄養改善に向けて保健や農業、教育、水等の複数関連省庁やアクターの関与によるマルチセクターでの協力が必要とされる中、官民が連携した栄養事業展開のための「栄養改善事業推進プラットフォーム」の設立を主導した。設立準備段階においては、一般財団法人食料産業センターとともに作業グループメンバーとして準備会合を重ね、各種イベントも実施した。設立後、機構は運営委員会共同議長を務めている。また、NEPADとともに、AfDB、FAO、IFAD、国際農林水産業研究センター、NEPAD、UNICEF、世界銀行、WFP、WHOといった関係機関を巻き込みつつ、栄養改善イニシアチブ（IFNA）を立ち上げた。加えて、ゲイツ財団との間での国際保健・栄養分野での連携を強化するための業務協力覚書の締結（5月）や、機構ボランティアや専門家等からなる「栄養改善パートナー」を発足させた。これらの戦略的な連携により、国際機関等との栄養関連情報の共有、現地政府との情報交換のみならず、民間企業の技術も活用しつつ戦略的に国際的な栄養改善に貢献するための事業推進体制が構築された。（No.1-1「格差是正・貧困層支援」参照）

2. 戦略性をより高めたプログラムの形成・実施の事例

技術協力、無償資金協力、有償資金協力を有機的に組み合わせたプログラム・アプローチの形成・実施に加え、課題分析を踏まえた相手国とのプログラム効果拡大に向けた協力の方向性の検討、プログラム全体の評価を通じた協力量針や新規事業の検討等を行うことにより、より戦略性の高いプログラムの形成・実施を行っている（その他分野・課題別の取組はNo.1からNo.4参照）。

- **高速鉄道事業における構想力を発揮した取組（インド）**：インド国内初となるムンバイーアーメダバード間の高速鉄道建設事業では、事業の詳細設計、安全認証制度の整備、技術基準及び駅や駅周辺の開発計画等の策定といった支援に加え、中長期的な観点から不可欠と考えられる高速鉄道の運用等に関する人材育成や日印の協力体制構築にも留意し、技術協力等の各種スキームを活用して一体的に取り組んだ。例えば、2020年までの高速鉄道研修所の設立に向けた研修プログラム等の策定に着手したことに加え、インド鉄道省若手職員に対する本邦研修プログラムを提供した。また、日印の鉄道関係企業間の協力を加速するため、日印鉄道企業交流会を開催した（5月）。
- **ミャンマー「集約的農業推進プログラム」**：2015～2016年度にかけてプログラム形成に向けた調査を実施した。ミャンマー国内で優先的に集約的農業を推進する地域を特定し、円借款事業2件（農業所得向上事業、農業・農村ツーステップローン事業）、技術協力1件（イネ保証種子流通促進プロジェクト）をサガイン地域シュエボー郡で実施することとし、資金協力と技術協力を組み合わせて農作物のバリューチェーン全体の効率化を図る取組を実施している。
- **ウガンダ「コメ振興プログラム」**：2008年より、技術協力、無償資金協力、課題別研修、JOCVの派遣を組み合わせ、稲作振興のための研究開発や普及に係る能力強化を実施している。プログラムでは、天水依存からの脱却とコメの安定生産の確保を目指しているが、近年の気候変動を踏まえ、プログラム全体の開発効果拡大のため、開発調査型技術協力を実施した。調査結果を踏まえて灌漑分

野における協力の方向性を先方政府と整理，確認した（12月）。その結果，無償資金協力によるハード面の整備のみならず，政策立案，生産・販売，人材育成・能力強化等に技術協力プロジェクトを通じて包括的に取り組む必要性を合意した。検討中の灌漑政策案の最終化を含め，先方政府及び実施機関の自助努力の拡大に道筋をつけることができた。

- **ガーナ「アッパーウェスト州母子保健サービス強化プログラム」**：技術協力と資金協力等と連携させて母子保健関連指標の改善を進めている。2016年度にプログラムの終了時評価を行い，プログラムの目的が比較的高いレベルで達成されていることを確認した。技術協力と資金協力，人材育成奨学計画（JDS）や本邦・現地での研修による多様な人材育成事業との連携，個別専門家による中央政府に対する協力と技術協力プロジェクトによる現場レベルでの協力の連携等，様々な相乗効果が確認された。また，同国の基本的保健医療計画・サービス（CHPS：Community-Based Health Planning and Services）政策を具現化し，各地域で質の高い母子保健サービスを継続提供するアプローチの有効性が再確認され，アッパーウェスト州を越えた他の州や，中央政府の政策レベルへの効果の普及も認められた。指標設定や構成案件の選定の改善等，後継プログラムの形成や他国でのプログラム・アプローチに向けた教訓・示唆も得た。評価結果を踏まえ，地理的な拡大や，サービスの拡大（栄養や高齢化等の課題への対応等），財政的持続性の確保を含めた案件を形成する予定。

指標 5-2 事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組状況

1. 事業成果の発信

(1) 国内外の政策（開発協力大綱／SDGs）等を踏まえた事業成果の発信強化

- **SDGs 達成に向けた取組の発信**：SDGs ポジション・ペーパーをいち早く策定・公開し，国際会議や国内外の説明会やイベントを通じ，機構のSDGsへの取組の発信やSDGsの理解促進を行った。
 - **産学官や市民社会との情報・意見交換**：日経BP社主催の東京サステナブル会議，環境省SDGsステークホルダーズ会合，科学技術外交アドバイザー・ネットワーク主催会合，SDGs市民社会ネットワーク主催イベント，吉本興業での講義等を実施し，新たな業界との協力関係も構築しつつ，産学官や市民社会に対して幅広くSDGsの理解の促進を図った。
 - **社会貢献債（JICA債）の活用**：SDGsターゲット17.3（追加的資金源の動員）に貢献するものとして，SDGs実施指針の具体的施策に社会貢献債（JICA債）が位置づけられ，投資家に対しSDGsの意義や機構のSDGsに向けた取組を発信した。（No.9-2参照）
 - TICAD VI，ダボス会議等の国際会議（計4件）や東京サステナブル会議，UNDPとの民間連携セミナー等国内イベント（計26回）で，SDGsへの取組を発信した。
- **ジャパンブランド等を活用したグローバルな展開・発信**：日本の強みや機構の協力コンセプトやこれまでの経験等を活用し，開発途上地域での展開や国際会議での協力成果の発信を行った。
 - **母子保健（母子手帳）**：第10回母子手帳国際会議を主導し，38の国と地域から約400名の参加を得て各国間の優良事例の共有を行ったほか，機構理事長より母子手帳の難民支援の有用性の発信やWHOとの母子手帳の国際ガイドラインの策定を発表した。（No.1-1「保健」参照）
 - **日本の水道事業の経験**：プロジェクト研究の成果を自治体に発信した。（No.1-1「水」参照）
 - **回廊開発**：本邦企業にアフリカの取組を発信した。（No.2-1「運輸交通」参照）
 - **SHEP**：TICAD VI サイドイベントにて，広域展開の進捗・成果や普及ツールの制作発表や，SHEP実施国からの導入事例を発信した。（No.2-1「農業・農村開発」参照）
 - **カイゼン（KAIZEN）**：TICAD VI サイドイベントで，NEPADとカイゼンセミナーを実施し，ジャパ

ンブランドとして作成したパンフレットの配布や支援実績の発信を行った。(No. 2-1「民間セクター開発」参照)

- **防災**：災害多発国としての日本の経験・知見を用いた協力を実施している。(No. 3-1「防災」参照)
- **下水道，廃棄物処理**：自治体の知見を活用した協力を実施している。(No. 3-1「環境管理」参照)
- **理数科教育，みんなの学校，特別活動**：No. 1-1「教育」参照。
- **日本式工学教育**：No. 2-1「高等教育」参照。

(2) 開発途上国政府や様々なアクターと協働したハイレベルの事業成果発信・対話の促進

- **TICAD VI でのハイレベルパネルの開催**：機構理事長の議事進行により，安倍総理，カガメ大統領を始め，4人の国家元首やスティグリッツ教授（コロンビア大学）等を登壇者に迎え，150名が参加した。アフリカの長期的な開発ビジョンである「アジェンダ 2063」に向けて直面する課題と展望をテーマに議論した。理事長はナイロビ宣言に基づいた日本と国際社会の支援実施の必要性を強調した（No. 6-1 参照）。
- **政策対話の機会の活用・発展**：政策研究大学院と共にエチオピア政府と 2009 年より 2016 年までの 2 フェーズにわたって産業政策対話を実施し，政府高官との深い信頼関係の構築や同国でのカイゼンの取組の推進等に貢献してきており，同国の 5 か年計画の策定支援等の成果や政策事例集を取りまとめた。これら成果も踏まえ，投資促進，公共団地開発，輸出振興等に係る実務支援を含めた産業振興プロジェクトとして産業政策対話を開始した。（No. 2-1「民間セクター開発」参照）
- **大臣レベルとの直接対話を通じた地域協力の推進**：日本と中米 5 か国の外交関係樹立 80 年となった 2015 年より，中米統合機構（SICA）の事務総長（大臣レベル）以下，各セクター機関の代表（大臣レベル）との間で直接対話を開始し，5 つの重点分野における地域協力を推進してきた。その結果，物流・ロジスティックスやインフラ気候変動対策への各種の取組が評価され，「中米経済統合プロセスへの貢献・功労者勲章（通称：ジャガー勲章）」が機構に授与された（10 月）。

2. PDCA サイクル強化（項目 No. 19-2 参照）

指標 5-3 総合的能力開発（CD）支援の推進状況

Capacity Development（CD）とは，開発途上国が主体的に個人，組織，社会等の能力を総体として向上させる過程を指し，機構は開発途上国自身の内発性を尊重しつつ開発途上国の CD を側面支援することを重視している。SDGs においてもターゲット 17.9「能力構築」で「開発途上国における効果的且つ目的を絞った能力構築の実施に対する国際的な支援の強化」が求められており，機構の CD 支援に係る知見・経験をいかした事業を展開している。

1. 開発途上国政府主導のキャパシティ・アセスメントの能力向上

- フィジーでは，同国を中心とした周辺国に対する協力を効果的・効率的に展開すべく「南南協力実施能力強化プロジェクト」（2014 年 1 月～2017 年 1 月）を実施し，周辺国のニーズアセスメントによる実施メカニズムやノウハウを蓄積し，研修実施能力の向上を図った。

2. 複数スキームを組み合わせた包括的なプログラム型の能力向上

- ラオスでは，無償資金協力「国道 9 号線（メコン地域東西経済回廊）整備計画」（2011 年～2016 年）を実施するとともに，公共事業・運輸省関係者の道路維持・橋梁維持管理能力の向上を目的とした技術協力「道路維持管理能力強化プロジェクト」（2011 年 9 月～2017 年 9 月）を実施している。同

プロジェクトでは、国道9号線の補修工事等を行うなどして無償・技協の一体的な支援に取り組んでおり、ラオス側関係者間で舗装道路の改修を含む維持管理技術能力の開発・強化が図られた。

3. 戦略的に絞り込んだターゲットに対する能力向上

- 地方開発計画策定・事業実施能力強化（ホンジュラス）：(No. 1-1 「格差是正・貧困層支援」参照)

指標 5-4 三角協力の取組状況

機構は、日本が戦後間もなく南南協力を実践して援助国への道を歩き始めた経験やその有用性から、南南協力を促進する三角協力を長年にわたって実施してきている。SDGsは、南南協力と三角協力を開発途上国の能力構築の効果的手段と位置づけており、特に三角協力は、SDGsの各ゴールへの貢献や、開発途上地域の人材及び資源の活用を通じたナレッジの共有や課題解決策の共創、日本の協力成果の地域やグローバルレベルでの普及・展開、三角協力を携わる国や機関との連携促進等の観点からも、SDGsの達成に大きく貢献しうる。機構は、三角協力を通じて重要な開発課題へ効果的に取り組むとともに、国際場裡において三角協力の重要性を訴えている。

1. 重要開発課題への効果的な取組としての三角協力の活用

- **SDGsへの貢献**:5月に国連が発行した事例集「持続的開発のための南南・三角協力の優れた取組(Good Practices in South-South and Triangular Cooperation for Sustainable Development)」には、SDGsの各ゴールに貢献する世界各国・機関が実施する南南・三角協力の事例が掲載されており、SDGs達成を推進する先進的な取組として、例えば以下の機構の事例が取り上げられた。
 - ゴール2(飢餓をなくす):CARDとネリカ米新興計画プロジェクト
 - ゴール3(保健と福祉):アジア・アフリカ知識共創プログラム「きれいな病院」
 - ゴール15(地上の資源):ケニア「半乾燥地持続的小規模灌漑開発管理プロジェクト」
- **南南協りに携わる開発途上国の能力強化支援**:機構は、パートナーシッププログラムの締結国をはじめ、南南協りに携わる開発途上国の能力強化を支援している。
 - モロッコ:2014年9月から2016年9月までモロッコ国際協力庁に個別専門家を派遣し、同国の三角協力の体制強化を支援した。結果、水産、都市給水、農業分野において、仏語圏サブサハラ・アフリカを中心に三角協力案件の円滑な実施促進に寄与した。
 - フィジー:インドネシア政府による南南協力機関の設立を支援する「南南協力・三角協力能力強化支援プロジェクト」の活動を参考に、2014年1月から2017年1月まで技術協力プロジェクトを実施し、フィジーが行う近隣大洋州諸国を対象とした技術研修の実施を支援した。結果、ニーズ調査やモニタリング・フォローアップ等を含む研修実施マニュアルが作成され、フィジー政府の南南協力の実施能力が強化された。
 - 国連南南協力事務所(UNOSSC)及びブラジル協力庁と共催し、40か国が参加した南南・三角協力実施に係るマネジメント能力強化研修(2015年3月)の報告書が出版された(2017年3月)。

2. SDGs実施における三角協力の重要性に係る国際的な発信(No.6-2参照)

指標 5-5 国別分析ペーパー等の策定実績及び活用促進に向けた取組状況

1. JICA国別分析ペーパー(JCAP)の策定

- 新規に3か国(メキシコ、ドミニカ共和国、チュニジア)のJCAP策定を完了した。企画部が四半期ごとに進捗を密に管理して計画的に策定を進め、新規策定のJCAPに対するSDGsへ貢献する姿勢

に関する記載の追記や他国の好事例の共有等を通じ、内容の充実を図った。

- 新規策定数は累計 52 か国となり、年度計画の目標値（50 か国）を達成した。今後は各国の開発計画・政策の変更、日本政府の国別開発協力方針改訂のタイミングを捉えて改訂する予定。

2. 協力量針検討等における JCAP 活用事例

JCAP 策定を通じた分析や協力の方向性に沿った新規案件の検討を行うため、各案件の検討の際に作成する案件計画調書に JCAP の分析内容との整合性を明記している。また、JCAP の策定作業を通じて、機構内の関係部署や先方機関と今後の方向性に係る協議や意見交換を実施するとともに、外務省との事業展開の方向性に関する検討にも活用している。

- **機構内外との協議を通じた JCAP 改定（モンゴル）**：機構内では本部の関係部署や在外事務所、国際協力専門員と共に計 10 回にわたる協議を課題別を実施した。今後のモンゴルに対する協力で想定される各課題分野の位置づけを確認し、①機構協力の成果・課題のレビュー、②モンゴル政府の政策や開発ビジョンや他ドナーによる協力等に係る動向の把握、③今後の支援方策の検討を行った。また、モンゴル政府の援助窓口（大蔵省）との意見交換や、主要ドナー（世界銀行、ADB、UNDP）とも意見交換を行い、今後の協力の方向性を機構内外の関係者との共通認識を形成した。

指標 5-6 国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用の推進状況

1. 組織全体及び分野・課題別の各種戦略文書における SDGs に向けた対応

- **SDGs ポジション・ペーパー（総括編及びゴール編）の作成**：SDGs 達成への貢献に向けて組織全体で取り組むべく、全在外事務所長を含め機構内で SDGs への取組方針を議論した。同議論を基に SDGs ポジション・ペーパー（総括編及びゴール編）を作成した。
- **SDGs 実施指針策定への貢献**：日本政府の SDGs 推進円卓会議に構成員として参画し、SDGs ポジション・ペーパーを活用しつつ、SDGs 実施指針の施策へ機構が重視する取組を反映した。
- **国・地域レベルの SDGs に係る計画策定支援**：インドネシア政府による SDGs 計画策定支援（SDGs ナショナル・ターゲット・指標の設定、モニタリング・評価メカニズムの構築等）を開始したほか、アフリカ 54 か国をカバーするアフリカ地域持続可能な開発目標センターの活動計画の策定を支援した。

2. 分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用状況

機構は、協力の分野・課題ごとに、開発課題の全体像、業務実施上の留意点や協力の方向性を示すため、「課題別指針」を策定している。2016 年度は、新たに 3 分野・課題（運輸交通、都市・地域開発、市民参加）の指針を改訂した。累計で 35 件の指針を策定し、外部公開している。

また、課題別指針の対象課題のうち、特に重要な課題・分野への機構の協力の基本方針を対外的に示すため、簡潔なポジション・ペーパーを作成している。2016 年度は、2 分野・課題（気候変動対策、スポーツと開発）及び SDGs 全体および 9 つのゴールについてポジション・ペーパーを作成した。

- **TICAD VI に向けた栄養分野での取組**：栄養改善に係る国際潮流や各種イニシアティブ、研究成果等を参考に、アフリカにおける栄養改善の取組方針を「IFNA 宣言」としてまとめ、TICAD VI にて公表した。また、主要ドナー等の取組事例より IFNA モデル事業を取りまとめ、機構ウェブサイトで公開した。（No. 1-1「格差是正・貧困層支援」参照）

指標 5-7 機構内のナレッジマネジメントの推進に向けた取組状況

機構は、援助機関としての専門性と事業構想力を強化すべく、事業や調査研究等から得られた知見、教訓をナレッジとして蓄積し、それらの活用を図る「ナレッジマネジメント」を推進している。また、新たに策定された世界共通の目標である SDGs について、機構内の理解促進を図ると共に、同目標への貢献を最大化すべくナレッジの共有・蓄積を進めている。

1. 職員の基礎力向上・専門性向上

- SDGs の職員等の理解促進：SDGs の職員等の理解を促進するため次のような研修を実施した。
 - コアスキル研修 JICA アカデミー「SDGs への取組」：職員等延べ 100 名が受講
 - 在外事務所ナショナルスタッフ向け SDGs 勉強会：計 3 回、50 拠点、330 名参加
 - SDGs ポジション・ペーパー策定に伴う機構内説明会：計 6 回、52 拠点、280 名参加
 - 大学との人事交流職員・OB 連絡会での説明会：計 1 回、17 名参加
 - 民間連携事業と SDGs に関する説明会の実施：計 3 回、170 名参加
 - SDGs 策定プロセスに参画した外部有識者（慶應義塾大学蟹江教授）による講演会（6 月）：50 名参加
- 職員向け啓発セミナーの開催（障害者支援）：(No. 1-1「格差是正・貧困層支援」参照)
- 国際機関との連携による職員向け勉強会：世界土地ドナーグループの土地ガバナンスに係る取組として実施している課題別研修「合理的・持続的な農地利用」の講師として USAID、ドイツ国際協力公社 (GIZ) 及び FAO の有識者が来日した機会を捉え、機構職員向けのナレッジ勉強会を開催した。

2. 機構のナレッジの創造・共有・活用

- 2013 年度からナレッジの創造・共有・活用の推進や対外発信の強化、職員の専門性強化などを目的に 19 分野・課題でナレッジマネジメントネットワーク (KMN: Knowledge Management Network) を設置して活動している。KMN のマネージャーを集めた定期連絡会を年 10 回開催し、SDGs に係る各 KMN での取組事例等を共有・討議した。主だった事例は以下のとおり。
 - SDGs の指標に関する国際的な議論の参画：防災分野における「仙台防災枠組 2015-2030」に関する指標・用語集ワーキンググループでの機構主導による議論の経緯・進捗や、各国の統計整備状況や将来の活用展開、上記ワーキンググループと SDGs 指標の統計委員会との連携上の課題等を機構内で共有した。
 - 国際協力の心理学：日本人専門家がカウンターパートや普及員、対象農家等に取り組んだ「モチベーションを高める工夫」を SHEP アプローチの「動機づけ理論」を題材として心理学的観点から分析・考察し、形式知化した取組を機構内で共有した。(No. 2-1「農業・農村開発」参照)
- KMN メンバー 577 名（10 月 1 日現在）を組織内で公開し、照会・相談しやすい体制を整えた。

3. JICA ナレッジサイトでの SDGs 及び開発資金に係るタイムリーな情報共有

- 機構の課題別指針、ポジション・ペーパー、案件情報、KMN 作成情報等をデータベース「ナレッジサイト」を通じて機構内外に公開し、組織全体でのナレッジの活用だけでなく、外部に対する情報発信を推進している。2016 年度は新たに 930 件のコンテンツを掲載した。

指標 5-8 現地 ODA タスクフォースにおける知見・経験・情報の共有状況

現地 ODA タスクフォース及び本邦企業・NGO 等も含めた拡大現地タスクフォースに積極的に参加し、機構の事業等を通じて得られた情報をタスクフォースメンバーに共有した。また、日本の援助の戦略

性・予見性・効率性の向上に貢献すべく、現地 ODA タスクフォースを核とした様々な活動を実施した。

- **アフリカ地域の回廊計画**:2015 年度に開催した西アフリカ成長リング回廊戦略的 M/P をテーマとした拡大 ODA タスクフォース（周辺 4 か国を含めた日本大使館，JETRO，民間企業等による参加）をフォローする形で、西部アフリカ地域成長リング回廊を含むアフリカ地域の回廊計画に係るセミナーを実施した（2017 年 1 月）(No. 2-1「運輸・交通」参照)。ガーナでも、当該回廊計画に係る意見交換を目的に、民間企業を含めた拡大 ODA タスクフォースを開催した（2017 年 2 月）。
- **現地 ODA タスクフォース遠隔セミナーの実施**:外務省と共同で、現地 ODA タスクフォースの機能向上を目的とした取組も促進している。TV 会議システムを用い、教育分野の官民連携の事例共有や女性の活躍推進のための開発協力を取り上げ、民間企業や有識者も招くなどして先進的な取組を共有した。この結果、各国事業における民間連携推進の一助となった。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

以下の点について、今後の取組を期待したい。

• SDGs を含めた国内外の政策等への効果的な貢献に向けて、JCAP や、事業計画作業用ペーパー、分野課題別のポジション・ペーパー、ジャパンブランド等協力方針の策定・改訂及びそれを活用した、構想力の一層の強化。

<対応>

• SDGs ポジション・ペーパー（総括編及びゴール編）を策定・公開し、それに基づく事業の形成・実施を促進することで、国際的な公約への効果的な貢献に向けた構想力を強化している。また、日本政府の国別開発協力方針等を踏まえて JCAP や事業計画作業用ペーパーの作成・更新を行うことにより、国内の各種政策とも整合的な協力方針となっている。今後、各国の開発計画・政策の変更、日本政府の国別開発協力方針改訂といったタイミングを捉えて適時改訂していくとともに、栄養分野における IFNA 立ち上げのような構想力の強化に資する取組を、他分野においても一層推進していく。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成していることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、SDGs 達成に向けた機構全体及び各ゴールに対応した協力方針の策定や各国の現況分析をいち早く実施し、プログラム・アプローチ等による戦略的な事業形成を推進する等、日本政府の SDGs 実施指針策定や外交政策の形成立案と実施に大きく貢献した。また、国内外の新たなステークホルダーと関係を構築し、SDGs 達成に向けた構想力発揮に必要な体制をより一層強化した。さらに、相手国政府や国際機関とのこれまでの連携関係を基盤とした戦略的な取組を行った結果、今後に向けた発展的な活動や対外的な受賞にも結実するなど、以下のような成果を上げた。

1. 戦略性の高いプログラム形成に向けた取組

外務省－機構間で 116 か国分の事業計画作業用ペーパーを検討し、160 の「強化プログラム」を中心に今後の事業展開の方向性を深化させた。また、技術協力と資金協力を組み合わせたプログラム・アプローチを継続、推進した。

➤ 7 月に政権交代のあったモンゴルでは、外務省の国別開発協力方針の改正に合わせて行った

JICA 国別分析ペーパー（JCAP）の改訂を通じ、機構より提案した新たな協力方向性（案）が、「日本とモンゴルの中期行動計画（2017－2021年）」の内容に反映された。

- 栄養分野の戦略的強化に向けて、「栄養改善事業推進プラットフォーム」及び栄養改善イニシアチブ（IFNA）の立ち上げに主導的な役割を果たし、国際的な栄養改善に貢献するための事業推進体制を構築した。
- 高速鉄道建設事業（インド）では、事業の開発計画策定や基準検討といった支援に加え、中長期的な観点から不可欠と考えられる高速鉄道の運用等に関する人材育成や日印の協力体制構築にも留意し、技術協力等の各種スキームを戦略的に活用する創意工夫を行った。

2. 事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組

機構全体および SDGs の各ゴールに対応したポジション・ペーパーをいち早く策定・公開し、SDGs 達成に向けた取組の発信や SDGs の理解促進に取り組んだ。また、回廊開発や SHEP、カイゼン等の協力コンセプトを TICAD VI サイドイベント等で発信した。

- 新たな業界との協力関係も構築しつつ、産学官や市民社会との情報・意見交換や SDGs 実施指針の具体的施策に位置付けられた JICA 債の活用を通じ、SDGs や SDGs 達成に向けた機構の取組等の理解促進に広く取り組んだ。
- TICAD VI やダボス会議等の国際会議で SDGs に係る機構の取組を発信した。TICAD VI では、機構理事長の議事進行により、4 人の国家元首やスティグリッツ教授（コロンビア大学）等を登壇者に迎え、ハイレベルパネルを開催した。
- 第 10 回母子手帳国際会議を主導し、機構理事長より母子手帳の難民支援での有用性や WHO との母子手帳の国際ガイドライン策定について発信するとともに、各国の優良事例を共有した。
- エチオピアでは、これまでの産業政策対話の成果や政策事例集を取りまとめ、投資促進や輸出振興等に係る実務支援を含めた産業政策対話を新たに開始した。
- 中米統合機構（SICA）事務総長等との直接対話を通じた中米地域での協力が評価され、「中米経済統合プロセスへの貢献・功労者勲章（通称：ジャガー勲章）」が機構に授与された。

3. 総合的能力開発（CD）支援の推進、三角協力の取組

SDGs 達成に貢献するものとして、各事業で具体的な取組や国際的な発信を推進した。

- 国連が発行した事例集「持続的開発のための南南・三角協力の優れた取組」にて、SDGs に貢献する南南・三角協力の事例として、CARD やきれいな病院等の機構の協力事例が取り上げられた。

4. 国別分析ペーパー等の策定及び活用促進

JCAP は累計 52 か国分の策定を完了した。また、新規に策定した JCAP においては SDGs への貢献の視点を盛り込む等、内容の充実を図った。

5. 国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用

SDGs 全体及び各ゴールに対応したポジション・ペーパーを策定した。また、新たに 3 分野・課題の課題別指針や 2 分野・課題のポジション・ペーパーを策定した。新たな課題への対応として、アフリカにおける栄養改善の取組方針を「IFNA 宣言」として取りまとめ、TICAD VI で発信した。

- 日本政府の SDGs 推進本部による SDGs 実施指針作成に際し、SDGs 推進円卓会議の構成員として指針の本文及び付表（施策）の作成過程に貢献した。
- 開発途上国の SDGs 目標の作成支援（インドネシア）、アフリカ 54 か国を対象とするアフリカ地域持続可能な開発目標センターの活動計画策定支援等の先進的な取組を行った。

6. 機構内のナレッジマネジメントの推進

ナレッジマネジメント・ネットワーク（KMN）や職員等を対象とする研修を通じ、SDGs 達成に向けた機構内の取組を推進した。

- ▶ SDGs 達成に向けて今後重要な取組となる SDGs の指標の策定に係る議論への参画（防災）に係る取組事例を KMN で共有・討議した。

7. 現地 ODA タスクフォースにおける知見・経験・情報の共有

現地 ODA タスクフォースや拡大現地タスクフォースに積極的に参加し、アフリカ地域の回廊開発にかかるセミナー等の開催などを通じ、機構の事業等から得られた情報を共有した。

<課題と対応>

SDGs への貢献を明確化する等、事業構想力をより一層強化するため、SDGs に係るポジション・ペーパーを活用し、重点的に取り組む協力プログラムの選定と実施を行い、その内容・成果の国際的な発信に取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

戦略性の高いプログラム形成に向けた取組については、各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウや、相手国政府との対話等から得られる情報の蓄積を有する機構の強みを生かし116か国分(当初計画：110か国分)の事業計画作業用ペーパーを作成し、事業展開の戦略性と予見性の向上を図った。2016年7月に政権交代のあったモンゴルについては、外務省の国別開発協力方針の改正に合わせて JICA 国別分析ペーパー (JCAP) を改定し、外務省とも内容の摺り合わせを実施したことで、改訂 JCAP に記載された新たな協力の方向性のうち農牧業振興、環境に優しい安全な都市の開発、地域開発政策・戦略の強化等が、今後5年間の日・モンゴル関係のロードマップとなる新たな中期行動計画である「戦略的パートナーシップのための日本・モンゴル中期行動計画 (2017-2021年)」に反映された。また、高速鉄道建設事業 (インド) において、2020年までの高速鉄道研修所の設立に向けた研修プログラム等の策定に着手したことに加え、インド鉄道省若手職員に対する本邦研修プログラムを提供する等、技術協力と資金協力を効果的に連携させたことが、事業の戦略性の強化に係る取組として高く評価される。

事業成果の発信と教訓のフィードバックの強化に向けた取組については、JICA 債が日本政府の SDGs 実施方針の具体的施策となったことを通じて SDGs や SDGs 達成に向けた機構の取組等の理解促進に広く取り組んだこと、SICA 事務局長との直接対話の機会を捉えて適切な事業成果の発信がなされたことがジャガー勲章授与に繋がったこと、エチオピアにおけるこれまでの産業政策対話の成果等を取りまとめた結果、投資促進や輸出振興等に係る実務支援を含めた産業政策対話が新たに開始されたことが、適切な事業成果の発信の成果として評価される。

総合的能力開発 (CD) 支援の推進、三角協力の取組については、CARD やきれいな病院等の機構の協力事例が、国連が発行した優良事例集において取り上げられた点に留意する。

国別分析ペーパー等の策定実績及び活用促進に向けた取組については、国別分析ペーパー策定数が年度計画目標値の累計50か国に対し、52か国を達成し、事業の戦略性強化に繋がった。

国・地域及び分野・課題別の分析・実施指針等の策定・活用については、SDGs 達成に向けた対応として、全在外事務所長を含めた機構内での SDGs への取組方針を検討し、ポジション・ペーパーを作成・タイムリーな対外発信を行った。また、日本政府の SDGs 推進円卓会議に構成員として参画し、前述のポジション・ペーパーも活用しつつ、機構が有する知見やノウハウを提供することで、SDGs 推進本部による SDGs 実施指針作成に貢献したことを高く評価する。また、アフリカにおける栄養改善の取組方針を「IFNA 宣言」として取りまとめ、TICAD VI における日本のリーダーシップ発揮に貢献した。

以上を踏まえ、評価指標の目標を達成し、またプログラム・アプローチの推進等による案件の戦略性や質の向上に向けた取組に加え、SDGsを始めとする国内外の政策・方針の作成に機動的に貢献し、TICAD VI における IFNA 宣言に係る取組や、機構債を通じてマーケット関係者からの関心を集める等、効率的な対外発信に取り組んだことで、我が国の開発協力効果の拡大に貢献していることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られたと認め、「A」評価とする。

<今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)

SDGs の実施に貢献するため、これまでの事業から得られた教訓や知見の集積・分析に一層取り組むとともに、策定した SDGs の取組方針 (ポジション・ペーパー) も活用し、事業構想力を一層強化していくことが期待される。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

・SDGs 全体と各ゴールに対応して、SDGs ポジション・ペーパーが内外関係部署の職員 (在外を含む) の意見をふまえて起草され、理事会での審議・承認をへてタイムリーに对外公表されたことは評価に値する。なお、SDGs と関係づけて、ソーシャルボンドとしての JICA 債をアピールし、JICA の存在感を内外で高めていくことも今後、一層重要になる。投資資金の使途と効果を透明性高く開示することは不可欠であり、SDGs 時代をチャンスとして、JICA 債・広報・事業評価・民間連携を横串でつなぐ戦略性ある包括的な取組を今後、期待したい (No. 22 とも関連)。一方、160 の「強化プログラム」については、各事業を束ねて着実に政策レベルを調整、相手国の政策担当者と協議していく体制を構築してほしい。Pp. 84-86 の事例 (インド、ミャンマー、ウガンダ、ガーナ、エチオピア等) に対応する戦略性あるプログラム策定・実施や政策インパクトある取組を増やしていけるよう、引き続き努力いただきたい。途上国の現場での政策インパクトを高めるために、専門性を磨いた JICA 中堅・シニア職員の活用を含め、政策レベルの調整・プログラムマネジメントを担える人材の育成・配置に取り組んでいただきたい。このように継続的な課題はあるが、SDGs 実施元年として注目すべきイニシアティブもとられたところ、評価「A」は妥当と考える。

・インド高速鉄道が、果たして構想力強化に適したものであるか、大いに疑問が残る。この構想はトップ・セールスで決まったもので、日頃のマスタープランなど JICA 本来のプロジェクト発掘能力が反映されているとは思えない。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|----------------------|--|
| No. 6 | 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献 |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱, 平成 28 年度開発協力重点方針, 国際保健外交戦略, 平和と健康のための基本方針 |
| 当該事業実施に係る根拠 (個別法条文等) | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|---------------------------------|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 主要なアウトプット (アウトカム) 情報 | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| ◎役員等が重要な国際会議・イベント等でスピーチ, 登壇した回数 | 16 | 20 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| ◎中国・韓国・タイ等との定期協議や関連会議参画数 | 8 | 7 | 4 | 5 | 10 | 11 | 11 |

◎2016 年度計画の評価指標

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標 |
|---|
| <p>中期目標</p> <p>2. (2) (イ) 事業構想力の強化</p> <p>(ii) 国際社会と我が国の共同利益の実現に向けて, 地球規模課題の解決やそのための意識向上に積極的に関与するとともに, 国際社会の議論のリードに貢献する。また, 国際社会と足並みを揃えつつ, 我が国が主導する援助政策・アプローチを広め, 我が国の存在感を高めるため, 国際機関, 新興ドナーといった国際社会のパートナーとの連携を進める。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>1. (2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献 (第一段落は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>具体的には,</p> <ul style="list-style-type: none"> ● より効果の高い援助の実現に向け, 機構がこれまでの経験から蓄積している効果的なアプローチ等の知見を国際社会において幅広く共有し, 国際援助潮流, 各地域・国の支援方針づくり等に主要メンバーとして参画するとともに, 地域・国毎の援助協調を更に進めるよう努め, 地球規模課題等の課題解決に寄与する。 ● 新興ドナーとの戦略的なパートナーシップを強化し, 三角協力を推進するとともに, 援助協調の枠組への橋渡しを行う。 ● プログラムや個別案件レベルにおいて, 国際機関等の他機関との連携を推進する。 |
| <p>年度計画</p> <p>1. (2) 事業構想力・情報発信力の強化</p> <p>(ロ) 国際社会におけるリーダーシップの発揮への貢献</p> <p>① 国際援助潮流の形成に参画し, 機構の経験や開発課題へのアプローチ等の知見を国際社会に対して幅広く発信する。特に, 2015 年 9 月に合意された SDGs の実施, 開発資金及び 2016 年度に予定されている主要国際会議 (例: 世界人道サミット, TICAD VI, ハビタット 3) における議論に貢献する。</p> <p>② 新興ドナーとの連携を促進するとともに, 機構の教訓や知見の共有 (アウトリーチ) を進める。また, 機構の経験をいかして南南・三角協力に関する国際的な議論に貢献する。</p> <p>③ 他ドナー, 国際機関との定期協議を通じ, プログラムや個別案件レベルでの連携を推進するとともに, 国際的な開発課題へのアプローチについての連携を強化する。</p> |
| <p>主な評価指標</p> <p>(定量的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員等が重要な国際会議, イベント等でスピーチ, 登壇した回数: 16 件 ・ 中国, 韓国, タイ等との定期協議や関連会議参画数: 8 件 |

3-2. 業務実績

指標 6-1 国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組状況

1. 主要会議における議論への貢献

(1) 世界人道サミット

5月にトルコ・イスタンブールで開催された世界人道サミットには55か国の国家元首等を含む173か国約9,000人が参加し、機構からは理事長等が参加した。

- **サイドイベント「人道支援と開発援助の連携」**: デンマーク、UNHCR、UNDP等と共に、機構理事長がパネリストとして登壇し、「人間の安全保障」の理念の下で難民・国内避難民問題を最重要課題の一つとして取り組んでいる点を強調し、開発援助機関の一層の関与のため、難民・国内避難民を受入国の開発アクターとして捉えて教育・就労機会を付与する重要性等を訴えた。
- **成果文書への貢献**: 機構の研究成果やプロジェクト研究等を基に、人道支援と開発援助のより良い連携実現のための共同宣言及び機構の事業を含む連携事例集が成果文書として発表された。

(2) TICAD VI

8月にケニア・ナイロビでの開催を主導したTICAD VIには、アフリカ53ヶ国の代表等11,000人以上が参加した。機構からは理事長、理事など計200人が参加し、18件のサイドイベントを主催し、アフリカ諸国・国際機関等と31件の面談を実施した。TICAD VIを踏まえた具体的な支援策として、①AfDB協調による最大33億米ドルの融資、②ABEイニシアティブの継続、カイゼン・イニシアティブ等による産業人材の育成、③UHCの推進、IFNA等保健分野での協力等を実施していくこととなった。

- **ハイレベルパネルの開催**: 「Africa, toward 2063 and beyond」では、安倍総理、カガメ・ルワンダ大統領、サーリーフ・リベリア大統領、アデシナ AfDB 総裁、スティグリッツ教授（ノーベル経済学受賞者）等を登壇者に迎え、アフリカ経済の構造転換と多様化や若者と女性の教育とエンパワーメント等について議論した。機構理事長は、ナイロビ宣言に基づいた日本と国際社会の支援実施の必要性を強調した。(No. 5-2 参照)
- **サイドイベントの開催**: 電力開発、市場志向型農業振興、貿易活性化、UHC、食糧安全保障と栄養改善、科学技術協力、平和と強靱性、砂漠化対処、アフリカ開発における日本企業の役割等のサイドイベントを開催し、それぞれにおいて機構の取組等を発信した。

(3) ハビタット3

10月にエクアドル・キトで開催されたハビタット3には167か国以上の代表、200以上の主要都市の長など約36,000人が参加した。機構からは、理事、チーフエコノミスト等が参加し、3件のサイドイベント（「持続可能な都市開発への投資」、「持続可能で包摂的かつ強靱な居住に関する国土計画・地域計画」、「都市における包摂的成長と持続可能な開発に関する質の高いインフラ（機構・国交省共催）」）に登壇して機構のM/P策定や先方機関のCDに向けた協力事例を紹介しつつ、長期的な視点に基づく都市開発の意義や地域特性をいかした地方都市の発展に向けた協力戦略をアピールした。

2. 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」実施モニタリングへの貢献

- **SDGs 実施指針策定への貢献**: 日本政府のSDGs推進本部会（5月設置）の下で開催されているSDGs推進円卓会議に、機構は他省庁等と共に構成員として参加した。日本政府及び機構の重点課題であるUHC、IFNA、産業人材育成、質の高いインフラ、防災、エネルギー、官民連携等の施策に対し、機構の開発協力の知見に基づくインプットを行い、SDGs実施指針の策定に貢献した。
- **SDGs のグローバル指標検討への貢献**: SDGs のグローバル指標を検討する専門家グループ

(IEAG-SDGs6) によるオープン・コンサルテーション (10 月) に先立ち、ジェンダー及び保健 (UHC) 分野に係る指標案に係る日本政府コメント作成を支援した。また、IEAG-SDGs 第 4 回会合 (11 月、ジュネーブ) における総務省の対処方針案や発言要領作成に外務省と共に協力した。

- **開発途上国の SDGs 実施・モニタリングへの貢献**：インドネシアの SDGs の計画・運営推進に関する情報収集・確認調査 (2017 年 1 月～2018 年 3 月) を開始した。調査を通じ、同国の SDGs ナショナル・ターゲット及び指標を提案するとともに、ターゲットや指標達成のための同国の政府関係機関の計画・モニタリング体制構築を支援する。
- **アフリカ地域持続可能な開発目標センターへの貢献**：アフリカ 54 か国による SDGs の目標達成に向けて設立された独立・非営利の国際機関「アフリカ地域持続可能な開発目標センター (SDGC/A)」の開所式では、機構がカガメ・ルワンダ大統領等と共に基調講演に登壇した。開所式には国連副事務総長やアフリカ各国の閣僚級や国際機関関係者等約 200 名が出席した。機構より、SDGC/A に対する期待や、機構のアフリカ地域における SDGs 達成に向けた協力方針を発信した (2017 年 1 月)。

3. 開発資金の議論への貢献

- **DAC 統計作業部会への貢献**：OECD/DAC における、ODA を中心とした開発資金の統計方法を改善するための議論では、機構審議役 (7 月会合での承認を受け、フランス事務所長が後継) が DAC 統計作業部会副議長として、事務局や他メンバーと共に意見の取りまとめや議論の促進を行った。
- **日本政府の対応方針への貢献**：DAC 統計作業部会関連会合 (7 月, 11 月, 2017 年 2 月), DAC シニアレベル会合 (10 月), 民間セクターツール (PSI) に係る DAC-ECG 合同会合 (11 月), PSI に係るタスクフォース会合 (2017 年 1 月, 2 月) では、日本政府へのインプットや会合への参加を通して、日本の ODA が適切に評価・計測されるべく議論に貢献した。これら会合の間にも、DAC 事務局や各国との電話会議等に参加し、日本政府と共に日本の対応について協議を行った。

4. 日本の重点開発課題や機構の経験・アプローチ等の国際社会への発信

(1) 質の高いインフラ

- **アジア開発銀行 (ADB) との「質の高いインフラ・パートナーシップ」に係る連携**：(No. 14-5 参照)
- **米州開発銀行 (IDB) との連携** (No. 14-5 参照)：機構が後援した IDB 主催の日本ーラ米ビジネスフォーラム (2017 年 1 月) では、機構理事が「質の高いインフラ投資」セッションに登壇し、インドのデリーメトロやパナマのモノレールの事例を基に、質の高い成長を実現するための重要な要素としての質の高いインフラ投資について説明した。IDB との関連共同研究や民間投資を促すための機構の支援メニューについても紹介した。
- **アフリカ開発銀行 (AfDB) と連携した発信**：AfDB 年次総会 (5 月) では、JETRO, JBIC, AfDB と共催したサイドイベント「AfDB-Japan Forum」に機構から登壇し、アフリカのリフトバレーの地熱開発やエジプトの風力・太陽光案件等を紹介し、効率の高い発電・送電の重要性を訴えた。
- **世銀と連携した発信**：世銀と日本政府が共催した国際会議「『質の高いインフラ投資』を通じた持続可能な開発」(2017 年 2 月) では、機構理事等が登壇し、タイ「未来型都市持続性推進プロジェクト」を事例とした国全体のバランスのとれた開発の必要性や、ASEAN 連結性やアフリカ経済回廊開発を事例としたインフラ整備と併せた技術支援の重要性を発信した。

⁶ SDGs 指標に関する様々な機関や専門家から構成されるグループ (Inter-Agency and Expert Group on SDG Indicators)。

(2) 保健・ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ (UHC)

- 2016年 IMF・世銀春季会合 (4月), UHC in Africa の立上げの主導 (8月, TICAD VI), 第10回母子手帳国際会議 (11月) : (No. 1-1 「保健」 参照)

(3) 防災 (No. 3-1 「防災」 参照)

- 防災グローバル・ターゲットに係る議論への貢献 : 防災グローバル・ターゲットに関する指標・用語集ワーキンググループ会合 (11月, ジュネーブ) に機構専門員等が参加し, 日本政府と共に「仙台防災枠組 2015-2030」のグローバル・ターゲットとの関連性や, 指標データの有無と実効性等に関する議論をリードし, 36のグローバル指標の合意に至った協議に貢献した。
- 世銀東京防災ハブとの連携 : 世銀東京防災ハブが実施する一連の防災セミナーに機構より講演者やディスカッサント等として参加し, 機構の防災分野の取組を発信した (4月, 7月, 12月)。また, 世界津波の日シンポジウム「ジェンダー・多様性の視点からの復興をめざして」を共催し, 将来の災害への備え・予防を見据えた未来的志向の議論に貢献した (11月)。

(4) 難民

- 2016年 IMF・世銀春季会合 (4月) : 戦後最大の難民・避難民数を背景とした難民問題への貢献策として, 日本政府は最大 1,000 億円の円借款や国際金融公社 (IFC) の中東・北アフリカファンドへの機構を通じた出資を発表した。これら発表内容に必要な調整とインプットを行い貢献した。(No. 14-6 参照)
- 国連総会 (9月) : 「難民及び移民に関するサミット」及び米大統領主催「難民に関する指導者サミット」で, 安倍総理は総額 28 億ドルの人道・自立支援及び受入国・コミュニティ支援 (青年海外協力隊員によるシリア難民の子ども達の支援, 今後 5 年間で最大 150 名のシリア人留学生及び家族の受入等を含む) を発表した。これら内容の各種調整と日本政府へのインプットを通じて貢献した。

(5) ジェンダー (No. 18-1 参照)

- 国際女性会議 WAW!2016 (12月) : 機構理事長がハイレベル・ラウンドテーブルに登壇し, 会合全体の概要や提言に機構からの訴えが反映された。
- TICAD VI サイドイベント (8月) : 「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントが平和な社会を創る」と題するイベントで機構理事長が挨拶やモデレーター・パネルを務めた。

(6) 持続可能な都市開発 (No. 2-1 参照)

- 欧州開発デー (6月, ブリュッセル) : 「持続可能な都市への取組」セッションに機構から登壇し, 日本の戦後の高度成長期の経験や機構の取組を踏まえ, 復興支援においては国民の信頼の醸成が重要であるとともに, 土地という資産を都市経済にいかすことの重要性を訴えた。
- ハビタット 3 (10月) : (上記 1. (3) 参照)

指標 6-2 新興ドナーとの戦略的対話や連携に向けた取組状況

1. 韓国, 中国及びアジア等のドナーとの連携推進

- アジアドナー 4 者協議 : タイ周辺国経済開発協力機構 (NEDA) ホストのアジアドナー 4 者協議 (機構, 中国輸出入銀行, 韓国輸出入銀行・対外経済協力基金 (EDCF)) に参加し, 「東南アジアにおける持続可能な開発と包摂的な成長」のテーマの下, 各機関の取組を紹介した。4 機関間での業務戦略や取組の意見交換の有益性, また中長期的な連携模索の場としての意義を改めて確認した。

- **韓国**：12月にEDCFと定期協議を行い、アフリカ開発、環境社会配慮、民間セクター開発、開発資金等に係る議論を行った。韓国国際協力団（KOICA）との定期協議は次年度に延期された。
- **中国**：12月に中国輸出入銀行がホストとなり北京にて開催された定期協議において、「インフラ投資におけるリスク評価」、「借入国の債務持続可能性分析」、「グリーンファイナンス」、「インフラファイナンス手法」をテーマとした発表や意見交換を実施した。中国輸出入銀行からは多くの職員が参加し、意見交換を前向きに評価していた。また、中国開発銀行とも意見交換を行った。

2. 機構の教訓や知見の共有（アウトリーチ）の推進

- **NEDAのキャパシティ・ビルディングへの協力（タイ）**：「日メコン連結性強化イニシアティブ構想」を踏まえ、機構とNEDAがメコン地域の発展にさらに貢献していくため、NEDAの能力強化への協力を含めたパートナーシップ合意書を締結した（7月）。ミャンマー政府機関向けのODAローンセミナーにNEDA職員を招待した（11月）ほか、NEDAが周辺国の関係省庁に対して実施した研修セミナーで機構専門家が道路事業を中心としたリスク管理に係る講師を務めた（12月、バンコク）。
- **援助実施機関設立支援（カザフスタン）**：カザフスタンの開発援助機関設立に向け、日本のODAや機構の組織や事業の仕組みをODAスキームセミナー等で技術移転した。11月の日カザフスタン共同声明では日本政府、カザフスタン、UNDPの三者が開始した同機関によるパイロット・プロジェクトのアフガニスタン女性自律支援プロジェクトを含め、同機関の発展や中央アジア諸国及びアフガニスタンの社会・経済的支援に係る事業への助言や技術支援を日本政府が行うことが表明された。

3. 南南・三角協力の推進

- **三角協力に関する国際会議（5月、リスボン）**：OECD、国連、各国からの開発関係者約100人が集まる中、機構が基調講演や発表を行い、過去の事例等を踏まえつつSDGs実施における三角協力の重要な役割を指摘した。SDGsやアディスマベバ行動計画において三角協力が言及される中、三角協力の意義が改めて確認されると共に、特に実績を多く持つ機構等の取組が目立つものとなった。
- **南南協力EXPO（11月、ドバイ）**：「開発協力局長級ハイレベル会合」を国連南南協力事務所（UNOSSC）及びザイド国際環境財団と共催した（11月）。理事からSDGs達成に向けた三角協力の役割と機構の取組、機構専門家がインドネシアの南南・三角協力能力強化プロジェクトを紹介した。複数国が機構の事業に言及する等、本分野での機構の存在感の高さが改めて確認された。
- **「効果的な開発協力に関するグローバル・パートナーシップ第2回ハイレベル会合」（11月～12月、ナイロビ）**：OECD、カナダ、メキシコとサイドイベント「SDGs実施のための三角協力のスケールアップ」を共催し、機構の三角協力事業を通じたスケールアップの成功事例等を発信し、南南・三角協力における機構の存在・役割を改めて高める機会となった。

指標 6-3 国際機関等他機関との事業実施における連携推進に向けた取組状況

1. 開発金融機関との連携の推進

(1) 国際開発金融機関

- **世界銀行グループ**：両機関長出席の下でハイレベル対話を開催し、6つのテーマについて理事・副総裁レベルの連携協議を実施し（5月）、TICAD VIでの発信や中東・北アフリカ地域安定化に向けた連携等を合意した。また、春季会合及び年次総会に理事等が参加し、サイドイベントに登壇するとともに、地域・課題を担当する世銀幹部との各地域に係る連携協議を実施した（4月、10月）。
- **ADB**：年次総会（5月）で理事等が2件のサイドイベントに登壇するとともに、ADB幹部と連携協議を

実施した。また、「ハイレベル・リトリート」(11月)を実施し、「質の高いインフラ・パートナーシップ」に係るソブリン案件候補リストに合意し、ノンソブリン連携、中央アジア支援、ADBの次期長期戦略案等を協議した。南アジア地域のみを対象としたリトリートも実施した(12月)。

- **IDB**：理事等が年次総会に参加し(4月)、協調融資枠組み(CORE)拡大の署名を行うとともに、IDB幹部との面談による個別の連携協議を実施した。11月にはIDB主催の日本ーラ米ビジネスフォーラムに理事長及び理事が登壇し、質の高い成長を目指したIDBとの連携推進を説明した。
- **AfDB**：日本政府及びAfDBとの協議の結果「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ」第3フェーズ(EPSA3)が合意に至り(8月)、機構は今後3年間で15億ドルを目標とした資金協力を実施していくこととなった。また、年次総会でAfDB-Japan Forumを共催するとともに、登壇により質の高いインフラの事例等を紹介した(5月)。
- **イスラム開発銀行グループ(IsDB Group)**：年次総会に参加してセミナーで機構の交通回廊分野の事例を紹介するとともに、パレスチナ及びパキスタンの協調案件について協議した(5月)。

(2) 国際開発金融クラブ(IDFC)

- 23の先進国、新興国、地域開発金融機関からなる国際的なネットワークであるIDFCの副議長兼運営委員会メンバーを機構は務めており、IDFCの活動を牽引している。複数の関連定期会合(5月、9月、10月、2017年2月)に参加するとともに、気候変動に関する取組(IDFC気候資金報告書の作成等)、持続可能な都市開発に関する取組(ハビタット3のサイドイベント参加)に積極的に貢献した。また、IDFCを通じ、機構の先進的な取組(ソーシャルボンドの発行、イスラム民間開発公社との連携によるヨルダン政府のスクーク発行)を積極的に発信し、国際金融機関における機構の存在感向上を図った。

2. 他ドナー等との連携の推進

(1) 国際機関

- **UNDP**：定期協議(7月)では、連携深化に向けた共通課題(SDGsの実施、世界人道サミットのフォロー、ジェンダー、法の支配)や各地域における連携事業を協議し、今後1年間のフォローアップ事項をまとめた。また、両機関長間の面談(2回)や理事・局長レベルの面談(3回)を行い、特にアフリカ・中東地域及び南南協力の連携に係る意見交換を進めた。定期協議のフォローアップとして、米国・ニューヨークで法の支配に関するイベントを共催(12月)し、機構の取組を紹介した(No.2-1「法整備支援」参照)。また、TICAD VIではサイドイベント3件を共催した。
- **UNHCR**：UNHCR執行委員会のソマリアの人道援助に関するサイドイベント(10月)では、機構の当該地域における取組を紹介した。11月には、「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」の合意文書を締結した。UNHCRとの連携のもと、今後5年間に最大100人の留学生を受け入れ予定である。また、同月に出向者の派遣取極を更新し、両機関で6代目の出向者が勤務を開始した。加えて、両機関長間の面談(2回)、理事・副高等弁務官間の面談(1回)を通じ、人道と開発の連携、難民支援の方向性、中東・アフリカ情勢等に係る意見交換を行った。
- **OECD**：日本のOECD開発センターへの16年ぶりの復帰の機会を捉えて外務省・OECD開発センターが共催した国際セミナー「グローバルな開発潮流と新興アジアの課題 開発センターの知見を生かして」では、機構理事長が基調講演を行い、日本とOECDの協力関係の強化に貢献した。

(2) 二国間ドナー

- **フランス開発庁(AFD)**：日仏政府による「アフリカにおける持続可能な開発、保健及び安全のため

の日仏計画」の策定を AFD と共に支援した。具体的には、コートジボワールの成長インフラ強化プログラムにおいて、機構が支援したアビジャン都市 M/P を基に AFD と連携を進め、TICAD VI では、「アフリカにおける日仏パートナーシップ」のサイドイベントを共催し、機構、AFD、コートジボワール政府の三者間で、アビジャンにおける持続可能な都市にかかる業務協力協定に署名した。

- **英国海外開発研究所 (ODI : Overseas Development Institute) :** 2015 年度に ODI に委託した調査研究「The Role of KAIZEN in Africa' s Economic Transformation」の成果に基づき、TICAD VI でアフリカの自立した産業振興をテーマとしたサイドイベントを共催し、登壇した機構理事よりカイゼンと他ドナーが実施する産業振興策との相乗効果発現のための協力の必要性を訴えた。
- **ブルッキングス研究所 :** 同研究所主催のイベントに機構理事長が登壇した (4 月)。ワシントン DC の米国政府、開発機関、大学・研究機関、外交団、マスコミ等約 120 名を前に、日本の国際協力の歴史を振り返りつつ、日本の援助がアジア諸国の経済発展に大きく貢献した点や、人間の安全保障と SDGs の親和性、SDGs のエントリーポイントとしての保健の重要性に触れ、紛争地域の人々のエンパワーメントの具体例として南スーダンやミンダナオの支援事例を紹介した。人々の心に明るい未来を生み出す「平和の配当の事前の実現」(peace dividend in advance) の重要性を強調した。
- **開発分野の政府間協議への貢献、他国との意見交換 :** 10 月の日豪政策対話 (於東京) に参加した。米国、カナダや他の欧州諸国とも、先方要人の来訪時に開発分野の連携について意見交換している。

(3) その他の機関

- **ドイツ財団 :** 連携の更なる深化・拡大のため、5 月に業務協力覚書 (MoC) を締結した。連携分野を拡大し、マラリアコントロール・撲滅、プライマリーヘルスケア、保健システムの強化、食糧と栄養の安全保障、感染症サーベイランス等の開発課題での連携を合意した。また、パキスタンのポリオ撲滅支援では、ドイツ財団によるローン・コンバージョン・スキームを再度採用した円借款を形成し、技術協力プロジェクトと併せた支援を展開している。(No. 1-1「保健」参照)

(4) 個別事業における連携

- **ヨルダン政府のスクーク発行支援 :** イスラム開発銀行グループの一つ、イスラム民間開発公社 (ICD) と連携した技術支援を行った結果、ヨルダン政府のイスラム金融債 (スクーク) 発行に至った。結果、ドナーからの援助に加え、自立的な資金調達が可能となり、ヨルダンの難民受入能力支援にも貢献した。また、多数のシリア難民やパレスチナ難民の受入に係る資金が必要な政府と、流動性資金が過剰な銀行とを結びつけ、官民相互に利益をもたらした。本スクーク発行は、イスラム金融業界でも大変高く評価され、イスラム金融業界でも権威のある「IFN Deals of the Year 2016 (年間でもっとも優れたイスラム金融取引に与えられる賞)」ソブリン部門を受賞した。(No. 4-1 参照)
- **世銀・ADB・機構による共同レビュー :** スリランカで「スリランカ水・衛生セクターにおける世界銀行・アジア開発銀行との合同レビュー」を実施した。共通の教訓及びより良い援助協調に向けた示唆を得て、スリランカ政府による同セクターの開発計画策定に活用することを目的としている。3 ドナーによる合同調査 (8 月) では、各ドナーの事業の裨益者や実施機関へのインタビュー、関係省庁等のステークホルダーが参加するワークショップを実施する等、各ドナーの事業の開発効果や援助アプローチの違いを分析し、水・衛生セクターが抱える将来の課題に係る共通認識を形成した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

SDGs の実施に関する議論や 2016 年度に予定される主要国際会議(例:世界人道サミット, TICAD VI 等)における議論への貢献を期待する。

<対応>

SDGs 実施においては国内, 国際場裏, さらに途上国レベルの議論に積極的に貢献した。我が国の SDGs 実施指針の策定に際しては, 他省庁と並んで SDGs 推進円卓会議の構成員になり, 政府に対して機構が有する開発協力の取組や知見を提案し, UHC, IFNA, 産業人材育成, 質の高いインフラ, 防災, エネルギー, 官民連携といった取組が反映された。国際的には SDGs のグローバル指標が議論される中, 機構は国際会議に出席する外務省や総務省に対してジェンダーや UHC 等の具体的なインプットを行った。さらに, インドネシア政府による SDGs 実施を支援するため, 同国のナショナル・ターゲットや指標を提案し, 政府の実施・モニタリング体制を支援するための協力を開始した。

主要国際会議にはいずれもハイレベルで対応すると共に, 国際社会への積極的な発信及び具体的な成果の取りまとめに貢献した。世界人道サミットには理事長が参加し, 人道支援と開発援助の連携促進のためにも, 難民・国内避難民を受入れ国のアクターとして認識することの重要性等を訴えた。また, 関連サイドイベントでは, 機構の研究からの成果を基に, イベント成果文書や連携事例集作成に貢献した。TICAD VI には理事長, 理事など計 200 人が参加し, 18 件のサイドイベントの主催, アフリカ諸国・国際機関等との 31 件の面談, さらに TICAD VI 前後の国内での広報イベント開催など, 日本の開発協力機関としてアフリカ初の TICAD 開催の成功に大きく貢献した。20 年ぶりに開催された国連人間居住会議(ハビタット)3 においても, 理事及びチーフエコノミストが複数のサイドイベントにて機構の取組を発信した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定: S

根拠: 評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え, 「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 27 年 5 月 25 日改訂)及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」(平成 27 年 3 月外務省)に掲げられた S 評定の根拠となる質的な成果(目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与)を満たしており, 中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には, 初のアフリカ開催となった TICAD VI の成功に主導的な貢献をしたことに加え, 主要な国際会議等での発信を通じ, 機構の知見・アプローチの多くが国際社会に取り入れられる結果となった(UHC in Africa 等)。SDGs についても国内外への主体的な発信・協力を通じて機構の存在感を高めたほか, 質の高いインフラ, UHC, 栄養等の分野における今後の事業実施に重要な連携基盤の構築・強化といった観点から, 以下のような特筆すべき成果を上げた。

1. 国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組

1-1. SDGs の実施や開発基金に係る議論への貢献や, 世界人道サミットや TICAD VI 等の主要国際会議役員等での議論に貢献するため, 役員等によるスピーチ, 登壇 31 件をはじめ, 機構の経験や開発課題へのアプローチ等の知見を幅広く発信した。

- 世界人道サミットでは, 人間の安全保障に関するサイドイベントに機構理事長がパネリストとして登壇したことに加え, 成果文書には機構の研究成果やプロジェクト研究等の成果が反映された。
- TICAD VI の初のアフリカ開催を主導し, アフリカ 53 か国の代表等 11,000 人以上の参加の中, 18

件のサイドイベント主催等を通じて機構の取組を発信した。特に、UHC in Africa や IFNA, アフリカ・カイゼン・イニシアティブの立上げ等を通じ、各分野でのリーダーシップを発揮した。また、安倍総理やアフリカの国家元首や開発の第一人者とのハイレベルパネルの実現や、成果文書である「ナイロビ宣言」に係る日本政府の起草や支援策の検討に貢献した。

- SDGs の実施に係る議論に対しては、日本政府の SDGs 実施指針策定に対し、SDGs 推進円卓会議の構成員として貢献したことに加え、SDGs のグローバル指標の検討に際して総務省や外務省を支援した。
- インドネシアの SDGs ナショナル・ターゲットや指標の提案に向けた調査を開始したほか、アフリカ地域持続可能な開発目標センターの開所式で機構役員による基調講演を行い、SDGs 実施における機構の存在や協力方針をいち早くアピールした。
- ブルッキングス研究所主催のイベントに機構理事長が登壇し、日本のアジア諸国の経済発展への貢献や、人間の安全保障や保健と SDGs における重要性を発信した。

1-2. 開発協力大綱等で日本が重点分野としている質の高いインフラや UHC, 防災, 難民等について、機構の具体的な事業を踏まえた発信を行った。

- 「質の高いインフラ」については、ADB との連携協議等を通じて協調融資や具体的な連携事業を形成したほか、IDB とは協調融資枠組 (CORE) を締結し、IDB にとって最大の協調融資パートナーとなった。AfDB, 世界銀行とも国際会議等を通じて、機構の具体的な取組を踏まえ、アフリカ地熱発電や質の高いインフラ投資での技術支援の重要性を発信した。
- 「UHC」では、TICAD VI での UHC in Africa の立上げを主導したことに加え、第 10 回母子手帳国際会議では機構の経験・知見を踏まえ、WHO との母子手帳の国際ガイドライン策定を発表し、国際社会での主導的な役割や取組を発信した。

2. 新興ドナーとの戦略的対話や連携に向けた取組

中国, 韓国, タイとの定期協議や関連会議に 11 件参加したほか、機構の教訓や知見のアウトリーチを推進する取組として、タイ周辺国経済開発協力機構 (NEDA) 職員の能力強化支援や、カザフスタンの援助実施機関の設立を支援した。

- カザフスタンでは、これまでの機構支援の結果も踏まえ、日本政府と UNDP との三者によるアフガニスタンでの試行事業を開始している。

3. 国際機関等他機関との事業実施における連携推進に向けた取組

国際機関や二国間ドナーとも本部間の定期協議や現場での事業レベル双方での連携を促進した。

- TICAD VI では AFD とサイドイベントを共催し、コートジボワール政府との三者間で持続可能な都市に係る業務協力協定を署名し、実施レベルでも AFD による水衛生分野の案件と機構による都市交通インフラ整備支援による同国の基盤整備を連携して支援していくこととなった。
- ヨルダン政府に対するイスラム民間開発公社と連携した技術支援の結果、イスラム金融債 (スーク) 発行に至った。同債はイスラム金融業界で高く評価され、イスラム金融業界の「IFN Deals of the Year 2016」ソブリン部門を受賞した。
- ゲイツ財団と国際保健・栄養等の分野で業務協力協定を締結したことに加え、パキスタンでのポリオ撲滅に向けた連携案件を再度形成し、連携関係を更に強化した。

<課題と対応>

引き続き SDGs の実施や開発資金及び 2017 年度に予定されている主要国際会議 (ADB 年次総会, UHC モニタリングに関する国際会議等) における議論に貢献し、機構の経験や開発課題へのアプローチを発信し、国際援助潮流の形成に参画していく。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

＜評価に至った理由＞

国際援助潮流形成や地球規模課題への貢献に向けた取組については、機構役員等が重要な国際会議・イベント等でスピーチ・登壇した回数が31件（当初計画16件）と当初計画を大きく上回り、積極的な発信を通じて機構の知見・アプローチが国際社会に取り入れられたり、機構の存在感を高めたことにつながった。特に、初のアフリカ開催となったTICAD VIでは、UHC in AfricaやIFNA、アフリカ・カイゼン・イニシアティブの立ち上げを主導した他、18のサイドイベントを主催、機構の取組について発信したことに加え、成果文書である「ナイロビ宣言」に係る日本政府の起草や支援策の検討に際して、機構が有する開発課題に係る知見やノウハウを提供したほか、指標設定において貢献した。また、世界人道サミットにおいて、機構理事長が人間の安全保障について発信したことに加え、成果文書には機構の研究成果やプロジェクト研究等の成果が反映された。

また、日本政府のSDGs実施指針策定に対し、機構はSDGs推進円卓会議の構成員として貢献したことに加え、SDGsのグローバル指標の検討に際して実現可能性のある適切な指標を設定するため、機構が有する知見やノウハウを提供することで総務省や外務省を支援した。「質の高いインフラ」に貢献する取組として、ADBとの連携協議等を通じて協調融資や具体的な連携事業を形成したほか、IDBと協調融資枠組（CORE）を締結したことにより、機構がIDBにとって最大の協調融資パートナーとなるなど、国際的な開発課題へのアプローチについての連携強化の確実な成果を上げている。

新興ドナーとの戦略的対話や連携に向けた取組については、当初計画を上回る11件（当初計画8件）の各ドナーとの定期協議や関連会議に参加し、連携の強化に取り組んだ。また、カザフスタンの開発援助機関設立において、日本のODAや機構の組織・事業の仕組みについて技術移転を行ったことに加え、日本政府とUNDPとの三者によるアフガニスタンでの試行事業を開始する等、積極的な連携を実施していることが評価される。

国際機関等他機関との事業実施における連携推進に向けた取組については、ヨルダン政府に対するイスラム民間開発公社と連携した技術支援の結果、イスラム金融債（スーク）発行に至った。同債はイスラム金融業界で高く評価され、イスラム金融業界の「IFN Deals of the Year 2016」ソブリン部門を受賞した。また、ゲイツ財団と国際保健・栄養等の分野で業務協力協定を締結したことに加え、パキスタンでのポリオ撲滅に向けた連携案件を再度形成し、国際的な開発課題へのアプローチについての連携関係を更に強化した。

以上を踏まえ、評価指標の目標水準を大きく上回る成果を上げており、また、TICAD VI等の国際会議において、積極的なリーダーシップを発揮したこと、ADBやIDB等の他ドナー・国際機関との連携強化に意欲的に取り組んだことから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

＜今後の課題＞（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続きSDGsの実施や開発資金及び2017年度に予定されている主要国際会議（ADB年次総会、UHCモニタリングに関する国際会議等）における議論に貢献し、機構の経験や開発課題へのアプローチを発信し、国際援助潮流の形成に参画していくことが期待される。その際、国際会議への登壇回数といった指標に表れない実質的な国際潮流への貢献度やリーダーシップの発揮度を定性的に評価していくことも重要と考えられる。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

・役員等が重要な国際会議・イベントで積極的に登壇されている姿勢は評価される。一方、そもそもの達成目標（16）は役員・上級審議役の人数に比べて必ずしも多くなく、目標水準を上回る成果（S）

とする根拠になるかどうかは検討が必要と感じている。むしろ定性的な指標を設けて、実質面での国際潮流の形成への貢献度やリーダーシップの発揮度を判断できるようにすることが重要と考える。日本は幾つの分野において国際社会でリーダーシップを発揮したいのか目標を定め、当該分野において国際的プラットフォーム形成と現場をつなぐ取組がどれだけ実践されたか、といった観点を含めて評価指標を作っては如何か。既に母子保健（UHC）、カイゼン、防災、災害援助、廃棄物管理などで JICA は国際的プラットフォームづくりと現場の実践をつなぐ取組が始まっており、UHC in Africa、アフリカ・カイゼン・イニシアティブの立ち上げ、防災グローバル・ターゲットにかかる議論への貢献は注目に値する。以上を勘案すると、精力的な取組がなされたことは評価されるが、日本として戦略性を一層強化する余地はあり、「S」か「A」かは判断が分かれるところ。

・現場での事業実施から得られた、格差縮小に関する教訓を、日本（JICA）の強みとして、積極的に発信していただきたい。この観点から、7月12日の報告会で言及のあった、世銀の2018年度 World Development Report にニジェールの「みんなの学校」プロジェクトからの学びを共有されたことは素晴らしい。ぜひ一過性のもの、一事業のみの試みとせず、機構全体としてこのような教訓を収集・整理し、国際社会に発信し続けていただきたい。

・国際社会におけるリーダーシップは、世界を巻き込まないとリーダーシップを発揮したとは言えない。ADB・IDBとの連携は果たして JICA が主役を演じたのか、疑問が残る。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|---------------------|---|
| No. 7 | 研究 |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱，平成 28 年度開発協力重点方針 |
| 当該事業実施に係る根拠（個別法条文等） | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力，0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|---|---------|---------|---------|----------|---------|---------|---------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | 達成目標 | 基準値 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 |
| ◎研究成果物の発行実績 （ワーキングペーパー，書籍） | 20 8 | 16 8 | 16 8 | 16 10 | 25 9 | 25 9 | 25 4 |
| 外部研究者等との連携による研究実績（外部研究者の参加を得た研究プロジェクト数） | | | 15 | 17 | 20 | 27 | 28 |
| シンポジウム・セミナーの回数 | | | 23 | 26 | 26 | 32 | 33 |
| ②主要なインプット情報 | | | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 |
| 従事人員数（人） | | | 35 | 36 | 37 | 36 | 36 |

◎2016 年度計画の評価指標

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標 |
|---|
| <p>中期目標</p> <p>開発途上地域及び我が国を含む国際社会の情勢の変化に対する洞察と中長期的な展望を踏まえつつ，より戦略的，効果的かつ効率的な事業を実施するため，機構は，開発協力に関係する我が国及び海外の大学や研究機関と連携し，機構事業での確実な活用及び国際的な援助潮流への影響を拡大すべく，研究領域を設定し，また研究課題を実施する。その貢献について定期的に検証を行い，研究の成果に基づき対外発信を更に充実させる。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>（第一段落は中期目標と同内容につき省略）</p> <p>具体的には，</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 機構の事業への反映や国際援助潮流に影響を与え得る研究テーマの設定を行うとともに，質の高い研究を効率的に実施するため，機構が事業実施を通じて培ったこれまでの知見を活用しつつ，共同研究や委託を含めて国内外のリソースとの連携，内部体制の充実，外部査読，第三者委員会による検証等の研究の質の確保への取組を強化する。また，研究成果の組織内への還元と対外発信の強化のため，戦略的な発信機会の確保と発信媒体の工夫に取り組む。 |
| <p>年度計画</p> <p>1.（1）より戦略的な事業の実施に向けた取組</p> <p>（ハ）研究</p> <p>現場レベルの事業経験に根差した知見の体系化及び国内外リソースとの連携を通じた国際水準の研究を行い，対外発信を通じて国際援助潮流形成に貢献するとともに，研究成果の事業へのフィードバックを進める。また，開発協力大綱を踏まえ「質の高い成長」に関する研究を実施する。</p> |
| <p>主な評価指標</p> <p>（定量的指標）ワーキングペーパー：20 本，書籍発刊数：8 冊</p> <p>（定性的指標）「質の高い成長」に関する研究の実施</p> |

3-2. 業務実績

指標 7-1 開発効果の向上に資する質の高い研究の実施並びに研究成果の対外発信及び事業へのフィードバックの強化に向けた取組状況

1. 研究体制の強化

(1) 内部研究人材の確保・育成

- **基盤の確保**：質の高い研究を行う組織基盤を担保するため、22名の常勤研究人材（うち16名が博士号所持者または博士課程在籍者）を確保するとともに、研究成果の戦略的発信に貢献することを目的としてリサーチ・オフィサー（4名）を研究部門に配置した。
- **職員の研究能力向上**：職員等の研究能力向上を目指したリサーチ・ネットワーク活動の一環として、機構研究所の研究員が講師を務める論文の書き方セミナーを計3回実施し、のべ204名の参加を得た。また、研究の上で有益な情報を集約した内部人材向けサイト（「研究の杜」）を立ち上げた。
- **研究プロポーザル事業**：2015年度採択の2件を実施するとともに、2016年度の選考を行った。また、2014年度採択のマラウイ事務所現地スタッフの研究成果は当人の来日等を通じ組織内で共有し、職員等からの積極的な提案を奨励した。
- **インパクト分析セミナー**：事業部関係者の定量的インパクト分析に対する理解の醸成を図るため、米国や日本を代表する研究者（イェール大学ムシャフィーク・モバラク教授、シカゴ大学 伊藤公一朗助教授、慶応大学 中室牧子准教授、コーネル大学ヒュンチョル・ブライアント・キム助教、東京大学 澤田康幸教授）・研究機関（KDI スクール、J-PAL 等）を講師として、2016年3月以降これまでに計4回（2016年度中は3回）のセミナーを実施した。

(2) 客員研究員、招聘研究員等の拡充

- 特別招聘研究員2名、客員研究員10名、招聘研究員12名の合計24名を非常勤研究員（バングラデシュ、インドネシア等の開発途上国を含む海外の研究者含む）として委嘱した（2015年度20名）。

(3) グローバルシンクタンクランキングの向上

- 研究体制の強化や、研究成果の発信に努めた結果、米ペンシルバニア大の2016年グローバルシンクタンクランキング（Global Go To Think Tank Index 2016）の国際開発部門で、機構研究所は48位（昨年度まで3年度連続）から35位に上昇した。日本ではアジア開発銀行研究所に続き第2位であり、アジアでも第5位に位置づけられている。また、「地域部門（中国、インド、日本、韓国）」において、初めて機構研究所が65位にランクインし、認知度が高まってきている。

2. 現場レベルの事業経験に根差した知見の体系化及び国内外リソースとの連携を通じた国際水準の研究の実施

(1) 現場レベルでの事業経験に根差した知見の体系化及び国際水準の研究の実施

- 外部研究者の参加を得つつ、新規、継続合わせて28件の研究プロジェクトを実施した。また、科研費案件として、研究代表者案件3件、研究分担者案件2件が採択された。

(2) ワーキングペーパー、書籍等の発刊

- 研究プロジェクトの成果として、ワーキングペーパー25本、書籍4冊、報告書等5種を発刊した。
- 書籍に関し、内容の精査と見直しを通じた品質の確保や、電子書籍での発刊を海外の出版社からの出版に変更したこと等により発刊が遅れて年度計画の目標に達しなかったが、これら書籍は2017年度に出版される予定としている。また、書籍の他に研究成果を取りまとめた報告書を5種発刊し、

国際会議等で配布した。その他、論文1本が査読付き英文学術誌に、13件の執筆物が雑誌・書籍等に掲載された。

- **ウェブサイトのリニューアル**：課題ごとの研究成果を示すなど、見やすさを向上させることで研究成果の利用促進を図るため、研究所ウェブサイトを変更した（10月）。

(3) 国内外の研究者・研究機関等との連携による共同研究の実施

- **戦略国際問題研究所（CSIS）**：「途上国の持続可能な開発と貧困削減に寄与するイノベーション（Transformative Innovation）」（第1年次）の成果発表セミナーをワシントンD.C.及び東京で開催した。「イノベーション・エコシステム」、「スマートシティ」に係る機構の取組を取り上げ、研究に裏打ちされた機構の事業の成果を政策担当者への発信力の高いCSISとの連携により効果的に発信した。また、第2年次として、データの革新が途上国支援及びSDGsの達成にいかに関与するかの研究を実施した。国連、世界銀行の関係者とも継続的に意見交換を行っている。
- **ブルッキングス研究所**：開発に関わるアクターがSDGsの達成に向けて従来の取組をどのように変化させるべきか、どのような分野で先駆的なアプローチが求められるか、といった点について議論した成果を書籍としてまとめることを目的とした研究「サミットから解決策へ：グローバル目標達成のためのイノベーション」を実施した。SDGsの達成に向けた取組を検証し、援助潮流へ新たな視点と論点を提供すべく2017年度の書籍発刊を目指して研究に取り組んでおり、2月には執筆者会合を開催した。2章について事業部の職員が原稿を執筆するとともに、ブルッキングス研究所からはホミ・カラス氏らが執筆に参加した。
- **コロンビア大学政策対話イニシアティブ（IPD）との共同研究**：アフリカにおける質の高い経済的・社会的成長を実現させるための方策について、アフリカの政策決定者に対し提言を行うことを目的としたIPDとの共同研究「アフリカにおける質の高い成長」を実施している。ニューヨークとナイロビで、ノーベル経済学賞受賞者のコロンビア大学ジョセフ・スティグリッツ教授、コロンビア大学アクバル・ノーマン教授、コーネル大学ラビ・カンブール教授の共同議長の下、執筆者会合を実施した（6、8月）。
- **英国海外開発研究所（ODI：Overseas Development Institute）**：2015年度にODIに委託した調査研究「The Role of KAIZEN in Africa's Economic Transformation」の成果に基づき、TICAD VIでアフリカの自立した産業振興をテーマとしたサイドイベントを共催し、登壇した機構理事よりカイゼンと他ドナーが実施する産業振興策との相乗効果発現のための協力の必要性を訴えた。
- **グローバル開発ネットワーク（GDN）**：世界的な開発研究者のネットワークでもあるGDNと共同研究「KAIZEN事例研究」に着手した。生産性を向上し、産業競争力を高めるための方策としての「KAIZEN」の効果を分析し、その結果を広く共有することを目的としている。
- **ドイツ開発研究所（DIE）**：DIE二国間・多国間開発協力部長が編集し、機構研究所の元上席研究員がうち1章を執筆した“Fragmentation of Aid: Concepts, Measurements and Implications for Development Cooperation”の発刊を記念した共同イベントを開催し、援助の氾濫の課題を議論した（2月）。
- **ジョージタウン大学女性・平和・安全保障研究所**：2015年度より平和構築と防災におけるジェンダー主流化と女性参画促進のアプローチに係る共同研究を実施し、その成果をまとめたポリシーペーパーが、日本政府主催の「国際女性会議（WAW!2016）」のサイドイベント「平和構築と災害リスク削減におけるジェンダー主流化の促進：女性の参画とリーダーシップ発現に向けて」で発表された。

スリランカの防災計画に係るアクションプランの予算化実現等の成果を共有した。

(4) シンポジウム・セミナーの開催を通じた国際機関等への成果発信、意見交換の実施

33 件のシンポジウム・セミナーを実施して研究成果を発信した。

- **世界人道サミットにおける発信**：「二国間援助機関による人道危機対応に関する比較研究」の中間成果を基に 5 つのメッセージをサミット会場で発表し、バックグラウンドペーパー” The Continuum of Humanitarian Management “等を冊子で配布した。メッセージの 1 つ「被災地を中心に据える」は、日本政府が Solutions Alliance と共催したサイドイベントの共同宣言で最初の項目になった他、「人道危機対応はリニアではない」等、サミット全体の提言の中で 4 つが採用された。(No. 6-1 参照)
- **TICAD VI における発信**：コロンビア大学 IPD との共同研究（アフリカにおける産業政策と経済転換）の成果を基に、UNDP、アフリカ開発銀行、コロンビア大学とサイドイベント「産業政策を通じたアフリカの構造転換とアジェンダ 2063 の実現」を共催した。コロンビア大学ジョセフ・スティグリッツ教授、UNDP ヘレン・クラーク総裁、アフリカ開発銀行チャールズ・ボアマ副総裁等も出席する同イベントには 120 名以上が参加し、アフリカの産業化と構造転換に向けた課題を議論し、産業化の持つ意義と機構の取組を効果的に発信した。また、「サブサハラ・アフリカにおける米生産拡大（CARD）の実証分析」の今後の展望をテーマとした、アフリカ経済改革研究センター（ACET）との共同研究の研究成果も併せて発信した。今後アフリカ各国政策決定者との強いネットワークを有する ACET のフラッグシップ・レポートである African Transformation Report 2016 に共同研究の成果が反映される予定である。
- **シンクタンク会合における発信**：G20 メンバー国のシンクタンクが議論する Think20 サミット（7 月・北京）及び同会合（5 月・ベルリン、2 月・ヨハネスブルク）のほか、アジアシンクタンクサミット（6 月・ソウル）、世界シンクタンクサミット（9 月・モントリオール）といった世界各国のシンクタンクが集う会合に研究所長が積極的に参加し、国際的なネットワークを強化するとともに、イノベーション、質の高いインフラ等に関する研究所の最新の研究成果を報告した。
- **「Japan's Development Assistance - Foreign Aid and the Post-2015 Agenda -」の発刊記念セミナー**：OECD-DAC 元議長で、オックスフォード大学シニア研究員のリチャード・マニング氏らを迎えて開催し、日本の援助の特徴について執筆者や研究者らが議論した。
- **人道危機**：世界で多発する人道危機への対応を開発とのリンケージの観点から広く議論する一般向けセミナー「人道危機をどう乗り越えるか？ - 人道と開発のリンケージからの提案」を、ドイツ国際公共政策研究所執行役員ジュリア・スティーツ氏や立教大学の長教授（2016 年度末まで機構研究所客員研究員）を交え実施し、機構平和構築・復興支援室長も事業実施の観点からインプットした。

(5) 学会発表、外部講演、政策担当者等へのブリーフィング等

機構の研究の成果を広く学界や一般に広め、有効なフィードバックを得るため、学会での発表を 64 件、その他の外部講演等を 65 件実施した。

- **中国の対外援助に係る研究**：「新興国研究」の一環で、中国の対外援助規模を 2014 年実績でアップデートした「中国対外援助推計 II」ワーキングペーパーを発刊した。ジョンズ・ホプキンス大学高等国際関係大学院での講演会等国内外で結果を共有し、ブルッキングス研究所発刊のペーパー「Why and how might a new measure of development cooperation be helpful?」や、雑誌「外交」掲載論文、OECD の「Official Development Finance for Infrastructure」等で引用された。

- **UNDP 人間開発報告書**：UNDP 人間開発報告書 2016「すべての人のための人間開発」作成にあたり、UNDP 人間開発報告書室のセリム・ジャハン室長等とも連携し、人間の安全保障に関する研究成果である「Think Piece」を提出した。報告書本文の人間の安全保障セクションにて機構研究所で整理した概念がほぼ引用され、報告書本体及び概要版の謝辞でも機構の貢献が言及された。
- **世界開発報告**：教育をテーマとする世界銀行の世界開発報告 2018 の担当局長を招へいし、コンサルテーションミーティングを実施した。人間開発部がアフリカで実施している「みんなの学校」プロジェクトについて研究所が行ったインパクト評価の結果等、教育に対する量的・質的アプローチ等における様々な研究成果を、世銀の研究者に対しインプットした。
- **国際ボランティア会議**：「青年海外協力隊の学際的研究」の成果を発表した（10 月）ほか、KOICA-JICA 共催の第 1 回国際ボランティアフォーラム（7 月）でも同研究の成果を共有し、開発におけるボランティア活動のインパクトの評価と支援のあり方等を発表した。ボランティアの開発への貢献のインパクトに係る研究は少なく、インパクトの計量的な計測が難しい中、ボランティアの SDGs への貢献といった質の確保の議論に貢献した。（No. 10-1 参照）
- **カンボジア経済の脱ドル化**：実証研究をもとにカンボジア経済の脱ドル化への示唆を現地で発表し、政府関係者や現地の銀行、大学・研究機関等と今後の方向性や中央銀行等のキャパシティ強化の必要性等を議論した。また、本研究プロジェクトでは、カンボジア中央銀行の職員を日本に招へいするなどにより、先方実施機関のキャパシティ・デベロップメントにも取り組んでいる。

3. 研究成果の機構内共有、事業へのフィードバック

引き続き各種セミナーの開催等を通じてワーキングペーパー等の研究成果を機構内部にフィードバックした（「ランチタイムセミナー」32 回、その他 12 回）。また、事業部門の職員等、研究所以外の機構関係者が研究分担者として 21 の研究プロジェクトに参加し、事業と研究の連携関係の深化を促進した。その他の主なフィードバックの取組は以下のとおり。

- **インパクト評価**：機構研究所は西アフリカを中心に実施している「みんなの学校」に係るインパクト評価をブルキナファソ及びニジェールで実施している。ブルキナファソでは女子よりも男子の方が高い効果を確認したことを受け、今後の新規プロジェクトの開始時には男女別のデータを収集し、格差がみられる場合にはその対応を講じることとし、ジェンダー配慮の強化につなげた。また、ニジェールでは補助金提供と研修実施校の児童の成績向上との間での有意な関係性が明確になったことを受け、2016 年度に 180 校から 1,000 校へ対象校が拡大した。また、機構と世界銀行が共催したシンポジウムで事業担当者に成果をフィードバックし、プロジェクト評価やその活用方法に係る議論を活発化させた。西アフリカ 6 か国の次官を含む教育省高官を対象とした研修でも成果を共有し、今後のプロジェクト形成への活用や政府の政策立案者の議論を高める材料として活用された。（No. 1-2「教育」参照）
- **事業への共有**：インクルーシブビジネスの社会・文化的影響に係る研究では、機構主催の勉強会にて、共同研究者らと共に、キルギスにおけるインクルーシブビジネスへの参加が現地の生産者にどのような社会・文化的な影響を与えているかについてプレゼンを行い、研究成果の共有を行った。
- **その他**：事業への研究成果の適用を促進するため、民間セクター開発、障害と貧困、ガバナンス、金融、新興ドナー国との連携、平和構築や人間の安全保障等について、機構内の勉強会で研究成果を共有した。特に、「中小企業振興支援の効果分析」では中小企業支援のネットワーク化に関する研究成果を機構の課題部や現地カウンターパートにフィードバックするとともに、今後事業部門と

共同で成果を政策提言として取りまとめる予定としている。

4. 戦略的な取組

(1) 「質の高い成長」に関する研究

- **質の高い成長に係る文献レビュー**：開発協力大綱において重点課題と位置付けられている「質の高い成長」に関連したテーマの文献レビューを実施し、新たに6件（累計10件）を研究所ウェブサイトにて公開した。「質の高い成長」について理論上の整理を行い、なぜ「質の高い成長」が求められるようになったのか、現代社会の変容を踏まえて明らかにすることを目的とした経済学的論考に加え、経済学的論考を理論的・実証的にサポートする事例の紹介を目的としたケーススタディを書籍として発刊すべく取り組んでいる。
- **インフラ事業の効果に係るインパクト分析**：機構評価部が事後評価のためのデータ収集調査を実施しているモロッコ「地方道路整備事業(II)」について、厳密なインパクト分析を実施するための技術的協力を行っている。また、技術的な難易度が高い都市インフラ案件のインパクトについても、ダッカ MRT についての検討を行ったほか、デリーメトロの駅へのアクセスにおけるジェンダー格差を定量的に測定する研究を企画し、2017年度に研究を開始する予定である。

(2) 日本の経験に係る研究

- **海外の研究者による日本の開発協力研究**：人間開発報告の執筆主幹を9年間に渡り務めた、米国ニュースクールオブ・フクダ・パー・サキコ教授を特別招へい研究員として迎え、新興国が援助国として台頭し、西側諸国の援助規範が支配的ではなくなりつつある中、DAC や新興国のいずれの援助規範とも異なる日本独自の援助規範の内容と意義の検討を行った。研究成果はワーキングペーパー「日本の開発協力の規範枠組み」として発刊するとともに、公開セミナーで共有した。同様に、海外の研究者の視点で日本の開発協力の特徴や意義を検証して発信する取組を積極的に行っており、具体的な事例は以下のとおり。
 - 客員研究員である英国エディンバラ大学のケネス・キング名誉教授は、「開発協力大綱」を対象に、特に日本の開発協力政策とその実践における比較優位とユニークさに注目して分析するワーキングペーパーを発刊した。
 - 客員研究員である英国ロンドン経済政治大学院（LSE）のマイケル・バーズレー教授は「エジプト・日本科学技術大学設立プロジェクト」を題材に組織改革、事業改善のプロセスを分析することで適切な案件形成、事業マネジメントのあり方に関する教訓を抽出するワーキングペーパーを発刊した。
 - 客員研究員である豪アデレード大学のプルネンドラ・ジェイン教授は、日本の対インド政府開発援助が日印の外交関係にどのような戦略的重要性を持っていたかを検討するワーキングペーパーを発刊した。
 - 招聘研究員である英国リーズ大学のクウェク・アンピア准教授は、ガーナ政府がプライマリーヘルスケアの普及のために国家戦略として導入した駐在地域保健師による基本的保健医療サービス（Community-Based health Planning and Services: CHPS）への日本の貢献について分析するワーキングペーパーを発刊した。
- **ODAに係る歴史的検証**：ODAに係る歴史的検証：ODAに関する歴史の客観的・多角的な検討と、散逸しがちな貴重な歴史的史料の確保・収集を目的として、法政大学下村恭民名誉教授、東京大学佐藤仁教授（機構研究所客員研究員）、早稲田大学黒田一雄教授（機構研究所客員研究員）、同志社大

学峯陽一教授（機構研究所客員研究員）、京都大学高橋基樹教授をはじめとする外部研究者の参加も得つつ研究を開始した。ODA の成り立ち、実施、世界で果たしてきた役割、各種の提言・批判を受けた制度改革等を一次史料に基づき正しく記録して後世に残すとともに、今後の ODA 政策の策定や ODA 研究の学術的基盤の提供に資することを目指すものである。

- **研究成果の発信**：第 11 回「上海フォーラム」では、G20 と開発協力に関するセッションに出席し、包摂性、持続可能性、強靱性といった質の高い成長や、自助努力支援等の日本の経験を発信した。

(3) その他の取組

- **インフラ需要に係る研究**：ADB との協議を踏まえ、「アジアのインフラ需要推計にかかる研究」を立ち上げ、2030 年までのインフラ需要を推計し、資金ギャップ解消に向けた政策提言を行う共同研究を実施している。機構研究所は社会インフラ、防災インフラ、都市・高速鉄道インフラの需要推計を行うことで、ADB が行う経済インフラの需要推計を補完する。機構各部署の援助戦略策定過程での利用を目指すとともに、2017 年 5 月の ADB 横浜総会時に ADB との共催でサイドイベントを開催して成果を発表する予定である。
- **新興国研究**：新興国の開発協力に関する研究の新フェーズを立ち上げた。これまで対象としてきた中国、インド、タイ、インドネシア、南アフリカ等に係る研究成果を踏まえ、更にこれら各国における開発協力を、国際援助規範との関係、被援助国との関係、新興国の国内体制との関係から多角的に分析するとともに、検討対象とする新興国を増やして多様性の解明を深めていく予定である。
- **インパクト評価分析**：「質の高いインフラ」推進の観点から、インフラ事業の効果についてインパクト分析を実施することを目指し、研究の検討を行った。具体的にはモロッコ道路案件、バングラデシュ都市交通案件、インドデリーメトロ案件等について研究の検討を行った。
- **人間の安全保障**：「東アジアにおける人間の安全保障の実践」の研究成果の一部が上智大学教授 東大作編著「人間の安全保障と平和構築」の第 12 章として、同志社大学 峯陽一教授（機構研究所客員研究員）により執筆、書籍として出版された。同研究には中国復旦大学のレン・シャオ教授、韓国梨花女子大学のユン・ミー・キム教授も執筆者として参加している。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

研究事業による国際援助潮流の形成に加え、事業へのフィードバックによる、事業の質向上に向けた取組に期待したい。

<対応>

各種セミナー等を通じた機構内への研究成果に加え、事業へのフィードバックを強化すべく、中小企業支援等にかかる研究を実施した。また、事業のインパクト評価や、アジアのインフラの需要を推計に係る研究等を実施し、フィードバックすることで、新規案件の形成に貢献した。

さらに、日本の ODA の歴史に関する研究や中国等の新興国の開発協力に関する研究の新フェーズ立ち上げや、日本の援助規範の DAC 援助規範等との比較検討等を通じ、今後の事業を効果的に実施していく上での知的基盤の強化に貢献した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：当初計画に従い着実に評価指標の実績を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成

果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、国際的な援助潮流の形成や事業へのフィードバックに向け、国際水準の研究を海外の第一線の研究機関と実施し、国際会議やセミナー等を通じて発信し、国際的に機構の経験を共有した。その結果、研究成果が国際会議の提言や国際的な報告書で採用されるとともに、フィードバックにより事業での活用につながったほか、研究の実施体制強化を通じて機構研究所のプレゼンスや評価が向上した等の観点から、以下のような成果を上げた。

1. 研究体制の強化

研究の質の向上を図るため、内部研究人材に加え、開発途上地域の研究者を含む計 22 名の非常勤研究員を迎え、研究体制を強化した。

- ▶ 2016 年に発表されたグローバルシンクタンクランキングでは、機構研究所が国際開発部門で 2015 年の 48 位から 35 位に上昇する等、外部からの評価は着実に向上している。

2. 知見の体系化、国際水準の研究の実施

2-1. 米国戦略国際問題研究所 (CSIS) やコロンビア大学政策対話イニシアティブ (IPD) 等の海外の研究機関との連携も通じて国際水準の研究を実施した。新規、継続併せて 28 件の研究プロジェクトを実施し、25 本のワーキングペーパー、4 冊の書籍及び 5 種の報告書を発刊し、13 件の執筆物が雑誌・書籍等に掲載された。書籍の発刊数は品質を確保するため精査や見直しを行った結果、年度計画の目標に至っていないが、書籍以外の報告書の発刊等により研究成果を共有しており、当初計画に沿った取組を進めたと判断できる。

- ▶ 2015 年度から実施しているジョージタウン大学女性・平和・安全保障研究所との平和構築と防災におけるジェンダー主流化に係る共同研究について、その成果をまとめたポリシーペーパーが国際女性会議のサイドイベントで発表され、研究成果の活用につながった。

2-2. 事業の戦略策定や、政策策定へのインプットを目的に、質の高い成長や、日本の開発、援助の経験や ODA の歴史的検証、アジアのインフラ需要推計にかかる研究を実施した。

- ▶ 日本の援助経験について、その特徴や意義を内外で積極的に発信した。

3. 研究成果の機構内共有、事業へのフィードバック

3-1. シンポジウム等の開催や、国際会議への参加等を通じ、機構の研究成果の発信に努めた。

- ▶ 世界人道サミットでは、機構の人道危機対応に関する比較研究の成果を発信した結果、サミットの提言の中に機構が発表したメッセージが採用された。
- ▶ TICAD VI では、他機関との共同研究をサイドイベント等で効果的に発信した。CARD の実証分析は、African Transformation Report 2016 にも共同研究の成果が反映される予定となった。
- ▶ UNDP 人間開発報告書 2016 に対し、人間の安全保障に関する研究成果「Think Piece」を提供した結果、報告書本文に機構研究所が整理した概念がほぼ引用され、UNDP のプレスリリースでも機構の貢献が言及された。
- ▶ 新興国研究の一環として、中国の対外援助研究をアップデートし、ワーキングペーパーとして発刊し、国内外で発信した。結果、ブルッキングス研究所発刊のペーパーや雑誌『外交』掲載論文等の複数の論文等に引用された。
- ▶ 他国に例が少ないボランティアの開発効果に係る学際的研究成果を国際ボランティア会議で発表し、ボランティアの SDGs への貢献等に係る議論に貢献した。

3-2. 各種セミナー等を通じ、機構内部に研究成果を共有した。

- ▶ 「みんなの学校プロジェクト」を対象として行ったインパクト評価により、ブルキナファソでの新規事業におけるジェンダー配慮の強化や、西アフリカ 6 か国の教育省高官に対する研修での活用につながった。また、教育をテーマとする世界銀行の世界開発報告 2018 に対しても、研

研究成果を活用してインプットを行った。

<課題と対応>

SDGs 達成に向けた効果的な事業実施や国際援助潮流の形成に貢献する研究を実施し、かつ、事業へのフィードバックや研究成果の対外発信に積極的に取り組む。また、機構内の研究人材育成や、国内外の研究者・研究機関との連携強化に留意する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

研究体制の強化については、非常勤研究員の追加等の体制強化に取り組み、グローバルシンクタンクランキングでは、機構研究所が国際開発部門で2015年の48位から2016年には35位に上昇した。これは、日本では第2位、アジアでも第5位に位置づけられており、外部からの評価が着実に向上している点が評価される。

知見の体系化、国際水準の研究の実施については、ワーキングペーパー25本（当初計画20本）、書籍4冊（当初計画8冊）を発刊し、13件の執筆物が雑誌・書籍等に掲載された。書籍の発刊数は品質を確保するため精査や見直しを行った結果、年度計画の目標に至っていないが、書籍以外の報告書の発刊等により研究成果を共有しており、当初計画に沿った取組を進めたと判断できる。他方、戦略的な研究として、事業の戦略策定や、政策策定へのインプットを目的として、質の高い成長、日本の開発・援助の経験やODAの歴史的検証等に係る研究を実施し、その特徴や意義を内外で積極的に発信したことは、時宜を得た取組であり、開発協力大綱で重点課題として定めている「質の高い成長」に貢献する事業を実施する上で有意義な成果が期待される取組であるとして評価する。また、2015年度から実施しているジョージタウン大学女性・平和・安全保障研究所との平和構築と防災におけるジェンダー主流化に係る共同研究について、その成果をまとめたポリシーペーパーが国際女性会議のサイドイベントで発表され、研究成果の活用につながっている。

研究成果の機構内共有、事業へのフィードバックについては世界人道サミットにおいて、機構の人道危機対応に関する比較研究の成果を基に5つのメッセージをサミット会場で発表し、バックグラウンドペーパー等を冊子で配布するなど発信に取り組んだ結果、機構が発表したメッセージの1つ「被災地を中心に据える」が共同宣言で最初の項目になった他、「危機対応はリニアではない」等4つのメッセージが提言の中で採用されたことは、機構の研究成果を国際的な開発援助の現場に反映させるための貢献として評価される。また、「みんなの学校プロジェクト」を対象として行ったインパクト評価の取組は、ブルキナファソでの新規事業におけるジェンダー配慮の強化や、西アフリカ6か国の教育省高官に対する研修での活用につながったことに加え、教育をテーマとする世界銀行の世界開発報告2018に対しても、研究成果を活用してインプットを行った。

以上を踏まえ、質的に優れた成果をあげたと考えられるため、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

研究成果の事業へのフィードバックを一層強化し、事業の質向上及び機構研究所の評価の一層の向上に向けた取組に期待したい。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

・JICA 研究所は設立以来、着実に基盤が強化されており、研究成果の発信が進んできたこと、JICA 職員の動員を含め人材確保に向けた努力が払われていることを評価したい。また日本のODA歴史の検証を含め、JICA ならではの研究プロジェクトが始まった点も注目している。一方で、「質の高い成長」に関する研究の実施が定性的指標となっているが、この観点から「A」にする判断根拠について、業

務実績報告書により明確に書かれているとよいと感じた。研究所の取組について定性的な評価をどのように行うか、容易でないというのが率直な感想である。JICAの研究がめざす国際援助潮流の形成やJICA事業へのフィードバックのあり方について、より明確に打ち出していただけると、評価をしやすいと考える。以上の理由から、「A」か「B」かの評価を下すことが難しい。

- ・機構研究所のグローバルランキング上昇を高く評価したい。日本は自らの活動の成果、価値の理論化、普遍化、規格化が極めて不得意。地道に取組めばいいと云うものではなく、今後機構の価値を最も早く広く世界に認めさせるには、研究所のシンクタンクとしての評価を引き上げていくことが極めて重要な施策である。

- ・研究をどう定義するのか不透明。JICAの研究には一本背骨が通っていない。JICAは実施機関らしく、援助現場ベースの研究に徹して、その成果を現場に反映させるべきではないだろうか。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|----------------------|--|
| No. 8 | 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施 |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱, 平成 28 年度開発協力重点方針, 日本再興戦略, インフラシステム輸出戦略, 質の高いインフラ・パートナーシップ, 健康・医療戦略, 総合的な TPP 関連政策大綱, まち・ひと・しごと創生総合戦略 |
| 当該事業実施に係る根拠 (個別法条文等) | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|---|-------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 主要なアウトプット (アウトカム) 情報 (注1) | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| 「国際展開戦略」の実施に資するための経協インフラ戦略会議等の政府の会議への貢献実績 | | | | | | | |
| 「インフラシステム輸出戦略」に反映された機構に関する具体的施策項目数 | 累計 60 | 累計 50 | / | 50 (初版) | 累計 62 | 累計 78 | 累計 97 |
| 「インフラシステム輸出戦略」関連のインフラ等の輸出に資する事業の実績 | | | | | | | |
| 協力準備調査 (PPP インフラ事業) の件数 (採択/応募) (注 2) | / | / | 19/45 | 13/34 | 7/14 | 3/10 | 0/1 |
| 中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する事業の実績 | | | | | | | |
| 民間提案型事業における採択件数 (累計) | 920 | / | / | / | 新規 | 750 | 967 |
| 協力準備調査 (BOP ビジネス連携促進) の件数 (採択/応募) | / | / | 13/89 | 21/123 | 16/100 | 8/34 | 7/27 |
| 開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業の件数 (採択/応募) | / | / | / | 15/71 | 24/93 | 28/83 | 22/70 |
| 基礎調査の件数 (採択/応募) (注 3) | / | / | 11/56 | 10/74 | 19/122 | 22/72 | 26/105 |
| 案件化調査の件数 (採択/応募) | / | / | 42/145 | 49/234 | 51/305 | 66/214 | 71/267 |
| 普及・実証事業の件数 (採択/応募) | / | / | / | 42/153 | 46/179 | 38/95 | 42/95 |
| 民間連携ボランティア (新規派遣人数/派遣合意書締結社数) | / | / | 4/13 | 12/32 | 19/33 | 20/23 | 17/4 |
| 草の根技術協力 (地域活性化特別枠) (採択/応募) (注 4) | / | / | / | 60/81 | 25/56 | 31/66 | 49/69 |

(注 1) 採択件数は各年度内の採択件数。補正予算の事業は採択が翌年度の場合翌年度の採択件数に計上。

(注 2) 2014 年度は, 第 1 回公示分の採択件数のみ計上。第 2 回公示分の採択件数は, 採択時期を 2015 年度としたため計上せず (2013 年度までの実績値は年度 2 回の公示分の採択件数)。

(注 3) 2012 年度は, 「中小企業連携促進調査 (F/S 支援)」, 2013~2014 年度は「中小企業連携促進基礎調査」の名称で実施。

(注 4) 2012 年度は, 「草の根技術協力 (地域経済活性化特別枠)」として実施。

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標 |
|---|
| <p>中期目標</p> <p>2. (3) 民間との連携の推進</p> <p>(イ) 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的活用</p> <p>我が国の優れた技術・ノウハウを開発途上国に提供することを通じ, 開発途上国の経済発展を支援するとともに, 世界経済の成長を取り込み, 日本経済の活性化につなげるため, 我が国企業等によるインフラ等の輸出並びに中小企業及び自治体等の海外展開にも寄与すべく, 円借款や海外投融資の活用, 民間企業や自治体からの提案に基づく技術協力や調査の実施等の戦略的な開発支援を行う。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>1. (3) 民間との連携の推進をはじめとする, 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化</p> |

| |
|--|
| <p>(イ)「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施</p> <p>我が国の優れた技術・ノウハウを開発途上地域に提供することを通じ、開発途上地域の経済発展を支援するとともに、世界経済の成長を取り込み、日本経済の活性化につなげるため、我が国企業等によるインフラ等の輸出並びに中小企業及び地方自治体等の海外展開にも寄与すべく、円借款制度の改善、海外投融資の活用、民間企業及び地方自治体等からの提案に基づく案件の形成（官民連携（P P P）案件を含む）、法制度整備支援・人材育成支援の実施等の戦略的な開発支援を行う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発途上地域の開発課題解決に裨益する分野において、円借款や海外投融資の活用に加え、中小企業を含む民間企業や地方自治体等との連携による技術協力や調査の実施を通じ、我が国の民間企業及び地方自治体等によるインフラ等の輸出を含む海外展開拡大にも資する取組を推進する。 |
| <p>年度計画</p> <p>1. (3) 民間との連携の推進をはじめとする、多様な関係者の「結節点」としての役割の強化</p> <p>(イ) 「国際展開戦略」の実施に向けた経済協力の戦略的实施</p> <p>① 「国際展開戦略」の実施に資するため、経協インフラ戦略会議などの政府の会議等に必要な情報を提供する。</p> <p>② 企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組を強化し、円借款、海外投融資、技術協力等を通じて、企業等によるインフラ等の輸出にも資する事業を実施する。</p> <p>③ 中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組を強化し、地域活性化にも資することを念頭に各種事業を実施する。特に、機構の種々のサポートにより提案型事業の効果発現を促進するとともに、機構による課題発信を通じた案件募集を強化する。</p> |
| <p>主な評価指標 (定量的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「インフラシステム輸出戦略」に反映された機構に関する具体的施策項目数：60 項目 ・民間提案型事業における累計採択件数：920 件 |

3-2. 業務実績

指標 8-1 「国際展開戦略」の実施に向けた日本政府の経済協力の戦略的活用に対する貢献

1. 機構事業に関連した具体的施策のインフラシステム輸出戦略等の政策への反映

- ・ 主に経協インフラ戦略会議での議論及び政策決定プロセスでの情報提供や施策の提言を行った結果、第 24 回インフラシステム輸出戦略フォローアップ第 4 弾（5 月）で「円借款の迅速化の更なる推進」、「民間企業の投融資奨励」や「関係機関の体制強化と財務基盤強化確保」等の機構関連の具体的施策が G7 伊勢志摩サミット「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に盛り込まれると共に、同イニシアティブの内容がインフラシステム輸出戦略に反映され、累計 97 項目が含まれた。

2. 日本政府の戦略検討（主に経協インフラ戦略会議等）における議論及び政策決定プロセスにおける情報提供や施策の提言

- ・ 2016 年度に開催された経協インフラ戦略会議に対して以下の情報提供を行い、特定の国・地域や分野におけるインフラ輸出の促進に係る重要戦略の策定と戦略性の向上に貢献した。
 - ＜第 25 回＞アフリカ（7 月）：機構が支援している回廊開発等の状況や本邦企業の進出状況、競合国の展開状況に関する情報を提供し、TICAD VI に向けて日本の技術・ノウハウをいかした対アフリカ協力の検討に貢献した。
 - ＜第 26 回＞ASEAN（8 月）：ASEAN 共同体発足に係る動きや機構の支援事業の状況等の情報を提供し、経済統合の深化や産業人材育成協力、域内国民の生活改善等の東南アジア地域支援の今後の方向性の検討・整理に貢献した。
 - ＜第 27 回＞政策パッケージのフォローアップ（11 月）：「質の高いインフラ投資」を推進するための政策パッケージである「質の高いインフラ・パートナーシップ」（2015 年 5 月）、同フォローアップ策（同 11 月）及び「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」（2016 年 5 月）で取り上げられた各施策の進捗状況を政府と共に整理し、引き続き各種施策を速やかに実現・実施していく方針を

確認した。

＜第 28 回＞面的開発（12 月）：都市・地域開発や工業開発といった面的開発への機構の取組状況，事例，課題等の情報を提供し，日本の強みをいかしつつ，総合的・長期的な開発事業としてオールジャパンで戦略的に取り組んでいく意義，今後の課題と対応の方向性が整理された。

＜第 29 回＞新分野（医療，農業・食品，宇宙）（2017 年 3 月）：開発途上地域の各分野課題，機構の取組状況，事例等を情報提供し，本邦企業の技術や強みを踏まえた協力の方向性が整理された。

3. 中小企業海外展開支援のプラットフォームとの連携強化：(No. 9-2 参照)

指標 8-2 企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組の状況

1. 民間企業のニーズや日本政府の方針を踏まえた円借款や海外投融資等の制度改善

- 日本政府の政策を踏まえ，有償資金協力を開発途上地域や本邦企業にとってより魅力的となるような様々な取組・改善を行った。主な取組内容，改善結果は No. 14-5 参照。
- 協力準備調査（PPPインフラ事業）の制度改善：これまで随時採択の導入や審査基準の見直し等の改善を進めており，事業化確度向上に向けた更なる制度変更を検討している。
- 「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」における「インフラシステム輸出特別枠」の設置：「日本再興戦略」及び「インフラシステム輸出戦略」を踏まえつつ，本邦企業による開発途上地域のインフラシステムの改善に直接的に資する案件形成を入口段階で支援すべく，「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」2016 年第 1 回公示（9 月）より，「インフラシステム輸出特別枠」を設けた。結果，日本で開発された環境配慮型バス（タイ・HVバス），技術協力プロジェクトと連携した防災計画の具現化（ブラジル・砂防堰堤），日本式の配電システム導入による電力の安定供給（フィリピン・配電系統運用）及び公共交通機関の効率化（インド・交通情報システム）の計 4 案件を採択した。引き続き，本事業を通じて，政府機関や自治体を対象とした B to G（Business to Government）ビジネスを推進し，対象国で普及の進んでいないインフラ製品・サービスの理解促進を図る。

2. インフラ輸出にもつながる事業の形成・実施

(1) 開発途上地域におけるビジネス環境の整備（No. 2-1 参照）

- マスタープラン策定：日本の民間企業や地方自治体の知見や技術を開発途上地域の開発事業に有効に活用することを念頭に置きつつ，マスタープラン（M/P）の策定を支援している。具体的には，バングラデシュ「ダッカ都市交通戦略計画」，ミャンマー「ヤンゴン都市開発計画」，タンザニア「全国電力システム M/P」の策定を完了した。
- 経済特区開発の推進：バングラデシュ経済特区開発やケニア・モンバサ経済特区開発，ミャンマー・ティラワ経済特区開発，パレスチナ工業団地開発等，経済特区開発を所掌する実施機関の能力向上を図り，本邦企業の各国への進出促進にも貢献している。特にバングラデシュでは，首相府や各省庁横断的な体制の下，現地商工会等の民間セクターを巻き込んだ包括的な支援を実施している。
- 政策・制度の改善：タンザニア「雇用のためのビジネス環境開発政策オペレーション」（4 月 L/A 調印），スリランカ「開発政策借款（民間セクター振興，ガバナンス・財政健全化）」（10 月 L/A 調印），ヨルダン「金融セクター，ビジネス環境及び公的サービス改革開発政策借款」（12 月 L/A 調印）等のプログラム型円借款事業を形成し，ビジネス環境に係る政策・制度の改善に貢献している。
- 貿易円滑化：企業活動の基盤となる貿易円滑化支援について，ベトナムに続きミャンマーでも貿易

手続き・通関システムが正式に運用を開始し、両国に対して更なる利活用強化に向けた技術支援を行っている。また、アフリカでは、ルワンダ・ザンビア間の国境における OSBP 施設の建設や、アフリカ域内への OSBP に係る事例・教訓の発信を通じ、越境手続きの円滑化に貢献している。(No. 2-1 「法制度整備・民主化」参照)

- **産業人材育成，人的ネットワークの構築**：ABE イニシアティブの本邦企業でのインターンシップや日本センターを通じた人材育成支援，開発途上地域の閣僚・幹部を招へいした本邦企業の視察や意見交換を通じ，日本の制度・技術・ノウハウの理解を促進する支援を行っている。また，研修事業を活用し，インフラ輸出分野に関連する研修員を2016年度中に2,448人受け入れた(No. 14-2参照)。

(2) 円借款，海外投融資，無償資金協力を通じたインフラ等輸出促進への貢献（新制度の活用を含む）

① 円借款

- **パナマ「パナマ首都圏都市交通 3 号線整備事業」**：都市交通機能の改善や二酸化炭素排出量の削減を図り，持続可能な経済成長に貢献することを目的とした，中米地域初となるモノレールの車両及びシステムの導入に係る円借款事業の L/A を調印した（4 月）。(No. 2-1「運輸交通」，No. 14-5 参照)

② 海外投融資

- **モンゴル「ツェツィー風力発電事業」**：電力需給逼迫の緩和や自然エネルギー利用の促進のため，ウムヌゴビ県ツォグトツェツィー郡での風力発電所建設に係る出資契約書を締結した（9 月）。初のドル建て融資であるとともに，初の欧州復興開発銀行（EBRD）との協調融資案件である。(No. 2-1「資源・エネルギー」，No. 14-6 参照)
- **サブサハラ・アフリカ地域「オフグリッド太陽光事業」**：TICAD VI 支援策の一環として，Digital Grid 社によるオフグリッド太陽光事業（未電化地域の村落にあるキオスク（小売店）への太陽パネル設置と BOP 層に対する LED ランタンの充電・レンタルや携帯電話の充電サービスの提供等）に対し，海外投融資による支援を決定した（10 月投資契約締結）。協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）を通じて事業形成を支援した。(No. 2-1「資源・エネルギー」，No. 14-6 参照)
- **バングラデシュ「シラジガンジ高効率火力発電事業」**：シンガポール法人及びバングラデシュ電力会社が実施する高効率ガス火力発電事業（413.8MW の発電所の建設・運営により，安定的な電力供給に寄与）に対し，プロジェクトファイナンスによる貸付契約を締結した（2017 年 3 月）。2015 年に国際金融公社（IFC：International Finance Corporation）と締結した基本協力協定に基づく初の協調融資案件である。

③ 無償資金協力

- **インド「ベンガルール中心地区高度交通情報及び管理システム導入計画」**：ベンガルール都市圏の交通渋滞緩和を目的に，本邦企業による高度道路交通システム機器を導入する無償資金協力事業の協力準備調査を実施した。本事業は 2017 年度から開始される予定で，完成すれば今後のインドにおける交通システムのモデルとなることが期待される。
- **モルディブ「地上デジタルテレビ放送網整備計画」**：モルディブ共和国全土に日本方式の地上デジタルテレビ放送を行うための機材を整備する無償資金協力事業に係る協力準備調査を実施した。
- **地方自治体と連携した無償資金協力の案件形成**：(No. 8-3 参照)

(3) 開発途上地域における PPP 方式インフラ整備の支援

- **ティラワ経済特区開発（ミャンマー）**：2015 年 9 月のティラワ経済特区の開業後，各国から計画を大幅に上回る企業進出が検討されているため，経済特区の更なる開発に向けた合意形成がなされた

(10月)。海外投融資事業に加えて、ティラワ SEZ 管理委員会への技術支援等を継続している (No. 2-1 参照)。

- **ADB との連携による PPP 事業の促進**：2015 年度末に約定した「アジアインフラパートナーシップ信託基金 (LEAP ファンド)」は、ADB 民間セクター業務局の民間向けファイナンスとの協調によるアジア各国における PPP 事業を促進するファシリティであり、2016 年度は 2 件が承諾された。
- **バングラデシュ「シラジガンジ高効率発電事業」**：(上記②参照)

指標 8-3 中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組の状況

1. 中小企業を含む民間企業の海外展開の拡大にも資する取組

(1) 民間提案型事業の形成・実施

① 事業現場における支援企業との接点の拡大・深化

- 民間提案型事業等で支援した企業による現場レベルでの成果を踏まえ、機構は有償資金協力、無償資金協力及び技術協力等との事業や事業関係者との接点の拡大によって、日本の民間企業による開発途上国の課題解決の一層の促進を図っている。主な事例は以下のとおり。
 - **阪神高速道路株式会社**：同社はモロッコの高速道路公団 (ADM) と業務協力協定を締結しており、「特殊高所技術を用いた構造物点検技術普及促進事業」(民間技術普及促進事業)の高所におけるインフラ点検・補修の技術が高く評価されている。ADM 主導の下、同技術を同国の他のインフラでの活用を推進するため、モロッコ国内でデモンストレーションを実施した。同国運輸担当大臣、ADM その他インフラ関連省庁・公社等に対し、当該技術の幅広い応用可能性の理解を促進した。
 - **住友電気工業株式会社**：モロッコ「ワルザザトにおける集光型太陽光発電システム (CPV) 普及促進事業」では、マラケシュでの UNFCCC (国連気候変動枠組条約) の COP22 (第 22 回締約国会議) 開催にあわせて集光型太陽光発電システム (CPV) を設置し、同国の太陽エネルギー庁等に対し技術の理解を促進した。
 - **株式会社鳥取再資源化研究所**：「乾燥地節水型農業技術普及・実証事業」として、土壌改良技術による節水型農業の実証試験をモロッコで実施している。同事業での良好な試験結果 (灌水量 50%削減と収量 20%向上等)を確認し、同国に派遣されていた JOCV の OB を社員に採用して本格的な事業化に取り組んでいる。また、同国での取組を踏まえ、同社は国際移住機関 (IOM) とパートナーシップ協定を締結し、ソマリアに対する技術研修にも協力することとなった。

② 支援企業による経済面、社会面、環境面での開発課題の解決の促進

- 2015 年 9 月末までに中小企業海外展開支援事業の基礎調査、案件化調査又は普及・実証事業を終了した企業 (146 社)のうち、アンケート調査に回答した企業 (135 社)の約 7 割 (88 社)が現地雇用の創出、約 7 割 (94 社)が人材育成 (技術移転)の実現をそれぞれ見込んでいる。その他、裨益者の所得向上、現地関係者の意識向上等の効果の発現が見られるとの回答が得られた。支援企業の活動が開発途上国の開発効果に結び付いた主な事例は以下のとおり。
 - **サラヤ株式会社**：ウガンダにて、日本品質のアルコール手指消毒剤を現地生産し、感染症予防に取り組んでいることが評価され、第 4 回日経ソーシャルイニシアチブ大賞の「企画部門賞」を受賞した。さらに、同社は、感染症予防の普及活動に際して JICA ボランティアと連携するとともに、病院の医療器具の洗浄・消毒効果向上のため、全自動医療器具洗浄消毒器に係る普

及・実証事業を実施している。

- **カワサキ機工株式会社**：同社は、案件化調査を通じて、緑茶用の成分分析計を紅茶用に仕様を変更し、静岡県内の産学官連携の下で、スリランカの紅茶の品質検査方法の確立を支援している。トップダウン構造の同国の紅茶産業界に対し、機構の提案型事業を通じて政府の紅茶局や研究機関と間で成分分析や品質管理方法の協議や現地セミナーの開催が可能となり、検査時間の短縮や新たな品質管理体制の構築に向けた検討を進めている。

③ 支援企業の海外でのビジネス展開の継続

- 調査・事業を終了した企業（135社）の約8割（106社）が、対象国で開発課題解決にも資するビジネス展開を継続していることを確認した。うち約6割（67社）が新たな取引先や顧客の確保を実現したと回答している（2015年調査約6割）。また、現地事務所の開設や現地生産の開始についても昨年度からの増加が確認された（それぞれ2016年調査37社・40社、2015年調査23社・17社）（出所は②と同様）。主なビジネス展開の事例は以下のとおり。
 - **株式会社グッドマン**：水道管の老朽化に伴い、漏水が都市の深刻な課題となっているインドネシアで、同社が独自開発した漏水探査器を活用して水道水のロスを減らす他、水道管の適切な維持管理技術を指導した。普及・実証事業終了後も海外事業を継続した結果、イラン上下水道公社から引き合いがあり、販売代理店契約を締結した現地企業を通じて同社製品を納入した。

④ 支援企業の日本の地域活性化への貢献

- 調査・事業を終了した企業（135社）の約7割（92社）が自社の売上げが増加・増加見込み、約5割（71社）が自社の取引先が増加・増加見込み、約5割（74社）が国内雇用を創出・創出見込みとの回答であった（2015年調査108社・約7割・約6割・約6割）。自社への変化に関して「自社人材の育成・成長（意識変化）」への回答（80社）や、日本国内・地域経済への貢献について「地元・周辺企業・団体等の海外展開意識の高まり」が実現しているとの回答（36社）があるなど、全体として地域経済にポジティブな影響を与えていることがうかがえた（2015年調査61社・26社）。主な日本の地域活性化への貢献事例は以下のとおり。
 - **クモノスコーポレーション株式会社**：タイで同社が実施した「日本の先端測量計測機器および計測技術を活用した構造物の3D維持管理手法普及に係る案件化調査」をきっかけに、海外進出にも注力した結果、海外から同社製品に対する問い合わせが増加しているほか、日本国内で海外人材や国際的な視野を持った人材を積極採用しており、社内国際化にも影響を与えている。
 - **株式会社スマイリーアース**：ウガンダで同社が実施した「オーガニック精練技術を活用した綿花製品の付加価値向上に関する案件化調査」を通じ、同社をはじめとする日本のタオル産業発祥の地である泉佐野市とウガンダのグル市との交流が開始された。両市長による相互訪問等を通じ、泉佐野市が2020年東京五輪のホストタウンに採用され、今後の市民レベルの交流が期待されている。

(2) 民間提案型事業の質的向上、事業実施に必要な態勢の構築

① アフリカ諸国を含めた対象国の拡大

- TICAD VI（8月）の開催も捉え、「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」の第6回公示（2016年2月公示）及び「協力準備調査（BOPビジネス連携促進）」の第10回公示（4月）ではアフリカ諸国を応募勸奨分野とした。その結果、前者の提案案件数は4件（第5回1件）と増加し、採択数12件のうち「ザンビア国小型無人航空機（ドローン）を用いた物流サービス普

及促進事業」や「ガーナ国輸血感染対策普及促進事業（健康・医療特別枠）」等の4件がアフリカ諸国を対象とするものとなった。後者については、採択7件のうち5件がアフリカ諸国を対象とした案件となり、対象国の拡大に寄与した。また、TICAD VIにて民間連携に係るサイドイベントを国内事業部と共催した他、JICA-JETRO共催によるTICAD VIフォローアップイベント「アフリカ民間連携セミナー」で民間連携事業スキームを紹介した。

② 開発ニーズの一層の把握と情報公開、きめ細やかなコンサルテーション

- 特に中小企業に対し、開発途上地域の開発ニーズと民間企業からの提案内容のマッチング精度を向上させる取組の一環として、機構の支援事業や研修員等と連携した商談会や意見交換会を日本各地で実施した。（No. 9-2 参照）
 - **ミャンマー日本人材開発センターとの連携**：中小機構や宮崎県延岡市、延岡商工会議所とともに、ミャンマー日本人材開発センターで経営手法を学ぶ研修員と連携したビジネスセミナー及び商談会を東京及び福岡で開催した（7月～8月）。セミナー参加者は計110社、商談計239件となり、また、商談後のアンケートでは80%の商談について継続希望がある結果となった（No. 2-1「民間セクター開発」参照）。さらに、帰国研修員の同窓会により、延岡市とミャンマーの人材交流・情報基盤の拠点となる常設スペース「ノベオカフェ」が同センター内に開設・運営され、ビジネスマッチングの場として活用されている。

③ 事業化に至らなかった事例の分析・フォローアップの強化

- 事業化につながった事例，つながらなかった事例を分析し，類型ごとに想定されるリスクやその対策事例等を抽出し，ウェブサイトでの公開や企業向けのワークショップ等を通じて情報を共有した。また，過去の事例から得られた知見や教訓を審査の視点に反映した。
- 具体的なフォローアップの強化の一環として，特に協力準備調査（BOP ビジネス促進）で重要な分野のひとつである農業関連事業において，農業関連企業の具体的な事例や課題を共有し，新たなアプローチやソリューションを発見すべく，開発途上国の農業ビジネスに共通した課題である，人・仕組みづくり及び関係・環境づくりをテーマに勉強会を開催し，クロスラーニングの機会を提供した。

④ 第三者を活用した開発効果の検証方法の改善と審査基準の見直し

- 案件実施企業に対し調査後の状況に関するアンケート調査を半年ごとに実施している。これに加え，調査実施後の案件モニタリングのため，専門家をインド，ラオス，ミャンマーへ派遣して現地での効果の発現状況を確認した（2017年3月）。今後，事業内容検討のための報告をまとめる予定。

⑤ 開発課題の解決と民間企業等の海外展開の両立を図る制度設計・改善

- SDGsの採択を受け，「協力準備調査（BOP ビジネス連携促進）」の対象事業をBOP ビジネスに限定せず，SDGs達成に貢献するビジネスを対象に「途上国の課題解決型ビジネス（SDGs ビジネス）調査」とする制度改善を行った。外部会合での登壇（12月の東京サステナブル会議等），UNDPとの共催によるSDGs ビジネスシンポジウムの開催等を通じ，制度の周知を進めた。さらに，G20ドナー会議（4月），企業開発のためのドナー委員会（DCED）ドナー会議（2017年2月）への参加やUNDP，IFC，USAID等との協議，USAIDへの職員派遣（2017年2月）を通じ，民間資源の動員主流化に向けたインプットを継続している。

⑥ 中小企業とコンサルタントとのマッチング向上

- ・ 機構事業に応募を検討する中小企業を支援するため、中小企業とコンサルタントとのマッチングサービスを外部委託により引き続き実施した。その結果、2016年度は89件のマッチング申込みのうち18件がパートナー成立につながった（2014年度にサービス開始。2014年度実施分72件/22件、2015年度実施分97件/26件）。

2. 地方自治体等の海外展開の拡大にも資する事業の実績

(1) 民間提案型事業における自治体との連携

- ・ 国内拠点・本部から自治体関係者へセミナー開催、訪問等を通じて積極的に情報提供・働きかけた結果、自治体と連携して提案型事業に応募する企業の増加につながった。
 - 「介護施設運営・福祉用具事業・人材育成事業に関する有効性、採算性の基礎調査」（佐久市）
 - 「スラバヤ市における飲料水供給改善事業にかかる案件化調査」（北九州市）
 - 「用水路対応型小水力発電システムによる農村地域の電力不足解消に向けた普及・実証事業」（富山市）

- (2) 地方自治体と連携した無償資金協力の案件形成・監理：地方自治体からの事業提案に基づく無償資金協力事業の協力準備調査2件（フィリピン「メトロセブ・腐敗槽汚泥処理施設建設計画調査」（横浜市）、ベトナム「ホーチミン市非開削下水道管路更生計画調査」（大阪市））が外務省に採択された。当該調査に基づき事業が今後実施されれば、日本の技術・工法の導入が期待される。

(3) 自治体間連携セミナーの開催（No. 9-4 参照）

(4) 地方自治体と連携した草の根技術協力事業の実施（地域活性化特別枠）（No. 11-1 参照）

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

「開発協力大綱」においても各主体との連携が重要視されている。開発課題の解決に向けて、多様な資金・主体と連携しつつ、様々な力を動員するための触媒となることを期待する。特に、平成28年度行政事業レビューの有識者コメントを踏まえ、アフリカ諸国を含めた対象国の拡大や、地方を含む中小企業の応募の一層の促進に向けた開発途上地域の開発ニーズの一層の把握と情報公開、きめ細やかなコンサルテーションへの取組み、事業化に至らなかった事例の分析・フォローアップの強化のほか、第三者も活用した開発効果の検証方法の改善と審査基準の見直しに期待する。

<対応>

提案型事業等の裾野拡大や効果発現の促進に向け、主に以下の取組を行った。

1. アフリカ諸国を含めた対象国の拡大

TICAD VI 開催の機を捉え、アフリカ諸国を応募推奨分野とした結果、アフリカ諸国を対象とした採択件数の拡大につながった。また、国際機関やマイクロファイナンス投資家、ベンチャー起業家等幅広いステークホルダーと協力して海外投融資案件を組成したことにより、アフリカだけでなく、中近東、極東（モンゴル）も新たな対象国となった。

2. 地方を含む中小企業の応募の一層の促進に向けた取組（No. 9-2 参照）

新輸出大国コンソーシアムの地域の海外支援機関のネットワーク等も活用し、地域の中小企業に対し事業説明や応募促進を行った。また、ミャンマー日本人材開発センターとの連携によるビジネスセミナーや商談会（東京、福岡）の実施等、国内機関の研修員のリソースを活用し企業が生の現地情報や自社製品・ビジネスに対する意見をj得る機会を提供した。また、企業向けのウェブサイトには、新

たに7件の現地詳細情報を掲載した。

3. 事業化に至らなかった事例の分析・フォローアップの強化

事業化に至らなかった事例を分析し、想定されるリスクや対応事例をウェブサイトや企業向けのワークショップで共有した。得られた知見や教訓を審査の視点にも反映したほか、協力準備調査（PPP等インフラ事業）等の制度改善を行った。

4. 第三者も活用した開発効果の検証方法の改善と審査基準の見直し

調査実施後の案件モニタリングを開始し、専門家をインド、ラオス、ミャンマーへ派遣して、現地の事業効果の発現状況を確認した。調査結果は今後の審査基準等の見直しにも反映していく予定。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：S

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げたことに加え、「独立行政法人の評価に関する指針」（平成27年5月25日改訂）及び「外務省所管独立行政法人の業務実績の基準について」（平成27年3月外務省）に掲げられたS評定の根拠となる質的な成果（法人の自主的な取組による創意工夫、目標策定時に想定した以上の政策実現に対する寄与）を満たしており、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認められる。

具体的には、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等の日本政府の政策への貢献に主体的に取り組み、開発途上地域及び民間企業双方のニーズに応え、多くの成果を発現した。また、提案型事業を通じた企業支援の結果、開発途上地域の課題解決に資する企業活動に対する表彰や企業主体の発展的な企業活動につながる事例を得る等の観点から、以下のような特筆すべき成果を上げた。

1. 「国際展開戦略」の実施に向けた日本政府の経済協力の戦略的活用に対する貢献

経協インフラ戦略会議等への情報提供や施策の提言を行った結果、機構関連の具体策がG7伊勢志摩サミット「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に盛り込まれた。同内容が「インフラシステム輸出戦略」に反映される等により、累計97項目が含まれた。

2. 企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組

日本政府の政策を踏まえた取組や制度改善を行うとともに、過年度に制度改善を行った制度を適用しつつ、技協・有償・無償の各スキームを有機的に活用し、開発途上地域の開発課題の解決に加えて企業等によるインフラ等の輸出にも資する事業を実施した。

- ▶ ダッカ都市交通やヤンゴン都市交通等のマスタープラン（M/P）の政府承認や、ルワンダ・ザンビア国境のワンストップボーダーポスト（OSBP）施設の開通による貿易円滑化、ティラワ経済特区の更なる開発に向けた合意形成等、開発途上地域のビジネス環境改善に資する具体的な成果を上げた。
- ▶ 国際機関、ベンチャー起業家等の幅広いステークホルダーと協力しつつ、初の海外投融資ドル建てプロジェクトファイナンス案件となるモンゴルの風力発電事業、バングラデシュの高効率火力発電事業等に係る融資契約や、TICAD VI支援策の実現策としてタンザニアのオフグリッド太陽光事業に係る出資契約等を締結した。加えて、ADBとともに設立したアジア及び大洋州地域における民間によるインフラ整備を支援するための信託基金を活用した案件が組成され、質の高いインフラ・パートナーシップの実施にも貢献した。

3. 中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組

3-1. 民間提案型事業の裾野拡大や案件の質向上に向けた取組の結果、累計採択件数は967件となった。提案型事業の効果発現の促進に向けて、事業化に至らなかった事例分析を通じて、想定さ

れるリスクや対応事例を抽出し、企業に情報共有を行ったほか、具体的な事業の制度改善も行った。また、外部の専門家を活用した調査実施後の案件モニタリングを開始し、事業効果の発現状況の確認を新たに開始した。

- 開発途上地域に対する援助を取り巻く環境の変化を踏まえ、新たに SDGs ビジネス調査を立ち上げた。
- 国内機関の研修員等のリソースを活用したビジネスセミナーや商談会を開催し、地域の民間企業が生の現地情報や自社製品・ビジネスに対する意見をj得る機会を提供するといった創意工夫を行った。特に、延岡市やミャンマー日本人材開発センターの研修員と連携した商談会等の活動は、帰国研修員同窓会によるミャンマー国内でのビジネスマッチングの場「ノベオカフェ」の開設・運営につながった。
- TICAD VI を契機にアフリカ諸国の応募を推奨し、同地域の採択件数の拡大につながった。

3-2. 日本企業のビジネス展開により課題解決に貢献する事業を、日本の地域活性化への貢献も念頭に実施した。

- ウガンダでの感染症予防への貢献が評価されサラヤ株式会社が第4回日経ソーシャルイニシアチブ大賞の企画部門賞を受賞した。
- 阪神高速道路株式会社の特殊高所技術によるインフラ点検・補修技術に係るモロッコ政府主導の全国セミナーや、国連気候変動枠組条約第22回締約国会議（COP22）開催にあわせた住友電気工業株式会社の集光型太陽光発電システム事業紹介等、民間連携事業が普及展開活動につながった。
- モロッコでの事業成果を踏まえ、株式会社鳥取再資源化研究所は、国際移住機関（IOM）とパートナーシップ協定を締結し、ソマリアに対する技術研修に協力することとなった等、民間提案型事業による現地関係者との接点拡大を通じ、更なる課題解決とビジネスの展開に貢献した。
- インドネシアでの普及・実証事業後に、株式会社グッドマンが自社で独自開発した製品を、現地企業を通じてイランの上下水道公社に納入するに至った等、新たな取引先や顧客の確保の実現に至った事例が確認された。
- 企業の社内国際化や、企業の活動が日本の自治体と開発途上国の自治体間の交流に発展し、東京五輪のホストタウンに採用される等の日本の地域活性化にも貢献する事例も確認された。

<課題と対応>

新たにスタートする SDGs 達成への貢献を踏まえた海外展開支援事業を形成・実施する。提案型事業については、新輸出大国コンソーシアムの取組を踏まえ、中堅企業を含む裾野拡大や、開発ニーズに照らして応募数の少ない地域への基礎調査の促進、日本政府の政策的な優先度及び民間企業等のニーズを踏まえた民間連携の更なる推進に向けた制度改善に取り組む。また、開発ニーズと本邦企業等の製品・技術等とのマッチングを一層強化するため、本邦企業等に対する開発課題等に係る情報提供や、企業が有する製品・技術の開発途上国政府等に対する紹介を推進する。加えて、提案型事業を運営する民間連携事業部及び国内事業部が案件を取りまとめながらも、在外拠点、地域部、課題部、国内拠点等の関連部署間の連携により、現地実施機関とのネットワークやビジネス化、課題解決につながる事業の展開を進める。

3-5. 主務大臣による評価

評定：S

<評定に至った理由>

「国際展開戦略」の実施に向けた日本政府の経済協力の戦略的活用に対する貢献については、経協インフラ戦略会議等への情報提供や施策の提言を行った結果、機構関連の具体策が G7 伊勢志摩サミット「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」に複数盛り込まれるなど、日本政府の施策への貢献に積極的に取り組んだ結果、「インフラシステム輸出戦略」に反映された機構に関する具体的施策項目数は、昨

年度から新たに19項目が追加され(昨年度新規追加数は16項目)、当初計画を大幅に上回る97項目(当初計画60項目)となり、日本政府の政策立案・推進に大きく貢献したと評価される。

企業等によるインフラ等の輸出にも資する取組については、民間企業のニーズや日本政府の方針を踏まえて、円借款や海外投融資等の制度改善を機動的に実施した。インフラ輸出にも繋がる事業の形成・実施に係る取組に加えて、政策・制度の改善、貿易手続き・通関システムの支援、バングラデシュやミャンマー・ティラワの経済特区開発等を通じて、ビジネス環境を整備し、本邦企業の各国への進出促進にも貢献した。例えば、バングラデシュへの進出日系企業数は、2014年5月時点181社に対し、2017年6月時点253社(JETRO統計)と増加傾向にあり、この結果としてビジネス環境の整備がこれら本邦企業の進出促進に貢献していると評価される。また、海外投融資では、初のドル建てプロジェクトファイナンス案件となるモンゴルの風力発電事業や、タンザニアのオフグリッド太陽光事業がBOP F/Sを経て海外投融資につながるなど、企業の海外進出にも大きく貢献した。加えて、ADBとともに設立したアジア及び大洋州地域における民間によるインフラ整備を支援するための信託基金を活用した案件が組成され、質の高いインフラ・パートナーシップの実施にも貢献した。また、新たな取組として、「日本再興戦略」及び「インフラシステム輸出戦略」を踏まえつつ、「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」に「インフラシステム輸出特別枠」を設け、本邦企業による開発途上地域のインフラシステムの改善に直接的に資する案件を、4件採択した。

中小企業を含む民間企業及び地方自治体等の海外展開の拡大にも資する取組については、民間提案型事業における採択件数が、当初計画を上回る967件(当初計画920件)の実績となった。加えて、開発協力を取り巻く環境の変化を踏まえた機動的な制度改善や、本邦企業の製品・知見のマッチング強化に係る機構の創意工夫により、延岡市とミャンマー日本人材開発センターの連携や、サラヤ株式会社の第4回日経ソーシャルイニシアチブ大賞の企画部門賞の受賞につながっていると評価される。

以上を踏まえ、評価指標の目標水準を上回る成果を上げており、特に、①G7伊勢志摩サミット「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等、日本政府の政策に迅速に取組み、実現に大きく貢献している点、②民間企業のニーズを踏まえ、民間企業の進出を妨げる障害を解消する取組を実施するなどビジネス環境の整備に資する事業に取り組み日本企業の開発途上国への事業展開に貢献している点、③中小企業を含む本邦企業の海外ビジネス展開支援や、開発途上国の開発効果の発現等、対外的な表彰に値する好事例となる案件の実施等、政策実現に対する多大な寄与が認められることから、中期計画における所期の目標を上回る顕著な成果が得られていると認め、「S」評価とする。

<今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)

開発協力大綱にあるとおり、「開発途上地域の開発を主たる目的とする政府及び政府関係機関による国際協力活動」である開発協力は、あくまで開発途上国の開発を一次的な目標としつつも、企業等によるインフラ輸出等にも貢献する形で、戦略的にODAを活用していくことも引き続き重要。ODAを触媒とするために、民間企業を含む様々なアクターとの一層の連携強化、制度改善が期待される。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

・開発ビジネスに民間企業の参画を後押しするのは重要だが、国内市場の縮小に対する中小企業の海外進出の支援を、機構の事業目的とするのには違和感がある。

・政府の「国際展開戦略」の一環として、JICAとしてODAの民間連携に精力的に取り組んだことは評価する。民間提案型事業の類型採択件数は967件と目標(920)を上回っているが、PPPインフラ事業の応募件数が1件と前年度から大幅に少なく、また一般的にBOPビジネス連携促進において応募件数が減少傾向にある点は留意が必要である。その原因を分析することはSDGsビジネスを含め、今後の取組を考えるうえで重要である。タンザニアのオフグリッド太陽光事業がBOP F/Sをへて海外投融資につながった点はよい。民間連携事業の終了後フォローアップの重要性を示唆している。また、中小企業海外展開支援事業において利用企業にアンケート調査を実施し、海外ビジネスへの展開を含め、概ねポジティブな評価が得られていることは喜ばしい。一般的な問題提起として、民間連携の取組が5年以上を経た今、将来的に、提案型の民間連携事業において採択「数」を重視するのか、開発効果の観点から有望な案件のフォローアップを強化して、(上記のタンザニア案件のように)JICAの他ス

キーム、あるいはJETRO等の他機関の取組につなげることで事業化、スケールアップ（＝開発効果の発現）につなげることを重視するのか、今後の目標設定のあり方を考える必要があると考える。他ドナーや国際機関の経験も参考にして、JICAの民間連携事業のさらなる制度発展に活かしていただきたい。

・7月12日の報告会（説明会）において、本項目については、日本経済への利益よりも開発途上国の利益を優先させるよう、北岡理事長より機構内に指示を出しているとの説明があった。その際の説明が具体的でわかりやすかったので、報告書本文にもぜひ反映させていただきたい。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|---------------------|---|
| No. 9 | NGO, 民間企業等の多様な関係者との連携 |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱, 平成 28 年度開発協力重点方針, 日本再興戦略, インフラシステム輸出戦略, まち・ひと・しごと創生総合戦略, NGO と ODA の連携に関する中期計画～協働のための 5 年間の方向性～ |
| 当該事業実施に係る根拠(個別法条文等) | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-----------------------------|-------|-----|--------|---------|---------|---------|---------|
| 主要なアウトプット(アウトカム)情報 | 達成目標 | 基準値 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 |
| NGO-JICA 定期協議会の開催件数(回) | | | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| NGO-JICA 協議会参加者数(人) | 250 | | | | 新規 | 313 | 353 |
| 民間提案型事業のメディアを通じた報道件数(件) | 290 | | | | 新規 | 466 | 566 |
| 民間企業に対する個別相談実施件数(件) | 1,200 | | | | 新規 | 1,977 | 2,326 |
| 連携実績を取りまとめた大学数 | 33 件 | | | | | 新規 | 65 |
| 包括連携協定・連携覚書を締結した大学の数(新規/累計) | | | 2/25 | 3/28 | 2/30 | 3/33 | 3/35 |
| 連携講座の数(大学数/講座件数) | | | 64/79 | 131/160 | 127/167 | 157/234 | 123/271 |
| SATREPS に参画した大学の数 | | | 8 | 9 | 9 | 9 | 10 |
| 自治体間連携セミナー等への参加者数(人/件) | 140 | | | | 新規 | 195/6 | 693/15 |
| 連携協定・覚書を締結した自治体の数(新規/累計) | | | 3/4 | 3/7 | 0/7 | 0/7 | 1/8 |

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標 |
|---|
| <p>中期目標</p> <p>2. (3) 民間との連携の推進</p> <p>(ロ) NGO, 民間企業等の民間セクターの活動との連携</p> <p>開発途上国における NGO, 民間企業等の我が国民間セクターの活動が, 雇用創出, 人材育成, 技術・イノベーション向上等, 開発途上国の経済社会開発に大きな役割を果たしていることを踏まえ, 民間セクターの活動と積極的に連携することにより, 官民による「人」, 「知恵」, 「資金」, 「技術」を全て結集した「オールジャパン」の体制で効果的かつ効率的な開発支援を推進し, 民間事業に対する海外投融資, 民間企業からの提案に基づく官民連携 ODA 案件の形成, ビジネス法制度支援・人材育成支援等, NGO, 中小企業を含む民間企業, 教育機関, 地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>1. (3) 民間との連携の推進をはじめとする, 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化</p> <p>(ロ) NGO, 企業等の多様な関係者との連携</p> <p>官民の「人」, 「知恵」, 「資金」, 「技術」を全て結集した「オールジャパン」の体制で効果的かつ効率的な開発支援を推進するとともに, グローバルな人材の育成にも資するべく, NGO, 中小企業を含む民間企業, 教育機関, 地方自治体等の多様な国内関係者との連携を強化する。</p> <p>具体的には,</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NGO, 中小企業を含む民間企業, 教育機関, 地方自治体等, 多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに, JICA 事業への参加を促進し, その人材, 知見, 資金, 技術を開発途上地域の開発課題解決に活用する。また, これら関係者のグローバル展開に必要な人材の育成・確保への貢献等を行う。 |
| <p>年度計画</p> <p>1. (3) 民間との連携の推進をはじめとする, 多様な関係者の「結節点」としての役割の強化</p> <p>(ロ) NGO, 企業等の多様な関係者との連携</p> <p>NGO, 中小企業を含む民間企業, 教育機関, 地方自治体等, 潜在層の発見・発掘を含め多様な関係者とのパートナーシップを強化するとともに, 開発協力への参加を促進し, 人材, 知見, 技術等を地域活性化にも資することを念頭に開発途上地域の課題解決に活用すべく, 以下の取組を行う。</p> <p>① 連携のあり方を協議する NGO-JICA 協議会の開催及び情報共有並びに NGO と協力して行う各種取</p> |

組を通じて、NGO との連携を促進する。特に、多様な NGO との更なる連携の強化のため、NGO-JICA 協議会への新たな参加者を増加させる。

- ② 民間企業等との連携を推進する各事業に関し、制度の周知及び認知度の向上を図るとともに、開発途上国の課題と民間企業からの提案内容のマッチング精度の向上に取り組む。
- ③ 大学との更なる連携強化のために、関連大学等との連携実績を改めて整理し、取りまとめた上で、大学との連携講座の実施、人材育成に係る技術協力、地球規模課題対応国際科学技術協力 (SATREPS) 等の事業を通じて教育機関等との連携を促進する。
- ④ 地域活性化に向けた地方自治体のニーズ把握や地方自治体との情報共有等を通じ、連携の促進に努める。特に、国際協力への新規参入自治体開拓のため、自治体間連携セミナー等を開催する。

主な評価指標

(定量的指標)

- ・ NGO-JICA 協議会参加者数：250 人
- ・ 民間提案型事業のメディアを通じた報道件数：290 件
- ・ 民間提案型事業の個別相談実施件数：1,200 件
- ・ 連携実績を取りまとめた大学数：33 件
- ・ 自治体間連携セミナー等への参加者数：140 人

3-2. 業務実績

機構は、本部・国内拠点・海外拠点のネットワークをいかし、開発途上地域の開発に対する NGO、企業、大学、地方自治体等の多様なアクターの参画の促進と連携の深化を図るとともに、それらアクター間の結び付けにも努めることで、開発効果の向上と日本の地域社会への還元の相乗効果を実現する取組を進め、ひいては、日本国内の地域活性化にも貢献することを目指している。

指標 9-1 NGO との連携推進に向けた取組状況

1. 「NGO と ODA の連携に関する中期計画」への貢献

2015 年度に発表された「NGO と ODA の連携に関する中期計画」の実施状況及び今後のフォローアップについて NGO・外務省定期協議会で確認した。NGO 連携に関する広範な項目について情報共有するとともに、NGO に対する安全対策や NGO 等活動支援事業に係る制度改正の内容を確認した。

2. NGO-JICA 協議会を通じた NGO との連携促進

SDGs を年間テーマとし、NGO-JICA 双方の SDGs に対する取組について情報共有した。また、「ODA 本体業務における NGO-JICA の連携強化・促進」、「開発教育推進のための協働」、「地方創生/地域活性化」に通年で取り組んだ。

(1) 参加者の裾野拡大と多様化

- ・ **実績**：4 回開催、参加 353 人（2015 年度 4 回、313 人）。
- ・ **新たな参加者増加に向けた取組**：地域の NGO との対話を引き続き拡充し、首都圏以外の会場からの参加が増加・定着した（2016 年度延べ 84 名、2015 年度延べ 62 名。ただし、地方開催時を除く）。
 - ◇ **第 2 回 NGO-JICA 協議会**：「地方創生/地域活性化」をテーマに石川県金沢市で開催した。
 - ◇ **国内拠点、在外事務所からの参加推進**：国内拠点の国際協力推進員や、在外事務所の NGO デスク等の参加を促し、日本の各地域や在外事務所での NGO 連携強化に向けた共通認識を醸成した（2016 年度の国際協力推進員、在外事務所員の参加：延べ 47 人（2015 年度 延べ 10 人））。

(2) NGO-JICA 協議会の成果

- ・ **SDGs に向けた取組**：SDGs 達成への貢献に向けた今後の協働を念頭に、SDGs に係る NGO 及び機構双方の取組について情報交換、意見交換した。
 - ◇ **SDGs に係る機構の取組の発信**：機構が策定した SDGs ポジション・ペーパーや SDGs の観点を考

慮している草の根技術協力事業の事例等を発信した。

- ☆ **NGO による取組の発信**：SDGs に係る NGO の取組事例や NGO 経営者向け「SDGs ガイドブック」等を発信した。
- ☆ **具体的な協働の事例**：NGO 主催のイベントに機構職員が登壇し、機構主催のイベントに NGO の方が登壇する等、SDGs の普及・啓発の側面での連携が進んだ。
- **ODA 本体業務における NGO と ICA の連携強化・促進**：タスクフォースの議論を通じ、既存の枠組みの中で NGO の知見・経験を技術協力事業の形成プロセスに活用し、将来的な NGO の参画拡大を目指していくことを確認した。また、機構側に NGO からの提案を受ける窓口を設置し、NGO 側から提案があった草の根技術協力事業について、地域部・課題部、国内事業部及び在外事務所を交えた個別協議を開始した（2016 年度の新規提案 1 団体 1 案件、2015 年度 5 団体 5 案件）。その結果、すべての案件において、継続的な情報交換を行なうこととなった。また、草の根技術協力の審査において事業終了後の技術協力プロジェクト化を念頭においたコメントがある等、NGO と機構双方で ODA 本体業務での連携に対する意識が高まっていることを確認した。
- **開発教育推進のための協働**：開発教育推進のためのタスクフォースを設置し、現状と課題に係るアンケート調査を実施した。同結果を踏まえ、連携強化のための具体的な取組を検討した。また、機構より次期学習指導要領改訂に向けた取組を報告した。（No. 11-4 参照）
- **地方創生／地域活性化**：国際協力の経験を国内に適用し、地域活性化に貢献することを視野に入れた事業実施を目指し、NGO、機構双方の事例や経験を共有した。また、公益社団法人青年海外協力協会（JOCA）も初めて参加し、NGO と JICA ボランティアの地域活性化に係る連携強化を目的として、地域での帰国隊員の活動事例や、機構が新たに開始した「グローバル協力隊」を紹介した。

3. ネットワーク型 NGO 等との意見交換会を通じた地域の NGO のニーズへの対応

NGO-JICA 協議会の地方開催にあわせ、地域ネットワーク型 NGO 等 11 団体との意見交換会を行ない、ネットワーク型 NGO 等と機構が更なる連携を目指すうえでの課題を意見交換した。NGO 側のニーズに応え、NGO と企業の連携促進を目的とした「NGO×企業連携シンポジウム」を国際協力 NGO センター（JANIC）等と共催した（2017 年 3 月）。また、今後のネットワーク型 NGO の活動強化等の施策の参考とすべく、英国に調査団を NGO と合同で派遣した。

4. 国内拠点と NGO との連携強化

国内拠点が開発途上地域と日本をつなぐ結節点の役割を発揮し、地域の特性に応じたきめ細やかな連携を強化するための取組を行なった。

- **地域における定期協議の設置**：中部国際センター、四国支部に続き、関西国際センターでも NGO-JICA 間の定期協議に向けて試行的な協議を行い、関西地域での機構と NGO との連携の在り方について意見交換した。
- **NGO 等活動支援事業を通じた NGO との連携強化**：国内拠点が地域のニーズに対応した NGO 等活動支援事業を独自に企画・実施できる体制とした結果、横浜国際センター、中部国際センター、四国支部の 3 拠点でプログラムを実施した。（No. 11-2 参照）

5. 在外事務所における本邦 NGO との連携強化

本邦 NGO 等の市民が開発途上国で国際協力活動を行う際の支援窓口として、世界 20 か国に NGO-JICA ジャパンデスクを設置し、現地での活動に必要な情報収集・提供や、現地 NGO の紹介等に対応している。

- **NGO 等活動支援事業を通じた NGO との連携強化**：在外事務所が開発途上地域のニーズや課題を踏ま

え独自に NGO 等活動支援事業を企画・実施できる体制とした。ベトナム、フィリピン、カンボジアの3か国でプログラムを企画・実施した。(No. 11-2 参照)

6. 他の NGO 支援団体、助成団体との連携による市民参加協力の推進

NGO 支援団体や助成団体との連携を通じて、市民参加事業全体の底上げに貢献した。

- **NGO 助成団体との連携**：機構主導により、NGO に対する助成金事業を実施している環境再生保全機構及び一般財団法人日本国際協力システム（JICS）と意見交換会を開催した。各団体の支援事業の情報共有を行うとともに、効果的な運営やスキームの醸成、課題について意見交換した。
- **他団体の事業の審査への協力**：国際協力 NGO ジャパン・プラットフォームや JICS が実施する事業の審査委員会等に審査委員として出席し、機構の知見を基に NGO 等による事業の審査に貢献した。

7. JICA 基金事業運営を通じた市民・企業・NGO/NPO との連携促進 (No. 11-1 参照)

指標 9-2 民間企業及び企業団体等との連携推進に向けた取組状況

1. 開発協力に参加する民間企業等の裾野拡大

(1) 民間企業や企業団体等との連携基盤の構築・強化

- **中小企業海外展開支援のプラットフォームとの連携強化**：新輸出大国コンソーシアム会議（5月、9月）、実務者会合（10月）に参加した。機構事業の全対象企業に対し、新輸出大国コンソーシアム登録を案内した。日本の各地域に JETRO 主導で設立されている海外展開支援機関ネットワーク等に機構の国内拠点もメンバーとして参加し、機構の支援事業の紹介や経験・事例の共有を行った。
- **業界団体との対話の強化**：一般社団法人海外コンサルタント協会（ECFA）と意見交換会を2回実施した（7月、10月）。中小企業海外展開支援事業に関する応募や円滑な事業実施への改善提案を受け、応募要件の緩和や募集回数の増加、適用費用の拡大、採択・契約までの時間短縮、事務負担軽減、より具体的な事例を紹介する説明会開催等の解決策や対応策を協議した。
- **地域金融機関との連携**：機構と地域金融機関が有するノウハウやネットワークを有効活用し、優れた技術・製品を有する中小企業の発掘と企業の海外展開を促進し、開発課題の解決と地域活性化をさらに促進することを目的として、地域金融機関と業務連携に係る覚書を締結した。7月の八十二銀行との初締結を皮切りに、計24行と締結に至った。締結後、セミナーの共催、取引先の紹介や個別相談への対応等の実績があがっている。
- **社会貢献債（JICA 債）の活用**：JICA 債は、「ソーシャルボンド」の要件を満たすとして第三者機関のセカンド・オピニオンを取得した国内市場初の債券となった（8月）(No. 19-1 参照)。また、SDGs ターゲット 17.3（追加的資金源の動員）に貢献するものとして、日本政府の SDGs 実施指針の具体的施策に JICA 債が位置づけられ、投資家に対し SDGs の意義や機構の SDGs に向けた取組を発信した (No. 5-2 参照)。今後、JICA 債の調達資金を活用し、SDGs 達成への貢献に資する事業を形成・実施する。国内発行体初となる「ソーシャルボンド」の発行が評価され、機構はトムソン・ロイター・マーケッツ社の金融情報サービスによる「Deal Watch Award2016」の社債部門で「Bond Issuer of the Year」を受賞した（2017年3月）。
- **栄養分野における産官学の連携基盤の構築**：(No. 1-1「格差是正・貧困層支援」参照)
- **中堅・中小企業海外安全対策ネットワークへの参加**：外務省が9月に設置した同ネットワークの第1回会合に参加し、海外での安全対策の重要性の認識を共有し、関係機関での安全対策に関する連携を継続的に強化していくことを確認した。

- **JETRO との連携**：両機関が連携して海外展開支援を行った企業の事例を紹介する事例集を作成した（2017年3月）。事例集を活用し、民間企業の裾野拡大に向けた企業等に対する広報を行う予定。
- **民間連携ボランティアの派遣**：No. 10-5 参照

(2) 民間連携事業への応募促進に向けた制度周知・認知向上

- **民間企業向けセミナーを通じた情報発信**：全国各地で中小企業海外展開支援セミナーを277回実施し、7,420社、12,906名の参加を得た（2015年度172回、4,702社、6,464名。うち、JETRO国内事務所や地方銀行等、他機関と連携した説明会・セミナーは126件（2015年度87件））。TICAD VIを踏まえ、本邦企業を対象にアフリカの回廊開発M/P説明会を実施し、幅広い業種から約300名の参加を得た（2017年1月）。また、アジアに派遣している投資促進専門家により、本邦企業を対象とした投資セミナーを東京や仙台、名古屋、大阪、広島等で開催した。（No. 2-1「運輸交通」参照）
- **各種メディアを通じた積極広報**
 - ◇ **報道実績**：採択、契約時や本邦受入時等に全国紙、地方紙、TV局などにプレスリリースを発出し、528件の紙面掲載、38件の番組放映につながった（2015年度442件、24件）。
 - ◇ **報道事例**：関西国際センターでは、地域金融機関との覚書署名の際に記者会見を実施し、ニュース番組での報道や経済番組への出演等の多数の報道につながったほか、金融紙で初めて中小企業支援に係る詳細記事が掲載された。また、カンボジア「点滅式LEDソーラライトによる交通危険地域の安全対策を確保するシステムにかかる案件化調査」を実施中の富士建設工業等、多くの企業による機構支援事業での活動状況がテレビ番組や新聞、情報誌等で取り上げられた。
- **国内拠点による地域の経済団体、民間企業等への情報発信**：新輸出大国コンソーシアム促進に係る地域での海外展開支援機関ネットワークをはじめ、地域の経済団体等に対する民間連携事業の説明会を国内拠点が中心となって実施するとともに、制度改善に関する意見交換を行った。また、TICAD VIの機を捉えたアフリカ・ビジネス・セミナー（5月北海道、7月横浜市、10月兵庫県等）や、Pacific-Leadsの開始に伴う地元企業との交流を含む長期研修員共通プログラムの実施や太平洋島嶼国セミナー（8月沖縄）等、時宜を得たテーマを題材に各地の企業との更なる協力関係の構築に向けたセミナーを開催した。さらに、中南米の日系社会との関係が深い沖縄の特性をいかし、「世界のウチナンチュ大会」が開催される機会を捉え、中南米における日系・県系社会との連携をテーマとした中南米・民間連携セミナーを開催した（6月）。
- **本邦企業向けの他の支援機関や国際セミナー等を通じた情報発信**：日経BP者が主催した東京サステナブル会議に機構理事長（6月）および理事（12月）が登壇し、本邦企業の経営層やテーマに関係する部門担当者等（いずれも400名以上）に対し、SDGs達成に向けた政府、企業、市民、研究機関等との連携の必要性や、本邦企業の連携の具体例を紹介した。

2. 開発途上国の課題と民間企業からの提案内容のマッチング精度の向上

- **企業向けウェブサイトでの情報掲載**：年間アクセス数は32.5万件（2015年度9.8万件）を記録した。イベント情報、事例紹介を強化し、機構のウェブサイトの中でも特にアクセスを得ている。
- **開発途上地域の開発ニーズの一層の把握**：企業向けウェブサイトには民間企業の製品・技術の活用が期待される現地情報を掲載し、機構の支援事業に応募する際の参考情報を提供している。10月に新規案件7件の現地詳細情報を追加掲載した。
- **民間企業に対する個別相談**：国内拠点を中心に、2,326回の個別相談を実施した（2015年度1,977回）。特に、地域の中小企業に対するきめ細やかなコンサルテーションの一環として、現地の開発

ニーズに係る情報や自社製品やビジネスに対する意見を企業が得ることができる機会として、機構の支援事業や研修員と連携した各地域での商談会や意見交換会を実施している。

☆ ミャンマー日本人材開発センターとの連携：(No. 8-3 参照)

☆ JICA 研修員×沖縄県内企業意見交換会：22 か国の研修員 30 人の協力のもと、沖縄県内の企業や研究機関 16 団体による技術・製品の紹介や研修員との意見交換を行った（5 月）。

3. 民間連携事業の開発パートナーの開拓，拡大

開発効果の一層の向上に加え，企業との民間連携事業に「地域振興」，「地域活性化」等に係る取組も強化するため，地方自治体，大学等の教育機関等との連携や，ネットワークや知見への期待から NGO 等の参画を促進する取組を進めている。

- **NGO，自治体，教育機関等と連携した民間連携事業の実績**：累計 105 件（2015 年度累計 69 件）
- **自治体との連携事例**：インドネシア・スラバヤ市における飲料水供給改善事業にかかる案件化調査では，北九州市と環境姉妹都市に関係にある同市に対して，官民連携によるインフラシステムの海外展開を推進している。また，除菌装置「eco-PACT」による輸出用園芸作物の高付加価値化を目的とした案件化調査では大田区が現地政府との交渉に協力している。
- **教育機関との連携事例**：モバイルマッピング・システムを活用した適切な道路維持管理手法の導入に関する案件化調査では，北見工業大学の知見を活用し，国内及び現地調査に関する学術的見地からの助言や，本邦に招へいした際の自治体との連携支援を行っている。フィリピン・ダバオ市における廃食油回収システムの構築及びバイオディーゼルの製造と流通による環境改善に関する普及・実証事業では，東京都市大学と連携して品質検査，研究開発等に取り組んでいる。
- **NGO との連携事例**：DRC 株式会社によるモリンガの栽培と商品化に関する基礎調査では，調査分野を専門とし，かつ産学官連携に長年の実績を有する NPO 法人地域産業支援プラザの知見を活用し，生産から商品化のための加工技術の移転促進に向けた就労者教育，市場性調査等を図り，地域住民の所得向上にも取り組んでいる。

指標 9-3 教育機関との連携推進に向けた取組状況

1. 大学との組織的な連携強化

(1) 戦略的かつ組織横断的な大学との連携を目指した基盤整備

- 国内事業部に大学連携課を設置し，大学との連携をより一層強化するための連携基盤を整備した。
- **大学との連携実績の整理**：包括連携協定・連携覚書を締結している大学を中心に，65 大学とのこれまでの協力関係や今後の課題を個々にまとめ，執務参考資料として関係部署等に共有した。
- **大学との事務手続きの合理化**：留学制度を活用した人材育成事業の実施に向け，大学との事務の合理化に資する各大学との覚書の締結準備を開始した。
- **留学制度を活用した人材育成事業の枠組み構築**：(No. 14-2 参照)
- **人事交流職員・OB 連絡会の開催**：大学への情報提供，連携強化のため，職員のキャリア形成と連携の促進のため機構から大学に派遣されている職員等を対象にした連絡会を行った（出席者 17 人）。特に，SDGs の現状や SDGs 達成に向けた機構の方針に係る理解促進を図った。(No. 5-7 参照)
- **大学窓口関係者，機構内の大学連携担当者向けメールマガジン**：6 回発行（2015 年度 6 回）

(2) 連携協定・覚書の締結，更新

- 1 件（早稲田大学）の包括連携協定，2 件（高知大学，鳴門教育大学）の連携覚書を更新し，新た

に包括連携協定 2 件（上智大学，金沢大学），連携覚書 1 件（琉球大学）を締結した（累計 35 校）。また，2 大学と JICA ボランティア事業に係る覚書を新規に締結した（No. 10-5 参照）。

2. 事業の質の向上に向けた大学との連携

(1) 開発途上国の経済社会開発の中核となる高度人材の育成

- 人材育成奨学計画（JDS），産学官連携によるアフリカ産業人材の育成（ABE イニシアティブ），大洋州島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）：（No. 2-1 「高等教育」参照）
- 資源の絆プログラム：（No. 2-1 「資源・エネルギー」参照）
- アフガニスタン「未来の架け橋・中核人材育成プロジェクト（PEACE）：（No. 4-1 参照）
- 留学生事業を活用した人材育成事業の形成・実施：（No. 14-2 参照）

(2) 日本の大学や大学院と連携した開発途上地域の拠点大学に対する教育・研究能力強化

- 日越大学，マレーシア日本国際工科院，E-JUST 等の国内支援体制：（No. 2-1 「高等教育」参照）

(3) 地球規模課題対応国際科学技術協力（SATREPS⁷）の実施

- 実績：新規 14 件（大学 11 件，研究機関 2 件，民間企業 1 件），実施中 58 件（大学 53 件，研究機関 5 件）（2015 年度は新規 14 件，実施中 58 件）。

• 主な事例：

- ◇ ワンヘルスアプローチに基づく人獣共通感染症にかかる支援（11 か国）：（No. 1-1 「保健」参照）
- ◇ 気候変動適応戦略の立案支援（タイ）：（No. 1-1 「水」参照）
- ◇ 地熱開発のリスク低減に資する技術開発（インドネシア），最先端エネルギー資源の活用推進（ベトナム）：（No. 2-1 「資源・エネルギー」参照）

• SATREPS の成果の社会実装促進の事例

- ◇ ケニア：中央医学研究所と長崎大学熱帯医学研究所の共同研究の結果，リフトバレー熱の簡易診断キットの開発を行い製品化に至った。（No. 1-1 「保健」参照）
- ◇ モザンビーク：金沢工業大学，東京大学，モザンビーク政府，同国エドゥアルド・モンドラーネ大学と共同で実施したジャトロファバイオ燃料の持続的生産に係る SATREPS の結果を踏まえ，金沢工業大学は同燃料を活用した小規模電化プロジェクトを草の根技術協力事業で開始した。
- ◇ ザンビア：世界銀行との事業化を視野に，北海道大学獣医学部等と鉛汚染のメカニズムと健康・経済リスク評価手法及び予防・修復技術の開発を支援し，総合的な汚染対策を検討している。（No. 2-1 「資源・エネルギー」参照）

(4) 大学の知見を活用した相手国政府との対話促進や事業成果の発信

- 産業政策対話での政策研究大学院大学との連携：（No. 2-1 「民間セクター開発」参照）
- セミナー，イベントの共催や共同研究の実施
 - ◇ 上智大学：「教育サミット 2016 教育による女子・女性のエンパワーメント」の共催（No. 1-1 「教育」参照）
 - ◇ 東京大学：シンポジウム「アジアにおける都市の水管理：その課題と可能性」の共催（No. 1-1 「水」参照）

⁷ Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development. 環境・エネルギー，生物資源，防災，感染症等の分野で日本と開発途上国の研究者による共同研究及び開発途上国の人材育成等を図りつつ研究成果を実社会に還元する事業で，科学技術振興機構（JST）及び日本医療研究開発機構と連携して実施している。

◇ 神戸大学：TICAD VI サイドイベント「CARD の進捗と今後のアフリカにおけるコメの開発」での共同研究成果の発信（No. 3-1「食料安全保障」参照）

- TICAD VI での科学技術協力の意義の発信：サイドイベント「アフリカにおける科学技術協力の意義と課題：研究から開発へ」でケニアやザンビアでの SATREPS の成果や社会実装事例を紹介し、研究成果をより多くの国に広める必要性やアフリカにおける基礎的研究の意義を確認した。

(5) 連携講座等による大学との連携促進（実績は「2. 主要な経年データ」参照）

(6) 大学連携ボランティア派遣：（No. 10-5 参照）

3. 大学との連携による市民参加協力事業

(1) 教育機関の実施する草の根技術協力事業

- 実績，優良事例：56 件。モザンビークでは，金沢工業大学が SATREPS の結果を活用した草の根技術協力事業を開始した（上記 2. (3) 参照）。

(2) 大学生国際協力フィールド・スタディ・プログラム

- 実績：大学生 40 名をカンボジア，ラオスでの国際協力フィールド調査演習に派遣し（2017 年 2 月～3 月），また，日本での事前・事後研修（12 月，2017 年 3 月）を行った。

4. 文部科学省，教育委員会等との開発教育に係る連携：（No. 11-3 参照）

指標 9-4 地方自治体との連携推進に向けた取組状況

1. 自治体間連携セミナーの開催

自治体の海外展開のノウハウを自治体間で共有し，経験の少ない自治体の海外展開を促し，自治体間のネットワークの構築を図るため，「自治体間連携セミナー」を全国で 15 回開催し，計 693 名の参加者を得た（2015 年度 195 名）。

◇ 関西圏の自治体を対象とした自治体連携セミナーの開催を契機に，6 府県 3 政令市（関西の全 2 府 4 県，大阪市，京都市，神戸市）との定期協議の開催や，2 自治体（兵庫県，神戸市）による新規の草の根技術協力事業の形成等，具体的な連携につながった。また，対象国情報の提供等により各自治体による友好姉妹都市との関係強化を側面支援した。

2. 連携協定・覚書の締結，更新

- 連携協定・覚書の締結：横浜市との包括連携協定を更新したほか，富山市との連携覚書を締結した（2017 年 1 月，3 月）。

◇ 横浜市：2011 年に締結した包括連携協定をレビューし，国際協力事業の地域・分野の拡大や開発途上地域との関係の維持・発展，市職員の能力強化等の成果を確認した。アジア地域やアフリカ地域等や安全配慮に関する連携を強化する観点のもと，包括連携協定を更新した。

- 自治体連携ボランティア派遣：（No. 10-5 参照）

3. 包括連携協定・連携覚書締結自治体等との連携関係の深化

- 北九州市の合同勉強会（10 月）：北九州市と今後の地方創生等に係る連携策を検討し，合同勉強会の開催，機構事業の活用促進，九州国際センターの施設利用促進，セミナー・イベントの共催を双方で進めることとなった。2017 年 1 月より隔月で交互に合同勉強会を主催して事業内容や連携の在り方を検討し，将来的に横浜市のように研修員受入や人事交流も含めた包括的な連携を目指す予定。

- **埼玉県教育委員会との連携状況の見える化と他県への展開**：埼玉県教育委員会とは、定例会の実施や人事交流、開発教育に係る教材作成や総合教育センターへの貸出展示、教育委員会のプログラムでの JICA ボランティア出前講座の実施等を通じて連携している。これら多様な連携状況を見える化するリーフレットを共同で作成し、他の都道府県にも共有して連携強化を図った。埼玉県教育委員会との開発教育の実践者研修と同様の取組は千葉県、新潟県でも実施されることになり、千葉県では1,000人以上の研修実施につながった(No. 11-4 参照)。なお、草の根技術協力事業(ブラジル、フィリピン)の実施や自治体連携ボランティア(南アフリカ共和国)の派遣も行った。

4. 地方自治体の国際協力や地域活性化に係る政策推進への貢献

- **沖縄県**：「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画(第 5 次沖縄振興計画)」改訂に向けた中間評価が実施されており、「国際協力・貢献活動の推進」等の施策に関する作業に協力した。機構の研修事業や技術協力における連携実績が評価され、今後も新たな分野での協力可能性を模索し、更なる実績増を目指していくことが確認されている。また、県からの就任依頼を受け、「沖縄県振興審議会(観光・交流産業部会)」の専門委員として沖縄国際センター長が調査審議に参加した。
- **熊本県**：4 月の熊本地震からの復旧・復興への取組として、熊本県商工観光労働部国際課に新たに国際協力推進員を配置した。「熊本地震からの復旧・復興プラン」を踏まえ、県内企業等の海外展開を通じた地域産業振興事業や復興の取組等の情報発信、海外との人的交流事業や機構の国際協力事業との連携活動の推進を行う予定。2017 年 3 月には、県内企業に対して、機構の中小企業支援事業の理解促進を目的に、「創造的復興に向けた中小企業海外展開セミナー」を熊本県と共催した。
- **茨城県・栃木県**：「いばらきグローバル化推進計画(2016-2020)」では、「国際協力への参加促進」の施策に JICA ボランティア事業等の参加促進が掲げられ、「とちぎ国際化推進プラン(2016-2020)」でも JICA ボランティア派遣実績等が記載され、県民の国際協力活動への参加促進のための環境造りが課題として掲げられた。今後、これら自治体の政策・施策推進にも貢献する取組を行う予定。
- **佐賀県**：佐賀県は NGO/CSO 誘致を推進しており、複数の団体が佐賀県に事務所を開設している(ピースウィンズ・ジャパン等は佐賀市に本部を設置)。8 月には県内に進出した先進的な NGO と地方の NGO の連携を強化することを目的とした「佐賀 NGO ネットワーク(SaNN)」が発足し、機構もメンバーとなって活動を支援している。

地方創生への貢献に向けた取組状況

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2014 年 12 月閣議決定)を踏まえ、地方自治体等が推進する「地方創生」の取組にも貢献するため、中小企業海外展開支援事業、草の根技術協力事業、研修員受入事業、ボランティア事業等を通じた取組を展開している。日本の地方が持つ様々なノウハウや経験を開発途上国の社会・経済の発展に活用するとともに、日本の地方活性化にも貢献している。

1. 自治体・地域の経験を活用した地方創生への貢献

- **開発途上地域への支援を通じた日本側のまちおこし**：沖縄県南城市はフィリピン・ビクトリアス市のアグロエコツーリズム政策に対し、砂糖産業から有機農産物への転換や地域資源を最大活用した町おこしを行ってきた同市の経験を基に、草の根技術協力事業、JICA ボランティア事業(市職員の現職派遣)、青年研修を通じて協力している。市長のリーダーシップの下、ビジネスマッチングセミナーの開催やカウンターパートが来日した機会にフィリピンを総合的に紹介する「ビクトリーフェスティバル」を実施する等、南城市の町おこしや活性化にもつながっている。

- **6次産業化を通じた地域振興支援を通じた自治体間の交流促進**：北海道の農業の6次産業化に係る国別研修が契機となってジョージアと北海道の自治体同士での連携協議が実施される等、自治体間の継続した交流にもつながっている。(No. 2-1「農業・農村開発」参照)

2. 開発途上地域における連携の場の形成・活用を通じた地方創生への貢献

- **帰国研修員同窓会によるビジネスマッチングの場の形成・活用**：ミャンマー日本人材育成センターの研修員及び延岡市と連携した取組の結果、帰国研修員同窓会により延岡市とミャンマーの人材交流・情報発信の拠点となる常設スペース「ノベオカフェ」が開設された(11月)。(No. 2-1「民間セクター開発」, No. 8-3 参照)

3. 産学官連携による新技術を活用した地方創生への貢献

- **研修員への木工建設技術研修を通じた国内の空き家活用事業の推進**：福井県若狭町が応募した草の根技術協力事業「ラオス国・チャンパサック県職業訓練校と福井県若狭町による相互の地域発展を目指した木材加工・建築産業の人材育成プロジェクト」では、同国で普及・実証事業を実施した株式会社西野工務店が実施団体となり、職業訓練校の木工・建築コースに技術支援するとともに、双方の関係者が相互訪問している。同社がラオス人への研修を実施する際、若狭町内の空き家を活用して実習を行い、研修終了後は地域の福祉施設として使うことで、地域資源の整備にもつなげている。その過程を同社の技術継承にも役立て、同町を国内の木工建築の拠点にして地域活性化を図るという町のねらいを後押ししている。
- **埼玉県のものづくりとフィリピン人材育成**：2016年3月に終了した「埼玉・セブものづくり人材事業」(草の根技術協力事業(地域活性化特別枠))の成果を受けて、4月からフェーズ2を開始し、埼玉県知事によるセブ州訪問の際、人材育成に係る覚書を締結した(10月)。同事業に協力した企業からは、JICA ボランティア経験者の採用、民間連携ボランティアへの関心が寄せられ、また、中小企業海外展開支援事業に応募する等、新たな連携につながっている。

4. 各事業における地方創生への貢献に資する取組

- **地方自治体と連携した無償資金協力の案件形成**：(No. 3-1「環境管理」, No. 8-3 参照)
- **帰国ボランティアの「地域おこし協力隊」への参加、グローバル協力隊制度創設**：(No. 10-5 参照)

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き多様な関係者の開発協力への参画、理解の促進に資する取組の促進を期待したい。

<対応>

- **NGO**：NGO-JICA 協議会では、SDGs や地方創生/地方活性化に係る双方の方針や取組への理解を深め、今後のNGOとの連携の方向性を検討した。また、在外事務所員や国内拠点の国際協力推進員の積極参加を推奨し、海外や首都圏以外におけるNGOとの連携強化に努めた。また、特に地域のNGOやNGOネットワークとの連携を促進するため、関西国際センターではNGO-JICA間の定期協議を開始したほか、国内拠点と海外拠点が各地域や国の状況を踏まえたNGO等活動支援事業を企画・立案できるようにし、NGOの開発協力への参画を促進した。また、他のNGO支援団体や助成団体との連携を主体的に進め、市民参加事業全体の底上げに貢献できるよう努めた。
- **民間企業**：中堅企業を含む全国の企業の登録が推奨されている新輸出大国コンソーシアムの取組を支援し、本部・国内拠点それぞれで制度の紹介や応募推奨を行った。機構が派遣する投資促進専門家や国内拠点の留学生等のリソースを活用したセミナーや商談会を通じ、開発途上国の現状やニーズを民間企業が知る機会を提供した。

- 大学・教育機関：シリア難民支援や Innovative Asia 等の留学制度を活用した新たな人材育成事業の実施にあたり、受入大学の開拓や応募促進を行ったほか、大学との事務合理化の検討を行い、各大学との覚書締結を開始した。
- 自治体：連携協定等を締結している北九州市と、職員間の合同勉強会を通じて具体的な連携策の検討を開始した。また、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」改訂や「熊本地震からの復旧・復興プラン」等の地方自治体の国際協力や地域活性化に係る政策推進にも関与することで、自治体の国際協力の参加を促進している。また、自治体間連携セミナーを通じて、自治体の海外展開のノウハウを共有することで、国際協力経験の少ない自治体の参加を促進している。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標において目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、本部・国内拠点・海外拠点のネットワークをいかし、開発途上地域の開発に対する NGO、企業、大学、地方自治体等の多様なアクターの参画の促進と連携の深化を図り、それらアクター間の結び付けにも努め、開発効果の向上と日本の地域社会への還元の相乗効果を実現すべく取り組んだ。

1. NGO との連携推進

1-1. NGO-JICA 協議会を通じ、SDGs, ODA 本体業務での連携や開発教育推進のための協働、地方創生/地域活性化に係る情報交換や具体的な連携策を幅広く検討、協議した。地域の NGO や機構の在外事務所や国際協力推進員を中心に、新たな参加者の増加に取り組み、延べ 353 人の参加を得た。

1-2. NGO と協力した各種取組として、関西国際センターと地域の NGO との定期協議の開始や NGO と企業との連携を促進するシンポジウムの共催、ネットワーク NGO との連携のあり方を検討する調査団の合同派遣等を実施し、NGO との更なる連携強化に取り組んだ。また、他の NGO 支援団体や助成団体との連携を主体的に進め、市民参加事業全体を底上げした。

1-3. 2015 年度の NGO-JICA 協議会での検討・協議結果を踏まえ、NGO 等活動支援事業の制度改善を行い、国内拠点や在外事務所による地域の特性やニーズをいかした自主的な支援プログラムの企画・実施を行うことができる制度とした。

2. 民間企業との連携

2-1. 民間企業や企業団体等との連携基盤の構築や民間企業向けセミナー等の開催、各種メディアを通じた広報（報道実績 524 件）に取り組み、民間連携に係る制度の周知や認知度向上に取り組んだ。

➤ 経済産業省による新輸出大国コンソーシアムに本部及び国内拠点も積極的に関与した。

➤ 地域金融機関との連携関係の構築を開始し、計 24 行との業務連携に係る覚書を締結し、新たな企業等との関係を構築した。

➤ JICA 債が国内市場初の「ソーシャルボンド」のセカンド・オピニオンを取得したことに加え、SDGs ターゲット 17.3（追加的資金源の動員）に貢献する日本政府の SDGs 実施指針の具体的施策として位置付けられ、SDGs 達成に向けた市場資金の活用を促進させた。これが評価され、トムソン・ロイター・マーケッツ社の「Deal Watch Award 2016」の社債部門「Bond Issuer of the Year」を受賞した。

2-2. 開発途上地域の課題と本邦企業の提案内容のマッチング強化を図るため、2,326 件の個別相談を実施したほか、企業向けウェブサイトにて製品・技術の活用が期待される現地情報を拡充した。

➤ 機構の投資促進専門家によるアジア投資セミナーの開催や、TICAD VI の機会や Pacific-Leads 等の新規事業の開始の機会を捉えた効果的な情報発信、国内拠点の研修員を活用したビジネスセミナーや商談会の実施等、機構の知見・経験やリソースを活用して創意工夫しつつ情報発信やコンサルテーションを行った。

3. 教育機関との連携

3-1. 大学との一層の連携強化のため、大学連携課を設置した。また、包括連携協定・連携覚書を締結している大学数（33）を上回る 65 大学に対してこれまでの協力関係や今後の課題を取りまとめ、執務参考資料として機構内で共有した。

➤ 留学制度を活用した人材育成事業の実施に向け、大学との事務の合理化を進めたほか、シリア難民支援や Innovative Asia 等の新規事業を推進した。

3-2. 日本の大学や大学院と連携し、開発途上地域の中核人材の育成や拠点大学の教育・研究能力強化に係る支援や、SATREPS や草の根技術協力事業等による事業を実施した。

➤ TICAD や第 7 回太平洋・島サミットの公約等の実現に向けて大学との連携事業を推進した。

➤ SATREPS では、日本政府のワンヘルスアプローチ推進に資する人獣共通感染症を含む感染症対策の推進において、ケニアでリフトバレー熱の迅速診断キットの開発や製品化を進めた。また、バイオ燃料に係る研究成果を金沢工業大学が草の根技術協力事業を通じて社会実装する取組を開始する等、大学等の科学技術の知見を開発途上国の課題解決に活用する取組を推進した。

4. 地方自治体との連携

全国で「自治体間連携セミナー」を実施し、前年度比 3 倍以上の参加者（693 人）を得て、自治体の海外展開の促進や自治体間のネットワーク構築を行った。

➤ 横浜市と包括連携協定を更新したほか、職員間の合同勉強会の開催（北九州市）や連携実績の他県への展開（埼玉県）等、連携関係を更に深化・発展させた。

➤ 「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」への改訂支援や、「熊本地震からの復旧・復興プラン」も踏まえた県庁への国際協力推進員の配置等を通じ、地方自治体の国際協力や地域活性化に係る政策推進にも貢献した。

5. 地方創生への貢献に向けた取組

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2014 年 12 月閣議決定）を踏まえ、開発途上地域の課題解決を通じて日本の地域活性化にも資する取組を行っている。

➤ フィリピンのビクトリア市への協力を通じ、沖縄県南城市のまちおこしや活性化につながる活動の実施や、国別研修を通じたジョージアと北海道の自治体間の交流関係の構築等が確認された。

➤ ミャンマーでは、機構が支援したミャンマー日本人材育成センターの研修員と延岡市との連携の結果、帰国研修員同窓会により、ビジネスマッチングの場となる「ノベオカフェ」がミャンマー国内に開設・運営された。

➤ ラオスに対する草の根技術協力事業を通じた福井県若狭町での空き家の利活用推進や、フィリピンでの草の根技術協力事業の成果を踏まえた埼玉県とセブ州間の覚書締結や参加企業の海外展開支援事業への参画等、産学官連携による貢献事例が確認された。

<課題と対応>

引き続き、NGO、自治体、大学・研究機関のそれぞれの特性や強みをいかし、開発途上地域の課題解決に資する事業実施を推進するとともに、都道府県庁等の対話の促進や、コンサルテーションの質の向上等を通じて開発協力への参画や連携を促進する。

3-5. 主務大臣による評価

評定：A

＜評定に至った理由＞

NGO との連携推進に向けた取り組みについては、当初計画を上回る NGO-JICA 協議会参加者数 353 人（当初計画 250 人）を確保し、地方の NGO や新規の NGO との連携強化を進めた。これに加えて、関西国際センターでの NGO 定期協議の開始や、NGO と企業の連携を推進するシンポジウムの共催等を通じて、NGO との更なる連携強化を実施した。

民間企業との連携に向けた取り組み状況については、制度の周知・応募関心企業の開拓を積極的に行った結果、民間提案型事業のメディアを通じた報道件数 566 件（年度計画 290 件）、個別相談実施件数 2,326 件（年度計画 1,200 件）と当初計画を大きく上回る実績をあげた。加えて、地方金融機関との連携関係の構築を開始し、計 24 行との業務提携に係る覚書を締結したこと、JICA 債の戦略的活用を実施していることが評価される。

教育機関との連携推進に向けた取組については、年度計画を達成する水準である 33 校の大学との連携実績を取りまとめたことに加え、大学との一層の連携強化のため、大学連携課を設置し、留学制度を活用した人材育成事業の実施に取り組んだことが、日本が有する人材、知見、技術等の活用に係る取り組みとして評価される。

地方自治体との連携に向けた取り組みについては、国際協力への新規参入自治体開拓のために開催した自治体間連携セミナーに、当初計画を大きく上回る計 693 名（当初計画 140 名）が参加し、自治体の海外展開の促進や自治体間のネットワーク構築に貢献した。

地方創生への貢献に向けた取組として、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2014 年 12 月閣議決定）を踏まえ、開発途上地域の課題解決を通じて日本の地域活性化にも資する取組を行っている。具体的には、ミャンマーにおいて、機構が支援したミャンマー日本人材育成センターの帰国研修員同窓会と延岡市との連携の結果、ビジネスマッチングの場となる「ノベオカフェ」がミャンマー国内に開設・運営される等、地方の海外進出に貢献している。

以上を踏まえ、評価指標の目標水準を上回る成果を上げたことに加え、多様な関係者との連携を新たに構築する取り組みを機動的に実施することで、各種連携事業への裾野拡大等の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

＜今後の課題＞（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き、NGO、自治体、大学・研究機関のそれぞれの特性や強みをいかし、開発途上地域の課題解決に資する事業実施を推進するとともに、都道府県庁等との対話の促進や、コンサルティングの質の向上等を通じて開発協力への参画や連携を促進することに期待したい。また、翌年度の定量的指標の達成目標設定に際しては、過年度の実績等を踏まえた適切な水準を設定されたい。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

・東京以外の地域での JICA と NGO の定期協議の事例として JICA 関西の取り組みが紹介されたことを歓迎する。ぜひ同様の取り組みを他の国内機関においても実施し、JICA と NGO の連携の全国展開へとつなげていただきたい。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|---------------------|---|
| No. 10 | ボランティア |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱，平成 28 年度開発協力重点方針，日本再興戦略 |
| 当該事業実施に係る根拠（個別法条文等） | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力，0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|---|--------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | 達成目標 | 基準値 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 |
| ◎スポーツ職種ボランティアの新規派遣人数（人） | 120 | 81 | | | 新規 | 219 | 231 |
| ◎JICA ボランティアウェブサイトのページ閲覧数 | 900 万* | | | | 818 万 | 676 万 | 787 万 |
| ◎連携ボランティアの人数（人） | 100 | 83 | | | 新規 | 146 | 166 |
| ◎企業・自治体向け報告会（回） | 4 | | 5 | 7 | 8 | 9 | 8 |
| JICA ボランティアウェブサイトの年間訪問回数 | | 164 万 | | | 新規 | 169 万 | 229 万 |
| 開発課題に沿ったボランティアの実績（国別ボランティア派遣計画の開発課題への合致率／シニア海外ボランティア） | | | 84%/83% | 80%/87% | 74%/85% | 79%/82% | 84%/80% |
| ②主要なインプット情報 | | | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 |
| 従事人員数（人） | | | 46 | 50 | 56 | 56 | 56 |

◎2016 年度計画の評価指標 *2016 年度計画で目標値を新規設定。

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標 |
|--|
| <p>中期目標</p> <p>ボランティア事業は，開発途上地域の経済及び社会の発展，復興への寄与，我が国と開発途上地域の友好親善及び相互理解の深化，並びに国際的視野の涵養と経験の社会還元を事業の目的とする。本事業を取り巻く環境の変化に対応するため外務省が平成 23 年に行った海外ボランティア事業のあり方及び同事業の実施のあり方の抜本的な見直しの結果を踏まえ，事業の質向上のための事業実施体制や運営手法の改善，ODA の他事業や専門性を有する企業，地方自治体，NGO，他機関等との連携の強化，帰国後の社会還元支援を含む，国民が安心して参加できるような取組の強化，事業にふさわしい評価の実施，ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施する。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>ボランティア事業は，開発途上地域の経済及び社会の発展，復興への寄与，我が国と開発途上地域の友好親善及び相互理解の深化，並びに国際的視野の涵養と経験の社会還元を事業の目的とし，効果的かつ効率的に実施する。本事業を取り巻く環境の変化に対応するため外務省及び機構が行った平成 23 年 7 月の海外ボランティア事業のあり方及び同年 8 月の同事業の実施のあり方の抜本的な見直し（「草の根外交官：共生と絆のために～我が国の海外ボランティア事業～」）の結果を踏まえ，事業の質向上のための事業実施体制や運営手法の改善，ODA の他事業や専門性を有する企業，地方自治体，NGO，他機関等との連携の強化，帰国後の社会還元支援を含む，国民が安心して参加できるような取組の強化，事業にふさわしい評価の実施，ボランティアの活動状況・成果・帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を着実に実施する。</p> <p>具体的には，</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発課題の解決に資する事業の実施や他事業及び他機関との連携を通じて事業の質を高める取組を促進する。 ● ボランティアの活動状況の「見える化」の取組を進める。 ● 派遣中ボランティアの現地活動の支援を強化する。 ● 国民参加型事業として，多様な人材の参加を促進するために，自治体，民間企業，大学等との連携 |

| |
|--|
| <p>の強化に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発ニーズを満たす人材の養成・確保を進めるために、より効果的で効率的な募集・選考、訓練・研修への改善を進める。 ● 帰国ボランティアの社会における積極的な活用を進めるための具体的な方策を検討・実施するとともに、グローバルな視点を有するボランティアの経験の社会還元及び帰国後のキャリアアップへの側面支援等の取組を強化する。 |
| <p>年度計画</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国別ボランティア派遣計画の更なる活用、課題別の事業実施体制への改編、職種別派遣計画の充実を通じ、開発課題に沿った新規案件形成に引き続き取り組む。また、2015年度に開催したボランティア事業の方向性に係る有識者懇談会の提言結果を受け、具体的な取組を検討する。 ② スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）に貢献すべく、スポーツ分野のボランティア派遣倍増計画を着実に進めるとともに、スポーツ（障害者スポーツを含む）を通じた開発の取組を強化するために、関係機関との連携強化を進める。 ③ ボランティア事業の活動状況を一層周知し、日本社会へのボランティア経験の還元を図るため、ウェブサイトのコンテンツ充実を通じた事業広報を行う。 ④ 派遣中のボランティアの課題対応能力を強化するため、活動計画の策定支援及び海外拠点を通じた活動状況のモニタリング、在外研修、本邦からの調査団派遣による支援等を実施する。 ⑤ 国民参加型事業として地方自治体、企業、大学等の多様なリソースを活用するため、連携案件の形成を強化し、現地課題の解決、開発効果の発現を促進する。また、帰国隊員向けにキャリアアップ支援を行い、その一環として復興・地域起こし関係機関との連携強化、企業・地方自治体向け報告会の開催や帰国後研修等、帰国隊員の進路開拓支援を行う。 ⑥ 応募者の利便性を高めるため、募集情報のウェブサイト掲載を拡充し、ウェブサイト（ペーパーレス）による応募・選考制度を試行導入する。また、訓練、研修の効果向上のため、2013年度に導入した新訓練プログラムのレビューや技術補完研修の改善に取り組む。 |
| <p>主な評価指標 （定量的指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SFT 隊員の 2016 年度新規派遣数：120 人 ・ JICA ボランティアウェブサイトのページ閲覧数：900 万 ・ 連携ボランティアの人数：100 人、企業・地方自治体向け報告会：年 4 回 |

3-2. 業務実績

指標 10-1 開発課題に沿ったボランティア派遣の状況

1. 開発課題に沿ったボランティアの派遣

(1) 開発課題に沿った派遣状況（国別ボランティア派遣計画の更なる活用）

- ・ 全ての協力対象国（77 か国）に国別ボランティア派遣計画を策定し、重点開発課題に沿った案件形成を推進した結果、開発課題に沿った派遣者数は全体の 84.3%（JV85.3%、SV 79.7%）となった（2015 年度比約 5.4%増）。

表 10-1 ボランティアの派遣実績（単位：人）

| | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 青年海外協力隊（JV） | 948 | 1,081 | 1,267 | 1,198 | 1,132 |
| シニア海外ボランティア（SV） | 246 | 268 | 271 | 256 | 218 |
| 日系社会青年ボランティア | 31 | 43 | 57 | 49 | 86 |
| 日系社会シニア・ボランティア | 15 | 13 | 16 | 15 | 32 |
| 合計 | 1,265 | 1,405 | 1,611 | 1,518 | 1,468 |

(2) 新規案件形成と充足率向上に向けた取組

- ・ 課題解決に資する案件形成（職種別ボランティア事業計画の作成）：主要 19 職種の職種別ボランティア事業計画を作成し、課題解決に資する案件の形成や要望調査票の作成を重点的に進めた。この結果、全体の 85.6%（前年度比 4.8%増）が開発課題に沿った案件となった。
- ・ 要請に対する充足率の向上：応募者が少なく充足率の向上が課題となっている農林水産分野、保健医療分野について大学・自治体との連携を進め、人材の安定的な確保に取り組んだ。特にモンゴル

とベトナムでは大学連携により複数のボランティア案件を形成した。また、応募者が多い青少年活動職種に関しては、資格要件・活動内容が類似した小学校教諭職種への振替を柔軟に行うことで、小学校教育職種の充足率の向上と応募者の参加機会の拡大を図った。

2. グループ型派遣の促進

- **グループ型案件の実施**：複数のボランティアの活動をグループ化することで開発課題により効果的に貢献するため、案件数を整理（2015年度67件から2016年度51件）しつつ、新たに222名（2015年度216名）を派遣した。
- **ケニア**：矯正保護施設能力向上の技術協力プロジェクトのフォローアップとして青少年活動ボランティアのグループ型派遣を実施した。同国の矯正保護の課題を募集時に積極的に発信し、保護観察・矯正施設現職職員の応募につなげたことにより、効果的な活動展開が期待されている。
- **ラオス**：看護・助産サービスの向上を目的としたグループ型派遣により、母子健康手帳の普及を支援した。現場の医療従事者がより効果的に母子健康手帳を使用するためのガイドブックの策定に協力し、配属先病院等の現場職員等約100名を対象にトレーニングを実施（7月）。
- **フィジー**：環境教育（11名）と廃棄物処理（1名）をグループ型で派遣した。技術協力事業とも連携し、学校での環境教育実施能力や廃棄物削減の啓発、分別有機ゴミ量のモニタリング能力の強化、エコバックの普及等の活動を実施した。ナンディ市では27校が参加し602枚のエコバックを販売、ラウトカ市では31校が参加し、150枚のエコバックを販売しており、同様の取組が周辺地域に拡大している。

3. 開発効果の向上に向けた取組

- **投入管理シートの活用促進**：開発課題への貢献を高めるべく課題別事業実施体制を強化し、国別ボランティア派遣計画の投入管理シートのレビューを事業展開作業用ペーパーと同時期に行うことで、他事業との案件形成の調和化を図った。
- **他事業との連携推進**
 - **パラグアイ**：帯広畜産大学との連携のもと、ボランティア8名を派遣。また、本邦研修「酪農生産技術改善」により、同大学でボランティアの同僚やモデル農家等関係者6名を受け入れ、酪農技術や地域関係者間の連携手法等にかかる技術研修を実施した。
 - **モザンビーク**：「ニアッサ州持続的村落給水・衛生改善プロジェクト」との連携（No. 10-4 参照）

4. 2015年度に開催された「ボランティア事業の方向性に係る有識者懇談会」の提言への取組状況

- **目的の再整理**：ボランティア事業の意義を再確認するとともに、強みをいかす取組を推進すべく、①開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、②異文化社会における相互理解の深化と共生、③ボランティア経験を活かした社会還元、の3点に目的を再整理した。
- **より魅力ある事業への取組強化**：派遣中ボランティアの技術支援の強化、参加層拡大のための応募時年齢の緩和や大学連携ボランティアの推進、Sport for Tomorrowに貢献するスポーツ分野職種の積極的案件的形成等に新たに取り組んだ。
- **評価の取組**：ボランティア活動の達成度を確認するため、ボランティアと現地配属先が作成・共有する活動結果表の様式・作成要領等の見直しを検討した。

5. 国際機関や他ドナーとの連携状況

(1) 他援助機関との連携

- JICA-KOICA 国際ボランティアフォーラム：2016年7月にアジア地域のボランティア団体の知見の発信・拡大を目指し、アジア初となるSDGsに関する国際ボランティア事業会議を開催した。SDGs及び東京行動宣言⁸の達成に向けた取組について参加者間で活発な議論が行われた。
- 国際ボランティア会議（IVCO）：ボランティアの開発効果に係る学際的研究に限られる中、機構が行ったボランティアの開発効果に係る研究成果や、KOICAや国連ボランティア計画（UNV）との共同研究の成果を共有し、IVCO2016の成果文書であるボン宣言の策定に貢献した（10月）。
- UNVとの連携協定：包括連携協力の覚書を締結した（11月）。従来のボランティア派遣に加え、ボランティアに関する共同研究、人事交流等についても合意した。

(2) 現場での連携

- ミャンマー：特別支援学校において機構とKOICAのボランティアが異なる職種（障害児・者支援、理学療法士）で協働し、現地スタッフの知識・技術力の向上に貢献した。
- モンゴル：米国平和部隊、KOICAのボランティアと小学校教育、看護師等のボランティアが協力して健康教育に関するセミナーを10回共催した。セミナーの内容を書籍にまとめて関係機関等へ配布し、健康教育の現場での実践を促している。

指標 10-2 国際機関や他ドナーとの連携推進に向けた取組状況

1. SFTに貢献するボランティアの派遣状況

- SFTボランティアの派遣：231名（長期119名／短期112名）の体育・スポーツ職種ボランティアを派遣し、SFT公約達成に寄与した（2015年度229名：長期112名／短期117名）。
- スポーツと開発ポジション・ペーパー：SFTに係る取組強化に向け、開発課題の観点から体育・スポーツ分野の取組を整理した事業実施指針「スポーツと開発ポジション・ペーパー」を策定した。
- 国際社会への発信：50か国のスポーツ担当大臣が出席する文部科学省主催「スポーツ・文化・ワールド・フォーラム／スポーツ大臣会合」に機構理事長が参加し、機構の協力経験の共有とスポーツを通じた国際協力の意義を発信した。各国関係者にボランティア事業の取組が認知された。
- リオ・オリンピック・パラリンピック：サモア派遣ボランティア（柔道）の教え子が出場し、ボランティアもコーチとして参加した。また、他に派遣中ボランティアが指導する3名（ソロモン陸上競技2名・モンゴル柔道1名）が選手として出場した。これらの成果はメディアを通じて国内外に発信され、機構の取組及びボランティア事業の成果として広く認知された。

2. 関係機関との連携強化

- 野球：日本野球機構（NPB）と連携協力覚書を締結し、派遣ボランティアに対する事前研修やNPBが作成した児童向け野球教本の提供・利用等により、ボランティア活動の質の向上が図られた。また、NPB独自の海外での取組を機構が側面支援することにより、NPBの目指す日本型野球の裾野拡大にも貢献した。また、読売新聞社とも覚書を締結し、同社が実施する「世界の野球グローブ支援プロジェクト」と連携して、ボランティアが活動する5か国に中古野球用品を寄贈した。アルゼンチンでは派遣中ボランティアと連携し、元プロ野球選手による現地技術指導を実施した。

⁸国際ボランティア会議（IVCO）2015にて提唱された取組目標。国際ボランティア団体がより連携を強化しSDGs達成に向けて取り組むことが合意された。

- ・サッカー：2015年度に締結したJリーグ、日本サッカー協会（JFA）との連携協定に基づき、Jリーグが日本国内のファンから収集した中古ユニフォーム・ウェアを、スリランカで活動中のボランティアを通じて児童・生徒に配布し、現地との橋渡しを行った。また、関連職種のボランティアが派遣前にJFAを訪問し、ボランティア活動中にJFAから助言を得られる環境を整備した。
- ・ラグビー：ボランティア帰国報告会に日本ラグビーフットボール協会と関係の深い世界ラグビー協会、アジアラグビー協会関係者を招いてボランティア案件形成・要請開拓について意見交換した。

指標 10-3 ボランティアに対する一般国民の理解促進に向けた取組状況

1. 「見える化」促進のためのウェブサイトコンテンツの充実

- ・閲覧数：ボランティアウェブサイトの訪問回数 229 万（2015 年度 169 万）、サイト中の記事の閲覧数（ページビュー）787 万（同 676 万）を達成した。
- ・ウェブサイトコンテンツの充実：帰国ボランティアのインタビュー記事「人とシゴト」の月次更新、事例掲載数の拡大（前年度比 12 人増）、活動中ボランティアのブログ「世界日記」執筆者の定期的な更新等により内容を拡充した。また、帰国ボランティアを交えたトークイベントを開催し、タイアップ記事をメディアを通じて掲載した。特に「ハフィントンポスト」では 17,523 回記事が閲覧され、ボランティアウェブサイトへの訪問誘導に寄与した。
- ・ソーシャルメディアの活用：最新の募集情報や写真・動画を活用した記事を制作し、毎日発信した結果、Facebook の青年海外協力隊事務局公式ページは 8 月に「いいね！」数が 2 万に達し、年度末には 3.4 万を達成した。

2. ウェブサイト掲載以外の一般国民の理解促進に向けた取組

- ・マグサイサイ賞受賞関連：50 年以上にわたり現地の人々と共に活動してアジア地域の経済社会発展に果たした貢献が認められ、アジアで社会貢献などに傑出した功績をあげた個人や団体に贈られる「ラモン・マグサイサイ賞」を日本の団体としては初めて青年海外協力隊が受賞した。
- ・これを機に、理事長によるトップ広報をはじめ、積極的なニュース・リリースを展開した結果、国内外の多くのメディアにボランティア事業が掲載され、広報効果が得られた（新聞掲載数：国内 57 紙 86 記事、現地 12 紙 28 記事。TV ニュース 4 局）。

指標 10-4 ボランティアの現地活動に対する支援状況

1. 活動計画表の策定支援及びモニタリングの推進

- ・活動計画表の策定実績：ボランティアが配属先と協議して作成する活動計画表を活動支援及びモニタリング用ツールとして活用するとともに、活動終了時に同計画に対する活動結果表をとりまとめて配属先と合意、確認した（活動計画表は 100.0%、活動結果表は 99.3%のボランティアが作成。活動終了時のボランティアの満足度は 98.1%（2015 年度 98.1%）と、前年度並みの高水準を維持している。
- ・在外研修：派遣中ボランティアの活動支援と課題対応能力の強化を目的として、21 件の在外研修を実施した。ボランティアの課題対応能力強化に向け、在外（事務所・ボランティア）が企画する研修に加えて本部でも研修を実施した。
 - ▶ エクアドル：周辺国の環境分野ボランティアと配属先の同僚が参加して廃棄物処理に関する在外研修を実施した。本邦研修参加者である配属先の同僚も協力して日本の廃棄物処理手法の現地適用事例を共有し、参加者の課題取組姿勢の向上や周辺国間の協力関係の構築につながった。

- ▶ **モザンビーク**：「ニアッサ州持続的村落給水・衛生改善プロジェクト」と連携し、南部アフリカ7か国より22名のボランティアが参加し、水・衛生分野に関する在外研修を実施。講師や技術協力プロジェクト専門家らが水衛生・水質検査やファシリテーションに関する講義を実施。研修では、各ボランティアが活動に係る問題点を共有し、水管理組合の組織強化や地域住民の衛生啓発等、今後の活動に向けたアクションプランを作成した。

2. 派遣中ボランティアへの技術的支援の拡充

- ・**技術的支援の実施**：技術顧問も参加して派遣中ボランティア向け巡回指導調査（20件）の派遣等を通じ、在外拠点及び派遣中ボランティアに助言、指導した。同調査で得られた知見を職種別、国別ボランティア派遣計画に反映し、各国の開発課題及び課題に対応したボランティア職種の日本国内でのリソース賦存状況を考慮した新規案件形成に活用した。さらに、知見の蓄積・共有・発信・活用促進のためのボランティア成果品登録制度や、メーリングリスト、Facebookの開始、技術情報支援制度等の活用促進を図った。

指標 10-5 自治体、企業、大学等との連携推進に向けた取組状況

1. 民間連携ボランティア派遣

- ・**民間連携ボランティアの派遣**：12社17名を新規に派遣した（2015年度14社20名）。
- ・**派遣後の成果**：ボランティアを派遣した企業への調査の結果、参加した社員が実際に駐在員や店舗マネージャーとして赴任するなど海外事業展開に直接従事する事例（タイ、ベトナム）や、参加社員の成長が図られたとして社内の人材開発制度として継続的に利用する事例が確認された。
- ・**広報、事業理解促進に向けた取組**：中小企業を中心とした認知度の向上を目的に広報・セミナーを強化し、包括的な中小企業海外展開支援セミナーとは別にグローバル人材セミナーを6回開催し、102社の参加を得た（2015年度3回、38社）。また、民間連携ボランティアに関心を有する企業44社の参加を得て、ベトナム、スリランカ、ラオス、パラグアイほか計8か国に調査団を派遣し、国内拠点を通じて事後のフォロー（合意書締結や帰国隊員への求人）を実施中。また、普及実証事業を実施中の企業及び覚書を締結した地域金融機関に対し、国内拠点から制度周知を図った。
- ・**派遣促進に向けた取組**：民間連携ボランティアの合意書を締結しながらも派遣に至っていない企業からのボランティア派遣実現に向けたヒアリングを行い、中小企業においては、人材が限られていること、派遣希望国が治安情勢や外交政策上、派遣が困難（バングラデシュ、中国）等の状況を把握した。合意書継続を希望する企業とはコンサルテーションを再開することとした。また、同制度の対象拡大（企業以外の法人）に向けて制度見直し検討に着手した。

2. 自治体連携ボランティア派遣

- ・**現職参加制度によるボランティア派遣**：教育委員会や自治体に対し現職参加制度（派遣及び自己啓発）の理解促進に努め、自治体職員49名、教員108名を新規派遣した（2015年度31名、77名）。
- ・**自治体連携派遣**：沖縄県2名（ラオス、ボリビア）等、7名を新たに派遣した（2015年度7名）。東京オリンピック・パラリンピックでジャマイカのホストタウンとなる鳥取県に連携派遣を働きかけ、職員1名の派遣につなげた。また、パラグアイ移住80周年に際し関係の深い香川県、兵庫県の現職教員を派遣する覚書等の枠組みを形成し、兵庫県から2名の合格者を得た。
- ・自治体連携ボランティアセミナーを通じて好事例や自治体間での課題、ノウハウの共有を図り、効果的な事業管理が浸透した。

3. 大学連携ボランティア派遣

- ・派遣実績：20 大学から 142 名を派遣した（2015 年度 14 大学・119 名）。
- ・派遣拡大に向けた取組：参加学生への教育的効果，開発課題への効果的アプローチ，連携内容のレビュー等について覚書締結大学と定期協議を行い，応募者増を図った。また，学部生を対象にした短期ボランティアの積極的派遣を推進し，その後の長期ボランティアへの参加につなげるべく学内帰国報告会や学内広報を行った結果，大学連携ボランティア（短期）の後に 9 人が長期ボランティアに応募した（2016 年度 6 人）。さらに，2016 年度は北海道大学（獣医学部），東京農業大学，神奈川県立保健福祉大学と新たに覚書を締結し，うち 2 大学から 1 名派遣した（合計 23 大学）。

4. 帰国隊員向けの進路支援状況

- ・帰国後研修：8 回（進路開拓者向け 4 回，現職参加者向け 4 回）実施し，計 364 名が参加した（帰国隊員の参加率 33%：2015 年度 275 名，参加率 32%）。また，企業・自治体向け報告会をそれぞれ 4 回（計 8 回）開催し，民間企業 124 社（延べ 180 社）と 39（延べ 54）自治体が参加した（2015 年度計 5 回）。
- ・自治体等との連携：自治体，教育委員会にボランティアの採用を働きかけた結果，6 団体が採用試験優遇措置を新たに導入した（和歌山県，京都府，熊本県合志市等）。2016 年度は 52 名が採用試験に合格した（2015 年度 64 名）。

5. 復興・地域おこし関係機関との連携状況

- ・熊本地震の復興：被災地の益城町で帰国隊員 11 名による避難所でのボランティア活動を支援した。また，帰国隊員 2 名が益城町役場の職員採用試験に応募・合格し，2017 年度から勤務予定である。
- ・復興庁との連携：復興支援員として帰国ボランティア 5 名が採用され，岩手，宮城，福島の自治体で活動中である（2012 年度からの累計 123 名）。
- ・地域活性化に向けた支援：「日本も元気にする青年海外協力隊 OB 会」に関し，I/U ターン・移住関係機関のボランティア帰国報告会への出席や，帰国隊員との交流の機会を設けることで，日本の地域おこしへの参加を促進した結果，島根県海士町に 2 名が就職した。
- ・グローバル協力隊：日本の地域活性化に取り組む意欲を有する者を対象に，本邦での派遣前の技術補完研修或いは帰国後の社会還元活動を支援するグローバル協力隊制度を創設し，募集・選考要領を作成するとともに，受入れ自治体を開拓した結果，複数の関心表明自治体・団体を得て，1 名が内定した。2017 年度から開始予定としている。

指標 10-6 募集・選考制度及び訓練・研修方法の改善に向けた取組状況

1. 効果的・効率的な募集業務の推進

- ・ウェブ応募の先行導入：下半期からウェブ応募を一部先行導入し，全応募者 1,631 名の 25%（402 名）が利用するとともに，900 件の Web エントリー者の 46.7%が Web による応募に至った。応募者側からは利便性を評価する声が利用者アンケートを通じて確認され，機構側の応募者情報入力作業の軽減等の業務合理化にもつながった。
- ・ウェブサイトの改善：募集説明会開催情報の掲載方法を改善するとともに，動画「青年海外協力隊への道（日本も元気にする青年海外協力隊編）」を掲載し，帰国後のキャリアをよりイメージし易く伝える工夫をした。
- ・応募要件の緩和：応募者の拡充のため，応募時健康状況確認や語学資格証明要件を緩和した。また，体育・スポーツ分野等での現役大学生の参加促進のため，10 月から JV 応募時年齢範囲を「応募時に

満 20 歳以上」から「(応募から約 5 か月後の) 派遣前訓練開始時に満 20 歳以上」に拡大した。

2. 新訓練プログラムモニタリング方式の策定とプログラム見直しの実施

- ・2013 年度に導入した新訓練プログラムをレビューした結果を受けて、2017 年度の派遣前訓練プログラムを改定し、また訓練・研修全体の改善に向けたアクションプランを策定した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

「JICA ボランティア事業の方向性に係る懇談会」の有識者からの提言を踏まえた各種の取組を推進することを期待したい。また、平成 28 年度行政事業レビューの有識者コメントを踏まえ、民間連携ボランティアについては、派遣実績の状況を分析し、制度の一層の活用に向けた制度改善に期待する。

<対応>

「JICA ボランティア事業の方向性に係る懇談会」有識者からの提言に対応して目的の再整理や事業の取組の再評価を行ったほか、活動の達成度が確認できるように活動結果表を見直した。また、事業の効果的な実施に資する提言内容は優先度に応じて引き続き順次実施していく予定。民間連携ボランティアについても、平成 28 年度行政事業レビューにて指摘されたことを受け、実績を伸ばすための制度の改善・見直しを進めており、参加企業へのきめ細かいコンサルテーションとフォローアップを継続している。今後も、国内拠点と共同で中小企業を主たる対象に合意書締結企業の新規開拓を進める予定。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：当初計画に従い着実に評価指標の実績を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、2015 年度の「JICA ボランティア事業の方向性に係る懇談会」の提言も踏まえ、開発課題に沿ったボランティア派遣、国際機関等との連携を含む事業の質の向上、日本国内の様々な主体との連携、ボランティア事業の社会還元を進めた。また、これまでの長年にわたる取組を通じた社会への貢献が認められマグサイサイ賞等の外部からの評価を獲得したほか、ボランティア活動の見える化の促進も進め、以下のような成果を上げた。

1. 開発課題に沿ったボランティアの派遣

1-1. 「JICA ボランティア事業の方向性に係る懇談会」の有識者からの提言を踏まえ、より魅力のある事業にするための取組を強化した。開発課題に沿った案件形成に向け、職種別ボランティア事業計画の作成や海外拠点への案件形成の支援を行うとともに、グループ型派遣や国別ボランティア計画を機構内で共有し、他スキームとの連携を推進して開発効果の拡大を図った。さらに、派遣中の在外研修等の支援を見直すとともに、知見の共有体制を整備することで効果の拡大に努めた。

1-2. 開発課題解決への貢献のため、国際機関や他ドナーとの連携を推進した。

- KOICA とのアジア初となるボランティアフォーラムを開催し、機構の知見や研究成果を共有しつつ、SDGs への貢献に係る議論に貢献した。
- 10 月の国際ボランティア会議においても機構の知見を発信しボン宣言の策定に貢献した。
- 国連ボランティア計画 (UNV) との包括連携協力に係る覚書を締結し、UNV 派遣に加え、知見共有に向けた共同研究や人事交流を行うことを確認した。

2. スポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）に関する取組

日本政府の SFT に貢献するため、231 名のボランティアを派遣し、スポーツ（障害者スポーツを含む）を通じた開発の取組を行った。

- ▶ リオ・オリンピック・パラリンピックでは機構ボランティアが指導した選手が出場することで機構の取組がメディアに取り上げられたほか、スポーツ・文化・ワールド・フォーラムのスポーツ大臣会合で機構の取組を発信する等、機構のスポーツに係る取組の発信を行った。
- ▶ 新たに日本野球機構や読売新聞社と連携協定を締結し、関係機関との連携を推進することで協力の質の向上を図った。

3. 見える化の促進

ボランティアに対する見える化促進について、ウェブコンテンツの充実やソーシャルメディアの拡充を通じて、2016 年度は 787 万のページビューを得、前年度比で 35%増となる 229 万の訪問者数を達成した。

- ▶ アジアで社会貢献などに傑出した功績をあげた個人や団体に贈られる「ラモン・マグサイサイ賞」を日本の団体としては初めて青年海外協力隊が受賞した。これを機に積極的な発信を展開した結果、多くの記事に取り上げられた。

4. ボランティアの現地活動に対する支援状況

在外研修や巡回指導調査等を通じ、派遣中のボランティアへの技術的支援を行った。またボランティア成果品登録制度等を通じ、知見の蓄積・共有を推進した。

5. 自治体、企業、大学等との連携推進

2016 年度は計 166 名の連携ボランティアを派遣した。

5-1. 民間連携ボランティア

セミナー等を通じ裾野拡大に努めつつ、合意書を締結しながらも派遣に至っていないケースに対して個別にヒアリング・アンケート等を実施して派遣を促進した。

5-2. 自治体連携

新たに 6 名を派遣した。大学連携についても、3 大学と新たに覚書を締結し、定期協議を重ねて応募者増を図った。

5-3. 帰国隊員向けの進路支援

帰国後研修や自治体との連携により進路開拓を支援した。

- ▶ 熊本地震の復興支援やボランティア帰国報告会への関連機関の参加勧奨等を通じ、自治体への就職につなげた。
- ▶ 海外のみならず日本国内での貢献を目指したグローバル協力隊制度を新たに発足し、我が国の地域活性化に貢献する活動にも取り組んだ。

6. 募集・選考制度及び訓練・研修方法の改善

ウェブ応募を先行導入するとともに、青年海外協力隊の応募要件の緩和を行った。また、新訓練プログラムのレビューを行い、訓練・研修全体の改善に向けたアクションプランを策定した。

<課題と対応>

「JICA ボランティア事業の方向性に係る懇談会」で各界有識者の意見を集約して取りまとめられた提言を踏まえた事業改善を引き続き進める。また、地方自治体や大学・研究機関、民間企業との連携を通じた多様な形態による参加を推進する。加えて、活動状況、成果、帰国後の活躍状況の「見える化」等の取組を引き続き着実に実施するとともに、ボランティア活動を通じて得た経験・知見の社会への還元を支援し、国民の開発協力への理解と支持を促進する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：S

＜評価に至った理由＞

定量的目標に関して、スポーツ・フォー・トゥモロー(SFT)関連隊員の新規派遣人数等に関して目標を大きく上回る成果で達成していることに加え、質的な成果として2015年度の「JICA ボランティア事業の方向性に係る懇談会」の提言も踏まえた対応を行い、応募者が少なく充足率の向上が課題となっている農林水産分野、保健分野について大学・自治体との連携を進め、人材の安定的な確保に取り組む、対応を行ったことを評価する。

また、50年以上にわたり現地の人々と共に活動してアジア地域の経済社会発展に果たした貢献が認められ、アジアで社会貢献などに傑出した功績をあげた個人や団体に送られる、「ラモン・マグサイサイ賞」を日本の団体として初めて青年海外協力隊が受賞したことは、ボランティア活動の見える化の促進にもつながる顕著な成果として高く評価される。

開発課題に沿ったボランティアの派遣については、アジア初となるボランティアフォーラムをKOICAと連携して開催したこと、UNVとの覚書締結の成果は、SDGsの推進にも資する戦略的な取組として評価する。

スポーツ・フォー・トゥモロー(SFT)に関する取組については、2020東京オリンピック・パラリンピックも見据えて取り組んだ結果、関連隊員の新規派遣人数が当初目標を大きく上回る231人(当初目標120人)を達成したことは、限られた資源の中で最大限の成果を上げていると評価される。加えて、リオ・オリンピック・パラリンピックにおいて機構ボランティアが支援した選手が出場したことや、日本野球機構、読売新聞社との連携協定の締結など、広報的成果や協力の質向上に資する取組を実施している。

見える化の促進に関する取組については、アジアのノーベル賞といわれる「ラモン・マグサイサイ賞」を日本の団体としては初めて青年海外協力隊が受賞したこと、また受賞について積極的な発信に努め、多くの記事に取り上げられたことが高く評価される。また、JICAボランティアウェブサイトのページ閲覧数は、当初計画には及ばない787万件(当初計画900万件)の結果であったものの、ウェブコンテンツの充実やソーシャルメディアの拡充に努め、前年度比で35%増となる229万の訪問者数となっており、当初計画に沿った取組を進めたと判断できる。

自治体、企業、大学等との連携推進に向けた取組については、各連携スキームによる派遣が166名(当初計画100名)となったほか、企業・自治体向け帰国報告会を8回(当初計画4回)実施する等、初期の目標を大きく上回る実績となったことに加え、熊本地震の復興支援や、グローバル協力隊制度の新たな発足を通じて、多様なリソースの活用や連携案件の形成に取り組んだ。

以上を踏まえ、評価指標の目標水準を上回る成果を上げており、また、SFT等に係る我が国の国際公約への貢献、国内の様々なリソースとの連携強化に向けた機動的な取組が認められることに加えて、質的に顕著な成果として、日本の団体として初となる「ラモン・マグサイサイ賞」を受賞し、機構の取組が対外的にも高く評価されていることから、中期計画における所期の目標を顕著に上回る成果が得られていると認め、「S」評価とする。

＜今後の課題＞ (実績に対する課題及び改善方策など)

平成29年度行政事業レビューでの有識者コメントを踏まえ、応募者の減少に対応するため、より有効な広報の在り方について引き続き検討・見直しを実施し、また多様化する開発途上国のニーズを満たすため、要請数に対して応募者が少ない職種に関する業界・団体への一層の働きかけ等に取り組むことを期待する。

＜その他事項＞ (有識者からの意見聴取等)

特になし。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|----------------------|--|
| No. 11 | 市民参加協力 |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱, 平成 28 年度開発協力重点方針, 「NGO と ODA の連携に関する中期計画～協働のための 5 年間の方向性～」, まち・ひと・しごと創生総合戦略 |
| 当該事業実施に係る根拠 (個別法条文等) | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|---|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 主要なアウトプット (アウトカム) 情報 | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| 草の根技術協力事業等の効果向上及び効率化に向けた取組状況 | | | | | | | |
| ◎草の根技術協力事業の応募数 (件) | 150 | 210 | | | 新規 | 210 | 195 |
| ◎「世界の人々のための JICA 基金」応募数 (件) | 25 | 24 | | | 新規 | 24 | 38 |
| 市ヶ谷ビル地球ひろば利用者の満足度 (5 段階評価アンケートのうち上位 2 段階の評価の比率) | | | | | | | |
| ◎体験ゾーン団体訪問利用者 | 90% (2016 年度) | 97% | 96% | 97% | 95% | 95% | 95% |
| ◎体験ゾーン一般訪問利用者 | 90% (2016 年度) | 94% | 94% | 94% | 94% | 95% | 95% |
| ◎登録団体 | 70% | 78% | 79% | 80% | 76% | 72% | 76% |
| 開発教育の質の向上に向けた取組状況 | | | | | | | |
| ◎開発教育に関する機構ウェブサイトへのアクセス | 170,000 (2016 年度) | 169,382 | 185,110 | 191,452 | 187,357 | 167,540 | 196,801 |
| ◎開発教育に関する研修の参加実績 | 9,000 人 (2014 年度) | 13,427 | 13,644 | 11,798 | 10,149 | 9,616 | 10,299 |
| NGO 等に対する研修プログラム等の実施状況 | | | | | | | |
| NGO 向け研修の回数 (件) | | | 47 | 44 | 46 | 39 | 48 |
| NGO 向け研修の参加者数 (人) | | | 381 | 443 | 478 | 516 | 988 |

◎2016 年度計画の評価指標

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標 |
|---|
| <p>中期目標</p> <p>2. (4) 国民の理解と参加の促進 (ロ) 市民参加協力</p> <p>NGO や自治体, 教育機関等知見と技術を有する団体が担い手となる事業を実施することは, ODA に対する国民の理解増進に資するものであり, 現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から, 機構は, NGO 等との連携を推進し, 草の根技術協力事業の実施に当たっては, 開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として, 政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い, 草の根レベルのきめ細やかな協力を行う。また, 幅広い国民の参加を得るため, 主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに, 手続のさらなる迅速化に努める。</p> <p>国民の理解と参加の促進を目的として, NGO, 教育機関, 地方自治体等の様々な団体・個人が発意し, 自ら取り組む国際協力活動に対し, 支援サービスを提供する。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>1. (4) 国民の理解と参加の促進 (第 1, 2 段落は, 中期目標と同一のため省略)</p> <p>具体的には,</p> <ul style="list-style-type: none"> ●草の根技術協力事業については, 幅広い国民から事業の趣旨に合致した応募を得るために, 対象協力地域に関する情報や事業例等をわかりやすく説明するよう努めるとともに, 事業の効果発現と成 |

| |
|--|
| <p>果向上に向けた体系的な事業運営の改善及び事務手続きの一層の簡素化・迅速化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国内拠点等を通じて、地域に密着した国際協力活動を支援するとともに、NGO や教育機関、地方自治体等との連携の強化等により、開発教育の質の向上に取り組む。 ● 国際協力の実践を目指す NGO 等に対し、人材育成、組織強化、事業マネジメントの向上等を目的としたプログラムを推進する。 |
| <p>年度計画</p> <p>1. (4) 国民の理解と参加の促進</p> <p>(ロ) 市民参加協力</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 草の根技術協力事業及び「世界の人々のための JICA 基金」の効果向上及び効率化に向けた制度改善を行い、定着を図る。特に、両事業への中小規模の新規 NGO 等の参加促進のための更なる制度見直しや広報拡充を行うとともに、事業効果確認のための調査・評価等の評価制度や経理・手続きの更なる簡素化を行う。 ② 草の根技術協力事業 10 年の振り返り分科会、行政事業レビュー及び外務省第三者評価の指摘を踏まえ、国際協力に関わる NGO 等の組織強化、事業運営能力の向上等のため、2015 年度に見直した NGO 支援事業を推進する。そのために、国内拠点主導の実施体制への変更や新制度による事業の実施・定着を図る。 ③ 地球ひろば（市ヶ谷・名古屋）を通じて、市民による多様な国際協力への参加や理解の促進を行う。 ④ 国内拠点を中心とした NGO、教育機関、地方自治体等との連携強化を通じて、開発教育を実践する人材の能力向上や各種プログラムの内容改善等を図り、開発教育支援の質の向上に努める。 ⑤ 開発教育・国際理解教育の推進を図るべく、次期学習指導要領策定の動向や方向性を踏まえ、文部科学省や関係機関との連携を強化する。 |
| <p>主な評価指標 (定量的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 草の根技術協力事業及び「世界の人々のための JICA 基金」の応募数：150 件、25 件 ・ 市ヶ谷地球ひろば利用者の満足度（5 段階評価アンケートのうち上位 2 段階の評価の比率）：体験ゾーン利用者 90%、登録団体 70% ・ 開発教育に関する JICA ウェブサイトのページ閲覧数：17 万 ・ 開発教育に関する研修実施人数：9,000 人 |

3-2. 業務実績

「NGO と ODA の連携に関する中期計画～協働のための 5 年間の方向性～」(2015 年 6 月, NGO・外務省定期協議会) も踏まえ、地域の多様なアクターとの連携 (No. 9-1 参照) を基盤とし、開発協力における参加と協働、市民の NGO 活動に対する参加等への拡大といった各側面からの NGO/CSO との連携を戦略的に強化して事業を展開すべく、以下のような取組を行った。

指標 11-1 草の根技術協力事業等の効果向上及び効率化に向けた取組状況

1. 草の根技術協力事業の実績・成果 (実績：表 11-1)

(1) 中小規模の新規 NGO 等の参加促進に向けた取組

- NGO 等活動支援事業の活用：(No. 11-2 参照)
- 自治体間連携セミナーの実施とニーズ発掘：地域活性化特別枠については、自治体間連携セミナーを実施して、潜在的なニーズの掘り起こしに努めた。(No. 9-4 参照)

表 11-1 草の根技術協力事業の実績 (単位：件)

| 分類 | | 応募 | | 新規採択 | | 実施 | | コンサルテーション | |
|-----------|-------------------------------|------|------|------|------|------|------|-----------|------|
| 事業形態 | 提案団体 | 2015 | 2016 | 2015 | 2016 | 2015 | 2016 | 2015 | 2016 |
| 草の根協力支援型 | NGO, 大学, 公益法人 (国内外での実績 2 年以上) | 67 | 67 | 29 | 29 | 23 | 36 | 399 | 404 |
| 草の根パートナー型 | | 76 | 59 | 28 | 26 | 95 | 94 | 313 | 272 |

| | | | | | | | | | |
|------------|-------|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 地域提案型 | 地方自治体 | | | | | 15 | 1 | | |
| 地域経済活性化特別枠 | | | | | | 58 | 38 | | |
| 地域活性化特別枠 | | 66 | 69 | 31 | 49 | 55 | 89 | 160 | 320 |
| 合計 | | 209 | 195 | 68 | 100 | 246 | 258 | 872 | 996 |

2. 草の根技術協力事業の開発効果の拡大

(1) コンサルテーションの実施，強化

- **国内拠点，海外拠点間のコンサルテーションに係る情報共有の強化**：国内拠点の「市民参加の拡大」の観点と，海外拠点での「開発の貢献」の視点の双方のバランスに留意した事業の形成・実施に取り組んだ。具体的には，応募，採択後，案件実施中の各段階で，各拠点で得た応募・実施団体に係る情報共有を，草の根技術協力事業担当者の合同会議や実施監理研修，業務公電による周知等により強化・徹底した。
- **応募・実施団体との情報交換会の開催**：東京国際センターでは，草の根技術協力事業の応募・実施団体 56 団体，93 名を対象に，「草の根技術協力事業のよりよい実施のための情報交換会」を開催した（11月）。

(2) 担当者の能力強化

外務省 ODA 評価「草の根技術協力に関する評価（第三者評価）」等での提言を踏まえ，機構の草の根技術協力の担当者の能力強化に取り組んだ。

- **合同研修・実施監理研修（10月）**：初めての取組として，国内拠点 14 か所の担当者 62 人，在外事務所 12 か所の担当者 19 人，国内事業部 12 名による合同会議を実施した。国内拠点，海外拠点間のコンサルテーションに係る情報共有の重要性や具体的な強化策を検討した。また，担当者の応募・実施団体に対するコンサルテーション能力の向上のための実施監理研修を実施した。国際協力事業安全対策会議の結果を踏まえ，草の根技術協力事業の安全対策も周知・徹底した。
- **経験共有ワークショップ（5月）**：草の根技術協力事業の約 5 割を担当している東京国際センターの特性を活用し，同センターが実践しているコンサルテーション方法や経験をワークショップで共有した。

(3) 事業効果確認のための調査・評価

- **草の根技術協力事業の事後調査**：行政事業レビュー及び会計検査の指摘を踏まえて試行的に開始した。案件終了後の現況把握のため，事業終了から 3 年経過した案件を対象に，実施団体（NGO や大学，地方公共団体等）及び各事業の現地カウンターパート機関に対してアンケート調査を行った。加えて，今後の事業全体の制度改善に役立てるため，現地カウンターパートや裨益者等を対象に現地調査（フィリピン，カンボジア，ネパール，ケニア）を行い，上述のアンケート調査と合わせ，開発効果の発現要因の分析，日本の地域活性化の事例分析を行った。

(4) 主な優良事例

- **日本伝統治療（柔道整復術）の普及（モンゴル）**：2006 年度から 2009 年度の外務省の日本 NGO 連携無償資金協力，2009 年度以降の草の根技術協力事業（支援型，パートナー型）を通じ，10 年にわたって日本伝統治療（柔道整復術）の普及活動を実施した。結果，モンゴル国内での普及の中核となる指導者の育成・認定や，モンゴル国立医科大学に日本国外で初めて柔道整復術を専門的に学ぶコースが開設され，モンゴル国内でモンゴル人のみで普及活動ができる体制が構築された。事業完

了に係る報告・祝賀会が東京国際センターで実施され、東京オリンピック・パラリンピック担当大臣も参加の下、日本での研修課程を終えた研修員に指導者認定書が授与された（11月）。

- **コミュニティ防災の推進（フィリピン）**：「イロイロ市におけるコミュニティ防災推進事業（フェーズ2）」（地域活性化特別枠）では、横浜市の危機管理政策の経験（災害時の自助・共助の取組等）を活用し、市役所の危機管理態勢強化や障害者等の災害弱者の対応強化、大学と地域防災の連携強化を通じ、イロイロ市全体の地域防災力の向上を支援した。結果、従来現地では防災に対する知識がなく、防災予算も返納せざるを得ないような状況であったが、横浜市の協力により、防災マップや災害時の警報発令等の具体的方策が行政や地域住民に明確に認識された。洪水が頻発する当該地域で、コミュニティレベルで意欲的に防災への備えがなされるようになった。また、防災マップ作成の過程でこれまで地域で見過ごされがちであった障害者への配慮が進む等の成果も見られた。
- **モザンビーク「ジャトロファバイオ燃料を活用した小規模電化プロジェクト」（支援型）**：（No. 9-3 参照）
- **フィリピン「沖縄県南城市モデルを活用したビクトリアス市アグリ・ビジネス／アグリエコツーリズム強化プロジェクト」（地域活性化特別枠）**、**ラオス「チャンパサック県職業訓練校と福井県若狭町による相互の地域発展を目指した木材加工・建築産業の人材育成プロジェクト」（地域活性化特別枠）**：（No. 9「地方創生への貢献に向けた取組状況」参照）

3. 草の根技術協力事業に関する制度改善の導入と成果

2015年度に取り組んだ経理と業務に係る制度改善を国内拠点を通じて実施団体に定着させ、案件の質の向上と手続き負担の軽減の両立を図った。

- **経理・手続きの簡素化**：調達部との協議を踏まえ、草の根技術協力事業に係る経理処理ガイドライン及び業務実施ガイドライン、契約・経理処理に係るフォーマット等の主な課題を抽出し、経理処理ガイドラインを更新した（2017年3月）。
- **相談窓口の設置**：2015年度から試行的に設置した国内拠点の担当者の契約、経理等に係る相談窓口を活用することにより、国内拠点による契約経理業務の透明性や公平性の向上を図った（相談実績213件）。また、蓄積された課題や相談内容は上記の各種ガイドラインへ反映した。
- **調達業務集約化**：草の根技術協力事業の質の向上に向けた国内拠点の体制整備の一環として、5拠点（3支部、2訓練所）の調達業務を試行的に本部調達部に集約した（20件）。調達部との協議、国内拠点からの意見聴取等を行い、2017年度以降の契約事務の本格移行に向けて検討した。

4. 寄附事業実績・成果

(1) 世界の人びとのための JICA 基金（JICA 基金）

JICA基金を通じ、市民や企業からの寄附を中小規模NGO／NPOの国際協力活動支援に活用している。

- **JICA 基金の適正な運営**：2016年度の寄付金受入額は2,542万円（2015年度2,878万円）であり、支援対象事業は13か国16件（うち、新規団体11件）（2015年度6か国11件）であった。
- **広報活動の強化と応募団体の増加**：活用事業の報告は従来ウェブサイトのみで行っていたが、新しい取組として活用事業報告会を実施した（4月）。55人の参加を得るとともに、報告会の模様を収録して機構ウェブサイト上で公開した（テレビ会議接続16か所）。ネットワークNGOの協力を得るなど広報・応募勧奨に力を入れた結果、2016年度の応募は38件となった（2015年度24件）。
- **基金活用団体の経理業務負荷軽減のための業務改善**：従来、契約期間が11月から翌年度8月までと年度を跨いでいたため、精算業務が年度末と契約終了時に2回発生し、団体側の負担となってい

た。これを改善すべく、実施期間を5月から翌年1月までの単年度契約とし、団体の経理業務負荷を軽減した。これに合わせ、募集・選考のスケジュールを見直した。

(2) 使途特定寄附金

- **ラオス・奨学金事業**：株式会社ニコンからの282万円の寄附により、ラオス「ニコン・JICA奨学金制度」を実施した。
- **ブラジル・アマゾン保護区における自然環境分野の研修・教育関連施設建設事業**：伊藤忠商事株式会社から受領した1,900万円の寄附により、2017年度以降にブラジル「アマゾン保護区における自然環境分野の研修・教育関連施設建設事業」を実施する予定。(No. 3-1「自然環境」参照)

5. 安全対策の強化

草の根技術協力事業及びJICA基金活用事業の安全管理を強化した。具体的には、連絡体制・緊急連絡網及び現地業務連絡先届等各種届出の徹底、海外旅行保険付保の義務付け、安全対策研修の実施、研修参加旅費を含む安全対策費用の負担、事業内容を変更せざるを得ない場合の対応方針の決定等を行い、業務委託契約書を見直し、国内拠点を通じて団体に周知した。

指標 11-2 NGO等に対する研修プログラム等の実施状況

1. 新たなNGO等活動支援事業の実施・定着に向けた取組

(1) NGOのニーズに合わせた制度・体制の見直し

2015年度に改正したNGO等活動支援事業の制度や体制の整備を進め、JICA企画型、NGO等提案型の2つのプログラムに大別し、それぞれの執務要領を制定して、内外の関係者に周知した。

- **JICA 企画型**：NGO全体に裨益するプログラムは本部が企画する一方、国内拠点や海外拠点でも担当地域のNGOのニーズを踏まえたプログラムを独自で企画できることとした。
- **NGO 等提案型**：従来は単年度契約のみであったが、NGO側のニーズを踏まえ、提案団体が中・長期的な視点を持った事業を提案・実施できるよう、複数年度契約も可能とした。

(2) **国内拠点主導の実施体制の変更**：東京国際センターが全国の支援事業を主管していたが、各国内拠点が地域のニーズによりきめ細やかに対応できるよう、各国内拠点が主管することとした。

(3) **広報**：全国7拠点での説明会やNGO-JICA協議会、機構ウェブサイト等を通じて周知し、各プログラムの活用を促進した。

2. NGO等活動支援事業の実績・成果

(1) JICA 企画型プログラム (本部企画)

開発途上地域で事業を実施するNGO等の能力強化のため、事業サイクル・マネジメント研修を各国内拠点で実施した。受講後のアンケートでは、概ね5段階評価中の4.0点以上の高い評価を得た。(計32回(基礎編20回/実用編12回)、受講者計477名(基礎編302名/実用編175名))

(2) JICA 企画型プログラム 国内・海外拠点による企画

国内外の各地域・国特有のニーズを踏まえ、NGO等の能力強化や活動促進に係る研修等を、各国内拠点や海外拠点が独自に企画して実施した。(国内3拠点/在外3拠点)(項目No. 9-1参照)

- **国内拠点による企画**：中部国際センター、横浜国際センター、四国支部で企画・実施した。中部国際センターでは、草の根技術協力事業の相談・提案が多数寄せられる一方で、採択まで至るケース

が少ない状況を踏まえ、特に、中小規模の NGO を対象に、プロジェクト計画・立案の理解促進、提案書作成のスキルアップに係るセミナーを実施した。

- **海外拠点による企画**：ベトナム、フィリピン、カンボジアで各事務所の NGO-JICA ジャパンデスクが中心となり、当該国で活動を行う NGO を対象としたプログラムを企画・実施した。カンボジア事務所では、在カンボジア NGO 日本人ネットワークの要望を受け、現場コミュニケーションの能力強化に資する対話型ファシリテーション研修を企画し、実施した。

(3) NGO 等提案型プログラム

NGO の地域特性や事業対象とする開発課題に応じた NGO 等の組織運営や事業展開に係る能力を強化するため、所管する国内拠点がコンサルテーションを実施し、NGO 等を対象とした研修やネットワーク構築の実績がある団体からプログラムの提案を受付けた。この結果、複数年度契約の導入等の制度改善により応募件数が大幅に増加した（応募 13 件、採択 8 件（2015 年度類似案件 3 件、3 件））。

指標 11-3 地球ひろば等を通じた国民参加支援の実績

地球ひろばは、市民の国際協力への参加を促進し、開発途上地域の人々への共感や連帯感を育むとともに、国際協力に関わる市民団体の情報発信や交流、研修を行う機能を担っている。また、運営経験及び展示機能をいかし、他の国内拠点での展示及び外部公共施設での貸出展示も進めている。

1. 地球ひろば（市ヶ谷、中部国際センター）の利用実績

(1) 利用者数の実績（表 11-2, 11-3 参照）

- **市ヶ谷ビル地球ひろば**：2016 年度の利用者総数は 17.4 万人となった。体験ゾーン訪問者は、全体で 3.5 万人、団体訪問者数は全国の修学旅行生を中心に 534 件、1.2 万人に上った。
- **なごや地球ひろば**：中部国際センターなごや地球ひろば（以下、なごや地球ひろば）の 2016 年度の来館者総数は 8.6 万人となり、2009 年 6 月の開設以来の累計来館者数は 61.0 万人となった。団体訪問は学校関係の利用者（毎年 of 定期的な訪問プログラム含む）に加え、地域の社会福祉団体や自治体の市民向けイベントや研修、中学校の社会体験学習等でも利用されている。

表 11-2 地球ひろばの利用実績（単位：人）

| | | 2016 年度 | 2015 年度 | 前年度比 |
|----------|-----------------------|---------|---------|---------|
| 市ヶ谷ビル | イベント利用者（市民団体によるセミナー等） | 92,300 | 77,776 | +14,524 |
| | 体験ゾーン訪問者（相談、展示スペース） | 34,661 | 32,921 | +1,740 |
| | カフェ利用者（食を通じた開発教育支援） | 47,149 | 50,796 | -3,647 |
| | 合計 | 174,110 | 161,493 | +12,617 |
| 中部国際センター | イベント利用者（市民団体によるセミナー等） | 6,223 | 7,466 | -1,243 |
| | 体験ゾーン訪問者（相談、展示スペース） | 26,827 | 25,221 | +1,606 |
| | カフェ利用者（食を通じた開発教育支援） | 52,823 | 56,628 | -3,805 |
| | 合計 | 85,873 | 89,315 | -3,442 |

表 11-3 地球ひろばの団体訪問実績

| | | 2016 年度 | 2015 年度 | 前年度比 |
|----|----------|---------|---------|------|
| 件数 | 市ヶ谷ビル | 534 | 545 | -11 |
| | 中部国際センター | 202 | 219 | -17 |
| | 合計 | 736 | 764 | -28 |

| | | | | |
|----|----------|--------|--------|--------|
| 人数 | 市ヶ谷ビル | 11,528 | 10,863 | +665 |
| | 中部国際センター | 7,224 | 6,322 | +902 |
| | 合計 | 18,752 | 17,185 | +1,567 |

(2) 市ヶ谷ビル地球ひろばの取組

- **JICA 地球ひろば設立 10 周年記念感謝祭**：5 月 28 日に設立 10 周年記念感謝祭を実施した。地球ひろば登録団体 70 団体によるブース出展・活動発表，著名人によるトークイベント等を行い，地球ひろば設立以来最も多い参加者（1,150 名）を得て，多くの市民が地球ひろばの存在を知る好機となった。機構の和文ウェブサイトの 5 月のアクセスログランキングでは感謝祭の記事がトップを記録した。
- **展示機能の改善**：展示スペースを 2 つに隔てていた壁を撤去し，来場者が全ての展示スペースを効率よく見学できるように導線を改善した。また，平面及び球体型 LED ディスプレイを導入し，SDGs について直感的に理解できるインフォグラフィックス等の手法を盛り込んだ映像を映し出すことにより，従来の体験型展示物を有効に活用した展示の改善を行った。
- **SDGs 理解促進への貢献**：SDGs の一般市民への理解促進を図るため，SDGs をテーマにした企画展の開催（2017 年 3 月～9 月）や，新しいシリーズセミナーとして SDGs サロンを立ち上げ，一般市民が SDGs を自分事としてとらえるきっかけを提供している。
- **企画展の開催**（5～9 月）：教育をテーマとし，1.4 万人が来場した（2015 年度 1.1 万人）。
- **セミナー・イベントの開催**：計 62 件を主催した。設立 10 周年記念企画として，地球ひろば登録団体間の交流促進を目的としたセミナーを実施した（10 月，2017 年 2 月）。在京大使館等と協力し，6 か国の展示・写真展・セミナー・料理提供を開催したほか，TICAD VI 関連の展示も開催した。加えて，民間企業等の CSR/BOP 活動に関する展示・セミナーを開催した（計 5 件，参加者 213 名）。
- **近隣居住・勤務者の来館促進**：JR 及び地下鉄市ヶ谷駅に看板広告を設置するとともに，チラシを近隣の大学，公的機関，商店街等に配布し，来館者の掘り起こしを図った。

(3) なごや地球ひろばの取組

- **企画展の開催**：「ぐるぐる循環！水のはなし」（6 月～9 月），「生きる。暮らす。守る。一つながる世界の命と健康ー」（2017 年 1 月～4 月）に加え，TICAD VI に合わせた「パネル展ーアフリカと世界ー」（6 月～9 月），ブラジルでのオリンピック・パラリンピック開催及び JICA ボランティアの募集時期に合わせた「ボランティア写真展ー日本と世界をつなぐ，スポーツのチカラー」（9 月～2017 年 1 月）を開催した。時宜を得た企画により，各種メディアでの報道にもつながった。
- **地域と連携した事業の開催**：中部地域最大の国際交流イベント「ワールド・コラボ・フェスタ」を地域の国際交流協会と共催したほか，隣接する大学の学園祭や地元企業の市民向けイベント等でのブース出展，地域における国際協力・国際交流団体との共催イベントの実施等を通じ，地域との連携を深めるとともに，地域の国際協力の拠点としての機能も高まっている。
- **グローバル人材育成への取組**：大学生を対象とした「グローバルカレッジ」（年 2 回）や市民と国際協力団体とのマッチングイベント「国際協力カレッジ」の開催，夏休みの親子向けイベントなどを実施した。また，開発教育指導者研修（初級編・実践編）や教師海外研修の参加者等による，なごや地球ひろば訪問プログラムの利用等を通じて，国際協力人材の裾野拡大に貢献している。

(4) 利用者満足度

- **市ヶ谷ビル地球ひろば**：「2. 主要な経年データ」参照

- **なごや地球ひろば**：体験ゾーン利用者アンケートの結果，団体訪問利用者の 100%から 5 段階評価のうち上位 2 段階（とても良かった，良かった）を得た（2015 年度 98%）。また，なごや地球ひろばでの主催セミナーに対し，アンケート回答者の 92%から上位 2 段階（大変良い，良い）を得た（2015 年度 92.5%）。

2. 貸出展示（サテライト活動）

- **市ヶ谷ビル地球ひろばによる機構国内拠点での貸出展示等**：計 81 件の貸出展示，イベント出展を行った（2015 年度 73 件）。
- **自治体の総合教育センターでの貸出展示**：埼玉県総合教育センターと覚書を締結して貸出展示を行っており，2016 年度には延べ約 4.6 万人が訪問した（2015 年度約 5.5 万人）。また，群馬，新潟，千葉県の総合教育センターでの貸出展示及び栃木，山梨県の総合教育センターでの資料配架を継続した。
- **科学館での貸出展示**：全国科学館連携協会との覚書に基づく貸出展示として，静岡，北海道，長崎の科学館で地球ひろば作成の「生物多様性一人と自然の共存」を，福岡，愛知で「出動！国際緊急援助隊」を展示した。見学者は約 8.3 万人であった（2015 年度約 5.7 万人）。

3. 情報提供，施設貸出サービス

- **情報提供**：市ヶ谷ビル地球ひろばのメールマガジン新規登録件数は 1,012 件（2015 年度 1,212 件）で，総登録者数は 1 万 1657 件となった。セミナーの告知，ひろばの活動紹介を行う Facebook の「いいね！」5,683 人，Twitter のフォロワー 2,249 人を獲得した（2015 年度 4,115 人，1,628 人）。登録団体主催・機構後援イベントもこれら媒体で積極的に広報している。
- **施設貸出（市ヶ谷ビル）**：市民団体間の情報交換・交流・連携の促進のため，登録団体にセミナールーム，打合せスペース，メールボックス，展示スペース等を提供している。2016 年度末時点で 821 団体が登録し（2015 年度末 790 団体），施設貸出件数は 646 件となった（2015 年度 691 件）。

4. セミナーやワークショップを通じた国民参加の促進

- **セミナーの開催**：各国内拠点，関係外部機関，イベント会場等で合計 6,974 件のセミナー等を国内拠点が開催し，市民が国際協力に取り組む機会を提供した（2015 年度 6,822 件）。
- **国際協力イベント「グローバルフェスタ JAPAN 2016」ほか**：機構は共催者として企画段階から参画し，ブース展示，ステージ発表，ワークショップ等を通じて，開発途上地域の現状や機構の活動を紹介した。2016 年度は地球ひろば 10 周年のアニバーサリーイベントも出展してテーマである SDGs に沿ったプログラムを多数実施し，イベント全体の来訪者は昨年とほぼ同数の約 10 万人であった。（2015 年 10.1 万人）（No. 13-4 参照）。また，例年 8 月に開催される「子ども霞が関見学デー」では，外務省で環境をテーマとしたブース出展を行うとともに，文部科学省では来場者向けに開発教育のワークショップも行った（来訪者 1,600 名）。

指標 11-4 開発教育の質の向上に向けた取組状況

国内外に開発の現場をもつ強みをいかし，児童・生徒向けの事業（出前授業，国内拠点への訪問受入れ等），教員向けの研修（教師海外研修等）の双方により開発教育を推進し，事業の質の向上に向けた取組も行っている。

1. 開発教育の実践者に対する研修

国内拠点における企業や地方自治体との連携による事業の業務の増加を勘案し、地方自治体の教員研修センターやNGO等の既存研修を通じた開発教育支援事業の実施や新たな研修の立上げ等、効果的・効率的な実施に向けた連携強化を図っている。

- **研修実績**：受講者数1万299名（2015年度9,616名）
- **埼玉県教育委員会との連携活動の他県への展開**：埼玉県教育委員会のプログラムで機構による開発教育に係る教員研修を実施してきた経験を他県にも展開した結果、千葉県、新潟県が実施する教員研修の一部で、機構職員による講義を実施することとなった。特に千葉県では、小中学校5年次研修、中学校初任者研修、国際理解研修で1,000名以上の教員に対する研修実施につながった。

2. 教師海外研修の実施、過年度参加者へのフォローアップ

- **研修実績**：実施18件、参加者計138名（2015年度20件、163名）
- **教師海外研修過年度参加者へのフォローアップの実績**：外務省ODA評価「開発人材育成及び開発教育支援の評価」の提言への対応として、地域に構築された教員などの「核」と「ネットワーク」を維持・拡大する取組を全国及び各地域の双方のレベルで実施している。
 - ▶ 全国レベルの研修及び実践報告：8月、2017年2月に東京で実施し、教師海外研修から帰国後も熱心に開発教育を実践している教員23名が参加した（2015年度26名）。
 - ▶ 地域での研修事例：横浜国際センターで実施した開発教育指導者研修（2017年1月）では、過年度の教師海外研修参加者8名がファシリテーター等の指導側となり、開発教育の授業づくりグループワークを実施した。また、教師海外研修の過年度参加者で結成された教員ネットワークグループでは、小学生を対象にネパールを題材とした開発教育の取組を行い、よこはま国際フォーラムで活動報告を行った。

3. 教員ネットワークの活性化を通じた地域での開発教育の推進

- **ネットワーク協議会**：教師海外研修参加者を含め、国際理解教育／開発教育を実践する教員が形成している教員ネットワークの関係者を集めた「ネットワーク協議会」を2017年1月に開催し、教員25名、NGOから4名が参加した（2015年度26名）。
- **開発教育メルマガジンの発信**：2015年度より配信を開始した「開発教育メルマガ」の登録者数は674人となった（2015年度530名）。

4. 出前講座、訪問プログラム、エッセイコンテスト、グローバル教育コンクール等の実績

- **国際協力出前講座**：JICAボランティア、機構職員、研修員等の協力の下、2,216件を実施した（2015年度2,038件）。出前講座の質の向上のため、講師向けの手引きを作成した。東京国際センターのテーマに応じた資料のひな形や全国向け講習会の取組に係る資料を公開し、他地域での活用を図った。
- **JICA訪問プログラム**：国際協力の意義や開発途上地域の現状を伝えることを目的に、計1,513校の訪問を受け入れた（2015年度1,469校）。満足度アンケートでは、回答団体の98%（2015年度98%）が5段階評価の上位2段階（とても良かった、良かった）とした。
- **国際協力中学生・高校生エッセイコンテスト**：SDGsをテーマとした結果、昨年度から1万件以上の増加となる過去最多の8万814作品の応募を得た（内訳：中学生の部5万727作品、高校生の部3万87作品、2015年度6万9,755作品）。中学生・高校生の約80人に1人が応募する結果となり、各学校で生徒自身がSDGsを考えるきっかけ作りに貢献したと推察される。

- **グローバル教育コンクール**：写真部門 203 作品，グローバル教育取り組み部門 77 作品の計 280 作品の応募を得た。(2015 年度 241 作品，91 作品，計 332 作品)

5. グローバル人材育成支援

- 公開シンポジウム「世界潮流から考える日本の教育のミライ」を開催した。シンポジウムには鈴木寛氏（元文部科学副大臣）やグローバルティーチャー賞トップ 10 に日本人として初選出された高橋一也氏も登壇し，140 名が参加した。時代の流れから国際理解教育が大きなムーブメントになる旨が発表され，関係者による今後の活動のさらなる活性化と連携に向けた貴重な機会となった。
- 全国の教員が容易かつ効果的に開発教育を実践できるよう，授業内で活用できる映像を 4 テーマ作成（紛争・難民，イスラム，教育，ODA）し，合わせて授業案を検討した。
- 各国内拠点では，開発教育支援事業を通じ，各地域におけるグローバル人材育成にも貢献している。
 - ▶ **JICA 二本松**：生徒全員が東日本大震災・福島第一原発事故からまだ避難中（被災者）である「ふたば未来学園（SGH 指定校）」に対し，2 泊 3 日のグローバルキャンプを実施し，災害からの復興を果たすグローバルリーダーの育成に貢献した。

6. ウェブサイトの拡充

- **実績**：開発教育のウェブサイトを開発教育・国際理解教育サイト（先生のお役立ちサイト）を新設したことにより，ページ閲覧数は 19.7 万件（2015 年度 16.8 万件）となった。

指標 11-5 開発教育・国際理解教育の推進のための文部科学省等との連携状況

学校教育における開発教育や国際理解教育の位置付けを高め、授業でも開発教育が扱われることも目指して、文部科学省や自治体の教育委員会との連携や、学習指導要領と開発教育の関連付け等に積極的に取り組んでいる。

1. 文部科学省との連携

(1) 次期学習指導要領改訂作業への貢献

市ヶ谷地球ひろば所長が中央教育審議会の専門委員として、次期学習指導要領改訂に向けて実施された「中教審初等中等教育課程部会 社会・地理歴史・公民ワーキンググループ」に参加し、2015 年 12 月より 2016 年 6 月まで計 14 回の会合に参加した。これらの会合の結果を踏まえ、「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ（案）」（2016 年 8 月教育課程部会）及び「幼稚園、小学校、中学校、高等教育及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（2016 年 12 月中央教育審議会）が取りまとめられ、文部科学省より学習指導要領の改訂案が公表された（2017 年 2 月）。会合を通じた主な取組・成果は次の通り。

- **機構の知見・経験に基づく提言**：日本が行ってきた途上国への貢献や難民や紛争などの現代のグローバルな課題を高校生が知り、考察することの重要性を提言した。また、機構、国際機関、NGO 等の外部機関を学校現場がより活用を進めるべき旨を提言した。なお、発言に当たっては、開発教育の知見のある NGO からの意見も参考にした。
- 上記の内容も反映し、以下のとおりの結果となった。
 - ▶ 「**歴史総合**」：4 つの大項目の一つとして「グローバル化と私たち」が設定され、国際社会を背景とした人々の生活や社会の在り方、国際関係の変化を扱うこととなった。
 - ▶ 「**地理総合**」：3 つの大項目の一つとして「国際理解と国際協力」が設定され、世界の多様性のある生活・文化の理解や、地球規模の諸課題とその解決に向けた国際協力の在り方を考察させ

ることとなった。

- 「公共」：「持続可能な社会づくりの主体となるために」という項目で、文化と宗教の多様性や国際平和、国際経済格差の是正と国際協力などを探求する学習を行い、その解決に向けてどのように主体的に関わるかを考えさせることとなった。

(2) 文部科学省との連携による開発教育支援事業

- **教師海外研修・教育行政担当者コースの実施**：ルワンダ、スリランカ、カンボジアに計3件のコースを実施し、文科省から2名、17都道府県から18名が参加した。全参加者が所属先等で報告会を実施したほか、所属先で国際理解教育の実践に係る調査実施や JICA の開発教育イベントでの講演など、研修の結果をその後の活動につなげた参加者もいる。
- **文部科学省著作刊行物への寄稿**：初等教育資料に加え、2016年度の中等教育資料にも、JICA 開発教育支援事業を活用した教員の実践事例等を紹介した。
- **スーパーグローバルハイスクール (SGH) への協力**：文部科学省に指定された SGH に対して各国内拠点を通じて支援している。9月に発表された SGH 中間評価 (2014年度指定校) で最も高い評価を得た高校4校 (56校中の4校) に対しても、学校が取り組むグローバルな社会課題研究に関し、機構の開発教育支援事業を通じて貢献した。
- **こども霞が関見学デー**：文部科学省のプログラムの中で、TICAD VI と絡め、アフリカ・マラウイの出前講座を実施した。25人の児童・生徒及び父兄が参加し、好評を得た。

2. 地方自治体、総合教育センター等との連携による開発教育支援事業

- **オリンピック・パラリンピック教育への貢献**：東京都教育委員会のオリンピック・パラリンピック教育推進支援事業に、出前講座のメニュー (ボランティア経験者・長期研修員) を提供した。小・中学校を対象に、11件の出前講座を実施した。
- **茨城県教育委員会**：茨城県教育委員会との連携を深め、1か年の長期社会体験研修 (インターン) 受入れ、茨城県教育研修センターにおける展示の開催や、教育委員会との定期協議会を開始した。加えて、2017年度より6年次研修でのグローバル人材育成にかかる講師派遣等、新たな連携を構築している。
- **沖縄県**：「沖縄21世紀ビジョン基本計画」に基づき、沖縄県主催「おきなわ国際協力人材育成事業」に協力した。機構在外事務所も協力し、39名の高校生をラオス、ベトナム、スリランカに派遣した。若者の開発途上地域の現状や国際協力への理解を深める機会として非常に有用であり、沖縄県からも高い評価を得た。
- **埼玉県教育委員会**：(No. 9-4 参照)

3. NGO との連携による開発教育支援事業：(No. 9-1 参照)

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き NGO、教育機関及び地方自治体等との意見交換を通じ、市民参加協力事業の裾野の拡大及び、これら事業の開発効果の拡大に向けた取組に期待したい。また、草の根技術協力事業等 JICA の市民参加協力事業のため海外で活動する NGO、教育機関及び地方自治体等関係者について、十分な安全対策を講じるよう要請する。

<対応>

国内拠点、海外拠点間のコンサルテーションに係る情報共有の徹底や、各担当者の能力強化を通じ、応募、採択後、案件実施中の各段階でのコンサルテーションの強化を図り、また、事業効果確認のための調査を新たに開始し、市民参加協力事業の開発効果の拡大に取り組んだ。なお、コンサルテーションの一環として、NGO等活動支援事業の制度を見直し、本部だけでなく国内拠点や海外拠点がプログラムを企画できることになり、各地域や国の状況やNGO等のニーズを踏まえた支援を行える制度とした。

安全対策については、安全対策研修の実施やNGO-JICA協議会等で「国際協力安全対策会議最終報告書」を踏まえた機構の安全対策の説明及び意見交換を行った。草の根技術協力事業及びJICA基金について、安全対策に係る研修を導入すると共に研修参加旅費を含む安全対策費用の負担や契約書の見直し等を行い、国内拠点を通じて団体に周知した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、NGO側のニーズを踏まえ、草の根技術協力事業や開発教育等の裾野拡大と事業の効果向上が好循環を生み出すための取組を行うとともに、国際協力やSDGs等の理解促進に向けた次期学習指導要領改訂への貢献等を通じ、将来的な開発教育の広がりや資する重要な成果を上げた。

1. 草の根技術協力事業等の効果向上及び効率化に向けた取組

1-1. 制度改善を行ったNGO等活動支援事業の活用や、自治体間連携セミナーを通じて中小規模のNGOや自治体の参加促進に取り組み、草の根技術協力事業の応募数は195件となった。「世界の人々のためのJICA基金」については活動事業報告会を実施し、ウェブサイト等を通じて広く発信したほか、ネットワークNGOとの広報・応募推奨を行い、応募数は38件となった。

1-2. 裾野拡大に向けた取組を基礎に、国際協力に参加した団体による事業効果の拡大のため、国内拠点と海外拠点の情報共有の徹底や合同研修・実施監理研修を行い、応募、採択後、案件実施中の各段階でコンサルテーションの質の向上に取り組んだ。さらに、事業効果を確認するため、草の根技術協力事業の事後調査を試行的に開始した。

- モンゴルにおける日本伝統治療（柔道整復術）の普及体制の構築、フィリピンにおけるコミュニティレベルでの防災対策の実践や障害者の配慮等、草の根技術協力事業での具体的な成果が確認された。

2. NGO等に対する研修プログラム等の実施

2015年度のNGO-JICA協議会での検討協議等の結果を踏まえ、NGO等活動支援事業制度見直し、本部だけでなく、国内拠点や在外事務所が、各地域や国の状況やNGO等のニーズを踏まえた支援を行える制度に改善するとともに、各国内拠点が支援事業を主管する体制に変更した。

- NGO等提案型プログラムでは、ネットワークNGOと協働してNGO等の組織能力強化に係る「支援」に加えて、教育・保健や開発教育等に強みを有するNGO等と協働し、開発課題へのNGOと機構の「協働」を目指した研修を、国内拠点主導で企画・実施できるようにした結果、NGO側からのプログラム応募数が大幅に増加した（2016年度13件、2015年度類似案件3件）。支援から協働の好循環に対するNGO側のニーズに合致した制度となった。
- JICA企画型プログラムでは、国内3拠点、海外3拠点での提案・実施を行った。例えば、カンボジアでは、在カンボジアNGO日本人ネットワークのニーズを受け、現地コミュニケーションの能力強化に資する対話型ファシリテーション研修を実施した。

3. 地球ひろば等を通じた国民参加支援

裾野拡大の基盤となる地球ひろば等を通じた国民参加支援では、市ヶ谷地球ひろば利用者の満足度は体験ゾーン（一般、団体）及び登録団体それぞれで 95%、95%、76%となった。また、設立 10 周年に係る感謝祭では設立以来最多となる 1,150 名の訪問を得た（通年の訪問者数は 17.4 万人）。

4. 開発教育支援の質の向上

開発教育の実践者 10,299 人に対して研修を実施した。また、出前講座の各テーマに応じた資料集等を公開するなど、開発教育に係る情報や資料をウェブサイトで発信し、ページ閲覧数は 19.7 万件となった。

- ▶ 埼玉県教育委員会のプログラムと連携した教員研修の経験を他県に活用し、千葉県では 1,000 人以上の教員に対する研修実施につながった。
- ▶ エッセイコンテストでは SDGs をテーマとしたところ、過去最多の 8 万作品以上の応募を得た。中学生・高校生の約 80 人に 1 人が応募する結果となり、生徒自身が SDGs を考えるきっかけとなった。

5. 開発教育・国際理解教育の推進のための文部科学省等との連携

文部科学省による次期学習指導要領の改訂作業に対し、地球ひろば所長が中央教育審議会の委員として社会・地理歴史・公民のワーキンググループを通じて貢献した。

- ▶ 2017 年 2 月に学習指導要領の改訂案が発表され、歴史総合や地理総合、公共のそれぞれの項目において、グローバルな課題や国際理解・国際協力等が扱われることとなった。審議会の検討に際して機構が行った提言の内容が反映された。

<課題と対応>

NGO、自治体、大学・研究機関のそれぞれの特性や強みをいかした事業を実施するため、コンサルテーションの質の向上に引き続き取り組む。また、学習指導要領の改訂に向け、開発途上地域の現状や課題と開発協力の意義が適切に学校現場等で伝えられるよう働きかけるとともに、メディア等の連携事業や地球ひろばでの活動を通じて SDGs 等の理解促進に取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

草の根技術協力事業等の効果向上及び効率化に向けた取組については、草の根技術協力事業及び「世界の人々のための JICA 基金」の応募数がそれぞれ、195 件（当初計画 150 件）、38 件（当初計画 25 件）の実績となり、当初計画を上回っている。これは、NGO 等活動支援事業の制度改善や、自治体間連携セミナーの実施、活動事業報告会の実施等の成果であると評価される。また、モンゴルや、フィリピンでの草の根技術協力事業において、具体的な開発課題への成果が発現していることも評価される。

NGO 等に対する研修プログラム等の実施については、2015 年度の NGO-JICA 協議会での検討協議等の結果を踏まえ、機動的に制度・体制の見直しを実施した点、NGO 等提案型プログラムの応募数が前年度比約 4 倍に大幅に増加した（2016 年度 13 件、2015 年度類似案件 3 件）点に加え、これまで東京国際センターが一括で主管していた支援事業を、各国内拠点が主管することとなったことで、地域のニーズによりきめ細やかな対応が可能となった点が評価される。

地球ひろば等を通じた国民参加支援については、市ヶ谷ビル地球ひろばの利用者の満足度（5 段階評価アンケートのうち上位 2 段階の評価の比率）が体験ゾーン（一般、団体）及び登録団体でそれぞれ 95%、95%、76%となり、当初計画（それぞれ 90%、90%、70%）を上回る実績となっている。

開発教育・国際理解教育の推進、質の向上に向けた取組については、開発教育に関する機構ウェブ

サイトへのページ閲覧数 19 万 6,801 件（年度計画 17 万件）、開発教育に関する研修実施人数 10,299 人（年度計画 9,000 人）と、当初計画を上回る成果をあげた。また、文部科学省による次期学習指導要領の改訂作業において、協力隊経験者等の人材ネットワークや、途上国に関する現場の情報と経験等を有する機構の立場から、中央教育審議会の検討の場で日本が行ってきた途上国への貢献や難民や紛争などの現代のグローバルな課題を高校生が知り、考察することの重要性の提言を行った結果、歴史総合や地理総合、公共それぞれの「グローバル化と私たち」、「国際理解と国際協力」、「持続可能な社会作りの主体となるために」の項目において、機構からの提言を反映した内容が扱われることとなったことが評価される。

草の根技術協力事業等 JICA の市民参加協力事業のため海外で活動する NGO、教育機関及び地方自治体等関係者の安全対策については、安全対策研修の実施や NGO-JICA 協議会等で「国際協力安全対策会議最終報告」を踏まえた機構の安全対策の説明及び意見交換を行った他、草の根技術協力事業及び JICA 基金について、安全対策に係る研修を導入すると共に研修参加旅費を含む安全対策費用の負担や契約書の見直し等を行う等、着実に実施していると評価される。

以上を踏まえ、開発協力における市民参加協力の裾野の拡大、NGO のニーズを踏まえた NGO 支援プログラムの見直し及び次期学習指導要領の策定への参加等開発教育分野における貢献は、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題> （実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き NGO、教育機関及び地方自治体等との意見交換や、メディア等との連携や地球ひろばでの活動を通じて SDGs 等の理解促進に取り組み、市民参加協力事業の裾野の拡大に貢献することを期待する。

<その他事項> （有識者からの意見聴取等）

特になし。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|---------------------|---|
| No. 12 | 開発人材の育成（人材の養成及び確保） |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱，平成 28 年度開発協力重点方針 |
| 当該事業実施に係る根拠（個別法条文等） | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力，0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|----------------------|-------------------------|------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | 達成目標 | 基準値 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 |
| ◎PARTNER 新規登録者数（人） | 1,500 | 1,366 | 1,671 | 1,808 | 1,704 | 1,801 | 1,651 |
| ◎PARTNER 新規登録団体数（団体） | 65 (2012) 85 (2013～) | 94 | 125 | 133 | 139 | 125 | 128 |
| ◎PARTNER 情報提供件数（件） | 2,300 | 2,308 | 2,757 | 3,064 | 3,376 | 3,501 | 3,782 |
| ◎キャリア相談件数（件） | 200 | 147 ⁹ | 214 | 255 | 256 | 226 | 264 |
| ◎能力強化研修修了者（人） | 270 | 253 | 255 | 330 | 323 | 488 | 560 |
| ◎インターン受入人数（人） | 30 (2014) 90 (2015～) | 29 | 28 | 40 | 94 | 108 | 105 |

◎2016 年度計画の評価指標

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標 |
|--|
| <p>中期目標</p> <p>国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は，広く事業全般の基盤をなすものであり，また，我が国の国際協力の質的向上に直接関連するものである。このため機構は，コンサルタント等開発を担う人材の養成及び確保のための研修等の業務を，開発ニーズを踏まえて的確に行う。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>（第一段落は，中期目標と同内容につき省略）</p> <p>具体的には，</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際協力人材センターの情報発信機能の強化を通じ，国際協力への参加機会及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。 ● 援助ニーズが高いものの人材が不足している分野課題に対応した能力強化研修等の実施により，開発を担う人材の能力開発・強化に取り組む。 |
| <p>年度計画</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国際協力に携わる人材向けサービスの拡充や国際協力団体以外との連携の拡大による利用層の発掘による新規登録者の獲得を進める。また，国際協力キャリア総合情報サイト「PARTNER」登録人材の能力の向上に向けた情報発信を強化する。 ② 能力強化研修については，多様な援助ニーズに応えるべく，中小企業支援，強靱な保健，障害と開発等の課題を踏まえた柔軟なコースを新規に設け，研修を実施する。 ③ 機構事業を含む日本の国際協力に携わるグローバル人材の裾野拡大のため，大学生，大学院生及び医療人材を対象としたインターンを 2015 年度と同規模で実施する。 |
| <p>主な評価指標</p> <p>（定量的指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規人材登録者数：1,500 人，新規登録団体数：85 団体，情報提供件数：2,300 件，キャリア相談（対面）人数：200 人 ・ 能力強化研修参加者数：330 人 ・ 新規課題コースの実施 ・ インターン受入人数：90 人 |

⁹ キャリア相談件数は対面による相談件数で相談後にアンケートを行ったもの。基準値は 2011 年度実績値。

3-2. 業務実績

指標 12-1 国際協力人材センターの情報発信機能強化の実績

1. 人材と国際協力・JICAをつなぐPARTNERの一層の活用

(1) PARTNERの利用実績

- PARTNERの個人登録者数は23,423件（国際協力人材登録者数10,756件、簡易人材登録者数12,667件）となり、うち新規国際協力人材登録者数は1,651件で目標値（1,500件）を上回った。
- PARTNER登録団体数は、1,090件（国際協力登録団体948件、簡易登録団体142件）、うち新規登録団体数は128件であり、目標値（85件）を上回った。
- PARTNERで情報提供した今年度の求人件数は3,782件で、目標値（2,300件）を上回った。
- なお、ウェブサイト全体の訪問数は年間721.6万件となり、2015年度（724.3万件）とほぼ同等の訪問者数となり、訪問者数を維持している。

(2) PARTNER登録人材の能力向上に向けた情報発信の強化

- **能力強化研修のウェブ化**：PARTNER登録者の能力向上を目的に、能力強化研修の一部をウェブで受講可能とし、登録者に提供・周知した。
- **セミナーの開催**：国際協力キャリアの理解促進を目的とした「国際協力人材セミナー」、環境分野の潮流や中小企業海外展開支援事業など個別のテーマに関する理解深化のための「ジョブセミナー」、国際協力の分野でワーク・ライフバランスを実現しながら働き続けるための環境整備に向けた「ワーク・ライフバランスワークショップ」をそれぞれ3回開催した。
- **PARTNERの情報拡充**：2016年度は特にワーク・ライフバランスの情報を拡充した。仕事と私生活を両立させている内外の関係者の経験談やコラムを定期的に更新し、メールマガジン等で発信した。

(3) キャリア相談の実施

- キャリア相談（対面）件数は264件となり、目標値の200件を上回った。夜間及び休日のキャリア相談を継続するとともに、2016年度は参加者にとって望ましい開催時期を過去の実績から分析し、求人情報閲覧回数が増加する時期（5月、1月）にキャリア相談会の周知、開催を強化した。

2. 連携の拡大とPARTNER利用者の発掘状況

(1) 海外展開を志向する中小企業や国際協力経験者の活用を志向する地方自治体等の取り込み

- **裾野拡大の取組**：PARTNERを通じた裾野拡大に向け、国内の国際協力・交流イベント等に参加して広報を行うとともに、地方自治体や民間企業にPARTNERについて説明した。
- **地方自治体の裾野拡大**：地域おこし協力隊や中小企業への青年海外協力隊経験者活用に関してPARTNERの機能紹介を通じて説明し、地方自治体のPARTNERの活用を促進した。特に、石川県のいしかわ就職・定住サポートセンターや徳島県のもうかるブランド推進課では中小企業向けセミナーにてPARTNER紹介が取り入れられるなどの活用につながった。
- **中小企業の裾野拡大**：民間企業及びNGO等に対し、団体にとってのPARTNER活用のメリットを紹介した。特に、6月に業務提携に関する覚書を締結した滋賀銀行との連携に際し、取引のある関連企業が海外展開する際の人材確保に有益であるとしてPARTNERの登録を勧奨した。

(2) 大学連携

- 国際関係学部等が設置されている55大学の就職課及び広報課にPARTNERに係る説明を行い、40大学が学生向けにPARTNERポスター及びリーフレットを設置した。特に、北海道大学では大学主催の

国際協力イベントで国際協力人材セミナーを開催し、約 50 名の登録につながった。

(3) PARTNER 利用者の発掘

- **若手人材の利用拡大に向けた広報**：若手社会人及び大学生・院生を対象として広報した。特定の分野課題における人材拡充を目的に年 3 回実施するジョブセミナーでは、ターゲットとなる人材の関心及び参加しやすさを考慮し、初めて地域編（アフリカ）を開催した。また、「学生向けおすすめ情報」ページを PARTNER 内に新規開設し、中学生から大学生をターゲットに、国際協力に係る基本情報から業種に係る事項まで幅広い情報を提供している。今後、さらに本内容を拡充していく予定としている。
- **国際協力キャリア就職相談会**：外務省主催のグローバルフェスタや一般社団法人海外コンサルタンツ協会（ECFA）主催のキャリア就職相談会、株式会社国際開発ジャーナル社の国際協力キャリアフェア等、国内各地の 15 件のイベント等で国際協力キャリアを説明すると共に、PARTNER の紹介・活用促進に取り組んだ。
- **安全対策研修**：新設された同研修の動画を 10 月末に PARTNER に掲載し、年度内に 7,126 件のアクセスがあった。

指標 12-2 援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施状況

1. 援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施状況

- **能力強化研修の実施**：23 コース、計 26 回を実施し、560 名が参加し、年度計画の目標値を上回った（2015 年度 19 コース計 24 回、488 名）。多様な援助ニーズに応えるため、2016 年度は中小企業支援、強靱な保健、障害と開発等、以下の 10 コース（計 12 回）を新設、開講した。①中小企業海外展開支援事業に関する基礎講座（2 回実施）、②国際保健規則コア能力強化－強靱な保健システム構築に向けて、③障害と開発－開発プロセスへの障害者の参加に向けて、④金融包摂と貧困削減、⑤ジェンダー主流化、⑥基礎教育（カリキュラム・教科書・アセスメント）、⑦ガバナンス（地方行政）－日本と途上国の連携による地方創生、⑧母子手帳を活用した母子継続ケア人材養成、⑨有機農業技術（一般社団法人海外農業開発コンサルタンツ協会共催）、⑩人道&緊急支援の国際基準トレーニング（国際協力 NGO センター（JANIC）/JQAN¹⁰共催、2 回実施）。
- **他機関との連携**：海外農業開発コンサルタンツ協会や JANIC と連携し、他団体と機構のリソースをいかした共催事業を実施した。結果、機構の知見だけでは提供が難しい研修を参加者に提供でき、援助ニーズに応えられる人材の養成に貢献することができた。

指標 12-3 インターンの実施状況

- **インターンの実施実績**：合計 105 名の受入を達成した（うち一般・開発コンサルタント型 98 名、医療職型 4 名、博士型 3 名。2015 年度合計 108 名）。
- **インターン拡大に向けた取組**：より多くの学生へのインターンシップ機会を提供するため、合格水準には達しているものの募集枠を超えて受入が難しいと判断された応募者を「有資格者」として登録し、合格者が辞退した場合の繰上合格の対象とした。その結果、43 名（一般・開発コンサルタント型 40 名、中期インターン 3 名）を有資格登録し、うち 2 名（一般型）を繰上合格として派遣した。また、大学の休学やギャップイヤーを活用した長期の海外実習がグローバル人材を育成する手

¹⁰ 支援の質とアカウントビリティ向上ネットワーク（J-QAN：Quality & Accountability Network in Japan）

段として認知され始めていることを受け、中期インターンを新設した。12名の募集に36名が応募し、選考の結果16名の派遣が決定した。合格者は来年度派遣し、3～8か月のインターンシップを実施する予定である。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、PARTNER への新規登録人材の獲得に向けた取組を行うとともに、SDGs への取組を含む新たな開発課題に対応した人材の養成・確保に向けた取組を期待したい。

<対応>

国際協力人材セミナーやジョブセミナーの場で、SDGs を含む新たな開発課題に対応できる人材の養成・確保を目指した情報発信を行うと同時に、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジや気候変動対策等、関連テーマの能力強化研修を実施し援助ニーズに応えられる人材養成に努めた。また、PARTNER を活用し、JICA 地球ひろばが実施する SDGs 関連セミナーの広報を積極的に行った。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

1. 国際協力人材センターの情報発信機能強化

国際協力人材の裾野拡大に向け、PARTNER の利用拡大に向け、女性のニーズに対応したセミナーの充実や地方自治体や中小企業への登録推奨等を行った結果、個人登録者数 23,423 件（国際協力人材登録者数 10,756 件、簡易人材登録者数 12,667 件）、うち新規国際協力人材登録者数 1,651 件、キャリア相談件数 264 件、PARTNER サイトへの訪問件数 721.6 万件を達成し、いずれも年度計画の目標値を上回った。

2. 援助人材ニーズに合致した能力強化研修等の実施

23 コース、計 26 回を実施して 560 名が参加し、年度計画の目標を上回った。開発ニーズへの対応と開発協力人材が不足する分野での能力強化を図るため、金融、ジェンダー、ガバナンス、人道・緊急支援等の計 10 コースを新設した。

3. インターンの実施

計 105 名（うち一般・開発コンサルタント型 98 名、医療職型 4 名、博士型 3 名）が参加し、年度計画を上回った。

<課題と対応>

多様化する援助ニーズに応えられる人材を養成・確保するため、PARTNER を通じた情報発信を強化し、PARTNER 新規登録者を拡充する。また、援助人材ニーズに合致した新規の能力強化研修コースの設置等を含めた取組を推進する。

3-5. 主務大臣による評価

評定：B

<評定に至った理由>

国際協力人材センターの情報発信機能強化に向けた取組については、当初計画を上回る、新規の個人登録者数 1,651 件（年度計画 1,500 人）、団体登録件数 128 件（年度計画 85 件）、情報提供件数 3,782

件（年度計画 2,300 件）、キャリア相談件数 264 件（年度計画 200 件）の成果を上げた。これは、裾野拡大に向けた取組の成果であるとして評価される。

援助人材ニーズに合致した能力強化研修及びインターンの実施については、当初計画を上回る能力強化研修参加者数 560 名（年度計画 330 名）、公募型インターン受入人数 105 名（年度計画 90 名）の成果を上げた。加えて、多様な開発ニーズに対応する能力強化研修コースの新設を行ったことが評価される。

以上を踏まえ、当初計画における所期の目標を達成していると認められることから、「B」評価とする。

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き、PARTNER への新規登録人材の獲得に向けた取組を行うとともに、国民の意識の変化への対応や、開発途上国のニーズに合致する開発課題に対応した人材の養成・確保に向けて、枠組・発想を変えた取組を期待したい。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

・人材開発については手詰まりを感じる。最近の国内のボランティアの盛り上がりを見ると、国民の意識も相当変わってきているのではないかと感じる。枠組・発想を変えた取組を期待したい。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|---------------------|---|
| No. 13 | 広報 |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱，平成 28 年度開発協力重点方針 |
| 当該事業実施に係る根拠（個別法条文等） | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力，0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|--|------|-----|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| イベントの参加者数 | | | 220,501 | 297,004 | 271,032 | 213,000 | 491,321 |
| ウェブサイトアクセス数 （日英ページ合計閲覧数：万） | | | 3,170 | 4,032 | 4,262 | 4,250 | 4,059 |
| ソーシャルメディア実績（日本語， 外国語合計 Facebook ファン数） | | | 619 | 6,998 | 14,409 | 22,598 | 28,655 |
| ODA 見える化サイト掲載案件の更新数 | | | | | | 新規 | 1,737 |
| ODA 見える化サイトの案件掲載数 （新規/累計） | | | 704/ 1,508 | 916/ 2,424 | 695/ 3,119 | 330/ 3,449 | 343/ 3,792 |
| ODA 見える化サイトページ閲覧数 | | | 707,053 | 731,984 | 924,170 | 922,349 | 1,036,825 |
| ②主要なインプット情報 | | | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| 従事人員数（人） | | | 10 | 10 | 18（注） | 18 | 18 |

（注）2014 年度以降の増は地球ひろばを組織再編により広報室に統合したことによるもの。

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標 |
|---|
| <p>中期目標</p> <p>国民に対する説明責任を果たし，国際協力に対する国民の信頼，理解・共感及び参加を促進するとともに，機構が事業を展開する開発途上地域における人々の我が国 ODA に対する理解を促進するとの観点から，マスメディアや NGO 等との連携を強化するとともに，国内及び海外拠点を有効に活用し，国内広報及び海外広報に適正に取り組む。機構は国民の情報アクセスのハブとなり，利用者にとっての利便性・分かりやすさを向上させるとともに，ODA 案件の形成・実施に際し，国民への情報開示を積極的に推進する。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>（i）ODA の現場を伝える広報 （中期目標と同一のため省略）</p> <p>（ii）「見える化」の徹底（透明性の向上）</p> <p>成果重視への転換による援助の効果の明示，全ての ODA 資金協力プロジェクトの現状・成果等を体系的に可視化するウェブサイト（HP）等を通じ，情報開示を強化する。その際，成功事例か失敗事例かに関わらず情報を開示する。このように開発協力の透明性を高め，また，目的や実態をできるだけ分かりやすく伝えることで，国民の ODA に対する信頼を高める。</p> |
| <p>年度計画</p> <p>（i）ODA の現場を伝える広報</p> <p>機構全体の基幹業務として，機構の広報戦略に基づき，国際協力の意義や背景となる課題をわかりやすい形で幅広く市民に伝える一般広報及び各種有識者，マスメディア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を効果的に実施する。TICAD VI や伊勢志摩サミットの機会を捉えて，記者向け勉強会の開催やウェブサイトでの特集企画を含め，複数のメディアを組み合わせた戦略的な発信を行う。</p> <p>（ii）「見える化」の徹底（透明性の向上）</p> <p>「ODA 見える化サイト」を通じ，よりタイムリーな対外発信を行う。</p> |
| <p>主な評価指標</p> <p>（定性的指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ TICAD VI に関するウェブサイト連載企画の実施 |

(定量的指標)

・ODA 見える化サイト掲載案件の更新数：500 案件

3-2. 業務実績

指標 13-1 戦略性及び情報発信力の強化に向けた取組状況

1. 広報活動の戦略性の強化

日本国内の一般市民を対象とした国際協力に関する「一般広報」と、マスメディア、アカデミア、経済界等のオピニオンリーダー層を対象とした ODA に関する「専門広報」を両輪として広報活動を推進している。2016 年度は様々な発信機会を捉え、これまでの機構の取組の成果を中心に据えて発信した（重点的なテーマや取組は表 13-1 参照）。加えて、地方創生に貢献する中小を含む民間企業、自治体、NGO などとの連携事業の本部・地方での発信に努めた。発信にあたっては、20 代までの若者層への訴求力を高めるべく、Twitter や Facebook も活用した。

表 13-1 2016 年度の主な広報活動の重点テーマ

| 主な発信機会 | 主要テーマ |
|-----------|--|
| TICAD VI | アフリカが抱える課題やポテンシャルと日本の関係 |
| 伊勢志摩サミット | 感染症対策、母子保健、UHC、世界の難民問題と日本の関係等 |
| リオ五輪 | 開発と平和のためのスポーツ協力 |
| マグサイサイ賞受賞 | 青年海外協力隊の活躍 |
| 母子手帳国際会議 | 世界で「生命のパスポート」と呼ばれる日本発の母子健康手帳を通じた協力 |
| 世界津波の日 | 日本の自然災害の経験・教訓を活用した世界の防災・減災への貢献 |
| COP22 | 日本の優れた環境技術を活用した気候変動対策への協力 |
| 国際女性の日 | 災害対策や平和構築分野で女性の視点で社会を変える取組や、女性への暴力の連鎖を断ち切る協力 |

(1) TICAD VI に関する戦略的発信

初の TICAD アフリカ開催の機を捉えてアフリカ向け広報を強化し、日本国内でも本邦企業や若年層を中心にアフリカ開発への理解と関心を高めるために戦略的な広報を展開した。

- **アフリカ向け広報**：アフリカ諸国における日本のプレゼンス強化を重視し、日本との関係性構築の可能性のある政府・民間教育・NGO 等を対象に、機構の協力事業の売りとなる「人づくり」や「協力の質」、「主体性の尊重」等に係る情報を、アフリカ現地メディアを効果的に活用して発信した。
 - **主な取組・実績**：各在外事務所での現地メディアを通じた発信や、アフリカ現地メディアの日本への招へい等を実施した結果、現地メディアによる報道 947 件につながった。
 - **海外メディア本邦招へいプログラム（6 月～7 月）**：アフリカ 14 か国の新聞記者 14 名を招き、アフリカの開発課題に貢献する日本の経験をテーマとした取材の場を提供した。その結果、アフリカと日本との経済関係や、日本の廃棄物処理の現状などに係る 46 件の報道につながった。また、14 名中 6 名が TICAD VI 会合を取材し、40 件の記事を執筆した。
 - **在外事務所による現地メディアを通じた発信例**：タンザニアでは、上記プログラムに参加した記者と契約し、インフラ、地方開発（農業）、人材育成を主なテーマとした記事執筆を依頼した結果、現地主要 3 紙に計 9 回の機構紹介記事が掲載された。カメルーンでは、事務所設立・JOCV 派遣 10 周年の機会も捉え、国営ラジオテレビ放送局による機構協力のビデオを制作し、国営放送での放送（2 回）につなげた。南スーダンでは、テレビ・ラジオ組織能力強化の技術協力プロジェクトと連携し、南スーダン公共放送の 4 名をケニアに派遣し、報道の OJT を兼ねて TICAD

VI 本会合やサイドイベント、バイ会談等を取材・報道した。結果、SHEP の紹介や要人面談等が公共放送のテレビ・ラジオで報道された。

- **アフリカ関心層（日本国内）向け広報**：アフリカ進出やアフリカ支援の担い手となり得る本邦企業や学生等を中心に、アフリカ政治・経済の実情やビジネスの潜在性等に係る情報を発信した。特に、理事長によるトップ広報では、日本のアフリカ開発と平和への貢献の重要性を発信した。また、記者勉強会やメディア懇談会でも TICAD VI を題材として、マスメディアによる発信につなげた。加えて、TICAD VI 前後の本邦メディアによるアフリカ取材にも協力したほか、国内拠点でも企業やメディアを対象に情報を発信した。
 - **主な取組・実績**：TICAD VI 関連の報道のうち、53 件で機構についての言及があった。
 - **TICAD VI に関するウェブサイト連載企画**：TICAD VI の事後広報として、ビジネス層向け広報企画「アフリカビジネス入門」を日経ビジネスと連携して展開した。鮫島弘子氏（起業家、デザイナー。元 JOCV）を起用し、機構の民間連携スキームを活用する企業を多数紹介しつつ、週刊誌、オンラインマガジン等でアフリカに進出する企業の最前線を発信した（11 月から 2017 年 3 月までに 5 回連載。2017 年 3 月末現在 3.2 万 PV）。
 - **マスメディアを通じた発信例**：アフリカと日本のつながりを考える生放送番組に機構職員が出演し、アフリカにおける日本の協力の評価等を発信した（8 月 BS 朝日「いま世界は」）。また、ケニア、モザンビークでの現地取材に対応し、日本の官民による回廊開発や地熱開発等（8 月日経新聞「ニュース解剖」）やケニアの BOP ビジネス分野で活躍する JOCV の OB への取材を通じ、アフリカ市場開拓に向け JICA ボランティアを企業が積極活用すべきとの記事が掲載された（9 月日経新聞「経営の視点」）。また、日刊工業新聞で 8 月から連載を開始した「JICA の現場から」では、隔週で各国事務所長による寄稿を実施しており、TICAD VI の機を捉えて、アフリカから開始した。その後、中南米、アジアへと継続している。
 - **国内拠点を通じた地方での取組例**：関西国際センターでは、在外事務所長会議の機会を活用し、エジプト、エチオピア、モザンビークの各所長とともに、民間企業を対象としたアフリカ・セミナーを実施した（4 月）ほか、関西地域のメディアを対象に記者勉強会を開催した。
 - **アフリカの特派員に対する勉強会の実施**：南アフリカ・ヨハネスブルクの特派員向けに南アフリカ諸国における協力について記者勉強会を実施した（7 月）。
- **一般層（国内）向け広報**：アフリカに関する知識や接点の少ない層を対象に、アフリカ理解の底上げと潜在的関心層の拡大に向け、社会や文化・スポーツ等のアフリカに対する関心を喚起させるようなアプローチやコンテンツの選択を行った。
 - **広報誌等の活用**：アフリカ特集（7 月）では、日本とアフリカのつながりについて、インフォグラフィックを用いて発信した。また、TICAD に関するパンフレット（一般層向け、アフリカ民間連携）や写真パネルを作成し、様々なイベント等で活用した。
 - **ウェブサイトや SNS の活用**：機構のウェブサイト内にアフリカ特設サイトを設置し、国内拠点や在外拠点を含めた記事を集約的に発信した。また、「元気なアフリカをもっと身近に」をテーマに、アフリカの素顔を Facebook, Twitter, YouTube を通じて発信した。
 - **国内拠点を通じた地方での取組例**：関西国際センターでは、兵庫県国際交流協会と共催している映画鑑賞会のテーマを「アフリカ」として、映画上映とアフリカにおける UNDOUKAI（運動会）の紹介を含めた講演「スポーツと開発」を実施した。また、上映後にはアフリカの研修員と市民との交流会を開催した。中国国際センターでは JETRO と岡山県と共催で 3 回にわたる勉強会

を開催した。中小企業支援事業を実施している岡山の企業による講演等を行い、会社員、主婦、大学生等幅広い層のアフリカ理解を促進した。

(2) 訴求力のあるテーマ（伊勢志摩サミット、リオ五輪等）に関する戦略的発信

- **伊勢志摩サミット**：サミット開催に向け、感染症対策、UHC、母子保健等を中心に事業成果を発信した。外務省サミット準備局と連携し、「感染症対策」、「母子手帳」、「質の高いインフラ」をテーマとした事業紹介パネルを制作し、サミット会場のメディアセンターに展示した。
- **リオ五輪**：記者勉強会を実施し、五輪選手を支援する JOCV や南スーダン選手団初の五輪出場支援等の情報を発信した（6月）。結果、サモア・柔道隊員（サモア柔道代表監督としてリオに同行）が毎日新聞の「コラム発信箱」で取り上げられたほか、NHKの開会式（入場行進）中継での言及につながった。各国の JICA ボランティアのスポーツ分野における活躍は産経、朝日、毎日新聞等で記事化された。南スーダン選手団については産経新聞、共同通信より地方紙等に掲載された。
- **青年海外協力隊のマグサイサイ賞受賞**：(No. 10-3 参照)

(3) 理事長によるトップ広報（講演、スピーチ、ウェブ発信、記事化）

- **理事長と主要マスメディアとの懇談**：①世界人道サミット、伊勢志摩サミットから TICADVI へ（6月）、②就任後1年を振り返って、今後の取組方針（安全対策、人材育成事業）（10月）、③ASEAN地域への協力の最新動向（2017年1月）をテーマにメディア懇談会を計3回開催した。結果、母子手帳を通じた母子の健康改善に向けた協力が毎日新聞「コラム発信箱」や朝日新聞「私の視点」で発信された。
- **トップ広報**：日本が長年の協力を通じて得た信頼、スポーツを通じた平和と開発への貢献、日本での開発途上地域の人材育成の重要性、安全対策の更なる強化と地方や民間との連携重視を、『外交』7月号、毎日新聞「そこが聞きたい」（9月）、文部科学省主催のスポーツ・文化・ワールド・フォーラムのスポーツ大臣会合での講演（10月）、産経新聞「リーダーの素顔」（11月）、文藝春秋（2017年新年特別号）、読売新聞「地球を読む」（12月）等で一貫して展開した。

指標 13-2 分かりやすい広報に向けた取組状況（国際協力に関する一般広報）

1. 各種媒体を通じた発信

(1) SNS、ウェブサイトを活用した発信・広報

表 13-2 ウェブサイトや SNS を通じた発信の実績

| | ページ閲覧数 | Facebook (ファン数) | Twitter (フォロワー数) | Youtube (再生回数) |
|---------|-----------------------|-----------------------|----------------------|-------------------------|
| 2017年3月 | 日：3,513万PV (-6.5%) | 日：16,585人 (+45.6%) | 日：29,830人 (+7.8%) | 日：113,701回 (+17.8%) |
| | 英：546万PV (+10.5%) | 英：12,070人 (+52.5%) | 英：5,040人 (+7.8%) | 英：186,543回 (+181.0%) |
| 2016年4月 | 日：3,756万PV | 日：11,390人 | 日：27,669人 | 日：96,495回 |
| | 英：494万PV | 英：7,911人 | 英：3,638人 | 英：66,375回 |

- **実績**（表 13-2）：特に Facebook ファン数は、2016年度当初比で日本語サイトで46%増、英語サイトで53%増と大幅増、YouTube再生回数も英語サイトで約3倍増となった。他ドナーや公的機関などの動向をレビューし、デジタルメディア発信体制を抜本的に見直し、SNSの強化を中心に据え

て組織的な発信基盤を整備したことが Facebook のファン数増加につながったと考えられる。

(2) 広報誌を通じた発信

- **実績**：日本語版 12 号（月刊，3.5 万部），英語版 4 号（季刊，1 万部）を発行し，全国の図書館等に配布した。TICAD VI の機を捉えたアフリカ特集（7 月）等，時宜を得た特集テーマとした。

2. 国際協力プラットフォーム事業「なんとかしなきゃ！プロジェクト」を通じた発信

- **主な実績**：アフリカや海外ボランティアを主な展開テーマとした活動を展開した。特に，2015 年度末に実施したリニューアル（スマホ最適化，ソーシャルハブの導入等）や 20 代までの若年層をターゲットとしたイベント等の効果により，18-24 歳が最多ユーザー（2017 年 3 月時 33%。2016 年 3 月時の最多ユーザーは 25-34 歳で 29%）となり，ウェブサイト訪問数は前年度比 1.7 倍，ページ閲覧数も前年度比 1.2 倍となった。（表 13-3）

表 13-3 「なんとかしなきゃ！プロジェクト」の主な実績

| | Web 訪問数 (年間) | ページ閲覧数 (年間) | Facebook (年度末) | Twitter (年度末) | サポーター数 (年度末) |
|----------|-----------------|----------------|-------------------|------------------|-----------------|
| 2017 年度末 | 312,157 人 | 588,363PV | 約 32,000 人 | 5,400 人 | 98,000 人 |
| 2016 年度末 | 176,786 人 | 509,300PV | 約 32,000 人 | 4,900 人 | 96,000 人 |

- **著名人を通じた発信**：著名人メンバー 12 名を 11 か国に派遣した（JICA オフィシャルサポーター 2 名含む，うちラオス 2 回）。現地取材結果はマスメディアやイベント等を通じて発信した。例えば紺野美沙子氏を TICAD 前にケニアに派遣し，アフリカとのビジネス連携をテーマに日経ビジネス誌や BS-TBS で発信した。永島昭浩氏がキャスターを務める「みんなのニュース weekend」（フジテレビ）では，不発弾処理支援やスポーツを通じた交流など，同氏のラオス視察の様子が放送された。
- **イベントを通じた発信**：20 代までの若年層をターゲットとしたイベントを重点的に実施・出展した。イベント数（主催，協力等）は 78 件，参加者数は約 49.1 万人（2015 年度 109 件，約 21.3 万人）に上った。主に著名人メンバーを活用した企画を実施し，開発途上国視察の様子を伝え，国際協力を身近に感じながら自分にできることを参加者が考えるきっかけづくりの場としてアピールした。
- **国際協力フェスティバルへの参加**：SDGs に沿ったプログラムを多数実施したほか，著名人（倉木麻衣氏，広瀬アリス氏など）によるステージ企画を通じ，開発途上地域の現状や国際協力の意義などを紹介した。各フェスティバルの来場者は，東京（グローバルフェスタ）約 10 万人，名古屋（ワールド・コラボ・フェスタ）約 8.3 万人，大阪（ワン・ワールド・フェスティバル）約 2.5 万人となった。（2016 年度約 10.1 万人，約 7.8 万人，約 2.4 万人）（No. 11-3 参照）
- **学生レポーター制度の導入**：若年層向け発信強化の一環として学生レポーターを初めて募集し，13 人を任命した。学生レポーターは著名人海外視察や国内イベント取材し，機構のウェブサイトやソーシャルメディア等に記事を掲載した。また，機構広報誌でも学生レポーターを起用し，広く知られていない分野での取組（法整備分野（9 月号）等）を分かりやすく発信した。

指標 13-3 マスメディア等との連携実績（ODA に関する専門広報の取組）

1. マスメディアへの発信

- **報道実績**：マスメディアにおける ODA 関連の報道実績は 15,442 件となり，2015 年度（15,171 件）に比し微増となった。また，「JICA」ないし「国際協力機構」に言及した記事は 8,986 件（2015 年

度 7,327 件) となり, ダッカ襲撃テロ事件関連の報道 (約 1,400 件) を除いても約 7,600 件と昨年度を上回り, 過去最多の報道実績となった。

- **理事長と主要マスメディアとの懇談**: No. 13-1 参照。
- **記者への情報提供**: プレスリリースや取材機会に関する情報提供をメールで月 4 回程度配信し, 記者の関心に合わせた個別取材の素材を提供した。記者勉強会を 10 回開催し (2015 年度 11 回), 最新の事業の動き等を記者向けに説明して関心を喚起した。特に, アフリカ, 日本の大学, 民間企業の優れた研究や技術を活用した取組, スポーツや文化に係る協力, ASEAN, 防災 (女性への支援を含む) 等, 機構の取組成果を発信した。
- **ニュース・リリース実績**: 141 本を発出した (2015 年度 191 本)。
- **主な報道事例**
 - ▶ **ニューヨークタイムズ (6 月)**: ダカール駐在のフリーランス記者がセネガル野球連盟に派遣中の JOCV を取材し, アフリカにおける日本の野球支援が同紙の 1 面やスポーツ面に掲載された。
 - ▶ **母子手帳**: 機構の国際協力専門員への取材の結果, 毎日新聞の「コラム発信箱」(6 月) にパレスチナ難民向けの母子健康手帳電子化の取組が取り上げられた。母子手帳国際会議 (11 月) の際には, この記事をきっかけに, 朝日新聞の「ひと」や電子版 (11 月) や NHK WORLD (12 月) での発信につながった。特に, NHK WEB (11 月) では, 長文記事「“日本発” 母子手帳は難民の“生命のパスポート”」が掲載された。さらに, 若年層のリスナーの多い J-WAVE のニュース番組「JAM THE WORLD」(20~22 時放送) でも同専門員のインタビューが 5 日間に亘り放送された。
 - ▶ **世界津波の日**: メディアの関心の高かった制定後初となる「世界津波の日」では, 津波の日フォーラム等の報道で中南米における機構の支援に言及があった。また, インドネシア (アチェ) でアチェ州政府と共催した防災セミナーでは, 岩手県の市立中学校校長が講演を行ったため, 岩手日報がインタビュー記事を複数回掲載した。また, インドネシア事務所からの発信により NHK による報道 (3 回) や, 共同通信からの配信による地方紙での掲載につながった。

2. 国内拠点でのメディアへの発信

- **地方紙における機構関連報道**: 全国紙地方版を含む地方紙の ODA 関連報道実績は 9,706 件となり, 2015 年度 (9,236 件) から約 5% 増加し, 過去最高となった。このうち「JICA」または「国際協力機構」に言及した記事は, 6,151 件で 2015 年度 (4,814 件) に比して大幅増となった。
- **国内拠点における発信強化への取組・地方メディア派遣**: メディアへの売り込みやプレス対応等の能力向上を目的に, メディアアプローチ研修を国内拠点に対して実施した。また, 地方の新聞社・テレビ局等計 16 社 24 名を 13 か国の開発途上国の事業現場に派遣し, 80 件の報道につながった。
 - ▶ **関西国際センターでの記者勉強会等の実施**: 地域でのメディアとの関係強化に向け, 関西国際センターはメディア懇談会や記者勉強会を実施し, 地域金融機関との覚書締結等の機を捉え, 地方紙や全国紙地方版でも記事掲載につながった。(No. 8-3 参照)
 - ▶ **地方マスメディア派遣の成果**: 機構事業 (特に中小企業海外展開支援事業) に係る地方部での大型連載・記事掲載につながった。例えば, 山陰中央テレビでは夕方のニュースで 3 日間にわたりモンゴル事業 (円借款, 協力隊等) が紹介された。

3. 海外拠点のメディアへの発信

- **海外拠点における発信**: 海外のマスメディアによる機構関連報道件数は 26,326 件で, 2015 年度 (26,154 件) と同水準であった。

- **海外拠点における発信能力の強化**：現地広報強化のため、3か国にて周辺18か国25名のナショナルスタッフ等を対象に広報研修を実施した。また、理事長出張などの要人訪問の機会を通じ、サイト視察時のメディアの同行取材、プレス・インタビューの機会を積極的に設けた。
- **主な取組事例**
 - **南スーダン事務所**：初代ミス南スーダンや風刺漫画家を広報アドバイザーに起用して広報活動を展開した。ジュバ市内に住む男女520人に対する意識調査を実施した結果、ノルウェーやアメリカの主要ドナーと同程度の認知度（72%）であることを確認したほか、給水施設整備やナイール架橋建設に係る無償資金協力事業の認知度もそれぞれ84%、56%となった。また、機構が支援している全国スポーツ大会についても、第一回大会（2016年1月）の認知度は35.5%（6月～7月時調査）であったが、リオ五輪への南スーダン初参加（8月）の機を捉えた広報を展開した結果、第二回大会（12月）の認知度は48.4%（11月～12月）と12.9ポイント上昇した。機構や機構の活動を現地の一般市民に広く知ってもらうことに成功している。
 - **カンボジア事務所**：首都プノンペンの「プノンペン公共バス運営改善プロジェクト」の広報では、都市渋滞の現状と改善の必要性を一般市民に伝える動画を作成し、YouTubeやFacebookを通じて発信した。投稿2日間で12万人のリーチ、1,600以上のシェア、25,000回以上の再生回数となる反響を得た。動画作成にあたって現地で人気のあるキャラクターを使用したこと、また、SNSを活用した若年層を中心とした配信が効果的な広報につながった。
 - **エルサルバドル事務所**：2015年度のプレスツアーに参加した記者がJICAボランティア事業に関心を抱いたことをきっかけに、同国で最大の発行部数を誇る主要紙La Prensa Gráfica紙で、毎週日曜日に当地で活動中のボランティアの活動および人物紹介記事が掲載されている。また、大使館とともにプレスツアーを実施（10月）し、「初中等教育算数・数学指導向上プロジェクト」やJOCV（小学校教育）の活動が新聞4紙やテレビ2局で紹介された。
- **海外メディアの日本招へい**：No. 13-1（1）参照

指標 13-4 「ODA 見える化サイト」の充実に向けた取組状況

- **新規公開実績**：新規案件及び事後評価実施案件343案件の掲載を完了し、2010年度の公開開始からの累積掲載案件数は3,792案件に達した。（2015年度330案件、3,449案件）
- **改善の取組**：今後、新規に掲載する案件数が限られてくることから、掲載済み案件の情報の更新を強化し、1,737案件の情報を更新した（2015年度1,150案件）。また、ユーザーにより分かりやすいサイトにするため、トップページをリニューアルした。
- **アクセス状況**：上記取組の結果、「ODA 見える化サイト」のページビューは、昨年度を上回る103万PVを達成した。（2015年度約92万PV）

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

20代から30代の若年層への訴求力を高めるため、若年層への継続的な働きかけを期待したい。

<対応>

20代までの若年層への訴求力を高めるべく、FacebookやTwitterを活用した広報を行った。特に、「なんとかしなきゃ！プロジェクト」では、スマホ最適化やソーシャルハブの導入や、若年層をターゲットとしたイベント等の成果により、18～24歳の若年層を中心にウェブサイトの訪問数やページ閲覧数が大きく増加した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評価と根拠 >

評価：A

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。具体的には、初のアフリカ開催となった TICAD VI 等の機会に、関心の高いテーマやコンテンツに係る創意工夫や、様々な広報媒体の活用等による戦略的な広報を展開し、多数の報道実績や Facebook ファン数等の増加につなげる等、以下のような成果があった。

1. ODA の現場を伝える広報

1-1. TICAD VI や伊勢志摩サミット、リオ五輪等の機を捉え、機構の取組の成果を中心に据えつつ、それぞれのテーマに沿った重点的な発信を行った。特に、TICAD VI の開催に合わせてアフリカ向けの広報を強化するとともに、日本国内でもアフリカに関心がある層や、アフリカに関する知識や接点の少ない層それぞれに有効なコンテンツやアプローチを選択して広報を展開した。

- ▶ アフリカ向け広報では、海外メディア本邦招へいプログラムに参加した記者を活用した現地メディアを通じた報道（タンザニア）や、事務所設立や JOCV の周年記念にあわせた発信（カメルーン）、また、メディアに対する技術支援を兼ねた現地報道の実現（南スーダン）等、各海外拠点の創意工夫による広報により多数の現地報道につながった。
- ▶ 国内向け広報では、日経ビジネスと連携したウェブサイト連載企画や、国内の生放送番組の出演や各メディアの現地取材への対応、国内拠点からの発信を通じ、国内のビジネス層の関心を喚起させる報道につなげた。日本とアフリカのつながりをインフォグラフィックで紹介したほか、スポーツ等の身近なテーマによるアフリカでの取組の紹介、「なんとかしなきゃ！プロジェクト」や SNS の積極的な活用を通じ、特に若年層を中心に一般層のアフリカに対する理解や関心を高めた。

1-2. その他、様々な発信機会を捉え、これまでの機構の取組の成果を中心に据えて発信した。

- ▶ リオ五輪では、五輪選手を支援する JOCV や南スーダン選手団初の五輪出場支援等の取組が大きく報道された。
- ▶ 母子手帳では、機構専門員に焦点を当てた報道が、第 10 回母子手帳国際会議の前後を通じて様々なメディアを通じて継続して行われた。

1-3. 広報誌や SNS、ウェブサイト、「なんとかしなきゃ！プロジェクト」等を活用し、国内外の一般市民に対してわかり易い広報を実施した。

- ▶ 他ドナーや公的機関等の動向をレビューの上、デジタルメディア発信体制を抜本的に見直し、SNS の強化を中心に据えて組織的な発信基盤を整備した。結果、カンボジア事務所での創意工夫による取組による効果的な広報等もあり、Facebook のファン数が年度当初比で日本語・英語共に大幅に増加、YouTube 再生回数も約 3 倍増となった。
- ▶ 「なんとかしなきゃ！プロジェクト」では、スマートフォン最適化やソーシャルハブの導入等の成果により、20 代までの若年層を中心にウェブサイトの訪問数やページ閲覧数が大きく増加し、若年層への訴求力の向上につながった。
- ▶ 海外での広報では、モデルやスポーツ選手など現地に発信力のある人物を広報アドバイザーとして起用し、一般市民の機構や機構の活動に係る認知度向上を図った（南スーダン、タンザニア）ほか、現地の人気キャラクターを活用した動画作成により、機構支援の意義や取組を多数の一般市民に伝える（カンボジア）等、創意工夫による効果的な広報を展開した。

1-4. 機構理事長とのメディア懇談会や、本部や国内拠点での記者勉強会等を通じて、マスメディ

ア等のオピニオンリーダーに対する専門広報を実施した。

- ▶ マスメディアにおける ODA や機構に関連した記事は、ダッカ襲撃テロ事件関連の報道を除いても過去最多の報道となった。
- ▶ 地域金融機関との覚書締結の機会を捉えた地域メディアとの関係強化や、国内拠点の発信力強化の取組の結果、国内の地方紙での ODA や機構に言及した記事も前年度比増となった。

2. 「見える化」の徹底（透明性の向上）

「ODA 見える化サイト」を通じた対外発信については、1,737 件の掲載案件を更新した。

<課題と対応>

引き続き、SNS やウェブサイトも有効に活用し、関心を持ってもらいやすい話題や動画の発信を通じて、国内外で関心の高いイベント等の時宜を得た発信を行う。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

ODA の現場を伝える広報に向けた取組については、TICAD VI、伊勢志摩サミット、リオ五輪等、様々な発信の機会を捉えた戦略的な広報に取組んだ結果として、「JICA」「国際協力機構」に言及した報道実績が約 7,600 件（ダッカ襲撃テロ事件関連の報道約 1,400 件を除く）と、過去最多の報道実績となったことは評価される。特に、初のアフリカ開催となった TICAD VI では、アフリカ向けの広報として、海外メディア本邦招へいプログラムを活用した現地メディアでの報道や、事務所設立等の機会の活用、南スーダンにおける現地メディアに対する技術支援を兼ねた現地報道の実現など、各海外拠点の創意工夫による広報に取り組んだ結果、現地メディアによる報道が 947 件となった。また、国内向け広報においては、専門広報として日経ビジネスと連携したウェブサイト連携企画を通じてビジネス層の関心を喚起させる報道につなげたことや、スポーツ等の身近なテーマの設定や、「なんとかしなきゃ！プロジェクト」の推進、SNS の積極的活用等若年層をターゲットにした広報の取組を通じ、一般層のアフリカに対する理解や関心を高めたことを高く評価する。また、広報誌や SNS、ウェブサイト、「なんとかしなきゃ！プロジェクト」等を活用し、国内外の一般市民に対してわかり易い広報を実施した結果、「なんとかしなきゃ！プロジェクト」のウェブサイト訪問数前年度比 1.7 倍、ページ閲覧数 1.2 倍、最多ユーザーのターゲットである若年層へのシフトを実現したことや、FACEBOOK ファン数の増加（年度初比+45.6%）等、戦略的な情報発信に係る取組が高く評価される。

「見える化」の徹底（透明性の向上）に向けた取組については、ODA 見える化サイト掲載案件の更新数が当初計画を大きく上回る 1,737 案件（当初計画 500 案件）の実績となり、閲覧数も昨年度を上回る 103 万ページビュー（PV）（2015 年度 92 万 PV）を達成したことが高く評価される。

以上を踏まえ、評価指標の目標水準を上回る成果を上げており、また様々な発信の機会を捉えた戦略的な広報展開の取組は質的にも目標策定時の想定を上回る成果を上げていると認め、「A」評価とする。

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き時宜を得た発信に取り組み、幅広い層への継続的な働きかけを期待したい。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

特になし。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|-------------------------|--|
| No. 14 | 技術協力, 有償資金協力, 無償資金協力 |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱, 平成 28 年度開発協力重点方針 |
| 当該事業実施に係る根拠 (個別法条文等) | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------------------|-------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 主要なアウトプット (アウトカム) 情報 | 達成目標 | 基準値 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 |
| 技術協力の実績 (億円) | | | 1,678 | 1,773 | 1,759 | 1,917 | 1,975 |
| インフラ輸出戦略に関連した研修員数 | 2,000 | | | | 新規 | 2,289 | 2,448 |
| 円借款の実績: 新規承諾額 (億円) | | | 12,229 | 9,857 | 10,138 | 20,745 | 14,674 |
| 円借款の実績: ディスバース額 (億円) | | | 8,644 | 7,495 | 8,273 | 9,700 | 8,790 |
| 円借款の迅速化 (%) ※ | | | 40.0 | 68.5 | 51.1 | 47.8 | 56.9 |
| 海外投融資の新規承諾実績 (件) | | | 1 | 1 | 2 | 4 | 6 |
| 無償資金協力の実績: 贈与契約締結額 (億円) | | | 1,416 | 1,158 | 1,112 | 1,117 | 980 |

※当該年度に借款契約に至った案件のうち, 起算点から借款契約までの期間が 9 か月以内の案件の割合。

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標 |
|---|
| <p>中期目標</p> <p>(5) 事業実施に向けた取組</p> <p>(イ) 技術協力, 有償資金協力, 無償資金協力</p> <p>(i) 技術協力</p> <p>技術協力は, 開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す, 人を介した協力であり, 機構は, 条約その他の国際約束に基づき, 人的資源の開発, 技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより, 開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的として, 案件を戦略的, 効果的かつ効率的に実施する。</p> <p>(ii) 有償資金協力</p> <p>有償資金協力は, 開発途上地域に対して条約その他の国際約束に基づき, 又は開発事業を実施する我が国又は開発途上地域の法人等に対して金利・償還期間等について緩やかな条件の下で資金を提供することによって, 開発途上地域の自助努力による経済発展, 経済的自立を支援するものであり, 機構は, 借入国政府の能力向上の支援を含む取組による事業プロセスの迅速化や制度改善を図り, 案件を戦略的, 効果的かつ効率的に実施する。我が国又は開発途上地域の法人等に対する有償資金協力(海外投融資)については, 既存の金融機関では対応できない, 開発効果の高い事業を対象とし, 適切な監理を行いつつ, 平成 25 年 6 月に閣議決定された日本再興戦略の考え方に従って対応していく。その際, パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に確実に反映させた上で, 万全の体制で実施していく。</p> <p>(iii) 無償資金協力</p> <p>無償資金協力は, 開発途上地域の基礎生活分野向上, 社会基盤整備, 環境保全, 人材育成等を中心とする経済社会開発に資するために行う返済義務を課さない資金協力であり, 機構は, 条約その他の国際約束に基づき, 案件を戦略的, 効果的かつ効率的に実施するとともに, 外務大臣が自ら行う無償資金協力のうち, 機構の関与が必要なものとして外務大臣が指定するものについては, その案件が戦略的, 効果的かつ効率的に実施されるよう, その促進に努める。</p> <p>ODA の開発効果を確実に実現するため, 案件規模の適正化を図りつつ, 引き続きコスト縮減に努めるとともに, 予測できないリスクに対応する仕組みを強化する等の取組を通じて企業の参加促進を図り, 競争性を高める。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>(5) 事業実施に向けた取組</p> <p>(イ) 技術協力, 有償資金協力, 無償資金協力</p> <p>(i) 技術協力</p> <p>(一) 一段落目は中期目標と同内容のため省略)</p> |

| |
|---|
| <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人的資源開発・計画立案・制度改善を中心に、各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。 ● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。 <p>(ii) 有償資金協力 (一段落目は中期目標と同内容のため省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自助努力による経済発展、経済的自立等、開発途上地域の課題の解決に適切に対応するため、同地域のニーズや民間との連携の観点も踏まえ、案件の適切かつ迅速な形成・実施に努める。 ● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、更なる迅速化や、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。 ● 海外投融資については、既存の金融機関では対応できない、開発効果の高い案件に対応するという考え方に則り、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、民間企業等の案件ニーズの把握・発掘に取り組むとともに、優良案件の形成に努め、パイロットアプローチからの教訓をリスク審査・管理体制等に反映しながら、対応していく。 <p>(iii) 無償資金協力 (一段落目は中期目標と同内容のため省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基礎生活分野、社会基盤整備、環境保全、人材育成等を中心とする経済社会開発を中心に各国、地域の課題解決のために適正かつ迅速な案件の形成・実施に努める。 ● 我が国の政策的な優先度と開発途上地域のニーズ及び実施上の課題を踏まえ、開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に取り組む。 |
| <p>年度計画</p> <p>(5) 事業実施に向けた取組</p> <p>(イ) 技術協力、有償資金協力、無償資金協力</p> <p>(i) 技術協力 開発途上地域が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指し、国内関係機関が有する日本の知見や経験を活用しつつ、戦略的かつ効果的・効率的な技術協力事業（研修を含む）の形成・実施を促進する。特に、インフラ輸出戦略等諸々の政策課題に対応した研修の推進及び「新機軸・高品質」な研修の構築等を通じ、より強固なネットワークを形成する。</p> <p>(ii) 有償資金協力</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 日本政府の方針を踏まえ、日本政府に対し進捗状況表を用いつつ、円借款承諾計画を適時に共有するとともに、標準処理期間（要請から借款契約調印までに要した期間が9か月以内）の達成に向けて円借款の迅速化のための取組等を推進する。 ② 政府の政策的な優先度及び開発途上地域のニーズ並びに実施上の課題を踏まえ、借入国の為替リスクの軽減等、政府と共に開発効果の高い案件の形成・実施に向けた制度改善に努める。 ③ 民間セクターを通じた開発途上地域の開発を促進すべく、海外投融資の適切かつ迅速な案件発掘、形成、実施に努める。これまで整備された体制及び制度についても、必要に応じて改善、強化に努める。 <p>(iii) 無償資金協力 開発途上地域の発展段階に応じた開発課題の解決に結びつく戦略的かつ効果的・効率的な無償資金協力事業の形成・実施を促進する。特に、日本政府の政策及び開発途上地域の課題等に対応し、より円滑な実施の確保を図るため、無償資金協力事業の包括的改善として決定した施策の定着化及び新規の制度・運用改善を行う。</p> |
| <p>主な評価指標</p> <p>(定量的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インフラ輸出戦略に関連した研修員数：2,000人 <p>(定性的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本政府の政策及び開発途上地域の課題等に対応した制度・運用改善 ・「新機軸・高品質」な研修の実施 ・「質の高いインフラ・パートナーシップ」に係る制度改善 ・無償資金協力事業の包括的改善として決定された制度・運用改善 |

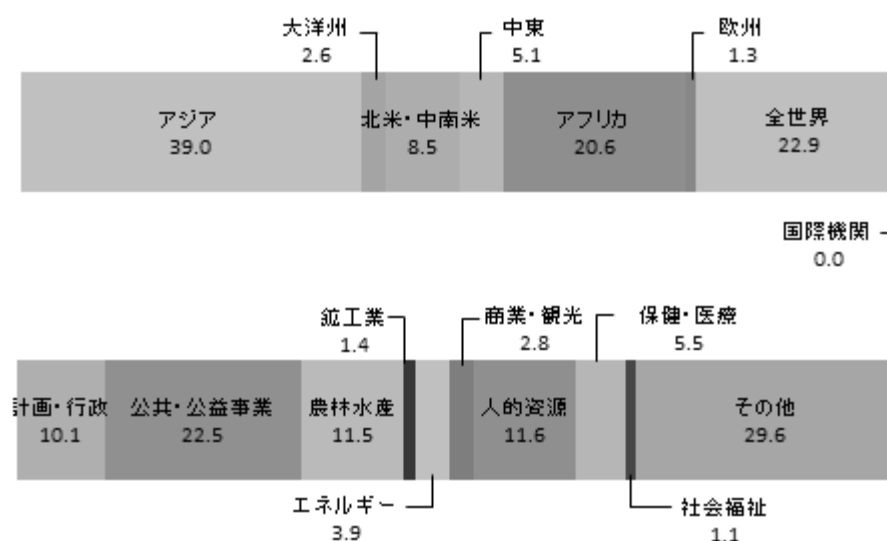
3-2. 業務実績

機構は、相手国政府の開発政策・計画や同政府との政策協議等を踏まえて策定された外務省の国別開発協力方針及び JCAP に基づき、事業計画作業用ペーパー等の作成と外務省との検討を通じ、国・地域

別分析や開発課題の明確化を図っている。事業計画作業用ペーパーでは、各地域・国で達成すべき具体的な開発目標と、その達成までの協力シナリオを設定し、統合効果をいかして技術協力、有償資金協力、無償資金協力等を有機的に組み合わせた「プログラム・アプローチ」の推進に留意し、ハード・ソフトの双方から効果的・効率的な協力の実施を図っている。（プログラム・アプローチの事例はNo. 5-1 参照）プログラム・アプローチを効果的に推進するため、国際社会の状況及び開発途上国の開発政策や開発計画並びに日本の外交政策を踏まえ、各事業形態の効果向上に向けて以下のような取組を推進した。

指標 14-1 技術協力事業の実績

- 引き続き、質の高い成長を目指すアジア地域や、官民一体による潜在成長力の大きいアフリカ地域を重点とし、1,975 億円（暫定値）の技術協力事業を実施した（2015 年度 1,917 億円）。
- 分野別では、計画・行政、公共・公益事業、農林水産、人的資源を中心に実施しているが、特に研修事業、留学制度を活用した人材育成事業を戦略的に展開したこと、また道路・港湾整備等を含む「質の高いインフラ」の観点からのソフト面からの支援にも戦略的に取り組んだことを反映し、人的資源の 2014 年度以降の増加傾向が 2016 年度も継続し、公共・公益事業では 2015 年度 19.2%から 2016 年度 22.5%へとその割合が大きく増加した。（図 14-1）



（注）四捨五入の関係上、各数値の合計と合計値が一致しない場合がある。

図 14-1 地域別・分野別技術協力事業の割合（暫定値）

指標 14-2 技術協力の効果向上に向けた取組状況

1. 事業の戦略性強化に向けた取組

開発途上地域が直面する開発課題を解決し、最大限の開発効果を発現するため、技術協力事業を通じて人材育成、組織体制強化、政策立案、制度構築を支援した。特に、「2030 アジェンダ」、「開発協力大綱」、「日本再興戦略 2016」、「インフラシステム輸出戦略（2016 改訂版）」、伊勢志摩サミットや TICAD VI 等における日本政府のコミットメント等の国内外の政策課題に応え、開発効果の高い協力を行うべく、有償資金協力や無償資金協力による事業展開にあわせ、技術協力による人材育成や本邦技術の活用を有機的に組み合わせて多様な協力を行った。具体的には、バングラデシュにおける母子保健サービスの質改善（No. 1-1「保健」）、ケニアにおける IPP 参入も含めた地熱開発の促進（No. 2-1「資源・エネルギー」）、ヨルダンとイラクに対する難民受入に伴う財政改革支援（No. 4-1）等を実施した。

また、開発途上国のニーズや国内外の政策課題に応えつつ、多様な関係機関の知見や技術を一層活用してより魅力的かつ効果的な技術協力を展開できるよう、以下に示す取組や制度改善を推進した。

- **留学制度を活用した人材育成事業の枠組み構築**：開発成果の実現に向けた効果向上や、開発途上地域との中長期的かつ良好な関係の構築・維持のため、留学制度を活用した人材育成事業に係る制度を設計した。新制度の構築・活用に向けて、次のような取組を行った。
 - **シリア難民を対象とした人材育成事業**：シリア国内での紛争が継続する中、就学機会を奪われたシリア人の若者に教育の機会を提供し、将来の復興を担う人材を育成するため、シリア難民を対象とした「シリア平和への架け橋・人材育成プログラム」を開始した。(No. 4-1 参照)
 - **Innovative Asia 事業の立ち上げ**：「日本再興戦略 2016」への貢献策として、アジアの開発途上国 12 か国の産業開発を担う若手人材を対象に、日本の大学での修士又は博士課程教育と日本の企業・研究機関でのインターンシップの機会を提供する「Innovative Asia」事業を立ち上げ、募集を開始した(2017年1月)。今後、2017年度から2021年度までに計1,000人を受入予定。
 - **国際社会人ドクター・コース**：アジア諸国の国家中枢人材養成プログラムとして、名古屋大学を通じた履修コースを開始した(2017年2月)。
 - **実施体制の整備**：本部国内事業部に大学連携課を設置し、留学制度を活用した人材育成事業の制度設計や日本の大学との事務手続きの合理化を行った。(No. 9-3 参照)
- **日本の研究機関の知見を活用した開発途上国の新たな政策課題への対応力強化**：2015年度に開始した「JICA 政策提言研究」では、インドネシアの裾野産業や中小企業の生産性向上に関する共同研究に加え、同国での地方自治体における PPP 推進にかかる共同研究を新たに開始した。
- **中小企業等の知見を活用した技術協力の強化**：TICAD VI の機会を捉え、「開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業」や「協力準備調査 (BOP ビジネス連携促進)」でアフリカ地域を対象とした事業の応募を推奨した。その結果、全体採択数 19 件のうちザンビアやガーナを含め 9 件がアフリカ地域を対象とした事業となり、アフリカ地域における中小企業を含む本邦民間企業が有する知見や技術の活用に貢献した。(No. 8-3 参照)
- **DAC リスト卒業国等のニーズに応えたコストシェア技術協力の拡充**：コストシェア技術協力拡充のための制度設計を進め、執務要領を制定し、各国のニーズに応えた協力案件の形成や環境整備を進めた。

2. 業務工程の簡素化、業務手順の標準化に向けた取組

- 技術協力事業のさらなる事務効率化に向けた改善策に取り組んだ。具体的には、技術協力合意文書の合理化に向けた改定を行った。加えて、事業の質の確保に向けた内部人材の能力向上をさらに進めるため、技術協力業務に係る研修体系を整理した。

3. 研修事業の戦略的・効果的な実施に向けた取組

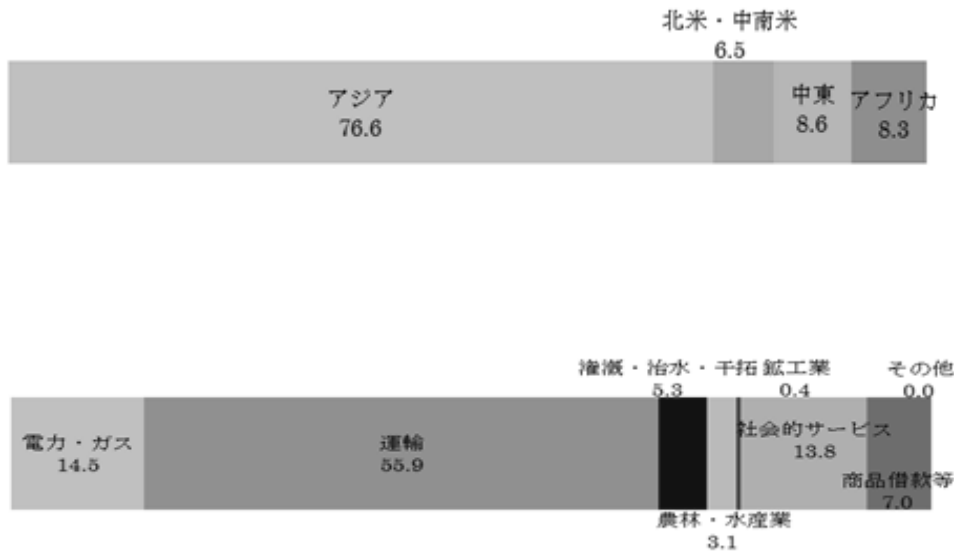
- **「インフラシステム輸出戦略」への貢献**：市場開拓、日本の製品・技術の魅力向上、日本企業の海外展開促進、人的ネットワーク形成等につながる人材育成を目的に、インフラ輸出分野に関連する研修員 2,448 人を受け入れた(2015年度 2,289 人)。また、帰国研修員とのネットワークを維持・強化し、機構の活動との連携を図っている。
 - **ボリビア**：日本大使館、JETRO ペルー事務所と共催した「貿易促進セミナー」(12月)では、輸出促進・貿易制度整備分野の帰国研修員が講師となり、現地の商工団体や企業関係者等約 200 人を対象に講義した。結果、対日関心の喚起や理解増進につながった。

- **新機軸・高品質な研修の構築**：分野横断的な課題への対応や日本の政策課題への対応促進に向け、高度・最先端の講義・視察・実習等を含む「新機軸・高品質プログラム」を実施している。
 - **ITS（高度道路交通システム）実務**：帰国研修員の活動状況を踏まえ、現地ニーズに応じたセミナーや調査実施による帰国後の活動を支援した（ザンビア等）。（No. 2-1「運輸交通」参照）
 - **金融政策・中央銀行業務**：日本銀行、金融庁、メガバンク等の視察を含め、中央銀行の役割や適切な金融政策立案の実施に係る理解を深めた。（No. 2-1「法制度整備・民主化」参照）
 - **公共財管理・公的債務管理エグゼクティブ・プログラム**：世界銀行の公的債務管理研修と機構の公共財政管理や偶発債務に係る研修を合同で実施した。（No. 2-1「法制度整備・民主化」参照）
- **帰国研修員等による海外の知日人材ネットワークの強化**：経協インフラ戦略会議での人材育成についての議論や、日本政府による新日派・知日派人材の活用に向けた政策を踏まえつつ、機構の帰国研修員同窓会の活性化や日本理解促進のため、以下の取組等により帰国研修員とのネットワークを維持・強化している。
 - **親日派・知日派リストへの貢献・活用**：日本政府が運用を開始した親日派・知日派リストに対し、機構の帰国研修員のリスト及び情報共有フローを整備した。また、帰国研修員の閣僚等要職就任等に係る情報を機構内で共有する取組を促進した。
 - **長期研修員に対する日本理解プログラムの提供**：長期研修員の日本理解を促進するプログラムの検討を開始した。実施方法の検討にあたり、試行的に広島で復興・平和構築理解研修を行い、3グループ、69名の長期研修員が参加した（2017年2月～3月）。
- **研修の効果確認、改善、関係強化等を目的とした調査団の派遣**：研修員の帰国後の状況調査やセミナー開催支援、2017年度以降の研修に向けての改善、帰国研修員自身との関係強化等を目的として、国内拠点から調査団を派遣した。（12国内拠点、34件）
- **研修の運営効率化**：課題別研修のラインナップのスリム化により、コース当たり研修員数は微増傾向にある（10.9人/コース：2012年度9.9人、2013年度10.1人、2014年度10.6人、2015年度10.7人）。特に、参加要請の多いコースを複数回実施し、高い割当率（相手国政府が要請したコースに参加できる率）を維持した（94.2%：2014年度95%、2015年度95.7%）。また、「研修員受入の手引き」や各国内拠点の「研修ハンドブック」を改訂し、研修事業の事務合理化と効果向上を図った。
- **在外拠点ナショナルスタッフの研修**：帰国研修員の同窓会活性化や、戦略的な研修の実施に重要な役割を担う在外拠点のナショナルスタッフに対し、日本でのOJTを実施した（35か国35名）。

指標 14-3 円借款事業の実績

- 引き続き、国際情勢や開発途上地域の開発ニーズを踏まえつつ、日本政府の「インフラシステム輸出戦略」及び「日本再興戦略」の下での各政策・イニシアティブを推進すべく、インフラ整備支援を重点として円借款事業を実施した。分野別では、運輸、電力・ガス、社会的サービスを中心に、計51件、1兆4,674億円（L/Aベース）を新規に承諾した（図14-2：2015年度計71件、2兆745億円）。また、ディスバースは8,790億円に達した（2015年度9,700億円）。
- 地域別では、「質の高いインフラ・パートナーシップ」を踏まえたインフラ整備支援の拡充等により、アジア地域への地域別シェアは76.6%に増加するとともに（2015年度71.1%）、TICAD V及びVIへの支援策の一環としてアフリカ地域への地域別シェアは8.3%に増加した（2015年度6.5%）。

- フィリピン向け「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業（フェーズ II）」（10月 L/A 調印）、ミャンマー向け「バゴ橋建設事業」（3月 L/A 調印）等、数多くの案件で円借款事業と技術協力や無償資金協力を戦略的に組み合わせ、有機的な連携を図ることで、開発効果の向上や本邦技術・ノウハウの普及・移転を促進した。



（注）四捨五入の関係上、各数値の合計と合計値が一致しない場合がある。

図 14-2 地域別・分野別円借款事業（L/A 承諾額）の割合

指標 14-4 円借款の迅速化

1. 円借款要請から借款契約（L/A）調印までの標準処理期間（9か月以内）の達成

- 日本政府との間で円借款要請から L/A 調印までの標準処理期間を 9 か月と設定し、達成状況を外務省がウェブサイトで公表している。2016 年度も進捗状況表等を用いつつ、円借款承諾計画を日本政府に適時に共有し、また個々の案件の承諾促進に向けた日本政府との適時・適切な情報共有等を通じ、迅速な承諾の実現に取り組んだ。この結果、2016 年度承諾案件の 9 か月目標の達成率は 56.9%（51 件中 29 件）となった（表 14-1。2007-2015 年度の平均は 48.5%）。

表 14-1 標準処理期間の達成状況

| 2007 年度 | 2008 年度 | 2009 年度 | 2010 年度 | 2011 年度 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 42.4% | 33.3% | 48.4% | 54.1% | 54.5%※ | 40.0% | 68.5% | 51.1% | 47.8% | 56.9% |

※東日本大震災を受け供与を先送りせざるを得なかった一部の案件を含めると 46.8%。

2. 迅速化の具体的な事例

- ヨルダン**：シリア難民の流入等により財政負担が大幅に増大したヨルダンに対し、日本政府が掲げる「中東地域安定化のための包括的支援」の一環として、迅速に日本政府との協議や審査を行い、「金融セクター、ビジネス環境及び公的サービス改革開発政策借款」に係る L/A を調印した（12 月。起算点から 4 か月以内）。（No. 4-1 参照）
- 有償勘定技術支援による詳細設計**：フィリピン「フィリピン沿岸警備隊海上安全対応能力強化事業（フェーズ II）」（10月 L/A 調印）、モロッコ「海洋・漁業調査船建造事業」（2017 年 1 月 L/A 調印）等の本邦技術活用条件（STEP）案件で有償勘定による詳細設計調査を積極活用し、工事着工までの期間の短縮を図った。

指標 14-5 有償資金協力の効果向上に向けた取組状況

1. 新手法の検討・導入及び制度改善

日本政府の政策を踏まえ、有償資金協力が開発途上国や日本の企業にとってより魅力的となるよう様々な取組・改善を行った。主な取組内容、改善結果は以下のとおり。

- 「質の高いインフラ・パートナーシップ」に係る制度改善：日本政府が発表した「質の高いインフラ・パートナーシップ」及び同フォローアップ策、並びに「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」の中で掲げられている支援量の拡大に対応するため、ドル建て借款制度及びハイスpekク借款制度を創設した。加えて、高度な施工精度が求められる案件で品質を担保するための包括的建設サービス方式の導入に向けた調査・セミナー等を実施し、相手国政府への働きかけを継続している。また、円借款の迅速化に向け、F/S 開始から着工までの期間を最短 1 年半にすることを目指し、有償勘定技術支援による詳細設計の部分先行実施に着手した。加えて、質の高いインフラ投資の国際的スタンダード化・グローバル展開を推進するため、ADB との連携や IDB との協調融資枠を拡大した。
 - **ADB との連携**：PPP 等民間インフラ案件への投融資を実施するため、今後 5 年間で最大 15 億米ドルを目標に、海外投融資スキームを活用した出資による ADB 内への信託基金の新設に係る手続きを整備した。信託基金は 8 月に口座を開設して運営を開始し、2017 年 3 月末時点でインドとインドネシアの 2 件の案件を承諾した。また、アジアで質の高い公共インフラ整備を促進するため、今後 5 年間で機構・ADB 合計で 100 億ドルを目標とした開発途上国政府向け協調融資の実施に向けて案件形成を進め、ミャンマーで 2 件が承諾された。
 - **IDB との連携**：中南米地域における質の高いインフラ投資促進を目的とした IDB との協調融資枠組 (CORE) に関し、対象分野や対象国の拡大、目標額の 3 倍増 (2020 年度までに合計 30 億米ドル) 等に係る合意文書を IDB 総会 (4 月) 期間中に IDB と署名した。これにより、機構は IDB にとって史上最大の協調融資パートナーに位置付けられた。
- **中進国及び中進国を超える所得水準の開発途上国支援の強化**：日本政府が示した中進国・卒業移行国への円借款を積極的に供与する方針に基づき、案件の形成・承諾に至った (パナマ、ヨルダン、タイ各 1 件)。
- **ノンプロジェクト型借款の活用**：日本政府より、相手国の政策・制度の立案・実施に貢献するため、ノンプロジェクト型借款の一層の活用が方針として出されており、案件の形成・承諾に至った (ベトナム 2 件、エルサルバドル、タンザニア、スリランカ、セネガル、ヨルダン、インド各 1 件)。
- **変動金利適用案件の承諾**：円借款の魅力を高めるため、所得階層が低所得国以上である借入国向けに変動金利制度を導入している。2016 年度はインドネシア 3 件、パキスタン、パナマ、ヨルダン、インド各 1 件に対して変動金利適用案件を承諾した。

2. 与信先の信用力審査と機構内の金融リテラシー向上

- 与信先の信用力審査を事業部と審査部が適切に連携して実施した。難易度の高い海外投融資案件を含め、出融資判断時に事業部提案及び審査部意見書を踏まえて与信に係る意思決定を行った。
- 機構内の金融リテラシー向上のため、プロジェクトファイナンス研修 (計 2 回、延べ約 40 名参加)、財務分析研修 (計 2 回、延べ約 60 名参加) を実施した。また、機構内の経済知識向上のため、マクロ経済研修 (計 2 回、延べ約 80 名参加)、ファイナンシャルプログラミング・債務持続性分析

研修（延べ約 35 名参加），IMF セミナー（計 2 回，延べ約 70 名参加）を実施した。

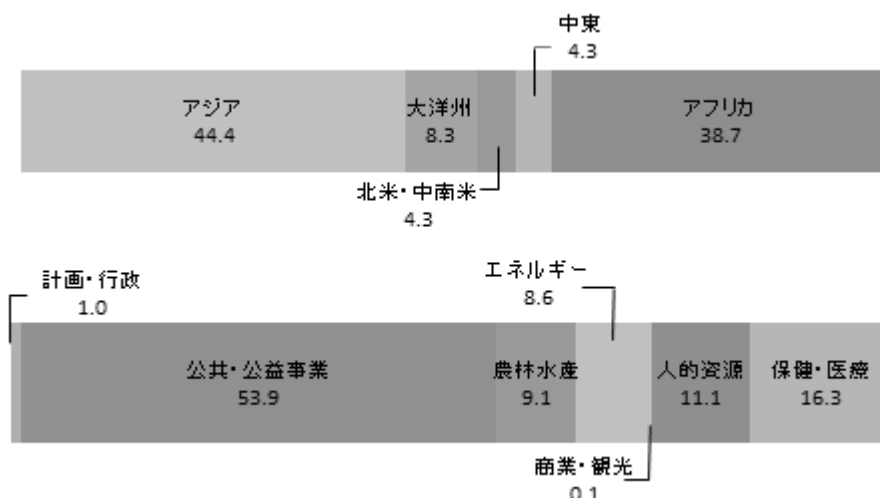
指標 14-6 海外投融資事業の実績及び実施態勢の強化に向けた取組状況

- 外部向けセミナー及び外部との面談を通じ，民間企業の有するニーズの把握，及び有望な海外投融資の発掘に努めた。また，国際金融公社（IFC），ADB 等の国際機関との意見交換を通じ，連携案件の発掘にも努めた。
- 新規案件の出融資調印は 6 件 184 億円の実績となり，件数ベースで海外投融資再開後の単年度当たり最大規模の実績となった。主な事例は以下のとおり。
 - **日本 ASEAN 女性エンパワーメントファンド**：ASEAN ビジネス投資サミットでの安倍首相のスピーチ（2015 年 11 月）に基づき，女性のエンパワーメントに焦点を当てたマイクロファイナンスのための新たなファンドとして JAPAN ASEAN Women Empowerment Fund が設置され，同ファンドと出資契約書を締結した（9 月）。住友生命を始めとする国内機関投資家や国際協力銀行（JBIC）も出資している。
 - **中東・北アフリカ支援ファンド**：日本政府が IMF・世銀春季会合で発表した難民問題への貢献策の一つとして，IFC の中東・北アフリカファンドへの出資に係る出資契約書を締結した（4 月）。「アラブの春」として 2011 年初頭から本格化した民主化運動以降，不安定な経済社会状況が続く中東・北アフリカ地域に対し，中東・北アフリカ地域への民間投資促進等を通じて，経済・社会安定化に寄与することを目的としている。2012 年 10 月の海外投融資業務の再開以降，中東・北アフリカ地域向けでは初の海外投融資事業となる。（No. 6-1 参照）
 - **ツェツィー風力発電事業（モンゴル）**：電力需給逼迫の緩和への貢献や自然エネルギーの促進のため，自然エネルギー分野で初の海外投融資ドル建てプロジェクトファイナンス案件となる風力発電所建設に係る出資契約書を締結した（9 月）。（No. 2-1「資源・エネルギー」，No. 8-2 参照）
 - **オフグリッド太陽光事業（タンザニア）**：TICAD VI 支援策の実現として，Digital Grid 社によるオフグリッド太陽光事業（未電化地域の村落にあるキオスク（小売店）への太陽パネル設置と BOP 層に対する LED ランタンの充電・レンタルや携帯電話の充電サービスの提供等）に対し，海外投融資の出資契約を締結した（10 月）。2012 年 10 月の JICA 海外投融資業務の再開以降，サブサハラ・アフリカ地域向け，ベンチャー投資事業向け双方にとって初の案件となった。（No. 2-1「資源・エネルギー」，No. 8-2 参照）
- **海外投融資に係る制度拡充**：「質の高いインフラ輸出イニシアティブ」における制度拡充の一環として，「JICA 海外投融資についてのよくある質問と回答」を機構ウェブサイトに掲載した。

指標 14-7 無償資金協力事業の実績

- 外務省の開発協力重点方針を推進するための無償資金協力事業を実施した結果，2016 年度の贈与契約（G/A）締結件数は 140 件，締結額の実績は 980 億円（2015 年度 154 件，1,117 億円）となった（図 14-3）。地域別では，引き続きアジア地域が 44.4%と中心となっているが，アフリカ地域の割合が 2015 年度 32.7%から 2016 年度 38.7%へと大幅に増加し，両地域で全体の 8 割以上（83.1%）を占めている。
- 分野別では，引き続き道路や港湾，上下水道の建設などの公共・公益事業（53.9%），学校建設などの人的資源分野（11.1%），灌漑施設建設などの農林水産分野（9.1%）を中心に実施したほか，

保健・医療分野では UHC 実現に向けた医療水準の向上と日本の医療の国際展開の両方に資する事業に積極的に取り組んだことを反映し、2015 年度 9.5%から 2016 年度 16.3%へとその割合が大きく増加した。



(注) 四捨五入の関係上、各数値の合計と合計値が一致しない場合がある。

図 14-3 地域別・分野別無償資金協力事業 (G/A の年度供与限度額) の割合

指標 14-8 無償資金協力の効果向上に向けた取組状況

開発途上国と本邦関係者の双方のニーズに応えたより効果的かつ効率的な無償資金協力事業となるよう、国内外の政策課題も踏まえ、次のような包括的な制度・運用の改善を行った。結果として、不調・不落となった入札の割合が 2015 年度と比較して減少した。

- **無償資金協力の制度・運用の更なる改善**：外務省とともに、関係業界（海外コンサルタンツ協会、海外建設協会、日本貿易会等）に対して無償資金協力の現状と課題をヒアリングした。結果を踏まえ、日本企業に魅力的な案件形成や免税問題への対応等に関する報告書「無償資金協力の制度・運用改善について（2016 年 6 月外務省）」の取りまとめを支援した。同報告を踏まえ、免税対象の明確化と関連情報の蓄積と提供等を推進した。
- **事業説明会の拡充**：無償資金協力事業への競争性のある応札を促進するため、応札に関心のある企業向けの事業説明会での説明内容を整理して均質化した。かつ、参加企業の関心が特に高い安全対策、施工計画、免税項目・手続き、先方負担事項に係る情報を網羅的に説明し、内容を拡充した。
- **業者契約書雛形の改訂**：不可抗力等による事業中断・解除に係る条件の明確化への対応等のため、無償資金協力事業に用いる契約書雛形を更新した。
- **先方負担事項のモニタリング強化と履行促進**：G/A に先方負担事項の詳細を明記する変更を行った。相手国政府が機構に定期的に進捗報告を行う義務を課すことにより、先方負担事項のモニタリングと履行促進を強化する運用を開始した。
- **安全対策強化**：安全対策強化キャンペーンの一環として、安全管理チェックリストをもとに、在外拠点による現場パトロールを実施した。また、現場関係者、在外拠点の所員及び案件によっては相手国実施機関関係者も対象にした安全管理セミナーを 48 件実施して安全意識を醸成した。(No. 20-2 参照)
- **安全（治安）対策経費への対応**：紛争影響国・地域において武装警護費用などの治安対策経費が必要となる場合に、無償資金協力事業の積算に計上できるようにしている。また、2015 年度から全て

の施設整備案件に適用が拡大されている予備的経費等を用いて、治安状況が悪化した際の追加の安全対策費や待機費用への追加支出対応をバングラデシュ等において開始した。これら予備的経費等の活用により、本邦企業の入札への参加が見込まれる。

- **地方自治体の技術・ノウハウをいかした無償資金協力の案件形成**：地方自治体の提案に基づく無償資金協力事業の協力準備調査2件（大阪市、横浜市）が外務省により採択された。（No. 9-4 参照）
- **PPP によるインフラ整備への無償資金協力の活用**：PPP 事業の初期投資部分を無償資金協力により支援する「事業運営権対応型無償資金協力」の制度の周知等により、案件形成を促進した。
- **現地企業を活用した無償資金協力の試行導入**：開発途上国等の現地企業が施工できる施設建設への無償資金協力による支援ニーズに対応するため、現地施工企業を活用できる制度枠組みを確立し、ラオス、ブルキナファソ、スワジランドにおける学校建設案件から試行的な運用を開始した。この新しい制度の導入により、案件積上げに寄与することが見込まれる。
- **案件形成の促進**：年度予算に対して計画的に無償資金協力事業を積上げるために、当該年度、翌年度、翌々年度の目安額に対する積上げ状況を視覚的にモニタリングできる仕組みを整備した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、プログラム化を含めた技術協力、有償資金協力、無償資金協力の有機的な連携を意識した案件形成、実施を期待したい。また、各スキームの活用につき、以下の点に留意をした活動を期待したい。

- 質の高いインフラ輸出のための有償資金協力の更なる制度改善
- 無償資金協力について、関係民間事業者との緊密な連携を通じた制度の運用
- 帰国研修員等による海外の知日人材ネットワークの強化

<対応>

技術協力、有償資金協力、無償資金協力を組み合わせたプログラム・アプローチの実施に加え、課題分析を踏まえたプログラム効果拡大に向けた取組（ウガンダ等）や、プログラム全体の評価を通じた協力方針や新規事業の方向性の検討（ガーナ）を通じ、プログラムの戦略性をより高める創意工夫を行った（No. 5-1 参照）。また、各スキームでは、以下の点に留意した活動を実施した。

- 有償資金協力では、「質の高いインフラ・パートナーシップ」及び同フォローアップ策、並びに「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を踏まえ、支援量の拡大への対応としてドル建て借款制度やハイスpekク借款制度の創設等に係る制度設計に取り組んだ。
- 無償資金協力では、海外コンサルタント協会、海外建設協会、日本貿易会等へのヒアリングを行い、その結果を踏まえて、日本政府による「無償資金協力の制度・運用改善について」（2016年6月外務省）の取りまとめを支援した。また、本邦企業を対象とした事業説明会の内容を見直し、参加者の関心が高い安全対策、免税項目・手続き、先方負担事項等に係る内容の拡充を行った。
- 帰国研修員等による知日人材ネットワークについては、日本政府が運用を開始した親日派・知日派リストに対して機構の情報・体制を整備した。また、機構の帰国研修員同窓会の活性化や日本理解促進のための取組を開始した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標において目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な

成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業について、開発効果の向上及び国内外の政策への機動的な対応に向けて、優良な案件を形成・実施した。また、各事業での主体的な創意工夫を通じ、「質の高いインフラ・パートナーシップ」等への貢献やシリア難民支援事業等、開発途上地域や日本国内でのニーズに機動的に対応した。さらに、各事業を組み合わせたプログラム・アプローチの実施に留まらず、プログラムの戦略性をより高める創意工夫を行った。これら協力を推進するに当たり、各事業で以下のような新たな取組、制度改善を行った。

1. プログラム・アプローチの推進

具体的なプログラム・アプローチの事例は No. 5、事業を通じた具体的な成果は No. 1～4 参照。

2. 技術協力

開発途上地域が直面する開発課題を解決し、最大限の開発効果を発現するため、技術協力事業を通じて人材育成、組織体制強化、政策立案、制度構築を支援した。特に、「2030 アジェンダ」、「開発協力大綱」、「日本再興戦略 2016」、「インフラシステム輸出戦略（2016 改訂版）」、伊勢志摩サミットや TICAD VI 等における日本政府のコミットメント等の国内外の政策課題に応え、開発効果の高い協力を行うべく、有償資金協力や無償資金協力による事業展開にあわせ、技術協力による人材育成や本邦技術の活用を有機的に組み合わせて多様な協力を行った。また、「インフラシステム輸出戦略」への貢献としてインフラ輸出分野に係る研修員 2,448 人の受入れや、「新機軸・高品質な研修」の新たな実施等、ソフト面からの支援も推進した。

- ▶ バングラデシュにおける母子保健サービスの質の改善、ケニアにおける独立系発電事業者 (IPP) 参入も含めた地熱開発の促進、ヨルダンとイラクに対する難民受入に伴う財政改革支援といった事例で、開発課題に自ら対処していく能力向上のための戦略的な技術協力事業を形成・実施した。
- ▶ 開発効果の向上や、開発途上地域との中長期的かつ良好な関係の構築・維持のため、新たに留学制度を活用した人材育成事業に係る制度設計を行った。機構内の体制も整備し、具体的な制度適用事業として、シリア難民支援等の事業を立ち上げた。
- ▶ 世界銀行と連携し公共財管理・公的債務管理エグゼクティブ・プログラム(研修)を立上げた。

3. 有償資金協力

3-1. 日本政府の政策を踏まえ、有償資金協力が開発途上国や日本の企業にとってより魅力的となるような様々な取組・改善を行った。また、円借款の迅速化については、要請から承諾までの 9 か月以内の標準処理期間の目標の達成率は 56.9%となった。

- ▶ 「質の高いインフラ・パートナーシップ」及び同フォローアップ策、並びに「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を踏まえ、支援量の拡大への対応としてドル建て借款制度やハイスペック借款制度を創設した。
- ▶ 質の高いインフラ投資の国際的スタンダード化・グローバル展開の推進を目的に ADB と米州開発銀行 (IDB) の協調融資額の拡大を実施した。ADB との連携では、ADB 内の信託基金が運用を開始し、インドとインドネシアで合計 2 件の承諾に至り、またソブリン協調融資でもミャンマーで 2 件の新規事業の承諾に至った。IDB との連携では、質の高いインフラ投資促進を目的とした協調融資枠組 (CORE) に署名し、機構が IDB にとって史上最大の協調融資パートナーとなった。

3-2. 海外投融資では、女性のエンパワーメントに焦点を当てたマイクロファインスのファンド設置への貢献や、海外投融資再開後初となる中東・北アフリカ地域及びサブサハラ・アフリカ地域に向けた事業の形成、また、自然エネルギー分野で初となる海外投融資ドル建てプロジェクトフ

ファイナンス案件の実施等、新たに6件の出資・融資に調印した。

- ▶ 幅広いステークホルダーと協力した多数の海外投融資を形成した結果、海外投融資再開後、件数ベースで単年度当たり最大規模の実績となった。

4. 無償資金協力

海外コンサルタンツ協会、海外建設協会、日本貿易会等へのヒアリングを行い、その結果を踏まえて、日本政府による「無償資金協力の制度・運用改善について」（2016年6月外務省）を外務省と共同で取りまとめ、これらを踏まえた制度改善を進めた。先方負担事項のモニタリングと履行促進を強化する運用、企業の安全対策強化に係る研修の実施、治安対策や待機費用の追加支出対応といった取組を開始した。

<課題と対応>

技術協力については、引き続き留学制度を活用した人材育成事業に係る制度・運用の改善及び体制の強化を通じ、国の発展を担う人材育成をさらに強化する。また、帰国研修員による各国でのネットワーク強化や活動の活性化に取り組む。

有償資金協力では質の高いインフラ・パートナーシップ関連の新規施策の実施に取り組むとともに、無償資金協力についても「無償資金協力の制度・運用改善について」（2016年6月外務省）を踏まえた制度の更なる改善・導入を行う。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

技術協力事業の実績については、開発課題に自ら対処していく能力向上のための戦略的な技術協力事業の形成・実施を進め、バングラデシュ母子保健改善や、ケニア地熱開発促進、ヨルダンとイラクに対する難民受け入れに伴う財政改革支援等の具体的事業に取り組んだ。また、研修事業では新たに留学制度を活用した人材育成事業に係る制度設計を行い、同制度を活用したシリア難民支援や Innovative Asia 等の事業の立ち上げに取り組んだ。また、インフラ輸出分野に関連する研修員2,448人（当初計画2,000人）の受け入れや、分野横断的な課題への対応や日本の政策課題への対応促進に向け、高度・最先端の講義・視察・実習を含む「新機軸・高品質な研修」の新たな実施等、ソフト面からの支援推進により「インフラシステム輸出戦略」にも貢献した。具体的な新機軸・高品質な研修の例としては、ITS(高速道路交通システム)実務や、金融政策・中央銀行業務、公共財管理・公的債務管理エグゼクティブ・プログラム等を実施している。また、帰国研修員等による知日人材ネットワークの活用に関する取組として、機構内での帰国研修員のリスト整備及び日本政府が運用を開始した親日派・知日派リストへの情報共有のフローの整備を実施し、機構が持つネットワークの有効活用に取り組んでいることが評価される。

有償資金協力事業の実績については、我が国政府が推進する「インフラシステム輸出戦略」、「日本再興戦略」、「質の高いインフラ・パートナーシップ」等に基づき、案件形成の迅速化（9か月目標の達成率56.9%）等に取り組んだ。また、「質の高いインフラ・パートナーシップ」及び同フォローアップ策、並びに「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」を踏まえ、ドル建て借款制度やハイスpek借款制度を創設した。また、上記政府方針を推進すべく、運輸、電力・ガス、社会的サービスを中心にインフラ整備支援を重点として円借款事業の実施に取り組んだ結果、1兆円を超す1兆4,674億円の新規承諾となった（ディスバース額は8,790億円）。加えて、質の高いインフラ投資の国際的スタンダード化、グローバル展開の推進を目的に、ADB及びIDBとの協調融資額の拡大を実施し、IDBとの連携では機構がIDBにとって史上最大の協調融資パートナーとなった。また、海外投融資では、ASEANビジネス投資サミットでの安倍首相のスピーチに基づき女性のエンパワーメントに焦点を当てたファンドへの出資や、海外投融資再開後初の中東・北アフリカ向けの事業、再開後初のサブサ

ハラ・アフリカ向け且つベンチャー投資事業向けとなる出資（TICAC VI に係る具体的な支援策）など、幅広いステークホルダーと協力した案件や新しい地域での案件の形成に取り組んだ結果、海外投融資再開後、年度承諾件数ベースで最大規模の実績となったことは、機構の積極的な取組として評価される。

無償資金協力については、日本政府による「無償資金協力の制度・運用改善について」（2016年6月外務省）の取りまとめに貢献し、その取り纏め結果を踏まえて、免税対象の明確化や、G/Aに先方負担事項の詳細を明記する等の改善に取り組んだ。加えて、企業の安全対策強化に係る研修や治安対策等に係る運用改善に迅速に対応した。

以上を踏まえ、機構の中核的事業スキームである技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業の日本政府方針を踏まえた戦略的な形成、実施に加え、機構の能動的な創意工夫により多様な制度改善や新たな取組を行い、具体的な実施につなげたことから、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「A」評価とする。

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き、プログラム化を含めた技術協力、有償資金協力、無償資金協力の効果的な連携を意識した案件形成、実施を進めつつ、各種制度改善の推進を期待したい。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

・技術協力において、知日・親日人材の中で有能な人材をリスト化し、継続的に引き継ぎ、JICA事業や民間連携に活躍する場を作っていくための仕組みをつくることは重要と考える。留学生支援の拡大をうけて、「日本理解プログラム」を提供することはよいと考えるが、日本での研修終了後のフォローアップ、彼らの戦略的活用はますます重要と考える。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|---------------------|--|
| No. 15 | 災害援助等協力 |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱，平成 28 年度開発協力重点方針，我が国の人道支援方針，平和と健康のための基本方針，国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本方針，日・ASEAN 防災協力強化パッケージ |
| 当該事業実施に係る根拠（個別法条文等） | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力，0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|---------------------|------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①主要なアウトプット（アウトカム）情報 | 達成目標 | 基準値 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 |
| 緊急援助隊派遣件数 | | | 0 | 8 | 5 | 5 | 2 |
| 緊急援助物資供与件数 | | | 17 | 16 | 23 | 10 | 14 |
| 研修，訓練回数（回） | 27 | | | | 新規 | 28 | 27 |
| 派遣シミュレーション（回） | 2 | | | | 新規 | 2 | 3 |
| ②主要なインプット情報 | | | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 |
| 従事人員数（人） | | | 6 | 7 | 7 | 8 | 8 |

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標 |
|---|
| <p>中期目標</p> <p>機構は，開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため，国際社会等と連携して，国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速，効率的かつ効果的な実施を図る。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>（第一段落は中期目標と同内容のため省略）</p> <p>具体的には，</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 大規模災害発生時には，被災国のニーズを的確に把握し，国際社会等との協調により適切な規模・内容の緊急援助を迅速かつ効果的に実施するよう取り組むとともに，実施後のモニタリングを引き続き行う。 ● 国際緊急援助隊については，平時より国際標準を踏まえた研修・訓練を充実させ待機要員の能力の維持・向上を図るとともに，同隊の活動に必要な資機材を整備する。また，緊急援助物資については，備蓄体制の最適化に努める。 ● 国連等，緊急人道援助に関係する内外の機関，組織との協力関係を平時より構築し，緊急時における円滑かつ効果的な援助の実施を図る。 |
| <p>年度計画</p> <p>① 大規模災害発生時には，各種情報源から被災国のニーズを的確に把握し，活用可能な手段を組み合わせ合わせた適切な規模・内容の緊急援助を，国際社会等との連携・調整により迅速・柔軟かつ効果的に実施する。また，引き続き実施後にレビューを行い，得られた教訓が次回派遣につながるよう改善策を講じる。災害支援を行った場合は，被災国及び日本国民に対する広報を行う。</p> <p>② 登録要員能力の維持・向上のための研修・訓練を着実に実施するとともに，派遣シミュレーションを複数回実施する。また，医療チームについては，医療情報分析及び発信を効率化，迅速化するために，電子カルテの実派遣導入に向けた準備を完了させる。加えて，感染症対策チームの派遣に向けた要員の登録，研修実施に向けた講師構成，講義内容等の確定と機材整備を実施する。救助チームについては，災害援助に関する国際的な格付再認定プロセスとこれまでの派遣を通じて得られた教訓をもとに，派遣体制及び各研修・訓練の内容を充実させる。物資供与については，これまでのオペレーションで把握した課題を整理，分析し，迅速性確保の観点から引き続き備蓄体制の見直しを行う。</p> <p>③ 捜索・救助や災害医療及び感染症対策に関する国際連携枠組みに積極的に参画して貢献するとともに，関係者とのネットワークを維持し，災害発生時の現場における効果的な協力体制を強化する。医療チームに関し，世界保健機関（WHO）が主導する事前登録・認証制度に呼応した体制整備を行う。また，NGO や自衛隊等との情報共有・連携体制を強化するとともに，緊急援助隊事務局と課題部の連携により，災害多発国等の災害対応力を高めるための支援を行う。</p> |
| 主な評価指標 |

(定量的指標)

- ・研修・訓練回数：27回
- ・派遣シミュレーション：2回

(定性的指標)

- ・チームが派遣された場合における、派遣現場での国際調整母体等への人員の派遣
- ・国際捜索救助チーム代表者を招いた国際会議の主催
- ・WHO主導で新設される医療チーム登録制度への参加
- ・Type2（手術機能，入院機能）の認定取得

3-2. 業務実績

指標 15-1 迅速かつ効果的な緊急援助の実施状況

1. 国際緊急援助の実績

- ・ **国際緊急援助隊の派遣**：コンゴ民主共和国における黄熱流行（感染症対策チーム1件），ニュージーランド南島地震（自衛隊部隊1件）であった（詳細は3.及び4.参照）。
- ・ **緊急援助物資供与**：スリランカの豪雨被害（5月），ミャンマー，マケドニアの洪水被害（8月），ハイチ，キューバのハリケーン被害（10月），インドネシアの地震被害（12月），チリ森林火災（2017年1月）等，計14件の物資供与を行った（2015年度10件）。インドネシアの地震被害では発災後直ちに機構専門家が現地調査入りし的確なニーズ把握と迅速な物資供与を実施したほか，チリの森林火災では調査チームからの情報を活用し，消火剤の迅速な本邦調達と供与を実施した。
- ・ **災害情報分析・発信**：世界中の災害情報を計316件収集し，機構内関係部に毎日配信した。在外拠点と連携した詳細な情報収集分析を45件行い，緊急援助支援の可能性を検討した。

2. 国連災害評価調整チーム（UNDAC：United Nations Disaster Assessment and Coordination）人員派遣による国際社会への貢献，調査チームを活用した被災国ニーズの的確な把握

(1) **UNDAC 人員派遣実績**：チーム派遣の可能性があった災害がなかったため，派遣実績はなし。UNDAC登録研修を国際緊急援助隊事務局員が受講し，登録要員が1名増加した（計4名）。

(2) **調査チーム派遣実績**：3件

- ・ **コンゴ民主共和国における黄熱の流行**：(3.参照)
- ・ **ミャンマー地震に対する調査チーム**：8月24日に発生したミャンマー中部を震源とする地震(M6.8)に対し，外務省及び機構（各1名）による調査チームを派遣し，被害状況調査及び緊急支援ニーズを確認した。結果として地震被害に対する物資供与等の支援要請には至らなかったが，ミャンマー政府からは最初に到着した調査チーム派遣として，感謝の意が伝えられた。なお，同調査結果は文科省による遺跡状況調査の資料としても活用された。
- ・ **チリにおける森林火災に対する調査チーム**：チリ中部で発生した大規模な山林火災に対し，2017年1月28日に外務省，総務省消防庁，東京消防庁及び機構（各1名）による調査チームを派遣し，被害状況調査及び緊急支援ニーズを確認した。結果，先方からの発泡消火剤供与の要請を受け，本邦で緊急調達を行い迅速に物資を供与した。

3. コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対する国際緊急援助隊（感染症対策チーム）の派遣

6月20日に同国政府より黄熱流行宣言が発出された（6月24日時点で死亡者75名を含む1,307名の患者が報告された）ことを受け，7月10日から19日まで調査チームを派遣し，さらに，同国政府からの支援要請を受け7月19日に感染症対策チームの派遣が決定された（2015年10月の発足後，同チームの海外派遣は初）。

- **調査チーム**：外務省（1名）、感染症専門家（4名）、機構（1名）からなる調査チームを派遣し、現地ニーズを調査した。疫学、検査、診療、公衆衛生の観点から適切な支援方針案を策定し、感染症対策チームの迅速な派遣につながった。なお、同取組は、各国の感染症に対応するチームの標準化に向けて開催されたWHO 専門家会合において、アセスメント調査の好事例として紹介された。
- **感染症対策チーム**：外務省（3名）、感染症専門家（10名）、業務調整員（4名）からなる感染症対策チームを派遣し、黄熱検査支援や、保健省が実施した大規模黄熱ワクチン接種キャンペーン支援、保健省への助言を中心とする活動を行った。特に黄熱検査支援では、検査用試薬の不足等から400以上の検体が未検査の状態であったが、消耗品（試薬類）の提供と技術協力により、迅速な検体処理に貢献し、国立生物医学研究所のラボの稼働正常化に貢献した。
- **国際機関等との連携・調整**：WHO 本部との事前調整に加え、調査チームが現地パートナーと役割分担・連携策を事前調整し、本隊の速やかな活動実施に貢献した。現地では保健省・WHO による全体調整での連携、UNICEF のワクチン接種キャンペーン支援、パスツール研究所との黄熱検査での連携等を行った。
- **活用可能な手段を組み合わせた支援**：同国に派遣されている機構専門家「保健アドバイザー」と調査段階から連携し、既存の人的ネットワークを基盤に効果的な活動を実施した。また、調査結果を踏まえ、外務省の緊急無償資金協力（ワクチン接種機材の供与、予防啓発活動支援等）とも連携した活動を展開した。
- **事後レビューと改善策**：機構内やチーム作業部会による事後レビューを行い、調査チームの派遣や早期の基礎情報収集の重要性を確認した。自然災害とは異なる感染症対策への派遣や派遣期間の判断や人選方法、試薬等の特殊資機材の運搬体制、現地の安全対策等、今後の検討課題を抽出した。
- **緊急援助後の支援への展開**：人間開発部による「新興感染症対策能力強化プロジェクト」の案件形成では、チーム派遣で確認した同国の流行対応能力の強化も課題として検討している。
- **被災国及び日本国民に対する広報**：在外拠点が中心となったプレスカンファレンス等の現地広報の結果、現地紙で13件の記事が掲載された。また、WHO ホームページで写真入り記事が掲載された。日本国内では機構ウェブサイト及びFacebook でニュース・リリース等3報を掲載した。

4. ニュージーランド南島地震に対する国際緊急援助隊（自衛隊部隊）の派遣

11月13日午後8時頃（日本時間）、ニュージーランド南島を震源地とするマグニチュード7.5の地震が発生し、同島北東沿岸部のカイコウラを中心に相当な被害が発生した。機構は発災後直ちに報道情報に加え国際救援チーム間のネットワークを活用して迅速に情報を収集した。ニュージーランド政府からの要請を踏まえ、海上自衛隊のP-1哨戒機部隊に加え、機構はリエゾン要員（外務省1名）を国際緊急援助隊として派遣した。11月15日から18日にかけて被災地上空からの被害状況調査飛行を実施し、ニュージーランド国防相副次官等より発災後の速やかな支援実施に対する謝意が表明された。

指標 15-2 緊急援助隊待機要員の能力維持・向上の状況及び備蓄態勢の最適化

1. 登録要員への計画的な研修・訓練の実施

- 研修・訓練の実績：計27回（2015年度28回）
- 派遣シミュレーションの実施：計3回（2015年度2回）。初めて航空事業者、物流事業者、旅行代理事業者が参加し、資機材倉庫及び成田空港実査も含めた実派遣に近い形による実践的な訓練を通じて関係者間の連携強化を図った。

2. 医療チームの体制強化

- **電子カルテの実派遣導入準備の完了**：電子カルテシステムの開発を完了し、登録者 247 名を対象に電子カルテ研修を実施した（7月）。

3. 感染症対策チームの体制強化

- **要員登録**：政府基本計画の目標値（2020 年度までに 200 名）に対して 2017 年 3 月時点で 141 名が登録済み。さらなる要員確保のため、学会等 7 件で応募を勧奨した。
- **研修実施に向けた講師構成，講義内容の確定**：導入研修 21 名（10 月），機能別研修 43 名（公衆衛生対応（7 月），診療・感染制御（9 月））を実施した。
- **機材整備**：検査機材の必要品目を絞り込み，仕様が確定した機材から調達手続きを開始した（9 月）。

4. 救助チームの体制強化

- **研修内容と参加者の拡充**：救助チーム隊員は複数の省庁と民間からの参加により機能が多岐にわたるため，全体訓練機会の効果を最大化すべく，訓練参加者枠の拡大，各機能連携研修の拡大を行った（7 月）。また，初の試みとして，模範技術の動画教材化を実施した（8 月）。
- **編成選択肢の追加**：2015 年のネパール派遣では，限られた航空路線に多くの国際支援チームが集中し，人員や資機材の輸送可能性が制限される問題が発生した。同教訓を踏まえ，関係省庁との入念な協議の上，従来の基本編成（70 名）に加え小規模編成（45 名）を新たに導入した。
- **資機材保管体制の見直し**：前年度実施した資機材優先度別分類に基づき，成田倉庫に備蓄する携行用資機材を優先度別に並び替えたうえで梱包表示を更新し，迅速な出庫対応を可能とした（4 月）。
- **チャーター渡航可能都市の増強**：ANA とチャーター契約を締結し（5 月），従来（JAL のみ）に比べ，チャーター渡航可能都市が 34 から 50 に増加した。
- **活動ガイドラインの全面改訂と電子化**：冊子配布ベースのため細やかな更新が難しかった活動ガイドラインについて，機能毎の分冊化と電子データ化導入により迅速かつ柔軟な更新を実現した。

5. 供与物資の備蓄体制強化

- **過去のオペレーションの課題の整理・分析**：物資担当者会議を定例開催し，各供与事例の振り返りと成果，課題，教訓の共有を徹底した。また，物資供与の迅速化・効率化のため，事務局内体制を地域班と情報収集／物資供与オペレーション班に区分し，地域単位とオペレーション単位でノウハウを蓄積・共有することとした。
- **備蓄体制の見直し**：大洋州諸国での災害発生時の物資供与では，航空輸送能力の制限が主因となり迅速な輸送が困難であるため，過去の災害発生状況に鑑み，パラオ及びマーシャル諸島に続く 3 か所目の現地備蓄倉庫としてソロモン諸島を対象に先方政府と調整を開始した。

指標 15-3 より円滑かつ効果的な援助の実施に向けた内外の機関との協力関係の構築状況

1. 国際搜索救助諮問グループ関連活動への参画，貢献

- **国際会議の主催**：東京にて，45 か国，57 の組織から 157 名の参加のもと，国際搜索救助諮問グループ（INSARAG：International Search and Rescue Advisory Group）チームリーダーズ会合を外務省と共に成功裏に主催した（9 月）。特に，国内搜索救助能力向上に向けた機構の技術協力や国際緊急援助隊救助チームからの技術支援に対する期待が示されるなど，日本がアジア太平洋地域において INSARAG の中心的な役割を担っていることが改めて確認された。また，日本国内からの参加者（警察庁，消防庁，海上保安庁等）は，各協議への積極参加を通じ，国際的な最新情報に直接触れ

るとともに、各国の国際捜索救助関係者との交流を深め、災害発生時の緊急対応に向けた備えの促進と国内外関係者のネットワーク強化にも貢献した。

- **会合、研修等への貢献**：諮問グループ参加国の総会である年次会合、地域会合等へ出席した。また、INSARAG のワーキンググループ会合に有識者を 4 回派遣し、災害時の派遣チーム間の現地調整手法の確立とマニュアル策定に貢献するとともに日本のプレゼンスを発揮した。その他、国際演習（インドネシア）へのチーム参加と演習運営管理者派遣（8 月）、捜索救助チームの活動調整セル運営研修への講師派遣等を行った。
- **他国の外部評価支援**：英国、南アフリカが受検した INSARAG による外部評価に評価員を派遣した。また、受検を希望しているフィリピンに対し、国連人道問題調整事務所（OCHA：UN Office for the Coordination of Humanitarian Affairs）の能力評価調査団の一員として JDR 事務局員を派遣した（4 月）。

2. WHO による緊急医療チーム（EMT）枠組み構築等への貢献

- **医療チーム登録制度への参加**：被災国へ派遣される医療チームの質の確保が喫緊の課題となっているため、WHO は、EMT の行動原則・技術水準を Type1（外来・診療）、Type2（入院・外科治療）、Type3（入院・高度医療）の区分で標準化し、包括的な体制整備に取り組んでいる。国際緊急援助隊事務局・医療チームは WHO の認証視察の結果、世界で 3 か国目（4 チーム目）の EMT 認証を取得し、登録された（Type1・2 及びスペシャリストセル）。特に、地震被害の際等に生じ得る挫滅症に有効な透析を行う能力については、現時点で唯一の認証チームとなった。また、要員登録や研修訓練等の制度が模範事例として高評価を得た。
- **医療チームの国際標準策定への貢献**：EMT ワーキンググループ等 3 件（Minimum Data Set（MDS）、Public Health Rapid Response Team、Highly Infectious Disease Treatment Team）に参画し、国際標準の策定に貢献した。特に MDS は、機構がイスラエルと共に災害医療情報の標準化手法を提案した経緯を踏まえ、WHO からの要請に基づき、日本・イスラエルが共同議長となり議論をリードした。テーマの重要性から、赤十字国際委員会や国境なき医師団（MSF）等、多種多様な 15 実施主体の参加があり、災害医療分野の国際協調の促進に貢献した。また、最終報告は 2017 年 2 月に WHO の EMT 戦略諮問委員会で合意され、EMT が被災国保健省へ日々報告すべき 46 の必須項目（MDS）が確定した。これにより、災害医療情報の即時集計・分析が容易となり、被災国政府の迅速な意思決定等に貢献することが期待される。
- **対外発信**：EMT グローバル会合において基調講演等 5 件を行い、医療チームの知見と取組を国際社会へ発信した。なお、実派遣導入準備が完了した医療チームの電子カルテについても、WHO の MDS ワーキンググループで緊急医療チームの先駆的事例として紹介された。

3. NGO や自衛隊等との情報共有・連携態勢の強化

- **国内 NGO との連携強化**：EMT 認証視察団来訪時に、機構からの働きかけにより、国内 NGO を対象とした EMT 登録手続きの説明会を開催した（6 月）。NGO が EMT 登録されると各チームの能力を事前に把握することが可能となるため、NGO との被災現場での効果的な連携実現が期待される。
- **自衛隊との連携強化**：陸上自衛隊中央即応集団主催の定例勉強会や、防衛省の要請に基づき、外務省と共に米軍主催の環太平洋合同演習（RIMPAC）の人道支援演習にオブザーバー参加した。

4. 国際緊急援助隊事務局と課題部の連携強化

災害対応時には、JDR 事務局、関係課題部及び地域部間での情報共有を徹底している。スリランカ洪

水（5月）、ミャンマー地震（8月）、インドネシア地震（12月）等では、現地で活動している機構専門家から情報収集するなど、災害情報を最初に入手する JDR 事務局から積極的に課題部にアプローチした。

特に、INSARAG チームリーダーズ会合（1. 参照）に参加したミャンマー政府代表者から国内救助技術の強化について協力要請を受け、地球環境部、産業開発・公共政策部、国内拠点及びミャンマー事務所と協力し、課題別研修のフォローアップ案件として、ヤンゴンにおいて消防救助能力強化に向けたワークショップを開催するとともに、ミャンマー内務省消防局関係者による国際緊急援助隊救助チームの総合訓練視察を通じて、ミャンマーにおける消防救助体制の強化のための支援を行った。

5. 国際機関との連携、多国間災害演習等への参加

- **UNDAC**：OCHA 主催の DHL を活用した国際支援受入調整研修に国際協力専門員を講師として派遣した（4月、インドネシア）。また、UNDAC メンバーの災害アセスメント能力向上を目的として、OCHA 主催の災害評価調整研修（9月、ノルウェー）へ JDR 事務局員が初めて参加した。
- **UNOCHA**：2014年に締結した連携協定の進捗確認打ち合わせを OCHA 神戸と実施した（9月）。
- **ASEAN 地域**：ASEAN 防災人道支援調整センター（AHA Center¹¹）及び同緊急対応アセスメントチームとの間で、相互の訓練視察を実施した。また、AHA Center 設立 5 周年の記念式典参加の機会を利用し、ASEAN 政府代表部や在外事務所も研修訓練に相互参加し、連携枠組みを今後一層促進させるべく協議した。
- 援助・国際開発フォーラムへ事務局員をパネリストとして派遣した（6月、タイ）。また、欧州最大規模の災害対応人道支援演習（TRIPLEX）に初めて参加した（9月、ノルウェー）。

6. ASEAN 災害医療体制構築への支援（No. 3-1「防災」参照）

ASEAN 災害医療連携強化（ARCH）プロジェクトの事業開始にあたり、EMT 最新動向等の知見の共有や、現地調整会合に参加した（9月）。また、現地訓練における技術的支援と JDR 登録者 11 名の地域訓練への派遣等を実施した（2017年1月）。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

国際緊急援助隊の能力維持・向上への取組を着実にを行うとともに、新規に設置した感染症対策チームの実派遣に向けた各種準備を期待したい。

<対応>

救助チームの INSARAG ヘビー級、医療チームの EMT-type2 の認証条件に準拠した国際標準の研修訓練を実施している。また、後者については追加機材の検討・調達、ガイドラインの増補など更なる能力向上に向けた措置を取っている。感染症対策チームについては、141人の登録を完了し、研修訓練を開始した。発足から 10 か月で初派遣（コンゴ民主共和国・黄熱）を実現しており、今後その教訓を踏まえた派遣体制の強化を行う。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成していることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における

¹¹ ASEAN Coordinating Centre for Humanitarian Assistance on Disaster Management

所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。具体的には、これまでの災害援助協力の体制・能力を強化した結果が感染症対策に係る緊急援助の実派遣時の効果・効率的な実施や対外的な認証取得につながったことに加え、機構の知見・経験を踏まえ、国際的な緊急医療チームの枠組み構築やネットワーク強化を主導する等、今後の緊急医療支援の国際的な枠組みの構築に重要な貢献を果たす成果を上げた。

1. 迅速かつ効果的な緊急援助の実施

コンゴ民主共和国における黄熱の流行に対する国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣や、インドネシアの地震被害に対する迅速な緊急援助物資供与等、迅速・柔軟かつ効果的な緊急援助を実施した。特に、コンゴ民主共和国での黄熱の流行に対しては次のような特筆すべき成果を上げた。

- 2015年10月に発足した感染症対策チームの初の実派遣となり、黄熱の検査診断支援、大規模ワクチン接種キャンペーン支援、保健省への助言等を行った。
- チーム派遣に先立つ調査チームによる情報収集や支援方針案の策定は、効果的な緊急支援の実現に貢献した。各国の感染症に対応するチームの標準化に向けて開催されたWHO専門家会合においても、アセスメント調査の好事例として紹介された。
- 国際機関等との連携や、機構派遣の専門家「保健アドバイザー」との連携、外務省の緊急無償資金協力との連携など、活用可能な手段を組み合わせ、同国の黄熱流行の収束に貢献した。
- その他、事後レビューを通じて今後の検討課題の抽出を実施した。また、海外及び国内で広報を実施し、国内外での記事掲載につながった。

2. 緊急援助隊の能力維持・向上及び備蓄体制の最適化

2-1. 緊急援助隊の能力維持・向上に向けた取組として、研修・訓練を計27回実施し、派遣シミュレーションを計3回実施した。

- 初の試みとして、航空事業者、物流事業者、旅行代理事業者の参加を得て、実派遣時に近い体制で実践的な派遣シミュレーションを実施し、関係者間の連携を強化した。

2-2. 医療チームでは、電子カルテの実派遣導入準備を完了した。

2-3. 感染症対策チームに141名が要員登録され、導入研修や機能別研修等を実施した。また、検査機材の調達手続きを開始した。

2-4. 救助チームでは、研修内容と参加者の拡充を行ったほか、2015年のネパール地震に対する派遣時の教訓を踏まえ、小規模編成を新たに導入した。

2-5. 物資供与では、過去のオペレーションの課題の整理・分析を行ったほか、ソロモン諸島での現地備蓄倉庫の配備の調整を開始した。

3. 内外の機関との協力関係の構築

3-1. 国際捜索・救助諮問グループ (INSARAG) チームリーダー会合を外務省と主催 (9月) し、国内外関係者とのネットワークの維持・強化にも貢献する等、国際連携枠組に積極的に参画して貢献した。

3-2. WHO主導で新設された緊急医療チーム (EMT) 登録制度に基づき、医療チームがWHOの認証視察を受けた結果、世界で3か国目 (4チーム目) の認証/登録を取得した (Type1・2及びスペシャライズドセル)。

- EMT登録に際しては、医療チームの要員登録や研修訓練等の制度が模範事例として高評価を得たほか、特に、地震被害の際等に生じ得る挫滅症に有効な透析治療を行う能力について唯一認証を受けたチームとなった。
- WHOによるEMTの枠組では、災害医療情報の標準化をイスラエルと共に提案した経緯を踏まえ、WHOからの要請に基づきMDS (Minimum Data Set) の共同議長として議論をリードした。結果、EMTが被災国保健省へ日々報告すべき46の必須項目 (MDS) が確定したほか、テーマの重要性

から多種多様な支援実施主体の参加が実現し、災害医療分野の国際協調の促進に貢献した。今後、被災現場で災害医療情報の即時集計・分析が容易となり、被災国政府の迅速な意思決定等に貢献することが期待される。

3-3. NGO や自衛隊等との情報共有や連携態勢の強化に取り組んだほか、緊急援助隊事務局と課題部とが連携し、災害対応時の情報共有やミャンマー等でのワークショップを実施した。

- ▶ 国内 NGO との連携強化のため、EMT 認証視察団来訪時に、機構からの働きかけによって国内 NGO を対象とした EMT 登録手続きに係る説明会を開催した。

<課題と対応>

コンゴ民主共和国への実派遣からの教訓を踏まえ、感染症対策チームの体制を強化する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

迅速かつ効果的な緊急援助の実施については、コンゴ民主共和国での黄熱の流行に対して、機動的に対応したことを評価する。具体的には、感染症対策チームの初の実派遣を通じて、黄熱の検査診断支援、大規模ワクチン接種キャンペーン支援、保健省への助言等を行った点、チーム派遣に先立つ調査チームによる情報収集や支援方針案の策定が効果的な緊急支援の実現に貢献した点、国際機関等様々な関係者との連携を通じて黄熱流行の収束に貢献した点、実施後レビューを適切に実施した点が評価される。

国際緊急援助隊の能力維持・向上については、研修・訓練実績が当初計画を達成する 27 回となり、派遣シミュレーションは、初の試みとして、航空事業者、物流事業者、旅行代理事業者の参加を得て実派遣時に近い態勢での実施を含め、当初計画を上回る 3 回（当初計画 2 回）実施する成果となった。実派遣時に近い態勢での訓練の実施は、関係者間の連携強化にも資する取組として評価される。

内外の機関との協力関係の構築については、医療チームが WHO の認証視察を受けた結果、世界で 3 か国目（4 チーム目）の EMT 認証/登録を取得し、要員登録や研修訓練等の制度が模範事例として高評価を得たほか、控滅症に有効な透析治療を行う能力について唯一認証を受けたチームとなったことは、対外的な高評価を受けたという観点からも、関係機関との協力関係の構築という観点からも高く評価される。また、MDS の共同議長として議論をリードした取組も、災害医療分野の国際協調の促進に貢献していると評価される。

以上を踏まえ、評価指標の目標水準を上回る成果を上げており、また、今後の緊急医療支援の国際的な枠組みの構築に重要な貢献を果たす成果を上げており、目標策定時の想定を上回る成果を上げていると認め、「A」評価とする

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

国際緊急援助隊の能力維持・向上への取組を着実にを行うとともに、緊急医療支援の国際連携枠組みへの一層積極的な参画・貢献が期待される。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

特になし。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|---------------------|---|
| No. 16 | 海外移住 |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱，平成 28 年度開発協力重点方針，海外移住審議会最終意見書 |
| 当該事業実施に係る根拠（個別法条文等） | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力，0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|------------------------------|------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| 海外移住者支援事業の実績（助成金交付対象団体，件数） | | | 30 44 | 30 42 | 28 42 | 22 35 | 19 33 |
| 日系個別研修事業規模縮減率（人数・（コース）・経費千円） | 2011 年度比 10%削減 | 61 (49) 181, 375 | 62 (49) 162, 479 | 60 (42) 161, 984 | 62 (43) 141, 024 | 52 (43) 142, 629 | 53 (45) 136, 601 |
| 移住投融资債権の回収状況（期中減）（千円） | | | 290, 145 | 417, 245 | 340, 488 | 209, 413 | 131, 516 |
| 入植地割賦金債権の回収状況（期中減）（千円） | | | 7, 815 | 6, 826 | 8, 070 | 297 | 584 |
| ◎海外移住資料館の来訪者数 | 30, 000/ 34, 000※ | 30, 231 | 36, 491 | 37, 553 | 40, 274 | 43, 272 | 52, 923 |
| ◎学校生徒等の来館見学を含む教育プログラム参加人数 | 5, 000/ 5, 400※ | 4, 478 | 4, 994 | 6, 803 | 6, 593 | 7, 020 | 8, 296 |
| ◎海外移住資料館のウェブサイトアクセス数（訪問数） | 113, 182/ 150, 000※ | 131, 598 | 154, 255 | 163, 928 | 192, 239 | 191, 923 | 201, 464 |

◎2016 年度計画の評価指標 ※2015 年度より目標値を引き上げ

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標 |
|---|
| <p>中期目標</p> <p>機構は，本事業を実施するに当たっては，移住者の属する地域の開発に資するよう留意し，移住者の定着・安定化を見つつ，政府が行う個別の事業目的とその達成状況の検証及び必要性の判断を踏まえ，海外移住者の団体に対する支援事業については，引き続き高齢者福祉支援及び人材育成分野への重点化を行う。また，外交政策上の重要性を踏まえ，海外移住・日系人社会に関する国民への啓発・広報，学術的研究等，海外移住に関する知識を普及する。融資事業においては，各移住融資債務者の状況等を踏まえ，必要に応じ償還計画の見直し等を行い，債権の回収・整理を適切に進めるとともに，早期に債権管理業務を終了する方策を立てる。</p> <p>なお，日系個別研修については，事業規模の縮減を行い，機構で実施する日系人としてのアイデンティティ向上を目的とした研修については，国際交流基金と事業実施状況の情報共有等を含めた連携を図り，効果的かつ効率的に実施する。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>（中期目標に同じ）</p> |
| <p>年度計画</p> <p>① 政府の政策を踏まえ，移住者の定着・安定化を見つつ，高齢者福祉及び人材育成を重点として，海外移住者団体への助成金交付事業を実施する。日系個別研修については，引き続き課題の重点化を図り縮減する。また，日系人との関係強化及び日系社会支援のため，ボランティア派遣，研修，日系病院・医師に対する支援を実施する。</p> <p>② 移住債権については，債権残高を減少させるとともに，債権管理業務を終了する方策を具体化する。</p> <p>③ 海外移住及び日系社会に関する知識の国民への普及を引き続き図るために，海外移住資料館の体制整備や調査・展示の充実，教育素材の活用，周辺自治体や関連機関等との連携強化等に取り組</p> |

む。

主な評価指標

(定量的指標) 日系個別研修の人数・経費縮減率：2011年度比 10%減

(定量的指標) 年間の来館者数：34,000人，学校生徒等の来館見学を含む年間の教育プログラム参加人数：5,400人，年間の海外移住資料館ウェブサイト訪問数：15万人

3-2. 業務実績

指標 16-1 重点化の状況

1. 事業の重点化

(1) 海外の移住者団体に対する支援（助成金交付事業）

- 19団体33件（2015年度は22団体35件）に対し，重点分野（高齢者福祉及び人材育成）の事業に対して助成金を交付した。重点分野の助成額の割合は，99.2%（2015年度は96.3%）となった。
- 移住債権譲渡済国（2015年3月パラグアイ，2015年8月ボリビア）においては，回収金及び回収金に応じて機構が交付する付加助成金を，日系社会全体に広く裨益し，上記の重点2分野に資することを目的とした事業に充てることのできる仕組みを構築している。パラグアイでは，この仕組みを活用した付加助成金により，高齢者福祉の向上及び日本語教育分野の人材育成事業を実施した。

(2) 日系個別研修

- 45コースを実施し，53名（2015年度43コース，52名）を受け入れた。2011年度の人数・経費実績を基準に10%削減する目標（6.1人，18,137千円）に対し，人数は目標値の約131%，経費は約246%を達成した。また，個別研修の事業規模を縮減する一方で，日系研修として以下の取組を行った。
 - **保健医療・社会保障分野**：24コースを重点的に実施し，高齢者支援等に関わる研修員を15名受け入れた。また2015年度に高齢者支援のため行った現地セミナー及び案件化調査から佐久大学，JA長野厚生連佐久総合病院等の協力のもと「地域保健医療福祉－既存の社会資源を要介護高齢者へ生かす手法」コースを2017年度コースとして採択した。
 - **日系団体運営管理**コース：日系社会の活性化，日系アイデンティティの涵養に資する人材育成のため，これまで少人数で実施していた「日系団体運営管理」コースを集団化することで効率化するとともに，多くの国からなる参加研修員同士のディスカッションを通じて他国の現状から学びを深め，また研修員間のネットワーク構築にも貢献した。

(3) 日系社会支援

- **日系社会次世代育成事業**：中学生，高校生，大学生それぞれを対象とした招へいプログラムを実施し，合計100名を受入れ，日系社会次世代育成研修の100名への倍増の政府公約を達成した。
- **日系社会ボランティア**：ブラジルの日系社会ボランティアを80名派遣した（青年40名，シニア17名，短期23名）。2016年6月や2017年2月には派遣数が100名を超え，日系社会ボランティアの大幅増員の政府公約を達成した。主な取組は以下のとおり。
 - 国士舘大学との連携による剣道の短期ボランティア派遣が開始された。（No.10-1参照）
 - 読売ジャイアンツと連携し同球団のコーチを2016年12月に指導者として派遣し，日系社会ボランティアと協力しつつ，現地の子供たちを指導した。（No.10-1参照）

2. 日系社会との互恵的・持続的な連携関係の構築

(1) 日系社会を通じた中南米民間連携支援

- **中南米日系社会との連携調査団**：中南米の社会経済開発に役立つ日本企業の技術・製品を紹介し、日系社会との連携を促進する「中南米日系社会との連携調査団」に、中小企業 12 社及び 1 団体が参加した（2015 年度 11 社）。派遣の結果、参加企業からの提案により保健医療分野や建築分野で 4 件の日系研修が採択されたほか、パラグアイやボリビアでの現地法人の設立等、参加企業独自での現地事業の展開にもつながった。さらに、調査団派遣前後で 7 回のセミナーを 6 都市で実施し、機構の中南米地域に対する事業及び中南米日系社会の一層の広報効果につながった。

(2) ブラジル日系社会と連携した日本の医療・福祉の技術・サービスの国際展開

- **日系研修**：日系病院やブラジルの医療事情の改善に向け、「5S-Kaizen による看護師の管理能力の向上」研修を実施した（5 月－6 月）。サンタクルス病院等から看護師 6 名が参加し、5S-Kaizen を用いた日本の業務環境改善の経験を学んだ。帰国後は同病院で報告会を行い、結果を共有した。
- **連携調査団の派遣**：日本の医療・社会福祉法人及び民間企業を募った「ブラジル日系医療機関との連携調査団」を派遣した（1 月－2 月）。現地の日系人・団体が経営する病院や高齢者福祉施設への訪問や協議を通じ、両国間のネットワークが強化され、今後の協力案や連携の可能性が整理された。

指標 16-2 移住債権の状況

1. 移住投融資債権及び入植地債権残高の減少、債権管理終了に向けた方策の検討状況

- 年度当初債権額（元本）のうち、132,100 千円（19.9%）の期中減を果たした。第三期中期目標期間中の減少は期首債権残高比で 69.0%となっている。回収が困難な債権が残るなか、2015 年度までの 2 か国における債権管理業務終了に続き、策定した債権管理業務終了に向けた方策に着手するとともに、同方策の見直しを行うなど、債権管理業務終了に向けた取組を順調に進めている。

表 16-1 移住融資債権及び入植地割賦金債権移住融資債権回収の実績（2016 年度末現在）

（金額単位：千円）

| | 期首残高 | 期中減 | （期中減内訳） | | 評価増減 | 期末残高 | 件数 | （参考） |
|----------|---------|---------|---------|---------|----------|-----------------|-----|--------|
| | (a) | (b) | 回収による減 | その他減 | 為替差損益(c) | (a) - (b) + (c) | (件) | 利息入金実績 |
| 移住地投融資貸付 | 661,379 | 131,516 | 4,407 | 127,109 | -18,831 | 511,032 | 200 | 1,377 |
| 入植地割賦元金 | 1,461 | 584 | 232 | 352 | 68 | 945 | 7 | 27 |
| 合計 | 662,840 | 132,100 | 4,639 | 127,461 | -18,763 | 511,977 | 207 | 1404 |

指標 16-3 海外移住及び日系社会に関する理解の促進状況

1. 海外移住資料館利用者の増加

- 来訪者数と教育プログラム参加者数は、各々目標値 34,000 人と 5,400 人に対して 52,923 人（156%）、8,296 人（154%）と目標を達成した。
- ウェブサイトアクセス数も目標値の 150,000 に対して 201,464（134%）となり、目標を達成した。

2. 海外移住資料館を活用した取り組み

- **移住者送出県との連携**：常設展示に加え、2016 年度は移住送出者数全国一位の広島県（約 10 万人）に関する展示を実施した（2017 年 3 月－5 月）。また、過去に取り上げた和歌山県や福岡県に関する展示については、各県の協力を得て地元県内の巡回展示も行っており、首都圏にとどまらない展

開を進めている。

- **リオ・オリンピック・パラリンピック**：「二つのオリンピック」展を開催し、サンパウロ市在住の日系二世五輪聖火ランナーから聖火トーチとユニフォームの寄贈を受けイベントを開催した。9月には、聖火ランナー本人を資料館に招へいし、特別講演会を行った結果、多数の来館につながった。（10月）

3. 国内外の博物館、資料館との連携と機能強化

- **ブラジル・アルゼンチンでの巡回展示**：戦後に日系人から届けられた救援物資（ララ物資）に関して2014年に企画展示した「ララってなあに？ 日本を助けたおくりもの」を、2016年度はブラジル1都市、アルゼンチン1都市にて巡回展示し、現地日系人からも高く評価された。
- **福岡県での展示**：2015年度企画展示「ルーツは福岡 夢は世界へ」が福岡県内5カ所で巡回展示された（9月～1月）。さらにメキシコで開催された「海外福岡県人会世界大会」に合わせて開所した「日本人メキシコ移住 あかね記念館」でも展示が行われた。同大会が開催された際に、福岡県内巡回展示用に当方が作成し福岡に提供したパネルの一部が展示され、現地日系人に好評を博した上、現地を訪問した福岡県知事からも評価された（10月）。
- **広島県・広島市との連携**：広島県・広島市と連携し、2015年10～12月に広島県立文書館が先行開催した「広島から世界へ～移住者の歴史と現在～」を発展させ、企画展示「広島から世界へ～移住の歴史と日系人の暮らし～」を開催、2017年6月頃より広島県でも巡回展示が行われる予定となっている。2017年にハワイ州との友好提携20周年を迎える広島県は、重要な周年行事の一つとしている。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

債権管理業務終了に向けた引き続きの検討を行うと共に、日系社会との新たな互恵的・持続的な連携関係に向けた各機関との連携強化を期待したい。

<対応>

債権管理業務終了に向け、残りの2か国のうちドミニカ共和国では、債務減免策を具体化、アルゼンチンでは履行延期措置等を適用し、それぞれ債権の回収と償却手続きを進めた。

日系社会との連携については、日本の民間企業や医療・福祉法人の調査団派遣を通じ、参加企業・法人の海外進出や、参加企業等の提案による機構事業の実現に貢献した。さらに、譲渡債権回収金を活用し、パラグアイでは高齢者福祉の向上及び日本語教育分野の人材育成事業を実施した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

1. 海外移住者の団体に対する支援事業の重点化、日系社会との互恵的・持続的な連携関係の構築
 - 1-1. 海外の移住者団体に対する支援の重点化については、助成金交付事業の重点分野の助成額の割合は99.17%、日系個別研修の重点化は人数実績で目標値（10%縮減）の約131%、経費実績で約246%と、2015年度と同水準の達成となった。
 - 1-2. 日系人及び日系社会との関係強化に向けた取組では、日系次世代研修100名を受け入れるとともに

に、日系社会ボランティアについてもブラジルに 100 名を派遣し、2014 年の政府公約を達成した。

1-3. 日系社会との互恵的な連携関係を構築するため、日本の民間企業との連携調査団派遣や日系病院と連携した日本の医療・福祉法人の海外展開を支援した。

2. 移住債権

引き続き債権残高の減少に取り組み、策定した債権管理業務終了に向けた方策に着手するとともに、同方策の見直しを行う等、債権管理業務終了に向けた取組を順調に進めた。

3. 海外移住及び日系社会に関する理解の促進

海外移住資料館の来館者数、教育プログラムへの参加者数、ウェブ訪問数はそれぞれ 5.3 万人、8,296 人、20.1 万件となり、いずれも年度計画の目標を達成した。広島県等の移住者送出県と連携した企画展示やリオ・オリンピック・パラリンピックの機会に合わせた展示等を通じ、海外移住及び日系社会に関する知識の普及を行った。また、福岡県・広島県・広島市と連携した企画展示や、ブラジル・アルゼンチンでの巡回展示等、連携強化に向けた取組を実施した。

<課題と対応>

日系社会の存在が日本とのより強い絆となるよう、必要な移住者支援策を継続し、日系社会との連携・協力に取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

海外移住者の団体に対する支援事業の重点化、日系社会との互恵的・持続的な連携関係の構築については、日系個別研修の重点化は人数実績で目標値（10%縮減）の約 131%、経費実績で約 246%と、前年度同水準であり、年度目標値を大きく上回った。

移住債権については、年度当初債権額（元本）の 19.9%減を達成し、債権管理業務終了に向けた取組を順調に進めた。

海外移住及び日系社会に関する理解の促進については、海外移住資料館を拠点とし、特別展示の提案・実施等を行った。結果として、来訪者目標値 34,000 人に対して、52,923 人、教育プログラム参加者数目標値 5,400 人に対して 8,296 人、ウェブサイトアクセス数目標値 150,000 ビジットに対して、201,464 ビジットと、いずれも目標値を大きく上回る実績をあげていると評価される。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

債権管理業務終了に向けた引き続きの検討を行うと共に、日系社会との新たな互恵的・持続的な連携関係に向けた各機関及び機構他スキームとの連携強化を期待したい。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

特になし。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|---------------------|--|
| No. 17 | 環境社会配慮 |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱，平成 28 年度開発協力重点方針 |
| 当該事業実施に係る根拠（個別法条文等） | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力，0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|--|------|-----|-------------------|-------------------|-------------------|------------------|------------------|
| 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| 環境社会配慮ガイドラインの適用実績（件） カテゴリ分類ごとの案件数（A/B/C/FI） | / | / | 667 | 663 | 589 | 616 | 609 |
| | | | 31/177/ 448/11 | 35/153/ 463/12 | 30/142/ 406/11 | 26/137/ 445/8 | 21/130/ 453/5 |
| 関係者等に対する研修実績（人） | / | / | 698 | 930 | 694 | 702 | 907 |

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標 |
|---|
| <p>中期目標 （6）事業の横断的事項に関する取組 （イ）環境社会配慮 機構は，事業実施に当たっては，環境影響及び住民移転等の社会的影響の回避・最小化に関する職員その他の関係者の意識を高め，環境社会配慮ガイドライン（平成 22 年 7 月 1 日より施行）に則り，第三者の関与も得て，環境及び社会に配慮した業務運営を行う。</p> |
| <p>中期計画（中期目標と同一）</p> |
| <p>年度計画 （6）事業の横断的事項に関する取組 （イ）環境社会配慮 ① 環境社会配慮ガイドラインを運用し，第三者の関与も得て，環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を行う。 ② 本部と海外拠点の職員，専門家，コンサルタント，相手国政府等を対象に，環境社会配慮ガイドラインに関する研修を実施する。特に，環境社会配慮ガイドライン制定後の運用実績を踏まえて，研修機会と内容面の拡充を図る。</p> |
| <p>主な評価指標 （定性的指標） ・環境社会配慮ガイドラインの遵守 ・研修機会・内容面の拡充</p> |

3-2. 業務実績

指標 17-1 環境社会配慮ガイドラインの運用状況

1. 環境社会配慮ガイドラインの適切な運用と環境社会配慮確認の確実な実施

(1) ガイドラインに基づく環境社会配慮確認の確実な実施

- 環境社会配慮ガイドラインの適用状況：「JICA 環境社会配慮ガイドライン」では，支援要請がなされたプロジェクトが環境社会面に与えると予想される影響の大きさ等に応じて A，B，C，FI のカテゴリに分類¹²を行い，相手国に対し適切な環境社会配慮がなされるよう働きかけることとしてい

¹² 各カテゴリの定義は以下のとおり。A：環境や社会への重大で望ましくない影響のある可能性をもつ事業，B：環境や社会への望ましくない影響が，カテゴリ A に比して小さいと考えられる事業，C：環境や社会への望ましくない影響が最小限かあるいはほとんどないと考えられる事業，FI：機構の融資等が，金融仲介者等に対して行われ，融資承諾前にサブプロジェクトが特定できない事業，かつ，そのようなサブプロジェクトが環境への影響をもつことが想定される事業

る。支援要請等がなされた全 609 案件に対してカテゴリ分類（A：21 件，B：130 件，C：453 件，FI：5 件）を行うとともに，案件検討から審査，実施の各段階において環境社会面に与える影響に対する配慮状況について確認を行った。

- **環境社会配慮助言委員会の運営**：環境社会配慮助言委員会の全体会合を 11 回，個別の案件について助言を行うワーキンググループ会合を 24 回開催し，計 19 案件（すべてカテゴリ A）について環境社会配慮の支援・確認に関する助言を得た。同委員会は，常設の第三者的な機関として協力事業への助言を行うという国際的にも他に類を見ないものであり，いずれの助言も緩和策の策定や実施等にかかれている。これら全ての会合は公開で行っており，議事録を機構のウェブサイト上で公表するなど，透明性の高い運営を継続した。年度途中で助言委員の改選手続きを行い，ジェンダーや民間連携などの専門性を有する多様な委員が就任したほか，改選後新任委員への丁寧な業務説明や委員会運営の改善策を導入し効率的・効果的な運営に努めた。
- **事業実施段階の監理**：環境社会配慮ガイドラインに基づき案件形成・審査を行った後，実施段階に移行した案件が増加しており，事業実施段階における監理を強化した。具体的には，環境社会配慮ガイドラインの規定に沿って，事業実施段階における環境社会配慮助言委員会への定期的な報告（6 月，12 月）を定着させ，助言委員に対して，環境社会配慮審査時の合意事項の実施状況の確認を求めた。また，案件監理調査を本格的に実施し，協力相手国の実施機関が行う実施段階の環境社会配慮状況の確認を行い，実施機関及び在外事務所に対して必要な対応を求めることにより，環境社会配慮に係るモニタリング文書の取付け等の促進を実施した。このような事業実施段階における監理を強化することにより，機構内及び相手国実施機関におけるモニタリング・監理の意識が向上した。
- **異議申立の状況**：環境社会配慮ガイドラインの不遵守を理由とする異議申立の 2016 年度の実績は 0 件であった（同ガイドライン施行以降，累積 5 件）。

(2) 環境社会配慮政策における国際機関等との調和化に向けた取組の推進

- **世界銀行の環境社会配慮政策との調和化**：世界銀行が 2012 年から検討を進めていた環境社会配慮政策の改定に関し，8 月の世界銀行理事会での最終案の承認を受け，改定の要点や JICA 事業への影響等を審査部にて整理し，機構内に情報共有した。
- **その他の調和化の取組**：環境社会配慮政策の運用面の調和化や相手国の能力強化を図ることを目的として，国際開発金融機関との会合に 6 回参加し，機構の取組の発信や他ドナーとの情報交換を実施したほか，個別案件に関して世界銀行や ADB 等と協議を実施した。特に，世界銀行，ADB，オーストラリア外務貿易省との間でアジア・太平洋諸国における環境社会配慮政策の効果的な適用を目的とした取組を推進する旨を記した覚書を締結し（5 月），これを基に関係機関と具体的な連携について協議を行った。

指標 17-2 環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組状況

以下の取組により，機構内外の関係者計 907 名（2015 年度 620 名）に対して環境社会配慮に関する説明・研修を行い，機構関係者の環境社会配慮に対する理解を促進した。

- コアスキル研修等による機構内部向け説明：502 名（2015 年度 388 名）
- 課題別研修等による協力相手国実施機関等向け説明：203 名（同 101 名）
- コンサルタント向け研修：80 名（同 79 名）
- 協力相手国の環境社会配慮能力向上を目的とする，審査部職員海外出張時の協力相手国実施機

関等向け説明：122名（同52名）

また、環境社会配慮ガイドラインの理解促進を目的とした研修機会の拡充を目的として、最近の事例等を踏まえて既存の研修資料をアップデートした上で、E-learningによる研修用コンテンツを作成し、2017年度からの本格運用に向けて機構内関係者を対象として試行した。加えて、2016年5月に名古屋で開催された国際影響評価学会年次総会で環境社会配慮面での機構の取組を発表した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き環境社会配慮ガイドラインの適切な運用を期待したい。

<対応>

引き続き環境社会配慮ガイドラインを適切に運用し、第三者の関与も得て、環境社会配慮面の審査及びモニタリング結果の確認を確実に実施している。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

1. 環境社会配慮ガイドラインの運用

第三者の関与も得つつ、支援要請等がなされた全609案件のカテゴリ分類等、環境社会配慮ガイドラインを適切に運用した（事業実施段階の監理強化を含む）。

2. 環境社会配慮に関する理解促進に向けた取組

2-1. 機構内外関係者の研修の実施や、研修機会・内容面の拡充を引き続き順調に実施した。

2-2. 世界銀行の環境社会配慮政策の改定に係る最終案の承認を受けて、改定の要点等を整理し、機構内に情報共有した。また、世界銀行等との間で、アジア・太平洋諸国に対する環境社会配慮政策の効果的な適用を目的とした取組を推進する旨を記した覚書を締結し、関係機関と具体的な連携について協議した。

<課題と対応>

引き続き、着実に環境社会配慮ガイドラインを運用する。

3-5. 主務大臣による評価

評定：B

<評定に至った理由>

環境社会配慮ガイドラインの運用については、国際機関等との調和化に向けた情報交換・協議、環境社会配慮に関する理解促進に向けた機構内外関係者の研修等を適切に実施していると評価される。

また、環境社会配慮に関する理解の促進に向けた取組については、機構内外の関係者に対して研修を実施する等、適切に実施していると評価される。また、世界銀行の環境社会配慮政策の改定にも適切に対応した。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き環境社会配慮ガイドラインの適切な運用を期待したい。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)
特になし。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|----------------------|--|
| No. 18 | 男女共同参画 |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱, 平成 28 年度開発協力重点方針, 日本再興戦略, 国家安全保障戦略, 人身取引対策行動計画 2014, 女性の活躍推進のための開発戦略, 女性・平和・安全保障に関する行動計画 |
| 当該事業実施に係る根拠 (個別法条文等) | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|------------------------|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 主要なアウトプット (アウトカム) 情報 | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| ◎ジェンダー案件比率 (件数ベース) | 30% | 31% | | | 32% | 39% | 33% |
| ◎ジェンダー主流化調査実施率 (件数ベース) | 80% | 0% | | | 新規 | 55% | 61% |
| 職員等に対する研修実績 (人) | | | 196 | 163 | 186 | 197 | 193 |
| 外部人材に対する啓発実績 (人) | | | 280 | 337 | 408 | 270 | 340 |

◎：2016 年度計画の評価指標

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標 |
|---|
| <p>中期目標</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(ロ) 男女共同参画</p> <p>開発における公平性の確保及び開発効果の向上の観点から, 機構は, 事業実施に当たり, 女性の開発への積極的参画及び開発からの受益の確保について十分に配慮し, 女性の地位向上に一層取り組む。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(ロ) 男女共同参画</p> <p>開発における公平性の確保及び開発効果の向上の観点から, 機構は事業実施に当たり, 女性の開発への積極的参画及び開発からの受益の確保について十分に配慮し, 女性の地位向上に一層取り組む。そのため, 職員その他の関係者に, 開発援助におけるジェンダー主流化推進の重要性についての理解促進を図るとともに, 実施の各段階において, ジェンダーの視点に立った業務運営を行う。</p> |
| <p>年度計画</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(ロ) 男女共同参画</p> <p>個々の案件準備段階でジェンダー主流化のための調査分析を有効に取り入れることにより, ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに資する質の高い案件の形成を進める。また, 「女性, 平和, 安全保障に関する行動計画」に則り, 紛争影響地域や災害復興等で実施中の事業のモニタリングを実施する。</p> |
| <p>年度計画</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(ハ) 男女共同参画</p> <p>個々の案件準備段階でジェンダー主流化のための調査分析を有効に取り入れることにより, ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに資する質の高い案件の形成を進める。また, 「女性, 平和, 安全保障に関する行動計画」に則り, 紛争影響地域や災害復興等で実施中の事業のモニタリングを実施する。</p> |

3-2. 業務実績

指標 18-1 ジェンダー主流化推進態勢の運営状況

1. ジェンダー主流化の推進

企画部の総合調整の下, ジェンダー平等・貧困削減推進室が機構事業のジェンダー主流化を推進した。

- **ジェンダー主流化に係る調査分析**
 - ▶ **執務参考用資料の充実**：引き続きジェンダー情報の整備に取り組み、ブータンやイラン、紛争影響国である南スーダンやコンゴ民主共和国を対象に各国の情報整備を行った。また、教育、民間セクター開発、農業、平和構築、地方給水、防災、インフラの各分野の事業でのジェンダー平等や女性の参画への寄与について調査研究を行った。
 - ▶ **ジェンダー案件比率**：2015 年度に導入した「ジェンダー主流化調査・分析案件カテゴリ」（ジェンダーの視点に立って、関連政策、開発課題、ニーズ、インパクト等に関する調査が行われ、先方政府とジェンダーに配慮した取組みについて協議した案件）が定着することで、開始した全プロジェクトの 61%¹³で案件準備段階で男女別ニーズの把握等の調査を実施し、37%（197 件中 73 件）の技術協力プロジェクト（2015 年度 39%）がジェンダー平等や女性のエンパワーメントを促進するものとなった。また、無償資金協力、円借款で合意文書を締結した案件ではそれぞれ 19%（G/A ベース、88 件中 17 件）、39%（L/A ベース、51 件中 20 件）（2015 年度 26%、44%）となった（合計 33%、336 件中 110 件）。これにより、政府が推進する「女性が輝く社会」の重点政策である「女性の活躍・社会進出推進と女性の能力強化」等の実現にも貢献している。
 - ▶ **ジェンダー分類の定着**：「ジェンダー主流化調査・分析案件」カテゴリの更なる定着を推進した結果、半数以上の案件が同カテゴリの要件に基づきジェンダー視点に立った調査を実施し、先方政府とジェンダーに配慮した取組を協議した。これを通じ、2016 年度に政府が公表した「女性の活躍推進のための開発戦略」の実施にも貢献した。
- **機構内外でのジェンダー理解の促進**
 - ▶ **ジェンダー研修の実施**：専門家の派遣前研修（12 回、計 265 人）、機構職員への講義（6 回、42 人）でジェンダーに係る講義を行った。また、プロジェクト実施担当者向けの「プロジェクトサイクルマネジメント・モニタリング評価」では、ジェンダー視点を重視したケースを用いて演習を行い、事業運営上のジェンダー視点の重要性の理解促進を図っている。
 - ▶ **能力強化研修**：「ジェンダー主流化」を実施し、コンサルタント等 30 人に対して技術協力、無償資金協力、円借款の準備段階でジェンダー主流化を促進するための視点を伝えた。同時に、ADB のジェンダー専門家を講師に招き、他ドナーの実践例を共有した。
- **有識者とのネットワーク及び助言体制**
 - ▶ **ジェンダー懇親会**：5 名の外部有識者委員の参加のもと、ジェンダー懇談会を開催し、ジェンダー案件の量的拡大と質の向上に向けた取組等、事業でのジェンダー主流化ならびに組織ジェンダーの取組を説明した（11 月）。
 - ▶ **「多様性と災害リスク削減」研修**：国連国際防災戦略事務局（UNISDR）、市民団体、大学教授等が参加する国内支援委員会の助言を得つつ、途上国行政官や市民団体向けの防災における女性のリーダーシップに係る研修を開発した。同研修で、東日本大震災の復興現場での地方行政、女性団体、企業、大学等の取組を取り上げるとともに、行政面においては、女性の参画に関わる課題について参加者の各国の取組からも多くを学び合えるよう設計された。

¹³特に無償資金協力案件で当初の想定以上にジェンダー主流化調査の必要がない機材案件や施設建設案件が多かった結果、前年度に比べて低くなった。

2. ジェンダー視点を入れた事例（実施済み案件からの具体的な事例）

(1) 円借款

準備段階にジェンダー主流化のニーズを確認し、包括的なジェンダー主流化計画（Gender Action Plan）を策定し、先方政府実施機関と合意形成を行った。

- ▶ **インド・ラジャスタン州水資源セクター生計向上事業（第一期）**：女性への裨益効果を考慮し、調査団による議論を経て、実施機関によって「農民参加型灌漑施設管理法」が改訂され、水利組合の参加資格条件の緩和及び組合運営への女性参画の法的な義務化につながった。本事業では、男性組合員の配偶者等で構成される女性部会を各組合内に組織化する等、女性農民の能力強化・水利組合内での女性の発言力向上等に取り組み、灌漑セクターにおけるジェンダー主流化を推進した。
- ▶ **インド・オディシャ州森林開発セクター事業（フェーズ 2）**：コミュニティ開発計画等においてジェンダー戦略やアクションプランを策定するとともに、先方政府職員、共同森林管理組合や所得創出活動を実施する自助努力グループ等にジェンダー研修を行い、事業でのジェンダーの視点を確保した。さらに、住民の組織化・活性化の役割を担うアニメーターに必ず 1 人の女性を指名した。今後は各活動の実施状況を定量的に把握するモニタリング体制やそれに基づく戦略・アクションプランへのフィードバック体制を構築する予定。
- ▶ **バングラデシュ・ダッカ都市交通整備事業（II）**：女性に対する安全性の確保の不備が女性の公共交通機関利用の障害であることが案件形成時に確認されたため、ジェンダーの視点に立ち、ピーク時の女性専用車の運行や車両・駅構内での監視カメラの設置による安全確保等を実施する予定である。また、ジェンダー・アクションプランを作成し、定期的なモニタリング・フィードバック体制を構築し、ジェンダー主流化を継続して推進する。

(2) 技術協力プロジェクト

- ▶ **ヨルダン・パレスチナ難民生計向上のための能力開発プロジェクトフェーズ 2, 3**：女性の就労に対する否定的な考え方を打破し女性が就業しやすい環境づくりを目指す行動変容プログラムを実施し、難民女性の生計向上を支援している。女性向けの職業訓練を通じ、自らのビジネスの成功や、工場や企業での雇用増大等、経済的なエンパワーメントが促進された。また、キャンプコミュニティのリーダーへの働きかけを宗教指導者の協力も得ながら行うことで、コミュニティにおいて女性が働くことへの理解促進にもつながった。
- ▶ **ラオス・持続可能な森林経営及び REDD+支援プロジェクト**：事業のパイロット村で予定している村落開発基金を活用した代替生計活動の中で、女性グループに対し生計向上支援活動を行った。また、森林担当官を対象に、ジェンダー研修を含む REDD+セーフガード研修を実施し、森林管理におけるジェンダーの重要性を学ぶ機会を提供した。

(3) 海外投融資

- ▶ ASEAN の女性起業家や女性グループ等を支援するマイクロファイナンス機関向けファンドに海外投融資を通じて出資契約を締結した。最大 30 百万米ドルを出資する予定であり、同地域における貧困層の女性をはじめとした顧客の金融サービスへのアクセスを向上させることで女性のエンパワーメントに寄与することを目的としている。（No. 14-6 参照）

(4) 緊急復興事業

- ▶ **開発調査型技術協力「自然災害からの復興支援の評価ーフィリピン台風ヨランダ災害緊急復**

旧・復興支援プロジェクト」：緊急復興事業の実施にジェンダーの視点を組み込み、女性グループの加工食品生産活動の再開支援、女性グループへの加工品調理技術訓練の実施、販売促進拠点の整備・拡大、保育所拡充等働く環境の整備等を実施した結果、復旧・復興支援への女性の参画を促進し、災害に強いコミュニティの再建に貢献した。

3. 他機関との連携

(1) 他機関との連携

- **UNISDR, 国際 NGO 等との連携**：アジア閣僚防災会議のプレ・カンファレンス及びテーマティック・セッション（11月、インド）において、ジェンダーと多様性の視点を災害リスクの軽減に入れこむための具体的なアクションを議論した。（No. 3-1 参照）
- **世界銀行との連携**：課題別研修「ジェンダーと多様性からの災害リスク削減」（12月）において、世界銀行東京防災ハブ担当にコメンテーターを依頼し、課題別研修における連携の成果を踏まえ、2017年の防災グローバル・プラットフォームでの共同セッションの開催につながった。
- **中米統合機構（SICA）との連携**：本邦招へい「SICA 地域及び加盟国向け女性の経済的自立支援推進」（2月～3月）を通じ、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント推進に向けた地域政策の実施推進と地域レベルのモニタリング・評価メカニズムに関する具体的な取組を議論した。

(2) 国際会議等での発信

- **TICAD VI**：UNDP と共催したサイドイベントにて、機構理事長がアフリカにおけるジェンダー平等と女性のエンパワーメントの重要性についてスピーチし、機構の取組を紹介した。また、英国政府及び赤十字国際委員会と共催したイベントでは、機構理事長より、女性こそが紛争の解決を促し、国づくりの源泉となりうるとの認識を伝えた。イベントの成果として、アフリカの平和と安定のためには、女性の意思決定への参画とリーダーシップ強化に向けた具体的行動を取ることが必要との認識が共有された。（No. 4-1 参照）
- **WAW!2016**：日本政府主催の「国際女性会議（WAW! 2016）」（12月）のハイレベル・ラウンドテーブル「平和・安全保障における女性の参画とエンパワーメント」に機構理事長が登壇し、アフガニスタン女性警察官支援やフィリピン・ミンダナオ支援の事例を基に、女性警察官の人材育成、コミュニティの貧困女性の支援、及び女性を含む多様なステークホルダーの視点を組み込むことの有効性を訴え、これらが全体会合の提言に反映された。
- **SICA との連携**：SICA との共催によりエルサルバドルで女性の経済的自立に関わるセミナーを開催し、加盟各国の女性大臣、機構理事の参加のもと、中米地域における広域的なジェンダー主流化の課題と域内協力の重要性について議論した（9月）。

4. 「女性・平和・安全保障に関する行動計画」への対応

- **モニタリングへの協力**：外務省が設置した同計画のモニタリング作業部会に参加し、政府の報告書作成に協力した。2017年3月にモニタリング報告書が公表され、機構の事例が6件選定された。
- **平和構築と防災におけるジェンダー主流化**：米国ジョージタウン大学女性・平和・安全保障研究所と連携し、紛争影響地域であるアフガニスタンやフィリピン・ミンダナオの社会開発、自然災害の被災国であるスリランカ、フィリピンやハイチでの女性の参画について事例研究し、報告書を公表した。WAW! 2016 でサイドイベント「平和構築と防災分野における女性の参画とリーダーシップの発現に向けて」を開催し、約80名の参加者のもと成果発表を行った。（No. 7-1 参照）

5. ジェンダー・多様性に関する取組の強化

- **ジェンダーと防災**：各国によるジェンダーと多様性の視点に立った防災計画の策定を支援するため、アジア太平洋地域会合「ジェンダーと災害リスク削減」（4月、ベトナム）、「災害地域における女性に対する暴力」会合（4月、インドネシア）、「ジェンダーと社会的包摂の視点に立って災害リスク削減を共に考える：ネパールと日本の経験から」セミナー（5月、ネパール）、「ジェンダーと多様性：災害に強いコミュニティの構築に向けて」国際シンポジウム（7月、スリランカ）、アジア閣僚防災会議のプレ・カンファレンス及びテーマティック・セッション（11月、インド）等に参加し、ジェンダーと災害リスク削減に係る機構の取組や課題を発信するとともに、具体的なアクションについて討論した。
 - **課題別研修**：「ジェンダーと多様性からの災害リスク削減」を実施し、6か国から17名の行政官・市民団体関係者が参加した（12月）。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

ジェンダー視点の取組の優良事例や教訓の計画通りの取りまとめ及び同結果を活用した、より一層の女性の参画につながる活動の展開に期待したい。

<対応>

農業分野、教育分野、民間セクター開発の実施中のプロジェクトを選定しジェンダー主流化の取組をレビューするとともに、執務参考用資料を作成し、各担当課題部、関連分野コンサルタント等と勉強会を行った。また、インフラ分野において、円借款で実施されているインフラ事業（水資源、運輸交通、電力、下水道等）におけるジェンダー主流化の取組をレビューし公開セミナーを行うとともに、執務参考用資料に取りまとめた。さらに、プロジェクト研究「ジェンダー主流化支援体制構築」（インフラ関連分野）を実施し、国・セクター毎のジェンダー情報を整備した。

さらに、事業におけるジェンダー主流化の推進のため、ジェンダー主流化アクションプランの作成や機構内外の関係者への研修の実施などの体制・基盤強化に取り組んだ。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：当初計画に従い着実に評価指標の実績を上げていることに加え、年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

1. ジェンダー主流化の推進

1-1. 機構職員42人、外部人材296人に対してジェンダーに係る研修を実施した。

1-2. 2015年度に導入した「ジェンダー主流化調査・分析案件カテゴリ」の定着を図り、全プロジェクトの61%の案件準備段階で男女別ニーズ把握等の調査を実施し、ジェンダー案件比率は33%となり目標値を達成した（技術協力事業、無償資金協力事業、円借款事業プロジェクトの比率はそれぞれ37%、19%、39%）。

1-3. TICAD VI, WAW!2016等の各種国際会議において日本のジェンダーに係る取組を発信するとともに、実務者レベルでの今後のジェンダーに係る具体的な取組を議論した。

2. ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに資する質の高い案件形成

南スーダンやコンゴ民主共和国等4か国のジェンダー情報を整備するとともに、教育等7分野においてジェンダー平等や女性の参画への寄与について調査研究を実施した。また、インド等の円借款案

件でのコミュニティ開発へのジェンダー主流化の視点の導入の徹底や、バングラデシュの公共交通において女性の安全性に配慮した例等、ジェンダーの視点を取り入れて案件のデザインや実施に配慮した。

3. 「女性、平和、安全保障に関する行動計画」に沿ったモニタリングの実施

同行動計画のモニタリングに向けた議論に参画し、モニタリング報告書の作成に貢献した。

<課題と対応>

日本政府の女性の活躍推進のための開発戦略等を踏まえ、引き続き、事業の各段階においてジェンダー平等の視点に立った業務運営を進め、質と量の両面からジェンダー主流化を拡充する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

ジェンダー主流化の推進については、ジェンダー案件比率は33%（年度計画30%）、ジェンダー主流化調査実施率は61%（年度計画80%）と年度計画を一部下回る実績となっているが、これは特に無償資金協力案件で当初の想定以上にジェンダー主流化調査の必要がない機材案件や施設建設案件が多かった結果であり、調査の実施は当初計画に沿って実施されたと判断される。他方、TICAD VI、WOW!2016等の国際会議で日本のジェンダーに係る取組を積極的に発信した点については評価される。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントに資する質の高い案件形成については、南スーダンやコンゴ民主共和国など4か国のジェンダー情報を整理したほか、インドやバングラデシュなどでジェンダーの視点を取り入れた案件の形成に取り組んだ。

また、「女性、平和、安全保障に関する行動計画」のモニタリングに向けた議論に参画し、モニタリング報告書の作成に貢献した。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成する成果が得られていると認め、「B」評価とする。

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

ジェンダー視点の取組の優良事例や教訓の取りまとめ及び同結果を活用した、より一層の女性の参画につながる活動の展開に期待したい。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

特になし。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|---------------------|---|
| No. 19 | 事業評価 |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱，平成 28 年度開発協力重点方針 |
| 当該事業実施に係る根拠（個別法条文等） | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力，0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------------------------|------|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| ① 主要なアウトプット（アウトカム）情報 | 達成目標 | 基準値 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 |
| ◎10 億円以上の事業に対する外部評価の実施率 | 100% | | | | | 新規 | 100% |
| ◎汎用性・実用性の高いナレッジ教訓や開発課題別の指標の整備 | 2 分野 | | | | | 新規 | 3 分野 |
| ◎インパクト評価実施件数 | 2 件 | | | | | 新規 | 4 件 |
| 外部事後評価着手件数（うち技術協力／円借款／無償資金協力） | | | 96 (20/50/26) | 79 (20/41/18) | 98 (20/51/27) | 91 (25/35/31) | 96 (27/34/35) |
| 内部事後評価着手案件（うち技術協力／無償資金協力） | | | 43 | 62 (32/30) | 78 (55/23) | 73 (53/20) | 82 (63/19) |
| 評価結果ウェブサイト公開件数（和文／英文） | | | 138/137 | 184/182 | 188/182 | 167/165 | 171/167 |
| テーマ別評価実施件数 | | | 2 | 3 | 3 | 2 | 1 |
| 汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（累積） | | | | | 5 | 9 | 15 |
| 開発課題別の指標整備（累積）（注 1） | | | | 22% (6 分野) | 52% (14 分野) | 87% (20 分野) | 100% (22 分野) |
| ◎研修実施件数（注 2） | 10 回 | 10 回 | | | 新規 | 15 回 | 15 回 |
| ② 主要なインプット情報 | | | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 |
| 従事人員数（人） | | | 14 | 16 | 16 | 16 | 16 |

◎：2016 年度計画の評価指標

（注 1）技術協力プロジェクトの標準的指標整備の累計 （注 2）内部向け研修の実施回数

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標 |
|---|
| <p>中期目標</p> <p>（6）事業の横断的事項に関する取組</p> <p>（ハ）事業評価</p> <p>客観的な事業の運用・効果指標の設定を含む事前評価から，当初想定した事業効果の発現度合い及び事業実施からの教訓の抽出を含む事後評価にいたる体系的かつ効率的な事業評価（PDCA サイクル）を適切に実施する。また，これらの事業評価の内容について国民にわかりやすい形で公表し，「ODA の見える化」を推進するとともに，評価内容を迅速かつ的確に新たな事業等にフィードバックする。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>（6）事業の横断的事項に関する取組</p> <p>（ハ）事業評価</p> <p>（一段落目は中期目標と同内容のため省略）</p> <p>具体的には，</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 事後評価の着実な実施を通じて事業評価の質を高めるとともに，得られた教訓の事業へのフィードバック強化に資する適切な評価情報の共有に取り組む。 ● 国民への事業評価結果の情報開示を改善しつつ，よりわかりやすく迅速な発信を進める。 ● プログラム化の進捗も踏まえたプログラムレベルでの評価やインパクト評価等，新たな評価手法の実施に取り組む。 |
| <p>年度計画</p> <p>（6）事業の横断的事項に関する取組</p> <p>（ハ）事業評価</p> <p>① 説明責任を確保するために，事後評価を着実に実施し，速やかに情報を公開する。さらに，説明</p> |

| |
|---|
| <p>責任の一層の向上のため、外部評価への多様な主体（NGO、大学等）の参加を促進する。</p> <p>② 事業評価を通じた学習・改善を促進するために、事業評価の質の向上に向けた汎用性・実用性の高いナレッジ教訓や開発課題別の指標を整備するとともに、事業へのフィードバック強化のための取組を実施する。さらに、学習・改善を深化させる取組として、インパクト評価や、プロセスの評価、教訓の深堀・詳細分析等、評価対象の特殊性に合わせた評価・分析等を進める。</p> <p>③ 事業評価に係る人材育成や対外発信を行う。</p> |
| <p>主な評価指標 （定量的指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10億円以上の事業に対する外部評価の実施率：100% ・汎用性・実用性の高いナレッジ教訓や開発課題別の指標の整備：2分野，インパクト評価：2件 ・研修：年10回 |

3-2. 業務実績

指標 19-1 事後評価の実施及び透明性の向上（説明責任）

1. 事後評価の実施及び情報公開

(1) 事後評価の実施

評価対象となる10億円以上の全ての事業及び10億円以下であっても有効な教訓が得られる可能性の高い事業計90件（内訳：技術協力25件，有償資金協力35件，無償資金協力30件）に対し外部評価を実施し，2億円以上10億円未満の案件70件（内訳：技術協力48件，無償資金協力22件）に対し内部評価を実施し，結果を機構ウェブサイトで公表した。

(2) 事業評価年次報告書

2016年度の事業評価の活動を取りまとめた事業評価年次報告書2016を機構ウェブサイトで公表した。横断分析や詳細分析の記事を充実させる等，説明責任と評価の質の向上の両方で充実を図った。

2. 評価における透明性の向上と戦略的な取組

- ・ **事業評価外部有識者委員会の開催**：2016年度も2回開催し，事後評価手法の改善や戦略性強化に関する助言・提言を得ることにより，透明性の向上と戦略的な取組を着実に行った。
- ・ **事業評価の機構内基本文書の公表**：透明性を一層向上する観点から，事後評価レファレンス（改訂版）及び事業評価年次報告書を機構ウェブサイトで公表した。また，新たに一般国民向けにウェブ版パンフレットを外部有識者の助言を得つつ作成して公開した。
- ・ **外部評価への多様な主体の参加の促進**：2015年度行政事業レビューでの指摘（外部評価への多様な主体（NGO，大学，開発途上国等）の参加を促進すべき）に基づき，外部評価者によるDAC評価5項目に加えて，有識者（国内外の大学・NGO関係者）と連携する取組を実施した。カンボジア，スリランカの外部評価3件で，連携を通じ現地活動経験や専門分野に係る知見を踏まえた考察を得た。
- ・ **外部評価従事者の裾野拡大**：中長期的な外部評価従事者の裾野拡大に向け，本邦大学・NGO向けに機構の事後評価に係る個別説明やセミナー等を実施し，意見交換等を行った。また，外部評価実施を通じた若手評価者育成，治安の不安定な地域での遠隔評価を導入することで参画を促進した。
- ・ **事業評価を通じたソーシャルボンド認定への貢献**：国際資本市場協会（ICMA）が発行するグリーンボンド原則（GBP）が推奨する外部レビューの体制整備や定量的事業評価の実施・公開等に関し，事業評価の実施を通じた透明性の確保と情報開示の実現が評価され，9月発行の機構債権が国内市場初のICMAのソーシャルボンド認定に係る一つの要件を満たす結果につながった。（No. 9-2 参照）

指標 19-2 事業評価を通じた学習・改善の促進

1. 事後評価の質の向上に向けた取組

- **事後評価の質の向上検討会**：①発現した事業効果（アウトカム）に加えて、その発現プロセスの確認や分析を深化させるため、また、②内部評価の質の担保と一層の向上のための新たな手法の整理と制度整備を目指し、3名の外部有識者を委員とする「事後評価の質の向上検討会」を設置した。①については、有償資金協力事業1件及び技術協力事業2件を対象に試行を開始し、2017年度に「事業効果の発現プロセスの評価」（従来のDAC評価5項目の観点での事業効果に加え、効果の発現のプロセスを分析するもの）の手法の整理、実施要領を作成する予定である。②については、評価結果の外部の第三者によるメタ評価（評価の評価）及び評価者（在外拠点）自身による評価結果の自己点検を試行し、質の担保・向上に対する効果を検証の上、実施手法の取りまとめに着手した。特に、デリーメトロ事業をもとにエスノグラフィー手法により事業のプロセス評価を行った事例については、これまでのDAC評価5項目の枠組みを超え、オーラルヒストリーを形に残す意義の高さや案件管理ツールとしての活用可能性が向上したことなどに関して、内外の関係者より高い評価を得た。
- **内部評価の取組の戦略性の強化**：上記に加え、制度の戦略的運用を高めるべく、人材育成に加え、内部手続きの簡素化、机上評価の試行開始、評価実施時期の柔軟化の検討に着手した。
- **技術協力プロジェクトの開発課題別の指標の整備及び代表的教訓レファレンス**：事業の案件形成や、事前評価段階において協力の効果を定量的に示すための参考とするため、2016年度は2分野（環境管理（大気）、財政（公共財政管理））で標準的指標例及び代表的教訓レファレンスを作成し、機構ウェブサイトで公表した。これにより、主要な開発課題全てのレファレンス整備が完了した。標準指標例や代表的教訓レファレンスは案件形成や事業計画策定段階で事業部門が参照しており、相手国政府や在外拠点のスタッフが活用しやすいよう順次英訳のうえ公開している。

2. 事業へのフィードバック強化

- **外部評価総合レーティングが低い事業（4段階最下位）への対応**：2016年度の外部評価完了案件で該当する3案件に対し提言・教訓を踏まえた対応を取りまとめ、事業評価年次報告書で公表した。今後も定期的にレビューし、進捗状況をODA見える化サイトに掲載する予定。さらに、D評価の港湾1案件については他の港湾案件と共にセクター課題を分析し、事業担当部と連携して教訓の深堀を実施し、事業部門に実践的な案件形成の留意点としてフィードバックしている。
- **新規事業への教訓等のフィードバック**：機構事業部門が行う事前評価の質を高めるため、事業事前評価表の決裁前に評価部との協議を義務付けている。評価部から全ての新規案件の事業事前評価表等（354件）に対して教訓をフィードバックし、開発課題から事業が目指す開発効果に至るまでのロジックの構築（明確な目標設定）や適切な指標設定などについて助言・支援した。
- **事後評価結果の組織内共有**：事後評価結果を事業部門にフィードバックするために説明会を3回実施し、114名が参加した。事後評価からの学びと教訓、横断分析から得られた示唆を共有した。

3. 教訓等の評価結果の活用促進

- **汎用性・実用性の高い教訓の横断分析（ナレッジ教訓）の活用促進**：エネルギー分野に関し評価結果から課題共通の傾向や問題を抽出するとともに、複数案件の比較により協力の類型による特性やグッド・プラクティス等を抽出し、汎用性・実用性の高い教訓をまとめ、セミナーを通じて機構内への浸透を図った。また、ナレッジ教訓及び個別事業の教訓の活用状況のモニタリングを開始した。

- **事後評価における教訓の活用状況の確認**:2016年度の評価結果をまとめた外部評価6事業の案件形成時の教訓の活用状況を分析し、案件監理時に教訓が適切に活用されていたことを確認した。

4. 戦略的な取組

- **インパクト評価等**:事業効果の向上と事業の質の改善に向け根拠(エビデンス)に基づく事業実施を推進するため、「障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト」(ルワンダ)や「メディアを活用した遠隔教育普及・組織強化プロジェクト」(パプア・ニューギニア)等のインパクト評価を実施した。また、インパクト評価の人材育成のため、外部人材を対象に研修「インパクト評価:エビデンスに基づく事業実施にむけて」を実施した。
- **評価対象の特性に合わせた評価**:事後評価結果から有用な教訓を導出するため、横断分析や詳細分析を行った。2016年度は日本センター事業や紛争影響国・地域支援事業の事後評価の横断分析、港湾セクターの教訓の詳細分析を実施し、事業評価年次報告書で公表した(4件)。また世界銀行、ADBとスリランカ水セクター事業の評価に関する合同ケーススタディを実施し、評価の知見を共有しつつ、有用な教訓の導出、学習と改善に向けた取組を進めている。現地調査時に機構主導で開催したワークショップでは主要ステークホルダーが一同に集まる中で有意義な議論ができたことで他ドナーからも機構評価部と在外事務所の連携力が高く評価された。

指標 19-3 事業評価にかかる人材育成や対外発信の実施

1. 人材育成

- **内部向け研修**:機構職員等の事業評価能力向上のため、機構の事業評価制度や評価結果の活用等について研修を実施した(計15回、受講者161名)。更に、新入職員の海外OJT研修時における内部評価業務への取組を本年度も実施し、新入職員5名が在外事務所で内部評価に従事した。
- **在外拠点の所員及びナショナルスタッフ向けの研修**:TV会議による研修に加え、在外4拠点において事後評価に関わる所員向けの演習型研修を実施し、計58名が参加した。また、各回の研修日程を昨年比0.5日延長し、効果的な現地調査の実施と参加者間の相互学習を促進するための情報共有・意見交換の時間を追加した。加えて、経験が少ない、実施案件数が多い等の困難が予想される拠点に現地出張を行い、個別案件に係る指導や意見交換を行った。さらに、評価部職員の出張時に個別に事後評価セミナーを実施した(4回、計45名参加)。特に11月にベトナム・ハノイで開催されたアジア太平洋州評価協会(APEA)国際会議2016のODA評価ワークショップでは、ベトナム及びタイ事務所のナショナルスタッフにより各拠点の評価の取組を発表する機会を設け、ナショナルスタッフの評価に対する意識向上・能力強化を促した。このほか、在外拠点の内部評価実施能力向上のため、所長・次長交代時に赴任者に対して事業評価に関する個別ブリーフィングを実施した。
- **外部向け研修**:外部評価者等を対象にインパクト評価研修や社会調査手法に関する説明会などを実施したほか、日本評価学会の評価士養成講座でも講義した(計5回、受講者115名)。また、神戸大学大学院における集中講義等、大学や大学院で講義などを行い、評価人材の育成・拡大を図った(計8回、受講者117名)。このほか、学会等での発表(計4回、139名)を実施した。
- **実施機関向け研修**:上述のベトナムでのODA評価ワークショップにおいて、アジア大洋州地域計18か国から参加した政府機関と議論し、評価能力向上について議論を深めた。また、5月にバンコクでアジア太平洋障害者センターとの共催で、機構の技術協力の事後評価結果に関するワークショップを開催、タイを含むアジア大洋州地域の計11か国の政府機関が参加し、評価結果及び今後の対

応について活発な議論を行い、評価に対する理解を深めた。また、借入人向けの ODA ローンセミナーで事業評価の研修を実施した（6 件、109 名）。

2. 対外発信

- 事業評価の概要や結果を一般国民向けにわかりやすく説明した、事業評価に関する一般国民向けのウェブ版パンフレットを作成し、公開した。
- 2016 年度は学界との関係も一層重視し、日本評価学会で機構として初めて個別セッションを設定してインパクト評価を中心に発表した。また、ベトナムで開催されたアジア太平洋評価学会でも評価能力向上をテーマに実施機関と共にセッションを行う等、機構内外での事業評価に関わる対外発信を図った（日本評価学会 2 件、国際開発学会 1 件、国際セミナー 1 件）。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

事業へのフィードバック、案件管理の質を高めるための在外事務所のナショナルスタッフの研修及び協力相手国の評価能力向上に資する実施機関向けの評価に関するセミナー、ワークショップについて、引き続きの活動を期待したい。

<対応>

ナショナルスタッフに対する研修については、TV 会議に加え、在外事務所での演習型研修を実施した。またタイ、ベトナムにおけるワークショップにおいて、地域の政府機関からの参加者に対し事後評価結果の共有を行い、意見交換を行うことで協力相手国の理解を深めた。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を上回る成果を上げていることに加え、年度計画に照らして質的な成果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、事後評価における専門的・多様な視点の取り入れ、評価を通じた事業の質と効果の向上に向けたインパクト評価や評価対象の特性に合わせた評価の実施、外部からの高い評価の獲得等の観点から、以下のような成果を上げた。

1. 事後評価の実施及び透明性の向上

1-1. 「説明責任」を確保するため、10 億円以上の事業に対する外部評価を 100%実施し、事業評価外部有識者委員会の定期開催、事業評価年次報告書の発行等を行った。新たに一般国民向けにウェブ版パンフレットを外部有識者委員会の助言を得つつ作成、公表し、一層の説明責任を強化した。

- 機構の一連の事業評価の実施を通じた透明性の確保と情報開示の実現が評価され、9 月発行の社会貢献債（JICA 債）が国際資本市場協会（ICMA）の国内市場初のソーシャルボンドとして認定される一つの要件を満たす結果にもつながった。

1-2. 本邦大学や NGO に対し事後評価に係るセミナーを開催する等、外部評価への多様な主体（NGO、大学等）の参加を促進した。

- より専門的・多様な視点を取り入れるため、カンボジア、スリランカの外部評価 3 件で、有識者（国内外の大学・NGO 関係者）と連携した取組を開始した。現地活動経験や専門分野に係る知見を踏まえた考察を得た。

2. 事業評価を通じた学習・改善の促進

- 2-1. 汎用性・実用性の高いナレッジ教訓（エネルギー）や開発課題別の指標（環境管理，財政）を整備した（計3分野）。指標整備に関し，主要な開発課題全てのレファレンス整備が完了した。
- 2-2. 外部評価総合レーティングが低い事業への対応の検討を促し，新規案件形成過程への教訓フィードバック等を着実にを行うことで，PDCA サイクルの実施促進に努めた。D 評価案件に対して教訓の深掘・詳細分析を行い，実践的な案件形成の留意点として事業部門にフィードバックした。
- 2-3. 学習・改善を深化させる取組として，インパクト評価（4件）の実施や，日本センター事業等の事後評価結果の横断分析や詳細分析を行い，有用な教訓を導出した。
- 外部有識者より専門的かつ技術的見地から助言を得るため「事後評価の質の向上検討会」を新規に設置し，事業効果の発現プロセスの詳細な確認・分析に取り組んだ。より多面的かつ事業の特性を踏まえた事後評価に向けた制度改善のため，初となる体系的なプロセス評価を実施した。特にデリーメトロ事業を対象にした事例は内外関係者より高い評価を得た。
 - 世界銀行及びADBと協働し，スリランカ水セクターに関する合同ケーススタディを行い，評価の知見を相互に共有するとともに，現地調査で機構が主導した現地ワークショップでは，本部評価部と在外事務所の連携力に対し，高い評価を受けた。

3. 事業評価に係る人材育成や対外発信の実施

- 3-1. エビデンスに基づく業務を推進するべく，機構内外の評価実務者向けインパクト評価研修や社会調査手法に関するセミナーを実施した。また，在外拠点のナショナルスタッフ向け研修を実施したほか，協力相手国実施機関向けの評価セミナー等を通じ，関係者の能力向上を図った。
- 3-2. 一般国民向けのみならず，国内外の学会やセミナー等でインパクト評価を始めとする機構の成果を発表する等，機構内外で事業評価に関わる対外発信を強化した。

<課題と対応>

引き続き事後評価を着実に実施し説明責任を果たすとともに，学習と改善の強化に向け事業評価の質の向上に取り組む。その際，国内外の大学，NGO，学会等との協働や知見共有，情報交換を通じて多面的な評価を推進するとともに，案件数増大に向け更なる業務の効率化を進める。

3-5. 主務大臣による評価

評価：A

<評価に至った理由>

事後評価の実施及び透明性の向上については，原則10億円以上の全事業の外部評価を適切に実施し，外部への公開を行い，年度計画に定められた事業評価年次報告書の作成・公開を行った。また，新たに一般国民向けにウェブ版パンフレットを外部有識者委員会の助言を得つつ作成，公表し，一層の周知に取り組んだ。機構の一連の事業評価の実施を通じた透明性の確保と情報開示の実現に係る取組は，JICA債が国内史上初のソーシャルボンドとして認定される際の要件の一つにもなっており，外部からも事業評価の質が認められていることが評価される。また，カンボジア，スリランカ案件の外部評価において，外部有識者と連携した取組を開始したことも，より専門的・多様な視点を取り入れるための取組として評価される。

事業評価を通じた学習・改善の促進については，事業評価の質の向上に向けた汎用性・実用性の高いナレッジ教訓（エネルギー）や開発課題別の指標（環境管理，財政）の計3分野を整備し，当初計画の2分野を上回る成果となった。これにより，主要な開発課題すべてのレファレンス整備が完了したこととなり，案件形成や事業計画策定段階を担う部署や相手国政府が活用できるよう，着実に整備が進められていることが評価される。また，事業効果の向上と事業の質の改善に資する取組として，根拠に基づく事業実施を推進するためのインパクト評価（4件）を実施しており，これは当初計画の2件を上回る成果となった。加えて，「事後評価の質の向上検討会」の新設を通じて，外部有識者の知

見を踏まえた事業効果の発現プロセスの詳細な確認・分析に取り組んだことや、世界銀行及び ADB との協働によるケーススタディを実施したことについて、機構の事業以外からも知見を得る取組を実施していることが評価される。

事業評価に係る人材育成や対外発信の実施については、機構内外の評価実務者向け研修に加え、インパクト評価研修や社会調査手法に係るセミナーを実施したことを評価する。その結果、当初計画 10 回を上回る 15 回の研修を実施する成果となった。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認め、「A」評価とする。

<今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)

機構の事業への評価結果のフィードバックや、他関係機関や研究機関への情報共有、外部有識者との連携等による評価の質の向上に、引き続き取り組むことが期待される。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

特になし。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|-------------------------|--|
| No. 20 | 安全対策の強化 |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱, 平成 28 年度開発協力重点方針, 国際協力事業安全対策会議最終報告 |
| 当該事業実施に係る根拠 (個別法条文等) | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-----------------------------------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 主要なアウトプット (アウトカム) 情報 | 達成目標 | 基準値 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 |
| 関係者に対する安全対策指導の取組 | | | | | | | |
| ◎赴任前研修等での安全対策研修・交通安全対策研修の実施回数 (回) | 55 回 | 49 回 | 57 | 54 | 84 (注) | 85 | 84 |
| ◎安全確認調査及び安全・交通安全巡回指導実績国数 | 25 か国 | 20 か国 | 33 | 33 | 27 | 30 | 28 |
| コントラクター等に対する安全対策の取組 | | | | | | | |
| ◎実施状況調査 (有償・無償) 及び安全管理セミナー回数 | 125 回 | 90 回 | 90 | 105 | 190 | 158 | 164 |

(注) 2014 年度から新規実施の短期ボランティア講座, 職員研修 (セルフディフェンス), バイク講座も計上。◎2016 年度計画の評価指標

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標 |
|---|
| <p>中期目標</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(二) 安全対策の強化</p> <p>機構は, 安全情報を収集し, 機構事業関係者に対し, 適切な安全対策を講じる。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容につき省略)</p> <p>具体的には,</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海外における事業の実施現場が開発途上地域であることを踏まえ, 各国の治安状況や交通事情等のリスクや昨今頻発しているテロリスクを考慮した安全対策措置が不可欠である。この観点から, 派遣専門家, ボランティア, 職員等の関係者に対し適切な安全対策を講じる。 ● 施設建設等を含む事業に関し, 開発途上国政府・事業実施機関, コンサルタント, コントラクターによる安全対策に係る取組の徹底及びこれらの不足を必要に応じて支援する仕組の強化を図る。 |
| <p>年度計画</p> <p>(6) 事業の横断的事項に関する取組</p> <p>(二) 安全対策の強化</p> <p>① 開発途上地域における事業実施に伴う犯罪, テロ, 交通事故, 自然災害等による被害リスクに備え, 派遣専門家, ボランティア, 職員等の関係者の安全管理能力の強化に向けた研修等の実施, 治安情報の収集・分析, 安全対策の実施, 事件事故や緊急事態発生時の適時対応を行う。特に, 平和構築に係る支援等, 政情・治安が不安定な地域での支援に際しては十分な安全対策や体制整備を行う。</p> <p>また, 「国際協力事業安全対策会議」の最終報告 (2016 年 8 月 30 日) 等を踏まえ, 安全対策を着実に強化する。</p> <p>② 工事安全対策に関する指針文書の周知・運用の徹底, 現場における安全対策の強化に努め, 安全対策を積極的かつ着実に進める。特に, 事故の件数の多い国や事業規模の大きい国に対して重点的に安全対策を推進する。</p> |
| <p>主な評価指標</p> <p>(定量的指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・赴任前研修等での安全対策研修・交通安全対策研修の実施回数: 55 回, 安全確認調査及び安全・交通安全巡回指導実施国数: 25 か国 ・実施状況確認調査及び安全管理セミナー: 125 件 |

3-2. 業務実績

指標 20-1 関係者に対する安全対策の実績

7月1日、バングラデシュ首都ダッカ市内のレストランにおいて数名の武装グループが人質を取って籠城し機構の調査業務に従事されていた日本人7名を含む約20名が殺害され、同じ調査に従事されていた日本人1名を含む多数が負傷した事件が発生した。本テロ事件及びその後に発生した南スーダン治安悪化に伴うODA関係者の緊急退避事案を踏まえて機構の安全対策を抜本的に強化するため、外務大臣の下に設置された「国際協力事業安全対策会議」の最終報告を踏まえた方策を実施した。具体的には、従来の取組に加え①脅威情報の収集・分析・共有の強化、②事業関係者・NGOの行動規範の徹底、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・JICAの危機管理意識の向上・態勢のあり方、のそれぞれの側面から安全対策を強化した。

なお、2016年度の犯罪被害件数は315件（2014年度396件、2015年度399件）であった。

1. 国際協力事業安全対策会議を踏まえた安全対策の強化

(1) 脅威情報の収集・分析・共有の強化

- **脅威情報の分析による渡航措置の厳格な運用**：メディアや外部情報リソース、政府・他ドナー、海外拠点に配置された安全対策アドバイザー等から機構関係者の派遣国・地域の治安動向等に係る安全情報を常時収集した。また、適宜リスク分析の上、海外拠点等の関係者に共有して注意喚起するとともに、治安情勢の見通しや変化に応じ関係者の渡航や移動を制限するため、渡航措置や行動規制にかかる情報を迅速に反映してリスクの最小化を図った。加えて、新たに有識者から危機管理や中東、仏語圏アフリカ等の地域情勢に関し定期報告を受けるとともに適時に的確な助言を得る体制を構築し、安全管理態勢の向上とより精度の高い安全情報収集に努め、情報リソースの更なる拡充に向けた検討を行った。これらの体制の下、詳細なリスク分析に基づく脅威度評価の導入を通じた新たな安全対策基準の策定に向け、検討作業を開始した。
- **脅威情報の共有の徹底**：組織内での情報共有の徹底と意見交換を目的とし、地域部長等からなる「安全情報連絡会」を立ち上げ、隔週で開催している。また、海外拠点を通じより幅広い多種多様な事業関係者やNGOの職員等に安全情報を提供することにより、安全対策を強化した。
- **情報収集体制の強化**：国連、世界銀行、USAID等の援助機関と安全情報や研修に係る連携について協議を開始するとともに、他機関の安全対策の状況を把握することも視野に世界銀行の安全対策研修に参加した。また、在外では現地ODAタスクフォースに対して遠隔セミナーの開催等を通じた安全情報の提供も開始した。加えて、在留届・「たびレジ」登録が遺漏なく行われるよう周知徹底を図るとともに、コンサルタント等との契約で登録を義務化した。

(2) 行動規範の徹底

- **行動規範の徹底**：海外に渡航する機構関係者に対し、行動や移動方法等に係る制約・ルールとしての行動規範や安全対策マニュアルを定めている。ブリーフィングやメーリングリストで関係者にこれらを共有するとともに、安全対策連絡協議会の開催等も通じて周知徹底に努めている。海外での行動規範をさらに徹底させるべく、全拠点における国別の安全対策措置（渡航措置と行動規範）の策定・改定を進めるとともに、行動規範の運用をルール化して標準化した。
- **緊急連絡網の強化、事業関係滞在者の把握**：資金協力事業関係者を含む緊急連絡網を整備・更新し、治安情報の提供と有事の際の安否確認を行った。また、79拠点で緊急連絡訓練を実施した。
- **渡航者に対する情報提供**：特に治安状況が不安定な9か国への全渡航者に対して事前ブリーフィ

グを行った。また、コンサルタント等についても、契約交渉時の安全情報の提供を事務フローに組み入れ、情報共有を徹底することとした。

- **より広い関係者への情報共有**：より広範囲の事業関係者や NGO に対してできるだけ行動規範を踏まえて行動することを依頼すべく、上記の行動規範の共有に向けた通知・様式の整備と行動規範の策定作業を行うとともに、現地レベルのメーリングリストによる安全情報提供を開始した。
- **安全確認調査**：海外拠点を対象とした安全確認調査を延べ 8 か国（2015 年度 8 か国）、安全・交通安全巡回指導を 20 か国（2015 年度 22 か国）で実施した。

(3) ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化

- **ハード・ソフト面での防護措置の強化**：プロジェクトサイト等の防護態勢を確認すべく、全事業サイトの安全評価調査をバングラデシュで実施した。2017 年度には更に 24 か国で実施すべく準備している。また、有事発生に備えた在外拠点等の警備強化・防護措置の増強のため、脅威度の高い 23 か国への防弾車の配備や 10 か国の事務所・宿舍等の避難場所の整備に必要な準備を開始した。
- **研修・訓練の強化**：開発途上地域における一般犯罪、交通事故、紛争・騒擾などのリスクなどに備え、従前から長期赴任する専門家やボランティア、随伴家族を含めた機構関係者を対象に安全対策に関する研修等を実施している。派遣前安全対策講習を計 84 回実施し（安全対策 56 回、交通安全対策 28 回。2015 年度計 85 回）、特に近年のテロ増加を踏まえ、テロ対策講義を強化した。全職員及び契約者の Web 研修受講を義務付けるとともに、短期渡航者、資金協力事業関係者や NGO 等を対象とした新たな研修・訓練を拡充した。加えて、2016 年 10 月より事業関係者及び職員を対象に座学研修（11 回、1,273 人参加）、テロ対策実技研修（6 回、385 人）及び Web 研修（6,642 人）を実施した。さらに、在外の関係者に対して現地での安全対策研修を 2017 年度に 25 か国で実施すべく準備を進めた。

(4) 危機発生後の対応

- **シミュレーションの実施**：海外におけるテロ・騒擾事案や大規模災害等の緊急事態発生に備え、特に初動を中心とした機構内の対応体制及び基本動作の確認を行うことを目的とした緊急事態シミュレーション訓練を実施した（2 月）。訓練を通じて得られた教訓を踏まえ、緊急事態時の対応態勢及び対応マニュアルの改訂に着手した。
- **国外退避支援サービス**：テロ・騒擾など急激な治安悪化が発生し国外退避を行う必要がある場合に、これまで、職員、専門家、ボランティア、随伴家族、調査団等を含む機構関係者を対象としていた国外退避支援サービス（チャーター機手配含む）の対象に資金協力事業関係者を含めることの検討を開始した。
- **メンタルケアの強化**：国外退避後、周辺の第三国事務所にて遠隔の業務運営を行うことを想定し、対象事務所での執務体制の整備方針を策定した。また、事件・事故発生時の直接・間接被害者に対する支援としてメンタルケア研修を 2 回実施するとともに、E-learning 教材の作成に着手した。

(5) 機構の危機管理意識の向上、態勢強化

- **機構内の組織体制強化**：総務部安全管理室を安全管理部に昇格させ、安全管理を専任する安全対策統括役を任命した（9 月）。また、12 月に同安全対策統括役を安全管理部担当理事として昇任させ、1 月には安全対策強化策推進担当特命審議役を設置するとともに、安全管理部に人員を追加配置することで安全管理体制を強化した。また、脅威度の高い海外拠点に安全管理専任職員を配置する方針を決定した。

- **即応体制**：平日夜間，休日・祝日も含む 24 時間緊急連絡待機体制を本部内に確保し，海外拠点等からの緊急連絡に即応している。2016 年度は 132 件の在外緊急連絡に対応した。
- **危機管理意識の向上**：上記 1. (1) ～ (3) 参照。
- **日本政府との協働**：「国際協力事業安全対策会議」を常設化し，2016 年度は 2 回（9 月，12 月）開催して円滑な情報共有のための枠組み整備等を行った。

(6) 治安が悪化した国等における緊急対応の実績

- **南スーダンにおける緊急対応**：7 月に首都ジュバで発生した治安悪化を踏まえ，機構在外事務所・技術協力関係者，資金協力関係者等の 93 名がチャーター機でケニアのナイロビに国外退避した。
- **その他緊急対応の実績**：経済危機に伴う治安悪化等を踏まえ，ベネズエラで国外退避（避難一時帰国）措置を行った。バングラデシュではテロ襲撃を踏まえ全ボランティアの国外退避を行ったほか，ガボン，コンゴ民主共和国では大統領選挙等を巡る治安悪化のため予防的な国外退避を行った。また，ザンビア，エチオピアでは選挙，騒擾に伴う一時的な国内退避を行った。

指標 20-2 コントラクター等に対する安全対策の状況

1. 指針文書の周知・運用の徹底

(1) 周知の徹底

- 2014 年度に策定した「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」（以下，ガイドンス）及び「施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針」を活用して工事安全対策を推進するため，機構内外向けの研修（在外赴任者向け研修 12 回，工事安全対策担当者向け講習会 3 回，国際建設技術協会との協働による能力強化研修 2 回）を開催し，同ガイドンス及び同方針の周知を徹底した。

(2) 運用の徹底

- **安全管理の徹底**：「施設建設等事業の安全対策委員会」を開催し（3 月），2016 年度の安全対策の取組実績の確認，事故の発生状況の確認及び原因・傾向の分析を通じて安全対策の改善策を検討した。無償資金協力や施設建設を含む技術協力案件では，ガイドンスに基づく安全対策や施工プランの内容を確認し，必要に応じ不備の指摘や現場での指揮命令系統・要員配置の見直し等の助言を行った。さらに，「無償資金協力調達ガイドライン」に基づき，ガイドンスの適用を明示し，これに即した計画の提出を徹底した。有償資金協力案件では，インドネシアやスリランカでの実施中案件に関し，実施状況調査及び安全管理セミナーを実施した。
- **重点的な取組**：事故の件数の多い国や事業規模の大きい国に対する重点的な安全対策として，労働安全に係る相手国の法令整備や実施体制強化のための支援を検討するとともに，全事業の実施機関長宛てに事務所長名で安全対策の改善を求めるレターを送付する等，事故予防のための取組を強化した。

2. 現場における安全対策強化のための取組

(1) 安全対策強化キャンペーン

- 工事安全対策の徹底を目的とし，全世界の海外拠点（工事関連事業のない拠点を除く）を対象とした取組として安全対策強化キャンペーンを実施した。講習会を通じて海外拠点の工事安全対策担当者の意識が向上し，また現場パトロール（43 か国）を通じて相手国関係者（実施機関，コントラクター，コンサルタント）の意識向上と現場における対策の徹底を図った。

(2) 組織的な安全対策の推進

- **事故再発防止に向けた取組**：事故原因，再発防止策，工事实施上の留意事項等の技術的助言を取りまとめ関係者へフィードバックするとともに，建設工事事故の統計基準を明確化し，日本国内での事故発生件数との比較やより信頼性の高い分析ができるように情報収集・整理体制を整備した。また，事故事案の頻発した事業に対するレターの発出や申入れ等を通じて実施機関，コントラクター，コンサルタントに工事安全対策の改善の徹底を促した。
- **海外拠点への支援**：新たな取組として，海外拠点の工事安全対策担当者の要望に応じ，本部から技術支援を実施した。発生した事故の統計・分析を行い，事故予防につなげるために海外拠点の工事安全対策担当者に情報提供を行った。

(3) 資金協力の実施状況調査

- 各現場での安全対策の徹底と事故の予防のため，無償資金協力事業関連で 31 か国 78 件（2015 年度 44 か国 92 件），有償資金協力事業関連で 11 か国 41 件（2015 年度 6 か国 16 件）の実施状況調査を実施し，現場の安全対策の状況確認と改善に向けた助言等を行った。11～3 月に実施した円借款の本邦技術活用条件（STEP）案件に関する施工安全確認調査（フィリピン及びパプア・ニューギニアの計 2 案件を対象）では，在外拠点，先方実施機関，コンサルタント，コントラクター等の参加の下，ガイダンスの説明・質疑応答，日本における事故防止対策の制度的枠組みや対策事例の紹介，安全管理に対する改善提言等を実施した。

(4) 開発途上国関係者の安全意識の醸成

- **開発途上国関係者向け研修の実施**：課題別研修「社会基盤整備における事業管理」コースにおいて，安全管理に関する講義・視察を実施した（9 か国から 14 名が参加）。また，イラク向け国別研修「ODA セミナー」にて工事安全対策の講義を実施した。
- **技術協力プロジェクトを通じた支援**：ベトナムにおいて建設事業における品質・安全管理能力向上等を目指したプロジェクトを実施している。また，モンゴルでも同分野の技術協力の開始に向け，詳細計画策定調査を実施した。ミャンマーでは，既存の道路橋梁分野のプロジェクトを通じて同国の安全対策関連の情報収集を実施し，今後同プロジェクトを通じて安全対策強化に向けた技術指導を実施する予定としている。
- **労働安全に係る基礎情報収集調査**：インドネシア等を対象として，労働安全に係る基礎情報収集調査を実施しており，調査結果に基づいて今後相手国への技術支援を検討する予定である。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

テロ等の新たなリスクへの早急な対応策のさらなる強化の検討が求められる。より広範な資金協力関係者を含む安全対策の強化に向けて，2016 年 8 月 30 日に発表した国際協力事業関係者等のための新たな安全対策を，理事長が主導する形で着実に実施することが求められる。

<対応>

資金協力事業関係者や NGO 等を含む従前より幅広い関係者に対し，治安情報や安全対策研修の提供を開始した。また，バングラデシュにて現場の安全対策点検のための安全評価調査も開始し，24 か国における現地安全対策研修実施にも着手した。さらに，騒擾や急激な治安悪化に備え，リスクの高い国における防弾車整備に向けた調達，避難場所整備に向けた調査も開始した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、以下のとおり年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

具体的には、バングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件、南スーダンからの緊急退避やその後の「国際協力事業安全対策会議」の結果を踏まえ、脅威情報の収集・分析・強化、行動規範の共有、ハード・ソフトの対応や研修の拡充等、抜本的な安全対策態勢の強化を実施した。特に研修では対象者を拡大し、大幅な増強を行った。

1. 国際協力事業安全対策会議を踏まえた安全対策の強化

1-1. 2016年7月のバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件を受け、機構の安全対策を抜本的に強化するための取組を実施した。脅威情報の収集・分析・強化については、新たに有識者からの助言や、他ドナーとの連携を通じより精度の高い情報の収集・共有に努めるとともに、資金協力事業関係者やNGOを含めたより広い関係者にこれを共有した。

1-2. 行動規範について、より幅広い関係者間での共有と運用を徹底することで、遵守される体制を構築した。

1-3. ハード・ソフト両面の防護措置として海外拠点でハード面を強化するとともに、ソフト面では全事業サイトの安全評価調査をバングラデシュで実施し、同調査を他国でも実施すべく準備した。

1-4. 研修・訓練に関しては従前の専門家・ボランティア・職員などの長期赴任者向け研修84回に加え、より幅広い国際協力事業関係者向けの安全対策講習を17回実施した。

▶ 特に、ウェブを通じた安全対策研修の全職員・契約関係者の受講義務化やより広い事業関係者への受講勧奨を通じて、関係者の安全意識を醸成した。加えて、2016年10月より事業関係者及び職員を対象に座学研修（11回、1,273人参加）、テロ対策実技研修（6回、385人）及びウェブ研修（6,642人）を実施し、研修に対象と受講者数を大幅に拡充した。

1-5. 危機発生後の対応の強化に向け、機構内の対応態勢を確認するとともに、今後の対応態勢やマニュアルの改訂に着手した。

▶ 本部での緊急事態シミュレーションや、79の在外拠点で緊急連絡訓練を実施し、これらを通じて機構内の対応態勢を確認した。

2. コントラクター等に対する安全対策の強化

内外の研修や現場での安全対策強化キャンペーンを通じて「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」及び「施設建設等を伴う ODA 事業の工事安全方針」に基づいた工事安全対策を推進した。特に2016年度は事故の再発防止をさらに推進すべく、建設工事事故に係る分析態勢や海外拠点への支援態勢を強化した。かかる取組を通じ、事故事案報告件数は37件となった。

<課題と対応>

機構の事業における安全管理態勢の一層の強化と確立を目指し、「国際協力事業安全対策会議最終報告」の各種強化策を迅速かつ着実に実施するとともに、資金協力の安全対策における機構の支援策を具体化する。加えて、事業に携わる職員一人一人が安全対策の意識を高めるよう徹底を図る。

3-5. 主務大臣による評価

評定：C

<評定に至った理由>

安全対策の強化については、平成28年8月に公表された新たな安全対策をとりまとめた「最終報

告」に基づき、①脅威情報の収集・分析・強化、②事業関係者・NGOの行動規範の徹底、③ハード・ソフト両面の防護措置、研修・訓練の強化、④危機発生後の対応、⑤外務省・機構の危機管理意識の向上・態勢の在り方、のそれぞれの側面から、迅速に取り組んだことを評価する。

一方で、7月のバングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件において、JICA業務の従事者が巻き込まれたことは、これまでに外務省及び機構が実施してきた安全対策の取組を抜本的に見直し、国際協力事業関係者と日本の非政府組織（NGO）のための新たな安全対策を策定する契機にもなった事案であり、重く受け止める必要がある。

以上を踏まえ、年度当初の目標設定とそれに基づく取組が不十分であり、中期計画における所期の目標には達成していないと認め、「C」評価とする。

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

国際協力事業安全対策会議に基づく各種強化策の着実な実施及び、不断の見直しが求められる。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

・項目評価はC評価が妥当と判断する。ダッカ事件の発生は極めて重大であり、現下の情勢からして一過性のものとは考えられない。事件を踏まえ過去の対応の不備を認識し、改めるべきであり、且つ今年度後半の対応実施も、その成果は今後一定の期間をかけて評価されるものであり、現状ではC評価が妥当と考えられる。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|---------------------|-----------------------------------|
| No. 21 | 外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施 |
| 業務に関連する政策・施策 | 開発協力大綱、平成 28 年度開発協力重点方針 |
| 当該事業実施に係る根拠（個別法条文等） | 独立行政法人国際協力機構法第 13 条 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 |

| 2-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標 | |
|------------------------------|--|
| 中期目標 | (6) 事業の横断的事項に関する取組 (ホ) 外交政策の遂行上その他必要な措置の実施 機構は、独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。 |
| 中期計画 | (6) 事業の横断的事項に関する取組 (ホ) 外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施 機構は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号。以下「機構法」という。）第 40 条に基づく、主務大臣の要請に対しては、正当な理由がない限り迅速に対応する。 |
| 年度計画 | (6) 事業の横断的事項に関する取組 (ホ) 外交戦略の遂行上その他必要な措置の実施 独立行政法人国際協力機構法第 40 条に基づく主務大臣の要請に対して、迅速に対応する。 |
| 主な評価指標 | なし |

2-2. 業務実績

当該要請実績がなかったため、報告対象外とする。

| 2-3. 主務大臣による評価 | |
|----------------|-------------------|
| 評価: | — |
| ＜評価に至った理由＞ | 実績がないため、評価対象外とする。 |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|--|
| No. 22 | 組織運営の機動性向上 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|----------------|----------|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 (2011 年度) | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| ◎国内拠点の利用者数 (人) | 前年度実績以上※ | 561, 136 | 589, 572 | 651, 885 | 838, 142 | 859, 610 | 915, 340 |

◎2016 年度計画の評価指標 ※2012 年度は 47 万人, 2013 年度以降は前年度実績以上

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標 |
|---|
| <p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 組織運営の機動性向上</p> <p>機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)に基づく取組を着実に進め、開発途上地域のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化等の内外の環境の変化に対応し、戦略的、効果的な援助を実施する体制を整備する。この観点から、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、必要な機能強化を図りつつ、組織編成の理念及びそれぞれの果たすべき機能・役割を再度整理した上で、本部体制の適正化に向けスリム化を行う。</p> <p>海外拠点については、国際情勢の変化等を踏まえた配置の適正化のため必要な見直しを行う。また、効果的・効率的な事業実施のため、着実に国内の人員を在外の人員へシフトすること等により、国別分析の強化や事業展開計画、現地 ODA タスクフォースへの参画等を通じ、多様化するニーズを的確に把握し、海外の現場における被援助国関係者や他ドナーとの対話や案件形成機能等、現場機能の総合的な強化に取り組む。さらに、国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。</p> <p>国内拠点については、個々の必要性等を検証し、配置の見直しを進めるとともに、それぞれの拠点の機能・役割、利用状況、施設保有の経済合理性等に関する第三者による検証結果を踏まえ、地域特有の経験やネットワークを活用し、開発途上地域における開発課題の貢献のみならず、地域における国際協力の結節点として、その強化に努め、国民の国際協力の理解・共感、支持、参加を促進する。</p> <p>中期計画</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の機動性向上</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容のため省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 独立行政法人の制度趣旨を活かし、地域・国毎の援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応及び戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう本部体制の見直しを行い、必要な機能強化を図りつつ、部や課の再編を通じた本部体制のスリム化を行う。 ● 海外拠点について、開発途上地域の経済成長などの国際情勢の変化、プロジェクトの実施期間等の状況を踏まえ、配置の適正化のための必要な見直しを行う。 ● 各国の状況に応じ、現地職員の一層の活用を図る観点から研修の充実や業務実施体制の見直しを行うとともに、国内から在外への着実な人員シフト、本部からの在外支援機能の強化等を通じ、海外の現場機能の強化に取り組む。 ● 広尾センターの機能移転、大阪国際センターと兵庫国際センターの統合に当たっては、それぞれの拠点がこれまで果たしてきた役割や実績を損なうことなく、体制の見直しを進める。札幌国際センターと帯広国際センターについては、地元自治体・関係者との調整を踏まえて統合し、また、東京国際センターと横浜国際センターについては、長期的な研修員受入事業のあり方、海外移住資料館の扱い及び施設の稼働率等を踏まえ統合を検討し、一定の結論を得る。 ● 国内拠点については、国民の国際協力への理解・共感、支持、参加を促進する観点から、また、中小企業及び地方自治体等の海外展開を支援する観点から、民間企業、NGO、地方自治体、大学等との多様なパートナーとの連携を促進し、技術協力、ボランティア事業、市民参加協力、開発教育支援、広報、調査等への取組を通じ、各拠点の特性を活かした効果的かつ効率的な活動を行う。 |

| |
|--|
| <p>年度計画</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 組織運営の機動性向上</p> <p>① 政府開発援助に関する政府の施策及び地域・国ごとの援助ニーズへのより迅速かつ的確な対応並びに戦略的、効果的な事業の実施が可能となるよう、本部の組織編成及び各部署の果たすべき機能・役割の見直しを行う。</p> <p>② 「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について」に基づき、共用化・近接化の可能性を引き続き検討する。</p> <p>③ 現地職員の育成に向けた制度改善の具体化に取り組むとともに、より現場の状況に迅速かつ柔軟に対応するため、2017年度以降の反映を目指して拠点運営計画の制度改善を検討する。</p> <p>④ 国内拠点の多様な関係者との結節点としての役割を果たすべく、民間企業、NGO、地方自治体、大学等とのパートナーシップを強化し、拠点の特性をいかした活動を行う。民間企業については、特に中小企業海外展開支援に資する活動を行う。これらの取組を通じ、利用者数について2015年度実績を上回ることを目指す。</p> |
| <p>主な評価指標</p> <p>(定量的指標) 国内拠点の利用者数：2015年度実績以上</p> |

3-2. 業務実績

指標 22-1 開発ニーズに戦略的かつ柔軟に対応するための本部組織の改編状況

- **バングラデシュ・ダッカ襲撃テロ事件を受けた対応**：当該事案を受け、総務部安全管理室を安全管理部に昇格し（9月）、人員体制も拡充して安全管理態勢を強化した。また、安全対策を専管する安全管理担当理事を新たに任命した（12月）。（No. 20-1 参照）
- **大学連携を推進するための部門の新設**：留学制度を活用した人材育成事業を通じて開発途上国の将来を担う人材を受け入れ、専門的な研修と併せて日本の近代化や開発の経験を共有するプログラムを強化している（No. 14-2 参照）。このようなプログラムの実施を強化し、より効率的・効果的に長期研修等を通じた大学との連携を推進するため、機構内の日本の大学との連携窓口を一本化して国内事業部に大学連携課を新規に設置した。
- **「質の高いインフラ」推進のための態勢強化**：「質の高いインフラ」に係る業務の質を一層向上させるため、質の高いインフラ輸出担当特命審議役、資金協力業務部に有償技術審査室を設置した。
- これらの体制強化の結果、2016年度末の課数は133課（基準値：145課、2011年4月）となった。

指標 22-2 海外拠点の配置適正化に向けた取組状況

- **海外拠点の配置適正化**：急激に環境が変化する開発途上国において、より迅速に援助ニーズを把握し、適切かつ機動的な対応を行える体制を整備すること、対応を行う際の責任体制を強化すること等、より一層の現場機能強化の推進を目的として、海外拠点配置の位置づけの見直しを行った。具体的には、アンゴラ、エクアドル、セントルシア、タジキスタン、パナマを機構の職員を配置する事務所とし、シエラレオネ、ジョージア、ハイチを契約関係のある要員を配置する支所として整理した。また、エルビル（イラク）、ホーチミン（ベトナム）、ラマツラ及びジェリコ（パレスチナ）を契約関係のある要員を配置した出張所として整理した。
- **他法人海外事務所との共用化・近接化**：モロッコ事務所の移転に際し、JETRO ラバト事務所との距離を近接化させた。また、各拠点のオフィス契約更新時に関連機関と確認・調整して進めている。

指標 22-3 現場機能の強化に向けた取組状況

- **3か年の運営計画に基づく機動的な海外拠点運営**：現場のニーズ・状況に応じた機動的かつ効率的な海外拠点の運営を実現すべく、2013年度に3か年の運営計画の仕組みを導入した。2016年度は

これをレビューし、事務所長の裁量に応じた機動的な対応が可能となるなど、効果が確認されたため、2017年度以降の継続を決定した。一方で、小規模な拠点は運営管理上の負担を考慮し同計画の対象外とし、一定規模の職員が配置されていることを前提とすることに改定した。

- **現地職員の活用促進**：現地職員のマネジメントの改善に向け、現地職員管理ガイドラインを更新し（4月）、赴任者を対象にガイドライン内容の説明を引き続き実施した。現地職員の管理職登用の促進に向け、管理職現地職員に係るガイドラインを策定した（6月）。また、南スーダンやブルンジにおいては治安上の理由により日本人関係者が退避せざるを得ない状況が発生したが、特殊な環境のなかでも現地職員や現地スタッフが関係者と緊密に連絡を取り、相手国との信頼関係を維持しつつ事業の継続や拠点管理を行った。例えば、ブルンジにおいては邦人退避後も現地スタッフ3名がフィールドオフィスの運営を続け、経理業務や機材研修、事後評価の実施や研修員受入事業の継続を支えたほか、特に ABE イニシアチブの第3バッジの候補者の確保においては邦人スタッフが現地入りできない状況のなかで現地スタッフが積極的に応募者の開拓にあたり、19名の応募者を確保して2名の合格者を得るに至った。
- **人事部現地職員マネジメント支援班の取組**：効果的・効率的な現地職員の育成とマネジメントに向け、研修や教材、事業管理に関する現地職員の知見等の情報を集約するデータベースを作成し、また在外拠点の現地職員育成担当者間でグッド・プラクティス等の情報共有（8月以降、定期発信）を開始した。また、労務管理等の各種照会に対応している。
- **現地職員の能力強化**：現地職員の能力強化のため、内外の機構関係者に向けて開発協力や機構の業務等の講義を行う「JICA アカデミー英語版」を継続し、2016年度は事業に直結する7件の講義（円借款の調達監理、ディスバース管理、技プロのモニタリング、ジャパンプランド等）に内容を拡充し、延べ約280名の現地職員が参加した。さらに、海外拠点の研修受入事業の概要や帰国研修員同窓会の強化に向けた本邦研修を実施し、研修担当現地職員の実務理解を深めた。

指標 22-4 国内拠点の配置見直しに向けた取組状況

- 各国内拠点で地域内の企業、自治体、大学、NGO等の多様なパートナーとのネットワーク形成及び連携事業の促進等を進めている（活動詳細は No. 8, 9 参照）。また、国内拠点の年間総利用者数は91.5万人となり、年度計画の目標値を上回った（国内拠点の事業実績、経費実績（事業）及び組織全般に関する情報は表 22-1, 22-2, 22-3 参照）。利用者数増加の要因としては、国内拠点での NGO、自治体及び企業（中小企業含む）の国際協力に関するセミナーへの参加や修学旅行生の訪問等の増加が考えられる。
- 各国内拠点では、地域のニーズや特性をいかした創意工夫により、多様なパートナーとの連携構築やネットワークを活用した機構事業の効果向上、また、日本の地域活性化にも資する取組を実施した。主要な例は以下のとおり（詳細は No. 9, No. 11 参照）。
 - **地域の経済団体・民間企業等とのネットワーク形成**：地域の経済団体等に対する民間連携事業の説明会等を各国内拠点にて実施した。また、TICAD VI の機を捉えたアフリカビジネス・セミナーを開催した（5月北海道、7月横浜市、10月兵庫県等）。
 - **東京国際センター**：研修員の日本理解の一層の促進を図る観点から、所内に「おもてなしタスク」を設けて各種の取組を推進している。具体的には、地域企業の CSR 活動と連携した福利厚生プログラム（日本の文化・芸術に触れる機会等）の提供や、ハラルフードや祈祷室の導入や障害者に配慮した施設整備を実施した。また、埼玉県教育委員会との連携状況を見える化する

リーフレットを共同作成し、開発教育等の連携活動を他県に普及・展開した。加えて、千葉県教育委員会、新潟県教員委員会との定期協議会を開始した。

- ▶ **九州国際センター**：北九州市との合同勉強会の開催や、「熊本地震からの普及・復興プラン」を踏まえ、国際協力推進員を熊本県に配置した。また、佐賀県の NGO/CSO 誘致推進に係る NGO ネットワークの発足に貢献した。
- ▶ **沖縄国際センター**：「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画」改訂に向けた中間評価作業への協力や、県からの就任依頼を受け「沖縄県振興審議会」の専門委員として調査審議に参画した。また、Pacific-Leads の開始や「世界のウチナーンチュ大会」の機を捉え、研修員のリソースも活用した地元企業とのセミナー等を開催した。(No. 9-4 参照)
- ▶ **地域の NGO ネットワーク形成**：NGO 等活動支援事業の制度改善を踏まえ、横浜国際センター、中部国際センター、四国支部が主管となり、各地域の NGO のニーズを踏まえたプログラムを企画・実施した (No. 11-2 参照)。関西国際センターでは NGO との定期協議を試行的に開始した。(No. 9-1 参照)
- ▶ **各国内拠点での民間企業とのネットワーク形成**：新輸出大国コンソーシアム促進に係る地域の海外展開支援機関ネットワークの参画や、地域金融機関との覚書締結 (計 24 行) により、新たな企業等との連携関係を構築した。(No. 9-2 参照)

内外の環境変化に対応し、戦略的、効果的な援助を実施する体制の整備に向けた取組

- 「JICA の中長期的なあり方に関する有識者懇談会」：計 8 回 (うち 2016 年度 6 回) にわたり議論し、機構を取り巻く環境の変化や機構の有する強み、弱みを踏まえて今後重点的に取り組むべき事項や組織及び事業の戦略性を高める方策等を議論した。

同懇談会での議論も参考にしつつ、地域別・課題別戦略や難民支援方針等の事業戦略に係る議論の強化、戦略的な人材ネットワークの構築に向けた大学連携課の新設、帰国研修員とのネットワーク強化に向けたフォローアップ体制の検討などを迅速に進めたほか、経営改革、ガバナンスの強化を推し進めるべく、国内外の有識者から助言を得るための経営諮問会議及び International Advisory Board の設置を検討しており、2017 年度から実施するべく準備を進めた。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

組織の最適化に向けた検討の継続に加え、現場機能の強化に向けた、現地職員の活用機会の一層の向上に向けた取組を期待したい。

<対応>

現地職員の活用に向け、人事部現地職員マネジメント支援班が中心となって海外拠点における経験や知見を集約するとともに、研修の拡充等を通じて能力強化を行った。また、現地職員管理ガイドラインを更新するとともに、現地職員の管理職登用にに向けたガイドラインの策定を通じ管理職化を促進した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：A

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、以下のとおり年度計画に照らして質的な成

果や成果の最大化に向けた取組で目標水準を上回ると判断する成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

具体的には、日本政府の施策や協力ニーズを踏まえた組織編制再編の迅速かつ柔軟な実施、事業の成果発現を支える組織体制や国内拠点の結節点機能の強化、国内外の有識者から助言を得る態勢等の組織体制と運営の強化の取組等の観点から、以下のような成果を上げた。

1. 戦略的、効果的な事業を実施するための本部の組織編制の再編等

政府の施策や援助ニーズを踏まえ、本部の組織編成及び各部署の果たすべき機能・役割を迅速かつ柔軟に見直した。

- ダッカ襲撃テロ事件を踏まえ、安全管理に対する態勢を更新して大幅に強化した。
- 質の高いインフラや大学連携等の政府の施策や援助のニーズに効果的・効率的に対応すべく部署を新設するなど、より戦略的かつ効果的な事業の実施を可能とすべく機動的に対応して体制を強化した。

2. 海外拠点の配置の適正化、共用化・近接化への取組

海外拠点におけるリスク管理態勢をより強化するために、海外拠点に職員や機構と直接雇用契約関係のある職員を配置した。同時に、現場の援助ニーズに的確に対応するため、複数の拠点で事務所及び支所を設置した。さらに、海外拠点「国際業務型独立行政法人の海外事務所の機能的な統合について」に基づく海外拠点の近接化については、海外拠点のオフィス契約の更新時に検討を行い、モロッコで JETRO 事務所との近接化を実現した。

3. 現地職員の育成と活躍機会の拡充、拠点運営計画の改善

人事部が中心となり各拠点の経験等を取りまとめるとともに、現地職員の適切な管理や管理職登用にに向けたガイドラインを制定し、活用に向けた環境を強化した。また、拠点運営計画のレビューを行い、効果が認められたことから本格導入に向けて準備した。

- 南スーダンやブルンジなど、治安上の理由により日本人関係者が退避せざるを得ない状況においても現地職員や現地スタッフが関係者と緊密に連絡を取り、相手国との信頼関係を維持しつつ事業継続や拠点管理を行っている。

4. 国内拠点の多様な関係者との結節点機能の発揮

各拠点がその特性をいかした広報等に取り組んだ結果、多様なパートナーとの結節点としての機能を果たした。2016年度は91.5万人が利用し、2015年度の実績(86.0万人)を6.5%上回った。

- 各国内拠点で地域金融機関との関係構築を開始し、計24行と覚書を締結してパートナーシップの裾野を拡大した。
- 震災復興への県の取組を踏まえた熊本県への国際協力推進員の配置、沖縄県の振興に向けた審議会への参画など、各拠点の有する地域の情勢や特徴を踏まえた取組を通じ、機構の強みをいかした地域活性化への貢献に向けた創意工夫を行っている。

5. その他、戦略的、効果的な援助を実施する体制の整備に向けた取組

- 「JICAの中長期的なあり方に関する有識者懇談会」を通じ、機構を取り巻く環境の変化や機構の有する強み、弱みを踏まえて今後重点的に取り組むべき事項や組織及び事業の戦略性を高める方策等を議論した。同懇談会での議論を参考に事業戦略や組織基盤の強化に向け具体的な取組を迅速に進めたほか、国内外の有識者から助言を得るための経営諮問会議及び International Advisory Board の設置に向けた検討を開始し、2017年度から実施する予定としている。

<課題と対応>

引き続き、国内外の情勢を踏まえて、本部を含む国内拠点、海外拠点の体制について機動的な対応

を行う。また、現地職員の活躍機会の一層の拡充に取り組む。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

＜評価に至った理由＞

戦略的、効果的な事業を実施するための本部の組織編制の再編等については、ダッカ襲撃テロ事件を踏まえた安全管理に対する態勢の大幅な強化や、質の高いインフラや大学連携等、政府の施策や援助のニーズに対応する部署態勢の見直しに取り組んだことが評価される。

海外拠点の配置の適正化、共用化・近接化への取組については、海外拠点のオフィス契約の更新時に検討を行い、モロッコでJETRO事務所との近接化を実現した。また、2013年度に導入した3か年の運営計画について、小規模な拠点は運営管理上の負担への考慮から計画の対象外とする微修正を加えた上で、2017年度以降も継続することを決定した。

国内拠点については、年度目標としていた前年度実績（859,610人）を上回る915,340人が来館する実績となった。加えて、地域金融機関との関係構築（計24行との覚書の締結）や、震災復興に係る熊本県への国際協力推進員の配置、沖縄県の進行に向けた審議会への参画など、各拠点の特性を踏まえた地域活性化への貢献に向けた取組を評価する。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

＜今後の課題＞（実績に対する課題及び改善方策など）

国内外ともに、業務の拡大及び働き方改革等の状況の変化に対応可能な、効率的な組織の最適化に向けた検討を継続することが期待される。

＜その他事項＞（有識者からの意見聴取等）

・組織運営上の機動性向上のために、安全管理体制、大学連携、国内拠点の結節点機能強化、有識者会議をふまえた具体的な取組を進めた点は評価される。ダッカ・テロ襲撃事件が起こったのは2016年度であるが、その後の取組をふまえ、評価は「A」でよいと考える。一方、今後の検討事項として、4点指摘する。

- ① 国内拠点の利用者数が唯一の定量指標となっているが、これだけで十分かどうか。定性的な指標を含めて検討すべきではないか。
- ② JICA職員が現場で政策レベルやプログラム全体をみていくためには、また南スーダンのように日本人関係者の行動が制約をうける状況において、事業継続における現地職員の役割は益々重要になっている。現地職員の一層の活用を図るために、特に有能な人材においては昇進・キャリアディベロップメントや待遇のあり方を検討することも進めてほしい。
- ③ 専門性の高いJICA職員を政策コーディネーターや「強化プログラム」リーダーとして配置（及び育成）するなど、人事の観点からも検討しては如何。
- ④ 中小企業の海外展開支援において、現地事務所に（日本語を話し日本の企業文化を理解する）知日人材をアドバイザーとして配置するなど、現地機能の強化についても検討すべきである。

表 22-1 国内拠点の事業実績

| | | 単位 | 札幌 | 帯広 | 筑波 | 東京 | 横浜 | 中部 | 関西 | 中国 | 九州 | 沖縄 | 東北 | 北陸 | 四国 | 二本松 | 駒ヶ根 | 地球ひろば | 合計 | | |
|----------------------------|---|-------------------|--------|--------|---------|--------|--------|---------|--------|---------|--------|--------|-------|--------|-----|-------|-----|-----------|--------|--------|----|
| 研修員受入 | 研修員数合計 (a+b+c+d+e+f) | 人 | 505 | 400 | 806 | 4,459 | 691 | 653 | 1,696 | 487 | 1,015 | 418 | 405 | 173 | 365 | 32 | 65 | - | 12,170 | | |
| | 国別研修 (a) | 人 | 98 | 95 | 269 | 2,460 | 177 | 272 | 716 | 158 | 339 | 49 | 89 | 23 | 113 | - | - | - | 4,858 | | |
| | 課題別研修 (b) | 人 | 256 | 219 | 460 | 1,318 | 339 | 214 | 763 | 178 | 453 | 280 | 158 | 49 | 120 | - | - | - | 4,807 | | |
| | 長期研修 (c) | 人 | 24 | 5 | 34 | 195 | 24 | 41 | 92 | 31 | 77 | 22 | 31 | 2 | 24 | - | - | - | 602 | | |
| | 青年研修 (d) | 人 | 101 | 75 | 30 | 0 | 20 | 44 | 0 | 89 | 99 | 62 | 117 | 91 | 98 | 32 | 65 | - | 923 | | |
| | 有償助定研修 (e) *1 | 人 | 15 | 2 | 13 | 486 | 42 | 82 | 120 | 26 | 38 | 2 | 4 | 2 | 9 | - | - | - | 841 | | |
| | 日系研修 (f) *2 | 人 | 11 | 4 | 0 | 0 | 89 | 0 | 5 | 5 | 9 | 3 | 6 | 6 | 1 | - | - | - | 139 | | |
| 研修員入日数 | 人日 | 45,427 | 21,793 | 84,410 | 303,958 | 53,388 | 57,292 | 148,174 | 50,186 | 106,866 | 42,421 | 46,510 | 8,833 | 34,472 | 583 | 1,166 | - | 1,005,479 | | | |
| コース数 | コース | 76 | 58 | 114 | 564 | 120 | 89 | 216 | 89 | 190 | 55 | 66 | 29 | 43 | 2 | 5 | - | 1,716 | | | |
| 国民参加協力 | 技術協力 | パートナー型 | 人 | 4 | 3 | 3 | 49 | 4 | 6 | 7 | 3 | 6 | 3 | 1 | 2 | 3 | 0 | 0 | - | 94 | |
| | | 支援型 | 人 | 2 | 1 | 2 | 8 | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | 4 | 3 | 2 | 4 | 2 | 1 | 1 | - | 36 |
| | | 地域提案型 | 人 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | - | 1 |
| | | 地域経済活性化特別枠 (補正予算) | 人 | 6 | 5 | 4 | 18 | 9 | 7 | 15 | 8 | 16 | 3 | 14 | 5 | 9 | 2 | 6 | - | 127 | |
| | 市民参加型 | 出前講座 | 人 | 71 | 25 | 73 | 693 | 94 | 112 | 189 | 213 | 303 | 59 | 76 | 110 | 86 | 27 | 0 | - | 2,131 | |
| | | 国際協力実体験プログラム | 人 | 3 | 13 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 0 | - | 32 | |
| | | 開発教育指導者研修 | 人 | 267 | 10 | 89 | 5,236 | 159 | 891 | 621 | 560 | 51 | 1,029 | 25 | 2 | 1,044 | 51 | 0 | - | 10,035 | |
| | | 教師海外研修 | 人日 | 6 | 2 | 8 | 18 | 10 | 17 | 9 | 8 | 8 | 5 | 10 | 7 | 0 | 8 | 2 | 20 | 138 | |
| | | 在外スタディツアー*3 | コース | 9 | 0 | 0 | 104 | 17 | 25 | 25 | 13 | 23 | 4 | 0 | 6 | 8 | 0 | 0 | - | 234 | |
| | ボランティア | ボランティア派遣前訓練・研修 | 人 | - | - | - | 85 | 91 | - | - | - | - | - | - | - | - | 584 | 574 | - | 1,334 | |
| | | ボランティア募集説明会参加者数 | 人 | 520 | - | 161 | 3,408 | 804 | 1,120 | 1,863 | 573 | 860 | 275 | 421 | 321 | 1,043 | 141 | 372 | - | 11,882 | |
| | | 民間連携ボランティア派遣人数 | 人 | 0 | 0 | 0 | 8 | 1 | 0 | 6 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 17 | |
| | | 自治体連携ボランティア派遣人数 | 人 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 6 | |
| | | 大学連携ボランティア派遣員数 | 人 | 6 | 11 | 6 | 39 | 14 | 0 | 14 | 2 | 50 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | 142 | |
| | NGO、企業団体、大学、自治体等との共催・後援イベント | 件 | 19 | 4 | 0 | 59 | 10 | 88 | 0 | 23 | 24 | 6 | 29 | 2 | 14 | 9 | 0 | 0 | - | 287 | |
| | 大学との包括連携協定・連携覚書締結数 *6 | 件 | 1 | 1 | 2 | 8 | 2 | 4 | 3 | 2 | 3 | 1 | 1 | 1 | 5 | 0 | 0 | - | 34 | | |
| | 自治体との連携協定・覚書締結数 *7 | 件 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | - | 8 | | |
| | 民間連携事業・中小企業支援事業・民間連携ボランティア制度に関する説明会等への参加者 *8 | 人 | 616 | 50 | 239 | 466 | 1,674 | 3,074 | 2,620 | 580 | 778 | 599 | 130 | 192 | 655 | 0 | 1 | - | 11,674 | | |
| | 民間連携事業・中小企業支援事業・民間連携ボランティア制度に関する説明会への参加団体・企業数 | 法人 | 443 | 36 | 128 | 286 | 1,298 | 2,102 | - | 382 | 514 | 300 | 95 | 129 | 655 | 0 | 74 | - | 6,442 | | |
| | 中小企業海外展開支援基礎調査 *9 | 件 | 2 | 2 | 0 | 10 | 1 | 0 | 5 | 2 | 2 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 143 | - | 168 | | |
| 中小企業海外展開支援案件化調査 (採択数) *9 | 件 | 2 | 2 | 1 | 15 | 6 | 5 | 13 | 7 | 10 | 3 | 6 | 2 | 1 | 0 | 0 | - | 71 | | | |
| 中小企業海外展開支援普及・実証事業 (採択数) *9 | 件 | 0 | 0 | 1 | 11 | 2 | 4 | 7 | 2 | 4 | 0 | 3 | 2 | 5 | 0 | 1 | - | 42 | | | |

*1 有償助定研修は、国別 (有償)、課題別 (有償)、円借附帯 (研修)、長期 (有償)、有償技術研修の受入形態の人数合計。予算上は有償資金協力関係費。

*2 日系研修は予算上は国民参加協力事業。

*3 大学等から国内機関に便宜供与依頼のあった件数

*4 北海道地域は札幌、帯広両機関で合同で全域を対応。

*5 東京都内の企業は本部 (青年海外協力隊事務局) が所管しているが、便宜上JICA東京に記載している。

*6 大学の所在地を所管する国内機関の欄に計上。

*7 累計を記載。

*8 各拠点の所管地域で実施したセミナー等への参加者数

*9 東京都については本部にて対応。

表 22-2 国内拠点の経費実績（事業）

| | 単位 | 札幌 | 帯広 | 筑波 | 東京 | 横浜 | 中部 | 関西 | 中国 | 九州 | 沖縄 | 東北 | 北陸 | 四国 | 二本松 | 駒ヶ根 | 地球ひろば | 合計 |
|---------------|----|-----------|---------|-----------|-----------|---------|---------|-----------|---------|-----------|-----------|---------|---------|---------|--------|---------|-------|------------|
| 研修員受入事業に係る経費 | 千円 | 1,091,497 | 604,232 | 1,857,079 | 4,199,609 | 884,438 | 706,890 | 2,394,620 | 755,649 | 1,764,734 | 1,226,595 | 431,035 | 188,981 | 290,291 | 10,954 | 37,140 | | 16,443,744 |
| 国民参加協力事業に係る経費 | 千円 | 245,931 | 84,911 | 169,145 | 915,380 | 216,276 | 271,686 | 356,779 | 160,928 | 364,767 | 128,458 | 268,293 | 101,211 | 169,521 | 42,249 | 111,898 | | 3,607,433 |

表 22-3 国内拠点の組織全般に関する情報

| | 単位 | 札幌 | 帯広 | 筑波 | 東京 | 横浜 | 中部 | 関西 | 中国 | 九州 | 沖縄 | 東北 | 北陸 | 四国 | 二本松 | 駒ヶ根 | 地球ひろば | 合計 |
|--------------------------|----|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|-----------|
| 国内機関・施設の運営に係る経費②=(i)+(j) | 千円 | 327,998 | 201,075 | 678,582 | 1,231,201 | 449,284 | 301,020 | 539,891 | 233,522 | 443,123 | 454,478 | 139,333 | 73,068 | 105,901 | 141,206 | 82,195 | | 5,401,877 |
| 人件費(j)*1 | 千円 | 139,349 | 73,507 | 180,806 | 684,777 | 196,226 | 142,894 | 330,015 | 158,375 | 192,661 | 138,875 | 64,109 | 52,889 | 55,578 | 35,857 | 36,753 | | 2,482,671 |
| 職員数 | 人 | 15 | 9 | 22 | 74 | 33 | 16 | 38 | 15 | 23 | 16 | 7 | 6 | 6 | 4 | 4 | | 288 |
| 2016年度入館率*2 | % | 56 | 64 | 65 | 64 | 80 | 56 | 64 | 60 | 48 | 49 | | | | | | | 61 |
| 2016年度一泊当たりの滞在コスト | 円 | 5,976 | 7,073 | 5,138 | 4,305 | 4,416 | 6,545 | 5,691 | 3,218 | 5,172 | 7,936 | | | | | | | |
| 2016年度利用者数*3 | 人 | 28,735 | 25,268 | 16,808 | 37,233 | 329,188 | 100,897 | 98,571 | 29,960 | 19,484 | 42,404 | 1,036 | 247 | 262 | 6,580 | 4,464 | 174,566 | 915,703 |
| 2015年度利用者数*3 | 人 | 31,575 | 25,621 | 14,313 | 40,290 | 281,967 | 104,771 | 101,356 | 23,507 | 23,808 | 39,525 | 454 | 232 | 297 | 5,376 | 4,882 | 161,636 | 859,610 |

*1 人件費は国内機関に勤務する職員の人件費を各機関人数で割り戻して算出。

*2 入館率はGW、年末年始を除く。

*3 地球ひろば（市ヶ谷）は本部の一部だが、データの継続性の観点から記載。（2006年に広尾センター/地球ひろばが開設し2011年度の改修。2012年9月に閉鎖し、同機能は市ヶ谷ビルへ移転。）

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|--|
| No. 23 | 契約の競争性・透明性の拡大 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| 該当なし | | | | | | | |

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標 |
|---|
| <p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施</p> <p>機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。</p> <p>(イ) 契約の競争性・透明性の拡大</p> <p>機構は、契約取引については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）及び「公共サービス改革基本方針」等の政府方針を踏まえ、優良案件の形成のために必要な開発コンサルタント育成にも留意しつつ競争性を確保する観点から、開発コンサルタント等が応募しやすい環境を整備し、一者応札・応募の改善方策を講じる等の契約の点検・見直しを行う。併せて、機構は、不正行為等に対しては、法令、規程及びガイドラインに基づき厳正な措置をとることで、適正な実施を確保する。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容のため省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減や契約手続きの更なる改善への取組を継続する。 ● 契約の透明性をより一層向上する観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、契約実績等の公表を行うとともに、選定過程に関し引き続き第三者による検証を行う。 |
| <p>年度計画</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施</p> <p>(イ) 契約の競争性・透明性の拡大</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、一者応札・応募の削減に関する取組として、契約実績の定期的モニタリングと分析の実施、契約監視委員会等における点検の継続的な実施を図る。 ② コンサルタント等契約の手続きの改善の定着を図るために、企業等との対話強化を継続するとともに、「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」を着実に実施する。 ③ 競争性の向上を含む契約適正化の観点から、競争性のない随意契約について、ガイドラインに沿った運用状況のモニタリングを行うとともに、契約監視委員会における継続的な点検を実施する。 ④ 契約の透明性を一層向上させる観点から、契約取引先の選定過程、選定基準、選定結果、一定の関係を有する法人との契約実績等の公表等、これまでの取組を継続する。また、コンサルタント等契約の外部審査については同程度の対象件数を維持する。 ⑤ 不正行為等に関する情報に対して適切に調査を行い、不正行為等が認められた場合は厳正に対処する。 ⑥ 不正腐敗の防止のため、不正腐敗情報相談窓口の適切な運用、「JICA 不正腐敗防止ガイドダンス」等の周知、機構内の研修の実施に取り組む。また、相手国政府への一層の働きかけを行うとともに、相手国のガバナンス強化及び不正腐敗防止に関する能力向上支援を行う。 |
| <p>主な評価指標 なし</p> |

3-2. 業務実績

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（2015 年 5 月 25 日総務大臣決定）に従い、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため調達等合理化

計画を策定・公表している。同計画に基づき、以下の各種の取組を行った。

指標 23-1 一者応札・応募の削減に向けた取組状況

1. 一者応札・応募の実績

- 競争性のある契約における一者応札・応募の割合は、件数ベースで 29.9%（2013 年度 28.8%，2014 年度 27.6%，2015 年度 29.4%）、金額ベースで 56.4%（2013 年度 37.9%，2014 年度 42.4%，2015 年度 44.6%）となった。
- 契約件数の 3 割、契約金額の 5 割を占めるコンサルタント等契約の一者応札・応募の割合は、件数ベースで 35.6%（2013 年度 30.4%，2014 年度 29.4%，2015 年度 34.5%）、金額ベースで 72.5%であった（2013 年度 50.8%，2014 年度 50.6%，2015 年度 54.7%）。

2. 契約監視委員会等を通じた一者応札・応募の点検

- 契約監視委員会を 4 回開催し、2 回連続で一者応札・応募になった契約 16 件の点検及び 2015 年度に一者応札・応募となったコンサルタント等契約及び研修委託契約 10 件の抽出点検を行い、おおむね妥当とされた（2015 年度各 17 件、10 件）。

指標 23-2 競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組状況

1. コンサルタント等契約の競争性向上の取組

「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」（2010 年 12 月 7 日閣議決定）において機構のコンサルタント等契約についてより競争性・公正性を高めるための見直しが求められたことを踏まえ、外部有識者委員会の了解を受けたコンサルタント等契約に関する「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」に基づく以下の取組を継続した。

(1) 応募者拡大のための取組

- コンサルタント等契約に係る「補強」の制限緩和：個人コンサルタントの参加勧奨によって競争性を向上させるため、業務実施契約（単独型）の業務従事者に関し、競争参加企業等が個人コンサルタントを補強団員として提案することを可能とした（4 月）。また、コンサルタント等契約に係る補強の上限についても条件を緩和し、より多くの企業等の競争への参加を可能とした。
- ガイドラインの周知：コンサルタント等契約に関する「契約管理ガイドライン」の周知と理解促進のため、2016 年度も機構内外向けに説明会を計 21 回（累計 928 名参加）開催した。
- 調達予定案件情報の公表：コンサルタント等がより応募しやすい環境を整備するため、従来任意で公表していた調達予定案件情報の全案件公表を継続している。
- 公示時期の平準化：一者応札・応募の主要因の一つである特定時期の契約発注の集中を緩和するため、公示時期の平準化や発注時期の調整等を継続的に行い、競争性の確保に努めた。
- 市場との対話の促進：一者応札・応募の低減のため、開発課題ごとにコンサルタント業界との意見交換会を開催した。また、案件の公示時期・内容の予測性の向上を図るため、前述の調達予定案件情報の事前公表のほか、公示段階での業務指示書（案）の公開と意見招請や公示後の業務説明会の開催を継続的に推進している。業務指示書の配布を受けたものの技術提案書の提出に至らなかった場合に、その理由を把握して今後の改善に資するため、「プロポーザル提出辞退理由書」を導入し、さらに一者応募となった案件については、辞退者から理由書を得るとともに、必要に応じヒアリングを行い、公示時期や業務指示書の内容見直し等に継続活用している。

(2) 競争性・透明性向上のための取組

- 新実績評価制度の適用：実績評価の質及び透明性の向上を目的として、評価項目を大幅に見直し、受注者の自己評価導入及び機構による評価理由の説明の仕組みを盛り込んだ新制度を 2014 年度から継続適用している。その結果、評価結果にメリハリが付き、評価結果の実質的なフィードバックとこれを通じた今後の従事業務での更なる改善等につなげている。
- 総合評価落札方式の導入：競争性を損なう可能性のある協力準備調査、大規模又は非定型的な業務を除き、総合評価落札方式により 31 件を調達した。

2. コンサルタント等契約以外の契約の競争性向上の取組

- 国内拠点の建物管理契約：官民競争入札監理委員会の審議を踏まえ、2014 年度に現行業者が過度に有利にならない仕様の作成、スケールメリットをいかした委託内容、成果主義の導入（求める成果レベルを明確にし、それを達成するための投入の受注者裁量を拡大）等の改善を行った。今年度は対象入札該当 1 拠点の案件に複数者の競争参加資格申請があり、2 者以上の技術提案書がそれぞれ提出された。（No. 25-4 参照）
- 公告予定案件情報の事前公表：応札候補企業による公告予定時期の予測性を向上させ、応札者の増加を図るため、公告予定案件情報のウェブサイトでの事前公表を継続した。

指標 23-3 契約の透明性向上に向けた取組状況

- 実績：競争性のない随意契約の割合は件数ベースで 21.2%（2013 年度 17.8%，2014 年度 18.1%，2015 年度 18.9%），金額ベースで 8.6%（2013 年度 17.1%，2014 年度 7.7%，2015 年度 8.0%）となり，例年同様の水準の競争性を維持した。
- 契約監視委員会の点検結果：契約監視委員会において競争性のない随意契約 10 件（2015 年度 10 件）を抽出点検し，機構による競争性のない随意契約の判断は，おおむね妥当とされた。
- ガイドラインの運用：引き続き「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に基づき，一定金額以上の競争性のない随意契約（特命随意契約及び見積合わせ）については，調達部で真にやむを得ないものであるか否かの審査を継続した。
- 海外拠点の調達実施体制の適正化：（指標 25-3 参照）

指標 23-4 不正行為等への対応

- 外部審査制度の強化：コンサルタント等契約の選定過程の透明性を向上させるため 2012 年度に導入した外部審査制度について，外部審査委員を 9 名委嘱し，69 件を審議した（2013 年度 44 件，2014 年度 75 件，2015 年 75 件）。審査の結果，機構のコンサルタント等契約の選定はおおむね適切に実施されているとされた。
- 関連公益法人との競争性のない随意契約実績：「競争性のない随意契約に係るガイドライン」に基づく審査等の取組の結果，関連公益法人との競争性のない随意契約は，6 件であった。2016 年度の契約実績に基づき，2017 年 5 月に関連公益法人として認定し 22 法人について，契約における一者応札・応募の実績は 70 件，39.6 億円で，関連公益法人との契約に占める割合は件数ベースで 64.2%，金額ベースで 82.7%であった（2015 年度 78 件，19.7 億円。60.0%，43.9%）。関連公益法人との契約における競争入札の実績は，9 件，7.0 億円で，関連公益法人との契約に占める割合は件数ベースで 5.1%，金額ベースで 11.7%であった（2014 年度 24 件，26.6 億円，11.7%，45.3%）。

- **契約情報等の公表**：関連公益法人との契約も含め、財務大臣通知「公共調達適正化について」（2006年8月25日付財計第2017号）に基づき契約情報を公表している。また、関連公益法人のうち、機構の役員経験者が再就職している、又は機構の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職しており、かつ、総事業収入に占める機構との間の取引割合が3分の1以上の法人を一定の関係を有する法人とし、契約ごとに機構OBの再就職に係る情報及び当機構との取引に係る情報を公表している。

指標 23-5 関連公益法人との契約における競争性・透明性向上に向けた取組状況

1. 不正行為への対応

研究プロジェクトの委託契約、有償資金協力の事業実施及び入札過程、有償勘定技術支援の業務実施契約等に関し不正行為等が発覚した4件の事案に対し、措置規程に基づき契約競争参加資格停止の措置を採った（2015年度2件）。

2. 不正腐敗防止への取組状況

2008年度以降ODA事業の不正への再発防止策を講じているが、2014年3月のODA事業受注企業による外国公務員への贈賄事案を重く受け止め、2014年度より再発防止策を更に強化している。2016年度は以下の取組を行った。

- **不正腐敗情報に係る相談窓口の運用**：機構内に不正腐敗防止担当部署を設け、弁護士及び公認会計士の参加を得て、通報者に対応結果を回答し適切に対応するとともに、外務省の不正腐敗情報相談窓口とも関連案件の情報を共有し、共同で対処している。
- **「JICA不正腐敗防止ガイド」等の周知**：「JICA不正腐敗防止ガイド」に加え、ODA事業関係者が日頃よりコンプライアンスの意識を持ち、また、相手国政府・実施機関からの不正な要求を防止するための名刺大の携行カード「Anti-Corruption Policy Guide（不正腐敗防止ポリシーガイド）」を外務省・機構連名で作成し、相手国政府、企業関係者に配布している。また、同ポリシーガイドの紹介や不正腐敗防止に係る取組を説明するODA関係企業向け説明会を外務省と共催し、61社86名の参加を得た。
- **相手国政府への一層の働きかけ**：「JICA不正腐敗防止ガイド」（英語・仏語・西語）及び「不正腐敗防止ポリシーガイド」（英語・仏語・西語・露語・アラビア語・インドネシア語・ベトナム語）を相手国政府の援助窓口や実施機関等に対し配布し、不正腐敗防止の徹底を働きかけた。
- **相手国のガバナンス強化、不正腐敗防止に関する能力向上支援**：研修、専門家派遣、技術協力プロジェクトを活用して相手国のガバナンス強化を行っている。具体的には、インドネシア「公正な競争のための事業競争監視委員会能力強化プロジェクト」やベトナム「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」等、公共調達及び不正腐敗防止に関する法制度整備支援を実施した（No. 2-1参照）。また、ミャンマー、インド、仏語圏アフリカ、中南米・カリブ地域諸国等計24か国の相手国関係者に対して契約約款等に係るセミナーを実施して不正腐敗防止への取組を周知徹底するなどにより、不正腐敗防止を支援した。
- **機構内における研修**：不正腐敗事案に対する機構内の意識及び取組を強化するため、在外拠点に赴任する職員に対する研修を計12回実施するとともに、全部署を対象に不正腐敗防止を含むコンプライアンスに係るWBT（Web-Based Training）を実施し、2,337人が受講した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

「コンサルタント等契約における競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実なモニタリング及び契約の監視及び情報公開を期待したい。

<対応>

アクションプランの該当期間最終年度にあたり、これまでのモニタリングを継続しつつ、応募・選定・契約・実施・精算の各ステージでの監視及び情報公開を継続した。精算の簡素化及び若手育成加算についても不断の現状分析、改善検討を継続していく。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：以下のとおり年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

1. 一者応札・応募の削減に向けた取組、競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組

契約の適正性確保の観点から引き続き一者応札・応募の削減に取り組み、一者応札・応募の割合は件数ベースで29.9%、競争性のない随意契約の割合は件数ベースで21.2%となり、例年水準となった。また、契約監視委員会を4回開催し、計26件の契約を点検し、おおむね妥当との見解を得た。

2. 「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の実施

新たにコンサルタント契約等における補強の要件を緩和し、案件への応札を勧奨し、競争率の向上を図った。また、公示時期の平準化、若手の参入促進、コンサルタント業界との対話の促進等の取組を引き続き実施した。

3. 契約の透明性向上に向けた取組

前年度と同水準である69件の審査を行い、コンサルタント等契約の選定はおおむね適切に実施されているとの意見を得た。また、契約情報等を適切にウェブサイト等で公表した。

4. 不正行為等への対応

不正行為に対する情報に適切に対応するとともに、不正腐敗の防止に向けウェブを含めた研修を実施し、2,337人の職員がこれを受講するとともに、携行可能な不正腐敗ポリシーガイドを配布し、相手国政府にも働きかけることで不正腐敗防止に取り組んだ。さらに、技術協力プロジェクトやセミナーを通じて不正腐敗への取組を周知徹底した。

<課題と対応>

契約の適正性確保、競争性・公正性向上について引き続き着実に点検、モニタリングを継続しつつ、外国籍人材の活用、消費税などのテーマについても分析、調整し、適正な運用に向け整理する。

3-5. 主務大臣による評価

評定：B

<評定に至った理由>

一者応札・応募の削減に向けた取組、競争性のない随意契約の適切な運用に向けた取組については、件数ベースで例年と同水準となっているほか、契約監視委員会からもおおむね妥当との判断を得ていることから、特段の問題はないと判断される。

「競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の実施については、当該アクションプランに基づいた取組を引き続き実施したことに加え、コンサルタント契約等における補強の要件緩和に取り組んでおり、特段の問題はないと判断される。

契約の透明性向上に向けた取組については、外部審査制度に基づく審査において、概ね適切に実施されているとの意見をj得ているほか、契約情報等の公表に引き続き実施しており、特段の問題はないと判断される。

不正行為等への対応については、措置規程に基づき契約競争資格停止の措置（4件）をとるとともに、研修の実施や不正腐敗ポリシーガイドの配布等により、不正腐敗への取組を周知徹底していると評価される。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き「コンサルタント等契約における競争性・公正性向上のためのアクションプラン」の着実なモニタリング並びに契約の監視及び情報公開を期待したい。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

—

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|--|
| No. 24 | ガバナンスの強化と透明性向上 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| 該当なし | | | | | | | |

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標 |
|---|
| <p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施</p> <p>機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。</p> <p>(ロ) ガバナンスの強化と透明性向上</p> <p>機構は、組織の目標を達成するために、適切な体制・制度整備及び運用（モニタリングを含む。）により、金融業務型のガバナンスが適用される有償資金協力の特性も踏まえた内部統制の充実・強化を図り、マネジメント及び業績管理を改善する。</p> <p>(i) 内部監査を行い、外部監査結果も含め、監査結果に基づくフォローアップを適切に行う。</p> <p>(ii) 機構の組織内における適正な業務運営を確保し、不断の業務改善を推進するため、内部通報制度の環境整備を行う等、内部統制機能を強化する。</p> <p>(iii) 管理する情報の安全性向上のため、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進し、必要な措置をとる。</p> <p>(iv) 各年度の業績評価に関し、外部有識者を含めて法人による評価を行い、組織目標管理を通じて業務運営に反映させる。</p> <p>(v) 国際協力事業の最前線に立つ専門家、ボランティア、NGO、コンサルタントをはじめとする民間企業等の関係者の意見を業務運営に適切に反映させるため、機構の業務への改善提案を幅広く受け付ける機会を設ける。</p> |
| <p>中期計画（中期目標と同内容につき省略）</p> <p>年度計画</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施</p> <p>(ロ) ガバナンスの強化と透明性向上</p> <p>① 2015 年度に改訂された業務方法書における内部統制の枠組みに基づき、確実な運用を行う。また、運用状況の定期的なモニタリングを行い、その結果を内部統制に関する理事会で報告及び審議する（年 2 回程度）。リスクの評価と対応については、定期的なコンプライアンスや事故の再発防止に係る組織内の啓発、リスクの見直し・対応を行うとともに、コンプライアンス及びリスク管理委員会等においてその結果を報告する。</p> <p>② 会計監査人による監査を適切に実施し、内部統制を強化する。</p> <p>③ 各業務固有のリスクに着目しつつ、体系的な手法により内部監査を適切に実施し、内部統制の充実及び強化に貢献する。</p> <p>④ 監事による指摘事項を速やかに機構内全体に周知するとともに、担当部署での改善状況を定期的にフォローすることで、監事監査に適切に対応する。</p> <p>⑤ 情報セキュリティ管理に関し、政府統一基準との整合及び情報セキュリティ監査結果に基づき、最新の法律やガイドラインに沿った制度の改善、予防的措置及び緊急対応時の体制強化を図る。</p> <p>⑥ 年度計画に基づき実施された各事項の業績の自己評価を行い、主務大臣による評価結果を機構全体に周知した上で、以後の業務運営に反映させる。</p> <p>⑦ 専門家、ボランティア、業務委託先等からの業務改善提案の受付制度を適切に運用する。また、業務改善につながった事例について随時公表する。</p> |
| <p>主な評価指標 なし</p> |

指標 24-1 内部統制機能の強化に向けた取組状況

1. 「独立行政法人通則法」の改正を受けた内部統制態勢の強化

- **内部統制の実施及びモニタリング**：2015年4月に改定した業務方法書を基に内部統制を推進した。内部統制の推進状況は、関連規程やマニュアルの整備状況、関連内部委員会の開催状況、その他内部統制に関する事項の実施状況を内部統制推進部門が各部門へのヒアリングを通じて確認し、これを内部統制担当理事及び理事会に報告した（4月及び11月）。

2. 内部統制の基本的要素に関する取組

(1) 統制環境の整備

- **独立行政法人通則法及び業務方法書の改正を受けた内部規程、執務参考資料の制定・改定、内部統制推進体制の整備**：前項参照。
- **マイナンバー導入への対応**：マイナンバーの取扱いに関する執務要領を運用実態に合わせて改定し、安全性を強化した。マイナンバーに係る職員向けポータルサイトを公開し（9月）、職員研修（一般職員、事務取扱担当者）をWBT（Web-Based Training）で実施した（11月、12月）。
- **コンプライアンスマニュアルの改訂内容の周知**：全職員を対象にマニュアルの内容に基づくWBTを実施した（受講2,337人）。外国語版（英語・仏語・西語）を作成し、全在外拠点に配布した。
- **研修の実施**：階層別研修（新人研修、業務職研修等）、赴任前研修（職員、企画調査員、専門家、ボランティア）においてコンプライアンスに係る講義を計53回実施した。

(2) リスクの評価と対応

- **コンプライアンス及びリスク管理委員会**：各部署におけるリスク評価及び対応状況並びにリスク対応後もリスク規模が大きいと考えられる「リスクの種類」を組織全体として整理し、同委員会に報告した（7月）。また、第4期中期目標期間のリスク管理への適用を念頭に、機構の主要リスクの見直しの方向性を報告した（2017年1月）。なお、各部署では各部署で対応すべきリスクを特定、評価したうえで、年間業務計画に従ってリスク管理とモニタリングを継続している。また、2016年度にはリスク評価と対応状況を内部監査で取り上げ、確認した。（No. 24-3 参照）
- **有償資金協力勘定リスク管理委員会**：
 - **定期リスク管理報告**：ポートフォリオ管理に関する定期リスク管理報告を半期毎に実施した。
 - **有償資金協力勘定の資産・負債管理**：将来の収支分析や収支改善策に係る議論を半期毎に行った。
 - **ヘッジ方針**：金利リスクに関する当年度のヘッジ方針を策定した。
- **安全リスクへの対応**：（No. 20-1, 20-2 参照）

(3) 統制活動

- **中期計画等のモニタリングと業務実績等報告書の作成**：（No. 24-6 参照）
- **コンプライアンス違反等の事案発生時における対応**：事故等が発生した場合は、コンプライアンス並びにリスク評価及び対応に関する規程に基づき報告・調査するとともに、再発防止策を検討・実施した。コンプライアンス及びリスク管理委員会に主要な事故や件数を報告した（不正事案に対する措置及び再発防止策はNo. 23-5 参照）。また、2015年度に発生した事故等をレビューし、同結果と頻発する事務過誤の再発防止策を紹介するセミナーを本部・国内機関・在外拠点の出席者60名以上を対象に実施した。

(4) 情報と伝達

- **指示や情報が伝達される仕組み**：理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達され、

職員から理事長・理事・監事に必要な情報が伝達されるよう、電子掲示板や公電等を活用している。

- **法人文書管理**：法人文書管理規程，法人文書管理細則，法人文書管理マニュアル等を整備・運用し，法人文書を適切かつ効率的に作成，保存している。
- **内部通報**：内部通報受付管理者を置き，内部通報専用メールアドレス，専用ポスト，郵送等を通じて内部通報を受け付ける制度を設けている。内部通報の制度案内（和英）を整備し，電子掲示板への掲載，機構内の研修や赴任前研修，各種配布物への掲載，機構の契約先への配布等を通じて，機構関係者及び機構の契約先に内部通報制度を周知した。また，通報があった場合には，通報者の保護を図りつつ，関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。
- **外部通報**：公益通報者保護法の趣旨に基づき，機構の業務運営に関する違法行為等の早期発見や是正及び業務運営の公平性の確保を目的として外部通報窓口を設置して受け付けている。通報があった場合には，通報者の保護を図りつつ，関係規程に基づき通報内容に応じて適切に対処した。
- **不正腐敗情報に係る相談窓口の運用**：No. 23-5 参照。

(5) **モニタリング**（内部統制は No. 24-1，会計監査人による監査は No. 24-2，内部監査は No. 24-3，監事監査は指標 No. 24-4 参照）

(6) **ICT への対応**：No. 24-5 参照。

指標 24-2 会計監査人による監査の実績

- 2015 年度の財務諸表は，会計監査人による監査を経て適正意見が出された後，有償資金協力勘定は財務大臣に届出を行い（6 月），一般勘定は外務大臣からの承認を受けた（7 月）。
- 2016 年度上半期財務諸表（有償資金協力勘定）については，会計監査人による監査後，適正意見が提出され，財務大臣へ届け出た（11 月）。
- その他の監査実績：本部に対して 9 月と 2017 年 3 月に期中監査，国内及び海外拠点に対しては 9 月から 2017 年 2 月の間に国内拠点（北陸支部，東北支部）及び海外拠点（アルゼンチン，コスタリカ，ミャンマー，ベトナム，エチオピア，ケニア）を対象とした往査が実施された。監査中に受けた指導事項は関連部署と対応策の検討・実施を適切に進めている。

指標 24-3 内部監査の実績

内部監査基本計画に則り，内部監査に関する国際的指針に従って以下のとおり内部監査を実施するとともに，監査結果のフォローアップを実施した。

- **有償資金協力業務監査**：有償資金協力業務について，信用リスクの管理にかかる信用格付業務，資産自己査定業務，償却・引当業務に関して監査した。
- **情報システム監査**：主要な業務システムのリスクアセスメントを実施し，第 4 期中期目標期間の監査計画を作成した。
- **情報セキュリティ監査**：2015 年度に実施した情報セキュリティ監査の結果等を踏まえ，指摘事項に係るフォローアップの状況について監査した。
- **特定個人情報管理監査**：保有個人情報（特にマイナンバー）の取扱いに係るルール of 制定状況及び個々の機関におけるルールの運用状況について監査を実施した。
- **法人文書管理監査**：2015 年度に改正された法人文書管理規程の施行を踏まえ，変更事項等の実施状況について監査した。

- **国内拠点監査**：全ての国内拠点及び本部関係部署を対象に、国内拠点の内部統制・コンプライアンス機能及び本部の支援・協働態勢について監査した。
- **在外拠点監査**：監査実績等を踏まえて選定した拠点（ブルキナファソ、ニジェール、イラク、パレスチナ、アフガニスタン、インド）を対象に、内部統制の有効性、事務所・支所機能の運営態勢等について監査した。
- **テーマ別監査**：
 - **通則法改正に伴う内部統制の整備にかかる対応状況監査**：2015年度の独立行政法人通則法の改正に伴い業務方法書に記載した内部統制の整備に関し、関連規程の整備状況及び規程に基づいた業務運営状況、特にリスク評価と対応に関する事項及び内部統制の推進に関する事項を監査した。
 - **内部統制機能監査**：組織全体のリスクに係る個々の統制に関して、重要なリスクに係る統制の有効性について監査した。
 - **大型円借款案件審査態勢監査のフォローアップ監査**：大型円借款案件の審査態勢に関して、2014年度に実施した監査の結果を踏まえ、役員、理事会に対する効果的な情報伝達及び牽制体制の有効性について監査した。
 - **有償資金協力業務新手法導入審査態勢監査**：有償資金協力勘定リスク管理委員会等において新手法の導入に関して統合的リスク管理の観点から適切に審査が行われていたかについて監査した。

指標 24-4 監事監査への対応状況

- 2015年度の内部監査結果を理事長及び理事会に報告した（4月）。また、監査指摘事項への各部署の対応状況を理事会に報告し（12月）、業務改善サイクルが適切に機能するようモニタリングした。
- 2015年度に実施した外部専門家（日本内部監査協会）による内部監査の外部評価の提言を踏まえ、国際的指針に沿った内部監査業務の標準化、内部監査の中期計画策定等の方策を講じ、監査態勢を強化・高度化した。
- **監事監査への対応状況**：「平成27事業年度国際協力機構監事監査報告」が監事から理事長に提出された後、速やかに理事会に報告するとともに機構内で周知した。また、監事から示された留意事項も理事会に報告するとともに、対応状況を取りまとめ、後日理事会に対して報告した。

指標 24-5 情報セキュリティ対策の推進状況

- **情報セキュリティ・個人情報保護のPDCAサイクル**：各部門の自己点検及び電磁的記憶媒体の棚卸しを全部署にて実施した。また、情報セキュリティ・個人情報保護委員会を2回開催した。
- **規程類の改定**：情報セキュリティ管理規程・同細則を「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に整合させるべく改定した。
- **システム面の情報セキュリティ対策**：2015年度の情報セキュリティ事案を契機として構築したセキュリティ監視強化体制・施策を更に強化して実施した。
- **情報セキュリティに関する啓発・教育**：情報セキュリティ・個人情報保護研修をWBTで実施した。また、標的型攻撃メール対応訓練を3回実施するとともに、標的型攻撃メールのターゲットとなりやすい時期には不審メールに対して注意喚起した。在外拠点に対し、ウイルス対策や外部記憶装置の取扱い方法に関するセミナーを実施し、情報セキュリティにかかる英文マニュアルを作成した。

指標 24-6 各年度の業績モニタリングの実施状況

- **中期計画等の達成に向けた取組**：年度計画をはじめとする機構が取り組むべき重要対応事項を定めて部署別の年間業務計画に反映し、各部署の業務運営と年度計画を連動させている。2015 年度実績及び第 3 期中期目標期間の達成見込みに関して、担当部署のモニタリング、外部有識者を交えた検討及び理事会での審議を踏まえ、自己評価を含む業務実績等報告書を主務大臣に提出し公表した。
- **業績評価結果の周知と活用**：本部、国内、海外の全部署・拠点を対象に「業績評価セミナー」を計 5 回開催し（2015 年度 6 回）、主務大臣による業務実績評価結果、指摘事項及び同指摘を踏まえた対応を周知した（各項目の指摘に対する対応状況は各項目別評定調書の「指摘事項への対応」参照）。本部、国内 12 拠点、海外 40 拠点から合計 251 名（2015 年度 294 名）が参加し、事後アンケートでは回答者の 98%が「大変わかりやすかった」、「分かりやすかった」と回答した。また、セミナーの様子は参加できなかった拠点にも映像で配信した。なお、主務大臣の見込評価に対する指摘事項及び業務・組織全般の見直しは第 4 期中期計画及び 2017 年度計画に適切に反映した。

指標 24-7 業務改善提案制度の導入状況

事業関係者向け「業務改善のためのご意見・ご提案受付制度」に寄せられたご意見、ご提案と対応を取りまとめてホームページ上で公表した。また、関係者のカテゴリーに応じて本制度の周知を行う担当部署を明確化する改善を行い、全体部長会及び業務公電により同制度の機構関係者への周知を促した。2016 年度は関係者から 4 件の意見・提案を受け、関係部署と協力して個別に対応した。

（会計検査指摘事項への対応）

平成 26 年度決算検査報告指摘事項（援助の効果が十分に発現していない事業として意見表示のあった ODA 案件 2 件）に関し、協力準備調査での需要予測の調査や機材の検討・設計への反映、相手国実施機関による機材の設置や撤去する際の現地調査や実施機関からの報告等を通じた確認などの会計検査院から要求された処置について機構内で周知し、平成 27 年度の会計検査院決算検査報告において処置済み事項となった。

平成 27 年度決算検査では、フォローアップ協力の実施に当たり契約等の手続きの各段階における確認が不十分であったことに対し、1 件が不当事項であると指摘されたため、今後このような指摘を受けることのないよう、在外拠点への周知徹底を図るとともに、調達セミナーによる指導も実施し、物品の現地調達手続きの適正化に努めた。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

「業務改善のためのご意見・ご提案受付制度」は 2015 年度の活用事例は 1 件のみであり、より一層の活用に向けた周知活動が望まれる。

<対応>

関係各部署における制度の周知強化策を取りまとめ、全部署、全拠点に関係者への制度再周知を依頼した。これまで対象とされていなかった資金協力事業の関係者も新規対象者として含め、機構ウェブサイト上の受付制度のページに過去の実績と投稿先メールアドレスを掲載した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：B

根拠：年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。具体的には、組織が目標に向けた成果を達成するため、以下の取組を通じ、適正かつ公正な業務運営の着実な実施に継続的に努めた。特に各部署では、年度計画に即した業務運営や、内部監査の機会も得つつ、リスク管理やモニタリングに自主的に取り組んでいる。

1. 内部統制機能の強化に向けた取組

2015年4月に改正した業務方法書を基に、法人内部のガバナンスを強化するために内部統制を推進した。マイナンバー導入に係る機構内の情報共有や研修を実施し、改訂したコンプライアンスマニュアルの研修や周知を行った。また、リスクの評価と対応について、研修や関連委員会を継続的に実施・開催するとともに、各部署で業務に関わるリスク管理とモニタリングを継続し、適切に対応している。また、各部署におけるリスク管理とモニタリングの結果、各部署でのリスク対応後もリスク規模が大きい「リスクの種類」を組織全体として整理し、着実に業務を運営している。

2. 会計監査人による監査、内部監査、監事監査

各監査に対して適時適切に対応した。特に、内部監査では、リスク評価と対応状況を中心に内部統制の整備状況を監査した。

3. 情報セキュリティ対策の推進

「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」に合わせた規程や細則の改訂を行ったほか、海外拠点の情報セキュリティ強化のため、英文マニュアルの作成等に取り組んだ。

4. 各年度の業績モニタリングの実施

主務大臣の見込評価に対する指摘事項及び業務・組織全般の見直し結果を第4期中期計画及び2017年度計画に適切に反映した。また、年度計画等を部署ごとの年間業務計画に反映し、これをモニタリングすることで各部署における着実な業務運営を図っている。

5. 業務改善提案制度

業務改善提案制度に4件の意見・提案を受け、寄せられた意見・提案と対応をウェブサイト上で公表した。

6. 会計検査指摘事項への対応

平成26年度決算検査報告指摘事項については、必要な対応を行い、処置済み事項となった。

平成27年度決算検査報告の不当事項に対しては、在外拠点への周知徹底や調達セミナーによる指導を実施し、物品の現地調達手続きの適正化に努めた。

< 課題と対応 >

情報セキュリティ対策について、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」等を踏まえた規程等を確実に運用するとともに、情報セキュリティに係る組織的対応能力の向上に取り組む。また、情報セキュリティ事案発生時の緊急対応を強化するための方策を策定する。

3-5. 主務大臣による評価

評定：B

< 評定に至った理由 >

内部統制機能の強化に向けた取組については、2015年4月改正の業務報告書に基づき内部統制機能の強化に引き続き取り組んだほか、マイナンバーの導入や、コンプライアンスマニュアルに係る機構

内の研修や周知を適切に行ったと評価される。

会計監査人による監査及び内部監査も適切に行われており、その指摘への対応も行っていると評価される。

情報セキュリティ対策の推進については、政府方針に対応して適切に実施していると評価される。

各年度の業績モニタリングの実施については、業績評価結果が「業績評価セミナー」の実施を通じて機構内で適切に周知されており、第4期中期計画及び2017年度計画の策定に際して、評価結果を適切に反映していると評価される。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)

機構及び事業が抱えるリスクについて、リスク管理委員会等を通じて十分な分析を行い、経営層が正確に把握したうえで、適切な対応について判断がなされるよう、引き続きリスク管理の徹底に取り組むことが期待される。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

—

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|--|
| No. 25 | 事務の合理化・適正化 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| 該当なし | | | | | | | |

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標 |
|--|
| <p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施</p> <p>機構は、実施する業務の特性を踏まえ、質の確保に留意しつつ、以下の取組を通じ業務運営が適正かつ公正となるよう努める。</p> <p>(ハ) 事務の合理化・適正化</p> <p>実施する業務の特性を踏まえ、効率的な業務運営の環境を確保するとともに、事業が合理的、適正になされるよう、事務処理の改善を図る。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>(ハ) 事務の合理化・適正化</p> <p>(一段落目は中期目標と同内容のため省略)</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約事務を見直し、契約取引先の選定及び精算の各手続きの簡素化、機材調達事務の効率化、契約情報管理の効率化、在外事務所の調達実施体制の適正化等、事務を合理化・簡素化する。 ● 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の手続きの更なる効率化に取り組む。 |
| <p>年度計画</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(2) 適正かつ公正な組織・業務運営の実施</p> <p>(ハ) 事務の合理化・適正化</p> <ol style="list-style-type: none"> ① コンサルタント等契約において改定した制度・手続きを着実に実施し、実施状況をモニタリングし、必要に応じて業務フローの見直しを行う。 ② 一般契約において、2015 年度に考え方を整理した精算の簡素化、合理化の方向性に従って、調達手続きを着実に実施する。また、一括発注が可能な役務及び物品の調達について、本部における一括調達を継続する。 ③ 民間連携事業（草の根技術協力事業含む）の調達手続きを整理する。 ④ 輸出管理の体制整備を含め、機材調達事務の合理化を継続する。 ⑤ 海外拠点における調達実施体制の適正化に向けて、本部における在外調達支援体制を更に強化・拡充する。また、海外拠点における調達手続きに関する参考資料の整備を行うとともに、短期在外調達支援要員を計画的に派遣し、一層の現地職員の育成と現地の体制整備を図る。 ⑥ 扶養親族の旅行、呼び寄せ、早期帰国等手続きに関する簡素化、合理化を図る。また、契約書付属書の改正を行い、専門家との契約締結手続きの効率化、合理化を図る。さらに、「お知らせ」や説明会の開催を通じ、新たに配置された担当者に対しチケット手配業務に係る外部委託制度の周知を図る。 ⑦ 研修事業全体の実施・運営体制の強化に継続して取り組む。特に、研修員受入手続きについては、次期研修員システムの要件定義と並行して、手続き効率化に向けた制度の見直しを行う。 ⑧ 青年海外協力隊事務局の体制変更に伴い、ボランティア派遣手続業務全般について、新フローの定着を図る。また、ボランティア事業に係る業務主管システムの最適化のため、派遣手続業務フローの見直しを行う。 ⑨ 2015 年度に「経理業務の抜本的な見直し」により策定した経理業務軽減策を実施する。 <p>主な評価指標 なし</p> |

3-2. 業務実績

指標 25-1 契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組状況

1. コンサルタント等契約における事務手続きの合理化

- **契約の合理化**：「契約管理ガイドライン」の適用により、発注者、受注者の責任・権限が明確化するとともに、受注者裁量が拡大し、より柔軟な業務従事者の配置が可能となった。
- **精算手続きの簡素化、合理化**：契約金額の部分払に係る手続きを簡素化して精算制度等を見直し、理解促進と定着のため、説明会を開催した。

2. コンサルタント等契約以外の契約（一般契約）の事務手続きの合理化

- **精算手続きの合理化**：調達部内に「発注支援デスク」及び「支払支援デスク」を設置し、調達部が予算執行部門となる一般契約の精算事務を集約する体制を確立した。また、上記体制整備を受けて業務管理体制見直しを含め、個別契約内容の改善を継続した。さらに 20 在外拠点の公用車（防弾車）の調達、国内拠点の電力調達等一括調達を行い、合理化を促進した。
- **マニュアル類の整備**：契約事務を適正かつ効率的に実施するため、「一般契約業務マニュアル」（8 月）、「JICA 海外向け資機材調達の手引き（高額機材）」（2 月）を改訂した。

3. 民間提案型事業の調達手続きの整理・合理化

- 草の根技術協力の Q&A サービスを国内拠点に対して提供し、国内拠点への支援を実施するとともに（合計 213 件）、これまで各国内拠点で実施していた契約事務のうち 19 件の新規案件の契約手続きを調達部で試行的に実施した。これらの結果を踏まえ、2017 年度以降小規模国内拠点の契約事務を調達部に移管することを決定した。

指標 25-2 機材調達事務の効率化

- 輸出貿易管理令等の安全保障貿易管理関係法令の遵守に関し、コンプライアンス確保に向け安全保障輸出管理の審査担当者 2 名を配置した。また、機材調達事務を効率的かつ正確に実施するため、機材調達に係る仕様書作成・入札支援に関して専門性の高い外部機関に支援業務を委託し、管理体制を強化した。

指標 25-3 在外事務所の調達実施態勢の適正化

- **本部の支援体制の強化**：本部の在外調達支援班による適正な現地調達を支援した（1,060 件。2015 年 348 件、2014 年度計 186 件）。また、33 拠点に対して直接派遣し、業務支援を行った（2015 年度 32 拠点）。さらに、アフリカ地域（20 拠点）を対象に調達地域別セミナーを実施し、海外拠点で調達業務を担う現地職員の能力強化を行った。加えて、平成 27 年度決算検査報告の不当事項の指摘に対しては、在外拠点への周知徹底や調達セミナーによる指導を実施した。（No. 24 「会計検査指摘事項への対応」参照）
- **内規の整備**：海外拠点の調達手続きの適正化のため、これまで機材調達に範囲が限定されていた内規のひな型を「現地調達に係る内規」に改訂し、2016 年度には、92 拠点中 78 拠点が改訂後の内規ひな形に基づき内規を制定して適正な調達に努めている。

指標 25-4 専門家等派遣, 研修員受入, ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化

1. 専門家派遣業務等の合理化

(1) 専門家派遣業務の手続き合理化

- 扶養親族の旅行, 呼び寄せの合理化: 扶養親族の異動手続き, 子女の一時呼び寄せ実施要領の規定を改定して専門家に支給する手当の統一基準を設定し, 手続きの簡素化やミスの防止につなげた。
- 契約書付属書の改訂: 専門家と締結する契約書のうち専門家の業務内容等を記した付属書を分かりやすい表現に変更し, 専門家からの問い合わせ対応の軽減や手続きの効率化につながった。

(2) 国内出張手続きの合理化

- 国内出張手続きの簡素化と経費削減を目的として, チケット手配業務の外部委託とパック旅行商品の活用を推進している。全体の出張件数 (1,285 件: 日帰り出張は含まず) に占めるパックの利用率は約 23% となり, 約 780 万円相当の効率化を実現した。

2. 研修員受入業務の手続き効率化

- 本部の支援体制の強化: 国内事業部内に設置した「研修コンシェルジュ」や「研修事業質問箱」を引き続き運用するとともに, 在外拠点及び事業部担当者向けに新たに「コンシェルジュ質問箱」を設置した。これにより類似相談が減り, 全体の業務効率化につながった。
- 手続き効率化に向けた制度の見直し: 2019 年度より稼働予定の次期研修員システムの導入準備に際し, 手続きのプロセスごとに分かれている個別システムの統合・データ連携, 不要項目の洗い出し, 帳票の統合, フローの簡素化等を検討し, 要件定義に反映させた。
- 研修員受入の手引きの全面改訂: 国内機関や研修委託先における研修委託契約制度に対する共通理解醸成のため「研修員受入の手引き」を全面改訂し, 新たにマニュアル・ガイドラインを整備した。

3. ボランティア派遣業務の手続き合理化

- 課題別体制の定着: 課題別体制の導入に伴い, ボランティアの派遣手続きと派遣中活動等支援を一体的に実施する業務フローに変更し, 運用を開始した。派遣中ボランティアの状況に応じたより迅速な対応が可能となった。
- システム更改準備: 業務主管システム最適化の方針の下, 現行のボランティアシステムと派遣システム (国際協力人材部主管) とを統合し, 機構全体の業務効率化・合理化を図るべく, 現在のボランティア関連業務フローの棚卸し, 専門家等派遣手続きへの調和化の具体的検討を実施し, 新システム構築に必要な要件定義を完了させた。

(経理業務の簡素化・集約化に向けた取組)

- 国内外の拠点における経理業務の負荷軽減策及び会計事故・ミス解消のための方策を検討し, 予算管理の集約化, 経理業務の簡素化及びオンラインによる執行管理の実証実験を行った。いずれも一定の成果が見られたことから, 2017 年度に向けた実証実験の拡充や本格導入計画の策定を行った。

(情報インフラシステムの全体最適化に向けた取組)

- 業務主管システムの更改: 「業務主管システム全体最適化方針」に沿って, 2015 年度に確立した推進体制 (プログラム・マネジメント・オフィス) による管理・調整の下, 各主要システムの更改を進め, 2016 年度は要件定義を実施した。また, 共通データベース, 共通サーバ基盤の構築についても, 各主要システムの進捗と連携させながら, 計画通りに進めている。

- **IT 環境整備**：「情報システム刷新計画」に沿って、機構内の IT 環境整備を進めている。2015 年度に引き続き、導入済システム（ノート PC、無線 LAN、リモートアクセスツール、Web 会議システム等）の活用の定着に努め、会議の効率化や紙資源の節約等をさらに進めている。また、現地治安状況から 2015 年度内に完了できなかった拠点の情報通信網の更改を完了した。さらに、次期「コンピュータシステム運用業務」の構築フェーズを開始し、2017 年度の運用開始に向け、新情報共有基盤の構築や、データセンター基盤の切替え（段階的な切替えの一部）を実施した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、効果的な事業を実施するための効率化に向けた取組を継続するとともに、合理化、適正化の成果を適切にモニタリングすることを期待する。

<対応>

コンサルタントや業界団体等との対話の継続を通じ、契約制度の随時改定に努めている。また、小規模国内拠点の電力供給調達、草の根技協の契約事務の本部一括化の導入や、在外拠点への公用車の一括調達を行い、機構全体で調達事務の効率化に取り組んだ。

さらに、専門家派遣、研修員受入、ボランティア業務でも業務効率化に向けた不断の取組を行っている。2016 年度は専門家の旅行等に係る手当の一律化や契約書付属書の改訂等により専門家受入業務を軽減した。また、研修員受入業務では手続きをより集約化して効率化につなげている。さらに、ボランティア事業では事務フローの改善等を通じた合理化に取り組んだ。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：以下のとおり、年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

1. 契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組

1-1. コンサルタント等契約については、これまでに改定した制度・手続きを着実に実施するとともに、説明会等を通じてコンサルタントに共有し、制度の定着を図った。

1-2. 一般契約については、2015 年度に整理した合理化の方向性に沿って着実に実施した。

1-3. 提案型事業については、草の根技術協力事業における契約ひな形や経費処理の合理化を行い、NGO 等にとってより使いやすい制度になるよう努めた。

2. 機材調達事務の効率化

専門家との連絡相談を引き続き行ったほか、職員等の能力強化を促進した。

3. 在外拠点の調達実施体制の適正化

本部の在外調達支援班により 1,060 件の契約支援を行うとともに、33 拠点に対して直接指導を行う等、2015 年度に比べ大幅に支援体制を強化した。92 拠点中 78 拠点の現地調達の内規を制定し、業務の標準化を進めている。

4. 専門家等派遣、研修員受入、ボランティア関連業務等の事務手続きの効率化専門家派遣については、手当の統一を通じた事務の合理化を行ったほか、契約書付属書を改定し、専門家のわかり易さの向上を図った。パック旅行商品の活用を推進し、利用率は約 23%となった。

4-1. 研修員受入については、国内事業部から在外拠点及び事業部担当者に対する継続支援や各拠点からの質問に対する回答を集約し、事務合理化を図った。次期研修員システムの導入準備を進

めると共に、「研修員受入の手引き」を全面改訂した。

4-2. ボランティア派遣については、派遣手続きと活動支援等を一体的に実施する業務フローに変更し、運用を開始した。また、業務主管システムの最適化に向け、業務フローの棚卸しや専門家等派遣手続きの調和化の検討を行い、必要な要件定義を完了させた。

5. 経理業務の簡素化・集約化

国内外の拠点における経理業務の負荷軽減策及び会計事故・ミス解消のための方策を検討し、実証実験を行い一定の成果を得、今後の改善に向けた計画を策定した。

<課題と対応>

引き続き、適切な調達を継続的に行うための事務能力を強化するため、国内拠点、海外拠点に対する研修や直接支援等を行う。また、2015年度に「経理業務の抜本的な見直し」により策定した経理業務軽減策を実施する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

契約取引先の選定及び精算手続きの簡素化に向けた取組については、各種マニュアルの整備及び制度改善内容の周知活動を適切に行っていると評価される。

機材調達事務の効率化については、関連法令に適合した手続き実施に向けた取組を継続していると評価される。

在外事務所の調達実施態勢の適正化については、本部の支援態勢を強化し、在外調達支援班による支援件数が昨年度を大きく上回る1,060件（2015年度348件）となった。また、内規の整備も適切に実施されていると評価される。

その他関連事務手続きの効率化についても、様々な取組により、一定の金額及び時間の削減効果が出ていると評価される。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き、効果的な事業を実施するための効率化に向けた取組を継続するとともに、合理化、適正化の成果を適切にモニタリングすることを期待する。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

—

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|---|
| No. 26 | 経費の効率化・給与水準の適正化等，保有資産の見直し |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力，0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|---------------------|----------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| ◎運営費交付金を充当する物件費の効率化 | 前年度比 1.4%以上 | | 1.4% | 1.4% | 1.4% | 1.4% | 1.4% |

◎：2016 年度計画の評価指標

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標 |
|---|
| <p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(3) 経費の効率化，給与水準の適正化等，保有資産の適正な見直し</p> <p>(イ) 経費の効率化</p> <p>中期目標期間中，運営費交付金を充当して行う業務については，業務の質の確保に留意しつつ，一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について，専門家，企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正な見直し，ボランティアに支給される手当等の適正化，固定的経費等の経費の削減により，毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。ただし，人件費については次項に基づいた効率化を図る。</p> <p>(ロ) 給与水準の適正化等</p> <p>給与水準については，国家公務員の給与水準も十分考慮し，手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で，目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに，その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また，総人件費については，政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。その際，在外職員に対する在勤手当についても，可能な限り早期に適切に見直す。</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し</p> <p>機構の保有する資産については，詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに，資産の利用度のほか，本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡，効果的な処分，経済合理性といった観点に沿って，その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また，機構の資産の実態把握に基づき，機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し，支障のない限り，国への返納等を行うものとする。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等，保有資産の適正な見直し</p> <p>(イ) 経費の効率化</p> <p>中期目標期間中，運営費交付金を充当して行う業務については，業務の質の確保に留意しつつ，一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について，専門家，企画調査員及び在外健康管理員等の手当等の適正かつ厳格な見直し，ボランティアに支給される手当等の適正化，固定的経費等の経費の削減により，毎事業年度 1.4%以上の効率化を達成する。ただし，人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし，本項の対象としない。</p> <p>(ロ) 給与水準の適正化等</p> <p>給与水準については，機構の業務の特殊性により対国家公務員を上回っているが（地域・学歴勘案 109.3（22 年度実績）），本中期目標期間中においても引き続き不断の見直しを行い，国家公務員の給与水準も十分考慮し，手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で，目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに，その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また，総人件費については，政府における総人件費削減の取組を踏まえ，見直しを図るものとする。その際，在外職員に対する在勤手当についても，国や民間企業等の事例も参照しつつ可能な限り早期に適切に見直す。</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し</p> <p>機構の保有する資産については，詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに，資産の利用度のほか，本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡，効果的な処分，経済合理性といった観点に沿って，その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また，機構の資産の実態把握に基づき，機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し，支障のない限り，売却又は国への返納等を行うものとする。職員宿舎については，独立行政法人の宿舎の見直しに係る政府の方針に則り，適切に対応する。</p> <p>竹橋合同ビルの区分所有部分については，有効な利活用方策を検討した上で，保有の必要性がなく，売却が合理的であると判断される場合には，処分する。</p> |
| 年度計画 |

| |
|---|
| <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(3) 経費の効率化・給与水準の適正化等，保有資産の適正な見直し</p> <p>(イ) 経費の効率化 運営費交付金を充たして行う業務については，業務の質の確保に留意しつつ，一般管理費及び業務経費（特別業務費及び特殊要因を除く。）の合計について，2015年度比1.4%以上の効率化を達成する。ただし，人件費については次項に基づいた効率化を図ることとし，本項の対象としない。</p> <p>(ロ) 給与水準の適正化等 ラスパイレス指数を含む給与水準については，その適正化に計画的に取り組むとともに，その検証結果や取組状況を公表する。また，在勤手当を含む総人件費については，政府の方針を踏まえつつ適切に対応する。</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し 詳細な資産情報の公表を引き続き行う。併せて，資産内容の見直し，保有資産の必要性の有無を検討する。なお，職員住宅については，独立行政法人の宿舍の見直しに係る政府の方針に則り，適切に対応する。また，竹橋合同ビル内区分所有部分については，有効な利活用方策を継続的に検討する。</p> <p>主な評価指標 (定量的指標) 運営費交付金を充たする物件費の効率化：毎事業年度1.4%以上</p> |
|---|

3-2. 業務実績

指標 26-1 運営費交付金を充たする物件費の前年度比率1.4%以上の効率化

- 施設管理運営業務等の調達の見直し，在外の事務所契約等の見直し，固定的経費の削減等の取組により運営費交付金を充たする物件費の前年度比率1.4%の効率化を達成した。

指標 26-2 総人件費

- 職務限定制度及び勤務地限定制度を継続運用し給与水準の適正化を図った。また，一定の年齢に達した管理職の非管理職への移行により給与水準を減額する役職定年制の運用を継続中である。
- 2016年度の人事院勧告を参考にしつつ給与水準の引き上げを行い，業務の中核を担い，子育て世代でもある中堅職員に比較的手厚く配分するよう俸給表を改定した。
- 質の高いインフラパートナーシップ等への対応に係る18人分の人件費予算増が当局に認められた。
- 政府方針も踏まえ，国家公務員の在勤手当を参照する枠組みの下で在勤手当水準を適切に管理した。
- 2016年度の支出実績（給与・報酬部分）は172.6億円（2015年度168.3億円）。

指標 26-3 ラスパイレス指数

- 対国家公務員の指数であるラスパイレス指数は116.0（年齢・地域・学歴勘案後100.5：2015年度はそれぞれ116.0，100.6）。

指標 26-4 保有資産の公表と見直し状況

- 決算公告にて毎年資産情報の公開を行っている。職員宿舍への対応は指標29-1参照。
- 竹橋合同ビル内区分所有部分については，引き続き，有効な利活用方策を継続検討している。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

事業に必要な体制の強化を図りつつ，効率的な事業運営に向けた取組の継続を期待する。

<対応>

機構の本来事業へのマイナスの影響が生じないように留意しつつ，効率化目標の達成に向け施設管理運営業務等の調達の見直し，在外の事務所契約等の見直し，固定的経費の削減等を行った。保有資産は引き続きその保有の必要性を不断に見直す。

3-4. 年度評価に係る自己評価

< 評定と根拠 >

評定：B

根拠：以下により，中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

固定的経費の削減等を通じ，運営費交付金を充当する物件費の効率化目標（定量指標）を達成した。給与水準について，人事院勧告や民間企業の動向を参考にしつつ，適正な水準に保っている。保有資産についても，資産情報の公開を継続しつつ，職員住宅の処分等にも適切に対応済みである。

< 課題と対応 >

引き続き，効率的な事業運営を行うための取組を継続する。

3-5. 主務大臣による評価

評定：B

< 評定に至った理由 >

運営費交付金を充当する物件費の目標である前年度比率 1.4%以上の効率化は達成している。

また，人件費の設定も，政府の方針を踏まえて適切に運用されており，保有資産の公表も適切に実施されていると評価される。

以上を踏まえ，中期計画における所期の目標を達成していると認め，「B」評価とする。

< 今後の課題 > （実績に対する課題及び改善方策など）

事業に必要な態勢の強化を図りつつ，効率的な事業運営に向けた取組の継続を期待する。

< その他事項 > （有識者からの意見聴取等）

—

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|--|
| No. 27 | 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。） |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| 該当なし | | | | | | | |

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標 |
|--|
| <p>中期目標</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。</p> <p>(2) 機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）</p> <p>(1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する観点から、財務諸表におけるセグメント情報等の充実を図り、運営費交付金債務残高の発生原因や当該発生原因を踏まえた今後の対応等について、業務実績報告書等で更に具体的に明らかにする。</p> <p>なお、平成 24 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「日本経済再生に向けた緊急経済対策」（平成 25 年 1 月 11 日）において、復興・防災対策、成長による富の創出及び暮らしの安心・地域活性化のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援等に係る技術協力並びに防災・減災機能向上のための施設改修に活用する。</p> <p>平成 25 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日）において、競争力強化及び防災・安全対策の加速のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。</p> <p>平成 26 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金及び施設整備費補助金については、「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」（平成 26 年 12 月 27 日）において、地方の活性化及び災害・危機等への対応のために措置されたことを認識し、中小企業及び地方自治体の国際展開支援事業等に係る技術協力並びに防災力強化のための施設改修に活用する。</p> <p>平成 27 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「総合的な TPP 関連政策大綱」（平成 27 年 11 月 25 日）において、海外展開先のビジネス環境整備等を図るために措置されたことを認識し、産業人材育成事業等に係る技術協用に活用する。</p> <p>平成 28 年度補正予算（第 2 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日）において、インフラなどの海外展開支援等を図るために措置されたことを認識し、インフラ輸出・中小企業等の海外展開支援等に係る技術協用に活用する。</p> <p>(2) 機構は、引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。</p> |
| <p>年度計画</p> <p>3. 予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画（有償資金協力勘定を除く。）</p> <p>① 自己収入の確保及び適正な管理・運用に努める。</p> <p>② 平成 27 年度補正予算（第 1 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「総合的な TPP 関連政策大綱」（2015 年 11 月 25 日）において、海外展開先のビジネス環境整備等を図るために措置されたことを認識し、産業人材育成事業等に係る技術協用に活用する。平成 28 年度補正予算（第 2 号）により追加的に措置された運営費交付金については、「未来への投資を実現する経済対策」（平成 28 年 8 月 2 日）において、インフラなどの海外展開支援等を図るために措置さ</p> |

れたことを認識し、インフラ輸出・中小企業等の海外展開支援等に係る技術協力を活用する。
③ 運営費交付金債務残高を減少させる。

主な評価指標 (定量的指標) 運営費交付金債務残高の減少

3-2. 業務実績

指標 27-1 自己収入の実績

- 自己収入のうち事業収入は消費税の還付等を除く 4.8 億円 (2015 年度実績 4.9 億円, 2016 年度計画額 3.2 億円) となった。計画額からの主な増要因は雑収入の増等による。また、寄附金収入は 1,700 万円 (同 1,200 万円, 1,400 万円) となり、「世界の人びとのための JICA 基金」を通じた支援事業 (新規 16 件, 継続 11 件), 使途特定寄附金事業「ラオスにおけるニコソ・JICA 奨学金制度」に使用した。また、海外開発計画調査事業等の受託事業収入は 3.3 億円 (同 5.8 億円, 3.4 億円) で、当該事業の実施費用に充当した。

指標 27-2 運営費交付金債務残高の状況

- 前年度までの予算執行状況や為替レートの影響等を踏まえ、2016 年度予算 (有償勘定技術支援費の増額分を含む) を適切に配賦した。予算調整部門による予算見直し結果をヒアリング・査定し、適正な執行管理により運営費交付金債務残高の削減を図った。
- 2016 年度末時点の運営費交付金債務残高は 339.2 億円 (2015 年度末 466.4 億円) となっており、その内訳は以下のとおりである (括弧内は 2015 年度末時点の金額)。

| | | |
|---------------|----------|------------|
| 運営費交付金の残 | 105.4 億円 | (228.6 億円) |
| 前渡金 | 227.9 億円 | (233.6 億円) |
| 前払費用, 長期前払費用等 | 5.9 億円 | (4.2 億円) |

運営費交付金の残の発生理由は、治安、相手国側機関の都合等により、当初の計画に変更が生じ、年度をまたいで契約せざるを得なかった等の事情による。

指標 27-3 セグメント情報等の改善に向けた状況

- 2012 年度の財務諸表 (2013 年 6 月公表) から財務諸表のセグメント区分を「財源別」から「業務別」に改善した。また、2015 年度計画の変更以降、セグメント区分に対応した予算を表示している。(2016 年度の決算報告書, 貸借対照表, 損益計算書は別表 1~3 参照)

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

年度末の運営費交付金債務残高の削減に向けた、要因分析、対応策の検討を期待したい。

<対応>

治安、相手国側機関の都合等の現地事情を踏まえた計画の変更に伴う予算見直しを適宜行うとともに、前渡金の適時適切な費用化に取り組み、運営費交付金債務残高の減少に努めた。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定: B

根拠: 以下により、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

自己収入を適正に運用管理した。予算執行管理のより一層の適正化を図りつつ運営を行った結果、運営費交付金債務残高は削減した。

<課題と対応>

引き続き、事業の質の確保に留意しつつ適正な予算執行管理を行う。

3-5. 主務大臣による評価

評定：B

<評定に至った理由>

自己収入の実績や運営費交付金債務残高は、適切に運用管理がなされていると評価される。
セグメント情報等の改善に向けた取組も適切に行われていると評価される。(2017年6月12日に提出された2016年度の決算報告書、貸貸対照表、損益計算書は6月29日付で承認済み)

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)

引き続き、年度末の運営費交付金債務残高の削減に向けた、要因分析、対応策の検討を期待したい。

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

—

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|--|
| No. 28 | 短期借入金の限度額 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| 該当なし | | | | | | | |

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標 |
|--|
| <p>中期目標</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(1) 機構は, 運営費交付金を充当して行う業務については, 「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算, 収支計画及び資金計画を作成し, 当該予算等に基づき質の確保に留意し, 予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また, 毎年の運営費交付金額の算定については, 運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で, 厳格に行うものとする。加えて, 財務内容の一層の透明性を確保する。</p> <p>(2) 機構は, 引き続き自己収入の確保及びその適正な管理・運用に努める。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>4. 短期借入金の限度額</p> <p>一般勘定 620 億円 有償資金協力勘定 2,200 億円</p> <p>理由: 一般勘定については, 国からの運営費交付金の受け入れ等が 3 ヶ月程度遅延した場合における職員への人件費の遅配及び事業費の支払い遅延を回避するため。有償資金協力勘定については, 借入金償還と貸付金回収の短期資金ギャップ, 財投機関債発行時の繋ぎ, 貸付実行額の急激な変動等に機動的・効率的に対処するため。</p> |
| <p>年度計画 (中期計画と同内容)</p> |
| <p>主な評価指標</p> <p>(定量的指標) 短期借入金の金額: 限度額以内</p> |

3-2. 業務実績

指標 28-1 一般勘定における短期借入金の実績/指標 28-2 有償勘定における短期借入金の実績

- 一般勘定, 有償資金協力勘定ともに, 本年度内の短期借入金の実績はない。

| 3-3. 指摘事項への対応 |
|---------------|
| <指摘事項>なし |

| 3-4. 年度評価に係る自己評価 |
|--|
| <p><評定と根拠></p> <p>評定: B</p> <p>根拠: 一般勘定, 有償資金協力勘定ともに短期借入の実績はなく, 中期計画の所期の目標を達成していると認められる。</p> |
| <p><課題と対応></p> <p>なし。</p> |

3-5. 主務大臣による評価

評定：B

<評定に至った理由>

一般勘定、有償資金協力勘定ともに短期借入の実績はなく、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)

—

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

—

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|--|
| No. 29 | 不要財産の処分等の計画 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0126 無償資金協力, 0127 独立行政法人国際協力機構運営交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| 該当なし | | | | | | | |

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標 |
|--|
| <p>中期目標</p> <p>3. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(3) 経費の効率化, 給与水準の適正化等, 保有資産の適正な見直し</p> <p>(ハ) 保有資産の適正な見直し</p> <p>機構の保有する資産については, 詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに, 資産の利用度のほか, 本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡, 効果的な処分, 経済合理性といった観点に沿って, その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また, 機構の資産の実態把握に基づき, 機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し, 支障のない限り, 国への返納等を行うものとする。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には, 当該財産の処分に関する計画</p> <p>区分所有の保有宿舎については, 平成 24 年度に 34 戸, 平成 25 年度に 33 戸, 平成 26 年度に 33 戸を譲渡し, これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。ただし, 譲渡が困難な場合は, 当該不要財産を国庫に納付することがある。</p> <p>大阪国際センターについては, 平成 24 年度末までに現物納付する。広尾センターについては, 平成 26 年度末までに現物納付又は譲渡する。</p> <p>所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については, 平成 28 年度末までに現物納付又は譲渡する。譲渡の場合, これにより生じた収入の額の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額を国庫に納付する。</p> |
| <p>年度計画</p> <p>5. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には, 当該財産の処分に関する計画</p> <p>所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅については, 2016 年度末までに現物納付または譲渡する。</p> |
| <p>主な評価指標</p> <p>(定性的指標) 所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅の処分状況</p> |

3-2. 業務実績

指標 29-1 不要財産の処分実績

- 所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅を売却し, 売却収入のうち売却に要した手数料等を控除した 5.1 億円を「独立行政法人通則法」第 46 条の 2 (不要財産に係る国庫納付等) 及び「独立行政法人の組織, 運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令」第 7 条 (中期計画等に定めた不要財産の譲渡収入による国庫納付) の規定に基づき, 2017 年 2 月に国庫納付した。

| 3-3. 指摘事項への対応 |
|---------------|
| <指摘事項>なし |

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：以下により，中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅の処分について，計画どおり売却を進め，収入のうち手数料等を控除した金額の国庫納付手続きを完了した。

<課題と対応>

なし

3-5. 主務大臣による評価

評定：B

<評定に至った理由>

所沢・筑波構外・駒ヶ根構外・篠原町の職員住宅の処分について，計画に沿った手続きが進捗したと評価される。

以上を踏まえ，中期計画における所期の目標を達成していると認め，「B」評価とする。

<今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)

—

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

—

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|-----------------------------------|
| No. 30 | 重要な財産の譲渡等の計画 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| 該当なし | | | | | | | |

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標 | |
|--------------------------------|--|
| 中期目標 | 3. 業務運営の効率化に関する事項 (3) 経費の効率化, 給与水準の適正化等, 保有資産の適正な見直し (ハ) 保有資産の適正な見直し 機構の保有する資産については, 詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに, 資産の利用度のほか, 本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡, 効果的な処分, 経済合理性といった観点に沿って, その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。また, 機構の資産の実態把握に基づき, 機構が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し, 支障のない限り, 国への返納等を行うものとする。 |
| 中期計画 | 該当なし |
| 年度計画 | 該当なし |
| 主な評価指標 | (定性的指標) 重要な財産を譲渡又は担保に供した実績 |

3-2. 業務実績

指標 30-1 重要な財産又は担保に供した実績

2016 年度は該当がなく, 年度計画も策定していないため, 報告対象外とする。

| 3-3. 主務大臣による評価 |
|--|
| 評定：－ <評定に至った理由> 実績がないため, 評価対象外とする。 |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|-----------------------------------|
| No. 31 | 剰余金の使途（有償資金協力勘定を除く。） |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| 該当なし | | | | | | | |

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標，計画，主な評価指標 |
|---|
| 中期目標（定めなし） |
| 中期計画 剰余金が発生した際は，中期計画の達成状況を見つつ，事業の改善・質の向上に資する業務及び施設・設備の整備に必要な経費に充てることとする。 |
| 年度計画（中期計画と同内容） |
| 主な評価指標 （定性的指標）剰余金の使途 |

3-2. 業務実績

指標 31-1 剰余金の使途

「独立行政法人通則法」第 44 条第 3 項により中期計画で定める使途に充てることのできる剰余金（目的積立金）はないため，報告対象外とする。

| 3-3. 主務大臣による評価 |
|---|
| 評価：－ <評価に至った理由> 実績がないため，評価対象外とする。 |

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|--|
| No. 32 | 施設・設備 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0127 独立行政法人国際協力機構運営費交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| 該当なし | | | | | | | |

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標、計画、主な評価指標 | | | | | | | | | |
|---|-----------|-------|-----|------------------|-----------|-------|---|--|-------|
| <p>中期目標</p> <p>5. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 施設・設備</p> <p>機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。</p> | | | | | | | | | |
| <p>中期計画</p> <p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設・設備</p> <p>業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的・効率的な運営に努める。</p> <p>具体的には、既存の施設の老朽化等の業務実施上の必要性の観点から、施設・設備の整備改修等を行う。</p> <p style="text-align: center;">平成 24 年度から平成 28 年度の施設・設備の整備に関する計画 (単位：百万円)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>財源</th> <th>予定額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部及び国内機関等施設整備・改修</td> <td>施設整備費補助金等</td> <td style="text-align: right;">4,637</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">計</td> <td style="text-align: right;">4,637</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 施設整備費補助金等の具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。</p> | 施設・設備の内容 | 財源 | 予定額 | 本部及び国内機関等施設整備・改修 | 施設整備費補助金等 | 4,637 | 計 | | 4,637 |
| 施設・設備の内容 | 財源 | 予定額 | | | | | | | |
| 本部及び国内機関等施設整備・改修 | 施設整備費補助金等 | 4,637 | | | | | | | |
| 計 | | 4,637 | | | | | | | |
| <p>年度計画</p> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設・設備</p> <p>既存施設・設備の老朽化等による必要性を踏まえて、整備・改修を実施する。</p> | | | | | | | | | |
| <p>主な評価指標</p> <p>(定性的指標) 施設・設備の整備に関する実績</p> | | | | | | | | | |

3-2. 業務実績

指標 32-1 施設・設備の整備に関する実績

- 2016 年度当初予算の防災力強化事業としてエレベーターの改修工事等（二本松青年海外協力隊訓練所、九州国際センター、沖縄国際センター）、また老朽化対策としての設備更新工事（北海道国際センター（帯広）、施設改修工事（駒ヶ根青年海外協力隊訓練所））を実施し、いずれも完了した。

| 3-3. 指摘事項への対応 |
|---------------|
| <指摘事項>なし |

| 3-4. 年度評価に係る自己評価 |
|--|
| <評定と根拠> |
| 評定：B |
| 根拠：3 拠点（二本松青年海外協力隊訓練所、九州国際センター及び沖縄国際センター）の防災力強 |

化のためのエレベーター改修工事等を予定通り完了した。また、老朽化対策としての設備更新（北海道国際センター（帯広））及び施設改修（駒ヶ根青年海外協力隊訓練所）工事もそれぞれ完了した。

以上を踏まえ、中期計画の所期の目標を達成していると認められる。

<課題と対応>

円滑な事業運営に資するため、引き続き長期的な視野に立って業務実施上必要な施設・設備の整備改修等を行う。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

既存の施設の老朽化等に対応する必要性から、適切に施設・設備の整備改修等を行った。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き、実施中の工事の適切な実施監理を期待する。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

—

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|--|
| No. 33 | 人事に関する計画 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0127 独立行政法人国際協力機構運営費交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| 該当なし | | | | | | | |

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標 |
|--|
| <p>中期目標</p> <p>5. その他業務運営に関する重要事項 (2) 人事</p> <p>機構は、効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適正配置及び役割と貢献に応じ処遇への適正な反映を図る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員のキャリア開発や研修等の充実を通じた能力強化を図る。そのため、職員の専門性をより一層高めて活用するキャリア開発を促進する観点から、若手の段階から専門分野を含めたキャリアの方向性を意識させるとともに、様々な方法で効率的に現場に展開する機会を増やす。</p> <p>機構は、これらの効果的かつ効率的な業務運営に則した人事に関する計画を定める。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (2) 人事に関する計画 (一) 段落目は中期目標と同内容のため省略</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 的確な勤務成績の評価を行い、役割と貢献に応じた処遇の徹底を実現することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を図り得る適材適所の人事配置を行う。 ● 職員一人一人にキャリア開発の方向性を意識させるとともに、事業現場でのマネジメント経験、国際機関への出向等の活用も含め、国・地域・開発課題に関する知見の深化、協力プログラム策定・プロジェクトマネジメント能力の強化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力の涵養を目的とした研修又は機会を提供し、業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力強化を図る。 ● 在外職員に対して、在外において円滑な業務の遂行を可能とする支援策を拡充し、これまで家庭の事情等により在外赴任が困難であった職員の赴任を可能とするなど、人的リソースの効率的な活用を図る。 |
| <p>年度計画</p> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (2) 人事に関する計画</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 評価者研修の継続、改善等に努め、年 1 回の勤務成績の評価を適切に実施するとともに、的確な人事評価と役割・貢献に応じた処遇の徹底を図る。期限付職員の人事評価結果の処遇への反映範囲を拡大するとともに、賞与等における査定賞与と固定賞与の支給割合の見直しを検討する。 ② より効果的かつ効率的な業務運営及び国内外の更なる態勢強化に向け、適材適所の人事配置を実施する。多様な人材が最大限能力を発揮できるようダイバーシティマネジメントを推進するため、管理職向けの研修を実施するとともに、職階別研修のコンテンツにも取り入れる。 ③ 業務内容の高度化及び専門化に対応する職員の能力を強化するため、特定職、期限付職員を含めた職員のキャリア開発や研修等を継続、充実する。中核的人材の強化のため、総合職職員の能力・キャリア開発を後押しするキャリア・コンサルティングの継続に加え、長期研修やエキスパート職群の新規登用の実施を通じた拡充、他機関への出向等の施策を活用する。現地職員の能力向上及び更なる活用のための施策をガイディングプリンシプルに基づき実施する。 ④ 働き方改革を中心としたワーク・ライフバランス、ダイバーシティに係る取組の強化を通じ、時間と成果を意識した働き方の浸透、長時間労働の是正、日常業務の一層の効率化を図り、生産性向上、創造的業務の取組を促進する。また、在外勤務や海外出張等の機構の業務の特性と家庭生活の両立に向けた環境を整備するため、関連情報や経験談等の共有の一層の活性化、関連研修の実施等の各種施策を継続・深化・発展させる。 |
| 主な評価指標 |

3-2. 業務実績

指標 33-1 勤務成績の評価の実施と給与への反映状況

- **勤務成績の評価**：人事評価制度に基づき、全職員に対して勤務成績の評価を実施し、その結果を6月並びに12月の賞与及び7月の昇給に反映した。また、勤務成績の評価がより処遇に反映されるよう、賞与における査定賞与の割合を3割から4割に見直し、12月賞与より反映した。
- **期限付職員の評価の給与への反映**：従来、期限付職員の勤務成績の評価は期間満了報奨金にのみ反映される制度であったが、賞与に反映されるよう見直しを行った（6月賞与より反映）。
- **評価者研修**：人事評価制度が職員の理解を得て適切に運用されるよう、新任管理職及びこれまで未受講の管理職計37名を対象に評価制度の理解と評価の目線合わせのための研修を実施した。
- **ウェブ研修**：人事評価制度の職員への理解向上と留意すべき点の周知のため、ウェブ・ベース研修「人事評価について知っておくべき12の基本」を新規に複数回実施した（11月、2017年3月）。
- **職員アンケート調査**：昨年度と同程度の全体の74%が「JICAは自分にとって働きがいのある組織である」と回答した。この設問に対する満足度は3.85であり、ベンチマークである「上場企業（正社員）」（3.27）、「公務員（正規職員）」（3.43）と比較して高い水準となっている。

指標 33-2 適材適所の人事配置に向けた取組状況

- **特定職制度**：人事制度ハンドブックを改訂し、特定職のキャリアパスをより明確にした。また、特定職から2名の管理職の登用と、募集に基づく特定職から総合職への職系転換を4名に行い、適材適所の人材活用を進めるとともに意欲の向上を図った。
- **特定職転換**：有為の有期雇用人材を無期雇用に転換し、特定業務に係る知見の蓄積と人材育成を一層推進するため、転換への応募要件を大幅に緩和して26名（2015年度11名）を特定職に採用することを決定した。
- **ダイバーシティマネジメント**：管理職登用時研修及び階層別研修に同内容に係る講義を新設。経営職研修、執行職研修でもダイバーシティ調査結果を配布し、経営層へも周知徹底している。

指標 33-3 職員の能力開発機会の提供状況

- **若手・中堅職員の能力開発機会の拡充**：職員の能力・キャリア開発の後押しを目的としたキャリア・コンサルテーションを前年度同様48名に実施し、年度計画の目標を達成した（2014年度比1.2倍）。また、キャリア・コンサルテーション実施年次を10年目から7年目に引き下げ、より早い段階でキャリア形成への意識付けを行うとともに、入構3年目職員に対するプレ・キャリアコンサルテーション（26件）を実施した。
- **エキスパート職群**：組織の専門性の知見強化を担うエキスパート職群を7名新規認定して拡充した。
- **他機関への出向等**：職員のキャリア形成と他機関等との連携促進のため、国際機関、省庁、大学等への職員派遣を継続的に実施している。
- **コアスキル研修の拡充**：職員に必要な基礎的能力・ノウハウ（コアスキル）を強化する研修「JICAアカデミー」を隔月で開催している。2016年度からは在外赴任前研修とのカリキュラム上の明示的な差別化を行うとともに、職階別研修でも入構後3年目までの職員に対し早期受講を勧奨した。加えて、理事長・副理事長を含めた役員等による講義を計5回開催した。

- **専門能力及びマネジメント力の強化**：今後の事業ニーズを踏まえた専門能力強化のため、金融機関等による外部研修に職員 16 名を派遣した。また、管理職登用前の中堅層のマネジメント力を強化すべく人事院公務員研修の枠を増加し、職員 2 名が参加した。さらに、リーダーシップ力強化の新たな機会として、富士通総研経済研究所「実践知研究センター訓練」に基幹職職員を 1 名派遣した。
- **現地職員（NS：National Staff）の育成**：（No. 22-3 参照）

指標 33-4 ワーク・ライフバランスにも配慮した在外赴任に向けた取組状況

- **Diversity & Inclusion 経営の推進, SMART JICA PROJECT**：2015 年度下半期に実施した Diversity & Inclusion (D&I) 経営推進に係る現状調査の結果をもとに JICA における D&I 経営推進の必要性や基本方針を整理し、機構内に周知した。2015 年度より実施中の働き方改革「SMART JICA PROJECT」を D&I 経営推進のエンジンと位置付け、業務の質の向上、ワーク・ライフバランスの実現、D&I 経営の推進を継続している。各部署の取組事例の共有や勤務実績データの共有促進、実施体制の確立等を通じ、時間と成果を意識した働き方の浸透、超過勤務の削減、有給休暇の取得を促進した。
- **配偶者同伴休職制度**：ライフステージに応じた多様な働き方の確立のため、配偶者同伴休職制度を設けて運用している（2014 年度以降、配偶者は機構職員以外でも可としている）。2016 年度末時点で前年度比 2 倍の 10 名の職員が同伴休職中である（2014 年度末 3 名、2015 年度末 5 名）。
- **在宅勤務制度**：2014 年度に国内全部署を対象に導入。6 月に家族宅での勤務や前日申請を認める条件緩和や申請様式の簡略化等の利用環境及び運用改善を行い、働き方の選択肢として定着している。
- **女性活躍推進法（4 月）、育児・介護休業法改正（2017 年 1 月）対応**：関連各法の施行・改正に対応。女性活躍推進法について女性管理職比率 15%の早期達成を目標として届出した。育児・介護休業法の改正にあわせ内部規程を改正し、特に介護と仕事の両立に関して、法定を上回る制度（介護休業の取得期間 6 か月や介護休暇の時間単位取得等）を整備した。
- **介護・育児と仕事の両立支援の拡充**：介護における外部サービスとの提携に加え、新たに病児保育、ベビーシッター、家事代行等を行う民間企業との法人契約、内閣府ベビーシッター派遣事業の活用によるベビーシッター利用費用補助を開始。女性管理職比率を向上する一助として、育児とキャリア形成を両立するための支援取組を拡充した。
- **ダイバーシティ、ワーク・ライフバランスを踏まえた人事制度・運用の強化**：子連れでの在外赴任、海外出張、管理職業務と育児の両立等に関する先輩職員の経験談の共有に重点を置いたワークショップ、セミナーを育児休業復職後、育児休業中の職員を対象に各 1 回実施。JICA ファミリーデー（過去最高の 282 名参加）、幼児教育専門家による育児勉強会（新規・計 7 回）、50 代セミナー（1 回）、介護セミナー（2 回）、ニュースレター発行（計 4 回）、育児・介護をテーマとした人事部主催のランチ会（育児・介護、毎月 1 回）などを通じ、ライフイベントと在外勤務や海外出張等の機構業務の特性を踏まえたキャリア形成の両立に向けたグッド・プラクティスの共有等を促進した。
- **メンタルヘルスへの取組**：7 月のバングラデシュ・ダッカでの襲撃事件や南スーダンの騒擾・退避事案等を受け、大きなショックを受けたときの心の疲れとの向き合い方やセルフケアの方法、管理者の心得等に関するメンタルヘルスセミナーを実施（計 2 回、本部参加者 167 名、国内・海外延べ 62 拠点とテレビ会議接続）。改正労働安全衛生法により義務化されたストレスチェックの実施に関し、制度・運用面の整備、実施の勧奨、結果の周知・共有等を通じ、メンタル不調の未然防止、職場環境改善に係る取組を強化した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

業務内容の拡大と高度化に対応した人員の能力強化やライフステージに応じた多様な働き方の確立を通じた人的リソースの効率的な活用に向けた引き続きの制度改善に期待する。

<対応>

キャリア・コンサルティングを通じた職員のキャリア開発支援を継続すると同時に、JICA アカデミーの拡充及び研修機会の質・量両面での拡大（特定職向け研修の導入、金融機関等の外部機関を活用した専門研修の活用など）を通じて、職員・スタッフ等のコアスキル及び専門性の強化を図り、業務内容の拡大と高度化に対応した。適材適所の人員配置と人材活用の観点からは特定職転換の拡充を通じて特定業務への対応力を強化するとともに、有為の有期雇用人材の更なる活用を図った。

加えて、ナショナルスタッフ（NS）に関する管理職登用ガイドラインの策定、所属部門を超えたNS 能力開発・研修機会等の共有プラットフォームの設置、NS 向け JICA アカデミーの拡充などを通じ、より一層活躍できる環境の整備を推進している。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：評価指標の目標水準を着実に達成したことに加え、以下のとおり年度計画に対して所定の成果を上げていることから、中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

1. 適切な人事評価の実施と処遇への反映

年 1 回の勤務成績評価を適切に賞与及び昇給に反映するとともに、評価者研修の継続実施やウェブ・ベース研修の新規実施を通じて制度理解と評価の目線合わせを継続した。また、職員アンケートの結果からは全体の 74%が働き甲斐のある組織であると回答しており、上場企業や公務員と比較しても高い水準を維持している。

2. 適材適所の人事配置、ダイバーシティマネジメントの推進

ハンドブックの改訂等により特定職のキャリアパスを明確化した。また、特定職から総合職への職系転換（4名）、有期雇用人材の特定職への採用（26名）などを通じ、有為な人材の活用を推進した。さらに、ダイバーシティマネジメントを推進するための管理職等向けの研修を新設するとともに、上位管理職向けの研修でも周知するなどの方策を取った。

3. 職員等の能力強化

年度計画で設定した定量的指標であるキャリア・コンサルティングは計画どおり 48 名を対象として実施したほか、実施年次の引き下げなどを通じてキャリア形成への意識づけを強めている。また、コアスキル研修の受講を若手職員にも勧奨し、基礎的能力やノウハウの早期定着を促進した。加えて、専門能力を強化するため、外部研修に職員 16 名を派遣している。さらに、現地職員を有効に活用するため「JICA アカデミー」英語版を継続し、7 件の講義に延べ 280 名が参加した。

4. ワーク・ライフバランスに係る取組の強化、環境整備等

働き方改革「SMART JICA PROJECT」の継続や配偶者同伴休職制度の運用、在宅勤務制度の利用環境や運用の改善、女性活躍推進法や育児・介護休業法の改正に対応するための制度改善などを通じ、時間と成果を意識した働き方の浸透や長時間労働の是正に取り組み、業務の一層の効率化や生産性の向上を図っている。

<課題と対応>

現地職員も含めた多様な人材のさらなる活用に向けた働き方の選択肢の柔軟化、コミュニケーション

ンの活性化やナレッジマネジメントの強化等に向けた制度設計と運用の徹底、執務環境の整備等が今後の課題である。かかる状況を踏まえ、働き方改革「SMART JICA PROJECT」の推進を通じた生産性向上、創造的業務の促進や、キャリア形成とライフイベント、家庭生活の両立に向けた施策の確実な継続、研修実施を通じた現地職員の能力開発に引き続き取り組む。

また、職員の能力強化と中核的な人材育成のため、職員のキャリア開発にむけた研修や総合職職員のキャリア・コンサルテーションを継続するほか、他機関への出向等を実施する。

3-5. 主務大臣による評価

評価：B

<評価に至った理由>

適切な人事評価の実施と処遇への反映については、内部制度に基づき適切に実施されている。

適材適所の人事配置、ダイバーシティマネジメントの推進については、内部制度の運用に取り組んでおり、適切に実施されている。

職員等の能力強化については、キャリア・コンサルテーションを計画どおり 48 名を対象として実施したことに加え、特に若手・中堅職員の能力開発に向けた取組の拡大や、専門能力の強化を目的とした外部研修への派遣等の取組を推進している。

ワーク・ライフバランスに係る取組の強化、環境整備等については、働き方改革の継続や、制度の改善に引き続き取り組んでいる。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

業務内容の拡大と高度化に対応した人員の能力強化やライフステージに応じた多様な働き方の確立を通じた人的リソースの効率的な活用に向けた引き続きの制度改善に期待する。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

・JICA 職員が現場で政策レベルやプログラム全体をみていくためには、また南スーダンのように日本人関係者の行動が制約を受ける状況において、事業継続における現地職員の役割は益々重要になっている。現地職員の一層の活用を図るために、特に有能な人材においては昇進・キャリアディベロップメントや待遇のあり方を検討することも進めて欲しい。現地職員の昇進や待遇について、諸外国の援助機関の取組も参考にしながら、具体的な施策が打ち出されることを期待する。知日人材の活用についても同様。（給与水準 No. 26 にも関連？）専門性の高い JICA 職員の育成・適正配置についても、専門性の高い JICA 職員を政策コーディネーターや「強化プログラム」リーダーとして配置（及び育成）するなど、人事の観点からも検討しては如何。

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|--|
| No. 34 | 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取り扱い |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 平成 28 年度行政事業レビューシート番号 0127 独立行政法人国際協力機構運営費交付金 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| 該当なし | | | | | | | |

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標 |
|--|
| <p>中期目標</p> <p>4. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>(1) 機構は、運営費交付金を充当して行う業務については、「3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算、収支計画及び資金計画を作成し、当該予算等に基づき質の確保に留意し、予算執行管理の一層の適正化を図りつつ運営を行う。また、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。加えて、財務内容の一層の透明性を確保する。</p> |
| <p>中期計画</p> <p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項（機構法第 31 条第 1 項及び法附則第 4 条第 1 項）</p> <p>前中期目標期間の最終事業年度において、通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。</p> <p>前中期目標期間中に回収した債権又は資金については、機構法に基づき、適切に国庫に納付する。</p> |
| <p>年度計画</p> <p>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</p> <p>(3) 積立金の処分及び債権等の回収により取得した資産の取扱いに関する事項</p> <p>⑤ 前中期目標期間繰越積立金は、直前の中期計画においてやむを得ない事由により中期目標期間を超える債務負担としている契約（有償資金協力業務を除く。）、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てることとする。また、独立行政法人国際協力機構法第 31 条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた額については、費用的支出の財源に充てることとする。</p> <p>⑥ 前中期目標期間中に回収した債権又は資金で、独立行政法人国際協力機構法施行令（平成 15 年政令第 409 号）附則第 2 条の定めるところにより主務大臣の承認を受けた金額については、施設・設備の整備、改修等の財源に充てることとする。</p> |
| <p>主な評価指標</p> <p>(定性的指標) 前中期目標期間繰越積立金及び前中期目標期間繰越回収金の使途</p> |

3-2. 業務実績

指標 34-1 前中期目標期間繰越積立金の使途

- 主務大臣より承認された 238.5 億円のうち 10.4 億円が安全対策経費及び事業継続計画に係る経費の財源とすることを認められており、2016 年度は 5.0 億円を事業継続計画に係る経費として支出した。

指標 34-2 前中期目標期間繰越回収金の使途

- 第 2 期中期目標期間中に回収した債権又は資金（68.0 億円）のうち、2012 年 6 月に主務大臣から承認された 16.8 億円を第 3 期中期目標期間中の既存施設改修の資本的支出の財源に充当する計画

としている。なお、残額の 51.3 億円は 2012 年 7 月に国庫納付した。

- 2016 年度は 7.8 億円を北海道国際センター（帯広）及び駒ヶ根青年海外協力隊訓練所の改修に支出した。

3-3. 指摘事項への対応

<指摘事項>

引き続き、主務大臣の承認した範囲内で、適切に支出を行うことが求められる。

<対応>

主務大臣の承認した範囲内で、適切に支出した。

3-4. 年度評価に係る自己評価

<評定と根拠>

評定：B

根拠：第 2 期中期目標期間の積立金及び回収金を主務大臣の承認の範囲内で適切に支出した。

以上を踏まえ、中期計画の所期の目標を達成していると認められる。

<課題と対応>

なし。

3-5. 主務大臣による評価

評定：B

<評定に至った理由>

第 2 期中期目標期間の積立金及び回収金について、主務大臣の承認の範囲内で適切に支出を行ったと評価される。

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題>（実績に対する課題及び改善方策など）

引き続き、主務大臣の承認した範囲内で、適切に支出を行うことが求められる。

<その他事項>（有識者からの意見聴取等）

—

| 1. 当事務及び事業に関する基本情報 | |
|--------------------|-----------------------------------|
| No. 35 | 中期目標期間を超える債務負担 |
| 関連する政策評価・行政事業レビュー | 平成 28 年度外務省政策評価事前分析表 28-VI-1 経済協力 |

| 2. 主要な経年データ | | | | | | | |
|-------------|------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 評価対象となる指標 | 達成目標 | 基準値 | 2012 年度 | 2013 年度 | 2014 年度 | 2015 年度 | 2016 年度 |
| 該当なし | | | | | | | |

| 3-1. 各事業年度の業務に係る目標, 計画, 主な評価指標 |
|---|
| 中期目標 (定めなし) |
| 中期計画 中期目標期間を超える債務負担については, 当該債務負担の必要性が認められる場合には, 次期中期計画期間にわたって契約を行うことがある。 |
| 年度計画 (定めなし) |
| 主な評価指標 なし |

3-2. 業務実績

指標 35-1 中期目標期間をまたぐ複数年度契約

- 商慣習上, 長期の複数年度契約が一般的な場合や, 契約期間を分割した場合事業が円滑に行われなくなるおそれがある, 若しくは経費の増大が見込まれる場合に, 機構として必要性を認める契約に関して中期目標期間をまたぐ複数年度契約として 1,668 件の契約を締結した。

| 3-3. 指摘事項への対応 |
|---------------|
| <指摘事項>なし |

| 3-4. 年度評価に係る自己評価 |
|--|
| <評定と根拠> 評定: B 根拠: 商慣習上, 長期の複数年度契約が一般的な場合や, 契約期間を分割した場合事業が円滑に行われなくなるおそれがある, 若しくは経費の増大が見込まれる場合に, 機構として必要性を認める契約に関して中期目標期間を超える債務負担を行う契約を締結している。以上より, 中期計画の所期の目標を達成していると認められる。 |
| <課題と対応> なし。 |

•

| 3-5. 主務大臣による評価 |
|---|
| 評定: B <評定に至った理由> 中期目標期間を超える債務負担について, 必要性が認められる範囲内での契約であると認められる。 |

以上を踏まえ、中期計画における所期の目標を達成していると認め、「B」評価とする。

<今後の課題> (実績に対する課題及び改善方策など)

—

<その他事項> (有識者からの意見聴取等)

—